岩磐史料叢書
上巻

岩磐史料叢書

上卷

岩磐史料叢書

例言

一、本叢書は、岩磐史料刊行會の編纂に成るもの也。而して岩磐史料刊行會の趣意書及規定等は、參考のため、次に之を掲載せり。

一、岩磐史料刊行會は、最初午來丈助氏之を計畫し、予、後ち之を引受けて完成したる也。隨つて本會に關する一切の責任は、予に在り。

一、予は隱れたる史料を搜索す可く、數月に渉りて、縣下各地を旅行したりと而も獲る所甚だ鮮かりき。實際に輯錄する所と、發行豫定書目との相一致せざるは、搜索の結果此と彼と相換ゆるの至當なるを發見せるに由る。又二三特志者の注意に依り、變更したるもあり。

一、由來寫本には、誤字異文多し、傳寫の際無意に出でたるもある可く、增

補修正の意味を以て、後人が故意に改作したるもある可し、而も筆記の年月明かならざるを以て、其何れが原本たるかを判定する事容易に非ず。故に本書は、種々の異本あるものは、比較的原本に近しと信ずるものを、其儘に輯錄し、文章、用語等に意味不通の點あるも、敢て之に改作を加へず、其原形を保存するに努力せり。

一、本書の出版が、豫定の期日より、數月遲引せるは、原本蒐集及び會員募集上の都合に依る。早く入會を申込まれたる會員諸氏に對し、特に謝意を表し置く。

大正五年九月

幹事長　釘本衛雄

岩磐史料刊行會趣意書

岩磐二州は、古來奧羽の關門として、日本歷史上に重要の位置を占む。而も其地邊陬に位し、文化洽からざりしため、正確なる史料に乏しく、口碑等に却りて荒誕無稽の說を誤り傳へたるの嘆あるを免れず。故を以て吾人が祖先の眞事跡も、多くは湮滅に歸し、今にして之を討ぬれば、茫として他國の事に接するの感あり。要するに我東北史は、日本の史界に於ける未開の一大荒原たり。而して之が開拓は、素より容易の業に非ず。專門の學者猶且つ之を難んずる如く、敢て手を下さゞる所以のもの、蓋し茲に存せん乎。而も是れ豈我東北地方の一大恨事ならざらんや。

故に吾人は、其完きを期し得ざるも、猶其缺を補ふに微力を致さんため、茲に本會を組織せり。乃ち先づ岩磐二州の歷史に關する名著にして、地方文化の開發に、深甚の關係を有するも、槪ね古人の筆寫に成れるため、一の珍

寶として高閣に秘藏されたるもの數十種を撰び、之を剞劂に附し、以て同好の士に頒たんと欲す。蓋し鄕土史の研究は、最も意義ある近來の一美事にして、教育上に將た行政上に、至大の效果と興味とを寄與するもの、吾人の此擧決して徒爾にあらざる可きを信ず。尙くば大方有志各位の指導と賛助とを得んことを。

今便宜のため吾人が本會組織の趣旨を、要約すれば左の如し。

一、岩磐二州の史實は、其地理的關係に於て、多岐多般なるにも關せず、古來文化洽からざる結果、年を逐ふて湮滅に歸する恐れあり。

二、多くの古文書中、特に名著として地方文化の開發に資する珍書數十種を撰び刊行す。

三、原本は皆手寫に成り曾て廣く一般の視聽に觸れざるものゝみなる故、之が蒐集及び復寫等には多くの時間と經費とを要するため全く個人の事業として着手するを得ず。乃ち會員組織とせる所以也。

大正五年三月

岩磐史料刊行會

顧問

東京帝國大學總長 理學博士男爵 山川健次郎

農商務大臣 河野廣中

福島縣知事 堀口助治

編纂主任

文學士 木幡忠

同顧問

文學博士 小西重直

文學士 箭内亘

會計監督

第百七銀行支配人 小林富吉

幹事長 釘本衛雄

岩磐史料刊行會規定

第一、本會は岩磐史料刊行會と稱す

第二、本會の目的は岩代磐城二ヶ國の歷史に關する舊記古文書類を蒐集刊行して會員に頒布し互に攻究するに在り

第三、本會に左の役員を置き會務を處理す

編纂主任一名、會計監督一名、幹事長一名、幹事若干名、

第四、本會は事業の指導を乞はんがため顧問若干名を委囑す

第五、本會は第一期の事業として大正五年五月より同年十月までの期間內に一部五百頁乃至六百頁の書籍三部を刊行して會員に頒布すべし、但其內容は別紙豫定書目の通りなるもの編輯並に出版上の都合に依りては增減變更することあるべし

第六、本會の事業に對して資料を供給し若くは特別の贊助を與へたる人々は推して特に贊助員とす

第七、希望者は何人と雖も會員たることを得、但入會申込は大正五年八月二十五日限りとす

第八、普通會員は會費金七圓を前納すべし、但內金貳圓は入會保證金として入會と同時に拂込み殘額五圓は二回に分ちて第一回配本期迄に金貳圓五拾錢、第二回配本期迄に金貳圓五拾錢を拂込みを爲

すも差支なし

會員は中途退會することを得ず

發行豫定書目

一磐城風土記
一奥相志
一仙道弓矢鑑
一奥相茶話記
一會津世臣傳
一磐城四郡小舘記
一東奥標葉記
一道奥物語
一信達古論名所記
一信達歌
一相馬系圖

一信達風土記
一信達一統志
一磐城志
一會津雜事考
一元和八年老人聞書
一奥羽永慶軍記
一會津塔寺八幡日記
一白川古傳記
一奥相軍記
一白河往昔記
一會津陣物語

一須賀川風土記
一積達館基考
一關倉沿革私考
一仙道通鑑
一伊達鑑
一落葉榮衰記
一會津八幡續年日記
一淺川亂民記事
一信達顛覆記
一岩城系圖
一維藩雜話

一伊達記　一白川紀行　一相生集
一田村兵戰記

賛助員

舊會津藩主子爵　松平保男
舊二本松藩主子爵　丹羽長德
舊相馬藩主子爵　相馬順胤
舊三春藩主子爵　秋田重季
東京法科大學教授法學博士　仁井田益太郎
東京農科大學教授農學博士　草野俊助
醫學博士　阿久津三郎
外務省參政官　柴四郎
大藏省主税局長　松本重威
貴族院議員　鈴木周三郎
衆議院議員　大芝惣吉

衆議院議員　白井遠平
同　堀切善兵衞
同　鈴木寅彥
同　半谷清壽
同　市原又次郎
同　長澤倉吉
福島縣內務部長　財部秀實
同警察部長　片岡文理
同理事官　眞船民伊
慶應義塾幹事　石田新太郎
法學士　近藤達兒

ドクトル　小此木信六郎
前代議士　星一
同　佐々木鐵太郎
同　松本孫右衛門
同　吉田定之助
同　白井博之
同　安島重三郎
同　平島松尾
同　朝倉鉄藏
農業世界主筆　鹿野直司
福島縣師範學校長　荻原忠作
福島中學校長　西村岸太郎
安積中學校長　川上大記
會津中學校長　落合寅平
磐城中學校長　桐谷文平

相馬中學校長　滑川一郎
福島高等女學校長　小泉於兎彦
會津高等女學校長　長谷川一興
磐城高等女學校長　長岡恒喜
縣立工業學校長　下山又次郎
同商業學校長　田中正夫
同農學校長　清水冽
信夫郡長　遠藤不二彦
伊達郡長　更科熊彦
安達郡長　佐瀬剛
安積郡長　遠藤辰雄
田村郡長　酒井富三郎
石川郡長　中村欽五郎
岩瀬郡長　橋本武敏
西白河郡長　丸野實行

東白河郡長　須藤信立
北會津郡長　相馬恒彦
耶麻郡長　神子作助
河沼郡長　水野虎三郎
大沼郡長　石部豐
南會津郡長　小田島琢
石城郡長　青沼鉾太郎
双葉郡長　目黒俊彦
相馬郡長　吉野勝
福島市長　二宮哲三
同助役　渡邊新
若松市長　松本時正
福島縣會議長　菅村太事
前福島縣會議長　國守分
福島縣會副議長　山田信義

同參事會員　鈴木重郎治
同　氏家清
同　小杉善助
同　根本莊太郎
同　八田宗吉
同　前田兵郎
同　小針啓太郎
福島電燈株式會社社長　大島要三
福島縣農工銀行頭取　加藤寛六郎
同常務監査役　渡邊松太郎
第百七銀行頭取　内池三十郎
福島銀行頭取　吉野周太郎
福島商業銀行事務取締役　草野半
岩代銀行同　西谷小兵衛
双松館主　山田修

二本松町長 法學士 田倉孝雄
福島市會議長 湊芳藏
福島辯護士會長 三輪林之助
同縣醫師會長 白石酉三
福島民報主筆 高橋勝介
同 民友新聞主筆 門田勝衛
同 日々新聞主幹 遠藤一
國民新聞福島支局長 金子正明
中央新聞同支局長 齋藤篤一郎
報知新聞同支局長 鷹野彌三郎
やまと同支局長 井上國太郎
福島縣視學 吉村五郎
同 永山芳之助
信夫郡視學 天野助治
伊達郡視學 海野文藏
安達郡視學 鎌田金之助
安積郡視學 田代寛治
耶麻郡視學 坂田長吉
北會津郡視學 鈴木俊次郎
河沼郡視學 金子友喜
大沼郡視學 新谷貞雄
南會津郡視學 安井彌橋
西白河郡視學 小野克己
東白川郡視學 田口貢
石川郡視學 管野三郎治
岩瀨郡視學 青田初雄
田村郡視學 下河邊行藏
石城郡視學 瀨谷市太郎
双葉郡視學 藤田誠壽
相馬郡視學 石田弼常

本卷輯錄書目

信達一統志　磐城志
奥相茶話記　羽林源公傳
千載之松　田村兵戰記
本宮南町來由記

書目解題並著者略傳

信達一統志

志田正德撰

信夫、伊達二郡の地理沿革を記述せしものなるが、一般風土記とは、多少其體裁を異にする所あり。而して伊達郡の部は、僅に小手地方に關するものゝみ世に傳はり、他は所在明かならず。猶凡例中、卷末に信達年表を附錄とせる旨記しあるも、是れ又所在明かならず。異本種々あり。內容に精粗の差あるを免れず。此版は主として帝國圖書館所藏の寫本に依り、木口弘記氏の藏本を參照せり。而して編纂の便宜上伊達郡之部及び帝國圖書館の藏本に無く、木口氏の藏本に附錄としある人物志は、第貳卷に輯錄する事としぬ。

志田正德、通稱は春治、白淡亭と號す。信夫郡鎌田村の人、其先は本莊繁長に仕へ、對馬と稱し、勇猛の士なりしとぞ、正德幼にして學を好み、同村渡邊甚七翁に師事し、後江戶に到り、古賀小太郞（精里の子）に學ぶ。學成りて歸鄕し、里正と成る。慶應年間に沒す。農事の餘暇、親しく信達二郡を巡りて本書を編む。外に大鳥城昔語、白淡亭遺稿あり。

磐城志

鍋田晶山著

舊磐城四郡（菊多、磐城、磐前、楢葉）の地理沿革を記述せしものなり。然れども著者の略傳中に記せる如く、前後二回祝融の災に罹りしためか、總目錄に記する所全部世に傳はらず。而して本版採錄する所も、前後重複する所あり、原本の儘なるや否や、疑問を容るゝの餘地無しとせず。本版は磐城中學校所藏の寫本に依れり。

著者鍋田氏通稱三善、晶山と號す。平町鍋田三重氏の曾祖父に當る。晶山、平城主安藤家に奉仕して藩の中老たり。向きに磐城四郡地誌を撰み。稿成るに垂んとして不幸火災に罹る。後ち素志を償ひ、文政年間磐城志及岩城郡主安錄數十卷を著はす。然るに再び祝融の祟る所となり、稿本烏有に歸す。今世に傳はるは、其一部に過ぎず。晩年又陸奥・磐城名勝略記、磐城四郡地圖、赤穗義人纂書廿卷を著はせり。

奥相茶話記

中津朝睡撰

戰國時代に於ける相馬藩の戰爭記とも謂ふ可く、盛胤（大膳大夫）顯胤、盛胤（彈正大弼）義胤（長門守）父子數代相繼ぎて、伊達、岩城の各雄藩と干戈を交へ、能く其領土を維持せる苦心の迹は、本

書の最も力を入れて、記述したる所なり。本書に對して異説改正集あり。本書中の誤謬を、後人の修正したるもの也。第貳卷に輯錄する事としたり。

異本種々あり。本版は双葉郡幾世橋村馬場房時氏の藏本を主とし、相馬子爵家の藏本を參照せり。

著者の傳明かならず。

羽林源公傳　　廣瀨蒙齋撰

白河樂翁公の言行錄なり。公が一代の賢相名君たりしは、今更に言はず。而して本書は、公の最も厚き信任を受け、公の最も忠良なる相談相手たりし碩儒廣瀨蒙齋の撰に成る。樂翁公の言行錄として、最も信憑す可きものたるは、亦更に論無き所とす。「千載之松」と共に、吾人が修身上の教科書たる價値あり。本版は白河町石岡氏藏本に依る。

蒙齋名は典、字は以寧仁重と改め、大八と稱す。江戸の儒者にして、白河の人なり。父は正則、蒙齋寛政三年江戸に到り、昌平黌に入る。已にして海内を歴遊すること九年、江戸に歸る。此際白河公召して藩學の學頭と爲す。十二年物頭格に進み、祿百石を賜ひ、殊に命じて國政に與らしむ。文化十三年公封を桑名に移す。蒙齋權に郡代に補さる。文政八年世子傳に轉じ。用人に進み、卅石を加賜さる十一年病を以て致仕し、明年二月沒す。年六十二

千載之松

大河内長八撰

土津公保科正之の言行錄なり。三代將軍家光の異母弟として、大藩に封ぜられ、遂に入りて幕府の輔相と成り、大に其抱負を展べ、英名を天下に布きし土津公の事業と、面目とは、本書最も簡明に、之を敍述せり。而して本版は松平子爵家の藏本に依る。

撰者大河原氏名は臣敎、長八と稱す。會津藩の御用所組頭たり。其他の傳詳かならず。

田村兵軍記

著者不明

戰國時代に於ける田村の領主田村淸顯一代の事跡を記したるものなり。奥相茶話記等と併せ讀む時は其當時に於ける人情世態の一斑も、略ぼ窺ひ知らる可し。本版は田村郡高野村橋本慶明氏の藏本に依れり。

本室南町來由記

書名の示すが如く、本宮南町の來由を記したるものなり。同町小沼氏の藏本に依る。

信達一統志

（信夫郡之部）

信達一統志

自序

信達一統志成其事云余嘗讀先輩所著信達風土記信達歌信達古語等之三書始知二縣瑰偉絶特之稱矣且及得公卿所爲國風之什賦序等好其文辭益欲巡行二縣一觀其事蹟詳說其事實雖然不能也余天賦小家子不能與其事特生農家繫田于耕莫遂之天保八年秋七月願請家父觀二縣家父未許同十二年遂得家父之許以稼穡之間暇槩巡行二縣探名區則實多臨觀之美也嗟呼奇山怪石土地之風俗無不遇時者公邑私封之民用力於當世無稼穡間然無憂於其心余觀之有樂乎心也且登高望遠下山飲淸泉心以爲自潔焉既探邑里鄕黨得其舊道輯錄之題曰信達一統志蓋名山大川天作之人大其德知其靈可謂至而已縣中以東屋嶽爲山靈禽獸草木蕃茂以武隈川爲河伯水鳥魚鼈肥育其他之名勝雲錦石葛松原使世人知其古蹟嗟呼後之人莫怪焉山水恆無變其初無靜富其邑里饑其民不謂詩乎天作高山大王荒之昔先王治天下也祀名山大川分土地之上下定賦稅觀民風戒行事以道自任成功亦可見矣余天賦小家子固也以家父之許漸觀二縣而後向四方土風辨古今事當否世人欲知二縣之名勝者探此書以玩察則庶幾知其事云爾

天保十二年秋八月　志田正德

凡例

一此書は信夫、伊達兩郡一統大槩記し郡毎に章を成す事蹟を尋ね安からしむ莊中杉妻はふるき傳なれば首の卷とさだめ特に福島の城を杉妻城と云依之福島郡を始となしそれより西北へ轉じ其郡所有者は俗語小說なれどもこれを揭げて其趣意の信疑を知らしむ

一始には其郡石高を揭げ公邑私封をわかてり次に里社何の神を祭れりと云ことを知らしめ次に祭祀何月何日なりと云ふことを記せり

一名所舊蹟古戰場等は其說を記し諸書を引合せて徵となし年號月日詳ならざるものは其土地人民の傳の儘に記せり古傳說と記せるものはみな俗說舊道なり

一寺院等は大率某の開基某の開山と記す叉寺院無税地は信達風土記を兼取りて記せり

一神社佛閣は小叢祠草堂たりとも里社に並て次々に記し其靈驗を載たり

一碑文墓誌銘等は勝劣を論せずして其郡にあるを殘らず著はす實に名家の文は稀にして拙なき杜撰の文章のみ多しされどもやむことを得ずしてこれを記す見る人察せよ

一其土地上下賦税等を載せず田畑上中下は古へ定められしより變せざるものなれども賦税は歲の豐凶にて年ごとに變ずるものなれば記すに遑あらず故に之を省けり

一郡中家數或は人別或は牛馬の數是又年をおなじうせす故に載せす

一古歌は融大臣のよみ給へし信夫毛知須利の如く其土地の名を假て詠るものなれば先輩の著はす所の信達歌信達風土記等の書に悉く記せり今是に准じ公卿の詠歌數百首を記せり

一抑和歌は其地名を假り延辭に用ひよめるものは先輩に准じて爰に記す

一古城舊館治跡郡中多くあり今其事跡を定めむことを欲すれども年號月日詳ならざる者多し故に大槩を記す而已

一末の卷に信達年表をあらはし文治元年より天保十三年までの事を記せり次に人物志上寶龜年中より下寛政年間までの英雄豪傑名家を記せり次に信達品物類を著し此書の附錄となせり

一余拙なき筆をとりて此一統志をえらみ後の世に殘し讀しむ實に才短くして事蹟名勝を詳に述ること難しされば今平假名にて記し郡人童蒙どもに讀安からしむ古は國々の風土記或は先輩著す所の二郡の府志大槩漢文なり今それにも准せず只世人の讀安きを便と爲し著せり後の君子其闕謬を正せ

天保十二年秋七月

信達一統志引用書

日本書紀　古事記　舊事本記　古語拾遺

三代實錄　文德實錄　和名抄　出雲風土記

山城風土記　神社一覽　延喜式　東鑑
國造神賀詞　本朝通記　萬葉集　拾遺集
歌林良材集　古今集　新古今集　千載集
後千載集　新拾遺集　續後拾遺集　新勅撰集
扶木集　百人首解　同講釋　勸心詠歌集
撰集抄　前太平記　平泉實記　保元物語
曾我物語　伊勢物語　源氏物語　平家物語
太平記　東國太平記　蒲生軍記　櫻雲記
伊達鑑　信達風土記　信達歌　奧細道
西遊紀行　東奧紀行　觀跡聞老志　江戸名所記
京都案内記　信夫古語　五村雜志　花徑雜話
厨下雜談　金龍寺緣記　白菊緣記　信達順禮記
相生集　詩經　爾雅　白虎通
書經　和爾雅　爾雅音義　易經
雜字類篇　玉篇　周禮　法華經
最勝王經　禮記　虛空藏經　天經或問
史記　和漢朗詠集　和漢音譯書字考　左氏傳
唐詩　信達案内記

信達一統志巻之一（信夫郡之部）

志田正徳撰

目録

杉妻荘（松川、須川之間）

一、福島邨

一、腰濱邨

一、五十邊邨

一、御山荒井邨

一、曾根田邨

信夫郡

舊事記云有信夫國造和名聚抄云志乃不國分爲伊達郡又云伊波世國分爲伊達郡

杉妻荘

仙臺武鑑に大佛城とも云ふ愚案するに御山村に杉妻大佛と申を安置する故なるべし

松川、須川の際十五邨これを杉妻庄と云、又福島の城を杉妻城と云へり、特に福島を以信達兩郡の府と爲す故に福島を巻の首となす、爾雅音義ニ云ク杉音衫（さん）一音纖、和名抄云須木見ニ日本紀ノ私記ニ也、白虎通ニ云ク妻者齊也與レ夫齊レ體也、和名抄に米と作れり

福島邨

板倉内膳正殿封國なり三萬石、本國は滲海郡、今世別邑となる、本縣高千四十八石二斗八升

福島合肆

北の方は腰濱邨に交り南の方は須川を境界となし西の方は公邑境なり、町數九つあり蒼頡編云他丁反、和名抄未知、孟子に廛とあり雜字類編に廛里に作れり

杉妻城　一名大佛城

海道の南にあり、雜字類編に街衢に作れり、大手は北向なり、南の方は大熊川に城をひたし宗庸言して要害堅固の地なり、平泉實記に杉妻の砦城とあり則此城なるべし、信達歌ニ云源義經居ニ東奥藤渡ノ館ニ凡九年至ニ治承四年冬十月ニ聞ニ兄頼朝起ニ兵關東ニ也辭ニ秀衡ニ而西ス乃過ニ信夫杉妻太郎行信佐藤庄司基治ニ而告レ別焉と記せり、されば治承年中は太郎行信

此城に居住せる者なるべし、其後伊達二郎實行是に居ると云、蒲生軍記に天正十八年（治承より天正までの間三百九十余年なり）（其間城主定かならず）木郡伊勢守重次六萬石にて杉妻城に封せらる、此時始て杉妻を替て福島と地名を改めしと云云、慶長の始上杉景勝卿會津之封を移されしとき其臣直江山城守兼次又縄張して改め築き本庄越前守繁長をしてこれに居らしめ且軍奉行と爲す、東國太平記に慶長五年伊達政宗卿押寄給ひしとき城を堅固に守り大軍を防禦且伊達家を苦しましめし大功の人なり（忠宗卿抜書に此時繁長兜の内に蘭奢待の名香を焼しめて着せしと云）其後寛文四年上杉家出羽國米澤へ封をうつすに福島の地公邑となる、伊奈君御代官たり、延寶七年（己未）本多中務太輔政長殿十五萬石にて居城せらる、天和四年（茲年改元貞享元年）播州姫路に移らる、又公邑となる、柘植君（傳兵衛）支配す貞享元年堀田下總守殿十萬石にて居城せらる、世子相模守殿出羽國山形へ移さる、又公邑となる竹村君（理右衛門）御代官たり、元祿十三（庚辰）年板倉氏重寛君常陸國島山より當城に移給ふ、元和太平より以來諸侯の威勢大に顯れ英服荒凉の地迄靡き從はざる者なし當今天保に至る迄合戰の苦みなく順道にして無事也特に當城の大守德恩深くして國民歡心を得て其職を守り其所を保し得たる也孟子曰天時不レ如二地利一地利不レ如二人和一と當主の和を致すこと斯の如きのみ

稻荷社

海道の北腰濱郡地内に鎭座あり、されども福島の産神なり、本朝通記ニ云ク倉稻魂命太田命大宮比賣命三神をまつり奉る、古事記に宇迦之御魂命第二須佐之男の命第三大市比賣命と云へり、當社後には正一位をさづけ奉れり、九月十日祭禮、十一日神輿渡御也

杉妻社

城の北大手さきの東にあり、此神こそ此地の産神なるべき當稻荷社産神とせるは如何にぞや、當城を杉妻と云へ當社を杉妻明神と稱し奉れば上神なること疑なし、當今靈驗の事により天保十一年再建す、杉妻の說は道瀟塚の條下に云べし

馬頭大悲堂

海道の西馬喰町のうらにあり、前は馬乘場なり、左右に並松あり、慶長年中越前守繁長朝鮮の永田馬頭を移し此大悲を祭れると云、左右並松は繁長手づから裁たまへしなりと云へ傳り、近世其松を伐し者大

に祟を得大熱の如くにて苦しみ悶死せり恐るべし愼むべし

道滿塚　清明塚

町の西須川の北にあり、土人說云むかし神龜年中今の笹木野郡に大なる杉あり、田地のさまたげとなる故に公朝に訴奉て是を伐る、其由來は笹木野邑の條下に悉く云べし、是より下永祿年中杉魂上朝廷のために祟を爲す、天子詔して阿倍清明蘆屋道滿二人を東奧に下向せしめ御腦平癒を祈らしむ、郡民これを祀る可く壇を築きける、二人其杉魂の祟をなだめ神に齋祀り奉る、杉妻大明神是なり

清明伏劒塚

道滿塚の北道の傍にあり、土人說云道滿と清明と二人卜筮を論じけるに清明利を失なへ自殺せし故爰に葬むると云、此說は何ぞや、前太平記は源公賴光丹波國大江山ノ凶賊退治のとき安倍清明に命じて丹波國成合寺觀音大士に祈らしむとあり、清明は實に目出度き人なり、何ぞ東奧にて自殺すべきや、されども此地の古傳說なればことにあらわせり、一說に此地はむかし茶梅館さかむなりしときの法場なりと云、後の世に五月五日の晨に草の上に置く露其色朱しと云々、此說も又疑べし

八鈒清水

清明塚の南西洲川の上にあり、鳥渡郡山王宮の御手洗水なりと云、世人清水にて眼をあらへば眼疾忽に癒ゆると云へり、左ある哉

耳語橋

城内西門の南に在り板橋なり

句傳說云笹木野郡にて伐處の杉を以て橋掛行路の資と爲せり、其頃夜の三更に及び橋の上に人ありて何か耳語聲せり、出て見れば人の影もなし入れば亦聲あり、故に耳語橋と名附しなり、古歌に

道奧の袖の津をわたらばや耳語の橋忍び／＼に

何者のいかなる言か耳語て橋は仇なる名か殘兒

古はさゝやきの橋とその津と相對して有しならん大熊川洪水して其土地が缺其所を失ふ、今の橋は城の西南にあり、袖の津は城の東にあり、古は大熊川茶梅館の下を經て東へ流れしものにや、今の海道も城の南なるよし、腰濱郡に驛と名付し屋舖なり昔の海道なりと云へり是を以て考れば海道は城の南にあ

りしこと疑なし

陣場

町の西米澤街道にあり東國太平記に伊達家の軍兵陣取所本庄家の兵士等夜討して勝利を得旗幕など取しと云、其幕は白地の麻布にて金紗にて法華經と縫しものなり、今に本庄家にて所持するなり

大熊川

信達兩郡の境にあり、水上は白川郡の西甲子山熊の穴より湧出る故に大熊川と云名を負せしなり、此川源は小川なれども水涸ずして下流大なり、古は洪水の時平野に溢れ田畑を損じ人家をたをし水脈定まらず村民大に苦しむ、慶長元和の間某秋洪水し水潰て土地を缺き民の愁苦いまだにやまずされども數年來を經て下流川窪して水よく通ず、寛文年中渡部友意なる人公朝に訴水脈を開發し信達兩郡の賦税を運送せんことを願ふ、既に　生命を奉て其事を計り鍬工を以て所々の巖石を砕山を平け澤を埋め橋を懸牽路(ふなみち)を作り小鵜飼と云船を新に造り賦税を運送し江戸に達す遂に其功なれり、書に禹治二洪水一とあり渡邊氏が大熊川を開きしこと斯のごとくとも云べし、福島より仙臺荒濱まで水程十八里なり、其際幽麗奇處多し、實に東奥の名川なり、彼處は郡々の條下に出せり、又大熊川埋木など名物あり、扨此埋木は此川に限らず是より西の方郡々にて土の底一丈も二丈も下より埋木を掘出すことあり、これは太古は信夫郡中湖水たり、中古干潟となり草木生じ又山崩川塞りて湖水の如く成し事も有しにや、其證は今洪水して田地の缺たる所を見れば大木どもいくつともなく缺あとより出來なり、しかれば山崩川塞て湖水となりしこと疑なし、此川の名一阿武隈、延喜式に阿福麻に作れり、八雲御抄に合曲に書けり、東鑑に逢隈に作れり、萬葉集に檜隅川に作れり、古歌あまたあり、左に記す

古今

逢隈に霧立わたり明ぬとも君をばやらじ待てば末なし

後撰

世と共に逢隈川の遠ければ底なる影を見ぬぞ悲しき

後撰藤原輔文

阿武隈の霧とはなしに夜もすがら立渡つゝ世にも經る哉

金葉集藤原隆資

交ればあはれ八十年に成ぬるを合曲川の遠かりぬる

詞花入道前太政大臣

君が代に過くま川の底清み千歳をへつゝ住んとぞおもふ

新古今高橋經重

行末に合曲川のなかりせばいかにやせまし今日の別を

同藤原範永

君にまたあふ熊川を待べきに殘りすくなき我ぞかなしき

新後撰民部卿成範

年ふれど渡らぬ中に流るゝを逢隈川とたれか云けん

同藤原秀宗卿

人しれぬ戀路のはてや道奥の逢隈川の渡りなるらん

續後拾遺前大臣

君が代に逢隈川の渡し船むかしの夢のためしともかな

新拾遺祝部成久

待れつる此瀬も過ぬ君が代に逢隅川の名を賴めども

同二條院讃岐

いかなれば涙の雨は隙なきを逢隈川の瀬ぞためぬらん

同權中納言爲家

立曇る霧の隔の末見えて逢隈川にあまるしらなみ

同堀川百首藤原顯仲朝臣

名にしおはゞ逢隈川を渡り見む戀しき人の影や移ると

順德院天皇御製建保三年名所百首御歌

ぬれ衣と云につけてや流れけん逢隈川の名殘惜さに

同前御製

あすはまた逢隈川のしがらみに昨日の秋の色や殘らむ

同前中納言定家
立くもる逢隈川の霧の間に秋をばやらぬ關も越なむ

夫木大藏卿有家
冬の夜を鳴や契れる百千鳥逢隈川のたへぬながれに

同よみ人しらず
逢隈をいづれと人に問ぬれば勿來の關のあなた成けり

同兵衛内侍
明ぬるかをち方人も逢隈の七瀬の霧に神の見えゆく

夫木後鳥羽天皇御製
風はやき逢隈川の小夜千鳥涙にそへぞ袖のこほりに

同順德院天皇御製
小夜千鳥八千代をさそふ君が代に逢隈川にしき波の聲

同參議雅經
忘しよ又逢隈の川風にしはしなれぬと千鳥なくなり

同具平親王
夜を寒み妻よぶ千鳥うらむ也合曲川の名やたのむらん

同定家卿
思かね妻こふ千鳥風寒み合曲川の名をやたつぬらむ

中務家集
かくしつゝ夜をやつくさん道奥の逢隈川を爭て渡らむ

同
逢ふ事もわたりもはてぬ物ならば變る〳〵に我いかゞせん

拾遺定家卿
我君にあふ隈川の小夜千鳥書とゞめたる跡ぞ嬉しき

詠草家隆卿
名にしおはゞ尋も行ん道奥の逢隈川のほど遠くとも

名所百首順德天皇御製
長月やいく有明にめぐり來て阿武隈川にやどる月

影

大熊川沈木

逢隈川水中より出る或は土地の缺たる所より出るなり、日本記云豐御食炊屋姫推古天皇三年夏四月沈木漂著ニ於淡路島ニ其大サ一圍島人不レ知ニ沈木ニ以交レ薪燒ニクニ於竈ニ其烟氣遠ツ薫ル則異以獻之是レ則チ本邦沈木ノ始て出るものなり、信達歌云隈川崩崖往々出ス之其質或黑可ニ以テ製レ器

新古今藤原家隆朝臣

君が代に逢隈川の埋木も氷の下に春をまちけり

夫木藤原康光

ふかき秋逢隈河原しぐるれど色こそ見えね瀬々の埋木

鷹峯山常光寺　禪宗小祿山

本尊は作佛虛空藏菩薩なり、開山即外長元和尙、遠江國濱松中田郡雲林寺末山なり、境内一町壹段五畝二十七歩、無年貢地なり、又方木田郡に於て五十石當城主板倉君の寄附なり、則功德院廟所は境内にあり

萬年山長樂寺　禪宗祿山

城中三の丸にあり、本庄越前守平繁長初て建立す、開山は太沖元甫和尙なり、越後國村上耕雲寺末山なり、其後の住僧桀山雲勝寺和尙と云沙門本庄家につかへて戰場に赴き軍事をはかり且秀吉公朝鮮征伐のとき從軍して渡海せし人なり、彼地より持來りし器物今に存せり（此人又秀吉公より拜領せしと云へる陣羽織當寺の寶物として傳はりしが今はいかにせしか）

公陵八幡宮

境内にあり、平繁長をまつり來るものなり、九月十五日祭禮なり、繁長より四代の墓所相並むであり、法名左に記す

長樂寺殿傑傳長勝大居士　神祇
從五位下越前守繁長慶長十八年十二月卒　七十五歲

天心院殿毬巖常翁大居士　神祇
從五位下出羽守平充長　元和九年八月十八日卒　五十一歲

高岑院殿善兆道繼大居士　神祇
本庄大和守平重長承應三年十月三日卒　五十三歲

大蓮院殿傑心秀英大居士　神祇
本庄　平政長元祿十六年七月四日卒　六十三歲

右寺廟所は三の丸に有り、寛文四年甲辰出羽國米澤に移る、其子孫今鮎貝に在り、下永井を食邑す

小島山東安寺　禪宗

町の北側にあり、開山陽林寺五世蕪宝隣鳳和尚、小倉郡陽林寺末山なり、無年貢地一丁二十八歩

秋葉堂

境内にあり六月廿四日祭禮なり

福永山常福寺　眞言宗

町の西側にあり、開山法印乘範上人なり、開基は木村伊勢守重次なり、法名左に記せり、眞淨院末山なり

重源院殿風山雪譽大居士　神祇

慶長三年十一月日當城本丸にて卒去す

究竟山一乘院到岸寺　淨土宗

花街の北側にあり、本尊阿彌陀如來慈覺大師の作なり、開山は一蓮社良憲上人一可大和尚なり、元文五年二月二十日寂す、境内に中郡正夫が墓碑笑適齋王山が墓碑などあり、何れも近世の名家なれば爰に顯す

陸奥國中郡正夫墓碣幷序

中郡君之墓在出羽國秋田城下横手光明寺君以明和三年丙戌三月十五日甲申客死即葬于此地其姓中郡氏諱以貞字正夫其家陸奥國信夫郡福島城外其業商買兼爲市吏其歿年三十八其先常陸國眞壁人中郡伊豫君者爲佐竹氏世臣威名震隣　郡伊豫君卒子亦稱伊豫君嗣慶元之際佐竹氏移封於出羽國秋田伊豫君致仕而爲民處于眞壁地居無何致資巨萬伊豫君卒子作右衞門君嗣自是而下七世同稱作右衞門君後作右衞門君多男子男淸右衞門君諱重成者養於梅川氏爲嗣不冒其姓仍稱中郡氏重成君生儀兵衞君諱利長令冒梅川氏重成君卒利長君嗣利長君生君利長君卒君嗣復本姓中郡氏云君配石井氏生一女一男長女嫁同郡人男曰寅次年纔成童季曰辰五尚幼正夫爲人風流磊落意氣忼慨有大志不事事家本豪富其親戚舊故有窘困者輙貸償逋租不復責宿債據正夫之力擧火執爨人幾數口又爲之漸至匱乏然讀書諷詠而如不少介意常聞海內有有道之人負千里東奔西走不自知倦其交友也傾臂膓善遇之洎其見蹈矩循規擘跪曲拳若鄙屈面諛翕黠徼倖者則輙使酒長大息而逃席是以世人呼爲狂生君聽之莞爾自得園號蒹葭輯開國以來士大夫之勳績踰等言論可則者命日國朝燦譚又有

萊蕪閑遺稿信達府志友人高子熊坂子彦聞君往于秋
田溺水沒而匍匐至福島謀歸葬事有故不果
益憫君之爲異鄉之鬼而卑志偉行之不昭于世
於是遺書余具狀請立碑本國彫銘辭余不敏雖
不足謀不朽嘗辱劣友之義不能辭謝遂爲之
銘銘曰
勉焉壯而克立忽焉逝而誰從潜窺水底分龍池以作宮
建石信夫爲之鑑兄寬　東都　稲垣長章撰

寬林山大圓寺　淨土宗
町の西側にあり開山は良嚴上人祥瑞なり、岩城山崎郡專稱寺末山なり、無年貢地四反四畝十五步

福聚山慈恩寺　濟家宗　羽州米澤法留寺末山
海道の北にあり開山西堂禪師なり、寬永十三年建立除地二段七畝步、境內大悲堂あり、七月十日祭禮也

大悲堂
境內にありて七月十日十七日兩日祭禮なり

無爲山康善寺　一向宗
町の西側にあり開山は明教坊なり、此人は親鸞上人の弟子なるよし、西本願寺末山、無年貢地一町四反六畝步、當寺藏する所の寶器左に記す

一法然親鸞兩上人の御筆六字名號掛物二幅七字半名號四、十方無碍光如來一幅各掛物六幅なり、昔亂世のとき盜賊の爲に奪れんことを悲み一筥に入て大熊川の水底に沈めしに、亂世しづまり治國の時水中より光をはなつものあり、網にて挽揚見れば先に沈めし寶器なり、年來水底に在ながら少しもぬれ給はず揚たまへしは實に希代の寶物なりと云々

一古川重吉自畫像一幅
此人存在のとき西本願寺上人に謁し奉り戒を賜り釋善長と法名を給ふ、自畫の像と烏帽子直衣なり、又信心堅固の德により本願寺上人天子へ奏聞あり假に從五位下を賜はり諸大夫に任せられしと云へ傳へり

一馬皿玉　海ホス　月山丸但し九寸五分なり
此三品は上杉家より拜領す、重吉は眼を疾し人なり馬皿玉を以て眼をすれば懸熱忽ちさり其疾癒ゆると云、故に上杉家重吉に賜ふとなん

一珠數　一掛
重吉米澤へ參勤のとき李平の驛に泊りしに夢中に西本願寺上人より珠數を賜ふと夢みる、覺て見れば掌中に珠數あり、重吉天に仰で讃嘆す、實に不思議と

云ふべし、此珠數何の物にて作りしにや定ならず、今見れば只黑色の玉なり、重吉卒去の後此寺に納め末世に重吉の菩提を吊せしなり

古川善兵衛重吉墓

法名釋善長滅度寛永十四年十二月十四日卒墓碑の銘は伊達郡湯野邨の條下に悉く記す

長井西蓮寺　一向宗

海道の北にあり齋藤別當實長の末孫なり、西本願寺末寺、海律七右衛門建立なり、無年貢地三段二十四歩

乘蓮寺　一向宗

御山新町にあり、開基は田村修理亮年行なり、實は此人遁世して乘蓮坊と云親鸞上人の徒弟となり一寺を建立して其法名を直に寺號と爲せり、昔は常陸國に在しが三春に移り後世福島に移れり

行樹山寶林寺　時宗

街道の東柳町にあり、開山は一遍上人の弟子三祖上人なり、相州藤澤清淨寺末山なり、無年貢地三段歩當寺に二本松先城主畠山修理大夫義繼の位牌あり、其故は義繼二本松退去の後信夫郡大森村に於て一寺を建立し正念寺と號す、後世絕てなし唯其寺跡或は田畑等少し存せり、今世其田德を當寺へ送り畠山氏の靈をまつるとあり、相生集に正念寺は今二本松の本町にありと云

琥珀山寶積寺　禪宗

海道の東にあり開山は聖山林鶴和尚なり、出羽國米澤林泉寺末山なり、無稅地二畝十二歩

伊達故仙臺侯廟　神祇

乾德院殿保山道祐大居士

境内にあり、伊達大膳大夫晴宗天正五年丁丑十二月五日卒去す、此人足利將軍義晴公に奉謁し御諱の一字を賜り晴宗と號す按ずるに當杉妻城に居城し給ひしものならん

庚申堂

境内にあり、靑面金剛童子と稱せり、緣記云人皇四十一代文武天皇の御宇大寶二年壬寅歲攝津國難波四天王寺の庭前に初めて出現し給ひ衆生濟度を說示し給ふと云々和漢朗詠集註に云、庚申日の夜半には天より三戶と云惡蟲くたり人の體中にいり病を生ず、故に此夜は眠らずして種々御祀むものして通夜せば其禍をのがるとなん今に至るまで世人大に尊信す、庚

申の夜は擧て通夜するなり、唐許渾が詩に年々毎勞
推甲子、夜寒初共守庚申又庚申と云名をかくしてよ
める歌に
沖なかのえさる時なき釣船はあまや先立魚や先立
爭かと人にも問む怪しをば思はぬ中のえ申ましきを

羽黑山眞淨院　眞言宗小祿
海道の西にあり、開山快翁法印、寛永年中建立江戸
彌勒寺末山なり、無年貢地地二丁二十一歩、古は此
寺今の城內衙府にありしと云、後世此地に移せり

古　碑
眞淨院境內本堂の東にあり、實に小なる碑なり、延
曆二年四月廿六日記。上に眞言梵文あり此外文字見
えず何人の碑なるものにや、此碑も當寺を爰に移轉
のとき此地にうつせしものか、又古よりこゝに建し
者なる歟延曆二年巳亥歲なり人皇四十九代桓武天皇
の御宇なり天保十二年に至りて千一年の曆數也

福島山誓願寺　淨土宗
海道の西にあり永祿十一年初て建立す、無年貢地八
段七畝三步、古は此寺小島田邨にありしよし、今開
山冢と云もの道の北二三丁程にあり、これ誓願寺の
開山を葬塚なりと云、法名しらず

興福山本法寺　法華宗
御山新町道の東にあり、開山は大仙院日泰京都要本
寺末山なり風土記云境內三十番神を安置し毎月三月十五日花の會あり

常德寺　天臺宗
海道の西にあり伊達郡成田邨東福寺末山なり、無年
貢地四畝六步

眞福寺　眞言宗
同所眞淨院末寺なり、境內除地一段一畝十二歩

大法山普門寺　修驗者
御山新町西側にあり、年行事なり、京都聖護院宮配
下、古は大森邨にあり、天正年中此地に移るとなん

蓮華山威德院　眞言宗
庭坂口片町にあり、同所眞淨院末寺なり當時無住也

妙音天女堂
威德院の東にあり、凡そ福と云ふ字を負せし地に此
神をまつらざる所なし、大居士由云福を以て地に名
付る者極めて多し、昔平相國の都を遷されし攝州福
原にも相國元來嚴島明神を信仰せられしかば必辨天
は在しなるべし、今猶經島山來迎寺不斷院堂の什物

にも弘法大師の作りし辨天あり、又安積郡福原郡にも本栖寺の境内地中に辨天在り、又河沼郡福原にも此村を置たる最初に鎭坐せる所なりとて辨天あり富家新兵衛分家平吉平三郎三家たていつきまつる祉あり小祠なりその祠の後に竪一尺横巾六七寸にして赤黄色にて嶮山の形なる石あり是を神體と爲すと云へり又仙臺福浦毒龍庵中にも辨天あり、又安積郡福良郡に菅明神あり隱津神社と云へり、是又辨天と同體なり、又筑前福岡、越前の福井、備前の福山等何れも城下なれば必辨天は在なるべし又信濃國福島にも辨天はあるよし殊に當福島に三辨天あり一は中町誓願寺にあり一は當庭坂口にあり一は大熊川東岸にあり各古き社の由に聞ゆれば此地の湖水なりし時に島ありて彼處に立給ひしなるべし、故に此地を福島と名を負せしならん

惠美子大黑宮

鎭守稻荷社の西傍にあり、倭爾雅神祇門云大黑神佛書往々載之南海寄歸第一卷最詳號曰莫訶歌羅求者稱情義楚六帖曰大黑神者梵天之眷族在倉厨合須朔晝供養西域諸大寺僧食厨無不有也今按大神無者天竺寺僧食厨所祭之神也或以爲倭神無稽之言也神社啓蒙に夷を評して曰西宮蛭子神なりと天照大神の弟君なり、一說に惠美子は一氣之神なり釣を垂て遊ぶ時は夷と號す又大黑を大穴牟遲命是曰吉大宮なり又三輪明神なり日本紀大國主神と稱す、又卜部兼煕が二十二社註疏に彼神袋を見て稻羽の八上姫が元に行きし事あり是又古事記の說なり、大穴貴命元來西宮蛭子の左に鎭坐し給ひる相殿神なり、世中大黑神袋を負の形を作て蛭子神とならべおくを大黑と大國と其音同じきが故なり、神社啓蒙に西方諸大寺咸於食厨柱側或在大庫門前是大天之部屬注愛三寶護五衆使無損耗求者稱情云々本朝密祖異國より大黑天神の密法傳へ給ひ家内豐饒祈禱のために家中の柱最大なるものをえらみ大黑柱と名付、此天神を安置す子の日を以て大黑を祭ることと方角の水に配當せるも明らかならず、又云大黑天神は厨家豐饒の守護神なる故に世人鼠の來りて家中飯倉倉庫の器用を破る其時この神に祈るなり、十月亥日を例として子の月たる十一月子日を用ゆと云々、愚按ずるに大穴牟遲命須世利比賣のもとに通ひ給へしとき種々の難に遇給ふ、中にも火を以て野を燒めくらし殺さんとせられしに命出る所を知給はず鼠來りて其穴に隱ることを敎し

故に危を遁給ふ、是を以て鼠を愛したまふとなん、
古事記云即以火廻燒其野於是不知所出之間鼠來云內者富良々々外者須夫々々如此言故蹈其處者落隱入之間火者燈過爾此故に鼠を愛し給ふこと今の世に傳はれり、大黑の黑はクロシとよむを以て北方の水となし子に配當し鼠を愛し給ふなと云說は理にくらき妄說なり、北方子なりとて鼠にはあらず、一陽來復の方なれば陽を孕子を生ずるの方なり、鼠と說なすことは甚妄說なり、黑をクロシと讀て天の色玄き象なり、北方を云ふのみにあらず大黑天をば大玄にして天に配せしものなり、疑まどふことなかれ又家中最大の柱を大黑柱と云說も亦非なり、此は大極柱なり、家中の上下をさゝへ持ものは柱なり、其中に最大なるを大極柱と云、大極と大黑と其音似たる故に誤て傳へし者ならん、又惠美子釣を垂しと云說は日本記に次生蛭子雖已三歲脚猶不立故載之於天磐櫲樟船而順風放棄云々斯のごとくの章になつて蛭子命は釣し給ふなど云說は後世に傳はれり

智賢院　修驗者

北南町にあり同所普門寺配下なり

道法軒　虛無僧

小金井一月寺配下なり

當郡は信達兩郡の府にして一六三八の市をなし諸商人來り融通せり、又三千の瓦をつらね青樓軒をならべ遊女顏を畫き少年萬錢を投じ實に繁華の地なり、白馬驕不行と唐人の詠ぜしも是ならん、遊女揚子漢語抄に行遊女兒和名字加禮女一云晝遊行謂之遊女待夜而發其淫奔者謂之夜發云々

腰濱邨　封邑

福島の北にあり高千九百六十二石五斗九升二合、當村は信夫山の腰のほとり大隈川の水際に近き邨なれば腰濱と云名を負せつらん

神明宮

產神なり九月一日祭禮なり、今驛と云屋鋪にあり、古は此地海なり、杉妻城の南に出ると云故に今世驛と云字を負せしなり、昔此處に七堂伽藍あり大隈川洪水して其地を缺き卒に破滅す、今世偶に其時の屋根の瓦を拾ふことあるなり、又羽黑山に奉納せし釣鐘も其寺にありしを洪水のとき水中に沈みしを年をへて引あげしとなん、故に後世の人龍宮界より羽黑

山へ奉納せしなど妄説を傳へしなり

地藏堂一名鼻取菴此地天滿宮の社内なり其を借地して建立せり故に地主乃天神と申奉る

むかし當地藏尊小兒に化して郡人の田に水を湛え馬を入れて引まわす、かの小兒馬の鼻を採りてひきまわす、郡人の耕作を助けけり、已に日中になりしかば晝飯の爲に家に歸らんとて田をあがりしに小兒忽ち見えず、たづぬれども得ず、郡人大きにあやしみ尋ね廻りて地藏尊の前に來り見るに土泥つきたり、倍は能化尊小兒に化して我耕作を助け給へしならんと始めて其靈驗をしりそれより郡人擧て尊信し奉り堂など建立せしとなり、且草庵を作り名附て鼻取庵と云、此地は元天滿宮鎭座なり故地主天神と申たてまつる也

瑞雲山龍鳳寺　禪宗

驛の南にあり開山は傑山雲勝和尙、此人沙門ながらも軍事に秀て本庄氏の謀を助け軍功ありと云へり、福島長樂寺末山なり殿前櫻樹あり、世人これを賞し春日花を見るもの不斷なり、寺は大隈川にのぞみて絕景なり

大悲堂　境内にあり三月十七日祭禮なり

常覺院　修驗者なり福島普門寺配下なり

當郡の側に糟路と云人家あり又信夫山の半腹に天糟氏の墓なりと云あり、其墓に通行する路なれば斯のごとく名附しと云々、古傳說云人心正しからざるもの信夫山を望みれば烟霞棚引て其山見得ず故に烟霞の通と云へりと、後世ミの字をはぶきカス路と唱來れり、古は左樣のこともあるものにや何もも疑はし

五十邊郡　封邑

腰濱の北にあり高六百九十石五斗三升四合、當郡は大熊川松川等の際にある故に礒邊など云名をとり又腰濱などゝ云由によりて後世五十邊と呼來りしなり、礒と五十と音同じければなり、今これを五十邊と云へり

熊野宮

伊さなみの命須佐之男命をまつり奉るものなり、海道の東にて寺の南にあり當郡の産神なるよし

舊館

海道の東にあり、平泉實記に佐藤庄司が叔父五十目七郎高重をこれに居らしむ、今世此地を五十邊と云り、日を部と國音通すればなり、是を以て五十邊と

も云るものか

稻荷社

古館の跡にあり、愚按ずるは高重居住のとき社稷の神にいつきしなるべし、されば當社こそ産神なることと疑なし

阿彌陀堂

海道の東にて寺の南にあり、郁人是を牡丹餅如來と申せり、人病めるときは牡丹餅を奉りて祈る病忽ち癒ると云

不動尊

信夫山のふもとにありちいさき瀧あり、八月廿八日祭禮なり、故に當地を瀧洞山とも云へり

山神社 子牛田山神

信夫山の半腹にあり二月十七日祭禮なり

巖窟大悲堂

海道西信夫山の麓にあり三月十八日祭禮なり、堂前櫻樹一百株花の節は春の錦とも云へし、又巖窟に西國三十三所觀音を彫刻し移せり、又巖上に鐘樓堂あり、此所は是羽黑山の東道なり、是より上寒河原と名付し所に石を積み重ね大石を轉しおくなり、又上の方千倉森など云嶮山あり、絶頂より南方安達郡の方にて臨觀の美にして絶景なり

鷹尾山觀音寺 眞言宗

海道の東にあり、開山は宥海法印、福島眞淨院末寺なり、前々太平記に奥羽信夫郡山村のほとり觀音寺と云あり、されば甚も古き寺なり、又他村にも觀音寺と云あり、されども彼は山村にほど遠し、此寺は實に御山邑の邊に有れば太平記に山郁としるせしは御の字をはぶきしものなるか、又須川南鳥渡郁に觀音寺あり、彼處は慈覺大師の弟子道叔和尙開山にして古き寺なり、若し彼の寺を山郁のほとり觀音寺と太平記に書しものか、されども是は山郁よりはるかに隔たれり、按ずるに觀音寺と稱するもの所々にあれば何の寺を記せしものにや其事詳らかならず（又云藤原閑繩公に仕し安達八郎と云人志す人の命日也とて山村のほとり觀音寺へ參詣せしとあり、此人上湯村に住居せしと云ふ然れば鳥渡村上湯郁に近所なれば觀音へ詣でしか、彼等は古の寺なれば彼處なと云ふか又八郎は鎌田村に住しと云、然ば當觀音寺に詣でしと思はる、何れ疑はし）鳥渡郁も山にかゝりし一郁なれば古は只山郁とのみ唱ひしこともありしにや疑はし

金揩院 修驗者

海道の西にあり福島普門寺配下なり、當邨より羽黒山への道あり裏東側に近年小牛田山神を祭れり、又山の下に古は山神社あり、兩社共に金岳院別當なり又東の方文字摺への道あり、是本の馬道なるよし當邨に一里塚あり大木茂れり

御山荒井邨　封邑

信山山の南にて海道の西にあり高五百五十石八斗餘、案ずるに出羽國湯殿山は八月八日參詣終の日にて四方寺院別當等參詣し御山洗の祈を爲す、其日は果して大雨ふり山をあらへ流すと云々、此信夫山の神社も八月八日にて終なり、是を以て諸々の穢を洗流が故に山下の邨なれば如斯名を負せしか、古は御山あらへのことを當邨にて致せしにも有るか、又遠き荒井村に對して名付しか、又荒はてたる山中より名清水の湧いて山をあらふがごとくなれば斯く名付しものなるか

水雲祠

海邊の西にて人家の南にあり、水渡神社高産靈尊にておはすなり當村の産神九月九日祭禮なり

地藏堂

鎭守の南人家の後にあり、靈驗なるよし村民敬崇す

古碑

信夫山の半腹人家の東松や竹などの茂りたる中にあり、上に梵文下に弘安八年乙酉十二月十四日孝子敬白とあり、又左の行に右志者爲ニ過去ニ其下文字不レ見磨滅せしにや、右行の上に得の字あり、中間磨滅して不レ見、下に建立之三字見ゆ、其外更に不見なり、土人相傳說に云此碑は上杉家の臣天糟氏の墓碑なりと、案ずるに上杉家に仕へし天糟氏は文祿天正の間の人なり、此碑は弘安八年の建立なり、されば暦既に三百年程違へり、又上杉家の臣に天糟近江同備後など云人あり謙信景勝の兩大將に仕へしと云、慶長年中白石に居住せしが伊達家の爲に城陷落す、關原軍記に天糟氏其妻を會津に居しが大病なりと告られ急に彼處に赴し其留守に白石城は片倉景綱が爲に沒落すと云、後人此碑天糟氏の墳墓なりと思へるは妄說を知らずしてかくは唱へ來りしならん

垂井清水

信夫山の半腹にあり是をタンタリ清水と云、此清水大旱魃にても盡ことなし

東條邨

御山路の西側にあり。上杉家の家臣東條一角なる人居住す、四方堀跡あり今田となる、道の傍に大なる石二つ路を峡みてあり、東條が門柱の礎なるよし、後世此石を動せば必禍ありとなん

曾根田邨　封邑

福島の北に在り高七百五十石七斗餘

天滿宮

産神なり三月廿五日祭禮、當社より東にふるき小祠社跡あり、元天神云、古は此地に祠建しものなり、寶暦六丙子年後世こゝに移し奉る、さて元の社の跡に花の色淺葱色なる梅樹あり、他の地に移し栽ば其花白しと云、傳説云淺葱色の梅花は播州曾根崎と京師北野と此地の日本に三ケ所のみ他邦に更になしと云々

抑天滿宮は菅原道眞公をいつき祭り奉ること世人の知る所なり、殊に當社は公左遷のとき御身の假面を手づから三つ作り遺給ひしと云、其一は北野聖廟にあり、一は加賀國金澤侯前田宰相殿御もとにあり、一は播州曾根崎にあり、むかし元暦元年佐々木源三郎盛綱三河守殿に從へ備前の小島に押寄せ其軍兵高砂の邊にたむろす。盛綱ひそかに曾根崎の聖廟に祈誓し遂に其假面を竊奉り軍神と爲し兜の内に入れ尊信し小島の海三十餘丁を難なく馬にて渡し戰功しばしばあり、是偏に公の神徳と云へし、夫より佐々木に傳はりぬ、永祿天正の際佐々木家滅亡に及び其のち松下三重郎なる人右の假面を懷き奉り、當國に來りて二本松に止りしが終に當邨に來り先に天滿宮の小社有けるを重三郎なる人修覆し假面を立て奉せり（一説に此假面は出目大掾の作也と）是よりして此地を改めて曾根崎を移したる故に曾根田と名付しならん。又天滿宮立せ給ふ故に先々より曾根田と云へしものか、柳天滿宮は菅原是善卿の男幼名阿呼一名梅麻呂丞相道眞公と號し奉る、承和十二年六月初の五日御誕降あらせらる、梅樹の下にて生れ給ふ、延喜元年正月左大臣時平公の讒言に依て筑紫大宰府權帥に左遷せらる。同三年二月二十五日天拜山にて薨じ給ふ、御年五十九、天穂日命の後胤なり、十八歲にて文章博士となる、又

右大臣に昇進し給ふ、天暦九年贈正一位大政大臣天滿宮とあがめられ至城鎭護の神と仰がれ給ふ、實にありがたきこと尊きことどもなり、無失の罪をすくへ玉ふとの御せへ願也、又文筆の御神に現じ玉ふ、世人擧て尊崇し奉る

自在院　天滿宮と號す眞言宗

宮殿の東にあり福島眞淨院末寺なり、當郡に天神河原と云字あり、むかし松川の流し跡なりと云々

信達一統志卷之一終

信達一統志巻之二

目録

杉妻荘

一、御山邨
一、森合邨
一、泉邨
一、南澤股邨
一、八島田邨
一、佐々木野邨
一、上野寺邨
一、下野寺邨
一、庭坂邨
一、李平邨

杉妻荘

御山邨 封邑

福島の北にて山の上の人家なり、高九百六十一石八斗三升、所謂信夫山なり、御山と云名は羽黒權現鎭坐ます故に山に御字を添しなるべし、案ずるにちいさき山なれば小山と云ふべきに今世御山と稱するは小と御と其音通ずればなり、又神の坐す山なれば御字を添て尊稱せしなるべし 當邨の人鳥を食ふことを得ず若過て食ても必禍あり愼むべし

信夫山

信夫郡の正中に獨立てる山なり、振古神代のとき天地はじめてひらき山川みづから形を結ぶ、其先は皆蒙なり、易云山下有レ水蒙也とは開發するの理にして遂に形を爲す、山水もまた然ることなり、古傳説云此山の名を信夫山と負せしはさきにはじめて生しものあり葭葦の如し、草にもあらず木にもあらず其性竹に似たり、名づけて篠と云ふ、始篠生ずる故に篠生と云オフのオをばぬきて唱へし由なり、後に篠夫と作れり、篠生と信夫と其音同じければなり、此山東屋嶽を去ること六七里、獨平原に立て東北に水あり、所謂易の山水蒙なり、はじめ物皆此山によりて生ずと云々、東の峯を手倉森と云、中央に羽黒權現のしづまります西南の峯を羽山と云、北東の峯に

大きなる石あり立石と云、皆此山の絶景なり

羽黒大權現

信夫山の中央に鎭坐ます神なり、八月朔日祭禮、本朝通記云 人皇三十四代 推古天皇の御宇羽黒權現現ニ于奥州ニとあり、其後元明天皇之御宇和銅五年道奥國をわけて出羽國となす、羽黒權現を今の出羽に鎭坐ます、當社もまた此地より移し奉るものにやいまだ此說詳ならず、古傳說云初欽明天皇皇女をうみ給ふ、皇女生るゝの時日食の日なり迚天子是を悲しみ給へける、群臣もまたしかなり、是に於て皇女を奥州に移し奉ると、皇女一年を經て歿す、是を羽黒權現と申奉ると云々、此事國史に載せずされども古き說なれば爰に記せり、又羽黒山と云名稱は東奥紀行に能除王と云人始て此一山を開き給ふ其時一鳥飛來て山の嚮道せし故に其山を羽黒山と名付しと云々、緣記云人皇三十代 欽明天皇廢ニ太子渟中太命ニ以ニ皇子渟中倉太珠敷尊ニ即レ位敏達天皇是也 依后石姫立ニ大子渟中太命ニ欲レ即レ位謀叛然不成遂去ニ内裏ニ奔ニ奥州ニ是時奥羽未レ分也自是後三十三代崇峻天皇庚戌歳四月辛巳詔稱ニ羽黒山大權現ニ焉在ニ延喜式神名帳ニ也

欽明天皇の皇子數多坐しませとも太子渟中太命と云皇子ましまさず此傳如何ぞや、大に異なるものなり又石姫謀叛のことも國史に見えず、何を以て斯のごとく傳たる者か、日本書記云 石姫爲ニ后妃ニ生ニ二男一女ニ長曰ニ箭田珠勝大兄皇子ニ仲曰ニ譯語由渟中倉太珠敷尊ニ少曰ニ笠縫皇女ニとあり、謹で案ずるに渟中太命と緣記に記せるは敏達天皇の御諱倉珠敷の三字を省き奉り別に傳を作りて記せしものなるが、三字をはぶけば渟中太となるなり、されども御諱字を省し例なし

渟中太命陵

當社の南西羽山にあり梵天帝釋を祭り奉りし也、是を渟中太命の陵なりと云

黒沼神社

本縣の產神なり、延喜式內名神大社信夫五社の一なり、欽明天皇の妃石姫命をまつり奉るものなり、日本記石姫武小廣國押盾天皇の皇女也、六月五日祭禮也

石姫命陵

當社の南大佛堂の西にあり、後世承應二年壬巳東條一

角なる人彌陀如來を安置せり、此地を石姫命の御墓なりと郁人のふるき傳なり

羽黑水

石路の傍にあり眼を病ものこの水を以て洗流せば忽に平癒すと云實に奇なり

黑沼

宮殿の西にあり、ちいさき池なり、後世水つきて原野となる、二十四間四面不納地なり 黑沼と云名義未だ詳かならず

注連懸石

仁王門の前にあり道に横たはり嶮岨の石なり、參詣の人此石を蹈ば必禍ありと云

腰懸石

黑沼の宮前にあり、はじめ石姫命此地に來り給ひしとき此石に御腰懸け給へしよし云傳へり、故に邑人是を稱して腰懸石と名を負せしなり、一說に渟中太命御腰を掛給ふ石なりとも云、何れか是歟何れが非歟分明ならずと云

馬頭觀音

石路の傍にあり、堂前巖上に馬の蹄の跡あり、文治年中源判官殿奥州下向のとき此山にのぼり給ふ、その時乘給へる馬の蹄なりと云ひ傳へり、故に馬頭觀音をまつると云、今見るに至て小なる蹄跡なり

仁王門

馬頭堂の南にあり世人禍をのかれんことをいのり大なる草履を奉るなり

產荒神

道の東側にあり、懷姙の女子此神を祈れば生產の難なし、世人大に尊信す、故に產と云稱を授奉りしと云

八幡宮　山王宮　牛頭天王　天滿宮

三寶荒神　稻荷明神　御山之六宮是也

各路の左右にあり初渟中太命此地に降り給し時六人の從者あり、其人々の末葉右の神一社づゝを守護す又羽黑山祭禮のとき音樂を司るの職なり、今に神輿渡御のとき左右を守護すと云、各年貢地を所持せり是銘々神の御供料なるべし

西坂稻荷祠

道の西人家の後、世蠶養の守護神なりとて世人大に尊信す、宮前に池水あり神の御洗水なりと云

微風穴

羽黒山宮殿階下にあり、四季ともによく微風を生ず
史記子鄺趙云龍山有四麓各有一穴大如ニ車輪一春風出レ東秋風出レ西夏風出レ南冬風出レ北不レ相ニ奪倫一蓋謂ニ龍兊ニ也、是亦一奇なり

大悲堂

道の西側にあり信達順禮所なり縁記に本地金銅正觀世音坐像御丈一尺六寸なりと云三月十七日祭禮

華表扁額

福島大守板倉氏從五位下甲斐守源勝俊君筆なり、信達風土記に羽黒山華表建立記あり、先大堀田氏のものし給へるなり故に是に記す

陸奥國信夫郡御山邨羽黒山權現者傳曰敏達帝之母后石姫皇后社也星霜已千有餘年華表亦斷矣奥羽之住民無レ不レ致ニ誠心方當社一者暴雨蜜雲之日拜趨之徒住々不絶矣予丙寅之秋移ニ食邑於當郡一丁卯之年辱賜ニ休暇一而來在ニ福島一矣經ニ歷采地封彊一之日登ニ此山一足履ニ巉岩一手拂ニ蒙茸一薄靄散面林林霏披層雲還而巖穴鎖踈松影落開闢之色猶亘ニ于今一老陰深崢嶸之縁如レ隔レ世默禱而立ニ廟廷一寶燈光冷金鈴聲幽中心肅然而神夫如レ在既而嘆ニ華表之缺一政教之所レ及可レ與ニ百廢一況靈場乎因新造ニ立華表一而請ニ儒官ニ竹野節レ書ニ羽黒山之三大字一扁ニ其上一以仰ニ不レ測之神光一云々貞享五年戊辰五月十有八日從四位下下總守堀田氏紀正仲

右正仲君封内のときは華表も建立あり、羽黒山の三大字の扁も懸給ひる者ならむ、されども今は世變り板倉君の書給へる扁額なり華表もまたしかり

七折坂

華表の右にある坂なり、西の方より登る路なり、此坂の下より道の傍南田の中に大石あり轉石と云、むかし羽山の絶頂よりころび落と云へり、今石上稻荷社安置す

羽山 一名青葉山

古は出羽國湯殿山權現此山に立せ給ふとなん、故に彼處に座ます神みな爰にまつり奉るなり、先此山其山と平地なり登道の谷中を牛か首と云、峯上を月光と云姥神を安置す、梵天帝釋を始め奉り月山權現或三寶荒神注進掛、或辨財天、空海座禪石、地獄天上杯湯殿山所レ有御神等鎮座す、ゆゑに女人登ることを禁ずもし誤て登山せば必怪異ありと云、今世一僧此山を嘲哢て湯殿山權現何とて斯る山に立せ給ふべ

きと云へて諸人の尊信するを罵りて山を下る、時に大蟒の大蛇僧を目掛追來、彼僧は命辛ふじて漸に逃延、麓にくだりしに白き犬數十百尾走集彼僧を圍、僧は犬を押分祓川の邊にて倒れしを里人に助けられしとなり、是神の戒なるべし、詩云神之格思不レ可レ測思矧可レ射思とはこれらのことなるべし、いとも靈しく難レ有事なり、古事記に羽山津見神、日本記に麓山祇と作れり、古は此神を祭奉る山にて羽山と唱へしにや、又青葉山とも云、古歌に

太上天皇御製

　尋はや青葉の山のおそ櫻花の殘るか春の殘るか

同

　水島の青葉の山は名のみにて露霜おけば色付に幾

新古今源重之戀之歌

　筑波山羽山茂山しけかれば思人には障ざりけり

謹で案ずるに此山の神は羽山津見たること疑なし、加具土神の右の手に生ませる神なり、又此山の西の端を烏崎と云其下に巖窟あり大なる眞呂智住む、金剛童子を祭れり、拔川のほとりに小祠を建てり

杉妻大佛堂

道の西にあり慈覺大師の作なりと云、堂前の山下に溝洫あり祓川と云、如來御手洗水なり、佛世の中の穢を洗給ふなるよし、長慶年中は今の松川信夫山の南を流れしと云今の祓川是なり、東國太平記に松川合戰とあるは山の南を流通せし時なり、闕が原記に伊達政宗卿と上杉家の臣岡佐内と太刀擊せし所又は本庄の臣が小島左近が討死せし所を此邊に近かるべし

信夫艸

此山の名産なり、人參の葉に似て鮮なり、他の山に生るもあれども見にくし、三都の人も此山の草を別て賞せり

青葉山信夫院藥王寺　天台宗

羽山の東にあり、近世東叡山末寺となる、境内八丁四方なり、本尊は行基菩薩の御作にて日出不動と申せり、古は信夫院と云草庵室なるよし

藥師堂

境内にあり、慈覺大師の作なり峰の藥師と云、三河國より移せるものなるべし・四月八日祭禮なり

羽黑山寂光寺　眞言宗

羽黑山宮殿の南道の下にあり古は別當職なるよし、然るに眞淨院と爭論のことあり終に其利を失へ別當職を奪はれしとなん、當時無住なり

立石　薄徒巖窟

各山の東にあり、丸子村境なり、殊に立石は臨觀の美なり、故に世人春日此に登り酒を催し詩歌など詠ずる人多し

羽黑山奉納扁額

右は和歌或は俳諧等を詠じ奉納ありし諸侯方の秀句あり今爰に記し世人に知らしむ

信夫山櫻は花に顯れて松さへ匂ふ峯の春風　福島大守　風草軒

初霞おがむ目あてやしのぶやま　岩城大守　露沼

人の子の大慈の神やしのぶやま　南部大守　活鷹

社壇までぞ信夫山鴽籠女郎花　三浦備後守　文水

早乙女はたれを信夫のみと品　木田見樹院　扇謠

御誓ひ志のふの山の靑すだれ　松山大守　秋慰

稻草や神もしのぶの屋まかつら　相頁大守　瀾洲

礜けさよ擁護のゆきのしのぶ屋繭　上杉駿河守　冠山

神の森花やかすみもしのぶ屋繭　横田備中守　雪井

伊勢物語に云むかしみちのくにて名てることなき人の女にかよひけるにあやしうさよふにてあるべき女ともあらずみえければ

信夫山忍びてかよふ道も哉人の心の奥も見るべく

此外に信夫山に詠かけし和歌數多あり爰に記す

中納言家隆

おしなべて夏は靑葉の山櫻花にぞ色もまかはざりけり

幸喬

神垣や宿を霞に隔て來て風を信夫の花をたつぬる

三位俊成

おしき哉誰か聞らむ陸奥の信夫の山の鶯のこゑ

續古今集定家

戀わびぬ心の奥の信夫山露も時雨もいろに見せじと

御集正三位家衡

信夫山亂れて花は綻びぬかきりしられぬ匂ふ春風

千載集二品法親王守覺

寶止々きす猶初聲を信夫山夕ゐる雲のそこに鳴なり

同　祝部仲成
君こふる涙しぐれと降ぬれば信夫の山も色着にけり

同　三條院前常陸
いかにせん信夫の山の下紅葉時雨るゝ儘に色の増るを

新古今冬　七條院大納言
初しくれ信夫の山の紅葉はを嵐吹とは思はずや有けむ

同戀　清輔朝臣
人しれず苦しき者は信夫山下はふ葛の恨なりけり

同　雅經
消ぬ唯信夫の山の岑の雪斯る心のあとのなきまで

同　通光
限あれば信夫の山の麓にも落葉が上の露ぞ色つく

新勅撰　俊成
いかにして知べなくとも尋見む信夫の山の峯の通路

新勅撰　寂蓮法師
信夫山水の葉しくるゝ下草にあらはれ渡るつゆの色哉

續後撰　入道攝政左大臣
道絶て我身にふかき信夫山心のおくを知る人も無

續古今　中納言
冬寒み信夫の山の谷水は音にも立てずさぞ氷らむ

續後拾遺　高橋家成
云はてのみ信夫の山にゐる雲や心の奥を猶隔らむ

同　前同人
誰に猶信夫の山の時鳥心のおくのことかたるらむ

新拾遺　御門院小宰相
洩すべき隙こそなけれ忍出しのびて通ふ谷の下水

同　兼好法師
信夫山またことかたに道もかなふりぬる跡は人も社知れ

三位俊成
人知れぬ思ひ信夫の山風に時そともなき露ぞこぼるゝ

權大納言宣明
此暮も音はな立ぞ信夫山心ひとつのみねの松風

新後拾遺建保三年名所三百首　定家

岩つゝじ岩手や染る信夫山心の奥の色をたづねて

同戀貞和二年百首前大納言爲家
通ひ路のなきにつけても忍山つらき心の奥は見へけり

同明魏法師
知られしな信夫の山の初時雨心の奥に染るも美ち葉

同前大僧正義通
行通ふ心あればとなくさめていとゞ忍ぶの山の下道

同前大僧正滿意
隙ぞなき信夫の山の夕時雨いわて年ふる袖の涙に

同三位俊成
尋入らむ道も知られぬ信夫山袖斗りこそしをりなりけれ

同左兵衛督直義
うち解る心の奥も見えぬ目に信夫の山ぞ隔なりける

名所百首歌合順徳院天皇御製
都には花もちり敢ず道奥の信夫の山は春かぜの頃

同　家隆
人問はぬ軒の信夫の山の端に其色となく春雨ぞ降る

建久二年左大將家歌合鳥部家定
信夫山淺路のおくにとぶ鶯の其羽斗や人に知るゝ

夫木集中務卿御子
信夫山霞のうちの鶯も人にしられぬ音をや鳴らむ

同皇太后大夫俊成
おのれのみ春とや獨信夫山花にこもれる鶯のこゑ

同順徳院天皇御製建久三年名所百首
鳴やなけ信夫の山の呼子鳥つひに止らぬ春ならずとも

同正三位知家卿
歸る雁惜む心の奥も知れ信夫の山に道をたづねて

同從三位家隆卿
春ふかき信夫の山の岩躑躅いわねど色にしるき頃かな

百首歌今思絶戀民部卿爲家
人しれず通ひし跡は信夫山しけり果たる道芝の露

古今詞隆資朝臣

うへに見ぬ思ひの色の下染にたゞに信夫の山の口
無
建長三年顯朝卿家十首歌合寄梨戀信實朝臣
戀ふるまはくるしきものを世の中に哀れ信夫の口
梨の花
千五百番参議雅經
尋はや五月こす共時鳥信夫の山のおくのひところゑ
同皇太后大夫俊成
益荒男は鹿に心を掛つゝや忍の山に夜を明すらむ
同從三位家隆
燈する人やしるらむ信夫山忍びて通ふ奥の思ひを
同　越前
顯れむ名は惜けれど信夫山峯の白雲かゝらずも哉
同山階入道左大臣
したにのみ思の山の岩に菅云はて思の年を經にけ
り
同平政村朝臣
秋來れば信夫の山に鳴鹿も人に知られぬ妻や戀ら
む
文治二年百首前中納言爲家
信夫山すそのの薄いか斗秋の盛を思ひ侘らむ
千五百番寂蓮法師
思餘る心の程も聞ゆなり信夫の山の小男鹿のこゑ
元久六年小野宮歌合從三位家隆卿
谷川の氷るに付て信夫山猶憂ものはまつのゆふ風
寛治十首大藏卿有家
我ならぬ信夫の山の松の葉も年經し色に出る物か
は
歌枕恵鎭
いかにせむ信夫の山に跡絶て思入共露けかるらむ
玉吟家隆卿
ちらすなよ幾重も包め春霞信夫の山の花の梢は
建保百首範宗
春ふかき信夫の山の岩躑躅いはねと色に志るき心
を
同　康光
信夫山峯の櫻や散ぬらむ古巣にかへる谷のうくひ
す
六百番歌合兼宗
戀ゆゑに浮世を捨てて隱なば信夫の山や住家成べ

し

同　隆信

夢にだにまたふみも見ぬ信夫山深き鐵路を爭て尋ねむ

信夫郡と云名は此山より出たる名なれば信夫の里と詠かけし歌をこゝに記す

新勅撰西行法師

東路の信夫の里に休らへて勿來の關を越ぞ煩らふ

同前同人

道奥の信夫の里に妹を置て勿來の關を越ぞ佗ぬる

後撰別藤原滋幹女

君をのみ信夫の里へ行ものを會津の山の春けきやなそ

新古今秋上橘爲仲朝臣

あやなくも曇らぬ霄を厭哉信夫の里の秋の夜の月

安江君碑

藤原朝臣安江繁家公越之後州之英産也年之先依大守之命移居于陸奥之南而司伊達信夫之兩郡代政行依倚於傳露（此間缺文）湯治功匹公顔若解人之（此間缺文也）愁今世難哉於是爲達三全知光居士供養念讀誦妙法華經一千部忠義豈堪此功德不可量乎哉當放莚作一浮屠似伸供養哉如眉規瞿曇堅固（此間缺文）法身相以豈斯石碑有消日佗願居士懇斯間動則千之蓮台唳說什麿杲位磨蓮台郎今日十八日願主安江五郎左衞門前月日風于時寛永元甲子仲夏二十八日

右の碑は羽黒茂宮の亥戌の方にあり、安江氏は定めて上杉家の臣なるべし、寛永中上杉定勝信達を封邑せしなり其時の代官なるべし、此碑の文章文字缺て定かならず、人々缺文を咎むることなかれ

神祇天正十五年丁亥四月十二日卒

讃德院殿聞相清公大居士

此人姓名不知

神祇文祿四年癸亥十月十日卒

常德院殿天曇波公大居士

此人大波伊賀守也

斯の如く安置して香花尊拜今に絕すとなん

森合邨　封邑

信夫山の西にあり、千四百九十二石三斗三升六合、邨中ちいさき山あり一杯森と云と云、信夫と此森の間に

ある邨なれは森合と名を負せしならむ

一杯森

信夫山さきに生り出で後爰に一杯の土を置しが遂に山となる、皆是神の靈しき所爲なり　此山に年古き狐住めりとなん

愛宕祠

產神なり伊奘並命の御子加具土神にておはします、山城國愛宕郡愛宕神社をうつし奉るならむ、八月廿四日祭禮なり、むかし一杯森の峯上に鎭坐なりしが風はげくして宮殿を吹倒ことあるゆゑ今世山の麓に移せしと云

森合山松源寺　濟家宗

山のふもとにあり福島慈恩寺末山なり、當時無住なり

泉　邨　公邑

森合邨の北にあり、高千百五石六升五合、邨内清水あり其水甚清洌味また甘し旱魃の年なりとも少しも乾くことなし、東に流れて水田の引水となる、されば此清水によりて泉邨と名を負せしなり、和名抄に以豆美と作れり

八幡宮

當地はむかしより產神祭らず人家の後に八幡宮しづまりませども產神ともせず只其家のみ、八月十五日を以て祭禮なりとなん

南澤股邨　公邑

泉邨の西にあり、むかしは南北一村なりしが松川洪水して其土地を缺き邨の正中に流れ出づ故に分て二邨となす高千四百二十四石一斗六合

愛宕祠

產神なり、邨南田の中にあり、六月二十四日祭禮なり

相生松

人家の北松川の上にあり、連理の枝なり、世人是を相生の松と唱へり、高砂の謠にあへに相生の松こそ目出度かりけれなどあり、松無古今色とて千載を經るものなり

加茂社

松川の南に鎭坐す、九月十九日祭禮なり

瑠璃光山孝德寺　禪宗

鳥渡郡陽泉寺末山なり

關谷山傳正寺　禪宗

大笹生郡東禪寺末山なり、開山は久洲長哲和尚なり

泉澤山久盛院　眞言宗　當寺は播磨壹岐刑部久盛が開基也此人泉澤殿二ヶ村を領せしと云故に山號を泉澤山寺號を久成院と云るよし　開山は宥全和尚寶永四年中、福島眞淨院末寺なり、當郡に南館など云屋鋪あり、昔天正年中伊達成實大森城山居城のとき其臣湯澤善兵衛と云人を爰に居しむと云へり、又玄蕃町など唱ふる地あり、何れにも武士等の居住せしなるべし

八島田邨　私封

澤股村の南にあり、高千九十九石六升六合、當邨は越後國新發田の大守溝口信濃守殿別邑なり、陣屋は則當邨にあり、八島田治と云後世當邨を分ちて上下二となす。古事記に八洲國、八尋殿八千矛等あり、當村の八も是に准へて八との意なるべし、彌と云心なるべし、島は芝なるべし、古は荒たる芝地なるを田に開發し作る故に彌芝田と云へしを後世八島田と書しならむ、猶後の人詳にせよ、土人の說に古湖水たりしときに八島あり故に斯名を付しと云々

八天社

産神なり、八方の天を祭れるものなり、米澤海道の北にしつまります、八月朔日祭禮なり

八幡宮

海道の北人家の後にしづまります、本庄越前守繁長をまつる者なり、福島長樂寺より移せり、八月十五祭禮なり

寶笠山圓光寺　濟家宗

米澤海道の北にあり、福島慈恩寺末山なり

笹木野邨　公邑

八島田邨の西江にあり、高二千六百石七斗一升一合余、今世分て二邨となる、一邨を新笹木野と云新發田領封邑なり

竈神社

産神なり、當笹木野驛の東金屋と云所にあり、所謂新笹木野是なり、古此地にて釣鐘を鑄て産神へ奉りし故に此地の字を鐘鑄(かない)と名付し也、後世金屋と云金字はナニヌネと通じ鑄字はヤヰユエと活用、さればカナヤと唱へしなり

古事記に云大年神娶天知迦流美豆比賣生子奥津日子神次奥津比賣命亦名大戸比賣神此者諸人以拜竈神社なり、三月十五日祭禮なり

愛宕祠

驛の南にて道の西側にあり、六月廿四日祭禮、世人市をなしきぬ糸を賣買す

地藏堂

小針と云人家の傍にあり、七月廿四日祭禮

熊野宮

表郡と云ふ人家の西にあり、春秋日岸中日祭禮、古傳說云建武年中北畠源中納言顯家卿奥州の國司たりし時に紀伊國牟婁郡より當郡に移し奉る伊邪那美命のしづまりますなり、初顯家卿京都にをはせしとき熊野宮を信じ給ふ、太平記に人皇九十八代後醍醐天皇北條平高時を滅給ふ、其時顯家卿を鎮守府將軍に任じ奥州へ下し給ふ、公伊達郡靈山に居城ありしなり、其時熊野權現を四方に安置し奉り封邑の鎮護となす、其後天下大に亂れ公信達の軍兵を引率し上方へ登給へしかども利を失へ一統の功もなく泉州安部野に於て陣亡し給ふ天命なりと云ふべし、本縣の熊野宮も其人無ければ既に頽敗荒たる社となりし、天正中年蒲生氏卿の封邑となる、其臣をして熊野宮を再建せしむ、蒲生家宇都宮に移さる後又敗れぬ、慶長年中上杉家の封邑となる、其臣平林藏人をして代官たらしむ藏人四方を巡見し木村の熊野社荒たるを歎きこれを修覆す、寛永年中宮殿成就す、其後また衰微す、寛政八戊辰年佐藤常春と云人又修覆す、今當地の里社とあがめ奉る、實に顯家卿の老を嗣後世の人に顯家卿の志を知らしむると云々

雷神祠

表郡の中にあり、天正年中伊達成實大森居住のときここに祭ると云、又南館湯澤善兵衛なる人修理す、和名抄に伊加豆知と作れり、古事記云於頭者大雷居於胸者火雷居於腹者黒雷居於陰者折雷居於左手者若雷居於右手者土雷居於左足者鳴雷居於右足者伏雷居並八雷成これは皆伊邪那美命の夜見の穢より成ませる雷なり、後の世此神をいつき祭雷神とあがめ奉るなり、又則雷命とも申せり加茂明神是なり

稲荷社

熊野宮の東にあり、享保三年郡人雉子波某勸請す、是より先には祠須川口に流れ來り當郡は留る、郡人是を見付しとて見付堂と名付しなり

大杉樹舊跡

今の小針郡の南にありと云大杉明神と祭れり、和名抄に須木と作れり、古傳に云人皇四十四代聖武天皇の御宇當郡に大なる杉あり田畑四方在に日陰を爲す國人これを哀み公朝に訴へ奉る、公朝よりその免狀を賜ふ、國人よろこびこれを伐と旬に及べりさるに其杉夜に殘らず切口にとひ付、國人是にこれを見て大に戰慄る、一草ありとよ木と云その精靈化して人となり告て云く若等伐所の梯を即に燒すてべし、國人その敎のことくす、遂大杉を伐倒せり、是故に當郡の原野に彼の草生へずこれ大杉の靈根なるものにや、是より先に杉の靈化して美男子となり陰に一女子のもとに通へり、此男子日中は見えず夜中にのみ忍び來る、女子いたく怪しみて其故を問ふ男子答て答へずして返る、女子針に緒をつけ男子の袴の裾に刺其跡よりしたへ行見るに卒に大杉の元に止りぬと見えしが男子の姿更に見えず其の針は杉の元にさゝれりと云、今其地の字を緒針と云又小針に作る緒といふ其音同じければなり、さて女子はじめて杉の精靈なることを知り大にかなしみ耻いりぬ、又男子も來らず、女子も只ならぬ身となれり、此事は雙見塚郡の條下に委く記せり、さて其杉を伐東に向へ引けるに一日に百間ばかり夜になれば元の地に戻ると云今其地の字を杉登と云溝堀なり下野寺郡との境にあり、されば國人等相謀り先に杉精靈と密通せし女を其木に乘せ音頭をとらせければ其木至て輕く走ること疾し卒に大熊川の上に搬出し木の元にて大佛を作る信夫山の麓に安置し奉る、或は板橋を作る是を耳語橋と云、この故に松川より南を杉妻庄と云、杉精靈と交合せし女子ある故に庄の名とせり、日本記に大三輪神女子のもとにかよひ給ふること見ゆ、又二本の杉人と化して通ひしとも云ひり、三輪の謠にされども此人夜は來れども晝見えず、艶道通鑑にむかし和州に年久しき夫婦の者ありと云々皆しのび男の裾に針緒をつけたるふることなり

般若山佛母寺　禪宗

米澤路の北にあり、開山は祥山關良和尚天正四年辛

已建立なり、開基は婦人なり法名あり左に記す
佛母院殿慈覺妙心大姉此人何れの家の婦人にや板谷内邑明寺をも此婦人建立せしと云 無年貢地二反三畝歩

千福寺　愛宕山ト號す　眞言宗

驛の南にあり、開山定かならず、萬治二年今の下野寺邨より此地に移せり則下の寺なり 無年貢地九畝十五歩

仙岳院　觀正院

各修驗者なり、福島普門寺配下、驛の東側にあり、當邨は米澤元の馬繼なり六月世人市をなし絹糸を賣買す

上野寺邨　公邑

笹木野驛の南にあり、高千百四十九石八斗一升、むかしは上下寺上兩笹木野邨ともに一邨なり、近世分て三邨と爲す、北の方米澤海道笹木野と云驛の名にして下野寺邨なり分邨して笹木野驛をも一村の名とせり、古は三村ともに原野にて笹も木もいたく茂りたる地なるべし、今も笹木野原と云あり、野は辭なり笹木へ野を添たる者なり、野字をかたる邨名みな是に准ふ、古事記に小竹を佐々と書けり、さて大林寺を上の寺と云へ千福寺を下の寺と云ふ、是を取て兩村の名に負せぬ

一說に古は上の寺と云ふものありしが頽破に及びし故に大林寺を以て上野の寺となすと云ふ

武隈稻荷社

產神なり二月初の午日祭禮なり、觀跡聞老志云稻荷社考神書則倉稻魂神也豈以二封狐一當レ之哉、されども諸國この神を以て實に老狐の精靈と爲せり、大成經にもまた說ありこれも佛家の附會したる妄說にて信ずべきものにもあらず、かよふのことに話なすは痛恨すべきのことなり、案ずるに斯地もまたむかし狐の窟ありて事を好む愚昧のもの神の跡となし社を建て其地の名により武隈明神と號せしものならむ、神道を專とするもの其妄說を正さず神明をして遂に此汚名を蒙らしむ、神明もまた罰を加へ給はず神祇官も更にこれを咎めず、故に明かなる神をけがれたる獸に配し穢の甚しきに陷しむると云ふものなり實に悲しむべき事にあらずや、白井宗因曰或問稻荷神社僧空海於二東寺門一逢下負レ稻老人上空海祭レ之以東寺鎭守となす。その稻を擔ふ故に稻荷と號と云いかむ、曰知らざるものはさることとも爲す、また知るものは信せざるなり、故に予其神名をあげてこれを見せしむ

るもの惑はざるなり、又曰昔神社多爲浮圖見剝竊還就浮屠覓其說令之爲其設爲其記背率之墮夷狄梵語之中證之以三昧非神喜之猶不得已也雖然至久而不矯則猶治飢於烏喙止渴於酖毒故比不入乎其肺府而救之吭駒云間則庶乎復生矣其號稻荷者所謂荷田神地置倉稻魂故也神祇拾遺云元正天皇御宇當社影向日偶二月初午也故至今用此日

仙臺岩澤驛に稻荷あり竹駒と稱す又武隈とも申す、當社も同稱なり、阿武隈川の西にしづまります、此稱號せし者ならむ能々老へ合すべし

稻荷山木林寺　天臺宗

鳥渡邨觀音寺末山なり是則上の寺なり、開山は大阿闍梨法印清海和尚寬文五年四月建立なり

天滿宮

境内にあり七月廿五日祭禮也、當邨に梅田など云へる字の地あり實に菅公を祭り奉ることよし有ける也

大悲堂

堀の内と云邨家の南に安置す依て堀内觀音と申せり

三月十七日祭禮なり

下野寺邨　公邑

高千四百五十五石四斗九升九合、下の寺と云名は負せつれども其寺は今笹木野邨にある千福寺是なり

上春日宮

産神なり九月十九日祭禮なり、近年吉田殿へ申達し神名帳へのせ奉りしなり、邨人是を行堂と云又行明神とも稱し申せり、相傳說に阿部清明が秘法を行へし所なりと云ふ

下春日宮

産神なり是また行明神と稱せり說前に同じ、九月朔日祭禮なり、當邨に渠あり東流して福島の用水となる、上春日の宮前をなかる、彼處に蛇橋あり今世石橋に作る、土人說に云瘧疾を病もの此橋の下を三度潜り出れば瘧疾忽ちに癒ゆると云、橋下果して大蛇蟠居る故に戰慄して瘧疾癒ゆ實に當邨の一奇なり、古事記に遠呂智と書けり、知名抄に倍美と作れり、漢字は蛇なり

大悲堂

道の北長泥土と云所にあり當地の鎮守なり、三月十

九日祭禮なり、馬頭觀音にておはすよし

觀音堂

尼崎と云所にあり郁人甘酒觀音と稱せり、尼崎と甘酒と其音似たればなり、七月十七日祭なり

太子堂

太田屋鋪にあり二月二十七日祭禮なり

山王宮

此神申の日を以て祭る故に猿内と云人家の西にあり三月初申日祭禮なり

藥師堂

道の傍人家の前にあり、故に字を藥師堂と云此地の人疫をやまずとなむ四月八日祭禮なり

天滿宮

此神鎭坐故に此地の字を天神田と云、八月廿五日祭禮なり、緣記にむかし此所に菅野宗五郎と云ものあり、此人二月二十五日の朝天滿宮を拜せむとて納戸に入り長持の中におきし羽織を出さむとふたに手を掛しに其ふたの上に菅公の尊像忽然として立せ給ふ宗五郎不思議に思ひ手に取あげ見奉れば實に黄金の尊體なり、宗五郎愈奇異の思をなし彼尊像を今の宮殿に入れ奉る其後何方へか尊像失せ給ひぬ、程經て又現れ給ふ、誠に希代の靈神なり、其後また失給ふ今の尊像は新に鑄奉りし物なり、此時また二月廿五日尊像出來せしとなむ、これまた一奇なり

庭坂郁　公邑

笹木野郁の西にあり、高二千七十三石七斗一升二合和名抄に庭を迺波と作れり、庭とは大に平なるを云其に坂の字を添たるはいかにそや、案ずるに西山の麓にて平原なる地なり又西山へ登坂ある故に斯のごとく負せしか、又小坂など云山路あれば相應じて名づけしならん、當村水澤と云所より西山へ行道の傍に大石あり、此石上に小兒の足跡の付たる物あり、里人に問へ共其謂を知ものなし

鷲尾社

産神なり、米澤道の南にて山の上に鎭坐なり、八月朔日祭禮なり、神輿渡御す今世神位を授奉る敕宣正一位鷲明神とあがめ奉る、又鷲の尾とも稱したるよし、相傳說云昔此處に大なる蛇住て郁人を惱ます其難大方ならず、其時天より大なる鷲飛來りて彼大蛇

を抓み雲中に飛登ると見へしが大蛇は抓み殺され地に落て死す郡人の難を救ふ、人呼て天恩を感じ鷲の精靈をかしこみ恐れて偏に神の所爲なりと是をいつき祭りしなり

清水大悲堂

山のふもと花澤と云所にあり、緣記に云本尊は千手觀音なり人皇五十一代平城天皇の御宇大同二年從三位坂上田村麿東夷征伐のとき山城國清水寺より移し申せりとなむ、古は本堂九間四面なりしが野火の爲に燒失せり、今の堂は至て小なり、昔の礎等今に遺れり、京都案内記に云清水寺は弘仁天皇の御宇寶龜十一年に草創す是より下二十八年すなはち大同二年丙戌なり

音羽瀧

本堂の前にあり、京都清水より移す故にかばかりの溪水にかようの名を負せしなり

木舟祠

驛の西側にあり、本地は大日如來なり、託宣に我を木舟明神と祭るべしとある故に神に齋祭れりと云、是また僧徒の妄說なり木舟明神は闇罔象命にておあすそれをかように云へふらせしこと恐あり

大悲山清水寺　禪宗

山のふもとにあり、開山は米澤林泉寺十六世聖山林廓和尙なりの林泉寺末山なり

靑柳寺

驛の西側にあり一向宗なり、京都本願寺末山なり

藥師堂

高湯路の傍にあり、四月八日祭禮なり、靈驗也

老姬堂

高湯路の傍にあり姥月光をまつるなり、故に是地をうば堂と云へり、是より西の方山路五十丁登れば所謂高湯溫泉なり、

雞卵湯

道の南澤中にあり其香たまごの味に似たり、故にかくは名付しなり實に奇妙の香氣なり

熱湯　瀑布湯

此溫泉は慶長年中今の菅野氏の先祖道徹居士と云人初て開發せしなり、春秋の際浴する者多し、癬疥或は頭痛によろし、その功驗神のことし

善遊堂　法華三千部塚　鐘樓

これみな温泉の上にあり四月八日祭禮なり

瀑布泉

温泉の南山中五六丁にあり、不動瀧と云、高さ十余丈水多くして恰白布數匹をさらすがごとし、當村は福島より米澤への通路にして驛場なり、是より李平邨を經て出羽國境となれり

切枯山

米澤路の山なり、殊に米澤侯休息の地なり、駕輿立場所道の南傍にあり、此地又公朝の薪山なり山中一里程なり、この外四ケ所あり左に記す

公朝薪山

竪二千百六十間横三百六十間二百五十九丁二段歩

下堂薪山

竪三百三十間横百三十二間十四丁五段二畝歩

矢細工山

竪八百九十五間横八十二間二十四丁六畝九歩

新松林山

竪横共に二百間なり一丁三段三畝九歩

右は當邨山中に近き邑ゆゑに如此の薪山あり公朝の薪山なり

箕輪山　　小田隱山

西の方道より北にあり、山名の說いた詳ならず、愚按ずるに仙臺名取郡に箕輪嶺と云山あり、何れも箕の輪に峯の似たる者ならん、織田隱とは澤中の小田をかくし見へざる故に名付しか、又は天下擾亂の時織田家流落の人々隱れ住し山にてもあるか、彼是取合せて考ふべし

天照皇太神宮

山のふもとに鎭坐郡人御伊勢宮と申す、國郡みな太神宮をまつり奉る所皆神明と稱す、此宮を天照太神と稱し奉るいとも希し

須　川

源は高湯の上より流れ出づ、當邨より諸邨を經て福島にて大熊川に入る、近年硫黄氣の水ながれ味酸し更に魚住まず、妙音廟碑に洲川に作れり

雨戸川

天戸川とも書けり、源は不二山の下より流れいづ、水味至て美なり古は鮭魚これを飲むとて多く溯りしと云實に名水なり兩川とも名儀詳ならず

李平郡　公邑

庭坂山の西にあり高三十八石四斗四升餘奥州と羽州との界境なり古は平原にして李など茂生たる地なり故に李平と名を負せぬ、驛馬あり

阿遲羅尊
産神なり、山中にて瀧などのあれば此神をまつれり、三月廿八日祭禮なり、靈驗のことにより郡人大に信ず、近江瀧と云郡南にあり其水多くして布をさらすが如し此名未だ詳ならず

東屋嶽　一名思山
當郡の南にあり信達兩郡第一の山なり東屋嶽神社東屋國神社東屋沼神社三柱の神しづまります。古事記云號其國謂阿豆麻也、和名抄に阿豆萬夜と作れり、註に四阿也、土人吾妻山と唱へり南北の峯を北家形南家形と云、東屋嶽神社是也、其際に大なる沼あり是を雷沼と云又五色沼とも云、東屋沼神社是なり、旱魃の年此沼の邊に到り雨を祈れば忽に冷氣起り急雨來ると云あり、此山は總て硫黃山にて土中燒あかり烟絶へず、男女情混して互に心を焦相思ば胸の烟立と云此山常に烟立登りて絶されば思山と云名を負せしなり、日本記日本武尊東夷征伐のとき上毛の海にて后妃橘比賣命其夫尊に代奉り海に入て失給へぬ夫より尊西上し給ふとき信濃國碓氷嶺より東方を顧給ひ吾妻戀しと詔へしより東國を吾妻と名附しなり故に此山をも吾妻と云ならむ、又橘姫を思ひ給ふ故に思山と名を負せしとも云、橘姫は吾妻權現と現じ給ふ彼處は此山より遥に西南會津の山中にしづまりますなり、唯此山は東屋嶽なるべし、其證は家形と云あり家柱四本を建て營るを東屋と云、源氏物語に安つまやの卷などあり、東と吾妻と其音同じければ後の世に吾妻と書るなるべし

經塚
家形の上にあり大笹生郡蓮光寺開山勇猛法師法華經を一字一石に書寫し峯上に埋め塚を築しなり

小不二山
家形の東南にあり駿河國不二山によく似たり故に小不二と云又矢筈山とも云へり

六帖顯昭
年を經てしけるなげきをこりもせてなと深からん

物思山

六百番歌合赤人

見ても思見ずとも思大方は我身獨やもの思ひやま

讀人知らず

浮戀をかはらず迹も燒火見よ思の山に立し煙を

同

年を經て絶ず思の山に立煙は胸に消ぬものかは

唐松山　　鞍骨山

郡北にあり大山なり山名いまだ詳ならず、案ずるに小松の唐松に似たる者多くしける山なれば斯のごとく名付しならん、鞍骨山は乘鞍の骨に似たる故か、又むかし平泉侯秀衡此地に來り玉ふことあり其とき鞍を捨おき給ふと、郡人等これを恐れ彼の山に埋めしが故に斯は名を負せしものにや

信達一統志卷之二終

信達一統志巻之三

目録

須川より南杉妻荘二十六邨

一、土湯邨
一、佐原邨
一、櫻本邨
一、荒井邨
一、土船邨
一、二子塚邨
一、上水原邨
一、下水原邨
一、八丁目邨
一、鼓岡邨
一、天明根邨
右十一邨

杉妻荘

須川より南吾妻山のふもと土湯邨東南の方伊達安達兩郡大熊川東境是また杉妻荘と云、土湯邨は西の方會津と安達との界に隣れる邨なり、當邨より東に轉じてその數邑を記せり

土湯邨　公邑

高三十六石、當邨は福島より會津への下徑筋なり、東屋嶽の南鬼面山のふもとを越え高森と云所に出づ坂の上を大嶺と云、古き傳説に吾妻海道なりと云へり、文治のむかし、源判官殿梶原の讒言によりて主從十余人道奥國へ降り給ひしとき加賀國を經て會津に到り遂に此道を通り給ふよしなり、古は東國への通路なしかども——されども東屋嶽の神社此山道を人馬多く通行することを疾み給ひ大暑の節と云ふとも黒雲倉卒に起り急雨頻に來り冷氣を生じ時ならずして氣候變じ信夫郡邨中耕作の障となること數年なり、邨中一統これを悲しみ文政八年邨民一統心を同じ右山道會津通路人馬多く差入まじき議定せしなり、是また先例によりてなり、しかるに天保中に至り議定違變の者ありて會津に馴合

土湯筋を再び開問屋など補理海道にせんことを謀る、故に郡民等爭論に及び遂に公朝に訴へ奉り其裁許を待つこと既に一年是に於て丹州笹山城主寺社奉行青山因幡守決斷によりて米穀鹽鼓酒油等會律福島所産物通行差止め總て海道にまぎらはしき筋不相成儀にて決定せり、信達古語云昔吾妻權現流行のとき參詣の人此道を越ゆ、仍て後日涼風多くして耕作へさはり、是また神の祟りをなす處とて參詣の人絕へけるとはなむ、抑吾妻權現と申奉るは橘比賣命にて坐はしまし日本記に日本武尊上毛の海にて難風に逢給ふ其時橘比賣は尊に代はり奉り海中に身を投じ龍神をなだめ給ふと云々されど人界に望なき神にて坐すゆへに諸人山に入ることを惡み給へ憤をはつし給ふ、其氣と山の氣と相合し嵐となりて諸人をなやますとも云へり、何も疑の大るなものなり、されば詩經にも神來るははかるべからずなどあれば神をば畏るべきなり、殊に古よりの傳說なれば爰に記せり

山神社

産神なり每月十七日祭禮なり、當郡は山家なれば材木等を伐り木地挽など業となす故に山神をいつきまつり里社と崇奉ること、金龍寺緣記に云昔惟喬皇子御剃髮ありて素覺法師と號し給ふ、一年小野の山中に閒居ましく〳〵世をうしと捨させ給ひけるが、徒然のまゝに御付添參らせし人に仰せられて木を伐らしめ給へ種々の物を手づから製し御心を慰め給ふ、今の木地細工是なり、故に後世に至りても木地挽ものは何れの山に入りて林木を伐るとも妨なしと云傳へたり、則ち皇子の初め製し給へ國々に押廣給へる恩德也、惟喬皇子は貞觀十五年に薨じ給ふ、小野の御靈と崇奉るなり、天保十二年までに九百七十三年なり

太子堂

厩戶豐聰耳命の直刀なり眞至聖皇宮尊像靈驗のことありて郡人尊信す、堂前實に臨觀の美なり、風土記に太子堂八景など記せり、信達古語に云むかし聖德太子手自御年十六の容を刻み給へ鳥渡郡松家と云處に安置し給ふ此像西山の下今の土湯郡の澤中に飛行し給ふ、此時一獵夫鹿を追て澤中に入りしに草中に聲あり汝我を此山上に脊負守護し奉れと云、獵夫大に畏れあやしみ某は鹿を見失へ是まで尋ね來りしな

り左云は何人ぞや、曰我は太子なり汝我を守護しなば忽鹿を得さすべしと、獵夫草中を披見るに果して太子の尊像なり獵夫恐懼し尊像を負奉り森の上なる平地へうつし奉る、此時獵夫小角豆の蔓に蹶倒れ胡麻柄にて尊像の目を突しなり、今世に至りても尊像の御目より血流れ出たるあとあり、又當郡の人片目細しと云々、又曰郡人皆身體に痣あり太子の御印判なりと、又曰獵夫澤中に鹿二首を得たり其所を鹿落澤と名付しなり、又尋澤とも云て獵夫が鹿を尋ねし故なり、また尊像を谿水にてあらひ參らせしとて其溪水を鹽野川と云、鹽にてあらひ奉りしなるべし、今の荒井村も尊像を洗へし溪水の流通する郡なれば洗と云ふなり、又云獵夫鹿を得たるは太子の靈驗によりてなり故後世の人鹿を食して太子を拜み奉りても其祟なしと云、一說にむかし源義家公阿部貞任征伐のとき戰功あらんため大和國太子へ祈誓し給へしに果して東夷を平らげ給へる也、是によりて此所に勸請ありけるとなり

土湯泉

風土記云能治 中風一有二或人風一攻二住于四肢一骨筋疼痛手足攤瘓言語蹇澁口眼喎斜左癱右瘓半身不レ遂而爲レ之疾病者浴則不旬癒云實名湯也春秋浴する人多し、愚按ずるに溫泉は硫氣によりて湧出るものなれとも此溫泉は土氣至て健なり、中風は痰より起り言語手足通せざるなり、所謂痰は火なり、此溫泉は土氣なり、一介の小身を火氣にて攻むるを弘大の土氣を以て、その火氣を覆ふゆゑに中風の病に感じ能功驗あり、されば土湯と名を負せたり、土氣の爲めに湧出るものなればなり

男沼女沼　一名蓮沼

山の上にあり蓴菜を生ず、當郡の名產なり世人賞翫す、千歲を經し沼にあらざれば生ぜすと云、郡人此沼を濁せば急雨來り冷氣を生ずと云へり

鬼面山

郡南にある嶮山なり古歌に　よみ人知らず

鬼面や霞のまゆは消て今また顯るゝ山のしらゆき

八重霞埋む高根の雪の色を花にいつ見む鬼面の山

戀路山　一名爲語森

山家集西行

道奥の信夫の里に道はあれど戀てふ山の高根しら

じも

同夏歌

拂はれぬ枕の塵の積りてや戀てふ山の名をば立らん

陣場

山の上にありて會律への通路なり、文治五年八月鎌倉殿平泉の藤原泰衡征伐のとき會律より打入り給ふ軍勢等此地に陣取し給ふと云々

土湯山孝德寺　濟家集　黑岩村滿願寺末山

佐原郡　公邑

土湯郡の東にあり高七百七石六斗五升一合、本村は山の麓なれば古は大槊笹原なるべし、それを開發して一郡を作る、古事記に笹を佐々に書り、されば佐々原の佐を約めて佐原と名付しならん、信達歌云澤原在二福島西二三里一今作二佐原一東鑑伊達郡澤原村とありされども今伊達郡無二地名澤原者一而信夫郡に在レ佐原一且道路與二石那坂大鵬城一相通則知澤原即佐原也

葦駄天社

産神なり九月十九日祭禮、信達歌云佐原村の葦駄天は金胎兩部大日にてゐますと云（實は伊弉岐伊諾並兩大神を祭奉る者也故に金胎兩部抔と云へり）特に當郡一ノ宮にてむかし大社なるよし宮前に欅と櫻の大木あり、又鳥居とて大門の左右に生へしげりて有けるが後世左の方の松は枯たり、古は御朱印を賜はりし田地ありしよし、又大門の左の田を祭田と云右の田を淨饌田云今世名をかへ宮田と云、當社祭禮のとき此田より取あげし米を以て飯を炊き神に供し者なるべし、故に其名を田の字に負せしならん、當郡に馬市ありて所々より馬引來りし由なり今其所を馬場と云又神馬を奉りしよし、彼馬に大豆を與へしとて大豆田と云字あり、又神馬の厩四間に作りしにや當郡の人四間張りに作ることを得ず、他の堂宮倉庫等にて四間に作りたるあればむかしより度々風に吹倒され或は火難等ありとなん

寶球山慈德寺　禪宗

山のふもとにあり小倉陽林寺末山なり、當寺より東の方を眺望すれば絶景なり、世人みな賞せり

大悲堂

寺の南小高き所にあり信達順禮所也、緣記に本尊は正觀音德溢法師の作なり信夫の先祖慈德寺殿の建立

なり、其後三代目名倉庄司義次修覆す、三月十八日祭禮實に靈驗なり、會津風土記に云德溢法師者藤左府美麻呂第四之男也本爲ニ西大寺僧一奉ニ嵯峨天皇之勅一從ニ空海上人一東遊焉到處建レ寺當奥二州殊多大同元年建ニ清水寺於會津一石梯山今大寺是也付ニ囑寺於弟子一又歷遊又云德溢法師者修因和尚之弟子勸ニ學于大和國神野山一得ニ天之告一修ニ行于東州一云々是故に信達兩郡に德溢法師之作りし佛像多し、此大悲も彼作れることうたがわし、愚按ずるに當寺開基は風土記或觀音緣記等の諸書に信夫の先祖慈德寺殿とのみ院號を記し其姓名を記せず、又其後三代目名倉守義次修覆すとありむかしより名倉守と云官名聞かずいかなる人か其姓名定ならず、愚惟するに南倉庄司なるべし緣記等は天正中年に作りし書あり、古は藤原基治を信夫庄司とも云へり、その一族信夫小太郎同小治郎など云人此郡中に住居せり、其後また南倉監物と云人あり鳥渡郡朝日舘に住す、是等の人にてもあるものか又畠山義次二本松没落の後大森郡に住給へしと云說あれど名倉義次の諱と畠山義次の諱と符合せり畠山をかわして名倉と云へしものに哉、いづれにも開基明ならず年號月日等諸書に載せざるゆゑなり

蛙沼

山中西の方にあり此說いまだ詳かならず

覺壽院　修驗者なり土船邑安樂院配下なり

當郡井野内と云處に鈴木又左衞門と云者あり里長太郎左衞門が三男なり、福島里長鈴木八郎右衞門が婿となる、男子を產、其妻死す、其後伊達郡兩陣屋野木七郎右衞門殿手翰となる、一年豐后國に到りける又故鄕に歸り居ること三年、又江戶へのぼり越後國村上の城主間部越前守殿に仕へて寵臣たり其時家老某病て卒す、故に又右衞門家老職となる、越前殿老中に成給へ國替にて越前國鯖江の新城に封せらる、其後又右衞門故鄕に歸り福島本陣に於て佐原郡下名倉郡の家族共を集會せしめ種々のものを與へける、其時慈德寺へ田畑山林等を寄附せしなり、又右衞門卒して後江戶より位牌を慈德寺へ下しける、法名は光德院心宗我休居士、是より慈德寺にて供養怠らずとなん、實にありがたきことゝも也

荒井郡　公邑

佐原の南にあり、高二千百八十石三斗八升餘、信達古語云土湯郡太子の尊像を當郡の溪水にて洗へ奉りし故に荒井と云名を負せぬるものなり、洗へと荒井と其訓同じければなり、後に斯と書替しなるべし

白山權現

産神なり伊奘那美命をまつり奉るものなり、土人説に加賀國石川郡白山より移し奉ると云

八幡宮　熊野宮

兩社ともいとも古き社なれども産神とせず

一の坂　一名信夫浦

此地より信夫郡を眺望すれば渺々として烟雨うるほへ海上を見るが如し故に信夫の浦とも云へり、又太古は郡中湖水多く其時は信夫浦と名付し者なるべし一ノ坂の下を吾嬬野と云また魚拂原とも云、信達風土記に見ゆ古歌左に記す

千五百番歌合

新古今集

うちはへてくるしきものは人目のみ信夫の浦の海士の朽なわ　二條院讃岐

歌合しけるにたびの心をよめる

古今旅

日を經つて都信夫の浦さびて浪よりほかに音づれもなし　入道前關白

新勅撰集一

人しれずしのぶの浦にやく鹽のわが名はまたきたつ煙かな　從三位家隆

續後撰

たつねばや烟をなににまかふらむ信夫のうらの海士のもしほ火　同じ人

續千載集

人目のみ信夫の浦におくあみの下にはたへず引こころかな　源兼氏

續後拾遺集一

人しられず信夫の浦によるなみの名にたつべしと思ひやはせじ　前大納言經繼

同

しらせばや信夫のうらの笭の緒の思ひたゆとふ心ながさを　式部卿恆明親王

同

いかにせん信夫の浦のおき津かぜかけても袖の色

にいてなば　正三位隆教

續後拾遺集

人しれぬ信夫の浦の夕烟思ひたつより身はこがれつゝ　那世親王

建長六年歌合信夫浦

夫木集雅光卿

思つゝ幾年浪に朽ぬらむ信夫の浦の海士のたくなわ

同藤原爲顯

人しれず昔信夫の浦千鳥友なふあとに音こそ流るれ

同法印定圓

ふみそめて今も信夫の浦千鳥あと付浪や心あるらむ

御集　後鳥羽院天皇御製

昨日まで信夫の浦の秋の風今日顯れて浪もよせけり

信夫原

信達風土記或作二信夫河原一今の原宿是なり、古は大森より會津への通路なるよし、昔は問舍など補理し(しつらひ)者にや制札を立し舊跡あり、されども此道を通行し土湯嶽を越れば時ならずして氣候變じ耕作の妨となりし故に此路の通行絶ぬ、今は只澤の名のみのこれり

同院攝政家の百首に忍ぶ集を讀る

續古今家隆

人目のみ信夫河原に夕標の心の內に朽やはてなん

新拾遺秋一條入道關白

顯れて露やこぼるゝ陸奧の信夫が原に秋風ぞふく

新後拾遺集一源守法親王

名取川音にな立てぞ陸奥の信夫が原は露あまるとも

萬葉集卷七問答詠鳥

佐保河仁鳴成智鳥何師鴨川原乎思努比益河上

人社者意保爾毛言目我幾許師奴布河原乎標結勿謹

思瀑布泉　鹽野川　荒川

山中にあり、此地郷中薪秣等入會なり、鹽野は太子の尊像を鹽にて洗し故に如斯名付しなり、下は則荒川なり、これも御容を洗ひしにより名を負しなれば洗川となん、後世荒川と作れり、案ずるに石高して

水勢早し故に荒く流る、是を以て荒川とも云なるべし

天徳山白山寺　禪宗

山のふもとにあり、開山玉峯寶積和尙、境内白山權現のしづまります故に白山寺と號す、小倉陽林寺末山なり

紫雲山眞光寺　淨土宗

福島到岸寺末山なり、當寺は上杉家の臣玄蕃島津氏開基なり、墓所境内にあり

古碑

眞光寺の門前にあり、弘安五年八月十五日とあり、斯のごときの文字のみ見へ其外磨滅して定かならず

梅子館

伊達家の臣吉田圭膳住居す、天正年中吉内家に一女子あり梅子と云、其容貌いたく醜し、家人七人におづけ爰に居らしめ仙臺岩沼に入る、されど後世梅子館と名付しなり

彌光院　修驗者なり　福島普門寺配下なり

當縣より西南北土湯庭坂等の諸郡其西皆深山なり、殊に出羽會津安達等の境にて赤倉山、額取山、鐵山峯通は何れも國郡の境なり

櫻本郡　公邑

庭坂の南にあり、高千二百三十三石七斗六升餘、愚按ずるに古は本縣も亦原野なり、一岡上に櫻樹生へ茂れり、其本大にして古樹なり、其木の本より田畑を開發して一郡を作りはじめたるが故に櫻本と名を負せしなり、信達古語云古は當郡を川中島と云ひしよし、後に公朝の人櫻の古木を見て櫻本郡と名付しとも云、大樹櫻は今の西屋鋪と云處にあり

三熊神宮

本殿伊奘諾尊、第二事解男命、第三速玉男命

神社一覽云延喜七年十月二日丙午熊野に神位を授奉る正二位、三月十七日祭禮なり

大悲堂

西山のふもと白津と云處に有り、千手觀音と申せしなり、緣記に本尊は十一面觀世音也、德溢法師建立也、文明十三年庚子八月下旬本尊觀世音堂より飛去給ふ、次に德永と云僧本願の爲めに元のごとくに觀

音の像を作り安置す、今の本尊是なり堂前反橋あり池水は菩薩の御手洗水なりと云、信達古語にむかしは山の上に在ますと云へり

長陽山櫻本寺　禪宗

古は眞言宗の寺也と云、元は西と云郡の南にあり水損にて今の地に移し菴となす。元祿年中上杉家の臣仁科助右門と云人今の寺を再建し水田四段歩を寄附す則禪宗となすと云ふ、小倉村陽林寺末山となれり

地藏堂

境内にあり靈驗によりて郡人尊信す

溫　泉

高湯の南にて山の中にあり、道の程一里餘世人是をぬる湯と云、此湯ねつならずして水のすこし溫たる者なりされども病に應じ効驗あり、春秋の際浴する人多し、冬日浴する人なしと云

盤田館

須賀川城主二階堂遠江守が家臣同苗將監住居す、東國太平記に天正年中伊達政宗須賀川の城を落す、此館も其時沒落せしとなん

二兒塚郡　私封

須川の南にてその岸にあり高七百二十四石七斗一升餘なり

稻荷社

産神なり、倉稻魂命、人家の東に鎭坐す。石宮なり

二子碑

古傳說云昔此所に一女子あり、其歲二十ばかり容貌美麗人一度見る者則心醉す、されども女貞節にして能其室に居り身を正しうす、しかし嫁すべき時を失ふこと三四年、當郡より北は今の笹木野郡也彼處に大なる須木あり化して男となる其のすがた美男子なり、ある夜彼女子の元に忍び來り口どけども女肯かはず却て辱しむ、男子夜毎に來り口說す、其の情詞に餘れり、女子曰君何人ぞや每夜妾にたわむれ給ふはいかにと云、男子吾は北方の者なり一度汝が容貌を見て終夜忘るゝに忍びず、汝疑ことなかれと云、女子も心中醉るがごとくして遂に交合けり、男子は風雨を厭はす忍び會けり、後の世に此地を密通蝸屋と名を負せけり、大須木の事跡は笹木野村に著せり

只此地は二子の事によりて大槩を記せり、又男女忍び合し所を後の世に忍家と云今の篠家是なり、密通蝸薦も三ツ小屋と云へりかくて女子身めることあり終に二子を生めり、其子生れて死す、父母これを哀み天戸川と須川の間に葬りぬ、故に二子塚と名を負せしなり、今に二子の碑と云ふものありとなむ

鶴沼

道の南にあり四方成葭叢なり、其水平にして源上なし、又水を放つべき所なし、常に眞鶴など落合て遊び居るゆゑに鶴沼と云、土人說にむかし一獵夫此沼に來り獵せしに折しも鶴あまた群居たり、すでにこれを射殺さんとせし所に一老人來りて云ふは汝鶴を殺すべからず、あの鶴今に殺さるへきをしらず何心なく小躍してあそび居れり汝かならず止めよと云獵夫云否とよ吾鶴を得て食の足にせるなり、老人止め給ふまじ、老人云汝に金を與ふへし吾に生鶴を估と云、獵夫云よし老人にまかすへしとて止りぬ、老人金子をあたふれば獵夫は歡びかへりける、孟子曰君子之於ニ禽獸一也見ニ其生一不レ忍レ見ニ其死一聞ニ其聲一不レ忍レ食ニ其肉一也詩云他人有レ心予忖ニ度之一とは老人がごとき者を謂ふか、一日彼老人家にありしに一女子來る容貌美にして他女に異り老人に謂て云翁いまだ嗣子なし吾を以て養子となし給へと云、老人曰汝何國より來りかくは吾に戲るゝや、女子曰われは遠國の者なり既に父母を失へ孤なり翁の德を慕へ遙々來れり、柳下惠の賢を學び妾を嗣子となし給へ、老人云よしされば女子孝を以て老翁に事へ日々によく機を織る、且老人に告て曰妾暇を請て古鄉に歸るなり妾が織し絹を公朝に奉り給ふべし必賞あらむ妾固より人間に非ずさきにあの沼にて獵夫の爲に殺さるべきを翁に其死を助けられし鶴なり其高恩を忘れず故に假に女子と化し其恩を報せしなりと云へ終て急に羽を拔き騍鶴となりて行方しらずに失たりける、老人始めて是を知り別を惜み涕を流すこと久し、且其絹を能見れば鶴氅なり是を公朝へ奉りければ果して賞褒あり若干の物を賜りぬさては老人は一生安樂なりしとぞ、今の世にも沼の上にて騍鶴を見ることも有となむ、古事記に騍字阿加波陀那流とあり

土船鄉　公邑

佐原の東にあり、高八百三十八石四斗一升五合餘、古は信夫郡湖水なりそのとき當邨に船を着しと云、故に着船邨と名を負せし由、後世土の字に作れり、土と着其音似たる故ならむ

木舟社

産神なり、開罔象命にておはすよし、山城國愛宕郡より移し奉る、九月十九日祭禮なり

勢至觀音

道の傍にあり、法華經に德大勢至菩薩是なり、三月十七日祭禮なり、信達古語に當邨に櫻の古木あり、むかし湖水たりしとき舟をつなぎしと云いとも／＼めづられきことなり、又所々に島と云名を負せし人家あり、人皇三十七代孝德天皇の御宇湖乾き陸地となりしと云々

谷東山東泉寺　禪宗

大笹生邨東禪末寺なり、むかしは元辻野内と云處の北に在りしなり、大石清水等あり、大石田山と云、今は原の町と云處に移す

安樂院

京都聖護院宮小先達年行事也、信達古語云安樂院は名倉先達とて古は上名倉邨平九郎内と云處にあり、今に墳墓遺り、大祖は慶辨法印と云、當院先祖は出羽國羽黒山院代よりの使僧にて室石將監を降伏せしと云へり、何れにも功ありし人なり、其事は室石の條下に記せり

水原邨　上公邑　下私邑

八丁目の西にて山の中にあり上下合せて高千四十六石六斗五升餘、古は信夫郡司この山中に人家あることをしらず、一日八丁目邨境川に藻の流れ來れるを見附、夫よりして尋ね入り人家を見て農夫あることを知り、初て一邨を作り郡に屬せしむ、故に水原と名を負せしなり、水に藻の流れ來るを取れり、むかしは水藻字を的當に書けり今世原の字に書替しなり藻と原と其音同じければなり、後世分て二邨と爲す一邨は公邑なり、一邨は二本松侯封邑なり、上は高四百十七石六升五合餘、下は六百二十九石七斗九升三合四才、當邨は安達郡の境なり、上下合せて千四十六石八斗五升餘に達すとなり

鬼渡社　明神

産神なり當社は水渡なるべし、二は三の謬なるべし
いづれの神をまつるものか詳ならず、三月十九日祭
禮なり

鹿島社

建御雷命にておはします同郡御山村黒沼神社の宮下
也と云へり

熊野宮

伊奘並尊をまつり奉るものなり、或は彌陀如來にて
おわすとも云、これらは佛家より出たる妄説なるべ
し、人まかうことなかれ

不動尊

板山と云處にあり、靈佛なり郡人尊信す、三月廿八
日祭禮なり

藥師堂

田の中にあり、法華經に藥王菩薩是なり、四月八日
祭禮なり

文珠堂

山の上にあり、本尊御丈一尺二寸靈佛なり、又此山
を文珠山と云へり、人其身潔淸ならざれば登ること
を得ず、郡人大に尊信す

極樂寺館

山中にあり、天正年中伊達家の臣加藤民部住居す、
今世館あとに愛宕權現を祭れり、靈驗なり

大悲堂

右內と云所にあり、三月十七日祭禮なり

洞雲山泉龍寺

禪宗なり、小倉陽林寺末山なり、境內白山權現を
祭れり

水原山龍積寺

眞言宗なり、福島眞淨院末寺なり、境內地藏尊を安
置す

東光院　金剛院　各修驗者なり福島普門寺配下なり

羽黒狐小祠稻荷　黒森山　羽山　イボ石　鐘石
毘沙門石各舊跡なり、されどもこの說いまだ詳なら
ず

御殿場

當郡の西二里計にあり、元祿年中此所に老狐住み人
をたぶらかせしと云、世に天下婆々と稱する者あり
所謂此地に住める老狐の變なり、花徑樵話に云元祿
年間のことゝかや天下婆々と稱するもの我奥州を經

歴せりとは邦公柳營家を天下と稱し奉る、彼老婆々柳營家の御乳母なりと僞るを以て稱する處なり、男女の隨從甚多く行粧すこぶる壯麗にして領主よりも饗應の役人攅欄の士を添へ驛々のもてなし美を盡し善を盡せり、然るに老婆馬駕に乘ることを欲せず唯人夫に負るゝを喜び或は犬をきらへるを以て嚴令ありて驛々皆犬を繋く、是に仙臺磐井郡東山千厩の驛の驛吏某智慮あるものにて甚これを疑へ幸老婆の旅館なれば預密策を施せり、當て此家に猛犬あり厠の比屋にこれを繫ぎ家僕に計をなして老婆の厠に上るを待、夜陰果して厠に上る、家僕得たりと犬を放てば犬は憤然として獅子のごとく怒り飛掛忽老婆を嚙殺す、是を見て數多の隨從四方に走りて止るものなしされども老婆は全く人體なり故に官吏及驛吏等甚だ後悔して後の患を畏るされど翌日東方しらげ旭昇れば忽然として老狐となり、幾百年をか經たりけむ全腹に一毛あることなし、此前日には登米郡不老河原の沼倉某の家に一宿せりとぞ、是予が先妣の祖母六歳のときなりと先妣在世の物語なり予亦むかし會津に遊べるに此封内をも經歴せし由往々說あれども其事實を詳にせず、今茲文政乙酉信夫郡八丁目驛にあそびて此老婆の出る處を詳に聞けり、此驛より西上水原邨八十八横山に大なる巖窟あり、彼處より古道三里計の山の上に平なる所あり今御殿場と云是老婆の老狐が殿屈と爲せし所なりと里老の物語なり、此中に住る老狐化して老女と成りて天下婆々と稱して所々を經歴す、そのはじめは其狐狸等安達郡二本松丹羽家の役人と化して水原邨に送り來る、公邑の官吏兼て其ふれあるを以て此村にこれを迎ふ、終に所々をへめぐりて會津に到り、米澤に移らむとして檜原邨にて穴澤善右衛門の家に宿す、老婆會て浴室に入り尻を揚て湯を叩き浴するまねをなす、善右衛門ひそかにうかゞへ見て人にあらざるを知り終に捕へて縛するに致ると、一說に東武に赴むと欲して會津の南山より野州に移り日光の旅館に於て殺さると、又安藤親重が筆記に云昔公方家の媼婆なりとて邨々を回る實に狐の化たるにて犬に喰殺されて死せしとそ、安積郡の咄にて長沼にて風呂へ入りしとき形を現はし犬をかくと云水原の土民彦市と云農人組頭役にて脊に負ひ腰には杖を負ふ馬駕には乘らず、今文

政の彦市より六代ばかり前の彦市なり、元祿中の事なりとぞ、又鹽田熊涯の上州にて聞しには同國某の村にて殺されたりと、又水原邨某が祖父其老女を隣邨まで負しよし、其容貌くわしく語れるを某の主人幼稚のとき聞けり、元祿年間のことなりと云へり、蓋是等の說によれば三四の老女なるに似たりされども同獸同名にして事實も相類し時代も又同じきなり、是必一老女を傳へ誤れるなるべし、予今案ずるに譬獸類たりともかく人情に通せるもの爭か、東武に趣むと欲すべきか、是果して謬說なるべし、尙按ずるに穴澤氏の家の難は故ありてまぬかれ、米澤より仙臺に到り終に下賤にて猛犬の爲に殺されたるにもあるべし、いかでか三四の狐ありて三四事類することを得む、殊に奇なるは公印の文牒をもてり、故に領主官吏も欺かれたりとぞ、實に一奇事と謂ふべし、案ずるに眞の老女水原邨を過れるとき老狐の妖を以て其老女を人しれず害し己老女と化し經歷したる者なるべし、因に云水原邨にある所の諸山尾悉く北に向へて左衽の形なり、人の手も又夷風なりと或人の語りしなり

八丁目邨　　封邑

二本松大守丹羽左京大夫殿封內なり、當縣は海道に交りて驛なり、其陣屋街道より西にあり、此地は安達郡の境にしてそれより八丁程へだてし村なればかくのごとく名を負せしなり、高千六百三十八石五斗一升餘、信達古語に古の海道は此地より稻荷館の北に出で關谷邨を經て平澤村の片平町より東蓮寺坂を超へ長井川光目の西より兒塚を經て今の福島に至る天正十一年癸未歲今の道を開くと云々

天滿宮　案ずるに菅公御誕辰は六月六日なり薨去は二十五日御誕生月と薨去の月とを合せて當社祭禮とせしは能其事に叶者なり

菅原道眞公御神體木像御丈五寸作者不知、大正年中筑紫太宰府より移し來る、案內記云宗源宣旨享保十九年甲寅歲正月頂戴當邨產神、六月十五日祭禮也

原田山西光寺　眞言宗

海道の西松川の邊にあり、開山は高野聖西光坊なり故に西光寺と號す、本尊は木像彌陀如來坐像なり、開基は木戶氏加藤豐前小華塚大竹和泉兩人也、無稅七畝步、福島眞淨院末寺也　此寺昔は田圃の西にあり後世爰に移す

本西光寺

驛の西にあり、此は今の西光寺の本ありし地なり、故に此名稱あり、其地に無量壽佛の堂あり其側に老杉三本あり其地千歳を經たりとて大き牛を隱しつべし因て此地を三本杉とも呼べり、過る文化二乙丑季春西光寺の現住某僧一時の窮をのがれんが爲に棟梁の材にこれを賣終に杣に命じて卯月初の四日これを伐べきに定まりしに、三日の薄暮にあやしき少童三人相携て號泣し走りさりしを其邊の農夫見聞りと云へる流說もあり殊に奇なりしは同じき夜乞食夫婦小兒を携て牝杉の下に舍りしに已に夜中とならむと覺しき頃一陣の冷風にはかに吹來る、其音に驚き倶に眼を開き見れば中央には上下を着たる美麗の壯士坐し左右には裲襠の窈窕たる佳人二人侍す、乞食夫婦何人にて何地より來り給へるぞと再三問ふ、されども只愁るがごとくにして答へず、乞食夫婦は物凄くおもへおそろしげにて魂消飛身の毛皆立顏をあげることあたはず袖打かつぎて伏したりけり、暫時ありて頭をあげて見ればさるもの更に在ことなし愈畏さたへがかく相携遁去り伏拜と云邑端の杉の下に舍れる乞食のもとに行きしかゞゝのよしを告、乞食其狀を視るに面色土の如く股慄して止まずされども斯深更に及びて舍たる處を逃來れるは若よからぬ爲をもなして飾言をなせるも計がたしと思惟して夫婦をば已が舍りし處に臥しめ拂曉に此驛に到りて動止を聞むと走行ける、驛最一の早起利三と云へる者例の如く起出で在しにしかゞゝの由を告、利三聞昨夜驛中に異事あることを聞かず飾言には有まじ、彼が舍し彌陀堂の杉は年を記するものなく古老も千歳をや經ぬらんと云へり、無情の草木と云へども老物は靈ある者なるを、此頃聞寺僧其杉を賣て材となし而も今日伐倒すよしなれば其精靈是を悲みし顯れ出らる者なるべしと示して乞食をば歸しぬ、郡人嘉藤紫明通稱忠兵衛婦翁笛聲老人の卒哭忌なれば衆と倶に其墓に詣たるに利三其內に在りて此事を話す、紫明元來善を好むの人なりければ嘆息して止まず、頓て買脫せる意ありて衆に說て云不レ伐ニ塚木一と云へり況や堂社の木をや、薄俗みたりに利に走りて是らの老樹を伐倒こと年々多し實に痛惜に堪たり、殊に斯まで靈をあらわして伐られんことを悲むをなどか救はで有べきやとて丁寧反覆して說けるに、人木石にあらざれば衆

みな惻隱の心を生じ立所に合與し數金にて買へとて一決しける、時はや午の刻に近かりしかば疾々救べしと義に勇む壯夫ども二人拂衣して田園溝渠をもいとはず直ちに彼處に走着其樹を伐ることなかれと押とゞむ、杣も斧を止めて云吾今日に到るまで多の木を伐みるに老木は必水を發す、されども此木のごときはあることなし一斧を當るとひとしく激水飛ちること四五尺餘、更に面をむくことなしがたし、大にあやしめりと云終て忽ちに悶絶し更に人心地を知らず、漸に戸板に乘て其家に送る、頓て人事をしらざること七晝夜其旦はじめて粥を啜ことを得たり、さて數日を經て本復し辛命を助りしとぞ、すべて此杉を賣しとき言加へたる者六人、地主を始として其月の中に難死すとなむ、みな其精靈の致す所なり、紫明彼自他の募金を合せて寺に入れ終に買贖ことを得たりと、孟子曰惻隱之心者仁之端也これが事か、さてその杉の中央は雄左右は雌なるべし側に立てる雌木は彼杣の既に斧を加へたるものにして殊に鋸にて挽けること二尺有餘なれば惜むべし終に枯果たり、其餘の双樹は今に存せり、今は倍々しけれり是中央は良人左右は妻妾にして靈もまた一壯士二婦人と顯ける、さて郡人其年よりして四月四日を祭禮となし菓餅何くれとなく供すること今に怠らずとなむ、禮記月令云毋レ伐ニ大樹一註伐ニ大樹一則復ニ條達之氣一故又有レ所レ禁と云々

境川 一名松川

村境の川なり五村雜志に云此川を渡り海道より西の方十二郡あり、所謂熊野田、棚郡、中の內、酒本、竹野內、根岸、小金塚、百目木、木戶、內埋崎、小池、町八丁目宿これみなむかしの武士達住しふるき跡なりと云、又此郡の田畑を宿地と云、昔千軒家居ありし所にて今に宿地千軒と云へり

熊野堂

伊奘那美命、熊野田の山上にあり此郡の産神なり

雷神宮

別雷命加茂明神と同體なり、山の半腹にあり

住吉社

脇に山櫻あり古木なり花のとき至てよろし

不動院

修驗者なり坂本と云所にあり

多寶院
修験者なり福島普門寺配下なり
延命森
松川の水上にある山なり、地藏尊を祭なるべし

鼓岡郡　封邑

八丁目と相並びて北の方なり、傳舍（はたご）多くして殊に諸侯の本陣あり、又遊女多有り繁華の地也、此驛の遊女は公儀より御免なり本郡十二ヶ所の一なり其證文ありと云、高千三百三十二石一斗七升餘
按ずるに鼓の岡とは信夫郡のふるき跡なり、今の伊達郡に岡と云郡あり大熊川の上にして岡の上の地なり、故に波の鼓岡上に響を取りて名附し者なればこれこそ鼓岡と思はる（岡村より南は箱石と云巖石水中に在り逢隈川の水此岩にあたりて小高き所にひびくこと更に鼓のごとし）今此郡をも鼓岡と云は何ぞや、しかし同名の郡信達にも幾もあれば左もあるらむ
稻荷社　禰宜西東薩摩
産神なり海道の西側にあり、天正年中より以來官奏叙位、九月十九日祭禮神輿渡御、當社除地竪二十五間横十六間なり

西館
花街の西にあり、本丸跡竪三十間横二十間なり、天正年中蘆野修理之亮家臣堀越能登守居住せり、案内記に云伊達左京大夫輝宗の臣清野備前守其子遠江守居住す、其後に堀越能登守居るとなむ、信達古語に清野遠江守その君輝宗にそむけりその罪によりて西館において生害す其あとに堀越能登守居住せり、堀越又二本松畠山義繼に同意す、輝宗怒て伊達藤五郎成實を以て攻しむ、堀越遂に利を失ひて生害す、是より成實住居すと云、伊達鑑に大膳太夫晴宗の舍弟兵庫頭基實隱居すとなむ、基實は成實の父なり
東館
海道より東にあり故に東館と云へり、信達古語に清野備前守隱居すと云々
愛宕堂
西館本丸のあとにあり、本尊は御丈三寸行基僧の作なり、元は此邊七ヶ郡の産神なるよし、今世衰微す
六月二十四日祭禮なり
天饗山盛林寺　禪宗
海道の西にあり、開山重室隣鳳和尚、小倉郡陽林寺末

寺なり、開基は清安大居士と法名のみにて其性名をしらず、大率は淸野備前守ならん、除地一段二十一歩

長澤山常圓寺　禪宗

町の北側にあり、天正九年奈良澤民部濟盛其子主殿之介盛親父子建立す、開山は雪翁雲積和尙、米澤東源寺末寺なり、除地七畝二十一歩、開基の位牌今に遺れり、慶長六年辛丑九月廿三日とあり、法名は

松壽院殿舟岸幽月大居士　神祇同苗主殿之介盛親

常圓寺殿有山宗月大禪定門　奈良澤民部少輔藤原濟盛年不知　神祇

かくのごとく記し置、供養今に怠らず、此人々は東照宮に仕奉りて慶長元和の間何れの地に住居せし人にや、その傳なければ詳ならず

諏訪宮

産神なり海道の西にあり、建御名方命八千矛神の子なり、信州古事記に諏訪より移せり洲羽と作れり、案内記に宗源宣旨享保十八年頃頂戴七月廿七日祭禮神輿渡御

諏訪山常光院　眞言宗

海道の西にあり開山秀弘法印、貞觀年中草創なり、除地六畝歩福島眞淨院末山なり、當寺は實にふるき寺なり、貞觀は人皇五十四代文德天皇の御宇なり、當天保まで九百九十餘年なり、中興開山榮光法印安永四年十月廿六日寂す

唯稱山常念寺　淨土宗

海道の西にあり寛永三年櫻内對馬建立す、開山導師は善立和尙なり、除地一段三畝二十一歩

天德山地福寺　天台宗

開山は朝日上人行人派なり、享保七年寅歳建立す、開山の墳墓は海道の東にあり此墓をふめば毒蟲の難をのがれ又奇異のことありと云

如實院

修驗者本山派なり、福島普門寺配下なり

伊藤清水

館の腰にあり至て淸き水なり、町家にて是を用ゆ、伊藤殿はむかしは故ある人といゆれども如何なる故か其謂詳ならず、此水其人の堀給へし物なるべし、當郡館の西に大竹森と云山あり、むかし米澤上杉家

封邑のとき米澤に竹なきを以て貢に運送せしと云、今に淺川郡に竹にて作りたる飯櫃或は手水鉢に作りたる物など遺れる由、故に大竹森と云、時の人米澤に竹を運送せむことを勞り何神やら何佛やら逆にして山の中に堀埋め竹の枯むことを祈りしより竹枯て一本も生せず今世は更になし、二十年程以前に山の上より佛像を堀出せしことあり、今山神と祭りて小堂を建てり、此は淺川郡の地にあり、これ恐くは其時埋めしものならむと人皆云へり

天明根郡　封邑

八丁目に並てあり、高五百九十一石九斗四升餘、當郡には里社なし、八丁目天神宮を以産神と爲せり、五村雑志に云上より入るに川あり境川と云、是信夫安達の境なり、川を渡れば天明村なり、彼處に坂あり是を俗に信夫隱と云、又館隱と云但し信夫隱と云は俗稱にて館隱と云は本名なり、御巡見御通行のときは館隱と云と或人の云ひき、彼の坂は僅の坂なれども坂を下れば信夫郡少も見えざること妙なり、故に信夫隱と云又八丁目東西二館ともに見へずされば館隱とも云へり

天明石

海道三四丁隔て畑の中にあり、又一丁程隔て石ありこれを天明石と云、當村の中に此石二つより外に石と云もの更になし、或は此外より持來る石にて元來の石は此二つ計なり、又郡内松川の邊に虛空藏を建て鎭守と爲す、當郡の名も天明なれば星に緣あり、虛空藏堂も又大白星をまつればこれも又星なり、又上に云二つの石も星化して石となると云ことのあれば是も星の緣なり、漫遊扶桑奇談に肥後國鞆律と云所に昔星落て石となりしを星明神とまつれり色黑石なりと云へり、春秋經に宋有隕石などいふことあれば此石も星の落て石となれるものにや、彼是合せて見れば天明石も星落て石となるの古事より云來る者哉

虛空藏堂

海道の東松川の上にあり、八月十三日祭禮なり、五村雑志云此堂何れの頃より建立せしか何人の作か其謂をしらずとなん

稻荷社

西館の腰杉森の中にあり、拜殿は町並にあり、是較

懸稲荷の移しなり、此鞍懸稲荷社と云は東の方より二丁ほどへだて石合と云處にあり、此社のうしろに狐穴あり、町の社の後にも穴あり、町より在の穴まで通りし穴なりと云、其鞍懸稲荷の宮前に大石あり是を鞍懸石と云、むかし文治五年右大將賴朝公奥州下向のとき此所に陣を据給へ馬の鞍を懸たまひし石なりと云、其外石に小兒の足跡ある石あり、其謂を知る人なし、右八丁目皷岡天明根此三郡の人は三郡中にてはクチナハにさゝれずと云へり、これ又三郡の一奇なり、されども何の謂と云ふことをしらずと五村雜志に見へたり

信達一統志卷之三終

信達一統志卷之四

須川南杉妻莊大隈川東共十四郷

一、關屋郷
一、淺川郷
一、淺川新郷 一名若宮驛
一、清水町郷 一名根子町驛
一、金澤郷
一、田澤郷
一、伏拜郷
一、黑巖郷

大熊川東六ケ郷

一、小倉寺郷
一、渡利郷
一、山口郷
一、岡部郷
一、岡本郷
一、仲島郷

杉妻莊(終り)

杉妻莊

關谷郷　私封

皷ケ岡の北にあり、高四百六十石、當郷に名石八つあり、むかしは石八邑と作れり、後の世に關谷と作れり石八と關谷と其音同じければなり

八幡宮

抑當社は產神なり、人皇十六代應神天皇をまつり奉るとのことなり、神功皇后三韓征伐し給へ御歸陣の御時豐前國宇佐郡にて蓮臺寺麓にて御誕降あらせ給ふ、御母は息長足姫命と申品陀命と申奉る、九月十五日祭禮なり產屋の上に白旗八流天より條下り種々の奇瑞ありとなん故に八幡と尊號し奉れり是世人の知る所なり

愛宕堂

郷の西にて山の上にあり靈驗のことにて郷人尊信す六月廿四日祭禮なり

重石

三重なり、當郷々と淺川郷との境にあり、土人說云む

かし一婦人其夫にさられ、父のもとに歸りて此處に來り手匣を土中に埋しに一念の怨根凝し故にや埋めし手匣終に石と化し後の世に嫉妬の一念を遺すとならん、其時の手匣三重にて有けるにや、實に奇談也

淺川郡　封邑

海道に交りてあり、高千六百八十八石四斗餘、郡の名儀いまだ考へ得ず

黑沼神社

海道の東にあり御山郡黑沼と同體なり、いはゆる欽明天皇の后妃石姫命にておはしますよし、當郡の産神なり、三月十五日祭禮なり

自現太郎社

海道の東大熊川の上に鎭坐すなり、古傳說に示現太郎明神うまれさせ給へし所也と云々、四月九日祭禮なり、下野國宇津宮神社は此地より移し奉るよし、さて宇津宮神社は日光大權現勳一等二神鎭坐すなり何の故に此地にて生れさせ給ふなと妄說せしものにや、又示現太郎と云別神在ますにや、各合せ祭る者なるべし、何れにもよしありげに聞ゆ

水渡社

海道の西にあり、高産靈尊をまつり奉る、水渡産靈尊とも申奉る、四月初六日祭禮なり

山神社

八丁目大竹森より堀出せし神を此地にまつれり、二月十七日祭禮なり、神體何やら定かならず

玉が森

當郡は八丁目郡との境にあり、信夫隱玉ケ森と云

淺川新郡　一名若宮驛

海道に交りて驛場なり、清水町驛は二十日當驛は十日互に荷物運送す、信達古語に云若宮驛は慶長甲辰年淺川村なぬし某氏此驛を作る淺非郡一屋舖より一家づゝ差出す其家數三十二軒是なりされば若宮八幡宮のしづまります故に驛の名を若宮と唱へしなるべし、延寶元年非蔵國領君通稱半兵衛檢地の時淺川新町郡と名付しと云、高二百二石六斗七升餘

八幡宮

産神なり海道の東にて山の上にあり、案ずるに大和國奈良若宮八幡宮を移し奉るものなるべし、抑是は

人皇十七代仁德天皇をいつき奉るなり、三月十五日祭禮なり、近年神位を授奉る正一位

阿彌陀堂

海道の傍坂の上に安置す靈佛なりと云々、郡人行客ともに尊信す

清水町郡　一名根子町驛

若宮の北海道に交りて驛場なり、町の南はづれ道の東傍に清水あり藤清水と云、是を以て清水町と名付しなり、信達古語に云天正十一年根子町驛をひらきこれは田澤郡の土民家作せりと右は大松山にて道筋木の根多く蟠りて歩行難し是故に伊達政宗卿根子町驛と名付給ふと云々、又延寶年中國領半兵衞殿檢地の時清水町と記されたり、藤清水の因を以て斯は名を改めしなるべし、高二百廿六石一斗二升餘

出雲大神宮

産神なり海道西に鎭坐なり、七月二十七日祭禮、出雲風土記に出雲國出雲郡出雲大神宮須佐之男命をいつきまつり奉る者なり、此大神を爰に移申て里社と崇奉る

愛宕堂

海道の東にあり六月廿四日祭禮なり

清水山中興寺　禪宗

海道の東にあり、小倉郡陽林寺末山なり

法常院

本山派修驗者なり、福島普門寺配下なり

金澤郡　私封

淺川新町の東にて大熊川岸の郡なり、高千百八十八石三斗八升餘、土人相傳說に云往古當郡に大なる蟹すみて田畑を横行し大に耕作の仇となれり、或時は人を取喰へて諸人をなげかしむること數年なり、されば鎭守明神の神力によりて郡民等遂に是を殺し其難を避しとかや、故に蟹の住みたる澤なれば蟹澤と名付しなり、後世金澤と作れり、蟹と金とナニネヌと通ふゆゑなり

黑沼神社

産神なり、御山郡黑沼神社と淺川郡黑沼神社と當郡神社と同體にして信夫五社の內なり、三月十五日祭禮なり

阿彌陀堂

猿田と云所にあり、本尊は惠心僧都の作也、郡人尊信す、僧都は山城國宇治郡宇治の里宇治川邊にて示寂す、今惠心院と云寺あり又僧都の墳墓今に遺れり

金澤山永仁寺　眞言宗

福島昌淨院末寺なり

田澤郡　公邑

若宮の東にあり高五百四十二石二斗八升餘、當郡は西に山あり東は大熊川なり故に其澤ともを開發して田地を作る是を以て田澤と名を負せしならむ

大宮神社

本殿大穴牟遲命　第二事代主命　第三建御名方命
第四倉稻魂命　第五大靈女命　第六須佐之男命
第七大和武命

右七神なり是則東屋沼神社也と云當郡の産神なり、
八月廿七日祭禮なり

皆沼

大隈川の上西の傍にあり所謂東屋沼の移し也と云、案ずるに東屋は西山の南北家形の澤にある雷沼なりそれを稱せしなるべし、皆沼と云ふ說は詳かならず

同郡木内郡正福寺門前に皆沼と云小さき沼あり是亦東沼也と云、又皆沼と云へる人もあるよしなり

田澤山長秀寺　禪宗

福島常光寺末山なり、境内に稻荷の社あり倉稻魁命なり、當郡里社七神の内にも倉稻魂命おはす、されど双方とも東屋沼神社を移せしならむ

伏拜郡　私封

海道に变りてあり高三百十五石八斗餘、古は福島の地湖水なり、其頃羽黑山を當郡より拜せしよし故に伏拜と名を負せしとなむ　此說信難し此地湖水の時は未た羽黑權現出現し給ず後事を好む者の妄說なるべし

古歌に　よみ人しらず

道奥の加茂の河原の伏拜古江のあふち影もなれにき

須川南宮社

海道の西にあり諏訪明神にておはします當郡の産神なり、一說に須川南宮は鼓岡の諏訪宮なりと云へり

古傳說に云人皇十二代景行天皇の御宇日本武命東夷征代の時此地湖水たり彼處に大なる獺住みて國人を

害す是を水熊と云、妙音廟碑曲云有玄熊與龍鬪玄熊之勝あり實に此時命民の害を除むと水熊を射時に諏訪の神靈空中より白馬に乘り現れ給へ白羽の矢を命に賜ふ命遂に水熊を射斃給ふ其時神靈を伏拜み給ふ云々この故に後世是を取て伏拜と名を負せしなり又神靈の現じ給ふ所なりと云へり、大石あり影向石と云、今海道の傍にあり乃ち命の事跡なり命伏して拜み給ふは畏レ天事レ神と云なるべし

黑巖郡　封邑

伏拜郡の東にあり高四百四十九石六斗五升餘、當郡は大熊川の濱にて巖高く聳へその色黑し仍てかくは郡名を負せしならむ

春日社

本殿天小屋根命　第二比賣大神　第三建御雷命

第四經津主命

四柱神なり文化中神位を授奉る正一位、神主丹治氏彼の家に代々藏する所の寶器あり、左に記す

　兜甲鉢　一つ

右源義家公若冠のときめし給へし兜鍪なりと云へり

　小鏡　一面

源義家公兜鍪の前立物になしたまへるよし

　八幡靈像　一體

御丈一寸八分靈驗なり潔精にあらざれば拜せず

　太刀　一振

五郎正宗の作なり右四品希代の寶器なり

虛空藏堂

山の麓大熊川の水に望みてあり七月廿三日祭禮なり上杉家の臣古川善兵衛重吉の守護の本尊なりとて湯野邑堰水下の郡民多く參詣す、佛說に曉夜の三星を三虛空藏とまつれり能滿福滿福一滿是なり、虛空藏經に云る八萬大士の中是菩薩爲二第一一八十億菩薩中爲レ主とあり實にとふとき菩薩なり、又昏曉夜の三星とは三明星大日星なり、天經惑問云金曜大白星太陽とゝもに一年三百六十五日二十五刻に一回天す、詩經に西有二長庚一東有二啓明一長庚とは宵明星なり啓明は夜明々星なり、是を佛說虛空藏と云御名により て考ふれば虛も空も共にみな天なりされば星を祭ること明けし、下堂の東巖の上に碑文あり所謂緣記なり、左に記す上堂下則大熊川なり、海龍王燈火を供

すると云ふ、夏秋の間郷人時々これを見ることありと
なむ

虛空堂記

環淵成巖也其南巖嵩崿嶄鑿嶔巇越最美望之蔚巘聳擢者鼻巖也門前數百歩漸聞水聲濺々流洞穿于深淵之底者熊水也峰回路轉有堂翼然臨于萬丈水上者虛空藏堂也作堂者誰山之記曰嵯峨天皇之御宇弘仁二年之春一比丘來創草一宇之梵刹云後世寬永十一年再作堂寄田者米澤侯上杉定勝其臣吉川重吉也本尊者行基菩薩之作也堂枕松嶺帶洞流函若木之露英左域怪石暗訝虎豹古蓊篠蕩夏冷寺宿山曰黑巖寺曰蒲願境內無年貢地西東一町歩南北七町歩也四時臨觀亦美也騷士墨客遊于此者不知日落對酒吟詩山僧亦贊嘆之題堂曰千年古佛閣風水靈難成嗚呼在家者那知此地之靈堂東峙嶸古道下之疊石也山僧毎坐命曰坐禪石淵在數怪石茵擲龜九燈等也堂西即寺也松櫻杉竹圍繞寺有池曰墨池東仰見蒼々鬱々鐘神秀如摩高天者松嶺也嶺有平原曰坐禪堂登茲微風吹幽松近聽松聲愈好一山之絕景咸在此茲陟大石之淨嶸藉萋々纖草陰落々長松其風物勝景美然遊于此者去不留絕頂聞其無人唯在羅漢與山僧齊坐松聲與水響一聲也山僧意不在他常在乎此山之中傳曰仁者樂山智者樂水得之心以復有何樂可代之乎志倦體瘍則獨登此嶺心愛池之淸淨眼見山色之美耳所謂仁者樂山者也又經行以樂或曰讀楞嚴以行道因命曰淸淨嶺嶺之南畔有石室曰折脚胎內山僧常入之煨芋恰似古之德風因題石室曰折脚煎茶自傚古人之風結羅作乘幕枕石臥巖中被石床臥物外一鉢・鉢寄生涯時入若問居何處圓殘巖中是我家石梁石柱一間屋松葉松根千歩嵩聲吟得古人借響池黑巖山水間寥々石室人難知寂々寥々只自知嶺上朝度水千枝落登山萬朶谿邊石高月白經行地松老雲閑禪坐時百姓日用不相知相逢其話是何誰爲僧須是居巖谷笑我愚人智乃此身一生居君室食木石衣草衣石室西畔依然堂也堂東有石刊之以其所述者山僧誰大爾一生菴主也

天保三年冬十二月

黒巖山滿願寺　濟宗

虚空藏堂の西に在り、境内櫻樹あり糸櫻と云古木也風土記云枝條垂四隅十餘間也と當寺に古良上野介義英の内室の着せし襦の納りあるよし或人の咄なり故に記す

糸　櫻

寺の前にあり古木なり又寺の東にて山の上に十六羅漢の像を安置す清淨嶺金剛峯など云名を負せぬ

錦　塚

海道より東二三丁にあり、上人說に云往古日本武尊東夷を平らげ都に還御のとき錦の御旗を爰に捨置給へしを郡民等恐畏て則彼處に埋めしとなむ、故に錦塚と云へり實にかゝることのあるものにや

寶藏院

本山派修驗者なり福島普門寺配下なり

阿彌陀淵

虚空藏より水上にあり昔福島の康善寺此地茂原と云所にありしとき戰國の世にて國々に群盜徘徊し人の財寶を掠とる此時寺僧法然親鸞兩上人の書給へる六字の名號を所持せしに盜賊の爲に奪れむことを悲みこれを筥に入れて此淵にしづめ感歎して云太平のときかならず浮み出給へと云て上方へ登りけるが、世治り國に歸り此所に來りて先の年此淵に六字の名號を沈め奉りき今はいかになりゆき給へしにやと云つゝ淵上を臨み見るに果して水中より光明を放ものあり怪み網を入て引上見ればさきに沈め奉りし名號なり、今忽然として浮出給ふ寺僧百拜して是を奉じける、今に康善寺の什物なり故に後の世にあみだが淵と名付しなり、大熊川の年魚此處より取るもの味よろしと云（福島侯へ儀獻上の年魚此所より漁ると）

大熊川東杉妻莊六ケ郡

小倉寺邨　封邑

大熊川東伊達郡境なり高三百四十八石三斗一升八合、御名いまだ考得ず

八幡宮

産神なり、山のふもとに寺の東に鎭坐す、品陀天皇を祭り奉る者なり、三月十五日祭禮なり、譽田別尊

と申奉る

稚兒櫻

宮前にあり、古木也土人說に信夫の白菊が栽しと云

金　石

右櫻木の下にあり、小石にてこれを擊ば其音金のごとし故に金石と云へり

大悲堂

本尊千手觀音、山の上に安置す、信達順禮札所第一番也・詠歌

小倉寺や松吹風のおのづから千手の誓祈なるらん

本尊は行基菩薩の作なり、三月十七日祭禮なり緣記云抑當山千手觀世音菩薩は丈六の大像なり並に千體の諸佛は皆行基菩薩の御作なり、夫行基は姓高志氏和泉國大島郡の人百濟國王の胤なり、人皇三十八代天智天皇七年に生れ給ふ、四十三代聖武天皇行基を敬重ありて天平十七年に大僧正の官を賜ふ、此職行基よりはじまる、同二十一年正月天皇及皇太后行基の戒を受給ふ、是天皇の御母光明皇后なり、すなはち行基を大菩薩と稱し給ふ、此事元亨釋書に見ゆ其後元弘年中陸奥國鎮東大將軍源中納言顯家卿殿堂を再建あり武運長久國家安全の爲め祈願する所なり、山を寶城と號し寺を大藏と云ふ、古は此寺大熊川の西大藏寺村にあり、食錄三百石餘を寄す、其時の住僧慈林藏司と云、當郡一手嶋の地あり太平寺と云此所に稚兒あり白菊と云慈休の愛兒なり、其後國司顯家卿の請を承て相模國鎌倉の古風刹に移る、隣刹に稚兒あり若竹と云、慈休一日これと闘碁白菊暮に歸りて何と思へけん江島の西海底に身を投淹死す實に哀むべし、庭前に白菊が栽し櫻樹のみ今に遺れり當山は信達千八百坊中の其首たり、其後兵亂おこり一門殘らず焦土とな　・千手大悲の尊像のみ今に安全たり、是こそ實にふしぎことゞもなり

むかしより土俗の傳へおきし緣記等各拙もの多し今これを記すもいかにと思へども各々の土地の古き傳なれば其郡々に記せり

五輪石觀音

大藏寺の北にあり五つ重の石なり、本尊正觀音、二月十七日祭禮なり、風土記云大藏寺より子丑に當て五輪石と云石あり、むかし五輪觀世音此所に出現し給ひ大石五つ積重給へし其石の大さ十丈餘なり、そ

の下に松躑躅など生ひしげれり、今世五輪觀音を安置すと云

渡利郷　私封

大熊川の東にあり高千九百十七石一斗六升餘

春日社

産神なり、九月十九日祭禮、神輿渡御祝篇阿倍氏古は山の上に鎭坐なりしを其ときの郡司山の下に移し奉り己が屋第を社の跡に作れり其故に神の責祟を得て癩病となり、其家終に斷絕すと云々

渡利郷碑　當社の右にあり碑文左に記す

奥州信夫郡福島城南有ニ一山村一曰ニ渡村一爲福島城隔ニ隈水一其渡口者則古國風所レ咏信夫渡者也余嘗與ニ村父老一談言偶及レ此父老喜曰徴ニ執事之言一吾儕小人何以ニ知吾村之名區一哉遂謀刻ニ古辭於石一以寓ニ陵谷之意一於レ是捧地村中央有ニ一山一有ニ春日祠一地勢既雄臨觀又美則諏ニ建碑祠石一永示乃乞レ銘余陸奥名州信夫嘉郡勝跡寔多何人不レ問囊ニ一雲錦既歌良工維此古渡亦詠諸公村之父老能慕ニ赤覽一爰報其辭長照ニ山川一

天明丁未秋九月　伊達熊坂定邦撰

淺茅原荒たる宿は昔見し人を信夫の渡利なりけり　能因法師

逢隈に霧立とびし唐衣袖の渡利に夜もあけにけり　源重之

風そよぐ稲羽の渡霧晴れて逢隈川にすめる月かな　光俊

山茶館

大熊川の東水に臨みてあり、むかし岩城判官政氏居城すと云案ずるに政氏と云人國史に見へず、小說に陸奥國の大守なりと云へり、此人は南部岩城山に居城すとも云、妻子眷屬の墓などあるよしされば此地は代官を居きしものか、信達繪圖には持地遠江守これに居るとあり又伊達輝宗の壘地なりとも云、持地氏は伊達家の臣なるよし

袖の津

古は山茶館の下にありしと云山崩れ塞て其處を失ふ今の津は福島城の下にあり

川岸辨天

山茶館の下大隈川の上にあり、むかしは山の上に鎭坐なりしが福島の城主を目下に見る事を諱て後天満

宮の社地をかりて今此地に移り三月十三日祭禮なり
妙音天女にておはすよし、古傳說云大宰女尊の御三
子女ともに州渚に降る今筑之宗像參之嚴島皆其神也
古事記云於二吹棄氣吹之狹霧一所レ成神御名多紀理比
賣命亦御名謂二奧津島比賣命一次市寸島比賣命亦御名
狹依比賣命一次多岐都比賣命是則于二洲渚一降之三女
也、法華經云是妙音菩薩已曾供養親二近无量諸佛一又
植二德本一これまた妙音天女なり

妙音廟碑

信夫縣福島妙音天女廟者土宮渡邊氏所奉也廟枕武隈
川川發源白川縣諸山迤邐北東流數百里經二株松福島
諸邑與洲河合其流始大可以漕矣亥東北九十里至伊達
郡仙臺界入于海大底奧三地從福島以稍庫水是以如准
瓶而下距福島六十日洗馬灘次曰梁灘自此山左右東爲
峽兩巖怪石錯出亂峙水勢奔而激舟觸之碎更十里許曰
胄灘山谷東石徐出水愈急澗僅數十步而兩岸如削成下
仰上俯如水田洞達中過從下昂視其左右巓所不合者一
線已猿猱之所跳過故號曰猿跳日月蔽虧陰森窅冥東奧
惡瀨之極舟則不可行也相傳距今而上千有餘年福島之
地實爲湖匯有玄熊與龍鬪而玄熊勝之龍乃劈山東北走
湖遂洩爲陸其所劈裂處即是峽已邑曰島河曰洲蓋取諸
其洩而未陸之際者邪有昔人鐫識記其事者今猶在青葉
山寺中云道我神祖之貫部武呂也歲海漕奧之粟數百萬
石以供都人十之一而信夫以南數十萬之租必由武隈以
達海者至梁灘而漕窮矣則改漕而駝以致諸水澤村二十
餘里復就漕所公私皆以爲不便矣嚴廟時渡邊氏子友意
世家都下富匹猗朱友意少有大志慷慨善謀矢心不朽其
功爲國家建千百世之利也謠聞武隈之險走馬相攸心匠
所營見成功唾手而興力請朝三年人或鬪者不筵罵則騎
以爲狂友意翕然弗顧及寬文改元辛丑歲官遂准其請亦
縣大吏伊奈君等實贊襄之也不更歲而切竣資費巨萬洗
馬胄梁猿跳之諸險皆平凡諸怪石惡巖礁舟頭戈舟腹者
誅伐無遺自福島至水澤九十里漕可通舡驟笑罵皆者至
是恰然以謂神禹而後功其在諸宮因命友意世襲事造船
擅其利又賜地一非福壽又步以悉舶租調自此之後宮享
其利氏頌其便至于今弗替也友意歿而其子貞嘉嗣勤其
職弗怠以　寶廟之貞享乙丑歲翦妙音天女廟于舊址之
地乃故仙臺侯輝宗壘址也從其踞絕巓而福島城可俯窺
也東北從今所凡百步許更新廟親頗倍初規不遠千里而
請記于予予按往牒邃古之時日靈氏之三女降于洲渚今

筑之宗像勢之嚴島皆其神也專司風汛之變以左右大陰之政而舟船之往來魚鼈孤藻之利皆隸焉是以六十有六州凡有津泊湍瀨之地莫所不香火而奉焉暨乎梵教西来而後海澄之徒配以妙音亦緣其修多羅中謂爲主海島故也於是乎妙音顯而三女隱其實一也予聞之貞嘉之子三郎者武隈之漕道而天遣之險尙在焉是安能若履坦途其然哉底柱灔澦不能以禹鑿而保一人之不死者豈亦非有神之宰制其命者故邪況舟與島同道風水馮虛其不與隳實者同科亦審矣貞嘉之所設蓋由是道耳是豈翅爲其家祈福也乎亦爲漕卒乞命也漕無失都下之粟積亦爲都人士百萬乞命也都人士百萬之命無虞而國家置海內於泰山之安也則友意之所建貞嘉之所祈其間繫豈小小哉又聞之天女廟賽以巳日輙有若燈者不知所來或沿川而上或踰山而轉再々翔空而行集于廟前巨石上者久之乃去其色赤於恆火土人稱爲海龍王供燈渡邊氏莊與廟對岸貞嘉及其子歲時賭之夫精誠所萃有神斯應豈常理之所能言哉予巳大友意之功又不得巳乎貞嘉請故叙其始末使其勒石于天女廟前繫之以銘銘曰

繫昔華夏洪水滔天崇伯死勒黃熊化淵再世底積精誠則然千歲雖邈東海之延武隈見形湖廼桑田馬痛玄黃熊老黃玄將信將疑賦厥鐵券龍鬪之峽𨈆之巔鮫刀弗及惡石齧齒世孰徵禹有若渡邊悉誅水孽輿粟蔽川達彼海漕麇北都廛國家有賴咸服其便追惟往勤有神斯顯陰隲默佑其兆弗愆惚兮誰于其權乃剏廟宇于河之壇香火蘋蘩則古則鐍有龍獻燈熒煌霄懸十日所視何祥加旃玆知上古鮫何獨賢神戮其力遂伏蜿蜒蜿蜒有靈尙致其虔民雖無知誰不誠顯有祈斯獲厥福綿神僃不朽德萬斯年

大日本　東都　徂徠荻生茂卿恭述

七所宮

村の西大熊川の南にあり、小祠なり小松など生り、二十四間四面無租地なり古は七所明神なりしを藤原政宗卿大所を仙臺に移され一所のみ此地に遺されしと云、所謂鹽竈の舊祠なり、寺を七所山と云ふ此故なり、七所の神所左に記す

中御子　大威德　大行事　毘沙門　早尾　不動
氣比　聖觀音　下八王子　虛空藏　文珠　聖女
一太子宮　如意輪

是を七所明神と申せり

渡利山高林寺　禪宗

山の麓にあり　伊達阿波守と云人は天正年中の人なり然るを豐姫は此人の息女とある疑はし是は伊達兵

庫頭殿女なるべし左あれば阿波守と兄弟なるか何とも傳の誤なるべし伊達阿波守殿息女豐姫建立なり、開山導師は觀高明察和尙なり、初豐姫陽林寺二世舜爽和尙に歸依し天文十年辛丑五月二日始て建立す、寺記に見えたり

豐姫墓碑

東館と云所にあり秋草茫々たる地なり、法名は高林寺殿檀室妙梅大禪定尼（天文十二年癸卯歲八月十四日卒す）此人生質美人の聞えありしが不幸にして平生多病なる故に人に嫁せず、故に生涯父の許に在しとなむ

諸佛山佛眼寺　法華宗

大熊川の濱山のふもとにあり、郡長本多杢左衞門はじめて建立す、むかしはかばかりの菴室なりしがそれを取立て寺とせしと云々

三十萬神社

境内にあり三月廿八日祭禮なり、後世法華宗を信ずる者多し故に祀日には郡人群集す

山神祠

當郡は山中なり故に所々に此神をまつれり、里社となす、二月十七日祭禮なり

的場石

山のふもとにあり、今世八幡宮を齋き祭れり、風土記云箭の根跡又は鏑の折て石中に殘りて有り、むかし那須與市宗高信夫山より此石を的にして射たると云々則的石權現とまつれり、二月八日祭禮なり、諸人射術を好む者祈誓すとなむ、嗚呼何人か斯る妄說を傳へたる者か、信夫山と的石と其間一里餘隔てり宗高射術の神妙を得たればとて信夫山より是を射通べけむや、又宗高は下野國奈須の人なり若冠にして源判官殿に從へ西上し檀浦（註屋島浦の誤ならん）にて扇の的を射たる功あり、それになづみて妄說を傳へしならむ案ずるにむかし山茶館廢なりしとき諸士此石を的として射術をせしものなるべし故に的石と云ならむ、其を後人過て斯事を傳へしにや

信夫細道

南の方山の上にあり小徑なり、昔福島より相馬へ通行せし道なり、これを信夫の細道とて今に遺れり

櫻清水

道の南側にあり西行法師が堀し泉非なりと云、此說何ぞやうたがはし、西行は人皇七十三代鳥羽院天皇に仕へ奉り佐藤兵衞尉則淸と云へし人なり（むかし此人東奥へ下り）

し時こゝに清水を堀給へるにもあるか

桝形石

南方山中にあり大石也、此石の下に大なる蛇住り、郡人時々見ることありとなむ、古事記に倍美と作れり

女形山

當郡と山口郡の界にある山なり女の陰に似たる山にや此說いまだ詳ならず

古館

山の麓にあり天正年中伊達藤五郎成實居せりと云

山口郡　封邑

渡利郡の北にあり高千四百七十石一斗三升七合

八幡院

當郡は福島より川股掛田への通路なり問屋など有り

伊達郡秋山への馬次なり

天滿宮　宮殿の側に雷神をまつゝり當郡は旱魃の場所なれば雨を祈るの爲めに此神を產神と共に尊信す

產神なり山の麓にあり三月廿五日祭禮なり

文字摺大悲堂

山の西麓にあり、多寶塔如意輪觀音なり、信達順禮札所、第二番なり、三月十七日祭禮なり

別當　安洞院

毛知須利石 一名鏡石 一名雲錦石

大悲堂の前にあり、竪七尺餘横三尺四寸、信達歌云北人以ニ五杉撫摺錦而染レ絹焉其紋縱橫班瀾古歌次ニ雲錦一比ニ相思亂レ心曲一古は山の上にありしよし、古傳說云、春の日麥の葉にて此石の面をすりて見れば吾思ふ人の面影石上に現れしと云、依て日每に是をなす人多し里人麥の妨なりとて山の上より石を轉落せしに面下になりし故に其事も絕果しとなむ、後の世紙などに摺付る石は杉の下にあり、ひし形の紋なり、毛知須利と云は信夫郡の名產なり古は陸奥國信夫郡より、毛知須利の絹を公朝に貢に奉りしなり、されど此地にも限るまじ今の伊達湯野郡摺上川のほとりにも絹をもちりて摺しと云所あり、是を文字が原と名を負せしなり。又摺上など云を考ふれば何れにも信夫郡より所々にて摺出せしものならむ、歌林良材集に絹を經緯となくもちりて摺し故に毛知須利と云とあり、百人首講釋に信夫草を紋に付たるをすりと云織物なりと云、信夫草をみだして摺し絹なり

百人首解には信夫郡の名所なりとあり、源融公を始め奉り天下の諸名家の詠給ふはみだれと云はむ冠辭なり、それを此地をよみし和歌などゝ心得るは文盲也、されども古より此地の古跡なりとて一統の俗人稱する所なればその和歌をもあまた爰に記しぬ

古今集河原左大臣

道奥の信夫毛知須利誰ゆゑに亂初し我ならなくに

伊勢物がたり

春日野の若紫の摺衣信夫の亂れかぎりしられず

千載集頼政

思へども云はで信夫の摺衣心の中に亂れぬるかな

同寂然法師

道奥の信夫文字摺忍びつゞ色には出でじみだれもそする

同　清輔

昨日見し信夫の亂誰ならむ心の程も限りしられぬ

同前中納言匡房

ともしする宮城が原の下露に信夫文字摺乾く夜ぞ無き

同たび前大僧正覺忠

旅衣朝立おのゝ露しげみ絞もあへず信夫文字ずり

續後拾遺

君にかく亂初ぬと知せばや心の中に信夫文字ずり

文字須利石碑

陸奥國信夫郡毛知須利石始稱其名不知何時其說未詳也只恐萬世之後人不知斯石故表而立碑於石傍云

元祿九年夏五月中旬福島大守紀正虎表焉

堀田相模守紀正虎君は下野國古河より福島に封せられしは元祿元年、同十三年出羽國山形に封せらる、此君奥羽の間の賢君なりと人々稱せりとなむ

芭蕉碑

早苗とる手元や昔しのぶすり

古事記に早を佐に作れり、今世丈佐坊と云人の建立せり此人は攝津國大阪の産なるよし

虎女清水

山の麓畑の傍にあり、土人の說に云むかし建久四年曾我祐成父の仇を報じ卒に討死す、祐成大磯の長か女虎と云女に二世のかたらへせしなり、虎女は祐成の討死せしを深悲しみ再見むと欲ひ遙々と此地に尋來り麥の青葉取て石の面を幾回かすれども吾が思ふ

人更に不見虎女も爲方なく山を下り少し南に行咽の渴しまゝにふもとに水の少し流れをるを見付簪を以て堀穿しに祐成の容姿忽然として水面に現れたり、虎は嬉しくあら懷しやと手を取むとすれども取得ず卒に形は見へず女は歎悲しむこと良久し夫より苦提の道に入けるとなり、後世此清水を虎が池と名付しなり、此事國の史にも見へず疑ふべし、會我物語には大磯の虎は祐成討れ給へし後三河國蓬萊寺の山奥にこもり尼となり念佛往來じぬと云々、何ぞ此地に來るべきか、いとも〳〵不審と云べし

虎女碑

清水の南籔の中にあり竪四尺餘横三尺餘、虎此所に來りしを郡人あはれみて碑を立しと云、相州鴫立澤虎女緣記云往昔承安年中時の近臣伏見大納言實基卿と聞へしは實に忠臣にておはせしが世の變化にや勅勘の身となり給へ東國にさすらひ給へるが河原長者の館にして驛屋の床敷や岩橋の長者に添臥假寢のおとし胤になむ、さこそは天の靈質にや、きやうぼふの中より童の聲すらたゞならずまたな言のすさびも目とまる心地して深窓の中に人となり漸々ことからも平かに其容は楊梅桃李に耻ず心程は秋の月清水の影よりもいさきよく者る見は歩行を忘れ聞人は飲食を絶其名一孤の囀萬國にひゞき海道第一の娟女なり、こと〻心と等く忠立顔あやに戀しく情の道もおさ〳〵しくいつしか會我の風流夫になれそめ互にちぎり淺からず、其身の本性は貞心なれども母なむさるものなれば浮ぬる衣のはしとなり遊女のあだ名はよばれける、されば賢女の仕丁入しみ出離解脱の緣となる事も貴なる雲の上人の胤なればなるべし、東鑑云建久四年水無月朔賴朝公被ニ召出一會我兄弟富士野の狠藉ゆゑその一類召とられしに祐成が妻虎女も呼出されしが口狀のごときならば其咎なしとて御免を蒙ふり、同六月十八日亡夫が三七日の忌日むかへ箱根別當行實坊に會敬し自筆に和文の賦呪を作り唱讀の布施には祐成がかたみの蘆毛の駒をまへらせし、則其日剃髮す此年僅か十九なり諸人涙を流しぬ、かくて箱根にて七七の中陰もこもらまほしく棄けれ共道に精舍の事なれば別當許し給はず名殘は盡ず牌銘にも又別れを悲しみの涙の雨のふる鄕に歸りけれ、さすがに天下の紀錄大樹の御耳にふれて祐成が

妻と侍るうへはよの常のたわれ女の風儀にはあらざるにや手など拙からず歌道佛道の窓になれししるしには手づから誦文をしたゝめ善知識の高坐に捧げ諸人の見聞に耻ざることを、嗚呼遠き異朝には愛慾の錦字は詩を織近くは美濃國十市の采女と云へしは江侍郎をうらみて寒國に獨ふすと戀賦を吟して朗詠集にとゝめし、是等のことは宿世の舞ぐさにせしが、それは才覺のほまれ是は佛果の名譽、且將妓王御前などは浮世をうらみの發心、虎女は愛着義理の道心、幸なるかな如來發心の年相當して十九の花のつぼみを枝折淨土の道しるしとせり、誠にしるべしや、迷語は只一心の妙用なれば必世のたつきの業にはよらじたとひ流の身なりとも誰と定て待逢にもあらず、今日きりの愛色其身〳〵の心にておしうつり道のつとめの道ならば人の惜まぬ戀しれのならへ僞言の信なり去ながらかゝる宿世の拙き業としるならば狂言綺語のいとまには三寶をも敬ひ口には六字の名號を唱ふべし、一念十念猶たのみあり、おそらくは極重惡人無化方便の御ちかひ、一度發起のざんげして慈悲の心に賴なば必淨土の緣とならむ煩腦是菩提の源なるものを、されば大磯の長者邸の傍に虎の岩屋とて寂寞たる所あり、今は略せり法名は貞巖院虎心禪尼と號せり、西行堂傍双林に安置せりと云々

姥嫗梅

毛字摺の北道の傍にあり、土人說云虎女が連來りし作の女が栽し梅なりと云、この梅の味にがし人食することを得ず、萬葉集に爲米に作れり

縞素帖來奇石紋。　看疑亂點染春雲。
情人千里無緣僧。　心緒徒乘秋草紛。

南裏館　西裏館

各山の中にあり大波伊賀守居住すと云又新町館と云處ありこは大波家の郎等が住し邸也天正年中の人か

寶藏壇

（アミダ堂都に在り此地を丈六と云ふするに其一丈六尺の大像を安置せし者なるべし、後に燒失し只名のみ存せり今は僅に假堂のみ遺れり故に其地の字を丈六と云ならむ）

道の傍にあり、大波家盛なりしときの土藏の跡なり一說に寶藏院と云修驗者を葬し塚なりと云へり、一說に古の一里塚なりとも云へり（此說何も不定）今世大なる松あり、二十四間四方無年貢地なり

山神宮

當郷も山村ゆゑに此神をまつれり、道の傍にあり、

二月十七日祭禮なり

清水大悲堂

東の方山の上にあり、相傳說に大同二年庭坂村の清水と同時に建立せしと云靈佛なりとて郡人尊信す、三月十八日祭禮也

醴地藏堂

打越と云處にあり、山のふもとなり二月廿四日祭禮なり世人眼病をやむもの醴を奉り祈れば忽ち癒ゆるとなむ、故に甘酒地藏と尊み稱せり

日月堂

山のふもとにあり四月八日祭禮なり、法華經に日月燈明佛と云あり、此の佛を安置し祭り奉るものなり

松柏山常圓寺　禪宗

東の方山の麓にあり、開山は鶴菴全賀和尙、開基は大波伊賀守なり、本寺は仙臺登米陽雲寺なり

高松山地藏院

古は岡本郡にありしなり、高松山と號せるは岡本郡に高松と云、山あればなり大波伊賀守の祈願所なりと云故に館の艮に引取り鬼門を守らせしならむ、境內妙音天女を安置し當寺の鎭守となす、八月十三日祭禮なり

香澤山安洞院　禪宗

東の方山の中にあり庭前櫻樹あり春日花の頃は美景なり、小倉陽林寺末山なり、文知須利觀音別當職なり

三法院　修驗者

山の麓にあり近年京都聖護院直配下となる

妙法院　修驗者

東の方山の中にあり、福島普門寺配下なり

愛宕堂

當郡は所々に此神を祭れり、又信達諸郡に愛宕をまつれるは天下の火を司給ふ故なるか、古傳說に天笠龍川の水上より渡らせ給ふ、本地は將軍地藏尊にておはすよし、此時養老元年壬辰閏六月二十四日なり、故に後世六月廿四日を以て祭日となす

岡部郡　公邑

山口邑の西にあり高千百四十六石五合、當郡は山の下にて小高き處なり、ことに大熊川の上にて岡上の地なれば岡部と名付しならむ

春日社　産神

山の麓に鎭坐す境内天滿宮を安置す、三月二十四日八月十九日祭禮なり

天滿宮

愛宕堂

福島道の側にあり寛永年中上杉家の臣古川重吉と云人大なる壇を築き大熊川洪水のとき郡民老若女童を登らしめ水難を救へしなり、享保八年八月十日洪水し土地を缺田畑を損ずること大なり、其時婦女小兒等此壇に登り、其死を逃る是もまた古川氏の恩德なり、今世愛宕權現をまつり里社と爲す、三月二十四日祭禮なり

柿木大悲堂

道の南人家の西にあり、むかし此菩薩いづくよりか飛來り給ひ柿木の梢に止り晴夜に光を放ち給ふ、郡人等あやしみ梢に發見れば大士の尊像なり、これをおろし奉り此所に小屋を建立し尊像を安置せり、故に柿木觀音と稱せり、七月十七日祭禮なり

馬頭觀音

人家の東にあり後小高き所に鐘樓を相ならべり、七月十九日祭禮也、是より南の方人家の傍に三寶荒神の祠あり人尊信す

阿彌陀堂

川面と人家のうしろにあり、むかし大熊川此處を流通せしと云、今其あみだ堂のうしろに古き川跡ありされば川面と名付しなり

蠶養國社

倉内と云處の傍にあり稚産靈命をまつり奉る者なり庭訓の註に蠶神は天竺の金色姫(國王の娘)をまつりしと云、二月十六日祭禮なり、人民等尊信せり

雷神宮

當郡は旱魃の地なれば雨を祈らんが爲に此神をまつり奉る、三月六日祭禮なり、大熊川の上に安置す

經　塚

大熊川の上にあり、むかし法華經を一字一石に書寫し此所に埋めしなり、其功德や水難を遁れしとなむ此處に當郡と五十郡の境に津頭あり岡部船場と云、福島より梁川への通路なり

春日圓滿寺

山口郡の界にて鎭守宮の側にあり則其別當職なり、

鳥渡村觀音寺末山なり

善正院　修驗者福島普門寺配下寶養國社の別當職なり

本郡に古川あり天正年中大隈川の流れし跡なりと云々山口岡本中島を經鎌田郡月輪山の西に出し也、又當村當木と云處の南畑の傍に立石あり奇怪の事ありといへども其說未詳

中島郡　公邑

岡部村の北にあり高百六十二石三斗八升一合、むかし大隈川當郡の南北を流通せし故に、中島と名付しならむか

三島社

本の社は郡の南にあり天保十一年郡北に移奉る、當郡產神也、大山祇命にておはす、古事記に大山津見神と有り、八月朔日祭禮也、當郡の人雉子を食せず

金毘羅堂

福島道鎭守宮と相並て南松林の中にあり、靈驗のことによりて讃岐國象頭山より移し奉る、人皇七十三代崇德院天皇にておはすよし、最勝王經に金毘羅と申すゆゑ忝も我大君を此神に合せまつり奉るものなるべし、三月十日祭禮なり

岡本郡　公邑

中島の東にて山に添てあり高三百二十四石六升五合餘案ずるに安藝國足羽郡にも岡本と云郡あり、和名抄に乎加毛土書き岡上の理を以て理を以て理岡本と名を負せしなり

鹿島社

山のふもとにて岡上にあり、建御雷命にておはしますなり、九月十九日祭禮なり、右祭の日郡人集へて甚く水を浴るなり、こを水浴の祭と云、靈驗のことありて毎年不レ斷して是を行ふ、若水浴をせざれば郡人果して禍事ありとなむ

藥師堂

人家の南にあり、法華經に藥王菩薩藥上菩薩と云あり是なり、四月八日祭禮なり

舊館

山の上にあり春日少將殿天正年中伊達輝宗の家人岡本何某居住す、一說靈山國司の土井實晴家人居住すとも云、館の上故墳ありけるが文政年中寺僧靈夢の

事ありて其塚を發き色々の物を取得たるよし

峨嶁山　　高松山　　水晶山

此三山は郡中の絶景なり、一說に峨嶁山は元は家老山と唱へしよし、むかし岡本氏の家老此山に登り敵の寄來るを臨み見し故に後世家老山と云名を負せるなり、後に事を好むもの峨嶁と書替しならむ

雷神宮

峨嶁山の絶頂にあり、四月六日祭禮なり、此處に登る道の傍に蛙に似たる石あり希代の名石なり、また珍奇の水晶出ると云へり

信達一統志卷之四終

信達一統志巻之五

目録

餘目莊松川摺上川之間

一、鎌田邨
一、瀬上邨
一、宮城邨
一、高梨邨
一、沖中野邨
一、平田邨
一、上飯坂邨
一、天王寺田
一、下飯坂邨

餘目莊

摺上川松川の間廿餘邨なり、古は鎌田莊と唱ひしより、後世是を餘目莊と云、愚案ずるに松川より南の方は笹木野邨に在りし大杉の靈に餘りし地なれば其杉の名跡に餘るを取て以て餘目と稱せしなり名と目と其音同じければなり公邑の課租米倉は鎌田邨に在り、是を鎌田河岸と言、故當邨を以て餘目莊の初となす、殊に鎌田莊と呼し事もあればなり

鎌田邨　公邑

大熊川の西に在り、高千九百七十九石二升餘、古は此地蒲の甚く生えしげりたる土地なりしを開發して一邨を作る故に蒲田と作れり、其後文永建治の間鎌田中務少輔頼春と云人居住せり、故に鎌田と書替しなり、寛永寶暦の際大隈川洪水して其土地を缺く、殊に享十五年洪水して鎌田本内兩邨の界に潰當村槩ね磽确の地と成る、今世存する所の高千五百五十二石三斗五升五合

石ヶ森社　產神

海道の西二町程に鎭座す、此地大石多し故に石ヶ森と名を負せしなり、倉稻魂命を祭れり、三月十九日祭禮なり、宮社の北の方に古き巖窟あり白狐住と云へり、又社の左の方は竹林なり其中に古き藤あり白き花なり、此所に大なる蛇住めるよし怪むべし、宮前櫻樹桃李楊柳數株あり花の時至てよろし

子持石

石ヶ森の南二町計に在り、此石希代の物なり、石上に小さき穴あり、其穴より小石を生むと云、婦人産に臨む時此生れたる小石を頭に掛て産すれば必ず産の難みなしとなむ、世人大に尊信せり

夜盜館

石ヶ森の戌亥の方道の北に在り、土人說に曰く寶龜年中安達八郎と云者爰に居ると、前々太平記に安達八郎は藤原繼縄卿に仕ひ奉り大忠の人なり、聊かの事に依て盜賊の名を得たり、又奥州の賊徒伊治呰丸を征伐のとき繼縄卿の命に從ひ呰丸を謀りて態と盜賊に成しなり、一說に此人土湯郡に住居し繼縄公東征の時始て仕ひしとも云、何れか是なるや、此地今存する所の館跡僅に二段歩程なり、四方土手を築きて堀あとあり今は田となれり

水雲祠　産神

海道の西一町程に鎭坐す六月二十二日祭禮なり、世人市を爲す所謂絹糸を賣買す、宮前に小溪流あり耳取川と云、昔日此神こゝに流れ来り給へしを或人取揚奉り是に安置すと云、神の御身を取揚奉るにより御身取揚川と名を負せしとも云、昔此の川に怪物住て夜毎夜毎出て人の耳を引取れり、其怪物を神に祭りしと云、故に川の名を耳取と名付しと云

諏訪宮　産神

海道の東に鎭坐す白淡川の上なり、慶長十年信濃國より移し奉る、七月廿七日祭禮なり建御名方命なり

藥師堂

里社の右に安置す、一說に此如来は武田大膳太夫晴信朝臣が母公の守本尊なりと云ふ、何の故に當地に安置せるか信じがたし、四月八日祭禮なり、靈驗に依て人尊信す

愛宕秋葉両社

同左の方に在り、安永年中郡人等初て建立す、三月二十四日祭禮なり

石地藏

里社の西に安置す、靈驗あり小兒等瘡を病もの此尊像を祈り申せば忽ち癒ゆ、郡民赤飯を奉るなり

黒須稲荷

大熊川の上に鎭坐す、昔は大なる松茂りてあり、近世其松は枯て跡なし、黒須源藏と云ふ者の眷戸神なる

よし、今は其人の跡も絶てなし九月九日祭禮なり

田中稲荷

人家の側に鎭坐す、社内に大なる杉有り古木なり、人其杉の年數を知る者なし、二月初午の日祭禮なり

桐江林待鳳菴　禪宗

諏訪宮の社内に在り、昔し紫竹林と號せり、寶暦十一年己年福島長樂寺不山大通和尚此庵に隱居し中興して桐江林と改めしと云々、近年此庵も絶けるを郷民等再建し毘沙門天に大般若經を安置す、正月初の寅の日を以て祭れり、世人大に尊信す

安樂山鎌秀院　禪宗　福島長樂寺末山

道の西に在り開基は頼春と云人なり、其後當山衰微に及びしを又再興して福島長樂寺五世立質全祝和尚開山導師となる、開基の位牌等は今に安置して香華奠茶絶えず法名は

鎌秀院殿源性治信大居士　神祇

從五位下鎌田中務少輔源頼春　歳七十八

建治元年乙亥歳十二月十有三日卒

天山院殿弘元道一大居士　神祇　歳六十三

鎌田和泉守源親行

慶長四年巳亥歳三十一日卒

山秀院殿太巖徹公大居士　神祇　歳五十九

鎌田兵衛尉源親名

慶長十八年壬丑歳十月十日卒

愚案ずるに慶長建治の頃は法名に院號居士など更になし、後世に至りて謚號せしものなるべし

蒲田館

海道の西に在り、四方塢を築き溝堀深く要害の地なり、昔文永弘長の間鎌田中務少輔頼春大和國より此地に移り代々是に居住せしが建治より天正迄の際其傳を失ふ、其後孫和泉守親行其親名天正慶長の間居住す其孫津輕家に屬すと云、今は鎌秀院を置けり

熊野宮

寺の西北田の中に鎭座す古き社なり、土人相傳説に熊谷直實入道蓮生坊が祭れると云、一説に伊達政宗卿此所にて白き熊を見給ひしを即ち玆に祭り給はるとも言へり、九月九日祭禮なり、又寺の東路の傍に清水湧出づ紫清水と云、此水常に濁りたる色なり、大旱魃にても更に渇く事なし

藥師堂

寺の東に安置す上人相傳に慈覺大師の作なりと云、今は其本尊寺中に安置す、又近年失ふとも云り

一本松

海道の東人家の後にあり、相傳說に昔し永祚年中安倍清明東奥下向の時此の地に來り手自松を植て當所を祭り人家の燒失なからしむ事を祈り給ふと云、實に希有の事なり、其松今は枝垂れ大樹となれり

國府堂

郡西宮城村高梨郡の境なり、昔康平五年伊豫守源賴義朝臣鎭守府將軍たりし時今の宮城郡を以國府と定めらると云、其時の臺なるよし、其後壽永二年佐藤基治其子嗣信忠信を國府臺まで送ると云々、其頃まではかく唱ひし者なるべし

月輪山

當村の東大熊川を經て右の方の山なり、故に其津頭を月輪津と云、古傳說に在昔元久年中月輪左大臣藤原兼實公官を辭し給へ東奥に巡行し我信夫郡に來り給へ當村に遊び此山に居住あらせられ大熊川に釣を垂れ御心の徒然〳〵を慰め給ふと云、此故に後世此山を命て月輪山と云ふ、愚案するに此事國史に見えず疑ふらくは京家の人出走し月輪殿御名を假り來り村民を謀りし者ならむ、然もなくば猥りに事を好む者を求て得たる者を先輩熊坂臺外改作して明月灣と爲す、西遊紀行に見えたり、奥の細道に享保年中芭蕉翁月輪の津を越て瀬上の驛に到る、則此翁の發句に

二月や月輪いたりうめの花　芭蕉翁

御所清水

山の北麓に在り、むかし月輪殿手自ものし給へる井清なりと云傳へり然もある歟、又月輪清水とも云

三島社

山の麓に鎭座す、月輪殿勸請し給へ產神と成し給ふと云、宮の傍に大きなる槻木あり近隣の大樹なり、當屋敷の土民等雉子を食せず、八月三日祭禮なり、靈驗に依りて人尊信す

愛宕社　產神

山の峯に鎭座す、此所公朝薪山なり、三月二十四日祭禮なり

天滿宮

山の半腹に鎭坐す、是又公朝薪山なり、字を天神平と云三月二十五日祭禮なり

五本松山神社
道の側谷の際に在り希代の松なり・本は一つにして大松五本生立し者なり、則此松を齋まつりて山神と稱ひ申せり・十月十七日祭禮なり・富を取らむと欲する者此神に祈り申せば必ず成就すと云へり

公朝薪山　同竹御林
五本松の東西に在り、十七町八反二畝十二歩、字月輪山天神平北山三ヶ所なり・東の方は伊達郡境なり

瀬上郡　封邑

鎌田村の北に在り、備中國庭守城主木下備中守殿別封邑なり、鎌田の境に溝洫あり蛙川と云高千五百六十五石四斗一升九合、當村の東は大隈川なり宮石瀬と云あり其上の村なれば瀬上と云名を負せしなり・古は今の驛場より東に海道有りけるにや櫻町深町など云字あり今の宮城村山王宮を深町の神社と稱せり、されば彼山王宮もむかしは海道の東に鎭坐せしならむ

青柳社　産神　別當安性院
海道の東に鎭坐す大山津見命を祭り奉る者なり、むかしは大隈川の東に鎭座ありしが靈驗の事ありて今世此地に移し奉る、今も川東に昔の社跡あり・三月十五日祭禮なり八月十日神輿渡御

三島社　金毘羅
両社相並て花街の東に鎭坐す、此地古き邸跡なり、慶長寛永の際上杉家の臣小田切内膳と云人是に居る、忠宗朝臣が拔書に小田切安藝と記せり、其人々の守護神なるよし・其時仕ひし人々の子孫存せり

藥師堂
海道の東摺上川の南に在り、いと古き地なり、忠宗拔書に論田の細道つたい藥師堂の東大柳の下より伊達家の軍勢摺上川を渡り兵粮を食すと記せり・今其大柳はなけれるとも藥師堂は存せり四月八日祭禮なり

廣旗八幡宮
海道の東花街の裏に鎭坐す・近世郡人内池氏近江國より移し奉り其家の産神と崇奉る、四月中の午の日祭禮なり

熊野宮
海道の西人家の後に安置す・九月十九日祭禮なり

青楊山龍源寺　禪宗　梁川興國寺末山
海道の東に在り・風土記に云大般若經十六善神を安

置す、當郡無雙の禪林なり・古は此寺世光寺と言へる眞言宗なるよし、後に上杉家の臣小田切内膳中興して禪宗と改む、開山導師は丘堂禪師なり。開基の位牌等を安置し香花焚拜絶ず其法名は

一箭殿虎山亭石大居士　神祇　小田切内膳

寛永三年丙寅年八月十五日卒

諦了院殿直心妙指大姉　靈位　小田切内室

萬治二年巳亥蔵二月十二日卒

知鏡院殿昭巖妙光大姉　靈位　小田切母

寛永十七年甲辰八月十七日卒

大悲堂　信達須禮札所

境内に安置す、縁記に云々本尊毘珠賸摩天の作なり、世光寺觀音と申せり、七月十七日祭禮なり

白雲山嘉巖寺　一向宗　西本願寺末山

花街の東に在り・開山小阿彌坊加賀國より此地に移ると云、境内太子堂あり八月二十二日祭禮なり、當寺は開山親鸞上人のふるき跡なるよし故に種々の什物ありと云へり

大藏院　本山派　修驗者　岡部極樂院配下

海道の西に在り境内秋葉宮を安置す・七月十八日祭禮なり

安性院　同　修驗者　同院　配下

當郡は驛場にて傳舍多く在り遊女を數多居きて繁華なり・一説に天正年中伊達家の臣瀨上筑後と云へる居住せしとなむ、又町の東裏に小田切氏の用ゐ給へしと云井泉あり。今は水も出ず只其跡のみ遺れり

毘沙門堂

大熊川の東にて水に臨て有り、此地巖高く蒼杉松躑躅繁茂し絶景なり・毎年正月初の寅の日祭禮郡人群集す・此地より北に高柳の舊社なりと云ふあり・今の龍源寺も彼處より移せしと云へり

愛宕堂　産神　別當安性院

伊達郡境山の上に鎭座す六月二十四日祭禮なり、此山より西は大熊川なり津頭あり富有船場と云、又此所に口留役場を置けり。深原梁川えの通路なり

宮城郡　封邑

瀨上郡の西にあり、當郡は木下侯別邑にして則治府あり瀨上役場と云・高千四百三十六石七斗三升餘、古は當郡迄瀨上郡なるよし今に城跡あり、平泉實記に瀨上

の砦を破り直に飯坂の大鳥城に取掛ると記せり宮城の砦と云ふ事なし、後世分村して宮城と名を負せしならむ、愚案ずるに當城主盛なりしとき宮殿樓閣など建て有りしを取てかくは名を負せつるものか

山王宮　深町神社　　産神　神主佐々木近江

道の北に鎮座す近世神位を授け奉る正一位、四月中の申日祭禮なり、伊達家の臣瀬上筑後が産神也と云ふ、今にそれの〱寄進等あるよし、祭の日は世人市をなす、昔は馬市ありしよし、倚華表の前に大なる石二つ三つあり、其石の形丸し是を宮城邨の丸石と云、此說未だ詳ならず

八幡宮

古城の蹟に鎮座す國府八幡宮是なり、いと〱古き社地なり八月十五日祭禮なり、靈驗の事ありて衞府吏并郡人等尊信す、其事は古城の城下に記せり、今世村民中村新右衞門と言者給事す、又鎮守山王宮の御鍵も此人預り居るなり、祭禮の時持參す

青麻宮

山王の宮前に安置す近世仙臺より移し奉る抑此神は三后光と申て則日月星を祭れるよし、一說に三后光は源義經、武藏坊辨慶、常陸坊海尊の三人を祭る者と云、愚按ずるに日月星の三光に右三將を合せ祭る者なるべし、世人中風の病を免む事を祈れり其靈驗あり、祈人鰯を食せず、六月十八日祭禮なり

古碑

山王宮華表の前南側に在り、今世嫁するものこの碑の前を通行すれば必ず其緣熟せずとて此處を通ることを忌む、又夫を嫌ひ緣を切らむと思ひる女此碑を人知れず繩もて縛り祈れば果して緣を切ると云へり怪むべし、土人相傳說に云く在昔康平五年八幡太郎源義家朝臣、安倍貞任征伐の時當村に砦城を築き給ふ、或時義家朝臣合戰に利を失ひ貞任が爲に擒と成給ふ、其時敵將貞任思ふ樣箇程に勇々しき大將を失なへる事武道の本意にあらずとて暫く公を押込置奉りしに其頃貞任に一人の妹あり美人なり名を尾上女と云、公是に私語よう汝密に閑みをとき予を出しなば吾汝を妻と爲し偕老同穴の契りをせむと宣ふ、女實と思ひて公を出し奉る、公大に悅び毒蛇の口を逃れたる心地して當村の鎮守府へ歸り給ふ、其後彼女公の音信なかりければ案じ煩ひ是もひそかに夜にま

ぎれ忍び出で當郡の牙門に尋ね來り、公に逢奉らむと言入るれども公ゆるし給はず、且對て東夷の女弟は夫人に爲す事難し最天子への恐ありとて再び言語を出し給はず、女大に悲しみ遂に自殺し失たりとぞ、其後士民等是を哀に思ひ其爲に碑を建祭と云々、故に後世嫁する者爲に祟を成し其恨を報と云へり今に嫁する者此碑前を過る事能ざるなり、嗚呼悲哉世俗の過を傳ふる事康平年中は今を去る事七百有餘年、古碑何の恨有てか今世嫁する者の爲に祟を爲すべきや是等の事は後世嫁するもの爲に事を設け大なる過を傳し愚妄と云べし此碑は左衛門尉源朝定と云人先碑の爲に建立する者也其碑に云く右奉二爲過去先碑聖靈一遁捨二五障苦城之身一速屆二九品淨刹之土乃至大趣有情罔舍淺離苦得脫圓種而已于時弘安元曆戊寅夷則上旬左衛門尉源朝定敬白、如斯の文なり、上康平と下弘安と其際二百二十餘年の違なり、何を以てか斯る妄說を傳へ嫁する者の爲に禍事を設けしなり奇怪の事と云ふべし、天保十二年迄に五百六十四年なり

六角石

是も又古碑なり、道の北人家の傍に在り、又是より西二三町計に一町田と云屋敷の道の側に在り、東鑑に笠の塔婆と記せり、何の爲に建し者が其謂詳ならず、土人說に平泉の秀衡朝臣が建給へしと云り

古城蹟

山王宮の東道より北に在り、康平年中源義家朝臣奥州征伐の時築き給ふと云、此說何ぞや、諸書を見るに公の營城當郡に在るを載せず平泉實記に大將軍源朝賴公伊達泰衡征伐の時先手の軍兵瀨上の砦城を破りすぐに大鳥城に取掛ると記せり、信達歌に云國府は今の宮城村の古城迹なり新羅三郎義光此處にて生ると然れば賴義朝臣御父子住給へし所を鎭守府と定め給へ八幡宮を鶴岡より移し奉り軍神と崇め給ふよし其頃は國府と唱しならむ、今に八幡の鎭座有り國府八幡と稱し奉る又仙臺にも古の鎭守府なりと云處あり然れば將軍御父子陣し給ふ處を其頃の人國府と唱ひし事は實なるべし、案ずるに弘安年間源朝定と云人此城に居住し給ふ者ならむ、前に記す處の古碑も彼處の溝の中より後の世に引揚此所に建し由弘安は人皇九十代後宇多天皇之御宇なり朝定は皇子惟康親王征夷大將軍たりし時の人なりとぞ、此古城より

東に御厩と云屋敷あり土人説にむかし鎮守府たりし時の御馬を置きし所なりと、又南の境に御邸と云字あり是は其時の家士等の住まれし跡なりと云

天滿宮

上の臺と云ふ所に鎮坐す、小袋天神と申せり、三月二十五日祭禮なり、靈驗に依て尊敬せり

大悲堂

一町田と云處に安置すこれを椿觀音と申せり、三月十八日祭禮なり、信達五十番の中なりと云ふ

虚空藏堂

瀬上川の邊に在り古き地にて古木の杉などあり村人靈夢の事によりて彼處に勸請すと云七月二十三日祭禮なり

雷神宮

瀬上の花街裏路の北側に在り、昔は此所に種々の怪異ありしと云、近年は其事なし四月六日祭禮なり

小袋坂

天滿宮の西の上の臺へ登る坂なり、昔此處に怪靈あらはれ人を惱しむ故に時の人相議して菅公廟を勸請し奉るそれよりして怪しき事更になしとなむ、故に小袋天神と稱し申せり實にありがたき事なりき

山王泉性院　眞言宗　福島眞淨院末寺

道の北に在り開山貞幸法印、昔山王宮別當職なりと云、故に山を山王と號す、此寺古は今の寺崎に在りしと云り

地藏堂

境内に安置す世に六角地藏と稱す、是が忠宗卿拔書に慶長五年伊達政宗福島へ押寄せし時に其將軍勘解由兵衞士卒を従ひ宮城村六角地藏堂の前を通り論田の細道に掛り藥師堂の東大柳の下を渡ると記せり、然れば當村に此外地藏堂なし村民等に問ども定かならず、されども外に地藏堂なければ此堂六角地藏なること疑なくなむ、七月十六日祭禮なり、信達二十四ヶ所順拜の中なりと云

寺崎

海道の西三四町計に在り、土人相傳説に云在昔此所より南に寺あり七堂伽藍ありて泉性寺と言へし由、後世破滅して其跡形もなし、今世宮城村の墓所なり、當村は此地を除き他に人を葬れば必ず禍事あり故に凡て此地に葬るなり、牛馬犬猫に限らず死する者を

埋むること能はず、實に鎭守府八幡の尊なき跡今に遺れり、是等を以て證とすべし・案ずるに今の泉性院は此に在りしならむ是の字を寺崎と云ふは昔寺の有し跡なれば寺跡なるべし崎と跡と其音似たればなりサジスセと通ひりそれを寺崎と唱ひ來りし者なり、又山崎箱崎伊達崎など云村名あれば寺崎とも名附たる者か

道童塚

寺崎の東端に在り・昔此處に寺ありし時一小兒あり容貌美麗なり寺僧道童となして召仕ひしに此小童人に逢見む事を悲み池中に身を投淹死すと云、一說に道童は鎌倉二代將軍頼家卿の公達千載丸なり御父卿伊豆國修禪寺にて薨去の後執權北條氏が事により鎌倉を出給へて此地に奔り小兒と成しと云、東鑑に賴家卿の公達出家して法名公曉と號す、後に圓覺寺の住職と成る其叔父實朝公を弑し奉り終に北條義時の爲に害せられたり、此人何ぞや、是に來り道童と成り池水に身を投死する事あるべきや愚案ずるに昔事を好む者公曉の名を假りて村民を誑りし者ならむ、信達古語に云ふ昔一僧あり同村にいと婀娜なる女子あり彼僧に深く心をよせぬれども人目憚ければ逢よしもなく僧の爲に身まかりしとなり、其後彼の女の亡者此世に在つる頃の恨も云はで忍ぶも堪がたくや思ひけん僧のもとへ夜な〳〵通ひて交合ぬと覺えしが例ならぬ身と成り程なく男子を生り僧不審く思ひしかど捨置にしも仕がたく是を養育しけるに世に比なく美しき兒なり、是を深く隱しければ見る人もなかりしを信濃國久野の宗慶と言へる沙門音にし聞までにて未是を不見道奥のそこはかとなく慕ひ尋て此寺にまどひ來り月日を送りけるに・宗慶はかりよくて鞠の砌の釣簾のいとまにしもあらねとちらと計り見待りしとなり・其思ひや積りけん宗慶此所にて終に果けるとなり、小兒これを知りて哀にや思ひ同じ年の中に身まかりぬと是を葬りたる墓なりと云へり

古歌

信濃なる久野の宗慶來て見れば信夫の小兒は顯にけり

古碑

寺崎へ登り口塚の上に在り、文永七年と記せり、外に文字見えず則小兒が碑なるべし・天保十二年までに五百七十二年なり

道童池

寺崎の南田の傍に在り信夫の稚兒が身を投し池なり今は小さなる井泉なり、傍に大石埋りて有り小兒が碑也と云、文字更に見えず皆缺たる者なるべし、今世の人小兒が池は宮城村に在りと言へり、故に此條下に出せり、實は其池鎌田村の地内に在り

尾上御前墓

小兒塚の西人家の側に在り、土人相傳說に阿倍貞任の妹を葬りし塚なりと云此說も信難し

高梨鄕　封邑

宮城村の西に在り、高五百三石四升七合、當村は地面高く又梨など多く植し故に高梨と云名を負せしか

木舩社　產神

一に貴布禰に書り宥照法師と云沙門同郡佐場野より移し申當村の里社となす三月九日祭禮なり

古碑

村の東端道の南側に在り高梨民部が墓なりと言ふ、北條相模守の臣なるか又當村の名は此人の氏に依て高梨と名附しなるべし、碑面に文字見えず大石也

木舟山善光院　眞言宗　福眞淨院末山

村の西木舟社と相並て在り、開山宥照阿闍梨佐場野醫王寺隱居なりと云へり

沖中野鄕　封邑

高梨村の西に在り高六百二石三斗七舛七合、按ずるに是は西山の麓に中野村と言あれば彼處に對して沖中野と云ふ名を負はせしならん

三寶荒神　產神

路の側に人家の西に鎮坐す、是は火を司どり給ふ神なり、石華表あり三月二十八日祭禮なり

山神社

路の北に在り、杉樹欝々として茂りいと古き社なり、二月十七日祭禮なり

古碑

道の北塢の上に在り、土人說に昔壽永文治の間佐藤庄司が家人大越五郎兵衞と云勇士あり其人の碑なりと云へり、碑面の文字彌陀の稱號のみ其外年號月日等も見えず其說も詳ならず、又其側に近年堀起せし碑あり建治三年と記せり其外文字磨滅して見えず、

天保十一年迄に五百六十三年に成る、さて碑前南の方に小流溪あり一日に三度づゝ毒水流ると云世人此水を服することを得ず疑ふべし何人か斯る名を附會せし者ならむ、南の方に人家あり伊勢穗内と云へり飯塚村の飛地なり大神宮を勸請し奉る此事は其郡の條に悉しく記せり、此地より西の方は上飯坂郡の地なり、舊館あり大越五郎兵衞が住居せしと云、此人大音を發すれば遙に大鳥城まで其聲聞えしとかや故に大音と字せしとも云へり、大越と大音と其訓同じければかく言傳へるものなるべし

平田郡　封邑

沖中野の西に在り、高七百四十六石五斗二升五合餘、當郡の東の方を高梨郡と云ひ又沖中野郡と言へり、其西に在りて平かなる地面なれば平田と言名を負せしなるべし、又元暦文治の間平田五郎胤淸と云へる勇士當郡に居住せし事あれば後世に郡名と爲し斯は唱ひ來りしなるべし、此人の住まれし舊館あり下に記す

春日社　産神

路の西に鎭坐す、古は社地百間四方にて大社なり殊に宮殿美麗なるよし、されども何れの世よりか斷絕して後世は小祠のみ存せり、九月十九日祭禮なり

愛宕堂　別當敎法院

道の側にて人家の前に在り、八月廿四日祭禮なり郡人里社の如く祭れり

虛空藏堂

道の北人家の傍に在り、七月二十三日祭禮なり

平田館

郡の東北道の傍に在り、佐藤家の臣平田五郎と云ふ人居住せしと云、四方土手を築き大堀の跡今に遺れり、實に古き館なり

門吉原

古館の西一町ばかりに在る原野なり、昔日大鳥城盛なりし時の法場なりと云、土人相傳說に云往古元暦年中門吉と云者罪なくして刑せられ佐藤家を怨みて祟りをなす故に佐藤家も終に斷絕す、後世是を門吉原と言へり

六角石

道の傍に在り所謂笠の塔婆これなり、今世此地の字を六角と云

白山古社
人家の側に鎭坐す、杉樹大に茂りて古木なり、古は此地に眞言宗の寺ありしなるへし、近年古社の南より古碑ども七ツ八ツ堀出せり、郡人等かしこみて今は香華賓拜茶湯怠らず

古碑
若有ニ重業障一無下生ニ淨土一日上乘ニ彌陀願力一必生ニ安樂國一
　弘長二年九月壬戌　　禪門聖靈
彼岸第六番八月八日也
斯の如くのみ見えて其外文字見えず、安政二年迄に五百九十三年なり
○常住妙 此間鈌文 如來具足三身德無 此間鈌文 德海本圓滿
文永元年十月と記せり安政二年迄に五百九十一年也
○右志者爲ニ過去一とのみ記せり其外文字見えず
建長五年十月安政二年迄に六百二年なり
其外は彌陀の名號のみ或は孝子敬白なと記せり各文字磨滅して見えず古碑以上九ツ安政二年に堀出せり

天王山香積寺　濟家宗　福島慈恩寺末山
道の西に在り本堂東向なり、開山佛心國師本堂の南に釣鐘堂あり

教法院　本山派　修驗者　岡村極樂院配下

上飯坂郡　封邑

山の麓に在り當國白川の大守阿部能登守殿別邑なり、高二千百五十石八斗九升三合、其治は隈東保郡に任り、當郡は摺上川を北東に受て伊達郡の境なり

八幡宮　產神　別當八幡寺
花街の西に鎭坐す品陀天皇を齋き奉る、古事記曰く御陵在ニ川內惠賀之裳伏岡一也百舌陵也。壽永二年此地に移し奉る八月十五日祭禮なり、神輿渡御享保十九年神位を授け奉る正一位、一說に當社は昔日大鳥城盛なりし時は城中本丸に安置し奉りしに文治五年九月落城の後郡人今の地に移し奉るとも云り、宮前釣鐘あり、銘曰奥州信夫郡飯坂邑ニ八幡宮者。佐藤基治トㇾ居築ニ大鳥城當艮鬼關一。鎭坐者。靈廟也。乃五百有餘歷霜焉。陰午之古木於ㇾ今森々獨歎ニ鳴鐘絕一此去享保改元頃。先師興仙阿闍梨與ニ檀主一同ㇾ志而捨ㇾ貲造ニ銅鐘一出模。卽顯ニ菩提心一形ニ容斯心一到ニ金剛降性一復無ニ古來一今互福無極式祈ニ扶桑一永安廼爲ㇾ

之一口華鯨。奥鳴靈宮表標般若闡入圓通靈鏡增照擅越永隆神威日輝和光同塵。海内安寧。政道國充。
福趾岡梅汐門法印實養鎮志

愚按ずるに八幡宮は品陀別命にて御座まし、則天皇命にて渡らせ給ふ、古語尊爲天子富有四海と云へり、實に上もなき尊き大神に御位を授け奉るとは心得ず、正一位は臣の位なれども藤原忌部等の大祖其外の神々には然もあるべし、然るを當大神を菩薩なども稱し又は正一位を授け奉るとは恐るべきことと思はる、後の人考てよ

村崎社　別當齋藤市正

八幡宮の前に在り信達古語云貞觀十一年飯大島溫泉神に神位を授け奉る從五位、當社は北極星と此神を合せ村崎明神と祭奉るなり。一說北極星を祭るといと云、天經惑問に云天に三帝座あり北極の帝位を紫微垣と云此星辰を祭る故に紫と稱せり村崎と紫と其音同じければなり、昔大鳥城盛なりし時城の南北に南極北極の二星を祭れりと云南極の社は郡南に在り

熊野宮

須佐之男命を祭り奉る者なり出雲風土記出雲國熊野大社文德天皇實錄云仁壽元年九月出雲國熊野杵築兩大神並加從三位三代實錄云貞觀元年正月奉授正三位五月授從二位九年四月授正二位國造神壽詞爾伊射那伎日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命と記せり

神明宮　八王子權現

兩社相並びて鎭坐す、是は永祿天正の頃の飯坂右近將監宗貞の産神にて坐すにし六月二十一日祭禮なり

星　宮

道の側に在る小祠なり、むかし壽永二年佐藤基治南北兩極星を城の南北に安置し家の守護神となし奉ると云へり。八月朔日祭禮なり

佐波子碑

あかずして別れし人の住む里は
佐波子の見ゆる山のあなたか

此歌古今集には讀人知らずとあり、されど強て皇子倭建命の御歌也とす、併し倭建命の頃の句調にあらず、奈良朝の頃の歌にてもあるか、實に倭建の御歌とは强言なり、文化年中白川侯四封を巡行し給ひ民の風俗を御覽せらる此時民皆其所を得て其職を失ふ

者なし所謂侯の德澤なり、當郡に來り給ふ郡民等侯の舘を築き待奉る、侯又民の心を得て佐波子の溫泉に浴し給ふ事數日なり、さて侯佐波子の古歌を案じ給ふ、されども何人の歌なる事を知らず、土人說に倭建命の御歌なる由、侯みづから傳記に考ひ給ひ京都御歌所にて意を正さしむるに果して倭建の御歌なりとぞ、侯御隱居あり樂翁と號し給ふ再び當郡に來り自ら佐波子の古歌を書し給ひ、鐫め湯澤の東藥師堂の前に建させ給ふ、一說に西行が詠せし歌なりとも云へり、西行は佐藤則淸とて庄司基治從弟なり一年爰に來り上方へ登らむとて基治に別れし時に詠しと云相傳說に上古人皇十二代景行天皇の御宇此地に佐波子と言へる東夷住り皇命に背き奉る故に倭建命に命て是を討じ給ふと云、此佐波子が開きし溫泉なり故に佐波子湯と云へりとぞ、又南の一郡を佐場野と云ひ小川の橋を佐波子の橋と云ふ何れも古き跡なり、されども此事國史に載せず何を以て斯は傳ふる者か、日本紀に云爰に日本武尊則從㆓上總㆒轉入㆓陸奥國㆒時大鏡懸㆓於王船㆒從㆓海路㆒廻㆓葦浦㆒橫渡㆓玉浦㆒至㆓蝦夷境㆒蝦夷賊首島津神國津神等。屯㆓於竹水門㆒而欲㆑拒然遙視㆓王船㆒豫怖㆓其威勢㆒而心裏知㆑之不㆑可㆑勝悉捨㆓弓矢㆒望㆓拜之㆒曰仰㆓視君容㆒秀㆓於人倫㆒若神子乎欲㆑知㆓姓名㆒王對㆑之曰吾是現人神之子也於㆑是蝦夷等悉慄則褰㆑裳披㆑波自扶㆓王船㆒而著㆑岸仍而縛服㆑罪故免㆓其罪㆒とあり、此王陸奥國を征し給ふこと書記に見えたれば暫く是に引き證となす、されども佐波子など云說は何の史にも見えず

藤太湯　一名當座湯

子湯の北に在り藤太と云者が開きし湯也と云へり、此湯に浴すれば人の顏色忽ちに艷出て美麗なり、故に婦人常に是に浴し其顏色を美麗にせん事を願ふ實に女子の情なるべし

篋　湯

子湯の東摺上川の際に在り疥癬に宜し、一に波子湯と作れり水際なれば波の來る故に斯は名付しならむ

瀑布湯

子湯の北摺上川の水に臨みてあり、世人雪中を步行すれば足痛む事あり是を雪燒と云、此湯にて溫れば忽ち癒ゆ妙なり

赤川湯　三ヶ所

摺上川の南谿川の際に在り湯の氣味子湯にひとし、土人說に云文治五年大鳥城沒落の時兵士歩卒戰死する者數百人尸谿水に落て血水に交り溢れて大に流る故に水色赤し是を以て後世赤川と云名を負せしなり

赤瀑不動尊

赤川の水源十七八町に在り、その瀑水多くして布を晒すが如し實に絕景なり、人此瀑に浴すれば疾病癒ゆると云、靈驗なり

藥師堂

湯澤の東岡に安置す、溫泉を守護する佛なり、四月八日祭禮なり、遊善如來とも申す

巖湯山常泉寺　禪宗　福島長樂寺末山

町の北見附に在り、開山立質金祝和尚なり、當寺に江戸巷所本因坊丈和が奉納せし木魚あり寛文十四年と記せり、いとめずらし又境內に西國三十三觀音を移せり其堂美麗なり、三月十七日祭禮なり

念擧山滿願寺　淨土宗　岩城專稱寺末山

町の西路の北側に在り、開山良實上人文祿三年此地に閑居す、寶曆七年より桑折無能寺支配となる、無年貢地四畝六歩

大悲堂　信達順禮札所

境內に安置す、緣記に云、本尊正觀音北畠顯家御建立なり、三月十八日祭禮なり

八幡山八幡寺　眞言宗　福島眞淨院末寺

町の西に在り壽永二年佐藤庄司基治初て建立せり、導師は大和國長谷寺光海阿闍梨なり、其後天正十一年宥海阿闍梨中興す

花水山孝德寺　天台宗

道の西に在り、古は伊達郡成田村に在しと云、其山を花水山と云、後に此地に移す故に今爰を花水と名附しなり、保元年中英覺僧都此尊に住給ひしと云へるは成田村に在りし時なり

香積山天王寺　濟家宗　福島慈恩寺末山

西山の麓半里計りにあり開山佛心國師なり、相傳說云人皇卅二代用明天皇二年丁未歲厩戸皇子物部守屋を討ち給ひ佛法眞密の道場を四方に置き四天王寺と號し當郡の天王寺も其一の道場なる由、古は天王山天王寺と唱ひしとなむ、さはあれども千載を經て終に頹廢す、後世天正年中飯坂右近將監宗貞と云人再び建立あり濟家宗と改めりと云へり宗貞の墓所は寺

の南に在り五輪の上少し遺れり大松の下に甚しく苔むして哀に見ゆ、位牌は當寺に安置す法名は

天王寺殿雲巖廣起大禪定門　神祇

飯坂右近將監宗貞　天正十八年庚寅三月十四日卒

臺光院殿心月妙閘大禪定尼　宗貞內室

毘沙門天　大悲觀音　信達順禮札所

兩尊像共に寺の北一堂の中に安置す。毘沙門の尊像は厩戸皇子の御作なり今に靈驗の事とも多し、殊に蠶養の守護神なりとて世人大に尊信す、正月初寅の日祭禮なり、大悲は本尊千手觀音三月十八日祭禮也

天王寺溫泉　一ヶ所

寺の北搦上川の水際に在り、打身切疵火燒或は腫物等によろし、春秋の間浴する人不斷なり

天王寺梁

溫泉の下に在り夏秋の間鮎を漁る、鮎は此地の名産なり他の鮎よりも價貴し古事記に鮎を年魚と書せり

天王寺沼

大悲堂の西山中に在り、實に古き沼なり蓴菜を生ず、傳て云千年を經たる沼より蓴菜を生ずと云々

大鳥城舊蹟

飯坂郡の西中野郡の境に在り、本丸の舊跡竪四十間横卅五間城の高さ六丁程なり、城の西に土藏の舊跡あり竪十五間横十間なり東西堀の跡あり又清水井あり或は瓦等今に出るなり、大手は東の方なる由、昔保元二年陸奧國の大守藤原秀衡その同族佐藤基治に命じて是を築かしむ白川會津までの代官と定めらる基治爰に築くとき生鶴一羽城の中央に埋め本城の守護神と成す故に大鳥城と名を負せり敵圍む時は鶴の魂翅を張り大鵬に變じ敵を拒む敵陷ること能はずと云、基治は師綱の一子羽州の産なり又信夫郡永井郡に基治が生れしと云所あり是か非か分明ならず、嗣信、忠信は此城にて生れし由なり母は亘清綱が女なりとなむ、又別腹に前信と云あり此人柔弱なる由にて家を嗣ず仙臺へ下る其裔今に川張郡に遺れり、嗣信忠信は西國にて討死す基治は本丸にて卒すとも云、平泉實記に佐藤基治は信夫郡石那坂の砦敗れ遂に擒にせらる、本城は基治の室嗣信、忠信が妻女其子義信、義忠と共に本丸を守る、文治五月九月十三日瀨上の砦城破れ其夜本丸も沒落すしかし基治は罪なきを以て御免を蒙り鎌倉より還り此城に住居すと

云へり、又後室始め二人の孫共に羽州最上に奔り佐藤家是にて斷絶すとなむ・一說に義信義忠は鎌倉へ召出されしとも云へり

小川佐場子橋

大鳥城の南に在り水上は中野邨より出で摺上に落入る世人橋をかけて通路の便と爲す是を佐場子橋と云拾遺集物の名にをかはの橋をよめる在中將の歌に

筑紫より爰まで來ればつともなし
太刀の緒革の端のみぞある

愚按ずるに太刀の緒を革にて作りたるも旅路故にすり切れて其端殘れるを物の名にをかはによせて詠る歌なり、小川と云ふは山城國に在り其を此川を立の小川などゝ名附しは如何ぞや、後世事を好むもの、云傳ひける者にや、去ながら邨人是を太刀の小川也と云左もあるか

飯　坂

町の東に在り小さき坂なり、熊野宮の前坂にて南向也、愚按ずるに昔飯坂右近將監宗貞此地に居住し給へる故に飯坂と云へ又邨名も飯坂と云ふなるべし、古は佐波子邨と云へしが温泉も佐波子邨に在る故に佐波子の湯と云へしなるべし、昔飯坂殿盛なりしときならむ、實に古き温泉なり、東鑑に佐藤基治を湯の庄司とも書り

的場山

大鳥城の北に在り、むかし城中の壯士此山に的をかけ射術を勵みし所なり、是故に的場山と云

平大邸

西山の中一里ばかりに在り、土人說に昔元暦年中平家滅亡の後平大納言時忠卿の隱れ給へし處なりと云、此說如何ぞや疑ふべし

十綱渡

村の東伊達の境、所謂摺上川なり、古は綱十筋を兩岸に張引・小舟を綱の上に並べ繫ぎ橋となす故に十綱の橋と云ふ・後世は津頭となす故に渡綱の渡と云へり、十と渡と橋と渡と其音似たればなり、古歌に

新續拾遺集　高橋遠彰

東路の十綱の橋のくるしをも
思ひ知らずや世を渡るらむ

新拾遺寄橋述懷　藤原宗遠

存命て十綱の橋にくる綱の

くるしき瀬をも猶や渡らむ

新續古今戀　式部卿烏明

自らくると見るまに陸奥の
十綱の橋の中にたえにき

夫木集　宗隆

東路や十綱の橋の引はひは
幾重の雪の下にくつらし

五郎兵衞舘

小川の南に在り今世農人の屋舗と成る、大鳥城の家士大越五郎兵衞是に居ると云、是より東に赤銅の船沈みしと云所あり疑ふべし、又小川より此舘へ登る坂を佛坂と云、何れも由ありげに聞ゆ

十王堂

土城町への登口なり、冥官十王十體を安置す、是を十王堂と云

谷光院　修驗者　岡郡極樂院配下

坂の下東側にあるこれを谷光坂と云ふ

天王寺田郡

平田郡の南に在り飯坂村の飛地なり、當郡はむかし天王寺盛りなりしとき寺領なるよし、故に昔は天王寺下と書しを今世田の字に書替たるなり、後世に至りて其寺衰微して卒に諸侯の封邑と成る、愚按ずるに天王寺は飯坂右近將監宗貞と云人再建して濟家宗となす、則功德院とせし事なれば此地百三石を以て寺僧に寄附せしなるべし

熊野宮　産神

郡の東に鎭坐す、土人說云天正年中紀州より移し奉ると三月八日祭禮なり、佛說に本地阿彌陀如來にて坐すと云へり、按ずるに飯坂殿熊野宮を信じ給ひ出雲國熊野大社を移し申され家の守護神とあがめられければ則此所にも郡人に命じて熊野宮を勸請なさしめ給へるにや、又下飯坂郡にも同じ産神なれば然もあるべきか

大悲堂

白淡川の上に安置す近來建立せり、郡人等大に尊信す

下飯坂郡　封郡

宮城郡の西に在り高六百二十二石八斗餘當郡は飯坂郡

と分郡し上下とせし者なるべし
熊野宮　產神
金源寺境内に鎭坐す、九月十九日祭禮なり
愛宕堂
路の傍に在り六月二十四日祭禮なり
舊　舘
慶長年中上杉家の臣石栗勘解由と云ふ人居住す、又
平林藏人住給へるとも云へり
寶珠山金源寺　禪宗　福島長樂寺末山
道の南に在り、開山は立質金祝和向なり
當郡の北は摺上川なり、今の川の南は古川なり、芹或
は海老杯を取り村民等大に利を得ると云々

信達一統志卷之五　終

信達一統志巻之六

目録

餘目莊摺上松川之間

一、中野郡
一、井野目郡
一、佐場野郡
一、飯塚郡
一、入江野郡
一、大笹生郡 上下町
一、大谷地郡
一、北澤股郡
一、矢野目郡 南北
一、丸子郡
一、本内郡

餘目莊終

餘目莊

中野郡　公邑

飯坂郡の西に在り。高六百四十八石七斗六升六合、當郡は西山への入口なり又南に三角山小丸山など云へる景山あり、其中に在りし原野を開發せし地なれば中野と云名を負せしなべし

築崎神社　産神　神主佐藤肥後

道の北山の麓に鎮座す。延喜式内名神大社東屋國神社と申せり、倭建命を祭奉ると云、一説に熊野、築崎、山神の三神を合せ祭れるとも云へり、二月十六日祭禮なり。むかし東屋國神社其所を失ふ、後世佐藤肥後と云人吉田殿へ相達し此社を以て東屋國神社と定む、文化年中の事なり。其時の縣令の德恩なりと云、信夫郡五社の中なり

橋詰明神

小川の北にて山の上に鎮座す、相傳說に云昔大鳥城盛なりしとき稻荷社を城の四方に祭れり、當社はその一なりしなり、且こゝに橋をかけ城中の通路なり

今小丸山の北は其ころ敵寄來るときは此神忽ちに大蛇に變じ橋の上に蟠り敵人を恐怖せしむ敵人魂を飛して逋逃すと云々、されども城主時を得ず終に滅亡す嗚呼天命なるかな、後世郡人等其神をあがめ橋詰明神と稱し奉るなり、愚按ずるに小川の橋とは、昔爰に橋をかけしを云ふなるべし所謂佐波子橋なり今の小川の橋は後世移せる者ならむ保元平治の昔は今の小川人家等嘗てなし其頃は湖水にて船の通ひし所なり五郎兵衛舘の東南にて鳩の下に銅の船沈みしなど云へる說又は小丸山などありしを考ひ合すべし

不動尊

小川の北瀧の澤と云所に在り、四月三日祭禮なり、鷲養の事によりて靈驗あり世人大に尊信す、彼瀧澤と云ふ居舗はむかし湯庄司が家士佐藤藏人同藏之助と云兄弟居住せり、其後亂元和元年大將軍の命に依て西上し大阪にて討死せり其子內藏之助幼にして賊の爲に滅せらる、後世其子孫郡民となりて永住せり、不動の尊體は其家に安置す無名の短劍なり、古今希代の物にて數百年を經て研し事もなけれども氷の如くなる刄なり實に名劍と云なるべし

古碑

大島城の南路の傍に在り、何人の碑なるか定かならず、天保二年戊午九月中旬とのみ記せり、其外文字見えず天保十一年までに五百二十三年なり

藥一王子權現

山の下路の側に鎭座す、相傳說に義信義忠が守護神なりと云へり、九月十九日祭禮なり

平林山慶福寺　禪宗　米澤瀧源寺末山

山の下に在り開山辯山周泰和尚、正保二年丁亥歲初て建立す、無年貢地四斗餘

當郡は西の方山深くして小川の水上なり、佛澤中澤横川など云へる絕景あり、東の方飯坂郡の境大島城あり昔城の中央に生鶴を埋めし時其尾先を西に向しとて其尾の向きし所を尾の崎と云、今は斧柵と唱ふるが尾野と斧と崎と柵と其訓似たればなり、崎柵はカキクケと通用す、西は奥羽の境なり、且當郡は制札を里長の許に置く事を得ず建て置ば禍事有りと云へり、故に今は田の中に壇を築き置けり、何の故か詳ならず

井野目邨　公邑

中野郡の南に在り、高四百五十八石五升五合

山靈神社　產神

　路の傍に在る石宮なり、二月十九日祭禮なり

夜星清水

　路の側田の中に在り、土人相傳說古は日中に此井泉を見れば水上に星を見ると云、夜星清水と名を負せしなり又井野目と云名も此井泉に因て附會せし者なるべし。日本紀口姉美豆、和名抄に之三豆と作れり

三角山

　路の南にある松山なり此山名未だ詳ならず、今世三十三觀音を安置す三月十七日祭禮なり側に釣鐘あり

花園森

　三角山に並びて路の南に在り、四聲字韻に云園圃は所三以城養二禽獸一也和名抄に曾乃と作れり、按ずるに佐藤基治大鳥城居住の時牛馬或は鷹などを飼し處なるか、東太平記に伊達政宗御軍兵を花園森に引返すと記せり、則此森にて、伊達家福島に寄來る時なるべし

須濱池

　森の東に在り、昔は四丁四方なりと云へり、今は小なる池なり、池玉編に直離反。蓄水也。和名抄に以介に作れり

　古　歌　　　　よみ人しらず

　造りなき池の面影殘る波に昔がたりか有明の月

井野目堰

　小川より水を揚るなり、隣郡水田の助と成る、其水至て清洌なり、唐韻云堰埭壅レ山上音堰下音徒耐反又與代反。以レ土遏レ水。和名抄井世木と作れり、當郡里社の宮前に石碑あり、法名は久山舜長居士通稱山口左衞門、此人は上杉家の臣なり井野目堰を鑿る當郡開基同様の人なり、故に郡人等是を尊み碑を建立し祭れりと云、其子孫今福島郡に存せり、一說に山口氏は當郡四百二十石を食邑すと云々

佐場野郡　・公邑

井野目郡の北に在り、高五百八十九石八斗八升六合、當郡は佐場子の湯の南に在る一郡なれば斯の如く名附しならむ、又佐波湖と云へる湖水の邊なる故に佐場野とも云ふなるべし

木舟社　產神

路の西側に鎮座す、闇岡象命むかし醫王寺の開基法印靈驗の事によりて山城國愛宕郡木舟神社を移し申し當郡鎮護神とあがめ奉ると云々

藥師堂

醫王寺の境内西の方に在り、杉樹欝々として道を挟み甚も古〱しき地なり、本尊は天照太神の靈夢に依てこれを作れり故に太神宮の御作なりと云へり、縁記に云抑當山に安置し奉る藥師如來は往古鎮守府將軍藤原基衡當國の毛越寺造立の節、京都の佛師雲慶に大小二品の藥師脇士の二菩薩十二神の尊像を作らしめむことを請ふ仍而黄金百兩鷲の百尾豹の皮六十餘枚安達絹千疋奥の細布二千段糠部駿馬五十匹白布三千段信夫毛知須利千段山海の珍物に美絹三艘を積送る雲慶悦びかぎりなくたはむれに練絹大切なりと云ふ使立歸りてこのよしを申ければ大守まだ足らずと思ひて絹三千段を送遣しければ三年を經て尊像成就せり、時に鳥羽禪定法皇の叡聞に達し奉りければ法皇彼像を叡覽ある所に此は比類なきによりて此像をば洛外へ出すべからずと勅定ありしかば基衡は此詔を承り心神安からず持佛堂に於て七ケ日の間湯水を絶て歎き悲しみけるがかくて叶はじと思ひけん、やがて九條關白殿下へ仔細を申上げけるに殿下いと哀れと思召ければその由天機を伺ひ奉りけるに、龍顔殊に麗しく叡慮斜ならず既に勅許を蒙り終に大佛の像をば毛越寺に安置し奉り小佛の藥師は衆生結縁の爲に當城主佐藤庄司基治に賜はる基治歡喜踊躍して尊像を拜し奉るに異香四方に薫じ尊容人の肌の如し世人是を人勢藥師と稱し奉る、基治信心倍す深く國家鎮護の道場と仰ぎ奉る此説東鑑に見えたり、然るに元治五年大鳥城陥落に及び佐藤家衰廢せしかども今世に法燈の光つきず衆生濟度の御誓ひ仰ぐべし信ずべし、委しくは別に記あり略すと云々、斯の如く傳はりし縁記のあるものを郡人これを太神宮の御作なりと言へ傳ひたるはいかにや是果して説の妄りなるべし、また縁記に基衡より雲慶がもとへの贈物甚だ多し、これも又信じがたしされども兩説ともに此地の傳ひあれば今改むるに及はず故に爰に記せり

小丸山

藥師堂の南に在り古戰場の地なり、今の世にも畑の際或は田の中などより太刀矢の根馬具の類を稀に堀

出す事ありとなむ、土人說に文治五年九月十三日鎌倉の大軍兵大鳥城に取かゝる城主基治が孫義信義忠城を出立て此山を堡城と成し大軍を防ぐ、これを世に小丸山合戰と云、一說井野目、佐場野兩郡の土人等此合戰に依て九月十三夜の明月を祭らざると云然もあるべき事なりき

梢代松

小丸山の麓人家の後に在り、土人相傳說に云、昔源判官殿未だ手弱なりしとき大鳥城に逗留あり此山に遊び給ひしとなり其後兄賴朝公義兵を揚給ふにより佐藤基治を賴み西國進發の時此山に來り松の梢を伐り軍の首途と成す平惟盛殿小松殿と號し給ふ故にかく如く小松の梢を伐捨給ふと云、後世此松の梢上に延びず横にのみ生ずとなむ是も當郡の一奇事なりすでに天保十一年迄に六百六十年の星霜を經たり郡民等古の事に感じて此松を尊とみ義經梢伐松と稱せり

瑠璃光山醫王寺　眞言宗　福島眞淨院末寺

小丸山の東に在り開山定かならざるよし、信達風土記に延享年中までに八十七世と記せり、何れ基治の建立なるべし、門前に下馬札あり何の時代に建初しにや、當寺は佐藤氏の菩提所なりとて今に墓所位牌等を安置す香花奠拜更に絕へず、寺領三十六石餘、上杉中納言景勝卿の印なり

南殿櫻

むかしは本堂の遙南に在りし由なり、其櫻は枯しと云、今有る處の櫻は本堂の側にあり是も古木なり

虎の尾松

本堂の乾の隅に在り大木なり、其幹は松に似て實は小き鞠の如し名木なり

蘇方木

本堂の西路の傍に在りと云是又名木なり、當山はふるき寺なれば種々の名物あり、又並杉等も大にしけりて古木なり、また寺の邊にむかし船をつなぎしと云へる古木などありしと云今世枯て跡もなし、中野郡にも有りしが享和年中小兒等火を附て焚しなり、その燒あとより大なる蛇の首骨二ツ三ツ出しとなむ怪異なることなり

佐藤基治墓碑

寺の西藥師堂の後に在り、東向なり法名は
奥性院殿鐵山勝心大禪定門　神祇　佐藤基治

此人秀衡の同族として白川會津までの代官たり、又羽州米澤まで領しと云へり、卒する年月日定かならず

光明院殿玉花呂蓮大禪定尼　位牌　内室亘氏

基治の内室なり、其夫卒去の後剃髪して尼と云なる、尼公と稱せり亘權頭清綱が女なり嘉祿元年三月卒す

佐藤兄弟墓

父の墓所と相並て南向なり法名

吉祥院殿八過次信大禪定門　神祇

佐藤三郎兵衛嗣信元暦元年甲辰三月十八日讃岐國八島にて陣亡す

清光院殿劍勝忠信大禪定門　神祇

同四郎兵衛忠信文治五年己酉九月二十二日京都二條堀川にて自害す

愚按ずるに此頃は法名院號など云ふ事なし、尊氏公の法名等持院殿と申せり是院號の初めなり、然者當法名は後の世に寺僧等諡せしものなるべし、或人此所に詣ねよりて古の事とも思ひ侍りていと哀になりければ是を口吟て碑の前に投じけるとなり

名の爲に磨ける佳が玉の緒の
絶てなからん事惜ぞ思ふ

旅の勞れにやしはらくまとろみけるに返しとおほしくて

惜みつゝ永くぞ思ふ玉の緒の
などか有けむ今の世迄は

實に兄弟の人々は萬人に勝れし武勇なれば今の世にても其英勇をあらはし斷る事もありしならむ、又世人瘧疾を病もの此兄弟の碑を何れなりともけづりて其石粉を服すれば必ず平癒すと云、此墓に相並て古碑あり文字多くあれども定かならず、何人の碑なるもいかゞ文化年中故白川侯定信巡行の時此寺に詣で給ひ父子の墓を弔はれ大に歎息あり一首を詠じ給ふ

白川少將

亡魂よ物言へかはす事あらば同じ心の道語らなむ

奉レ和ニ故白川侯碑前有レ感之和歌一　瀬上原壽

空留墳墓故山陰。死節雄名冠ニ古今一。同志誠功異ニ治亂一。英靈耐慰相思吟。

醫王寺寶品　左に記す

一紺地金泥大般若經　一卷　武藏坊辨慶筆なり
一金紋鍊の笈　一具
一袍衣端　一枚　同人所持なり
一太　刀　一振　源判官殿袍衣也と云同
　判官殿所持なり
一防身刀　一刺　嗣信母の所持也
一般　椀　二具　基治夫婦所食の具也
一印子燕　一羽
一二股竹　一本
一兜　鉢　一ツ　忠信が著せしと云
右燕二股竹は佐藤庄司が葬禮の節に用ゐしと云ふ、古は燕四羽有しを三羽は紛失して後世は一羽遺れり
　以上九品は文治年中より相傳ふる者なり

金　塚

路の南にある塚なり、名義未だ詳ならず、愚按ずるに大鳥城沒落の時寶品を埋めし塚ならむ、故に斯は名附しなるか

飯塚邨　公邑

佐場野邨の東南に在り、高四百六十有八石六斗六升五合、前に金塚など言へる所あればそれに對し名附しなるべし、古は戰場の地なり殊に大鳥城陷落のとき金も塚に築きしなるべし何れも由ありげに聞ゆ、當時の產神は入江野邨に鎭座す七松神社と申せり此說次に記す

八郎權現

路の北八家の南に在り、土人相傳說に鎭西八郎爲朝の靈を祭る者と爲す、抑爲朝は六條判官爲義朝臣の八男なり保元平治物語に爲朝は父と共に白川殿に參り奉り、久壽元年大に橫行し平家と挑み戰ひしが保元元年の合戰に遂に利を失ひ父の公は同年に誅せられ給ふ爲朝は落中にて平家の爲に生擒れしが天子其勇を惜み給ひ終に殺すに忍びず伊豆國八丈島へ流罪せらる、爲朝此島に居住する事十五年能く島人をなづけ且大神宮を勸請し島人等が男女の情を正し其教を布と云、是より先に八丈島は男子の住ることを得ず宮崎島と云より通ひて夫婦と成り一夜をも明さずして返りしなり、爲朝渡海の後天照太神の神威且爲朝が信心武威に依て男子遂に留る事を得たり、其前は男子此島に止宿せば島中震動して島人禍事ありと云後世の禍事なきは偏に爲朝の靈威なりと云ふべし嗚

呼惜むべし、爲朝は赦免なくして嘉應二年庚寅歳八丈島にて自害し給ふ、茲年天保辛丑歳まで六百七十四年なり、然るに今世爰に祭るといかにぞや、愚按ずるに爲朝の家人當國に出奔し主君の靈魂を此地に祭れる者なるべし、靈驗の事によりて郡民尊信す

大悲堂

道の北人家の傍に安置す、三月十七日祭禮なり

神明宮

伊勢穗内と云ふ所人家の傍に鎭坐す、八月二十八日祭禮なり、花徑樵話云神田明神の條下江戸名所記を引て神田と號る事は傳ひ云、往古諸國にて伊勢太神宮へ新稻を奉る故に國中處々に其稻を植るの地あり是を神田或は神の御田など唱ひしとなり此地も當國の神田なりと云々、されば此伊勢穗國も此類の神田にて伊勢へ新穗を奉りし故に斯の如き名を負せしなるべし、後世に此宮を直に建立し鎭護の神といつき祭れるものならむ、又地名に内と云字を添て唱ふ者伊達信夫安達安積田村の五郡に限れる事にて一郡の中にも數十ある所もあり、其名儀は相生集に何内云々と稱する地名多し是則ち管内郡内垣内など云例を以て知るべし、さてその名は古事記孝元天皇記にはやく河内と云名見えたり、其は放ちて出雲風土記古老傳に云く所レ造二天下一大神令レ殖レ矢給處故曰二矢内一ともあれば是振古よりの習也と云々

入江野郡　公邑

飯塚郡の西に在り今世分郡して二郡となる高合せて千六百五十一石七斗四升一合一、郡は私封なり愚按ずるに當郡は太古信達の湖水たりし時沖中に洲あり又西山より續きて地面高くして水入込て江の如くなりしならむ、後の世に湖水乾き原野と成る其地を開發して一郡を作る故に入江野と云名を負せしならむ、又入江某など云ふ人もあれば其人原野を開發して斯は名附しか後の人詳にせよ

七松神社　産神　神主　齋藤氏（〇神主佐々木は誤り多くの參考書に詳かなり其他祭神も誤れり）

郡の東に鎭座す余目二十餘郷の總社、延喜式内名神大社東屋沼神社、少名日子那命、大穴牟遲命大已貴命、倭建命四柱神なり、三月十日祭禮なり、或曰東屋治の治は沼の字の誤なるべし東屋沼神社は西山北

家形南家形の間に在り大なる沼なり土人唱ひて當公沼と云ふ、後世此地に移し奉り摺上松川の間二十餘郷の總社と崇め奉りしなり、花徑樵話に云陸奥國信夫郡東屋沼神社又延喜式神名式に出づ會津耶麻郡上三宮三島神社神主丹波正か考に今の社は延喜式神名帳に東屋沼神社と云ありアノマヤチと點じて其郷里にもれか唱ふるところ東屋沼の名稱疑はし中古以來神社の稱號古に異なるもの多しされど其稱號を失へる社も近來延喜式などに不圖見え文字の誤をも正さずして是なむ何の社など定めて其郷里にて唱ふれ其信じかたし按ずるに同郡に東屋國神社と云ありければ東屋沼なる事疑なし延喜式臨時祭式に東屋沼神社とあれば旁々沼なるべし、沼と治と筆畫相似たる故に後世寫し誤りしならむ當社は信夫五社の中なり

舊舘

慶長年中上杉家の臣岩井備中と云ふ人居住せりと云

力士金剛院　禪宗　米澤林泉寺末山

舊舘の西に在り、慶長年中岩井備中開て建立せり、

無年貢地二斗四升余

妙願寺　淨土眞宗一向宗　東本願寺末寺

德寶院　修驗者　岡村極樂院配下

荒神堂　産神

福島路の西に在り二月十六日祭禮なり、稗原早鋪の里社なり、郡民等尊信す、此地より二三町に大和田と云邸あり、又北澤股郡にも同名の邸あり、むかし岩城判官平政氏の家人大和田要人と云もの居住せし所なりと云、此政氏と云へる人は何れの代の人にや何の史にも見當らず只土人の傳說のみ存せり、俗說に相馬將門の九代の孫なりと云へり

上大笹生部　公邑

山の麓に在り、古は多く笹の生しげりたる地なり、これを開發して一郡を作る故にかゝる名を負せしなり、

高二千一百三石五斗三合餘

白和瀬神社

山の麓に鎭座す日本武尊を祭り奉る三月十五日祭禮なり、萬葉集下總の歌に和世と作れり、家持が家の集に早田と作れり、愚按ずるに白淡川の水上に鎭座す神なれば白淡瀬なるべし、あはのはをつゝめて白和瀬などと唱ひ來りしならむ又云白早稻と云稲あれ

ば其を稱名に負せ奉りしにや、信達風土記に延喜式内名神と記せり、東屋嶽神社は是社なるか、されば信夫五社の一柱神なり然もあるか

烏帽子森

當社より西半里ばかりに在り、古は白和瀨明神此山に鎮座すと云り、今に山下に宮殿の礎など遺れり

車松社

宮殿の西に鎮座す、少名日子那命、大穴貴命を祭り奉る者なり、蠶養の禍を爲す黒蟲を降伏し給ふ、世人黒大豆を奉りて立願すと云、且此二神は大八洲國を所造の大神にて最尊き神なり郡人等謹て祭るべし

熊野宮

刎通と云處の人家の後に鎮座す、寶暦十二年當郡の人武右衞門と云者漂流せしに船中にて別て當社を信し祈りけるに其靈驗にや遂に漢土に漂着し明年八月歸國しける、其時漢土松江湊に於て蘇秦生と云ふ人に蜀紅の錦を貰ける是を當社の御戸帳に奉りしといふ珍らしき事なれば是に記せり

稻荷宮

上の町路の西側に在り、五月九日祭禮なり

銀山舊跡

舊館の西に在り、後世廢して其跡のみ遺れり、古は所所より銀を掘出せしが信達南部郡々に舊き跡あり

白淡川

一に和田川とも云、源は西山より流れ出るなり是を湧水と云へり、下流して稻田の養水となる其堰凡四十餘、水上に飛泉あり鯉魚是に游つけども飛泉の水勢強くして泝ること能はず是を名附て鯉返と云ふ、一説に觀世音菩薩此飛泉に立せ給ふ故に常に光明赫奕たり、鯉魚は其光明に恐れて泝る事能はず實に觀音の靈場なり、今世は當郡の大福寺に移し申せり、此川元來小谿水なれとも民の爲に大なる功あり其故は郡々へ引水となり水田の助と成れり終には六七村を經て鎌田村にて大熊川と合ふ也

松　川

郡南餘目と杉妻との堺にあり、源水は東屋嶽の北より流れ出づ、水脈東に向ひて通ず、當郡に至りて田地の爲めに大なる功をなす、古は信夫山の南を流れ通じけるが今世水筋定まり信夫山の北を流れ七八郡を經て五十邊郡と木内との界にして大熊川に合ふ

初午稲荷宮
荒小屋と云屋舗に在り二月初午日祭禮なり、愚按ずるに古は荒れたる地にて狐など住けるを人その穴居を毀ち倉稲魂命に配して初午稲荷と祭れるか、故にむかしは荒狐屋と書しを後世荒小屋と書替しなるべし、小は狐と其音同じければなり

多寶山東禪寺　禪宗　水戸木田馬末山
路の西に在り開山謹叟洞寺徑古和尚なり無年貢地九石二斗二升伊達晴宗の家人瀬上淡路が菩提所なりと云又米澤の臣跡部外記が中興なるか其位牌を安置す
傑道良勝居士　慶長十九年甲寅三月十九日跡部氏
大椿榮壽大姉　同十六年辛亥四月十六日　同内室

藥師堂
安養寺と云處に安置す山の麓にあり、德溢法師の建立也尊像も此法師の作なるよし、むかしは安養寺と云佛刹ありしなるべし

愛宕山大福寺　眞言宗　福島眞淨院末寺
境内八幡宮の鎭座なり、土人相傳説に當社は佐藤庄司が産神なるよし、八月十五日祭禮なり

鯉入觀音堂　信達順禮札所第九番
緣記に正觀音御丈ケ五寸岩座弘法大師の御作なり、觀音寺大士と申せり、愚按ずるに鯉返觀音と申すべきに今世鯉入と云は、かへりのカを省き、イリとのみ唱へしなるべし、七月十七日祭禮なり

下笹生郁　公邑

高二千七百十四石三斗六升五合

熊野宮　産神
路の西に鎭座す春秋彼岸の中日祭禮なり、扁額は熊野八幡本地堂と書けり、されば伊邪那美命、品陀別命二柱神を祭る者なるべし

光明山蓮光寺　淨土宗　岩城專稱寺末山
路の西に在り三月八日より十五日まで念佛供養あり、昔は玄水庵とてかばかりの草庵なりしが近世勇猛法師と云へる東都の沙門是を建立し一寺となし諸佛諸神を安置す、東都増上寺より光門山蓮光寺と云號を給ふ、扁額は則ち大僧正靈應の書なり、開山は即ち勇猛法師、抑此法師は同郡北澤股村の産なり、姓は齋藤氏卑賤の生れなれとも小兒の時より學問を好み出家して卒に佛法の眞蜜を悟り種々の奇特を顯

し世人大に其功德を尊信す、實に近世の名僧なり

妙音天女堂

境内に安置す法華經に妙音菩薩是なり人福を祈れり

土大佛　銅佛

寺の前後に在り、勇猛法師郡中より土粉を集め造立せしなり、銅佛是も勇猛法師の作なり

一切經堂

庫裏の前に在り、七千余卷存せり、勇猛法師寄進なり、信夫郡中に一切經を納めたるは此寺と福島常光寺ばかりなり

龍頭山鳳臺寺　禪宗　上大笹生東禪寺末山

無年貢地一石余

朝日山月輪寺　眞言宗　上大笹生大福寺末山

虛空藏堂

伏内と云處に在り、此地の產神なるよし、七月二十三日祭禮なり靈驗なるよし

猫稻荷社

蓮光寺の西に在り、世人大槩猫を飼うて鼠をふせぐ、然るを犬の爲に喰殺さる或は病て死す、人是を愁ふ故に此神に祈れば其難を逃ると云、是を以て猫稻荷と稱し申せり、當郡は大村なれば小社小叢祠數多し、實に計難し人それを勘察せよ

金毘羅堂

塗屋と云ふ所の里社なり、十月十日祭禮なり

町大笹生邨　公邑

土人說に云、昔は大鳥城盛なりし時町家にて軒を並べて繁華なりと云へり、故に今世町なと云字ありとなむ、高八百十六石八斗一升八合、古大笹生上下町の三邨はもと一邨なるべし、後世私封と相分ちし故に斯の如く三邨に分ちしならむ、今神社佛閣舊跡等入合に記せり見る人咎むる事なかれ

紫神社　產神

上の町東に在り八月朔日祭禮なり、其日太陽山の端を出給ふ時神前より東の方數百歩の間稻穗の上淡紫となる、春の日水田の上たる所を見れば其田の上色淡紫なり是又此地の一奇なり、土人云佐藤庄司が產神にて昔は大社なるよし今に礎のあとなど遺れり、按するに此神も北極紫微垣帝座を祭奉りし者ならん

山王舊祠

籠坂と云處に在り、古はこの處に山王の社あり今世絕て僅に石宮のみ存せり、一說に宮城郡に藤兵衞と云者あり或一夜此所を通りしにうしろより藤兵衞藤兵衞と呼ものあり顧みれば其聲のみにして其形なし藤兵衞踟躕て聽に又呼ぶこともとの如し藤兵衞大に怪しみ草を披きて見れば果して木偶あり熟々見れば山王の御容なり藤兵衞心中に感じて御像を則負奉り宮城村に安置し奉ると云、これより先に宮城村に山王宮鎭座す此御容を合せ奉りし者なるべし、今世此地を山王谷地と云ふ。此時寬文十二年なりとなむ

七戶的社

木落山の上に在り石宮なり、東屋沼神社是なり建武年中奧州の國司北畠源中納言顯家卿此神を尊信し給ひ七戶的大明神と稱し奉る後世宮の側に大なる松七本あり故に七松と稱せしなり今入江野村に移し奉り餘目廿余鄕の惣社と崇奉るなり七戶的の中の戶を省きて七松と唱ふタチツテト活用故にマツと稱せし也

十六沼

土人說曰昔此邊に一女子あり美人なり一男子と契れり深く語らひ互に其情を盡せり。さて變り安きは男の心なりとかや、此男他女に通ひて一筋に思ひふかく、初の女は疎々しかりければ其女子これを妬む、男子其禍の己が身に及ばむ事を恐れ他女と出て奔る、一女子是を恨み或は憤り或は悲しみ終に身を池中に投て淹死すと云々。時に女子十六歲なり、故に後世其池の名を十六沼と負せしなり

御荷超山

古は當郡卑濕の地にて行路難し故に此山上を諸大家の御荷物通行せしと云、後世これを取りて御荷越山と名附しと云々、むかし吾妻海道とて土湯越より東屋嶽の半腹を通り此邊を行路とせしとなむ

愛宕堂

路の傍に在り六月廿四日祭禮なり、郡人大に尊信す

巖松山安樂寺　禪宗　上大笹生東禪寺末山

昔は山の半腹に在り今や麓に移せり、故の寺跡に庭前の松なりと云者遺れり、無年貢地一石八斗五升餘

大悲堂　信達順禮札所第十番

寺の西山路の傍に在り堂中三十三觀音を安置す、前に菩薩の御手洗水なりとて淸水流れ出るなり、本尊は正觀音坐像又宿鎌寺と云眞言宗の寺ありし者か、

世光寺觀音など考合すべし

盲人石

路の傍に在り大石なり、むかし一盲人此石の邊に一宿せしがいかなる事にや忽ち石ころびて盲人石下に斃れて死せりその魂魄石下に遺り晴夜或は雨中の夜には必ず三絃の音を成せしと云々、近世これを名附て盲人石と云、郡民等三絃の音を雨夜などに聽事ありとなむ

大谷地郡　公邑

下大笹生の南に在り、高七百五十一石九斗八升、當郡はむかし濕の多き地にて水所々に湧出て谷中に似たるものあり、又平地に水の湧き出てうるほひのある地を後人谷地と唱へり、彼處を開發したる村なり

竈神社

鼎神とも申せり三寶荒神にて坐す、大年神の御子なり八月朔日祭禮なり、禮記集註に夏は祭竈火之人養者なりと云々、然るを八月祭禮とはいかにぞや

定龍寺　眞言宗　保原長谷寺末山

長照院　本山派　修驗者　岡村極樂院配下

當郡は月淡川・松川等の水上にて水田の引水堰あり、大堰或は栗木堰と云へり

北澤股郡　封邑

大谷地の東に在り、むかし南澤又も當郡と一郡なり、寛永十二年松川洪水して郡の中央に流れ出で是より南北と相分ち二郡となす、按ずるに古は松川信夫山の南を流れしとき當郡幾筋も分れて澤に成り分てありし故に澤股と云名を負せしにや、和名抄に佐八と作れり、

高八百十三石二斗九升余

竹駒稻荷社　産神

仙臺岩沼にもあり、何より移せしか詳ならず、古人說に岩沼の社は此地より移せりと云、貞觀十三年に初て出現し給ふ天保十一年まで一千年なり、二月初午の日祭禮なり

八郎權現　産神

田の中に鎭座す鎭西八郎爲朝を祭ると云、飯塚村の八郎宮同體也委しくは彼處の郡の條下に記せり、當郡にては疱瘡守護神と現じ給ふ、先年福島城主板倉侯の世に疱瘡を病給ふとき當社に祈願ありしに果し

て安全に過し給ひしと云ふ、今世獨國和尚と云僧八龍と書替しなり。佛說に八大龍王ある故ならむ

北澤山金福寺　眞言宗　福島眞淨院配下
路の西に在り、開山祐快和尚正德二年壬辰十月五日建立なり

地藏堂
路の傍寺の東に在り、八月二十四日祭禮なり。郡人尊信す

獨國和尚碑
路の傍に在り、此僧は米澤の文珠菩薩へ祈誓し佛法の眞蜜を悟る近世の名僧なり

忍弘庵
村南田の中に在り、開山庵主忍弘法師大笹生村蓮光寺開山勇猛法師が弟齋藤氏なり、今世文珠菩薩を安置す。

當郡に大和田と云屋鋪あり、むかし岩城判官政氏の家人大和田要人が居住せしとなむ

南矢野目邨　封邑

北澤膀邨の東に在り、高千五百四十四石二斗餘、邨中に板橋八ヶ所ありこれを矢野目の八橋と云、伊勢物語にみかはの國やつはしといふ所にいたりぬそこを八ツはしと云けるは水行河のくもてなれは橋を八ツわたせるによりてなむ八橋と云へる當郡の八橋もこれを移せるものか、昔は南北一郡なり後世相分ちて二郡となす、

當郡に鎌倉景政が鳥海彌三郎が矢に中りて傷きし目を洗ひし池水ありこれを取りて矢野目と云名を負せぬ

八幡宮　産神
路より南田の中に鎭座す八月十五日祭禮なり、當社も景政が事によりて此神を祭り奉りて里社とあがめ申せしなるべし、景政は八幡殿の臣なり

地藏尊
福島路の西に安置す、その地を名附て地藏田と云

半盲清水
田の中に在り、前太平記に源義家朝臣後三年の合戰に鎌倉權五郎景政鳥海彌三郎と戰しに三郎逃行ざまに景政を射る其矢景政が左の目に立つ景政矢をも拔かずして三郎を追驅遂に射斃す、景政當邨に來り傷く所の目を池水にて洗ひしに血流れて清水に交る故に後世池中の小魚左の目盲なり、これを半盲清水と

云へり、是又當郡の一奇なり、此時十六歳天保十二年までに七百二十余年なり

兜鍪塚

田の中に在り、景政が目を洗ひしとき脱捨たる兜を郡民等恐て埋たる者か然もあるべし

北矢目郡　封邑

高千二石八斗、郡名義前に同じ

水雲社　産神

路の南に鎮坐す三月十九日祭禮なり、山城國風土記に云久世郡水渡社名天照高彌牟須比命和田都彌豐玉比賣命神名式水渡神社三坐とあり出羽國にも矢野目郡と云あり彼處の産神も水渡社なり、當郡のも矢野目と云同神の鎮坐す事よく符合せり由ありげに聞ふ

八幡宮

水雲社の北に鎮坐す、土人說に伊達の梁川龜岡八幡宮は此地より移すと云、四月朔日祭禮なり、又伊達郡温泉郡にも此神の鎮坐なりしと云處あり何れか是なるが分明ならず

矢目山養福院　眞言宗　福島眞淨院末寺

路の北に在り、則眞淨院隱居寺なりと云へり

舊館蹟

路の北に在り四方堀跡あり、天正年中福地帶刀と云人居住す、其子孫存せり、伊達家の臣なるよし

丸子郡　封邑

矢野目郡の東に在り、高七百四十六石八斗四升、當郡は東海道の驛を移せし者ならむ、東に岡部と云郡あれば兩郡相照して名附しなるべし

地神祠　産神

路の南に在り、最勝王經に堅牢地神と云神見ゆ、九月九日祭禮なり

富塚

郡南に在り、むかし此地に富塚右門と云者住居す故に此所を富塚と云へり、仙臺武鑑に富塚武藏と云人あり伊達輝宗朝臣に仕ひしなり、此人の所緣が

柳原

此地江戸より松前までの海道なり、昔秋日霖雨して路大ひに泥濘旅人甚だくるしむ、殊に慶長五年伊達政宗朝臣福島へよせ給ひしとき馬人ともに此路の泥

濘に大にくるしめり、故に郡人等柳を伐り其を敷て路の苦を救ふと古老の傳なり、されば其時敷たる柳根を生じ今世其一柳遺りて大木となる故に斯は名附し也、近き頃馬頭觀音を安置す

鎭守山大學院　修驗者　岡極樂院配下

當郡は南方松川を經て信夫山まで入こみ御山村に境す

本内郡　封邑

九子郡の南に在り、高八百四十三石六斗八升、天正年中本内五郎八と云人居住せり、故に斯は名附しらむ

八幡宮　産神　神主　木口伊豆

海道の舊舘に鎭坐す八月十五日祭禮なり、十六日神輿渡御す

田中稻荷社

海道の西大家のうしろにあり九月九日祭禮なり

舊　舘

海道の西に在り、堀跡大に深くして要害の地なり、天正年中本内氏居住す、其先は何人が住給ひしか詳ならず、土人說に其人の碑は今御山村の泉川と云へる溝堀の石橋是なりと云へり

稻荷山正福寺　禪宗　福島長樂寺末山

舘跡に在り開山立賢金親和尙なり、相傳說に昔日此處に古き寺にても有りけるにや彼處に年久しく住僧に仕ひし賤僧あり、其時彼僧書房に入てよく寢入りしを住僧何心なくさしのぞき見給ひしに彼賤僧あらぬ容と成て在ければ住僧いぶかしく思ひ給ひども然もあらぬ體にて本の坐に在りしに、彼賤僧日を暮し吾本體の顯はれし事を悲しみ、住僧の前に出て申けるは拙僧は最久しく此寺に住ひ奉り長く恩を蒙る事偏に佛菩薩の御惠にや有らなむ、去ながら今師の爲に本體顯れたり、今ははや何をか包み申すべき吾は天竺より渡海せし千歲を幾世經し狐にて侍らふもはや名殘も是限りなり、吾むかし檀特山にて如來の說法を聽聞し奉りしなり、吾其時の如來の御容を畫き遺し長く此寺の筐となし奉らむとて筆を取て如來檀特山にて說法の御容を畫き住僧に與へ是までの高恩を謝し難しなど云ひ捨て書き消す如く失たりける、夫よりして彼狐を稻荷に祭り山を稻荷と號しけるとかや、後世其圖は燒失したる由なりと、いと不審ぞかし、今境內に稻荷社あり彼狐を祭る者となす、一

月初午日祭禮なり、大悲を安置す六月十五日祭禮なり、絹糸を賣る又門前に小さき池あり貝沼と云、東沼の移しなりと云へり

松尾山本福寺　天台宗　伊達郡成田村東福寺末山

海道の東に在り、境内大日堂あり東向なり、三月二十八日祭禮なり

當郡は松川の北に在りて五十邊郡に境り、兩郡ともに松川に板橋をかけ旅人の通路を資け又錢を請ふなり、且其郡の益となす、東の方は大熊川なり、津頭あり紺屋船場と云

信達一統志卷の六　終

信達一統志巻之七

目録

名倉莊二十六

一、上　倉邨
一、庄野邨
一、下　邨
一、下名倉邨
一、赤川邨
一、成田邨
一、仁井田邨
一、八木田邨
一、吉田邨
一、方木田邨
一、御野目邨
一、鳥谷野邨
一、大平寺邨
一、大藏寺邨

一、永井川邨

名倉莊

須川より南二十六邨これを名倉莊と云ふ、莊中に名倉邨と云へるあり、故に上名倉邨を以て卷のはじめとなす、徂徠文集妙音廟碑に云距レ今而上千有餘年福島に之地實爲二湖匯一云々、愚按ずるに千年以前は此地は湖水なるべし風はげしき時は波枕高く打しならん後世干かたとなる故に古は波枕打ちしことを取りてミとマを約て名倉と云ふ名を負せしなるべし、世俗また波の打つことをなくらとも云ふなり、又羽黒山を拜みし所を伏拜邨と云ふ、又信夫浦など云ふ名を考へ合すべし

上名倉邨　公邑

高千九百七十七石二斗二升五合名儀前に同じ

八幡宮　産神

當邨古は大國魂神社を以て里社と崇め奉りしに後世邨を分ちて二邨となす、其神社は今の赤川邨に鎭座す、故に當邨は譽田別命と息長足比賣命を齋祭り奉りて産神となす、八月十五日祭禮なり

宝石

荒川の濱に在り希代の大石なり、東西十八間二尺高二丈六尺陸詞に云石凝ゝ上也常石反和名抄に以之に作れり、古傳說に云く昔此所に宝石將監と云ふ人あり智慧才覺世にすぐれ特に幻術をなす、郡人等大に恐れ怖く將監終に化して狐と成り郡人の爲に禍事をなすこと大なり、其愁數年に及べりされども之を殺すこと能はず、卒に朝廷に訴ひ奉る朝命を得、これによりて朝廷より台家の座主出羽國羽黒山の座主に命じ給ふ座主其命を蒙り三人の修驗者を擇び彼狐を退治せむことを謀らる三人命を承て此地に來り遂に幻術の野干を殺し民の難を救ふと云々是故に稲荷宮を祭れり三人の修驗者は功成て歸らむとす、民等これを留めて天台座主へ訴ひ此地に留む今の普門寺安樂院極樂院これなり一說に康保年中宝石將監野干術を行ひ終に畜の性をうけ且其頭のみ狐と變じ體は本の人間なり此宝石に住居し郡民の爲に禍をなす是を以て良僧院と云修驗者其外二人これを祈り本の人間となさむとす其時三人彼狐より誓書を取り其禍を爲さゞらしむ其誓紙は福島普門寺に在りと云々且狐は大石の下に封込め稲荷明神と祭り其祟りを除けりとなむ、此說何ぞや疑ふべき者なり康保年中は村上天皇の御宇なり天保十一年までに八百八年なりいと／＼疑はし、さりながら此地の古き傳なれば左もある歟

名倉山長照寺　禪宗　小倉湯林寺末山

當寺門前の橋は杉の根溝洫の上に生出て橋と成れり人今通行す是を生杉の橋と名を負せしなり上國の人も此橋を稱せりと云へり又郡中に斯る珍らしき橋もあるものなり同郡瀬上郡華街裏に榎木の根溝の上に橋となれる者ありいたく大なり實に珍らしき橋なり

南岳山東源寺　禪宗　小倉陽林寺末山

龍王院本山派　修驗者　上船安樂院配下

庄野邨　封邑

上名倉邨の北に在り、高九百十六石三升三合、庄の字は本邦製作の字なり漢字にあらず庄は莊なるべし、古傳說に云く古は此地湖水たり後に陸となる船の艜を捨たる所なりと云へり故に艜捨村と名附しなり、今世庄野と作れり艜と庄と其音同じければなり

天滿宮　産神　神祝梅津越中

道の南人家の西に鎭座す八月二十五日祭禮なり

佛日山法蓮寺　禪宗　　仁井田寶勝寺末山

境内雷神宮を祭り奉る。每月六日を以て祭禮となす。郡人大に尊信す

下郡　封邑

名倉郡の東に在り、高千五百四十八石三斗三升三合。むかしは名倉郡と一郡たりしとき下の郡と呼しを直ちに下村と唱ひ來りしなり

奥靈神社　　産神　　別當大寶院

道の東に鎭座す八月八日祭禮なり。古傳記に云く倭建命東夷征代のとき尾張國中島郡より移し奉ると云、大國靈命奥靈命角靈命三柱神是なり大國靈社は今の赤川郡に在り愚案するに奥靈角靈の二神は國史に見えて日本記に大國靈神と云神座すなり古事記に大國御靈魂神と作れり土人說に云く右三神は兄弟なり大國靈命は姉比賣神なるよし此姉比賣神を赤川郡に移し奉る故に當郡は嫡子を以て其家を嗣く事能はざるなり、もし强てつけば必ず禍事ありとなむ、何の故には斯の如く傳ひたるや大國靈命男神なりそを女神なりと云ふも疑はし又按するに倭建命は人皇十二代景行天皇の皇子なり、その頃は此地皆湖水たり何ぞ此神を水中に祭るべきや湖水かわきて陸となりしは人皇三十六代孝德天皇の御宇なりと云へり、十二代の御宇と其間年數若干の違なり、後世事を好むもの倭建命をかり奉りて斯る妄說を傳しなるべし

東屋嶽石

道の傍に在り此石に向て西山を見るに必ず見えずと云、故に吾妻隱石と名付けしなり、土人說に云初て嫁するもの此石の前を通れば果して離緣す故に此道を通行する事を忌むなり

名倉舊館

道の西に在り、むかし文治年中佐藤庄司が一族信夫小治郎治重居住す、今堀跡などのこれり。此人石那坂の合戰に鎌倉の大兵と戰て終に討死せりと云へり、館跡後世畑となる今大悲堂を安置す三月十八日祭禮なり、堂の傍に八尺四方程の地に耕作の物更に實のらずと、何ぞ埋めあらむと古老の云へりき、又名倉館の記あり爰に記す

名倉館在二信夫郡下郡一昔在文治中信夫司小治郎治重

者居レ之云相傳說云佐藤莊治基治以二其宗族治重一城ニ于此一故名曰二之名倉舘一初治重事二平泉侯秀衡一數以レ忠退則治レ家達二政事一正レ國經二保私邑一而守二宗廟一使不レ辱二君命一國民大服焉基治亦無二大小一委二任之一治重住二于信夫一以來而之威害矣治重見二國人一如二父兄子弟一國人事レ之如二考妣一國人稱レ之曰二信夫君一故以二信夫一爲二其氏一云雖レ然治重薄命失利陣亡石那坂其說云文治五年八月八日庄司基治築二堡城於石那坂一拒二源征夷之大兵一然不レ能レ拒也治重能戰鏖二士卒一潰於レ是治重仰レ天號泣卒伏レ劍死レ之名倉舘亦然妻子臣妾離散可レ憐爲二燒土一嗚呼命哉佐性藤原諱治重通稱小治郎羽州之人鎮東大將軍武則眞人五世孫也云

古碑

路の傍に在り上に梵文あり正和二年と記せり、正和は人皇八十九代伏見院天皇の御宇なり、天保十一年までに五百二十九年に成れり何の碑歟

稲荷社

道の西に在り、天明年中田沼龍介殿此地に封を移されしなり一萬石・その時の社稷の神なり、二月初午祭禮なり

大寶院　本山流　修驗者　上船夢樂院配下

當郡に驛と云字の地あり、紫の驛と唱へり、むかしこゝに紫明神の鎮座あり、しかし佐藤基治が鎮守は紫明神なれば小治郎も其同族故にこれも同神を祭りし者なるべし・されば此地を今の世に紫の驛と唱ひしなり

下名倉邨　封邑

成田邨の南に在り、高八百二十一石九斗二升餘

八幡宮　產神

古は上下名倉或は下邨赤川等一邨なるべし・故に下名倉も分邑なれば上の邨に同じく八幡宮をいたゞき祭り奉り里社と崇申せり、八月十五日祭禮なり

十二御前社

路の側に在り石宮なり、何れの神を祭るもの歟詳ならず、彼處にあしき狐住みて人を誑すと云へり

赤川邨　公邑

下邨の東に在り、高六百七十石三斗八合、當邨は赤き色の水湧出る古き川あり斯の如く名を負せしなり

國靈社　產神

八月朔日祭禮なり、むかし下郡に鎭座す、近世郡を分て此地に移し當郡の産神とあがめ奉る、宮前に碑あり謂所國靈の記なり、其文云

東奥信夫郡思山下有鄕號名倉庄下村有祀號奥靈國靈角靈三所大神者則三座是也國靈一座今分邑在赤川郡矣上曰宗廟社稷又祖神之社謂廣裔邑里村々敬於有村地神稱於村鎭守蓋是上古之遺風余烈也當社明神者景行天皇之御宇東奥多數叛詔日本武尊使吉備津武彦大伴武日連尾州中島郡大國靈神勸請于茲所也平東夷而後成務天皇之御宇信夫造爲鎭護神元曆文治之間當邦司農佐藤庄司一族信夫小治郎仰神慮無怠所祈願也延享元年宮祠再興毎年四月初午日八月八日九日祭祀舊例也安置金光明最勝王經郡人敬神威欲傳後世故作記銘曰

仰聖尊兮修者武彦敬村穩兮可貴神靈國家日新黎民德本後世莫廢神慮永存

大寶院玉瑚謹誌

此の記は近年の作にていとも拙なき文章なれども宮前に苔のむして有れば是に記して世の人に知らしむ

又次に一編を擧て大國靈神を移して大槩を記す

大國靈祠在信夫郡赤川村初自尾州中島郡移之云相傳說曰振古景行帝滅東夷也以皇子倭建爲大將軍吉備津武彦以副元帥佐皇子以大伴武日連爲大鑒軍遂平上下毛明年及奥州夷人專權倍上下毛即不能陷也於是副元帥與大鑒軍謀以大國靈神移之爲鬪戰神焉且連謀猛攻酋長不忍鬪於其民率妻孥奔本蝦夷其軍大潰敗皇子決戰自甲至申克東夷于此百性隨皇子從之者萬有餘家皇子以之爲大國靈神之德也是故作室祠大靈神命副元帥大鑒軍行事祠下且皇子賞罰用命不用命奥之民咸愼法皇子留一年治政致太平遂西上其後下六十年成務帝即位也使人正封域分邑里鄉黨乃以大國靈神爲信夫郡上神自是下八百六十餘年文治中信夫小治郎修大國靈遺廟祭不絕血食古之禮也後世以郡東分赤川則移大國靈神爲産神當今郡繼人皇子志致如在之敬祭之欽于世世、當郡に柿崎と云ふ字の地あり、古は此奥靈の神前なりとて神前と唱ひしなり、後世之を柿崎と名付しなり、神前と柿崎と其音似たり故に柿崎と名付しなり

柿崎稲荷社

人家の西に在り、一に神前に作れり、むかし元祿中

宮前に大なる杉數十株あり、其杉の空木の中に呂智すみてすでに郡民の爲に禍事をなさむとす明神是を憎み給ひしにや莨呂智を退けむと思召給ひし歟莨呂智は宮祠の中に大釘の打て有しに喉を割れて死したり郡民恐怖き又其神に感じ神の所爲なりと偏に尊信し奉るなり、九月九日祭禮なり

又稲荷の記あり、是に記す

愿夫稲荷大明神者如意輪薩埵之垂跡而擧手擧足勿不皆是道場矣其故在西方淨刹號無量壽佛接引無窮象生望鷲峰精藍名釋迦文佛無洩五濁悪世之迷徒悉救濟凡夫或座華藏法界現毘盧舍那本身無邊之利界皆是莫不蓮華臺依之垂跡扶桑則顯神道實理之仁義守王法或眺諸洲蘭若萬德圓備輔佛法況究郡黎民哉加之其善也悪也正罰兼圓令苦樂其恣然則道大不利歟仍如此勸請于茲資助眞俗冥味願望乎再拜至祝至禱其薦偈曰

盡十方世界是稲荷眼睛盡十方世界是如意光明盡十方世界從那裡生鑑空無一物應感即縱横

大日本奥州信夫赤川郡柿崎

天照大御神碑

道の北側に安置す、靈驗の事によりて近年郡民等丹誠を抽で建立せり、九月十六日を以て祭奉る

古　碑

路の傍に在り、文字破滅して定かならず年號のみ存せり文永三年とありて其外見えず、天保十一年までに五百七十餘年なり

矢萱時重碑

矢萱時重字吾弓俗稱左馬之丞後改源兵衛其先平國香爲常陸大掾十二世孫權五郎景政爲人勇敢無双從將軍義家戰而有功賜仙道五縣常陸二縣景政卒子景經養石川有光之子下野守基時爲嗣以女妻之而生時貞基時崇景政立祠以矢萱堂於是又以矢萱爲氏時貞八世孫曰賴通膂力絶人建武三年六月六日石川義光戰死而首爲敵所獲賴通奮擊鏖戰不止竟奪其首而歸賴通十世孫曰薩摩光時天正十八年小田原之後豊臣公秀吉徴兵於七道而石川昭光矢萱光時不會焉以國除昭光爲仙臺侯伯父以故客仙臺封角田光時亦往倚焉光時生三子長曰宣時住角田次曰時重住信夫次曰時成住安積時重善射通兵法元和九年三月十二日上杉侯辟而使懇田以祿而寛文十年十二月八日以病卒家孫重之等建石表墓于時文政

五年三月立焉

仙臺　松井玄甫撰

成田郡　封邑

赤川郡の東に在り、後世上中下の三つに分てり、上は越後國新發田侯封邑、中は公邑、下は下總國關宿侯封邑なり、高九百三十九石一斗九升三合

天滿宮　産神

本社玉木へ作り美麗なり八月二十五日祭禮なり

藥師堂

本堂南向三手先御拜造の虹樑彫刻美麗なり、脇士十二神弁辨財天像弘法大師像を安置す、八月八日祭禮なり傍に鐘樓あり其銘曰

粤陸奥國信夫郡成田村有鬱々靈區本尊藥師安置彌陀勸音贊十二神將古記云慈覺大師一刀三禮御作而護麻供修行道場也云亦有不動明王二童子之尊像行基菩薩之眞作也正德年中鳥渡郡觀音寺辨慶上人隱遁此地晨昏孜々讀誦法華經一萬部至寶曆年中供養覺焉其後遊代之住呂仰其德高看讀法華不怠是上人之遺風也且近頃再建堂宇而盡善美矣今住僧田翁叟末備大鐘以成夏課與諸擅信募方有緣今也不日成就可爲謂勉而就予需銘辭余隨喜之余誌歲月以應需伏冀洪鐘永支薩埵之誓願齊無窮銘曰

薩埵抄體內虛外圓無舌說法聲騰九天吼風嘶月響徹黃泉闇離獄苦心成佛緣

維時寛政九丁巳二月

櫻本佛光誌叟

三島社　産神

下成田郡に鎭座す、郡人靈驗の瑞夢を蒙り伊豆國三島神社を移し奉る、九月十九日祭禮なり

成田庵

路の北傍に在り、慶辨法師閑居安座せし所なりと云、

慶辨法師は野州宇津宮某氏產而台家碩德之宗匠也不圖至東奥鳥渡郡長御師高風請令住勸音寺居二年羅沈痾隱退矣幸哉當村創造醫師堂流憩此地二十年月輪當年經一萬部贊普門品十萬遍寅酉孳々不倦其余不遑枚擧雖然有命寶曆三年十一月二十二日安然物故其予習門人百餘員其老年畫至今慕師隱德彌切也依而菅某留滯予福島城乙斯老生涯之事因述其重說偈曰

誦修十萬普門品讀去萬遍法蓮此老壽眉菩問報言八十

有余年

仁井田郷　　封邑

成田郷の北に在り、高千百八十九石三斗四升四合餘、古は當郷よりも大神宮へ新穂を奉る田の有けるにや、是故に後世新穂田を郷名となし穂の字を約して新田と書くを又後に仁井田と書替しならん、新々、仁井と其音同しければなり

五郎權現　産神

古傳説云鎌倉權五郎景政を祭る者なりと、三月朔日祭禮なり、景政は八幡殿に仕ひ奉り後三年の合戰に當國に下向し戰功有し人なり、其故に後世景政の功を稱し神にいつきて里社と崇めし者なるへし

雨地藏堂

雲雀小屋と云ふ所に安置す、昔當郷の人他郷と爭の事ありて終に公朝に訴ひ奉らむとて江都に登れり、其とき此地藏尊を守衛となし江都に到る或時火災あり旅人大に狼狽す、當郷の人も過ちて右の尊像を燒しなり、後に火納て尋ぬれども見え給はす、此時天倉卒に曇り急雨來りて燒灰を流せり、夜に入りて炭の中に耿々として光明を放つ者あり、熟々視るに果して右の尊像なり、故に郷人取揚奉り且尊信し遂に訴へ勝利を得て故郷へ歸ると云、其年より是を祭り堂を建立す、されば祭の日に雨ふらざることなし是故に雨地藏と名を負せ奉りしなり、或日火中より出給ふとき雨により容を現じ給ふ故に斯の如く名付しとも云へり、七月二十四日祭禮なり

東光山寶勝寺　禪宗　小倉陽林寺

境内天滿宮を安置す、七月二十五日祭禮なり

大應院　本山派　修驗者　上船安樂院配下

八木田郷　　封邑

洲川の上に在り、高六百二十九石八斗三升六合餘、當郷水田の穴多くして米多し故に米田となるへし、後世八木田に作れは米と八木と其響同じければなり

神明宮　産神

路の南に鎭座す、本殿大日靈尊、第二思比賣命、第三市寸島比賣命、第四瀧津比賣命、以上四柱神を祭り奉る、九月朔日祭禮なり

地藏堂

道の北に安置す、郡民等此菩薩を信じ産神の如く崇敬せり、七月二十四日祭禮なり

吉田部　公邑

八木田郡の南に在り高二百七十二石六斗九升餘、古は此地蘆芳など茂りし所なり、そこを開發して一郡を作る故に蘆田と書り後世吉の字に作れり、これも例あり江戸吉原も古は芳原と書しを後に吉の字に書替しと云

神明宮　産神

相殿に奉る神前に同じ、九月朔日祭禮なり

方木田郡　封邑

海道の西に在り高八百八十四石七斗二升餘、郡名儀未だ詳ならず

稲荷社

大なる塚の上に鎮座す九月十九日祭禮なり、近年神位を授け奉る正一位

八幡宮

海道の西に鎮座す三月十五日祭禮なり、當郡に福島常光寺の食祿五十石あり板倉侯これを以て寺僧に給し禮拜をなす則ち功德院(ほだいしょ)なり

鄉野目郡　封邑

海道に交りてあり、高三百九石一斗五升九合、古は此地湖水たりしとき玄熊と龍と住しが遂に退き陸となる其時初めて一郡を作る、故に鄉野目の名を負せしなり、目は名と云へる意なり、鄉の名を初めて名付けたる所なるべし、何れにも考ひ合すべき郡名なり

山王宮　産神

海道の東に鎮座す大巳貴命、三月十五日祭禮なり

稲荷宮

海道の東に鎮座す、近年神位を授け奉る正一位、二月初午日祭禮なり所謂初午稲荷也

藥師堂

海道の東に安置す、四月八日祭禮なり

經　塚

海道の西にて人家の後に在り、法華經千部を埋めし塚なりと古老の傳說なり、何の爲に斯る供養をせしものか詳ならず、されども實にふるき跡なり

龜井泉

海道の東に在り、山王權現の御手洗水なりと云へり
當郡の南端に小流溪あり濁り川と云ふ、土人說に云、
むかしより此川に水虎(かつぱ)多く住み水を濁す、此說何ぞや
されども此水常に清む事なし實に奇なり

鳥谷野郡　封邑

大熊川の上に在り高四百八十二石七斗五升餘、當郡は
東南に山水を帶て有ければ昔は鳥などの甚く遊び居り
し所ならむ故に斯は名付しなるべし

鹿島神社　產神
海道の東に鎭座す、寬政年中神位を授け奉る者なり
勅宣正一位、八月六日祭禮なり

地藏堂
路の傍に安置す、世人之を中宿の地藏と稱し申すと
何の謂歟詳ならず

舊館
大熊川の上りに在り、慶長年中上杉家の臣某これも
居る今は郡人の屋舖となれり

清水山永京寺　濟家宗　[illegible]蒲願寺末山
人家の西北に在り、開山定かならず

太平寺郡　封邑

海道の西に在り、高七百九十七石七斗一升七合餘、古
は此所に太平寺と云ふ寺ありしとなむ故に斯の如き名
を負せしなるべし

玄武毘沙門天王　產神
北方の天を以て祭る者なり、正月初の寅の日祭禮な
り、後世鎭護の守護神と成給ひ世人多く尊信し奉る

小兒塚
人家の南にて田の中に在り大なる塚なり、信夫の白
菊を葬りし塚なりと云、鎌倉志に云白菊は相州鎌倉
の人建長寺の小兒にて慈休藏司の愛兒なりと久繇記
には當國大慶寺の小兒なりと云へり其事は下に記
す、されども辭世の歌にては鎌倉の人なること明な
り、慈休藏司は奥州の鎌倉夢窓國師の徒弟なり、相傳
說云白菊は太平寺郡の人なり幼にして佛の道に入り
慈休藏司に事ふ一年慈休藏司鎌倉に到り又江島に赴
る事數月なり白菊これを戀し慕ふ、に忍びず其跡を
慕ひ鎌倉に尋ね行き其音信を問ふ時に人曰藏司は江
島に在りと白菊彼處に到りこれを問ふ時に藏司巷を

かこむ人告て曰信夫の白菊が來りしと、慈休更に顧みず死したりと對ふ鬪碁に死石あればなり故に藏司が石の死するを以てかくと對ひしなり、其人これを請ふて死したりと云、白菊此辭を信じ天に仰ぎて號泣し扇子に二首の歌を詠じ江島の海に身を投げて溺死す哀むべし、嗚呼慈休あやまてりされども白菊が死も命なり、愚按するに鬪碁と將棋とは天下の人の心を奪ふものなり白菊が死も慈休が罪に似たれども却て罪は鬪碁に在り慈休鬪碁に意を奪はれずんば白菊も又死せず實に天下を亂すものは是に在り、前太平記に後三年の合戰も鬪碁より起れり其事に云ふ藤原清衡或僧と碁を鬪む、吉彦の秀武婚姻の事によりて清衡を訪ふ清衡不禮なり秀武大に憤り器物の金銀を庭上に投捨て踏ちらし本國に歸り籠城す故に天下の大亂に及ぶ、遂に義家公征伐し給ふ斯の如きの類舉て計がたし。されども論語に博奕も止むにまされりと孔夫子も仰せおかれしなり、一生を散(むだ)にすさむ人は是を樂むも可なり、聖人世の中の俗の心奪はれん事をかなしみ給ひ又生涯徒手にて過す人を情なく思はれかくは禁めおかれしなり愼むべし

小兒塚碑

兒名白菊信夫郡茲之産也自詠二首歌書遺扇子投相州江島海今日兒淵夢窻國師法弟慈休藏司有悼兒詩矣元應九年丙子歳福島大守紀正虎五月上旬立之

白菊辭世歌二首

白菊と信夫の里の人問はゞ
思ひ入江の島とこたへよ

浮ことを思入江の島かげに
捨る命は波のしたくさ

悼道童白菊　慈休

懸崖嶮處捨生涯。十有餘霜在刹那。花質紅顔碎巖石。娥媚翠黛埋塵砂。衣襟徒濕千行涙。扇子空留二首歌。相過無談愁思切。暮鐘爲誰促歸家。

小兒塚高五尺横三間半塚の上に松樹あり伏拜郡より八丁ありと云、右は大守白菊が死を悼み給へて碑を立て渠が貞信を世人に知らしめ給ふ昔も此碑踏れざれば白菊が名世々に顯るゝのみ、緣記云昔此所に太平寺と云へる一宇あり何れの宗門にや此寺無住にして白菊丸と云ふ小兒一人ありて住居せり此小兒の容貌美麗にして世に勝れり或時一人の旅僧來り一夜を

貸し候へと云兒童申けるは此寺無住にして殊に食物なし何方へなりと御通りあれと云僧申樣は食物之れなくとも苦しからず最早日も暮れ候へば宿計り貸給へとて強て一宿す。不思議なるかな其夜三更に及びし頃渠の稚童一つの箱を取出し數多の玉章を出して一々に讀むその容貌忽ち異形に變じ口よりは黒き息をつきいとも苦しき有樣中々に目もあてられぬ次第なり稍有て其夜も明ければ又本の姿となりにけり、其時渠の僧昨夜のあらぬ容を不審に思ひて小兒に向ひて懇に問はれければ小兒對て云けるは我身に女子の思深く爰彼處の玉章數を盡せり故に夜毎に斯の苦しみありと語るにぞ僧聞てさて〳〵不憫の事なり吾其苦を救ひ得させんとて彼文庫を受取り則ち之を讀み給ひ玉章殘らず燒捨其上に戒文經を授けらる。僧申て申されけるは吾は相州鎌倉夢窻國師の法弟慈休藏司と云僧なり若し鎌倉へ御登りあらば尋ねらるべし今不思議の因緣に依て一宿せりさらば是までなりとて藏司は別れを告げて出行ける其夜より白菊は右の苦みを逃れ奇異の思をなし偏に有難く思ひ鎌倉へゆき慈休を尋ねけるに藏司は死去せし由答へければ白菊

此由を聞き大に驚きさても定めなき世の中なり我はる〳〵とこれまで尋ね來りしは慈休藏司の弟子となり出家をとげ後世の菩提をも祈り度一念なりしに其人死せりとは何事ぞと暫し涙にむせびける、白菊思ふ樣なげきても其甲斐なければ此上は生殘りて何かせん急ぎ御跡を慕ひやがて追付參らせん永く未來にて弟子の契りを結び一蓮の臺の緣とならむものをと只一筋に思ひ詰め二首の歌を詠だ扇子に書遺し草履を脱ぎ其上に彼扇子を置き江島の海面に向て手を合せ觀念し南無西方彌陀如來引取給へと唱ひつゝ身を海底に沈め終に空しく成にけり、所の者共之を見付急ぎ引揚ければ早事切れて爲方なしさて〳〵御痛はしき爲方かな何國のいかなる御人やらん年の頃に似合ぬ最期の體おとなしくやさしさよ又扇子にかゝれし辭世殊に手跡と云えがたく尋常ならぬ人なり御心の内の痛はしさよとて皆々袖をぞしぼりける、慈休藏司之を聞き大に驚き取ものも取あへず急ぎ彼地に來り委細を見聞して件の歌二首を吟じ殊勝に哀に思ひ感歎時を移しける、かくてはあらぬ事なれば白菊が死體を引導し遺骨を此地に送りける、又鎌倉にて

は跡念頃に菩提を吊ひけるとなり

大藏寺郡　封邑

大平寺の南に在り、高二百五十七石九斗三升餘、昔此所に太藏寺と云寺あり故にこれをこゝに郡名とせしなり、今の小倉寺郡の大藏寺は常郡より移せりと云ふ

稻荷社　熊野社

兩社共に當郡の產神なり九月朔日祭禮なり、當郡は小高にて里長なし、昔は里長もありし由近年は黑巖郡に屬せり、故に是を黑巖郡の端郷と云ふ

永井川郡　封邑

海道の西に在り高五百四十石五斗五升余、當郡は水鳥の多く止る所にして獵夫など多し又永井川落雁など云事を作れり、風土記云此郡は田圃僅々として人家遠く原野廣し此地の獵夫穿田湛水而如沼焉春秋の水鳥此地に止れり、按るに溝渠あり此水源上なし只長々と堀し井泉の如くなり故に此水を取て斷くは名付けしならん

息栖社　產神

海道の西に鎭座す、上箇男、命中箇男、箇命底箇命三柱なり、伊弉那岐大神のみそぎの時生ませる神なり、住吉大明神と同體なり

四塚

大なる塚四方に在り、此塚共に詳ならず、大概は京都の四塚を移せしものならむ、よしありげに聞く

古碑

碑面の文字剝色して更に見へず只年號のみ存せり、永仁七年七月二日とあり、此年改元ありて正安元年と成る、天保十一年にて五百十二年なり

覺滿院　大勝院　各修驗者　上船郡安樂院配下

當郡に佐藤庄司基治が生れし處なりと云あり、是を郡人に問へども其所を知らず、此事信達畫圖に見へたり、此說何ぞや基治は羽州の產なりと云、後世事を好むもの斷くの如く附會せしものにや、又產湯をひきし井あり故に斷くは郡名を負せしとも云り

信達一統志卷之七　終

信志一統志巻之八

目録

須川南名倉荘

一、平澤邨
一、石名坂邨
一、山田邨
一、大森邨
一、新田野目邨
一、前田邨
一、内町邨
一、小島田邨
一、小倉邨
一、上鳥渡邨
一、下鳥渡邨
一、上鳥新田邨

右信夫郡邨邑 終

名倉荘

平澤邨 私封

高千二十石八斗八升余、當邨は伏拝山と大森よりの山續にある邨にて山上より登臨すれば澤に似たり、其地また平なり故に平澤と名を負はせしものならん、考ふべし

香取神社

楫取とも作れり、産神なり、八月八日祭禮なり、下總の國より移し奉るなり、古語拾遺云經津主神寶龜八年に神社を授賜へるに香取は正四位なり

熊野宮

邨内北の方にあり古は里社にて大社なるよし後世はおとろひて少なり、三月十五日祭禮なり

新地館

當邨と小倉邨との境にあり、故仙臺侯伊達輝宗の臣遠藤駿河守居住す、天正年中の人なり

東蝦夷穴

當邨南の山際にあり上は一枚石なり、古は賤民等皆

穴居す、大槩は人の住し所なるべし．後世是を蝦夷の住居と云、禮記云東方曰レ夷被レ髪文レ身有下不二火食一者上矣

長者屋鋪

むかし安元治承の年間此所に吉治吉内と云兄弟の者あり、此人々の住居せし跡なりと云へり．土人の云に吉治吉内は炭燒藤太と云ふ者の子なり、父藤太は炭燒を業となし家穡す．家貧にして妻もなく獨住へに只淋しく暮しけり．其頃京都に某中納言に一女子坐しけり．生質醜くして何の人も内室麿中に迎ふべきと云ふ事なかりし此女子も閨の中甚だ物さびしく年月を送り給ひしに、或時其父母女子の人に嫁せざることを悲しみ且告て宣へけるは、汝人となり容貌醜ふして人に嫁することかたし．汝もこれをかなしむこと常々能しれり．汝一度人に嫁せむこと思ひなば清水觀音は衆生濟度の菩薩なれば此御佛に祈願すべし．次に北野天滿宮は當家の氏神なれば御力を添給へと祈るべしと懇ろに示し給へければ、女子も涙にかきくれながら父母の教訓に從へ清水寺に祈誓し又北野天滿宮に力を添へ給へと日夜肝膽をくだきて祈りける、或夜の夢に菩薩告て曰汝人に嫁せんこと子に祈る子其心に感じ緣を結び遣すなり．汝が夫とするものは遠き道奧國信夫郡平澤郷と云處に藤太と云ものあり、是こそ汝が連添ふ夫也此こと疑ふことなかれと曰ふかと思ば夢は覺にけり．女子はありがたく心中に感じ其ことを父母に告奉りければ父母大に喜び給ひ．則雜掌をまねぎ是に命じて其用を整へ、はるばると東奧信夫郡平澤郷に來り藤太と云者を尋ね訪へ給へしに、果して其住所を得て訪見るに貧にして業は炭燒なり賤しき夫なれども其容貌美男子なり．雜掌告て云某は京都中納言家の使者なり主君の一女子を和殿に嫁すべきとの命に依て是まで訪へ來りしなり添く御受あれかしと云．藤太曰何事かは知らねども賤き某に堂上方の息女を嫁し給はむこと如何ぞや、去ながら某も獨住居なり嫌あらば其命を承べしと、雜掌悦び都へ返り其由を中納言家へ告奉りければ其悦び大方ならず、雜掌則一女子を供へ又道奥へ下向し藤太に嫁せしめけり、實に女子の容貌醜し．されども互に悦び鴛鴦の襖に入り偕老同穴の契をなしわりなき中と成にける．其後ち妻懐妊して男

子を生めり、名付て吉治と云、次に吉内、次に吉六を生めり、右三人の子ども富貴の身となり其家繁昌す、故に後世其邸跡を長者邸と云、世に傳ふ金商吉治是なり（一書に橘治に作れり）一年牛若殿を伴へ奥州へ下向せし人なり、義經勳功記に金商吉治は京都の人なり毎年奥州に降り交易せしと云へり、此說詳ならず、されども今世相傳ふる長者邸と云は四方堀跡あり實にふるぶるしく見ゆ、又清水など湧出づ、吉治がほりし井泉なりと云、又兄弟を神に齋き祭れり、今に吉治の宮とて石宮あり、郷人是を尊信し富貴を祈れり、又出羽國山形にも吉治が宮あり、此地より移せしものにや、此說も定かならず、何れも古き傳なれば是に記せり

耻川と云あり中納言家の息女藤太が妻になり玉へて妾京家に生れながら斯る賤しき夫の妻となることはづかしと云へしとなり處は溪水の流れのほとりに在是を以てかく名を負せしなるべし

北野天滿宮　　清水大悲堂

土人說云炭燒藤太が妻京都より移せしと云、前に記せし如く一女子容顏醜き生質なる故に人に嫁せんこと難し、偏に清水北野の靈驗により藤太が妻となり富貴繁昌せり、是を以て此地に移し其家の產神と崇めし也、後世其家は亡たれども兩社のみ今に遺れり

鴨池

道の傍にあり小なる池なり、炭燒藤太京家の一女子を娶りしに或時其妻黃金を出し家財を求め來り給へと云、藤太昔て市に行しに道にて池上に鴨の遊び居たるを見て妻より與られし黃金を鴨に打附むとて池中に投やり家財は求めずして歸りけり、妻その故を問ふ、藤太曰池の水に鳥の遊び居るに打附け投捨しと云、妻淚を流して云けるは君にまへらせしは黃金とて天下に二なき寶なり、夫を水鳥に愛で投給ふこと如何にぞや愚のことにて侍らふぞと恨みければ、藤太云く彼は斯のごとき物天下の寶なるか、我住む背の山を穿れば幾らも出る也と云、妻云しからば其山に登り堀給へ妾も共に見るべしとて夫婦打連れ立ち山に登り穿しに果して黃金多く出づ、世子吉治兄弟成人の後これを京都に持行き財物と交易し大に利分を得長者となれり、信達歌云吉治從來鬻金者俠氣還與布同世世に謂ふ金賣吉治是なり、むかし藤太

が鴨に黄金を打附し池なる故に鴨が池と云へり、今世小なる池なり、蓴菜を生ず、實に古き池なり、土鄕人の説に千年を經し池中より蓴菜を生ずとなん、これを生ずる池沼は土湯邨の男沼、飯阪邨天王寺沼等なり

吉治祠

嘩太が王子を祭る者なり長者邸の内にあり、石宮なり、邨人尊信し富貴を祈ると云、實に左もあるべし

平澤金坑

邨内辰巳の方にあり、むかし吉治兄弟等がほりし金坑なりと云へ傳へり（嘉應承安の頃より天保十一年までに六百七十一年になる）

古　碑

道の傍にあり繩もて縛り祈らば痿瘵ると云、土人の説に源判官義經公の碑なりと云へり、後世碑面磨滅して文字見えざれば其説も定かならず、又源判官殿の碑此地にあること如何にぞや、何れも奇なり（是吉治兄弟等義經公を哀みたりて碑を建て奉ぜしか）

香取山養泰寺　禪宗

邨の北にあり開山は重室隣鳳和尙なり、小倉邨湯林寺末寺なり

八代院　修驗者土船邨安樂院配下なり

古は當邨に海道あり是京都への通路なりしよし片平町など名附て千有余の人家ありと云傳へり、今世其人家跡形もなし、今の大森邨よりの通路にて八丁目邨に出るものなるよし、後世當邨に二股の竹生ずと或人の語りしなり、希代の名竹なり

石名坂邨　私封

清水町の西にあり、高四百二十石四斗余、當邨は石など多くありて又坂路あり、石有坂抔と唱へしなるべし、後世それを石部坂と云又石那坂と云ふ、アとナと其音通へばなり、後の人詳かにし給へ

出雲大神宮

產神なり八月廿七日祭禮なり、説は清水の條下に云へり

舊館跡砦城

清水町より西にあり、東鑑云文治五年八月泰衡の同族佐藤庄司叔父河邊太郎高綱五十日七郎高重を引具し石那坂の上に陣を取る、先づ陣所の前に大堀をほらせ大熊川の水をせき入れ源大將軍の兵を拒む、此

江は常陸入道念西が子常陸冠者爲宗同爲重、同三郎資綱、同四郎爲家兄弟四人ひそかに手勢を引卒し林の中より伊達郡澤原の邊に出る、先陣として大なる鏑矢を射かけたり庄司以下の人々此由を聞き一度におめへて驅出命を塵芥よりも輕くして防ぎ戰ける、寄手の四人、爲家爲重資綱三人數ヶ所の疵を蒙りて進み得ず、兄爲宗是を見て少も騒がず縱横に責立つ、庄司以下の人々討死す、其首十八級安津賀志山の經岡に梟首せしとなり、風土記云澤原の邊とあるは信夫郡西山の下佐原邨なるか、石那坂の前に大堀をほらせ大熊川の水をせき入るとは今の永井川なるか、是水上なき川にて大熊川に近し、又陣所の前に大堀をほらせ大熊川の水をせきとめて湛へしと云大隈川は當邨より山を隔て東にあり、縱令古へ川瀬しと云へども當邨まで湛べき由なし、いかなる說にや、東鑑と云ふともその作者地理を知らざればかく記せしならん、今思ふに林の中より先陣進むと云へり、庭坂邨小林と云ふ所あり、佐原邨へ地の理よく通ず、然ば先陣は佐原邨の邊より進みしことと疑ひなし、巡見案內記に石那坂の陣所は伏拜邨の阪の上にありと云、平泉實記に佐藤庄司此に壘城を築き大將軍の大兵を拒むこと已に五日、遂に利を失ひ中郡爲宗の手に擒にせられ此壘城陷落す、後世六百有餘年を經て茫々たる原野となれり、哀むに堪たり、

山田邨　封邑

大森邨の南にあり高九百二十三石四斗七升餘、當邨は三方に山あり其中を開發し田地を作る故に山田と名附しなるべし

天滿宮

産神なり菅公を祭り奉るものなるに八月十五日祭禮とはいかなる故なるか定かならず、去ながら靈驗によりて常に無失の難を救給ふ御誓願なり、殊に文筆守護の神に渡らせ給ふなり、後世鎭護守護の神と現じ給へ鼠黒蟲等を降伏し給ふ、故に邨人大に尊信す

淳中太清水

道の傍にあり名水なり、日本記に沼名方と書り、土人說に　欽明天皇の皇子淳中太命此地に來り給へ此井泉にて御手を洗へ給ふ、後に和銅五年羽黒權現と現はれ給ふ、後世往來の人此清水の邊を馬に乘るこ

とを得ず、强て乘れば必ず落馬すとなん、又正月十四日、六月十四日の晨朝に此水をくむことあたはず强て汲めば禍ありと云、此兩晨朝に水邊に馬の蹄の跡ありとなん、權現果して馬上にて來り給ふと云傳へり

古碑

むかしは山の上にあり、郡人古碑なることを知らず當郡好國寺の住僧師の碑にせんと穿起し見るに古碑なり、法名は

蓮比丘尼沙彌蓮持　文永八年辛未二月十二日　と記せり、故に新碑になすことを得ずしてその儘に捨おけり、今は畠の傍に立てり、文永八年より天保十一年までは五百七十年になるなり

玉林好國寺　禪宗

山のふもとにあり須賀川長宰寺末山なり、當時小倉陽林寺配下なり

大寺院　修驗者

鎭守天滿宮別當職なり、土船邑安樂院の配下なり

新田野目郡　私封

高四百三石余、郡の名義未だ考へ得ず、愚按ずるに初め田地を開發せしもの終に荒地となりしを再び開發して一邑を作る、故に荒田の目と名付しものとも思はる新と荒と其よみ同じければなり

八幡宮

產神なり八月十五日祭禮なり、岡上に鎭坐ます、里社の宮前に腰懸石と云ものあり、土人說に源義家公腰を懸給ふ石なりと云傳へり、前太平記に源義家公奥州征伐後三年の合戰に安達太郎山の麓に陣取し給ひ嫡子河內守義忠舍弟新羅三郎義光を苅田郡に先鋒たらしむとあり、此地に陣し給ふこと見えざれども古き傳說なれば爰に記せり、しかれば當郡の產神は則此腰懸石によりて義家公を祭し者なるか、又此大將軍弱年のとき八幡殿と申されしこともあればなり

一向山稱念寺　淨土宗

今二本松の城下にも同稱號の寺あり是は畠山義繼の菩提所なるよし、當地も是より移せしか、又彼地へ此所より移せしか詳ならず、福島郡到岸寺末山なり

大森郡　公邑

南山の麓にあり、高六百三十三石九斗余、當郡は信夫の森など云山のふもとにある一郡なればかくの如く名を負せしならむ、永祿天正の間は信達の府と定め四民融通せし所なり、後に今の福島に移すと云へり

腰幕八幡宮

山の上にあり竹内八幡とも申し奉る、竹内大臣を合せ祭り奉るものなるか、産神なり、八月十五日祭禮なり、須川南五十一郡の總社なり、相傳說云應德二乙丑年源將軍義家公此地に陣し給ふ、一夜義家公夢中に敵に勝と見給ふ、果して敵人家衡武衡を亡し給へり、故に爰に八幡宮を勸請し奉り鬪戰神となし給ふ、土人の說にむかし此處にて義家公一睡し給ふ地なれば此山を睡眠山と名を負せしなり、又春秋ともに山の腰に烟霞棚引恰かも幕を張りしごとくなれば腰幕とも云へり、世人これを卷と云、まくとまきと其音カキクケコと通へばなり

玉子林

腰幕の西にある小山なり、此麓に金坑あり、むかし金を堀し處なりと、又天正年中今の城山盛なりしとき敵を拒む爲に穿し穴なりとも云へり

古碑

森の址にて其山の麓にあり、文永三年と年號のみ存じ其外文字磨滅して見えず、天保十二年までに五百七十五年なり、人皇八十五代後嵯峨院天皇の御宇惟康親王將軍たりし時なり

前田郡　私封

城山の東にあり、久世大和守殿別封邑なり、高千五十八石六斗五升余、當郡に治あり則前田陣屋といふ

八幡宮

産神なり、道の西側にあり、九月朔日祭禮なり

古碑

道の西側にあり文永五年閏正月廿五日有志者妻とありその外文字見えず

内町郡　私封

大森郡の南にあり高百六十一石三斗九升余、當郡は此地城下の時内方の町なるによりて則それを郡名とせしなるべし

秋葉權現

産神なり山の麓にあり

城山大悲堂

山の半腹にあり大森寺正觀音と申せり、信達順禮所なり、三月十七日祭禮なり

華屋山師榮寺　禪宗

大悲堂の北にあり大笹生邨東禪寺末山なり、米澤上杉家の臣芋川某氏開基す、碑文又は位牌等あり、法名は華屋常榮居士と號せり、年號月日詳かならず

城　山

一名鷹峰城一名白鳥城ともいへり、初め木邨伊勢守重次居住す、天正年中福島に移る、其後伊達兵庫頭某實居る、此人は伊達晴宗の弟也、後に八丁目邨西館に隱居し嫡子藤五郎成實居住せり、此人仙臺亘理に移る、後公邑となる、慶長年中上杉家の封邑となる、上杉家米澤に移る、又公邑となる、其陣屋今の大森邨にあり御代官岡田君庄太夫始めて支配す、後に二本松侯の寄地となる、又會津侯寄地となる、當時は封邑也、信達歌に信夫礒と云あり、案ずるに此城山を指て云なるべし、山下の邨を大森と云へ亦其山續きの小き山を玉子森といふ、彼是考へ合すれば此山を信夫森と云こと疑なかるべし、古歌に

女に忍びてかたらふことのはべりけるをきこゆること侍りければつかはしける　左衛門督　隆房

いづくより吹來る風の散しけむ誰もしのぶの森の紅葉

中納言家の歌合に　行平卿の家なり

新勅撰戀一　よみ人しらず

住里は忍ぶの森の時鳥木の下こゑそしるべなりける

續拾遺戀四　順德天皇御製

言の葉も我身しぐれの袖の上に誰を忍の森の木嵐

新後撰戀一　前關白太政大臣

忘られじな偖も信夫の森の露もれて涙の袖に見へずは

續後拾遺戀一　隆氏

ちらばめし信夫の森の下紅葉思ひかねてか色にいづとも

千載集　顯照

涼しさをならの葉風に先立て信夫の森に秋や來ぬ

らむ

新拾遺戀一　　　義詮

露はまづ色にや出む思ふともいはで信夫の森の下くさ

新拾遺戀一　　　法橋東承

しられじな信夫の森の下草に置そふ露は結ぼるるとも

同　　　尊円親王

ちらすなよ信夫の森の言の葉に心の奥の見えも社すれ

新後拾遺夏　　　順徳院天皇御製

なけやなけ信夫の森の呼子鳥つへにとゞめん春ならずとも

同　　　後照香院關白

つゝみえぬ涙なりけり時鳥聲を信夫の森の下つゆ

同　　　藤原行房朝臣

たづねばや信夫の森の夕時雨いかにそめてか色に出らむ

同　　　前中納言家雅

時鳥おのが五月の頃たにも何を信夫の森に鳴らむ

同　　　國親

いつしかと信夫の森の篠すゝきひもとく秋に成にけるかな

瀧御前社何れの神を祭りしにや

城山の北山足にあり小さき瀧なり、むかし永享年中此井戸を穿しと云、ふるき井桁を堀出せり、又山の上に本丸二の丸築地形空溝古き井泉二つあり、元文年中山の上石の下より太刀などほり出せしことありとなむ、又城山の下に牛が道と云所あり、偖此城山水不足にして腰巻の清水を牛にて運送せし故にかくのごとく名付しと云傳へり、山の西を城裏口と云

小島田郡　封邑

内町の東にあり高千二百六十一石九斗余、古は此地皆湖水たり、そのとき小さき島有しを後に陸となりて其高き所をさきに開發して一郡を作る故に小島田と名付しならん

赤儀社

産神なり小さき森の上に鎮座す、信夫郡一ノ石宮なり、明和四年再建す、九月十九日祭禮なり。案ずる

に此森は古の島にてありしなるべし、されば村もこの島によりてかくのごとく名を負せしか、森の四方皆水田なり、左も有べし

開山冢

森の西北にあり福島誓願寺の開山を葬むりし所なりと云ふ、誓願寺は此所より移せしものと云へり

小島田館

道の南にあり信夫小太郎これに住居すと云へり、さもあるか實にふるき館跡なり

補陀山圓通寺　禪宗

道の西にあり本堂東向なり、開山祭老和尚、福島常光寺末寺也、昔は道の東にあり近世爰に移せり

大悲堂

寺の南にあり、縁記に本尊如意輪觀世音御丈一尺四寸八分信達順禮所靈なり相模國鎌倉より移せり、本郷入道富田氏創草なり、昔は大森街の艮の方にありしを近世この地に移す、今の田の中に古き堂の跡遺れり、三月十八日祭禮なり

小倉邨　私封

平澤の北にあり高千四百六十六石三斗余、邨名の儀いまだ詳かならず

加島神社

産神なり、建御雷命、延喜式内名神、大社、信夫五社の一、八月朔日祭禮なり、常陸國より移すと云、寶龜八年に加島香取の二宮え神位を授け奉るに鹿島は正三位香取は正四位上なり、案ずるに諸郡中小社ともに神位授け奉るに押なべて正一位なり、是を以て考ふれば其位甚だ疑はし

伊豆權現

里社の西にて山の麓にあり、近年霖雨のとき一夜に土崩一つの穴出たり、其内に銅の幣あり、上人の說にむかし此地に湖水溢れしきと權現爰に穴居し給ふ所なりと云へり

位作山陽林寺　禪宗　遠州濱松中田雲林寺末山

邨南山の下にあり開基は伊達植宗君也、導師は永平七世喜庵悦傳和尚也、永正十年三月十八日建立せり、寄進書印は櫻田彥三郎也、又境内の内にて三十石茶會料寄進牧野紀伊守常仲なり、古は寺領六百四十石なり、後世相減じられ今は三十石のみ也、當寺開山

は靈驗の祠なり、女子平産を祈らん爲に小豆を奉れば必産の難なし、故に郡民等大に尊信す、又境内に伊達氏の廟あり、法名は

知松院殿眞山田入大居士　神祇

中郡常陸之介宗村十五代之孫大膳大夫晴宗植宗永祿八年丑六月十九日卒す、この君足利義稙公に謁し奉り御諱の一字を賜はり稙宗と號す、伊達家に稙宗朝は東奥四十餘郡を領すと云々

愛宕堂

境内にあり六月廿四日祭禮なり

小倉館

伊達家の臣牧野紀伊守居住す、大永二壬午年に卒すと云、龍島院殿と號す、是則十二代源義晴公大將軍たりし時の人なり

綿打澤　位作谷

各當郡の舊跡也、されども此地の名義いまだ詳ならず、何れもよしありげに聞ゆ

大光院

修驗者也上船岡安樂院配下なり

藤田直方君墓碑

夫事以勉成理以思明是必然之理也是故不勉不思則雖大道不足以修一身能勉能思則雖小道亦可以推諸仁義之域也夫擊劍之術其技如小然雖能達其道能究其理則亦不外於仁義之道故法曰猶人劍農人刀小之足以防禍大之足以戡定國由之觀之爲士者君子者不可以不講也吾藤田先生者二本松藩中之人也以一刀流劍術著于世嘗應官知與其弟定靜定敬定道並其高名而就於其門下學其術久矣先生温厚寬裕日不出闘戮後代之君子弟有此則制曰此非吾道嗚呼先生教道之至亦可知也宜知先生之德亦大有所發明焉爲事以勉成理以思明實士君子者能於是勉思力學而有得則一刀之利是以爲邦家之干城矣今述所感將刻石以告將來請文于余余以爲其門故不得辭乃述其意如此　二本松丹羽濤撰

天保九年戊戌春三月　　齋藤直知謹建之云

右此碑は二本松藩中通稱藤田三郎兵衛直方の墓誌なり、今陽林寺境内にあり、門人等その德を慕ひ其教示に感じて建之と云々

上鳥渡邨　公邑

赤川邨の南にあり高千四百七十五石一斗余、當郡は古

へ湖水たりしとき島など北山より南山へとびわたりし所ならん、故に島渡と名を負せぬるものか、和名抄に大和國葛上郡上鳥下鳥の郷あり、案ずるに事を好むもの其名を移せしものにてもあるか

山王宮

山の麓にあり産神なり、當社本地は藥師釋迦二尊なり、慈覺大師の作一刀三體なりと云、緣記に云く當社の鎮座は九百餘年天安のむかし奥州按察使御史中納言藤原山蔭卿臺敎外護せられけるに鎮護の神と尊崇す、其後建暦建保の末信夫源太道就、中村治郎持宗相並て歸崇を増しける、其中間衰微にして神光も又衰たえし、承應明暦の間亘理備後守重次崇敬最もあつし、相續て天童帶刀定義寛文六年丙午に宮社を新營す、然して此郡一變して主臣命を傳へ天正年中太守伊達家封を仙臺は移しける時に定義爰に追陪して地遠く途隔り因て參向も衰へ宮殿又傾頽せり、近年享保年中本社修造をなす、寛文丙午の再興より已に盛榮たり、神威信に明なり。殊に眼疾を疾む者是を祈れば忽ち平癒す、故に國人大に尊信すと云 愚按ずるに緣記は後の世に事を好む者の作なれば年號月日等の考もなく猥に作る故に大いに相違せることあり、定義仙臺へ移りしは天正十三四年頃たりぬ、其頃迄定義いそしめるものにもあるまじ、是等にしきに誤りあるか、又寛文年中再興せしんな天正年中に仙臺へ移りて程遠く、隔りしと書ては逆文と云べきか誤りと云ふべきか後の人考よ

富士權現

路の傍にあり石宮なり、木花咲耶比賣命にておはすよし、駿河國府中より移すと云

愛宕權現

南の山の上にあり加具津智神なり。古は當郡の里社なるよし、後世山王宮を以て産神とせり、六月廿四日祭禮なり

白神社

藤と云ふ所の傍にあり、蠶養守護の神也と云、何れの神を祭りしものにや、私に按ずるに稚産靈命にてもおはすか

朝日館

山王宮の南にて山の上なり。土人說に文治年中信夫小太郎が居ると云、其後信夫道就居る、名倉監物と云人居住すとも云へり

櫻　館

建武年中靈山國司北畠中納言顯家卿の家人宍戸某居住す、其名詳ならず、其後天正年中天童備後居住す

其孫相續て天童帶刀居る、此人仙臺へ移ると云

瀧壽山觀音寺　天台宗　江戸寛永寺末山

路の西側に在り。開山は慈覺大師の弟子道叔和尚なり、門前大悲堂を安置す所謂白瀧觀音なり、七月十七日祭禮。又當寺觀音來由の碑を近年建立す。其文曰

奥州信夫郡鳥渡鄕瀧壽山觀音寺相傳慈覺大師使其弟子道叔和尚創焉有觀音大士像即大師在吉楚山中懸泉所得邦人所懸泉曰瀧故號白瀧觀音山名瀧壽以北中納言藤公諱山蔭伊達氏之遠祖也嘗事觀音事見寺記未知信否寺本在王莊相去七八丁今歷年人致敗壞因而移之云如其趾有碑四面中或見延治字或見文永字餘皆磨滅未可讀主僧降蓮師請予爲文勒之石以明其由來予作銘曰

吉楚山大其瀑尤靈古皇之遊觀窮競去恍有仙女五節舞至大悲金像久矣晦藏開師得事之有神曰大檀越嗇門藤公傳及遐區三百里金碧宇不廢崇信更深靴石不朽昭明來由證遺千古既書既成

文政三年庚辰冬十月

二本松　副督博士兼司教信濃源官撰

古碑

顯口と云處に在り、近年畑の中より掘出せり、上に梵字三つ見ゆ。正應二年六歳己丑二月十八日孝子等敬白

有志者過去等の字又出離生死往生等の文見ゆ其外磨滅して定かならず。天保十一年にて四百四十六年なり

蛇　沼

郡南山田郡の境に在り。むかし大なる蛇住て人をなやませしが終に神誅を得て死せり、故に水燥きて平地と成れり。後世水無沼と云、今の人たまへ土中より蛇骨或は鱗など掘出す事ありと云へり

明光院　修驗　輪島普門寺配下

覺善院　修驗　同　配下

下鳥渡郡　公邑

上鳥渡の北に在り。高千六十五石三斗九升七合

神明宮　産神

道の側に鎭座す。九月一日祭禮なり

白狐明神

産神の後に在り。むかし此處に白き狐の住けるを郡

人等稲荷に配し五穀の守護神に祀れりと云

大悲堂

里社の巽の方に在り、靈驗あるよし郡人大に尊信す

古碑

正嘉二年とあり其外文字見えず、近年石塚の中より掘出せりとなむ、今里社の宮前に在り、天保十一年までに五百八十年に成れり、北條相模守時頼朝臣執權たりし時なり

篠塚

道の北に在り、塚の上に八幡宮鎭座す古歌に

名寄　監命婦

篠塚のむまや〳〵に待わびし
人は空しく成にける哉

稲荷塚

道の南に在り篠塚と相對して何れも大なる塚なり、むかし此處に狐の住みて人々に仇せしを殺して是に埋め塚を築きて斯は名を負せしと云々

末松山孤山寺　舊蹟

人家の後にて山の麓に在り、後世畑と成れり、西の隅に井泉あり、昔孤山寺の有し時法華經を書寫し埋めしと云、今世此井泉を浚すれば果して禰ありとて其儘にして今は荒はて有なり、其南に小堂あり、昔往釋迦堂のありし跡なるよし、今陽泉寺の釋迦尊是なり、貞享四年四月十六日陽泉寺二世長鐵和尚是より移せり、天保十二年まで百五十九年也、土人說に云ふ、古の孤山寺開山は諾禪師と云沙門なり、今は其木像のみ堂中に在り二階堂民部大輔作れりと云、又釋迦の像は大同二年丁亥四月八日入佛とあり、又曰勅使藤原朝臣御下向なりと、此說何でや疑ふへし、又清原元輔卿御下向田中と云處に居住し給ひ石子藥師の像を作り給ふ、後石橋と云所に移らる、又觀音寺に移り給ひ藥師の像を以て觀音大士の守護と成すと云々、孤山寺は鎌倉建長寺の末寺なるよし、建長寺は相摸守平時賴朝臣建長元年初て草創し給ふ寺なり然るを當寺の釋迦は大同二年の作とあり建長と大同と年を去る事四百四十四年なり、孤山寺を大同二年の草創とせば實に古き寺なり、又建長寺の末寺となせば遙に年の違あり、按ずるに孤山寺一度衰微し後に再興せし者ならん、大槪は二階堂民部大輔が建立せし者と思はる、二階堂は北條家の臣なるよし

鳥渡池

堂の南傍に在り、鳥と云字の形に作れる池なる故に此地の名を鳥渡郡と負せし由云傳へり今の池は鳥と云字に似も附ず、只古き池のみ殘れり

末松山

孤山寺の舊跡の南の山なり、此山の頂より貝など偶見る事ありとなむ・太古此地湖水たりし時波の打あげし處なりとも斯は云傳へたり、然もあるべし

拾遺　清原元輔

契りきな簾に袖を絞りつゝ
末の松山波こさじとは

此歌のあたれ社・元輔卿此地に居住し給ふなと云へるなるべし・又古歌に百人一首講釋　黄上將

波こゆる頃とも知らず末の松
待らむとのみ思ひけるかな

和歌には何れも其地名を假りて詠るものなれば其人の此地に來りて詠しものにもあらず・されども此地の古き傳へなれば是に記せり

妙見堂

路の傍に在り。靈驗あり、古は大社なるよし、相馬一妙見は之より移せしと云、側に松の古木あり、其幹に凹なる所あり、春秋共に水溜れり・此水を以て藥を煎じ服すれば瘧病忽癒ると云、實に奇特なる者なり、土人說に云、古は八間四面の堂なり、今世衰微して小さき堂のみ存せり。故に當郡は八間の家宅を作る事を得ず、若し八間に作れば必ず禍ありと云へり

太子堂

松家と云人家の西道の傍に安置す、信達古語に聖德太子御眞作なりと、又土湯郡の太子は此地より飛行給へる者なりと云へり

日多沼

人家の南に在り小なる沼なり、古は大なる者にもありしにや、今は其地の字を沼端と云

神明山林照院　眞言宗　福島眞淨院配下

朝日山湯泉寺　禪宗　小倉陽林寺末山

道の西山の麓に在り、開山未章和尚なり、門前より南の方釋迦堂あり、孤山寺の釋迦是なり、靈驗のよしにて郡人等尊信す

古碑

陽泉寺門前より北の方小さき山の上に在り。佐藤墓

と云、又開山塔あり、傍に大なる塔三つあり、其一は阿彌陀三尊を彫刻す、右に文あり正嘉二年三月十八日右志者爲慈母也平氏女と記せり、其外文字見えず、何人の碑にやまだ詳ならず

松葉山正善寺　一向宗　福島康善寺末寺

玉子森の北に在り、福島伊東氏某初めて建立すと云

上鳥新田邨　公邑

上鳥渡邨より分けし者なり、高二百六十二石二斗六升

山靈神　山神

大山祇命八月十七日祭禮なり

上鳥渡邨拾遺是に記す

千秋庵碑　東都の人なり

春ぞとは天に識なきものを
　などうそ寒く風の吹らむ

右山王の宮前に在り、門人等近年建立す

聾耳坊碑　八丁目の人なり

土くれに蝶はよりけり秋の風

右同所に在り是も門人等近年建立す

櫻内翁碑

翁諱守茂姓櫻内通稱兵藏、信夫郡上鳥渡邨之人也、翁性格於謡歌特妙、一發聲動樑塵、老以曲師爲業門徒千有余、一日翁大會門弟子、且謂曰以謡歌勿爲業焉、以禮爲樂焉、皆曰然遂用之、翁以文政七年甲申閏八月二日卒年七十四、葬之于先人之墓側、後七八年弟子又哭之、將經紀其事以建碑、天保七年碑成、友人某記石建之

右は觀音寺門前に在り、門人等近年建立す

信達一統志卷之八　終　（信夫郡之部終）

磐城志

磐城志

序

地志之有資于經世也久矣、禹蹟之載于夏書者可以見矣、萬世修地志者之所取準焉也、古者吾先王之始分國郡鄕里也、史稱、或隔山河、或隨阡陌、以分定焉、則與禹之奠高山大川、以分其州域者、同其揆也、今據山川而按其跡、則其所以相陰陽辨水土者、昭然可察矣、由是觀之、限山川以分州域者、則治地之大率也、是故古者五畿七道、置風土記而詳載之、以資其政治、其書今皆亡之、其偶存者、或殘缺不全、或眞僞難辨、豈不亦惜乎、蓋保元平治之後、王室陵夷、乾綱解紐、建武應仁之間、詩書禮樂、日就湮替、載籍亦多罹災、風土記之亡蓋亦與焉、自此之後、地理之學遂廢而不講、文業墜在浮屠氏者數百年矣、可勝嘆哉、慶元建櫜以還、昌運丕闡、士儒輩出、經傳百家之說並起焉、載籍圖書之隱晦于世者、亦往々而出焉、則當今之時、君子任經世之憂者、地理之

學豈可不講哉、吾磐城之爲郡、既屢經沿革、今分爲四郡、而記其風土者甚少矣、寛文中有處士板阪氏者、著磐城風土記一卷、略而不備、搜索亦疎矣、其他諸書、往々皆野史俗傳、不可徵者也、藩中老鍋田君嘗憂之、向者既撰四郡之地志、垂稿成不幸罹災、今又償其素志、著此書及案錄數十卷、抑鍋田君之欲著之也、凡正史實錄之有所關係于此者則勿論矣、神社佛宇之藏錄、閭里故老之私記、蒐獵無餘、網羅殆盡、搜索之力蓋有勝于昔日矣、自非彊幹堪煩之才、則何以能之乎、繕寫卒業、而使余序之、余受而讀之、則凡國郡之建置沿革、城封邑里之移易、道路關梁山川之方隅、社堂佛刹墳墓古蹟之所在、瞭然如指掌、甄揚人物之側陋、延及于謫遷流寓之徒、美言偉行之有輔于世教者、則雖異教之徒亦颺之、其愛好人倫可謂厚矣、至于論風俗之美惡、評政治之得失者、則鍋田君惓々之微意、以爲有存乎、讀者之領解者、其用心亦勤矣、其中叢々瑣末有不足載者、而猶不遺之者何也、蓋苦辛之所得、玉石皆存之、以供于讀者之取捨也已、是鍋田君之意也、後之君子欲取準於禹貢之書、倣體裁

於古之風土記、而修四郡之地志者、由此書求之、則其或有汰精金於流沙、探玄珠於罔象歟、嗚呼苦辛之業、猶有可言者、則繙此書者皆能知之、固不俟乎余之喋々也、是爲序、

文政九年丙戌春三月　日

磐城儒臣　神林富有撰

磐城志

總目錄

第一卷

陸奥大意　五十四郡異同考

磐城國郡建置沿革　國造考

和名鈔鄉名國考　南北兩朝圖考

四郡封彊村名圖考 附墾田戶口牛馬當今諸村石數

風俗　山河海 附名勝

道路　關梁

土宜

第二卷

神社

第三卷

同

第四卷

同

第五卷

人物 附名官孝子

謫遷 附流寓

墳塚

第六卷

古墟

第七卷

同

第八卷

佛寺

第九卷

佛　寺

第十卷

同　堂　舍

總計十卷十八條

附錄

磐城家歷代事實

鳥居家內藤家事實

磐城志　巻之一

磐城　鍋田三善　編輯

陸奥大意

續日本紀齊明帝五年三月の記に道奥に作る又七月の紀に陸道奥に作る養老年中奥州と稱す然れとも先是日本書紀崇神天皇十年癸巳十月詔大彥命征高志國今の越前越中越後の三國と云　武渟川別命父子往遇陸奥會津國とあれば其國名の建や遼遠なることと知るべき也職原私鈔陸奥按察使の條に云分國之時地平而境不分國之奥而隣地無高下故號陸奥分郡五十四郡又隋書にも九州居西爲首陸奥居東爲尾あり陸奥は東山道八箇國一也景行天皇の五十五年彥狹島王を以て東山道十五國の都督に拜すとあり節用集に用明帝の朝定五畿七道文武帝の朝分六十六國とあれども此二説詳ならず民部式曰大一云市柵宮室不可勝計仙窟異鳥怪獸充繞以漆備貢大々上々國也管五十一郡異同考下に在り　和名抄曰田五萬千四百四十町三段九十九歩正税六十萬三千束公廨八十萬三千七百五束五把本穎二百三十八萬六千四百三十一束雜穎九十七萬九千七百十五束九把五分

按に正税とは田年貢のこと公廨とは畑年貢のこと也其畑年貢の中より國司及び諸役人の役料を受けしとみゆ是を公廨田といふ廨は本官舎のことにて今云役屋敷のことなり其處の畑年貢を公用に給する也古鎮守府に置れし時陸奥の國中に於て信夫郡以南の租税を陸奥守以下の公廨とし刈田より以北の租税を鎮守府の兵糧に充る由官職の説等にも見えたり又正税公廨の外に調庸といふありて金銀糸帛絹の類諸色雜物國々の土産を貢すること也今時の浮役小物成の類是也足利家の始まで此作法ありとみえて我岩城好間の郷より絹を調進せしこと飯野文書中に見えたり又本穎とは米穀のことにて雜穎とは今云雜穀のことならん即黍稷麥粟豆等の類を謂ふか因に云拾芥抄に稻十把爲束とありて其獲る所一段より五十束一町より五百束也一束米五升租は一段に二束二把を出すなり或は一束一斗五束を一苞とす今云籾一俵のことなり又按に十字を一毛と云一字稻一合一毛稻一升を獲るなり字は即一把のこと也左れば一字を一把とも云也十

毛を束と云ふ九く束たる也故に刈穗の大緊一握を一字と云十字を一毛と云十毛を一束と云也抑上代の法は以戸計口以口班田とあつて戸とは今の家といふこと也一戸は今の一軒といふに同じ一軒に主人以下子弟奴婢ありたとへば總人數十人あれば一戸十口と立て田を給はる一口は一人分也男は田二段女は其中三分一を減ず一段の田に稻五十束を得る也一束を舂て升にすれば米五升也尊太政大臣より始て諸官皆其口を數へて田を受るなり其租は皆一段に二束二把づゝ出すなり故に男一口二段を受れば右租を出し殘り九十五束餘を一人前に給也如此わり付たるもの故上下共に貧富ひとし其中に尊者は用途廣く入用も多き故位田封戸とても皆一段に付き二束二把の租を出す事は同じき也位田とは五位以上位階田を賜る也令に正一位は八十町と有る此類也此外職田、賜田、功田等ありて各次第あることとなり

五十四郡異同考

（※印ハ朱書）

延喜式三十五郡（和名抄卅六郡 拾芥抄卅九郡）	節用集（五十四郡 東西六十日）	見行五十二郡（赤水輿地圖附）
白川	白川	菊田
黒川	黒川	白川
磐瀬	磐瀬	磐崎
會津	會津	磐城
耶麻	耶麻	楢葉
小田	小田	標葉
安積	安積	行方
柴田	安達	宇多
刈田（※和名抄拾芥抄作郡田）	柴田（※東鑑作芝田）	白河
遠田	刈田	石川
名取	遠田	岩瀬
信夫	名取	田村
菊田	信夫	安達
標葉（拾芥抄八十八）	菊田	安積
行方	標葉	會津
亘利	阿曾沼	大沼
玉造	行方	耶麻
加美	和賀	河沼
志太	河內	和賀
栗原	稗貫	紫波

江刺	高野	稗貫
膽澤 和名抄此下に府の字あり	亘利	岩手
長岡	玉造	鹿角
登米	大名門	閉伊
桃生	加美	九戸
牡鹿	志太	二戸
宇多	栗原	三戸
伊具	江刺	北
色麻	膽澤	刈田
氣仙	長岡	伊具
安積	登米	黑川
磐城	桃生	加美
宮城 和名抄此下に府字あり拾芥抄亦同	牡鹿	玉造
盤井	階上	志田
新田 以上延喜式	津輕	亘理
※斯波 安達	宇太	名取
大沼 以上和名抄安積一部なし	伊具	宮城
※廣瀨蒙齋斯波郡を延喜式民部省の外に得たり是を以て延喜の時實に卅六郡とす	知我斯波本吉 ※不出國史及和名抄拾芥抄等唯見東鑑有本吉冠者	登米

赤水五十四郡異同考

薭縫	石川	牡鹿
岩手 以上拾芥抄安積大沼なし	大沼	桃生
一 閉老志部名考	色摩	本吉
稗貫	稻我	氣仙
古名綾縫草書に因て誤	行波	盤井
※飯野八幡社藏貞和五年古展右京大夫貞家文書に標葉郡滿石已下奥方面徒云々	盤前	膽澤
糟部	金原	江刺
今云九戸なり	葛岡	津輕
二戸 今屬磐手郡	伊達	伊達
色麻	閉伊	信夫
今作四竈屬加美郡	氣仙	柴田
葛岡	磐手	宇田
今玉造郡の内村名	郡栽	遠田
新田	鹿角	栗原 凡五十二郡
斯波家兼除之今云大崎なり	糟部	階上
	三戸	熊澤 赤水輿地圖添二郡爲五十四郡
		近世の書和爾雅和漢三才圖繪日本輿地公圖武用辨略等皆作五十四郡部名異同多し

白河　磐瀨　會津　耶麻　大沼　河沼　石川　田村
磐城　磐崎　菊多　楢葉(一曰阿曾尼)　標葉　行田(和名抄作行方)　宇多
亘理　安積　安達　伊達　信夫　伊具　刈田　柴田
名取　宮城　黑川(分爲星河)　賀美　志田　遠田　桃生　牡鹿
玉造　登米　本吉　栗原　磐井　膽澤　江刺　氣仙
和賀　稗貫(古作穌縫或作稗縫)　紫波(一作志和或曰部栽)　岩手(或作大名門)　閉伊
二戶(本作二部或作河內又作比內)　鹿角　三戶(或曰海上今屬岩手)　九戶(古曰體部或曰金原)
北　津輕　以上五十郡

按長岡郡入栗原郡新田色摩入加美郡小田入牡鹿郡丹取葛岡入玉造郡多賀階上二郡入宮城郡星河入黑川高野入白河雖曰五十四郡實五十郡耳後世津輕有三郡古稱五十四郡今其地不可詳唯傳其名記于此耳

一　抑奧の郡數たるにや延喜式民部省載する所卅五郡を以て始とす古今其數に因循す然るに近歲白河廣瀨蒙齋五十四郡考補遺を作る本文は白石氏所著也蒙齋其謬誤を辨じ并遺を補ふ甚精細にして考據を盡せり乃斯波の一郡を民部省の外に得たり因て延喜の頃實に三十六郡たるを知る舊來の謬傳於是始て瞭々たり振古分合割置し沿革異同一ならざりしことは國史に昭々たれども其五十四郡の數に至りしことは定かならず職原私鈔に已に五十四郡とあれば建武以前のことたるべし源平盛衰記平家物語太平記神皇正統記等の諸書にも皆五十四郡と見えたれば蓋其頃より此數は定りしことと覺ゆれ又二本松藩島友鷗の說に見行五十二郡の內白川白河宇多宇田の四郡何れも一郡なるを領主地頭の替りにて文字に書替へたることと聞ゆれば實は五十郡なり左すれば平家物語阿古屋の松の條下出羽陸奧も昔六十六郡一國なりしを十二郡を割て出羽の國をば立られしと云に合すと新井白石の說なりと云へり此說是なるべし前に出す郡名沿革圖は則島友鷗の著書松藩搜古に載する所也朱書は則予が補注也思ふに其便を得たれば乃茲に襲錄して其美を借るなり島氏は則予が同好の益友也

按に本朝地理統轄の制は道統國々統郡々統鄉國有國司郡有郡司道に五畿七道あり國に大國上國中國下國の四等あり(國各有守稱國司親王則稱太守)郡に大郡上郡中郡下郡小郡の五等あり孝德帝の朝制定に凡郡以四十里爲大郡三十里以下四里以上爲中郡三里爲小郡(郡各有大領少領謂之郡司以本土人任之)然れども上古國郡大小統轄の制詳ならずと云へり大概大なるを國と云小なるを縣と云村と云ことと見えたり縣は則郡のこと也(國郡制度の大略東涯氏制度通に見えたり)

磐城國郡建置沿革附平地名考

舊事紀云成務帝始分其地定以爲國者九石城其一也是國と號するの始也同朝の御世建許呂命を以て石城の國造とすと國造本紀に見えたれば是時一國とはなりたるならん應神帝の御代建許呂命兒屋主乃禰を道奥菊多の國造に定むともみえたり是岩城に官守を置れしこと史策に見えたる始めなるべし元正紀養老二年五月乙未割陸奥國之石城標葉行方宇大亘理菊多六郡置石城國又割常陸國多珂之郷二百一十烟名曰菊多郡屬石城國焉三年閏七月石城國始置驛家一十處是置驛の始也日石氏五十四郡考曰初成務置石城國後廢爲郡至于此復再置石城國後亦廢爲郡國顧ふに成務の世唯大國小國の國造大縣小縣の縣主を置れしのみにていまだ國統郡々統郷の制度には至らざりしと見えたり元明帝の和銅六年五畿七道に詔して名其國郡必以好字延喜式又曰凡諸國名其郡里並用二字取嘉名（中略）石背盤瀬也石城磐城也阿尺阿積也染羽標葉也伊久伊具也浮田宇多也與白河信夫菊田置陸奥國而隷焉（下略）常陸風土記の註に淡海之世擬遣不見國令陸奥國石城船造作とあり淡海之世とは成務帝の御宇也是を以て觀れば上世石城の國に造船の良匠有しこととしらる又同書の註に謂建御狹日命者即是出雲臣同屬今多珂石城所謂是也ともあり建許呂命の同族が稱德天皇（四十八代）神護景雲三年文部山際賜姓於保磐城臣大國造道島島足之所請也仁明天皇（五十四代）承和七年三月磐城の臣雄公遍跡ニ戎途ニ忘ヒ身決ニ勝居ニ職以來勤修大橋廿四處溝池堰廿六處官舍正倉一百九十宇其書生黒川郡大領鞫黒成褒ニ公勤ニ也十一年磐城臣貞道弟成秋生賜ニ姓阿倍磐城臣ニ又文部臣繼島賜姓阿倍陸奥臣皆善人也蓋雄公之餘風乎貞觀十八年文部繼麿文部濱成等男女廿一人賜姓湯座菊多臣云々按に文部及雄公等國造已來置れし所の官守にして皆勳功ありしに由て姓を賜ひしとみえたり抑我磐城たるや元より大郡にして古の國たるを以て今降つて郡たれども猶其稱を襲ひ數郡馴稱する也左れば今に於て菊多岩前楢葉の三郡とも岩城を以て通稱す是其古を忘れざる也夫磐城の稱は何の世より何に由て起りしや知らず白河廣瀬蒙齋の說石城は石の臚と云ふ事なるべし同に岩ヶ崎郡（今作岩前）あり後に石背郡（今作岩瀬）あれば也と最是とすべし水府石川久徵云岩城は湯涌ならんか三箱の溫泉あるを以也（溫泉考に西國の中溫泉地な湯涌と稱する所ありとのよし）和銅の頃地名に雅字

を用ゆべきの令ありしとき今の字に更めたるにやと是亦一說に備ふ又朝日一貫云岩城は岩垣の轉せしなるべし其地勢西南北皆高山重疊として恰も屏牆の如くなるに由て起りし名ならんかと 僖綱按に蒙齋所說訓義古格に合せず是とするに足らず石川氏亦此說を襲ぬ但朝日氏の說稍佳なるに似たり又後の文に城をジロと訓ずる說あり城古訓「磯之呂」と訓ずるは後世のことのよしなれば此說もあし栗田寛この說如何あらん諾ひ難き心地す古へに城と云詞の義を知らざる說に似たり久徵が說も誤れり岩垣の說やゝ近し 左れば四郡とも東海邊に處し南北海道凡十五里餘楢葉北に在り磐前西南に在り菊多又其南に在り岩城其中央に在りかく海岸傍近の國ゆへ水戶より岩城通の相馬へかかるを昔より東海道と唱へ來れり或說に奧州路磐城を經るを海道とし白川を經るを山道と云と又東鑑に基衡毛越寺を造立し運慶に本尊を造らしめ種々の謝物を人馬にて送り山道海道の間絕ることなしと見へて或說と符合すと白河古事考に見えたり松藩搜古にも亦これを引けり天平四年記曰八月正三位藤原朝臣房前爲東海東山二道節度使天平寶字五年紀曰以從四位下藤原惠美朝臣朝狩爲東海道節度使 多賀城修造碑參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎭守將軍藤原惠美朝臣朝獦云々 延喜式に載す東海道十五ヶ國常陸其一也陸奧は東山道の中なれども常陸よりの地脈を引き且海邊筋故岩城より相馬路をも總て東海道と稱せしことは見えたり又岩城飯野八幡宮藏の建武二年伊賀式部三郎への國宣に相伴東海道勢とあり又仙臺角田石川家藏の建武三年一見狀にも東海道湯本とみえたり又文和二年飯野伊賀三郎左衛門尉への御教書に奧州東海道檢斷職のこと云々又松藩搜古に云延元中結城入道の家僕中村六郎が今の相馬城との傍熊野堂と云へるに籠りしを高野山殘編には東海道熊野堂に楯籠ると記せり是相馬邊までを東海道と稱せし證也前の諸說と符合せり又常奧の國界も多賀城西の碑の里程を以て我勿來關を誤り常陸那珂河を以て其界となす者多し是古今里程の沿革を曉知せざるもの丶說也無稽の甚しきに非らずや夫以今考古古道は多く山上を通路とし曲折昇降して最迂遠なりしを後世次第に直徑便利を得て行人の勞苦を省きしことと覺ゆ後勿來關も今の古關と稱する處は中世鎌倉已降慶長年間迄の通路也 今道切通は慶長中所鑿開也詳に勿來關の條下に辨ず 赤水及蒙齋皆土人の說によりてこれを誤れり實に古關趾は夫より凡半里餘窪田より大槪通り常陸多河山村に通ずる山上と見ゆ又一には多珂山小屋より窪田の南酒井に通ずる處ともいへり酒井は和名抄の古郷にして菊多の初驛也

夫より河邊山田等の古郷皆今の海道より西山傍に在り是等を以て古今道路の迂直遠近を想ひ計るべし赤水日天平之時常奥之界蓋今那珂港也以六町爲一里則去多賀城四百十二里此時仲久自高三縣猶屬奥州可知矣又日多賀城碑所記里數之差殆倍矣可疑之甚也と是當今の直路を以て計る故如此古時の迂道を以てする時は其里程に適ふべし古今の沿革察せずんば有るべからず今を以て考ふるに譬ば一小區の地といへども猶迂直の兩道あり或は古道新道など唱えて古道は果して迂遠に屬し新道は必ず直徑に渉り往來の捷便を得せしむ況んや數百里に於けるをや長久保氏の該博何ぞ其麁なるや又和名抄磐城郡管郷十二の中磐城あり今其處を詳にし難しと雖ども恐らくは同郡上平窪村の邊りならんか石川周良の說に磐城といふは磐城村につきての名なるべきか大和村につきて大和國とぞいひ傳ればかくぞ思わるといへば大に是なるべし又其考に石森山の續きに富士と城と二つの山あり石森を加へて三山なり中にも城は巖石峨峨として自から岩にて作る城ならん又岩城富士ともいう此城を以て磐城の名の緣據とせり又上平窪村横山臺臺上廣平古塚甚多しの川向に屛風石と云へるあり大巖石にて左右より道路を夾む恰も石門の如し因て木戸石とも云夫より上の山にも許多の巨石嵯峨として磊落たり昔八幡殿と貞任と河を隔てゝ對陣し矢軍ありし處なりとぞ因て其邊りを矢合せ河原と云ふ若前の周良が說に由らば此邊の巖山も亦岩城の稱に緣由なきに非ず何れ岩の臨といへるに本づき夫より土地に及ぼして土地の名とし土地の名を又郡に及ぼし郡を置るゝ時又郡名とは成りたるならん白河郡の名の水名より起りしと云うが如し若又廣く一國に取らば岩垣の說是に近し磐城は從來大郡たり中世以降岩城岩崎菊多楢葉標葉の總括して磐城五郡と稱す其濫觴を詳にせず好島熊野社藏の延德中の古文書に岩城五郡とみえたり先是磐城次郞太夫平則道藤原清衡が女秀衡が妹を娶て五子を生む乃五郡を割て分與すと云想ふに鎌倉時代に當れり是磐城五郡の權輿ならん又四郡とは其中標葉を除きたる也今は相馬領知たり奥相茶話記を按に大永天文の頃相馬兵部大輔顯胤宇多行方標葉の三郡を領す宇多行方は元より其本領にて文治年中藤原泰衡追討の時右大將家より勸賞に賜はりし所也とぞ夫より後建武康永の頃出羽權守親胤は無二の武家方たりしゆゑ尊氏卿より先祖相傳の地宇多郡を賜

はり其外處々並に岩城の内仙道の内關所の跡を加へ給はりしとぞ此頃岩城の標葉郡も相馬領となり楢葉標葉の郡彊小良ヶ濱境川を以て分界とせしならん境川の南な岩城小良ヶ濱といひ北を相馬小良ヶ濱と云其故は往昔岩城の人と相馬の人と土地を爭論し互に小良ヶ濱々々々々と云し詞より双方に此名殘りしとぞ小良とは我の方語也又建武延元の間南北兩朝に分裂し奥州の爭亂紛々たること錄するに遑あらず伊達田村は始終官軍に志を固ふし白河は半にして武家へ屬し石川磐城相馬薫名等は親族兩方へ分離し相互に隙を伺ひ戰闘廬日あることなし是時に當つて割據爭奪紛亂錯糅し夕には彼が郡を稱し旦には我が郡を呼ぶ是を以て楢葉の管内片郡隻城を相馬に奪はるゝときは標葉を稱し復岩城へ奪ひ還すときは元の楢葉を呼ぶ今楢葉管内を標葉と記し置きたるものあるは其故也他郡といへども隣疆の爭地は皆如斯今を以て疑を起すこと勿れ白川古事考に云文治五年頼朝卿奥州征伐あるに泰衡兵を白川の地まで進め防戰のことを聞す仙道七郡會津四郡岩城四郡等を戰はざる前に捨てゝ自ら屈め伊達の大木戸を限りて打出ざるは泰衡兵謀に拙き故にや泰衡亡て後白河郡を始仙道會津岩城をも勳功の賞に諸將に賜はりたれば泰衡の管内たりしことは知るべし下略按に文治の頃未だ四郡の稱はなかりしと覺ゆ又近世の如く統一の所領は稀にて大なるは一郡一郷を管し小なるは一莊一村を領せしとみゆ永享の古文書にも村の總領郡の總領などみへたり左れば悉く犬牙錯雜にて常に掠奪の爭ひ絕えず因て安堵讓狀を以て證據とし自他の爭奪押妨を防がしむ周南氏曰往時士庶家與其田邑於昆弟子孫族姓若他人先私爲文契傳屬因請所屬官長押字爲證以防爭奪謂之讓狀其同姓異姓傳々相屬者謂乎繼狀飯野文書中神主頼泰光貞等の讓狀あり皆鎌倉の執權北條氏安堵下知の奥書押字あり同八幡宮古緣起の奥書に云文治五年己酉右大將家の命を蒙り藤原泰衡延尉義經を射たてまつる奥州の勢こと〴〵く高館の陣にはせむかへり岩城太郎平清隆當郡の地頭にて千葉介常胤預所なりき其とき清隆の嫡男師隆を別當として十二日の供僧を置る延尉追討の御願なるべし下略かくあれば文治の頃岩城郡の地頭は清隆にてありし也又同書に其後建暦元年岩城の地頭は清隆の三男高宗とみえたり詳に岩城降記に載す

附言平とは元來飯野平を略稱せると云今の城地の邊りを指す因て城名を平と稱す舊くは飯野が城ともいへり又平を安陽縣とも唱るよしいつの頃よりの稱に

や詳ならず抑平の稱の起源を按に岩城次郎太夫平則道の後室德尼御前は奥の平泉藤原清衡の女秀衡の妹也其故郷を懐て忘れ難く更に居る所を部て平と日ふ後又隱栖の地を卜して白水と名づく即泉の字を分つ也因て此地をして平泉に擬すると云（詳に德尼の傳及び白水彌陀堂の記に見えたり）石川周良云和名抄に平窪の名みえず飯野平の窪といふなるべからんと予按に飯野平とは稍草を作れる原野の平地といへる意と思はる飯は稍穀のことなるべし今の平城の傍近は岩城の中最渺茫廣闊の地なるに基き平の稱も起りしにやあらん（世人岩城平と心得たるは誤り也岩城は元國の總名平は一邑の稱なりと知るべし）古老の説に平窪より小川までを平の莊といへるよし石森觀音堂寛永中の懸版に岩城郡平莊四波村と記せり然れば古老の説を符號す又天正太夫大谷七頭古國元和六年の許狀に平村平頭天正同官とあり又古文書を按に嘉吉文安已降云の稱往々見えたり先是いまだ所見なし水戸石川久徵云平といへるは岩城氏平姓にて數世其處に住せられしかば終に地名と成りしにや水戸府中は古への國府にて平の國香大掾に任ぜられしより已來子孫世々相繼て此地に住せしによれりとみえて今府中を平村と稱すと云此説如何あるべきにや姑く錄して以て異聞に備ふる耳

磐城、菊多、兩國造考

磐城國造（今陸奥國磐城郡）志賀高穴穗朝御世以建許呂命定賜國造（舊事紀は水戸源義公の明斷後世の僞撰と論じ置せ玉へりされども他に需むべき古書あらされば姑くこれに依ふのみ想ふに舊事紀僞撰の比素より世に國造本紀の一書ありしを増入せしも亦知るべからずあながちに僞作として捨つべきにも非ず稻葉齋藤翁辨すべし）古事紀日神八井耳命道奥石城國造之祖也又常陸風土記の註に云建御狭日命者即是出雲臣同屬今多珂石城所謂是也按に磐城に官守を置れ民を治めしめしこと國史に見えたるは建許呂命を以て始とすへし

國造墟址　岩前郡下大森村の南山上に在り今其字を平と呼ふ（長者の野翻譯名義集曰西土呼豪族世富商大賈積財鉅萬稱長者云々本邦所謂長者も蓋此類を指ていふならんか虞瀬蒙齋閒編云今人以富厚爲長者者富豪之稱或曰郡縣正長之稱）本村大承寺溜井の下水車の側より南に向ふて稍々道を登る事凡二町餘長者平に至る是上古の館門正路とみゆ館址平坦今是野也竪南北凡七十一間餘横東西凡四十間餘四方に揆搨壊あり其形今猶依然たり又其陰に小溝ありしとみえて處々其迹を存す土人云往時館址に礎石の如き石轉然た

りし由今はみえず東左西右は皆山迫也又西の土手下に一條の小徑あり南行して下高久村に通ず其間山上凡三町許大概平夷にして處々に谷あり此西の迫を隔てゝ山峯通りを指して大承峯と稱す舘臺より北面の眺望比ひなし先づ本村の耕土を一圓に見渉し夏井川は西より東に流れて海に入る宛も一線帶の如し且に當つて四倉仁井田六十枚大越等の諸濱漂渺として目を悦ばしむ又三森の高嶺は正北に遙望し諸山に卓越して蒼天を穿つに似たり

一說に磐城國造の遺址は上平窪村の内横山臺二條臺須釜臺などの邊にやあらんと皆廣平の臺にて山續き也就中横山臺には大小の古塚凡七八十も處々に點在す土人蝦夷塚といへど左にはあるまじ故ある人の塚と覺え偶これを穿つもの石室中腐刀曲玉管玉の類を出すと云必ず祟りありとて處のもの畏敬しあへることとなりき果して國造の遺址なるやしらず古昔故ある處とは覺ゆれ彼大越にては長者平を指して國造の遺址なりと里老の口碑に存し侍れば正跡となすべきにや姑く其說に從ふのみ想ふに千載を經たる古墟なれば傳聞等も定かならぬ事としるべし

一長者平の廢瓦と稱するものあり瓦面福島の二字を左文字に打出しぬ瓦匠の氏にや亦其頃の地名にやしらず瓦質甚堅好ならず國分寺の古瓦に比すれば稍劣れりとす裏には布目を押す石川周良これを以て國造址の廢瓦となし最愛玩に堪へず蓋土人の說によるか予按に其說誤りならん土地懸隔を以て也其古瓦を出す處長者平を距ること凡三町余耕土中一小區の葬地に在り（南北九間東西六間許字を古山前石田と云）此處に缺瓦累々として散在す好古者拾ひ盡して文字あるは甚稀也又此區に大なる蕪礎四ッ五ッ確乎たるを以てみれば古昔堂塔の遺址に疑ひなかるべし尤回祿せし燒瓦と見えたり星霜數百年を經たることと覺ゆれば土人の口碑に存せることもあらざりき恨むべきこと也

菊多國造　國造本紀云道奥菊多國造（今陸奥國菊多郡）輕島豐明（應神）御代以建許呂命兒屋主乃稱定賜國造

國造墟址　窪田大高二村大牙地に在り里人相傳へて長者邸と云東西百間餘南北七十間餘平坦の丘陵也東南北の三面は一塊小高く東に舘門の道路ありしと見ゆ西は稍平夷に屬し安養寺に接す是裏門の通路とみえたり東面は田園曠々として菊多浦の蒼海に達す漁

卅點々遠望極りなし南は勿來關の諸山重疊として佛具の高嶺に至る佳觀謂ふべからず又北邊處々に方五六尺許の蕪礎依然として存せり此邊より米麥の焦黒たるもの雨後圃中に現れ出るとぞ實に千載の遺品米麥猶形を以て辨ずべしとなり果して上古倉庫の跡と思はる實に國造館址に疑ひなし予始て探り得る處なり蓋文部靈麿文部濱成等亦居之歟

日本紀成務天皇四年詔曰云々自今以後國郡立長縣邑置首即取當國之幹了者任其國郡之首長是爲中區之蕃屏又五年秋九月令諸國以國郡立造長縣邑置稻置並賜楯矛以爲表則隔山河而分國縣隨阡陌以定邑里因以東西爲日縱南北爲日横山陽日影面山陰日背面是以百姓安居天下無事（東涯云造首稻置の名は本邑主の長にて民を治る官職也後世いづれも朝臣宿禰と同じく尸の名となる村主をすくりと云も同きことなるべし古へ一邑の長を國語にてすくりと云漢字を以て村主とかくその子孫に至りて尸となると見えたり）

蒲生氏職官志云有國造鎭撫其民社注曰上古有國作大己貴國作國造也蓋自有生民所在人材傑出堪看長者衆擁戴之以奉政令號爲國造因其造邦國也始其號出於自然所從來久矣大帆之日東也莵狹彦迎而饗諸河上即是莵狹國造遠祖也國造之號逐以爲封爵及帝業既定以珍彦劍根爲倭及葛城國造是也至成務之世以國立造長縣置稻置並賜以矛楯而爲表焉古事記以此謂大國小國之國造大縣小縣之縣主稻置也以其尹所部則謂之縣主以其職則謂之稻置

一東涯制度通に云職原の首書に上世國司云國造至皇極天皇始改國司至文武天皇改國司曰國守と何によることをしらず皇極帝本紀に國造を國司と改むることみへず推古天皇十二年に聖德太子十七憲法に國司國造勿斂百姓なり又天武帝の本紀に諸國司國造郡司及百姓等諸可聽矣とありしかれば古は國々に造ありてその後又國司を任じたまひ國司國造と並び置かるとみゑたり其内に國司は國造より位高く權重し故に國司國造と並び稱せらるゝなり是よりのち世々の國史に國司國造と云こと所々にありて後世までも國造の名あり國造を改めて國司とするにあらずしかればいつの世に國造を罷らるゝと云こともなく次第に廢するとみえたり又同書に神武天皇都を大倭國橿原に定め天皇の位に即きたまふその時大倭國葛城國の造を定めその外功あるものに國造を賜ひ其次は縣主を定めたまふ夫よりこのかた代々に任せられて和銅の頃まで總任國造百四十四ありしかれば上世は日本百四十四

國にて國ごとに國造一人ありてこれを掌る造は「みやつこ」と訓すしかれば國中の神祇祭祀のことをつかさどりてかねて民事をおさむるなるへし上世の風義なり

前の諸說に由て考ふるに我岩城の國造たるや十三代成務帝始て地を分ち國を定むるのとき所謂小國造とみえたり其後六郡を總管するに至つてはいかゞありけん菊多標葉の如きは素より小國造ならんか又菊多岩瀨等の國造皆岩城國造建許呂命の子にして岩瀨は成務帝の世菊多は應神帝の世定賜せらるゝ所也又按に牡鹿郡に大國造ありしとみえて岩城菊多標葉岩瀨柴田黑川玉造賀美等の諸郡の官人賜姓賞勳のことは皆大國造道島足の所請也といへり（道島は姓島足は名也天平勝寶五年八月陸奧國人丸子島に賜牡鹿連姓天平寶字四年十一月桃生郡人從七位牡鹿連猪手賜姓道島宿禰云々按に島足初の姓は丸子にて牡鹿連姓を賜はり後又道島の姓を賜ひしにや亦別人にやしらず同十一年三月丁亥牡鹿大領道島大楯とも見えたり是等の人島足の同屬にや）三十七代孝德帝の御世始て國郡に官人を定められしこと史乘に歷然たり其頃守介椽目の名はみへざれども大領小領等たしかに任ぜらるゝからは國守の名あることは知るべき也同紀二年取國造性識淸廉堪時務者爲大領小領とあれば成務已後此頃まで國々に國造ありしことはしられたり國造は後世の郡司地頭の類と思はる國造は所の住人を撰んで任じ其つかさを國司と稱して京都より任國に下されし也又前にいへる四十八代稱德帝の御代丈部山際磐城臣雄公貞道弟成秋生丈部繼島等又貞觀十八年丈部繼麿丈部濱成等の人人國造とはなけれども當時大國造の名みえたればやはり民事を掌り祭祀を奉ずる職分たることは國造の任に同じきことゝしらる

古郷名地圖は石川周良が考と予が聽按とを折衷して漫に造る所の畧圖也和名抄所載磐城郡の內十二鄕菊多郡の內五鄕當今其古名を存して嚴然たるものあれと多くは古稱を變じ土地沿革辨じ難きものあり因て下葉に揭出して以て愚考を附注す上の地圖と照覽辨知すへし冀くは後賢の補正を俟つのみ

一源順和名鈔鄕名如左

（菊多(キクタノ)郡）　酒井(サカイ)　河邊(カワノベ)　山田　大野　餘戸

（磐城(イハキノ)郡）　蒲津　丸部(マロベ)　神城　荒川　和(ヤマト)　磐城(イハキ)
飯野(イヽノ)　小高(ヲダカ)　片依(カタヨリ)　白田　玉造(タマツクリ)　楢葉(ナラハ)

（標葉(シハノ)郡）　宇良(ムラ)　磐瀨(イワセ)　標葉(シバ)　餘戸

(行方郡)　吉名　上江　多珂　子鶴　眞敏　眞野

(宇多郡)　長伴　高階　仲村　飯豐

(亘野郡)　亘理 利田多　坂本　望多 多萬宇　菱沼 比之奴爲

按に和名抄に載たる郡名は陸奥を三十六郡に分ちたる故今の五十四郡に比すれば各郡の廣狹古今の差異あるべき也今岩城四郡の内磐ケ崎郡は磐城郡より分割し楢葉郡も同じく郷を陞せて郡たらしむ是等の沿革今猶歷然たり又標葉行方宇多亘理の各郡今磐城四郡に關涉せざれども古昔養老中陸奥國の中石城標葉行方宇多亘理菊多六郡を割て石城國を置とあれば今其郷名を玆に擧ぐる也後世若相馬志を作る人あらば彼四郡を我此岩城志に追續せんことを庶幾する也

一和名鈔十七郷赤水地理志には今廢無知其界と見えたり是深く考えざるなり石川周良が岩城國號考には菊多郡の内(酒井)(山田)といふ名は其古の如し(大野)と云は植田か上高野なるべきにや知らず磐城の内(蒲津)なるべきを今がまた神谷(丸部)なるべし今馬いな(神城)(荒川)は古の名の如し(和)やまと、假名つけさせ玉ふ大利のよし里人いへる(雅城)今石森より平久保村なるべし(飯野)赤布崎より北なるべし(小高)今高坂か又高久村ならん(片依)今の片寄(白田)白土なるべし定めて田を土になしたるなるべし(玉造)今の玉山

てふより彼邊りの名なければ其あたりならん(楢葉)江の網村より北の方今に猶楽部といふ(標葉)(行方)は今の相馬なりとぞ思はる(宇良)(子鶴)などいふ處際にありと云々又予が考へを左に附録す

一(酒井)今酒井へいひし即一村落也古國造地大高村及久保田町の南出藏の東にある村也南の方山を越ゆれば常陸國山小屋へ出る

一(河邊)鮫川の上富田村より小川への村續き川の邊りに沼邊と云村落あり恐らくは河邊ならんか沼河の文字相似たるを以て後世誤りたるものか又川の邊りの村故洪水の爲に蚕崩したる跡悉く小沼となりて所所あり左れば河邊をいつしか沼邊と唱へ來りしにやと思はる

一(山田)今上下二村に分る爲古名の如し植田驛より上遠野への道筋也產物山田蓆を出す十府の菅薦に類す寢蓆に用ひて便とす

一(大野)今大野といへる村なし周良は植田か上遠野かといへり予考ふるに今現大高村の内中田の分の川向に字大野と云所あり五十石ばかりの地にて今民家一軒あり久保田町の南に當れり其田の中に古塚あり大野塚と云最小塚なり

一(餘戸)五十戸に滿ざるを餘戸と云今代何れの地なるを知らず

一(蒲津)周良考の如く今の鎌田村なるべし元弘の頃鎌田彌次郎入道相國此地に館主たりと又應安已前の文書に鎌田村の内四波と云々今は四波一村となる其頃は鎌田親村にて傍近諸村を管轄せしにや是古郷たるの確證なり今鎌田川を挾んで總て鎌田と稱す川西を鎌田町と云東を向鎌田と云即在也又夫より北の

入りを入鎌田と云ふ今は川の中央を以て岩前岩城兩郡の界とす古は然らず左右とも岩城郡也左れば川を挾んで其土地あるは古の境りしなり

一（丸　部）周良が說の如く今の馬目なるべし■諸相近き音を以て訛り傳ぜしと見ゆ隣村泉崎を昔は■の目が崎といひしよし左れば古は其土地も廣濶たりしならん

一（神　城）古名今に存せり當今神白の文字を用ゆ■白同訓を以也上下二村に分る小名濱續き村にて海邊に處す

一（荒　川）尙古名の如し上下二村となる東西へ長く南北へ短き村也村の中央小川流る荒川と云ふ村名蓋しこれに本づくか東流して藤間海に入る下高久邊にてはさみつ川と稱す

一（和）今の大利のよしいへる元大和と二字に書して■利草書にてかき誤りしより何となくおほりと唱へ謬りたるならん■側平■の■に在る一村落にて合戸より三坂通り仙道への街道也

一（磐　城）今の石森より平久保村なるべしと周良の說也左もあるべし磐城といふは元郷に本づきての名なるべきかといへり古にあつては國と稱し今に在ては郡と稱す即四郡の總名とはなれり其名著顯なる故却て本郷の土地を失す恨むべし委くは岩城國建置の條に辨す

一（飯　野）周良は赤布崎より北なるべしといへり赤布崎は今の平城本丸八棟櫓の地也八幡宮古文書承仁二年飯野郷之内付河中子背■田矢河子者云々是を以て考ふるに平城幷に八幡宮の南北を飯野郷と云しこと歷然たり矢河子は城南今の谷川瀨村なり又別の古文書に上の村々を指て好島庄の内ともあり庄は庄園の遺名にして元郡にも非ず然るに後には郷を管する樣にはなりしとみえて好島庄の内東郷西郷ともあり亦其郷に屬する諸村あるなり古曆の文書に好島庄の內飯野村とあり今何れの地なるやしらず是古の郷の降つて村となりたるならん

一（小　高）周良云今の高坂か又高久村ならんと考ふるに高坂は頗る高陵の地にて小高の名に應ず然れども土地廣からず高久は荒川郷のすつゞき東の方海邊に近き村也最平地廣濶にて高陵には非ず兩所孰れか未的案を得ず姑く高久に從はんか

一（片　依）今の片寄なるべしと云依寄同訓ゆゑ替りしとみえ今上下二村となる八幡古緣起元久の頃片寄三郎あり又永德中片寄村とみへたり

一（白　田）白土なるべし定めて田を土になしたるなるべしと周良いへと土田訓にても訛り易し今北白土南白土と分れて大村也近年南白土の東■に於て古塚を發く中より刀劔管玉陶器を出せり古郷の地たること瞭然として疑ひなし

一（玉　造）周良云今玉山てふより彼邊りの名なければ其のあたりならん予嘗て玉山村をそこはか點檢せしに惡日寺の南の方に字を玉造と云る所あり又此村の中央を流るゝ川■を戸田村と云夫より仁井田の橫川へ■れ落る川筋を玉造川といへるよし往年內藤家治下の時■■■木の兩村堰出入の引合證文の中に此川を玉造川と記せりと云左れば其上流惡日寺前面の川筋も同じく玉造川ならんか又按に玉造郷の山なるを以て即玉山と號し又夫より轉じて村名となり遂に古名を忘失せしにやあらん此類亦多し

一（楢　葉）周良云江の網村より北の方今は楢葉郡と云と云々楢葉は北諸通り最巨邑たれば今にして舊郷の地を辨じがたしといへども應永五年の佛書の奧書に小楢葉村折木とあるを以てみれば今の折木村は古の楢葉郷ならんか最大村にて西の山附より東の海邊まで一里の村なり又此ゝ小楢葉に隷せし諸村あ

りしにや天文十八年の古文書に小楢葉三ヶ村とみえたり今の折木夕筋淺見川などをさすにや又木戸邊より北をさして北小葉といひしと見へたり文明六年の古文書に北楢葉大屋と云々今の大谷村のこと也小楢葉とは大に對せし詞にて儀に黒は左れば楢野木戸邊に本郷ありて大楢葉と稱せしにや知らず

因に云今諸國ともに何の庄と云所あり岩城好島庄菊多庄の類是也大抵は人の寄附せしこと也是は野々宮中納言定基卿新井筑後守白石先生と問答の書に詳也先づ庄と云は今俗に云下屋敷別莊なとといふ意也其中園とは樹果を植る地也其根源をいへば班田位田封戸職田等の外に賜田といふことあり令に曰凡別勅賜人田者名賜田といふ此田は后妃に湯沐の料あり是は今の化粧料の如し又功臣賜田とあり是は何か大功ある人に賜ると云此田は三代に傳ふを限れと上て代を過れば官に返上す前に云位田職田に其身卒の後官へ返上す口分田も死すれば官に收め又後より出生するものに給る也班田の法は六年に一度づゝ班とり又子田といふあり是は餘りの田也是は其處々の民受て耕作し此分は別に年貢を上るなり是も六年目に改めあり如此なれば六十餘州闕田なし然るに後々に及てはいつとなく政もゆるまり后妃の湯沐料も後は他の人に讓り功田も子孫のものゝ心ままに人に讓り又は寺などへ施入す惠美押勝大織冠の功田を山階寺へ讓附寄附に施入せし類ひ也然れば後に讓りを受たる人に於ては湯沐料の功田のとは號し難き故に品屋敷又莊園などゝいひし也夫より漸々廣くなり富有なるものは種々と買得する故富る者はいよ／＼富貧なるものは賣放せり庄園は無年貢なれば今いふ隱田のごとし伊藤祐親がうつみ河津の庄を持の類も思ふべし右のことを故下民は一倍に苦る後朱雀院寬德年中庄園停廢の宣下あり又後三條院延久の初めに記錄所を置れたるも此停廢の事第一なれどもとかく跡々より又興りて止ざりける是は執政大臣より始て各庄園を貯へられければ却て停廢のことやみぬ後には益其事盛りになりて御讓位の後は院の御領の外に庄園有て崩御の後は遺命有て男女の親王又御寵愛の女房或は姫宮などに分て下されけるほどに莊園は公に常のこと成爭論に及ぶこと多し元久の比頃黄門定家卿の所領江州吉富庄を三位局に掠められ度々愁訴に及び院の御料所を賜ること卿の記に見えたり

羽國同六年割丹波國五郡置丹後國割備前國六郡置美作國（四十四元正朝）靈龜元年割河内國三郡爲和泉國日本後紀纂云（五十二嵯峨朝）弘仁十四年割越前國二郡置加賀國於是六十八國定まれる後今の如くにして永く革れることなし此内壹岐と對島は島といひて國とはいはず「初に云る文武帝の朝となすもの誤りならん」又和銅の比までに總任の國造百四十四ありしと云ば上世は日本の國數百四十四ありしと覺ゆ又漢書地理志曰樂浪海中有倭人分百餘國と云々然れども多くは郡を以て國と稱し後世の如く全く制度は備はらざりしゆえ世を歷て其總數を減じ六十六國七道に分れ國郡鄉村の順序も正しく定まりしことと見えたり凡本朝地理統轄の制は道統國々統郡々統鄉國有國司郡有郡司道に五畿七道あり國に大國上國中國下國の四等あり（國各有守稱國司親王則稱大守）云々余友人白河藩廣瀨蒙齋が陸奥割遣の制度の考に曰按陸奥員幅廣大雖判爲十二三猶足比大國而可無　大欲　之患然已分矣而復合爲一者我久疑不得其解世俗乃謂陸奥古半是蝦夷地距帝都遼遠是以王制以簡易御之不若他國之親仁厚至是其所以封境特大也予近日懷之中古蝦夷之傑鷙國守防之不足置鎮守府設軍團增以關塞亭驛器械粮糧駿河以東助以給之當其時惟其國力不强是懼何更暇自割而小之哉是陸奥界域廣大不類之故耳至近世形勢自變改郡縣爲邦建諸侯之封以村里之大小土田之廣狹料其所入而高下之末必合郡國以與之而夷狄無復騷擾之虞則人不繹古制之所以然而以怪陸奥之獨大也已當世割出羽者抑亦有故世以陸奥一國表裏受敵則兵勢分裂謀慮多端非應猝馭變道之故當今辨異國之時而建立殊國置官吏兵卒犄角相應勢援相扶固非得已之制也云々此說甚是也當時獨國を割のみに非ず延曆中多賀階上二郡を置るも亦同意にして專ら民兵を募集し應救に利便ならしむる設ならん左れば鎮府膽澤以南其大郡なきを以て想ひ計るへし又地廣して治め難しとあるも全く邊要の故と思はる

日本紀成務天皇五年秋九月云々則隔山河而分國縣隨阡陌以定邑里因以東西爲日縱南北爲月橫山陽曰影面山陰曰背面云々（古事記傳の注に加宜登母は影都面曾登母は背都面なり共に都於を約めて登と云）

古事記傳に云上代の國境の御制は細なる事は詳に知がたけれども大方には元よりも國々の堺限などもありはしけむを此御世になほ又慥に定め賜ひしなり姓氏錄に允恭天皇御世遣立國境之標また孝德記に大化二年詔宜觀國に疆堺或書或圖持來奉示國縣之名來時將定云々天

武紀に云々巡行天下限分諸國之境界然是年不堪限分十三年云々定諸國堺また續紀天平十年令天下諸國造國郡圖進など云こと見えたり漸にぞ精くなりにけむと云々さて諸國の總ての數は古へに幾許とも云ること物に見えずこれも孝德天皇の御世には慥に定まりつらむ 大凡諸國の古への分さま後世の國を分て郡とし郡を分て郷とせられたる如くに際々しくはあらで國の内なる地をも又國と云るたぐひ多し此記に陸奥石城國造常道仲國造などあるが如き陸奥も國なるに其國内なる石城をも同く國と云ひ常道の國内の仲をも同く國と云ひ又書紀繼體巻の歌に春日國萬葉に吉野國初瀬國なども云るが如し是れ後に郡と定められたる程の地などをも通はして同く國とも云しなり大形を以てはゞ國と云名は廣くして縣など言しは國より小く又里村などは縣より又小し常に某國之某縣と云ひ又神功皇后の段に末羅縣之玉島里書紀崇神巻に茅渟縣陶邑景行巻に八代縣豐村などあるを以て其稱の大なる小きを辨ふべし後世の分属と大かた違はざるなり

善按に今の世全國を有せぬ諸侯の其食邑を指て國と稱するも僭稱に似たれども本其臣庶の吾君の食邑の地を重んずる意より出たる稱にて所謂内辭なれば強ち僭稱とも云がたし左れば上古國の中なる郡を某國と稱せしも亦此類ひにて國造郡司の私稱にやあらん又國造ある地にては郡を國と稱せしにぞ石城國の類是也其内石城は養老中六郡を合せて國と定め玉ひたれば他の例と混ずべからず

五十四郡異同考 和爾雅和漢三才圖繪日本輿地全圖武川[illegible]略等皆作五十四郡頗多異同

延喜式卅五郡 和名抄卅六郡 拾芥抄卅九郡

【白河】白河 之頁加波國分爲高野郡今分爲大沼河沼二郡九字當在會津郡下

黒川 久呂助波

【石背】磐瀬 伊波廿國分爲伊ニ郡六字當在安達郡下

會津 阿比豆

耶麻 山 古俗作那謬

小田 乎大

【阿尺】安積 阿佐加式亘用印本積作稜[illegible]謬

柴田 之波大

刈田 葛大和名抄拾芥抄等共作那田養、五年十月割柴田郡置刈田郡

節用集 五十四郡 東西六十日

白川

黒川

磐瀬

會津

那麻

小田 今併牡鹿郡遠島此按金華山則今云遠島地乃古小田郡而今牡鹿郡是也

安積

安達

柴田 東鑑作芝田

版籍五十二郡

菊田

白川

磐崎 一崎作前

磐城

楢葉 和名鈔岩城郡下郷名有楢葉後或陞以爲郡也

標葉

行方

宇多 五十四郡考讀爲宇乃大云

白河

遠田止遠太
【丹取】名取奈止里
【信夫】信夫志乃不國分爲伊達郡
菊田木久多式田作多
【染羽】標葉志波拾芥抄八十八
行方奈女加多
亘利和多里
玉造
加美式加作賀
志大之多
栗原久利波良（神護景雲元年十一月倭奥置原栗郡）
江刺衣佐志
膽澤伊佐波此下有府字俗作伊澤
長岡奈加乎加
登米止與米（延暦十八年登米郡併小田郡廢于此後入延喜式其後而爲郡盖無幾也）

刈田
遠田
名取
信夫
菊田
標葉
阿倉沼
行方
和賀
河內
稗貫
高野
亘利
玉造
大名門

石川
岩瀬
田村
安達
安積
會津
大沼
耶麻
阿沼
和賀
紫波一作志和
稗貫
岩手
鹿角
閉伊

桃生毛牟乃布
牡鹿乎志加
【浮田】宇多宇太
【伊久】伊具以具
色麻志加萬（延喜十八年富田郡併色麻郡富田郡名已見於續日本紀延暦八年條）
氣仙
安稜安積之誤
【石城】磐城伊波岐
宮城美也木和名抄此下有府字拾芥抄又同
盤井伊波井一盤作磐
新田邇比大
安達安多知（安達民部式頭書云延喜六年正月廿日分安積郡置安達郡）

以上延喜式

斯波廣瀬蒙齋得此郡於延喜式民部省所載之外是以考之延喜

加美
志太
栗原
江刺
膽澤
長岡今俗栗原郡爲邑
登米
桃生
牡鹿
階上
津輕
宇大
伊具

九戸
二戸
三戸
北
刈田
伊具
黒川
加美一加作賀
玉造
志田續日本紀作志大今俗作志田
亘理
名取
宮城

大沼 之時實知爲三十六郡也於保奴萬以上和名抄三十五郡分屬四郡合三十九郡無安稜加美二郡

知我 知當作和和我

斯波 後作和賀後作志波又作志和

蘇縫 縫後（蘇縫作作稗稗拔又）作部貫今俗稗貫

高野

岩手 以上拾芥抄無小田ム稜大沼大和物語文（武之朝有岩手郡東鑑亦見爲其郡也）已久矣

○閉老志郡名考

稗貫 古名綾縫依草書誤之

糠部 今云九戸二□飯野社藏貞和五年吉良有京大夫貞家文書糟部滴石以下奥方内徒ヱ々

本吉 不出國史及和名抄拾芥抄云唯見東鑑有本吉冠者

石川

大沼

色摩

稗我

行波

盤前

金原

葛岡 今併玉造郡爲邑按東鑑曰葛岡神皇正統記曰長岡本非有二郡也蒙齊云長岡葛岡共在玉造栗原側に近而似非阻遠

登米

牡鹿

桃生

本吉

氣仙

磐井

膽澤

江刺

津輕

伊達

三戸 今屬磐手郡

色摩 今併賀美郡爲邑今作四竈屬加美郡此村名今在玉造郡内

葛岡

新田 斯波家兼始建大崎郡而新田郡竟樂矣陸今併賀美郡爲邑延喜十八年諸馬郡併新田郡始見于此郡歷入新山郡其不知有之從也

伊達

閉伊

氣仙

磐手

郡栽

鹿角

糠部

三戸

右朱點十八郡今所增合爲五十四郡

信夫

柴田

宇田 一本不載之五十四郡考云古字多地今分爲二郡注其南屬相馬地其北屬仙鑒地而其在約者俗呼宇乃太廣瀬氏云一部西高其勢不得不異名以分之

遠田

栗原

階上

熊澤 凡五十二郡正曆四年所置是後作科上亦水與地圖添二郡爲五十四郡

國郡鄉里經緯之圖

道
五畿七道
道統國

國
四等國造
大國上國
中國下國
國統郡

郡
五等大領少領
大郡上郡中
郡下郡小郡
郡統鄉郡司

鄉
改里爲鄉
鄉統村

村（そむ/むら）
村主

陸奥
鎮守府
征夷將軍
鎮守將軍

筑前
太宰府
征西將軍

國府
國司
大守

縣
縣主

邑（いう/むらさと）

上古以國郡縣邑
爲序次即分一國
以爲幾郡分一郡
以爲幾縣分一縣
以爲幾邑世鄉
稱立已東縣禰則
自然隱沒

軍團（ぐん/だん）
大毅小毅

屯倉（みや/け）

義倉

常平倉

○聖武分國郡定邑里
○置郡實自孝德始

餘戶
不滿六十戶者

里
滿六十戶者
割十戶立
一里・里長

莊（しやう）
領家
庄司庄官別當

名（みやう）
名主（みやうしゆ）

保（ほう）
五家保又結保
保長保司

觀迹聞老志陸奧郡數多少異同考

延喜式神名牒三十一郡

源順倭名集國郡部所載如左

安達　菊多
長岡　新田
遠田　登米
大沼

右七郡載之而爲三十六郡

苅田　信夫
斯波

右三郡除之

拾芥抄所載如左

那麻　安達
那田　菊田
遠米　長岡
登田　和我
蘇縫　磐手

源順倭名集國郡部三十六郡

考同書郡里數

那田　標葉
那麻

右三郡載之而爲三十五郡

信夫
大沼

右三郡除之

拾芥抄所載如左

蘇縫　和我
斯波　磐手
高野

右五郡載之而爲三十九郡

刈田　小田
大沼

右三郡除之

石川　大沼
稻我　行波
磐前　金原
葛田　伊達
牡鹿　閉伊

右二十二郡載之而爲五十六郡環　嚢軒章用集五十六郡

右郡名重出者有之且誤字者亦多矣故釋其義于下焉

安積　古稱染羽
加美　古稱神寄
標葉　古稱染羽
宇多　古稱浮田
伊具　古稱伊　後來改具字
稗貫　一作蘇縫古香河塲蘇字乃稗字之訓昔依草書而誤其字于傳者也縫亦後改貫字訓以相通也仍今補稗貫是也

高野

右十一郡載之而爲三十九郡

苅田　小田
珊磨

刺之字也然則須江差乃江之而可矣　右三郡除之

壒嚢軒節用集所載如左

那麻　安達
遠田　菊田
阿曾沼　磐手
和賀　河內
稗縫　高野
大名門　江差
長岡　登米
郡栽　鹿角
階上　津輕
本吉　大沼
稻我　行波

節用集所載如左

標葉　阿曾沼
和我　河內
稗縫　高野
大名門　江差
郡栽　鹿角
階上　津輕
本吉　石川
稻我　行波
磐前　金原
葛岡　伊達
牡鹿　閉伊

右二十二郡載之而爲五十六郡

岩城

右一郡除之

拾芥集多於延喜式十一郡　但詳于訓下做此
多於倭名集五郡除二郡

江刺　又作江差按今刊本舉兩名爲二郡矣是乃所以均刺差異文字而分之也以其音與訓同而考之則實一卽而妄分之今所所呼乃江

牡鹿　一作男鹿以其字體相似而是亦誤二郡焉皆何聞書寫之讀也其餘同名同字之〻多除之也尤合五十四郡之類矣玄後世稱之曰五十四郡也其中亦後世變除者多若色麻新田長岡葛岡〔岡字誤作田〕小田等今己爲邑

色麻　今作四竈與賀美郡邑新田亦分上中下三邑而在同郡相傳往昔足利家分流斯波源家兼爲陸奧探題以新田而爲治府爲以〻其名近仇家之氏於是改之曰大崎是〻

葛岡　今爲玉造郡邑岡作田字誤也

小田　今併在牡鹿郡事詳于牡鹿郡

高野　今號田村

磐前　金原　葛田　伊達　閇伊　右二十九郡載之而爲五十六郡　岩城　新田　瑯磨　斯波　右四郡除之

節用集所載如左　小田　刈田　阿曾沼　河内　稗縫　大名門　江差　郡栽　鹿角　階上　津輕　本吉

比内（作河内非也古實備地今號二戸實瀨稟齋云古比内部今出羽國山本部也五十四部考以實備爲二戸者誤矣）　糟部（今號九戸）　二戸（今名岩手郡是古昔海上郡是也）

赤水五十四郡異同考

（白河）（磐瀨）（會津）（耶麻）（大沼）河沼（石川）田村（磐城）（磐崎）（菊多）楢葉（一曰阿曾泥）（標葉）（行田）（和名抄作行方）（宇多）（亘理）（安積）（安達）（伊達）（信夫）（伊具）（刈田）（柴山）（名取）（宮城）（黒川）（分爲星河）（賀美）（志田）（遠田）（桃生）（牡鹿）（玉造）（登米）（本吉）（栗原）（磐井）（膽澤）（江刺）（氣仙）（和賀）（稗貫）（或作稗縫古作蘇縫）（紫波）（一名志田或曰斯栈）岩手（或作大名門）（閇伊）（二戸）（或作三部或作河内又作比内）鹿角三戸（或曰海上今爲岩手）九戸（古曰糟部或曰金原）（北津輕）（以上五十郡大八州記所載云小田新田高岡階上色麻稻我等七郡並本文及注書案圖共四十七郡合爲五十四郡）

赤水云（長岡）入栗原郡（新田）（色麻）入賀美郡（小田）入牡鹿郡丹取葛岡二郡入玉造郡多賀（階上）二郡入宮城郡（星河）入黒川（高野）入白河郡雖曰五十四郡實五十郡耳後世津輕有三郡古稱五十四郡今其地不可詳唯傳其名記于此耳

大八洲記曰民部式不載大沼郡而爲三十有五郡但神名式載斯波郡爲三十有六郡焉今爲五十有四郡然未知何時割置之故擧諸記所載以備參考者如左（天平二年正月陸奥置田夷郡今无）

高野（按和名抄白河郡有高野郷）　河沼（和名抄曰白河郡今分爲大沼河沼二郡）　伊達（和名抄曰磐瀨信夫國分爲伊達郡）　閇伊（元正紀曰靈龜元年於閇村便建郡家云々注曰按閇作閇伊所謂郡郷名用二字者乃此也）

多賀（桓武紀曰延暦四年權置多賀階上二郡又建爲眞郡）　階上（桓武紀曰權置多賀階上二郡注云按和名抄宮城郡有科上多賀二郷又神名式宮城郡有多賀神社蓋割宮城郡置多賀階上二郡者乎）　淳代　津輕（齊明紀曰四年以渟田今作秋田在出羽國淳代云々又定淳代津輕二郡々領云々又渟田淳代二郡蝦夷云々）　和我（按神名式栗原郡有和我神社）　稗縫　斯波（按神名式宮城郡有志波彦神社　光仁紀曰寶龜七年出羽國志波村賊叛逆云々　桓武紀曰延暦八年子波和我餅在深奥云々日本紀略曰弘仁二年於陸奥國置和我稗縫斯渡三郡）

善按に夫陸奥の郡數たるや延喜式民部省載する所三十五郡を以始とす古今其數に因襲す然るに五十四郡考云若夫前史所載東邊諸郡皆在式外者蓋延喜之前並復以爲部服矣注曰以今地理考之古之所謂奥六郡者膽澤江刺並在内地和賀蘇縫斯波岩手皆在關外前史所載

而在式外者皆關外地耳近頃友人白河廣瀬蒙齋五十四郡考補遺を作る本文は白石新井氏所著也蒙齋其謬誤を辯じ子遺を補ふ甚精細にして考據を盡せり乃斯波の一郡を民部省所載の外に得たり因て延喜の頃實に三十六郡たるを知る大八洲記既云神名式載する所斯波郡を取て三十六郡とす舊來の謬傳於是始めて瞭然たり抑古分合割置沿革異同一ならざりしことは國史に昭々たれども其五十四郡の數に至りしことは定かならず職原私鈔に已に五十四郡とあれば建武以前のことたるべし其他神皇正統記源平盛衰記平家物語太平記等の諸書にも皆五十四郡と見えたれば蓋其頃より此數には定りしことゝ覺ゆ又二本松藩島友鷗の蒐に見行五十二郡の内白川白河宇多宇田の四郡何れも一郡なるを領主地頭の替りにて文字を書替たることゝ聞ゆれば實は五十郡なり左すれば平家物語阿古屋の松の條下に出羽陸奧も昔は六十六郡一國なりしを後十二郡を割て出羽の國とは立られしと云に合すと新井白石の說なりと云り此說最是なるへし扨て前に出す郡名沿革圖は島友鷗の著述松藩捜古に載する所也其見易きが爲に乃ち襃錄して其美を借る注書及び鼇頭は大概予が補記するものなり彼島氏は予が同臭の益友也

國府　多賀城國司

和名抄拾芥抄等の書陸奧の國府は宮城郡に在り上古は宮城郡の内多賀郷にあり因て多賀城又多賀國府とも云關東奧羽雜記云多賀國府又これを利府と云宮城郡利府の町裏より少許り隔て古城の山あり其古墟を今高森と云昔此高森へ多賀城を移せしよぞ依て利府も多賀の國府と云也 奧羽觀蹟聞老志云國中業賢十府郡東自古所稱十府邊今宮城郡市川村有古館地稱之多賀國府是乃往昔遷多賀城乎然者也又古館東北村落謂之十府十與利謂相去古之十府今之利府也 凡府中には諸國とも大槩國の中央に置す是治務の便利に據とみゆ藻鹽草に田舍の都とあるは皆國府を云也國司綸旨を額に懸て下向しこれを府所に高く揭て置其前に於て政務を執行する故ひなの都とはいへるとぞ主計式に行程上り五十日下り二十五日とあるは國府より京都へ年貢を運漕する日限を云也左れば上りの日限下りに倍せり又國守の次官を介と云其介の官舍を別府と云國司は國府に在て政を秉り介は別府にありてこれを介く是國府の外にある故別府と稱する也今美濃國[illegible]郡に別府と云處あり是其遺址也猶其他多かるべし

多賀城碑

西

多賀城　去京一千五百里
去蝦夷國界一百廿里
去常陸國界四百十二里
去下野國界二百七十四里
去靺鞨國界三千里

此城神龜元年歳次甲子按察使兼鎮守將
軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置
也天平寳字六年歳次壬寅參議東海東山
節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守
將軍藤原惠美朝臣朝獦修造也

天平寳字六年十二月一日

(十分之一縮寫)

○觀迹聞老志云稱多賀國府地市川以北岩切山陰古舘是也本號高森後遷市川多賀城于此爾來呼高森而曰多賀城呼利府而曰多賀國府一說曰文治六年三月十五日頼朝令伊澤左近將監家景主當國來居宮城郡高森仍家景以高森

稱氏焉時俗又謂之八田守殿者居舘雖在高森其任以主多賀城也據此說則文治中以呼高森也頼朝次軍之地今之市川多賀城也是乃往昔之治府仍稱國府者不可疑

多賀城碑　は宮城郡市川村北岡に在り是多賀城の古墟也世人此碑を以て壺石文となすは誤なり　佐久間洞巖云以往時有城中舘庭而名壺碑

善按に此碑は多賀城初置及び修造の年月事實を記し置爲のみに有べからず其東西里程の勒するものは此中必ず兵律に關係する意旨あるべし佐久間義和云想夫或逹境内反命于京師遣逆賊蜂起于隣國募兵集徒之切急遽倉卒之忙預致其備所以量遠近考多寡定日子計策往而擇緩急遲速之設也又云壺碑在于我東奥也久然累世無人識其神妙者空蕪沒于古城草莽之中者幾千年中略閱其文字筆勢高古字體寛闊殆非尋常書考之中華則蘇長公趙松雪之上而淘弘景顔魯公之亞也

善曰洞巖亦陸奥風土記を信用して多賀城碑を壺碑とし筆者を見雲眞人となすもの彼風土記の僞書たるを辯ぜざりしと見えたり駿河國志津機の神社の祠官某者類聚國史及日本風土記の闕本を僞補して尙古家を欺きしこと所知也

壺碑

顯昭が袖中抄所謂壺石文の說太非也其事實を誤ればなり　歌枕作壺石文或作碑

東遊壺碑錄云按大野東人糺職大夫直廣肆果安之子神龜三年從征夷著戰功天平三年爲陸奥按察使兼鎭守將軍授勳四等授從四位下後累官至參議大養德守征西將軍至從三位十四年薨藤原朝臣獵者大師惠美押勝之子天平寶字四年爲陸奥國按察使兼鎭守將軍授從四位下五年爲仁部卿陸奥出羽按察使如故六年十一月爲東海東山節度使十二月爲參議會歷皆詳于國史此碑成于天平寶字六年故東人置衙皆從後所設也或云此碑所在今爲下野州界以今里程計之爲三十一里二十五町係碑中二百字或三百之訛

赤水長久保氏云天平之時常奥之界蓋今那珂湊也以六町爲一里則去多賀城四百十二里此時仲久自高三縣猶屬奥州可知矣此說蓋誤りならん常陸風土記を按に陸奥國石城郡若麻之村爲道後又分置多珂石城二郡注に石城郡今存陸奥國界内と云々和銅六年に成れる風土記に石城郡は今陸奥の界内に存すとあればこれより先き既に陸奥に入たること知るべしこゝに獨石城をいひて多珂を云ざるをみれば是頃多珂は常陸界内たること必定也又天平寶字は和銅をさること凡四十餘年然るに長久保氏の仲久自高の三縣猶屬奥州可知といへるは深く考へざるの失なるべし赤水又云多賀城碑所記里數之差殆倍矣可疑之甚也善按に是當今の直路を以て計る故如此昔時の迂道を以てするときは其

里程に適ふべし古今の沿革察せずんば有るべからず今を以て考ふるに譬ば一小區の地といへども猶迂直の兩道あり或は古る道新道など唱へて古道は果して迂遠に屬し新道は必ず直徑に涉り往來の捷便を得せしむ況んや數百里に於るをや長久保氏の該博何ぞ其麤なる乎

文祿淸談を按に永祿の中間農人畑を墾して坪石文を堀出せり里長其文字を模寫して再びこれを埋めたりとぞ其比連歌師夢菴と云者の說に此石文は古昔官軍夷賊討勝生擒の首長に誓言を立させ其文を石に彫り附其處に埋め酋長の命を償ひ放還せられしとぞ今にしては誓約の文とも思はれず然れども其頃は是にて誓の文にとりたるやしらずと云々此說百口侍る左もあるべきにや其後政宗朝臣の時再顯れ出るといへり中田信名云水府彰考館所藏の文祿淸談は元祿の古寫本にて其奧書に文祿の年號ありしと也今は燒失せしと云信名嘗て此書を疑ひしが元祿の古寫字を見て聊其疑ひを散せしとぞ

國號考云多賀城壷碑銘曰碑在宮城市川村南岡去蝦夷國界一百廿里三百步一里也一里は今の五町也行程凡二日衣川一の關に當るかくて今の東の結つ方も衣川限りにて夫より奧は蝦夷の地成けんと云々是は能其里程に稱ふといふべし

桓武紀曰延曆四年夏四月辛未中納言從三位兼春宮大夫陸奧按察使鎭守府將軍大伴宿禰家持等言名取以南一十四郡僻在山海去塞懸遠屬有徵發不會機急由是權置多賀階上二郡募集百姓足人兵於國府設防禦於東西誠是備預不虞椎鋒萬里者也但以徒有關設之名未任統領之人百姓顧望無所係心望請建爲眞郡備置官員然則民知繞攝之歸賊絶窺窬之望許之

善按に和名抄宮城郡の內科上多賀の二鄕あり又神名帳宮城郡に多賀神社あり蓋宮城郡を割て權に多賀階上二郡を置き又建て眞郡とす即徵發機急の爲に設る也五十四郡考補遺に名取以南十四郡さす所今知るべからず現在名取以南二十餘郡あり多賀階上を置こと延喜の前百年に在り式中收めず蓋置て復中頃廢す五十四郡を建るに及て階上再び見えて多賀卒に復載せずとみえたり

七年三月庚戌軍粮三萬五千餘斛仰下陸奧國運收多賀城云々辛亥下敕曰調發東海東山阪東諸國步騎五萬二千八百餘人限來年三月會於陸奧國多賀城云々八年三月辛亥

諸國之軍會於陸奥多賀城分道入賊地

善按に延暦七年冬參議紀古佐美を以て征東將軍に拜し八年四月古佐美兵を率て奥賊を伐つ六月官軍衣河に敗績すとあるは當時夷賊屢内地を侵せしに依て邊備警戒の設最嚴重也且軍粮運收騎兵會集等の盛大なること推量るべし此頃衣河以北はいまだ歸化せざりしと見えたり阪上田村麿をして膽澤城を築しめ鎭守と定められしは是より十四年の後也

上古蝦夷跳梁叛服無常毎寇其邊命將征之小碓尊皇子至親を以て東征の大任を受く是に次て仁德用明舒明齊明等の御朝田道及完人臣雁上毛君形名阿部臣等朝命を奉じて蝦夷を攻撃ことと頻年息ことなしされどもいまだ正しく將軍の稱號なし元明天皇和銅二年に至て左大辨巨勢麻呂を以て陸奥の鎭東將軍とし紀朝臣諸人を副將軍とす又同年上毛野朝臣安麻呂を陸奥守とす按に是陸奥の國守の權輿なり元正天皇養老二年多治比眞人縣守を以て持節征夷將軍とし阿倍朝臣駿河を鎭狄將軍とす此人長壽を保ち東征に功勞あるを以て屢勳位を授けらる神龜元年大野朝臣東人陸奥守鎭守將軍按察使を以て始て多賀城を築き將軍の鎭府とす先是皆多賀柵と稱す爾來防禦の備嚴密に渉り征東大使等の諸任頻繁として枚擧に遑あらず其後星霜を經ること三十九年天平寶字六年陸奥出羽按察使鎭守將軍藤原惠美朝臣朝獦また此城を修造す此頃已に宮城郡以北また平和せしかど衣川一關より奥地はいまだ夷賊の地と見えたり天平を距ること凡四十餘年延暦年中阪上田村麻呂奥羽按察使兼鎭守將軍より征夷大將軍となり既に賊地を經略して夷境をせばめ宮城より數郡を隔て膽澤郡に城つき鎭府となす於是將軍分れて膽澤城に移り住す因て多賀城は國司の治所となる延喜格に以信夫郡以南租稅充國府之公廨以刈田以北稻穀充鎭守府之兵粮と見えたり（公廨は畑年貢にてそれより國司及書生人の役料を受委く田租の條に載す）續日本紀神龜五年陸奥國の請に依て新に白河軍團を置ことを許さる陸奥に總て七團ありとぞ（軍團の條に委く述）天長十三年藤原朝臣富士麻呂陸奥出羽按察使となり任に赴て多賀城に居る其生質達文武好和歌能得士卒之歡心云又陸奥上大宿禰高道天安二年爲陸奥介貞觀五年五月戰死とみえて今桃生郡櫻崎村に石墳を存せり夫奥州は蝦夷の警戒絶ることなく武備も亦他國に比すれば最嚴重に具はりしなれば彼軍團等を置るも國府救援の爲としらる又此際驛法の定制もあれど別に驛路

の目に立つ併せみるべし抑皇綱の盛隆なるに當ては鎭守府置弩飾以講武備變云々其武備張擴なること槪如此中古已降王綱漸弛へ府國並置す源朝臣頼義後冷泉天皇永承五年陸奥守と鎭守將軍を兼其子義家亦同任を帯せしより凡陸奥守たるもの多く鎭守を兼帯し軍國のことを沙汰するに及で蝦夷の酋長安倍頼時父子の如き奥六郡を押領し國守の令に從はず然れども官敢て其罪を問はず永承寛治の間安倍氏の亂清原眞人武則戰て功あり因て鎭守將軍と爲て六郡の兵權を管領せり藤原清衡亦其流弊を承襲して六郡を押領し其子基衡奥羽兩國の軍事を管轄す其子秀衡鎭守府將軍兼陸奥守に拜し三世凡九十六年兩國に跋扈し殷富强大にして邊烽の警なく恣に威權を震ひ國司は自ら治所に涖まず有ども無か如く目代など云者に委任し置き其所部を治めしむることに成ゆき遂に頼朝卿の國衙に守護を置き莊園に地頭を補することを馴致せり自是王官有名而無實其政教を知ること無に至る可歎哉文治五年右大將家泰衡征討の時多賀の國府に次軍し玉ふ泰衡亡びて後仙道海道を始奥地を割て勳功の諸將に大畧授け與へられしとみゆ其詳なる事はしらざれども蘆名結城伊達相馬岩城南部伊東葛西小野田等の類なるべし此時以伊澤左近將監家景而補奥州留守職居岩切邑高森號乃多賀國府俗間以多賀守呼爲高焉乃多賀峰也子孫相繼至八田王上野介景政天正十八年秀吉公征北條氏之時政景以遲參之罪沒收釆地云（聞老志）元弘建武の際後醍醐天皇中興の聖運に當て延元元年北畠朝臣顯家卿兄弟義良親王を奉じて伊達の靈山宇津峯等に在りて軍國のことを沙汰せらる是時親王は陸奥の大守たりし故陸奥宮（奥の御子又宇津峰親王とも申す）と稱す顯家の中納言を以て鎭守大將軍を兼陸奥大介を帯す故に陸奥國司と稱す其弟顯信春日少將と稱す共に入道一品親房公の子なり兄顯家卿の例に准じて陸奥介兼鎭守大將軍たり足利尊氏霸業を創立するの始め一族畠山吉良の兩氏東西に探題として奥地を經略平定せり就中貞和の始吉良右京大夫貞家斯波左京大夫直持の兩人は蓋宮城の府中に在留して宮城以南の諸郡標葉岩城岩ヶ崎邊までを成敗せしと見えて今相馬岩城等の神社及古家に存する所の古文書多くは此兩探題の奉承する所にして皆其指揮に應諾す此頃親王は顯家と共に靈山宇津峯に據り玉ふ其仙道の方を大手といひ相馬の方を搦手と稱せり扨行方郡小高の家族相馬出羽權頭親胤は建武以來尊氏に黨與し

兩探題の命を受て岩城四郡の軍勢を催促し或は下地打渡狀等の事に預る又觀應の頃石堂宮内少輔四郎入道秀慶其子左馬助義元共に東下して近隣諸郡のことを奉行し尊氏黨せる諸兵を督責して官軍を拒み防ぐ然れども岩城の地南北兩方に分裂して離合一致し難し後奥州大半武家の有となり宮方漸微の運に至り顯信遂に宇津峯を支ふること能はずして吉野に走り還ると云其後鎌倉の滿兼關東を檀にするに當りて其弟滿貞を篠川に置て奥東を鎭定せしむ是を篠川の御所と號す永祿天正の交蘆名最上伊達大崎田村相馬石城白川石川二本松二階堂等の諸雄互に呑噬をことゝし戰爭虛日あることなし是時伊達政宗奥地に獨步し能兵を用ひ機を察し變に應ず一世の豪傑にして智勇膽略の將なり殊に輔翼の諸臣濟濟たれば諸豪當ること能はず依て合從連衡の勢をかり政宗に敵對すといへども遂に大捷を得ざりしも宜なりき二本松の畠山——會津の蘆名須賀川の二階堂等これが爲に皆殄滅せらる政宗會津四郡仙道七郡を押領せしかば米澤より移りて會津に住す天正十八年豐公小田原の役政宗が遲參を責られ且年來政宗一人骨肉の諸將を敵に受たること其罪汝に歸すべしと難詰せらる時に政宗が應答條理明白たるゆゑ豐公其勇敢に感じ聽諾し給ふといへども會津を乗取り私に居城となすこと大過なればとて會津仙道を沒收し本領の米澤ばかりを賜はりける抑會津四郡仙道七郡を蒲生飛彈守氏鄕大崎五郡葛西七郡を木村伊勢守好元に賜はりて先づ奥州平均に歸しける是上古より奥境沿革の概畧也

陸奥大國造

續日本紀 四十八稱德朝 神護景雲元年十二月正四位上道島宿禰島足爲陸奥大國造從五位上道島宿禰三山爲國造云々其使造丁伊治城の功也此城は乃栗原郡に在り同三年八月浮宕百姓二千五百餘人置陸奥國伊治村とあれば伊治の地名たることは知らる國號者云島足者陸奥の總檢校たるゆゑ大國造と號せしとぞ大國造の稱外に見えず是陸奥に限りたるか凡大を加ふる例は大臣大連大忌寸大宿禰など皆同一致なり又大の義は多くある中に一人を尊び敬ひ美稱しいへり按に道島は姓島足は名也 四十六孝謙朝 天平勝寶五年八月陸奥國人大初位下丸子島足賜牡鹿連姓 四十七廢帝 天平寶字四年十一月桃生郡人外從七位下牡鹿連猪手賜姓道島宿禰と云々島足本姓丸子にて牡鹿連の姓

を賜はり後又道島の宿禰の姓を賜ひしと見ゆ同十一年三月丁亥牡鹿郡大領道島大楯とも見えたり猪手大楯等皆島足の同族にや延暦二年正月乙酉正四位上道島宿禰島足本姓牡鹿連陸奥國牡鹿郡人也體貌雄壯志氣驍武善騎射寶字八年以功賜姓宿禰又改賜道島宿禰又頻累國史曰五十代桓武朝 延暦二十一年十二月庚申鎮守軍監外從五位下道島宿禰御楯爲陸奥國大國造云々此人蓋大楯の子にや又按に日本紀成務帝の詔に國郡立長縣邑置首即取當國之幹了者任其國郡之首長とあれば其國人を撰て任せらるること勿論なり初に云陸奥國人桃生郡人とあるを以て知るへし大夫國造島足は牡鹿郡に任して牡鹿新田名取荊田信夫宇多亘理行方安積白河會津岩城菊田標葉岩瀬柴田黒川玉造賀美等の諸郡を總轄せしとみえてそれ等の官人に姓を賜ひ功を賞する等の類皆この島足の所請也と云り是を以て大國造とは稱せるなり

鎮守府 鎮守將軍

和名抄云鎮守府膽澤郡に在り職原私抄に本朝置鎮守府聖武天皇四十五代御宇陸奥國難治依之置此府治之鎮守彼國屯とあり日本紀略曰延暦二十一年春正月丙寅遣從三位坂上大宿禰田村麻呂造陸奥國膽澤城勅官軍薄伐開地瞻遠宜發駿河甲斐相模武藏上總常陸信濃上野下野等國浪人四千人配陸奥國膽澤城云々是時田村麻呂既に賊地を略定するに依て勅して此城を築かしむ是に由て將軍多賀城より徙て爰に鎮守す因て多賀城を以て國司の治所となす又民部式曰陸奥國出羽國爲邊要此以東稱近夷也故置鎮守府所以守邊要也又曰凡陸奥鎮守本在國府守各二人准人給職田二町云々主稅式曰鎮守府將軍准守軍監准掾軍曹准目醫師弩師准史生云々凡鎮守府公廨給當國並相模國云々又延喜格曰以信夫郡以南租稅充國府之公廨以荊田以北租穀充鎮守府之兵糧云々彼兩府とも公廨を以て國司已下役料に給するなり其進分差法者は主稅式上のせうに委く載られたり凡貸請司鎮守府官人已下到任之日准國司給四分之一借貸すと是亦同書に見えたり弘仁格按延喜式陸奥國租稅公廨凡八十萬三千七百十五束而其十六萬二千五百十五束爲鎮官料復分相模國租稻五萬四千三十七束爲鎮守府公廨蓋國中公廨不足盡給而取之他州以爲鎮官料矣

善按に夫陸奥は東陲邊遠の國にて土壤最曠渕毛人常に雜處し其俗勇悍數服難常延暦より以還邊疆頗る鎮

靜に屬し弘仁の初に至て和我薭縫斯波等の郡を制置し尋てまた廢す猶舊に仍る是皆關外の毛地たり蓋當時衣河の關を以て中外華夷の界域とす左れば關外の地における田賦徭役等のことに及ばず中外の政制頗る異なるか乃虞書荒服の類の如しと思はる是故に關内鎭府を置き彼丘夷を防禦す其戰場の常異域の豐他州の比すべきに非ず史書所載瞭然たり左れば鎭守の任宣下を蒙る者國上中興以後[illegible]帝に至る壽永の比まで凡七十度に及べるとぞ然れども征夷使の任に於る坂上田村麿呂藤原忠文及び木曾義仲に至る僅三人なりと東鑑（三の二オ）に見えたり

郡

和名評保里　本居氏の說に古へよりの名に非ず新井氏云こほりは韓語より出たり朝鮮語郡縣をこほりと云といへり此說さもあるへしとぞ又皇國古の評の字を用ゆ古書往々みゆ是亦韓言に出るといへり書紀に新井氏の說の如く必ず韓語とも決し難し朝鮮も亦我か國語の用ゆる國なれば彼此語合せることもあるべきなり評保里は凝るの義にて村を聚かるの義に取ると同意なるべし

孝德（三十七代）の制定に天下悉く國を分たる名を郡と定められ諸國の某郡と云り類聚國史延暦十七年の詔にも昔難波朝廷始置諸郡と見えたり是郡の始なるべしと上古國郡大小統轄の制詳ならずといへり書紀及び萬葉等に國と云しを後に郡と定められたるならん左れば郡と國と通して稱せしとみゆ先是成務天皇（二十三代）五年二月詔以國郡末造長連稻置率諸國分大國出州分大郡出縣と天皇本紀に見えたりされば縣は郡より制出せしなり又孝德天皇の時四十里爲大郡三十里以下四里以上爲中郡三里爲小郡と唯三等なりしが令には五等に分て大郡上郡中郡下郡小郡たり義解云凡五十戶爲里郡以廿里以下十六里以上爲大郡十二里以上爲上郡八里以上爲中郡四里以上爲下郡二里以上爲小郡ここに里と云は村里の數なり或は道程とおもふもの非なり又義解の註に郡不得過廿里若滿五十戶以上者隸入比郡若隸入比郡地勢不便或不獲已而置分者則煩郡官云々民部式には凡郡不得過千戶若餘五十戶以上者宜隸比郡地勢不宜分者隨狀宜置郡其不滿百戶者隸入他郡若不得已（已下同前）義解の注に廿里といひ式に千戶と云ひ一里五十戶にて廿里は即千戶に當る二里も亦百戶の小郡としるべし廿里千戶に滿ざるもの一里

五十戸に足らざるものあるべきなり

東涯云孝德之時郡唯三等令則分五等然孝德之時四十里爲大郡令二十里爲大郡則生齒日殖隨地置郡々戸雖省而郡數日多可知也又云式及和名鈔所載郡名雖稍有分割而與今不異而今聚落稍繁饒處邑屋過于大郡之戸其繁可推知也是知今之戸口較之中古亦幾多倍耶蓋簪錄

餘戸(アマリベ) 倭名抄に此鄕名諸國に多し就中奥州は大國にて數十郡を管すれは餘戸總て十八所あり令義解戸令曰凡戸以五十戸爲里注云謂若滿六十戸者割十戸立一里置長一人とあり是所謂餘戸也又云其不滿十家者隷入大村不須別置也とあるは一里一長の餘戸を置ずして大村に加入するを云なり凡餘戸の里は郡の剩餘りにして別村たること知るべし今餘戸と云に本村あることとなし皆枝鄕枝村也是自然に令の定に合へるなり後世に至りては其實を知る者鮮なく國々にて其稱呼一樣ならず文字も亦種々替れり但馬の氣多にては十戸(ジツコ)村美含(みくみ)にては餘部(アマルベ)伯耆にては餘戸(アマルコ)と云皆餘戸の轉せしなり寶治二年の國宣に岩城餘部の内岩間嶽松兩村と云に岩間は今岩城郡中平窪村の内の小名に存せり嶽松村も其邊なるべきなれど今其地を亡せり當時岩間の地頭は岩間次郎隆重と云き國宣の文に載せられたり按に式岩城郡の内餘戸なし蓋延喜の後置れたるものとみえたり

縣

和訓阿賀太本居翁の說に縣と云はもと御上田(ミアガタ)より起れる名にて朝廷の御料地を云大縣小縣とあるは是なり縣主は國々に在る縣を掌れる者の號也書紀神武卷に猛田(タケタノ)縣主磯城縣主など見ゆと云々此說の如く御上田より出たる義にて後に漢字を以て塡めたるなり又同說に阿賀太は本上田にて畠のことなり水田よりは高く上りたる田と云ふことなりとぞ是は信ひ難し縣は天下の御料なること古書に顯然たり左れば縣主は縣邑を治むる者をいふ後姓となれり上代には各其職を世々に傳へしゆゑ其家職を即姓氏に負るもの多かりき日本紀成務天皇三十代御朝國郡立造長縣邑置稻置とありて國造縣主と云名は見えざれども實は其名目の類を定め給へるを謂なり又古事紀同じ御世に建內宿禰爲大臣定賜大國小國之國造亦定賜國々之堺及大縣小縣之縣主也とあるを以てしられたり此御世に至りて國郡縣邑の御制も前の世よりなほ又備に定め賜ひ詳にはなりしなりしかし後世の國

を分て郡とし郡を分て郷とせられし如く限界の詳なることはなかりしと見ゆ此御代より縣の地名諸國にあり後郡の下に郷と云もの定りてより縣の名は自然隱沒したるなり然れども今に其名の殘りたるは河内に大縣美濃に方縣山縣信濃に小縣（チヒサ）但馬に二方安藝に山縣日向に諸縣（ムラ）など云皆郡名なり是上代の御料の地にして所謂公田たることとしるべし其郷里の名にもなほ多かり岩城の西邊岩前郡北方村あり因幡に南方村あり是等も北縣南縣にや又は方位に依ての村名にや辨別し難し天皇本紀清寧（二十三代）五年二月詔分大國出州分大郡出縣とみえたれば縣は郡より割出せしなり此時より縣主の名は見えたり神武紀に載せられたる縣主は蓋追稱なるべしや、後に縣と云程の處をば元は其をも國と云しなり又孝德天皇（三十七代）御世に縣と云し程の地を皆郡と改め名けられたり縣は其已前の稱たること知るべし或は後世諸國の官人の其任國を指て縣と云も古へ京都より國々の御料の縣に官人などの往來せし時の名目の遺りし也といへり大概縣は國より小さく里村は又縣より小さし古書に某縣之某里某縣之某邑又某縣某村などあるを以て名稱の大小を分別すべきなり儒生の言に皇和は上世より郡縣の制度あるなどと主張するは顚倒に堪へざることなりき

磐城國郡建置沿革

夫磐城は和名鈔に所謂陸奧國磐城郡是なり和訓伊波岐とあり此郡の内に磐城の郷もあり（名取宮城桃生等の三郡にも磐城の郷あれども是と異なり）舊事紀云（十三代）成務帝始分其地定以國者九石城其一也是國と號するの始也後に郡郷になれる地をも古は國と稱する多し尤其例少からず同朝建許呂命を以て石城の國造とすと國造本紀に見えたれば是時一國とはなりたるならん（十六代）應神帝の御代建許呂命兒屋主刀禰を道奧菊多の國造に定むともみえたり是等岩城に官守を置れしこと史乘に見えたる始なるべし常陸風土紀に孝德（三十七代）御世以所部遠隔往來不便分置多珂石城二郡注に石城郡今在陸奧國界内とあり此書は和銅年間に成れるものなれば石城の陸奧に入たるは是より遥か先のことしらる又神宮記孝德帝朝分陸奧多珂國爲多珂石城二郡と見えたり此文にては多珂國は本陸奧の界内にてありけん國造本紀道の口岐閇國造輕島豐明朝御世建許呂命兒宇佐比刀禰（天津日子根命之命也）是道奧菊多國造の次阿尺國造の上に擧

織麻呂文部濱成等男女廿一人賜姓湯坐菊多臣云々國號考に白河石背石城等の國號廢て郡名を用ひ島足者陸奥の惣檢校にて大國造と號す於保磐城臣とあれば大國造の官廳は磐城に在けんとあり按に文部及雄公等國造已來置れし所の官守にして皆勳功有しに由て姓を賜ひしと思はる抑磐城の地たるや元より大郡にして古の國たるを以て今降て郡たれども猶其稱を襲ひ數郡を併管するに至る左れば今に於て菊多岩前楢葉の三郡とも岩城を以て通稱す是其古を忘れざる也夫磐城の稱は何の世より何に由て起りしや知らず國號考の說に石背の號は會津の磐梯山を背に負たれば石背とは云り石城も同く此山に本づきたるか和銅の頃地名に雅字を用ふべきの令ありし時皆今の字に更めたるにやとあり按に磐梯山を距る凡三十五里餘かく懸隔たる山名を象りて國郡郷里の名となすべきの理なし此說取り難し尚下葉に論じぬ廣瀨蒙齋の說に岩城は石の臨は云ことなるへし前に岩崎郡（今作岩崎）あり後に石背郡（今作岩瀨）あれば也と最是とす、し朝日一貫齋云岩城は岩垣の轉せしなるべし其地勢西北皆重疊たる高山にて恰も屛牆の如くなるに依て起りし名ならんかと是亦一說也夫岩城四郡の地共に東海邊に處し海岸傍近の國ゆゑ水戸より岩城通り相馬へかゝるを昔より東海道と唱へ來れり或說に奥州路磐城を經るを海道とし白川を經るを山道と云と又東鑑に基衡毛越寺を造立し雲慶に本尊を造らしめ種々の謝物を人馬にて送り山道海道の間絶ることなしと見えて或說と符合すと白河故事考に見えたり松藩搜古にも亦是を引けり又常奥の國界も多賀城の碑の里程を以て我名古曾の關を誤り常陸那珂河を以て其界となす者多し是古今里程の沿革を曉知せざるものゝ說也無稽の甚しきに非ずや夫以今考古古道は多く山上の通路とし曲折昇降して最迂遠なりしを後世次第に直徑便利を得て行人の勞苦を省きしことゝ覺ゆ彼名古曾の關も今の古關と稱する處は中世鎌倉以降慶長年間迄の通路也（今の切通は慶長中所開也詳に名古曾關の條下に辨す）赤水及び蒙齋皆土人の說に因襲してこれを誤れり實に古關趾は夫より凡半里餘窪田より大槻通り常陸多珂郡山村に通する山上と見ゆ又一には同郡山小屋より窪田の南酒井に通ずる道ともいへば酒井は和名抄の吉郷にして菊多の旧驛也夫より河邊山田等の古郷皆今の海道より西の山傍に連續せり是等を以て古今の道路の迂直遠近を想ひ計るべし又和名抄磐城郡管郷十二の中

に磐城あり今其地を詳にし難しと雖ども恐くは同郡上平窪村の邊りならんか石川周良の說に磐城といふは磐城村につきての名なるべきか大和村につきて大和國といひ傳ればかくぞ思はるゝといへり大に是なるべし又其考に石森山の續き北の方へ富士と城と二つの山あり石森を加へて三山也富士は其中央に在り是を岩城富士と稱す巖石峨々たり城も亦是と同じく自から岩にて作れる城ならん左れば此城を以て磐城の名の緣據とせり善按に此山上は絹谷四郎秀清の墟也因て城と稱す岩の城と謂ふの義に非す周良の考蓋誤れり又上平窪村横山臺（臺上廣平古塚甚だ多し）の川向に屛風石と云るあり大巖石にて左右より道路を夾む恰も石門の如し因て木戸石とも云夫より山の上にも許多の巨石嵯峨として磊落たり昔八幡殿と貞任と河を隔てゝ對陣し矢軍ありし處なりとぞ因て其邊りを矢合せ河原と云若前の周良か說に由らは此邊の巖山も亦岩城の稱に緣由なきに非す何れ岩の脇といへるに本づき夫より土地に及ぼして郡を置るゝ時又郡名とは成たるならん白河郡の名の水名より起りしと云云が如し若又廣く一國に取らば初く岩垣の說是に近し磐城は從來大郡たり中世以降岩ケ崎菊多楢葉標葉を總括して磐城五郡と稱す何の頃よりの稱にや詳ならず往昔磐城次郎大夫平則道と云者藤原秀衡が女（秀衡の妹）を娶て五子を生む乃ち五郡を割て分與すと云想ふに鎌倉時代に當れり是磐城五郡の權輿ならん又上平光寺所藏寛正文正已降熊野参詣先達職の奉書に岩城郡楢葉標葉岩城一家一族被官人等ともみえたり夫四郡とは其中標葉を除きたる也今は相當の領地たり奥相茶話記を按に大永天文の頃相馬兵部大輔顯胤宇多行方標葉の三郡を領す宇多行方は元より其本領にて文治年中藤原泰衡追討の時右大將家より勸賞に賜はりし所也とぞ夫より後建武康永の比出羽權守親胤は無二の武家方たりしゆゑ尊氏卿より先祖相傳の地宇多郡を賜はり其外處々並に岩城の内仙道の內關所の跡を加へ給はりしとぞ此頃岩城の標葉郡も相馬領となり楢葉標葉郡疆小良濱境川を以て分界とせしならん（境川の南を岩城小良濱といひ北を相馬小良ケ濱と云其故は往昔岩城の人と相馬の人と土地を爭論し互に小良濱々々と言し詞よりて双方に此名殘りしぞ小良とは方語なり）又建武延元の間南北兩朝に瓜裂し奥州の爭亂紛々たること錄するに遑あらず伊達田村は始終官軍に志を固ふし白河は半にして武家へ屬し石川磐城相馬芦名等は親族兩方へ分離し相互に隙を伺ひ戰鬪虛日あることなし是時に當つて割據

爭奪紛亂錯糅し夕には彼が郡を稱し旦には我が郡を呼ぶ是を以て楢葉の管内片郡隻城を相馬に奪はるゝときは標葉を稱し復岩城へ奪ひ還すときは元の楢葉を唱ふ今楢葉管内を標葉と記しおきたるものあるは其故也凡他郡といへども隣疆の爭地は皆此類多し今を以て疑を起すこと勿れ白河故事考に云文治五年賴朝卿奥州征伐あるに泰衡兵を白川の地まで進め防戰の事を聞す仙道七郡會津四郎岩城四郡等の戰はざる前に捨てゝ自ら屈め伊達の大木戶を限りて打出さざるは泰衡兵謀に拙き故にや泰衡亡て後白川郡を始仙道會津岩城をも勳功の賞に賜はりたれば泰衡の管内たりしことは知るべし（下略）按に文治の頃未だ四郡の稱はなかりしと覺ゆ又近世の如く統一の所領は稀にて大なるは一郡一鄕を管し小なる一莊一村を領せしとみゆ永享の古文書にも村の總領郡の總領などと見えたり左れば悉く犬牙錯雜にて常に掠奪の爭ひ絶ず因て安堵讓狀を以て證據とし自他の爭奪押妨を防かしむ周南氏曰往時士庶家與其田邑於是弟子孫族姓若他人先私爲文契傳屬因請所屬官長押字爲證以防爭奪謂之讓狀其同姓異姓傳々相屬者謂手繼狀飯野文書中神主賴泰光貞等の讓狀あり皆鎌倉の執權北條氏安堵下知の奥書押字あり同八幡宮古緣起の奥書に云文治五年己酉右大將家の命を蒙り藤原泰衡延尉義經を討たてまつる奥州の勢ことごとく高舘の陣にはせむかへり岩城太郎平清隆當郡の地頭にて千葉介常胤預所なりき其時清隆の嫡男師隆を別當として十二口の供僧を置る延尉追討の御願なるべし（下略）かくあれば文治の頃岩城郡の地頭は清隆にてありし也又同書に其後建曆元年岩城の地頭は清隆の三男高宗とみえたり（詳に岩城家歷代事實に記す）

平地名考

平とは元來飯野平を略稱せるならん飯野は古鄕にして好島莊に隷す因て城名を平と稱す舊くは飯野が城ともいへり又平を安陽縣とも唱るよしいつの頃よりの稱にや恐くは後世好事者の私稱に出るものが抑平の稱の起源を按に岩城次郎太夫平則道の後室徳尼御前は奥の平泉藤原清衡の女秀衡の妹也其故鄕を懷て忘れ難く其居る所命て更に平といふ後又隱栖の地を卜して白水と名づく即泉の字を分つ也因て此地をして平泉に擬すると云（詳に徳尼の傳及白水彌陀堂の記に見へたり）石川周良云和名抄に平久保の名みえず飯野平を准と云なるへからんと予按に飯野平とは、

稻草を作れる郊原の平地と云る義と思はれ飯は稻穀の事ならん今の平城の傍近は岩城の中最渺焉廣濶の地なるに本づきて平の稱も起りしにや（他方の人岩城平と心得たるは誤り也岩城は元國の總名平は一邑の稱なりとしるべし）古老の說に平窪より小川までを平の莊といへるよし石森觀音堂寛永中の懸版に岩城郡平莊四波村と記せり即古老の說と符合す又天王太夫大谷七頭吉國元和六年の許狀に平村牛頭天王祠官とあり又古文書を按に嘉吉文安已隆平の稱往々見えたり先是いまだ所見なし水戸石川久徵云平といへるは岩城氏平姓にて數世其處に住せられしかば終に地名と成りしにや水戸府中は古への國府にて平の國香大掾に任ぜられしより已來子孫世々相繼て此地に住せしによれりとみえて今府中を平村と稱すと云々此說如何あるべきにや姑く錄して以て異聞を廣むる耳

六如上人葛原詩話云箱根に大平小平富士見平などゝ云處あり嶮岨の中に少し平かなる處あるを平と云爾雅の釋地に大野曰平とありそれより轉して山中の平を稱するとみゆ洪慶喜曰華山有青柯平種藥平因地之平處也倭のたらひと曰ふに當て面白し南郭箱根の詩に大平のことを大平臺と云たるは臺名になつて太平の二字常の天下太平の太平ときこゆ平の字を直に靑柯平の如に用ひて處の名にしたきものなり云々是飯野平などの平といへると同義ならん左れは彼國にても山多き處に平地あれば即平と名くと見えたり彼栞門家の新奇を好み地名の文字を雅字に書更むるは其實を失ひたることにて大に後世を謬ると謂ふべし

鄕名地圖は石川周良が考と予か臆案とを折衷して漫に造る所の略圖也和名抄所載磐城郡の内十二鄕菊多郡内五鄕當今古名を存して巖然たるものあれど多くは古稱を變じ土地沿革辨じ難きものあり因て一鄕づゝ下葉に掲出して愚考を附注す上の地圖と照覽辨知すべし冀くは後賢の補正を俟つのみ

一和名抄所載鄕名

（菊多郡）酒井　河邊　山田　大野　餘戸

（磐城郡）蒲津　丸部　神城　荒川　和　磐城　飯野

小高　片依　白田　玉造　楢葉

（標葉郡）宇良　磐瀨　標葉　餘戸

（行方郡）吉名　大江　多珂　子鶴　眞句　眞野

（宇多郡）長伴　高階　仲村　飯豐

（亘理郡）亘理（和多利）　阪本　望多（萬字多）　菱沼（比之奴萬）

和名鈔磐城郡郷名地圖
和名抄岩城菊多ノ二郡ハミヲ載ス其比岩ヶ崎楢葉ノ二郡ハイマダ岩城郡ヨリ分レザルトミエタリ楢葉ハ已ニ其郷名ニアルヲ以テ知ルベシ然レトモ封疆今ノ四郡ニ遺アモノハ今圖ト照覧シテ其見易スカランヿヲ欲ス
三株山
荷路夫嶽
今菊多郡
佛具山
湯嶽
今岩前郡
今岩城郡
今楢葉郡
大嶽根山
坂山嶽
矢大臣山
鍋倉山
湯畑山
石打山
赤木山
閼伽井嶽
水石山
高倉山

按に和名抄に載たる郡名は陸奥を三十六郡に分ちたる故今の五十四郡に比すれは各郡の廣狹古今の差異あるべき也今岩城四郡の内磐ケ崎郡は磐城郡より分割し楢葉郡に同じく鄉を陞せて郡たらしむ是等の沿革今尙歷然たり又標葉行方宇多亘理の各郡今磐城四郡に關涉せざれども古昔養老中陸奥國の中石城標葉行方宇大亘理菊多六郡を割て石城國を置とあれは今其鄉名を茲に擧たる也後世若相馬志を作る人あらば彼四郡を我岩城郡志に追續せんことを庶幾する也

一和名抄十七鄉赤水地理志には今廢無知其界と見へたり是深く考へざるなり石川周良か岩城國號考には菊多郡の内(酒井、山田)といふ名は其古の如し(大野)と云は植田か上遠野なるべきにや知らず磐城の内(蒲津)今かた神谷なるべきや(丸部)今馬目なるべし(神城)(荒川)は古の名の如し和やまと假名つけさせ玉ふ大利のよし里人いへる(磐城)今石森より平久保村なるべし(飯野)赤布崎より北なるべし(小高)今高坂か又高久村ならん(片依)今片寄なるべし白田白土なるべし定めて田を土になしたるなるべし玉造今の玉山てふより彼邊りの名なければ其あたりならん(楢葉)なの綱村より北の方今は楢葉郡といふ(標葉、行方)は今の相馬なりとぞ思はる(宇良、子鶴)などいふ磯際にありと云々又予か考へを左に附錄す

一酒井 今尙古名の如し即一村落也古國造地大高村及久保田町の日出藏の東にある村也南の方山を越へれば常陸國山小屋へ出る

一河邊 鮫川の上富田村より小川への村續き川の南の邊りに沼邊と云村落あり恐らくは河邊ならんか沼河の文字相似たるを以て後世誤りたるものか又川の邊との村落洪水の爲に塞崩したる跡悉く小沼となりて處々にありければ河邊をいつしか沼邊と唱へ來りしにやと思はる

一山田 今上下二村に分る尙古名の如し植田驛より上遠野への道筋也產物山田蓆を出す十府の菅薦に類す寢蓆に用ひて便利とす

一大野 今大野といへる村名なし周良は植田か上遠野かといへり予考ふるに今現に大高村の内中田分の川向に字大野と云所あり五十石ばかりの地にて今民家一軒あり久保田の南に當れり其の田の中古塚あり大野塚と云ふ最小塚なり

一餘戸 今不詳餘戸の割あまりべなるべし其說郡の下に辨す

一蒲津 周良考の如く今の鎌田村なるべし元弘の頃鎌田彌次郎入道頼圓此地に籠りたり又應安以前の文書に鎌田村の内四波と云々今は四波一村となる其頃は鎌田親村にて傍近諸村を總括せしにや是古鄉たるの確證なり今鎌田川を挾んで總て鎌田と稱す川の西を鎌田町と云東を向鎌田と云即在也又夫より北の奥を〆鎌田と云ふ今は川の中央を以て兩郡の界とす古は然らずなれば川を挾んで其土地あるは古の殘りし也

一丸部 周良が說の如く今の馬の目なるべし訓語相近きを以て訛り轉ぜしと見ゆ隣村より崎を昔は馬の目が崎とい

ひしよし左れば古は其土地も廣濶たりしならん

一神　境　古名今に存せり當今神白の文字に用ゆ城白同訓を以て也上下二村に分る小名濱續き村にて海邊に處す

一荒　川　尙古名の如し上下二村となる東西へ長く南北へ短き村也村の中央を小川流る荒川と云村名蓋しこれに本づくか東流して藤間海に入る下高久邊にてはこれを滑津川と稱す

一和　今の大利のよしいへる元大和と二字に書しゝ和利とも書にてかき誤りしより何となくおほりと唱へ誤りたるならん閼伽井嶽の陰坤に在る村落にて合戸より三阪通・仙道への街道也

一磐　城　今の石森より平久保村なるべしと周良ゝ說也左もあるべし磐城といふは元郷につきての名なるべきかと云へり占にあつては國と稱し今に在ては郡と稱す卽四郡の總名とはなれり其名著顯なるを故却て本郷の土地を失す憾むべし委くは岩城郡の條下に辨ず

一飯　野　周良は赤布崎より北なるべしといへり赤布崎は今の平城本丸八棟櫓の地也八幡宮古文書永仁二年飯野郷之內付。河中子。北目。新田。矢河子。旨云々是を以て考ふるに平城並に八幡宮を南北を飯野郷といしこと瞭然たり矢河子は城南今の谷川瀨村なり又別の古文書に上の村々を指て好島庄の內ともあり庄は庄園の遺名にして元郡にも非らず亦郷にも非らず然るに後には郷を管する樣になりしとみえて好島庄の內東郷西郷ともあり亦其郷屬すゝ諸村あり嘉曆の文書に好島庄の內飯野村とあり今何れの地なるやしらず是古の郷の降つて村となりたるなり

一小　高　周良云今の高阪が又高久村ならんと予考ふるに高阪は頗る高陵の地にて小高の名に應ずれば恐くは高阪ならんか高久は荒川郷の村にて東の方海邊に屬し平地廣濶の地なれども高陵に非ず兩是れか未た的案を得ず

一片　依　今の片寄なるべしと云依寄同訓ゆゑ替はりましとみゆ今上下二村に分かる八幡古緣起元久の頃片寄三郎あり又永德中片寄村とみへたり

一白　山　白土なるべし定めて田を土になしたるものなるべしと周良いへり土田訓にも訛り易し今北白土南白土と分れて大村也近年南白土の東岡に於て古塚を發く中より刀・管玉陶器を出せり古郷の地たること瞭然として疑ひなし

一玉　造　周良云今玉山より彼邊りの名なければ其あたりならん予嘗て玉山村をそこはか點檢せしに惠日寺の南の方に字を玉造と云る處あり又此村の中央を流るゝ川尻を戸田村と云夫より仁井田の横川へ流れ落る川筋を玉造川といへるより往年內藤家治下の時ゞ目戸鹽木の兩村堰出入の引合證文の中に此川を玉造川と記せりと云左れば其上流惠日寺の前面の川筋も同じく玉造川ならんか又按に玉造郷の山なるを以て郡玉山と號し又夫より轉して村名となり途に古名を忘失せるにやあらん

一楢　葉　周良曰江の綱村より北の方今は楢葉今郡と云と云々楢葉は北濱通り最巨郡たれば今にして舊郷の地を辨識しがたしと雖も應永五年の佛書の奧書に小楢葉ずも折木とあるをしれば今の折木村は古の楢葉郷ならんか最大村にて西の山附より東の海邊まで一里の村也又此邊小楢葉に隷せし諸村ありしにや天文十八年の古文書に小楢葉三ヶ村とみえたり今の折木夕筋淺見川などをさすにや又木戸邊より北をさして北楢葉と

四郡封疆村名圖考
附墾田戸口牛馬諸村石高

いひしと見えたり文明六年の古文書に北楢葉大尾と云々今の大谷村のことなり小楢葉とは大に對せし詞なり左れば廣野木戸邊に本郷ありて大楢葉と稱せしにや

磐城風土記曰磐城郡東續楢葉郡自四倉至大越濱海邊也巽隅藤　海邊也次接磐前郡界ゝ岡山南續磐前郡堺舘岡小島山大舘古城坤隅續磐前郡堺大迫之嶺徑塚峠西續磐前郡堺水石峠平坂嶺自木戸石至上小川筋乾隅續磐前郡堺高崎地獄穢多門前限穢多瀧其川筋次接楢葉郡堺柴標山蛇襲山北續楢葉郡堺天蓼山澤黑森山之西三森南澤艮隅續楢葉郡堺造道鶴場賤山也自四倉濱至水石峠東西二十五里徑直十八里自大舘古城至天蓼山南北三十四里經直一十三里村六十九厥土惟赤墳厥田二千三百七十六町八反九畝七歩厥貢上下戸四千六百七十二口二萬七千二百二十厥一萬五千二百七十四男厥一萬千九百四十六女馬三千百四十五牛二十五

按慶長七寅年鳥居家岩城拜領の時東照宮の臺命に依て内藤修理亮淸成島田次兵衛重次駒木根右近吉實同時岩城に下り檢地の事あり且寺社領等を免除せらる其節岩崎郡より繩打を始め夫より岩城郡に及べりと云其前年彦阪小刑部楢ゝ郡を檢地せられしとみえて折木成德寺北迫林藏寺除地目錄に其姓名を載す又岩城忠次郎貞隆時代岩城岩ヶ崎の兩郡鎌田川を限りて分界とす依て岩城郡の諸村多く岩ヶ崎郡に入りしとぞ左れば岩城郡は昔より縮まりたるとみゆ又慶長十八年修驗兩年行事岩ヶ崎越田和と岩城上平兩郡貫下の爭論起り公事及べり此時論處三阪高久の兩處岩城郡に定まり上平附屬せらる其頃已に岩ヶ崎郡なれど元來岩城郡の土地散素より上平の貫下にてありしを是時已に岩ヶ崎郡たるを以て越田和にて奪はんと謀りしもの乎是等を以て兩郡の沿革は粗知られたり上人云御厩村阿彌陀寺の方より街道を横に流るゝ細川昔の郡境なりとぞ先是文祿五年佐竹又七郎義忠巡視檢地のことあり是時岩城舘主諸臣等多く村替せらる始にいへる貞隆時代兩郡の界を定められしは此時の事ならんか

一越田和所藏岩城岩ヶ崎境[illegible]名處左の如し慶長十八年爭論のときの書記と見ゆ

大舘之西方　たうのくひ
御はきたな　ならあうし
ばら　境の松是は岩城岩ヶ崎さかいの楠松

からまつ 是に五葉の松　あなだつめ
ごさつとり　うしくぼ
五郎次やしき　おふくぼ
藤から　ゑかきぶれ
三大明神 是は岩城の明神中西岩ヶ崎の明神東に上遠野の明神かの明神岩城岩ヶ崎上遠野相談を以定申候由申傳候
千貫松 植松にて候　ふたついし
つるいし　かしはきがたに
雨ふり　三木くり 水田より竹貫こし口みち
柴のとうけ 三阪

一當今磐城郡村數石高
鎌田村四百八十石六斗五升四合　大室村百五石六九斗三合　鹽村六百七十四石五斗九升六合
鯨岡村二百五十一石三斗一升一合　幕内村八十二石七斗二升五合　四波村百九十七石六斗五升九合　中鹽村三百三十九石四斗三升七合　下平窪村五百四十石五斗一升六合　西平窪村五百四十八石一斗九升七合　中平窪村千二十九石七斗五升一合　上平窪村九百九十八石四升六合　上神谷村四百三十七石八斗六升八合　中神谷村千六十二石九斗五升九合
下神谷村二千七百三十九石八斗四升五合　原高野村二百八十六石四升九合　泉崎村千百廿三石四斗六升九合　下片寄村四百九十九石三斗七升四合　上片寄村六百二十二石三斗七升　馬目村五百五十六石九斗八升七合　絹谷村八百九十五石五斗三升三合
北神谷村六百十六石二斗五升四合　水品村百六十二石五斗九合　大森村五百十七石四斗六升三合　名木村三百三十六石二斗七合　長友村七百五十石九斗一升九合　玉山村八百八十七石六斗三升九合　山田小湊村六百十石三斗七升五合　薬王寺村二百八十六石一斗一升三合　下柳生村二百八十八石五斗九升八合　上柳生村二百八石四升三合　駒込村七百二十七石三升三合　八茎村二百九十一石二斗八升九合　山小屋村百十五石一斗三升四合　細谷村六百八十四石八斗三升三合　狐塚村七百九十六石九斗八升八合　鱣木村四百八十九石八斗八升五合　戸田村八百九十一石三斗四升九合

驛　徑路　間道

和名無末夜元正紀四十四代養老三年閏七月石城國置驛家一十處云々按に是岩城に驛を置の始也此前年陸奥國六郡を割て石城國を置かれたれば此驛家一十處は六郡に置く所のものとみえたり然れども地名を擧げざれば今其處を考へ難し何れ古郷の地の内ならん又延喜式驛家の條仙道筋の郷名はあれども東海道岩城の郷名はみえず岩城は濱路にて小路なれば載せざるにや盖養老を距ること殆二百年其間沿革あるも亦知るべからず
令義解厩牧令曰凡諸道須置驛者毎三十里置一驛若地勢

阻險及無水草處隨便安置不限里數又曰凡諸道置驛馬大路二十匹中路十匹小路五匹云々

延喜主稅式驛馬直法之條陸奧國上馬六百束中馬五百束下馬三百束云々

按に東山東海の二道爲中路自外皆爲小路也山陽道爲大路其大宰以去即爲小路也令に三十里と云は途程の里に非ず戸數の里を云なり戸令に戸以五十戸爲里是也委くは郡の條に辨じ置きぬ或は是を以て途程の里となすもの非也

天平四年紀曰八月正三位藤原朝臣房前爲東海東山二道節度使云々

天平寶字五年紀曰以從四位下藤原惠美朝臣朝狩爲東海道節度使云々

按に延喜式に載す東海道十五箇國常陸其一也と陸奧は東山道の中なれども常陸よりの地脈を引て岩城より相馬邊までを總て東海道と稱せし也岩城飯野八幡宮の藏建武二年伊賀式部三郎への國宣に相催東海道勢とみえたり又文和二年伊賀三郎左衞門尉への御教書に奧州東海道檢斷職のことと云々又松藩搜古に延元中結城入道の家僕中村六郎が今の相馬城下の傍熊野堂と云へるに籠りしを高野山殘編には東海道と稱せし堂に楯籠ると記せり是相馬邊にても東海道と稱せし證也因て今も平城下より東北相馬路を土人北濱通りと唱ふ

一平城西南水戸路置驛四

平町 至湯本一里廿八町（此間有長橋長百間次有
至上船尾二里八町（小橋昔爲岩城岩前郡界

（上弦上船尾
下弦湯本）至渡邊新田一里十二町
至初田新田一里廿八町
此間有矢井田坂爲岩前菊多郡界

（上弦渡邊新田
下弦初田新田）至植田一里二十八町

植田 至關田一里 此間有川謂鮫川船渡

關田 至常奧國界名古曾關四通十二町餘
至常陸多珂郡神岡一里三十町

一平城東北相馬路置驛五

平町 至四ッ倉二里廿八町 此間有鎌田川船渡

四ッ倉 至久ノ濱一里 此間有大夫坂甚嶮岨而爲馬疲人苦承應年中始穿山通岩窟令人馬達往來俗謂四ッ倉切通是也
長六十五幅六步高九尺是爲岩城楢葉郡界次有川謂濱川徒渉

久ノ濱 至廣野二里半 此間川有六謂小久川大久川末續川折木川淺見川廣野川皆徒渉又有浮路謂長白洲凡一里風波時難往來別有步行山路

廣野 至木戸上町廿八町、此間有岩澤維石巖々
至同所下町一里

木戸上町
同　下町　驛次隔五日　至富岡二里廿六町　至同所二
此間有□川前金□川木戸川井出川中島川皆徒渉木戸川石高水急也水深則船徒渉

富岡　至岩城相馬境川一里十二町　至相馬領標葉郡熊町一里廿四町　此間有富岡川徒渉

右平城下より南北本海道なり

一平城西合戸徑路置驛五

久保町　至合戸三里八町　此間有□宿日權現堂曰大利又有町田川徒渉有猪鼻坂山王坂共嶮岨

合戸　至渡戸一里八町

渡戸　至中寺廿九町

中寺　至上一萱一里半　此間有間宿十下一の萱自渡戸至上一の萱其中間渉三坂川凡六度或左之或右之皆徒渉

上一ノ萱　至上三坂一里半　此間有三坂山頗險山峰東西水流昔時岩崎石川郡界

上三坂　右路至田村郡鵜子境石森廿四町自是徑八里十二町通三春又達仙道左路至石河郡小平境一里自是徑十里達白河

一平城西北江田徑路

平町　至上平窪一里　此間有夏井川平水假橋大水船渡

上平窪　至上平一里

上平　至横川一里

横川　至江田一里　此間有横川次有江田坂降急峻

江田　至川前二里八町　此間河岸谿路甚險岨

川前　至田村郡小野仁井町四里八町　此間亦有芋島山下谷五味澤田原井等村里皆不置驛自是通三春

一同西永井徑路

合戸　至上永井二里　此間有大田和坂其嶮次有永井川圯橋

上永井　至指鹽一里　此間有永井川次有永井坂急峻險岨

指鹽　至下三坂下村一里　此間山徑頗峻

下三阪下村　至田村郡北田原井二里　此間岩城田村有古場其外多古跡自是通小野仁井町及三春

一同西南上遠野徑路

湯本　至上湯坂一里　此間有手違坂

田場坂　至上遠野一里廿八町　宿中多水此間瀬峯通所謂山峰細路也深山田川架橋

上遠野　至下根岸十八町　宿内有棚倉侯陣屋

下根岸　至石住三里　此間大平川架橋次御齋所新道山腹徑路自大河岸磊落行人甚艱可知

石住　至白河郡下松川二里　自是通竹貫及棚倉

一自岩前郡合戸村至楢葉郡桶賣村五里自桶賣村至田村郡湯澤境鞭打田三十町自此經二里通新町村

一自楢葉郡富岡町至同郡下川内四里十八町至田村郡廣瀬村境笠木三里廿四町自此徑二里十二町至新町

一自平城至岩前郡沼内村大越路二里十八町餘南至同郡薄磯濱六町餘自薄磯至同郡豐間濱九町自豐間至同郡

江名濱三十町自江名至同郡中之作濱九町自中之作至同郡長崎六町自長崎至同郡小名濱一里

一自水戸路磐前郡上椎尾至菊多郡泉一里三十町

一自水戸路菊多郡渡邊村至泉二十四町

一自水戸路菊多郡植田村至同郡窪田一里九町

一自水戸路菊多郡關田町至大利坂通高野郡赤坂村境六里廿四町自此徑五里十二町通棚倉城

一自水戸路菊多郡渡部村至同郡上遠野境瀬峯二里自此徑十三里通棚倉城

一磐城宿驛町間道法

（大當村境川より富岡へ）　一里十一町
（富岡村より木戸山田村へ）　二里四町四十八間
（木戸より廣野村へ）　一里四町十二間
（廣野より久ノ濱へ）　二里十九町四十八間
（久ノ濱より四ツ倉へ）　一里七町十二間
（四ツ倉より平へ）　二里十五町
（平より湯本へ）　一里廿二町
（湯本より新田へ）　一里廿四町
（新田より植田へ）　一里廿五町二十間
（植田より關田へ）　一里四十間
（關田より常州國界切通しまで）　十三町
通計十七里三町卅間

一同　海邊通道法

小良ヶ濱より小濱佛濱毛萱出ヵ北田前原　一里一町餘

（小濱より木戸へ）　四町余
木戸より北迫淺見川折木末續金ヶ澤へ
（北迫より久まで）　一里十九町
（久より四ツ倉へ）　一里七町
（江ノ網より四倉仁井田の目）　廿五町
（仁井田より荒田ノ目）　十五町
（荒田ノ目より下大越へ）　十二町
（下大越より藤間へ）　十一町
（藤間より下高久へ）　十三町
（下高久より沼の内）　十三町
（沼の内より薄磯へ）　八町
（薄磯より豐間へ）　十町
（豐間より江名へ）　三十町
（江名より中作永崎下神白迄）　廿八町
（下神白より小名濱へ）　廿八町
（小名濱より泉へ）　一里
（泉より下川へ）　十六町
（下川より小濱へ）　一里
（小濱より岩間へ）　五町
（岩間より中田へ）　一里十五町
（中田より關田へ）　廿九町
（關田より九面へ）　一里三町
（九面より平潟へ）　廿八町
通計十八里廿八町

間道

一自平城至磐城郡檜多通楢葉郡下桶賣六里廿四町至于此通永井指鹽徑路

一自平城磐前郡荒川通小名濱三里廿七町

一自水戶路磐前郡上船尾至同郡小名濱二里六町

一自水戶路菊多郡植田村至同郡上山田境花輪前一里十五町自此通上遠野町村自楢葉郡下川至高田島通田村郡常葉境四里六町至堀田常葉六里通三春相馬路久濱出銅山至桶賣村自菊多郡山王村出瀨戶通常陸國神岡

一自相馬路楢葉郡富岡町至杉內通標葉郡藤加不境二里出常葉路

一白河路關在磐前郡合戶村

一棚倉路關在菊多郡釜戶村及磐前郡大利坂

一水戶路關在菊多郡植田村

一相馬路關在楢葉郡富岡

一三春路關在楢里郡川內村

江戶路程

（自平至湯本）　二里
（自湯本至新田）　一里廿八町
（自新田至植田）　一里廿八町
（自植田至關田）　一里
（自關田至神岡）　一里三十町
（自神岡至足洗）　一里卅三町
自足洗至荒川　一里廿八町
（自荒川至愛宕）　三十町
（自愛宕至田尻）　一里廿町
（自田尻至助川）　一里九町
（自助川至下孫）　一里八町
（自下孫至森山）　三十町
（自森山至大橋）　一里八町
（自大橋自石神）　一里
（自石神至澤）　一里十八町
（自澤至枝川）　二里
（自枝川至水戶）　三十町
（自水戶至長岡）　二里八町
（自長岡至小幡）　一里卅一町
（自小幡至片倉）　一里五町
（自片倉至竹原）　一里八町
（自竹原至府中）　一里九町
（自府中至稻吉）　一里
（自稻吉至中貫）　三十町
（自中貫至上浦）　一里六町
（自上浦至中村）　一里
（自中村至荒川）　一里
（自荒川至牛久）　一里
（自牛久至若柴）　一里
（自若柴至藤代）　一里
（自藤代至取手）　一里卅二町
（自取手至我孫子）　一里十八町
（自我孫子至小倉）　二里廿一町
（自小倉至松戶）　一里廿八町
（自松戶至新宿）　一里十八町
（自新宿至千住）　一里十八町
（自千住至日本橋）　二里

右通計三十七驛行程五十四里廿七町

風俗

入國記東山道八國陸奥の條に當國の風俗は日本の偏鄙なる故に人の氣思ゆき詰りて氣質の倚り尖なること萬丈の岩壁を見るが如し適道理を知ても前非を改むる事なく譬い江水の流滯塵芥積て淸むる事なきがごとし此國は日のもとのゆへに色白して眼青み有人の形相最賤して言詞畢劣なれども勇氣は日本に比所もあるまじ因て無益の死をする者は但偏僻なりといへども其意地潔白なる所あり女は容貌色白髮長顔うるはし但形相音聲すぐれて鄙劣なりしかれども其心底の貞正なる事は外の男子にも優り

按に當國大國なる故所々の異なる風土有然其凡山おほき國なり會津は白川より西に入愈々山谷相續たる國なり西は越後に隣て寒烈雪深き事北國よりも勝れたり岩城相馬は東の海濱なり故外よりの寒緩し下略

善按に此書序に往昔最明寺禪公諸國を潜行して有司の伏藏を開き下民の寃訴を通ぜしめ政教の助とす此時に民間の情を觀察し人國記を作れりと云々是恐くは後人其名をかりて僞作せしものなるべし言辭を考ふるに決して當時のものとは思はれず蓋寛元の頃成るものにやあらん

磐城新風土記風俗の條云風氣剛强性撲直人有信學文字及射藝能達稼穡商賈之利焉

善按に山海居民に依て人情に厚薄あること獨我岩城のみに非ず風氣の所以使然也夫山居の民はいかにも質朴にして誠實なれども商賈及び海濱處住の民は倭柔怠惰の者多し總て其氣質を論ずるときは一日溫めて三日冷すと云人情にて農工商ともに生産の活計に怠慢がちなり或は勤苦して得る所の幸錢あれば飲食安佚に日を消しその資料盡れば復勤苦困勉するに至る一體俗性鈍體にして底意地强くしぶとき風あり故に事變火急に當つて救援の用に稱はず又人の附託を受て速に埒あき難し凡公事訴訟なども中々急速には和熟せざるなり扨舊染汚俗の第一は子間引と淫風との二つなり子間引のことは下に辨ず抑淫風は水土風氣使然ゆゑに改敎治術及ぶ所にあらず鄭衛國風古聖人其詩を削り去らず却て懲肅の敎戒とす予亦これを錄して後人を戒めまた治敎の助とす夫地理を察して風俗を考ふるに王志麟が玉海連山首艮者八風始於不周實居西北之方とあれば岩城の土壤西北皆連山重疊たると幾數里東南は曠渺たる海濱に屬せり即東南は兌に居て澤とす

是小女也西北は艮に居て山とす是小男也是を以て山澤氣を通じて男女亦相感ず是風氣の所教古今淫惑蕪弱の風更め難く制し難き所以也一時賢君勃興すとも豈治教を以て制止すべけんや然れども土壤膏腴にして水旱の患なく農商豐饒にして魚鹽通貨の益多きも是亦山澤氣を通ずる故としらる、凡民庶婚姻の禮一夫一妻にて終る者殆稀なり嫁娶及贅婿とも再三數度に渉るもの少からず彼筑摩の鍋かむりも此類にやあらん抑其本を考れば男子多くして女子少きか故勢ひ常に婦女にありて男子却て之が爲に制御せらる左ればば女子嫁し來りて其家に跋扈し新婦姑氏を侵すもの間々ありき斯あれば夫婿は猶更婦女の勢ひこれに倍徙し動もすれば其婿を退け出し又嫁婦自から夫家を出奔すること猶弊履を棄るが如し故を以て孝子貞婦甚稀なり孝義錄載するもの菊多郡長子村の百姓重三郎僅一人のみ是山間の村民也婦人舅姑に告ずして其家を立出で武家或は神職山伏等の家に寄託するもの是を名けて駈け込と云因て其離婚を謀るなり抑國風にて初婚の始め夫婿より其分限に應じて資装のため金子を贈り遣すなり俗に是を縁金と稱す夫故其金子を還さぬ間はたとへ年を經るとも決して離縁狀を與へぬこと也夫よりして種々樣々煩繁たる官訴事も起りて難儀する也凡縁金と云は貴賤其名目は替れども其實は同一致にして皆貪財好貨を事とする也是滿天下の流弊なれば豈如何ともすべけんや隨文中子曰婚娶して財を論ずるは夷虜の道也と確論と謂べし

子間引はうろぬくの義なり即空拔(ウツロヌケ)の省言なり其の間を空くするの意也木苗物の蕃殖せるを拔き捨るより出たる詞とみえたり又方俗これを戾すとも云是來るものを還すの義なり處により或はぶつ返すとも云とぞ即打返すなるべし人國記陸奧の條の按文古昔は奧の夷とて人倫にも不通禽獸の如き風なりしに中古上國の人君長となり政治を施す力により其風に化せられをのづから人間の道をもしれるにやされば近頃までは民家子を「ぶつかへす」と云語あり產子三乳にし及ぬれば其父母これを縊り殺す人是をあやしまず父母も亦恬然として惻色なし其不仁なること實に夷狄の風なりしが誠に仁風の遠く及べるにや殘忍の俗化して今其事なしとぞと云々かくあれど舊染の惡俗今に於て止ざること嘆ずべし

善按に今子間引の國東國に總て六ケ國あり所謂奧羽

常陸下總上下野州等是なり就中岩城常陸相馬下野邊を盛なりとす其惡習汚俗の由來すること已に久遠なる事としるべし夫多子を乳するは稼穡產業の妨になるとて窮民は一二子を育し富家は三四子に過ず五人以上を生育する者世の稀なることに思ひ合壁四隣怪しみ謗る先づ胎子を產み落すや夫婦諸とも赤子をつかみ藁糠の類を口に推込み呼吸を止め肛門を塞ぎ膝下に推し敷き或は薦莚に裹み臼礎など重き物をおしに置き或は土中に埋め或は絞め縊りなど種々様々の仕方にて害するなり其殘忍慘毒なること誰か惻隱の心を動かさゞらんや幸に死にそこなひて活たるものも首筋曲りよぢれて生れ得ぬかたわに成るなり予が家の奴婢などにもかゝるものありき舊習の國俗とはいひながら惡鬼夜叉の心に倖しく人類の爲すべき業とも思はれず人面獸心に非ずや其多くの中には手づからなし兼て穩婆に託して戻さするものあり是等は穩婆を嚴く戒むべきことなり又胎内の子を藥を用て破り殺すもあり是又生して殺すも何んぞ異ならんや人の人たるものゝすましきこと也此惡習年久しく民心に浸潤し常のことゝなり侍れば銘々禽獸にも劣りたるわざともしらず又人間の恥べきことゝも思はずかくせねばならぬことゝ心得たるは歎かはしきことならずや左れば上に賢明起り下に良弼ありて善政徳教を行はるゝとも豈一朝一夕に化すべけんや先賢の所謂大人はよく其赤子の心を以て心とすと云を推弘めて其仁風普く禽獸草木に及ぶ程の盛徳に非ずんば爭か化し得べけんや昔者會津の土津靈神民を喩して子を殺す事を禁じ給へりとぞ是仁政の至りなり又近世米澤の上杉鷹山老侯子害しを憐み玉ひて教喩を施し行はれしこと翹楚篇に見えたり下に載す

近年子戻しを教戒するの文には長福律寺の比丘覺範が警諸民害產子文湯長谷の藩士關日豐種が生育論等を始として又頃子孫繁昌手引草は云印施のもの出たり其外一枚ずりの印施あり是慈悲心を本とせる浮屠氏の作とみえて善惡を心の圖に顯はし一首の歌を以て喩す其歌

地獄餓鬼畜生道に生ながら落るを知ぬ人のかなしさ

紹民篇序云父母育子而至二三之子則量給育之勢而後皆不舉待分娩乃殺俗語曰推還又曰間轆庶民舊來習爲常恬不怪東海之濱其弊尤多嗚呼不仁之甚實可憫焉夫弊風浩

浩世後其源皆昧放逸而淫乎因邪焉得人々而殺之爲假饒有　公命而朝令夕禁勉强按排一概遏之則無知之民或陷於罪非徒無益而已又不敎而之乃類也譬諸石壓草唯襲其跡中心不可悅服前後之文略之

同書人心考中東關奥陸其弊尤甚しとあり此書常陸

俗說贅辯土佐人谷重遠作　子を殺すの說あり左の如し

世俗の人家貧しとて子をうみて即殺す人あり今按ずるに非也是人倫の大變なり親として子を殺すは子として親を殺すに近からずや西土東漢の賈彪といひし人新息といふ郡の奉行たり此事をいたく禁じて人を殺すと罪同じくせり新息の城の南に監人を刼し害するものあり城北に婦人子を殺すものあり彪其せんさくに行れしに下役の者彪か馬を南に引向ければ彪怒りて曰の監人を殺すは世の常の事なり母子相殺すは天に逆ひ道に違ふ莫大のくせごとなりとて終に北にはせ行く其母を罪にいたしけりかく有りければ數年の間子をとりあげ育しもの數千人にいたりぬ人みな此恩を感じて皆賈といふ一字を名にかたどりて付けるとかや誠に有がたき政也日本の先王の政一度に多子をうみけるものには米を給てやしなはしめ給ふ事國史に多く見へたり下略

翹楚篇上杉治憲朝臣治跡　所載子害し敎喩の文

子供あまた持たるの目出たきは誰にも同じく知たる事ながらあしきならはしにてみたるより產家の中にて直に出生を害しけるもの少からずされば此ならはしを改め給はん事を謀らしめたまふに嚴刑をもて禁じ給はんとすれば實の流產實の死體ならんをあやまつの恐あり命令もて停したまはんとすれば數十百年のならはしいかで容易く變ずべき出生ことに五七年せめては三四年米或金銀たまはらんとすれば一國年年の出生いかで屆かせ給ふべき止事なければ只に止みたまはんよりはと一通の御敎喩を施し行れ候其御敎喩に曰生養は候天地の德にして萬物生々のありさま目前の事に候此故に父母は子と生し早も亦子を生して憐そだて候事誰にも同じ心に候然るに奥羽の習し出生をあげざるものも候由歎しき事に候生を好み死を惡み候人情の誠に候へば恩愛の切なる忍びがたき筈に候得ども生れて物いはず愛みのいまだきかざるに今日の貧苦など考へ小を殺して大を助るなど思ひたがへ候より心ならぬひが事をなし來候ともある

べく候元より貧賤は何國と限るまじく候かりそめの殺生をさへあしきとは知るものに候へば我身の父母に産なされ人となり候事を能々おもひあはせ出生をそだて候樣返〳〵も願はしき事に候

善曰先君慈廣院殿文化辛未の冬始て岩城に歸邑し玉ひて民の苦艱を察し特に窮民を賑恤し玉へり此時子間引の惡弊を具に聞し召して深く憂ひ歎かしめらる或は廻村巡里の折から自から菓子を懷にして路傍に遊戲せる兒童輩に手づから投じ與へ玉ひて慰撫を加へられ又其親から顧み玉ひて汝等子多育つる所謂子寶といふものなれば今は苦勞に思ふべけれど生長の後農業の助けとなるの時に至りては今の苦勞には易へ難しと懇に教へ喩し玉ひし故民其恩義に感じ世に有難き事に思ひ子なきものは始て之を悟り且悔み且羨みあへりとぞ夫一人を賞して萬人悦ぶとは是等の類を云るにや凡人君は本來神明の德を具し玉へば一言半句の口氣すら猶且人心を感動せしむるに況や其至誠に出るものをや彼鷹山老侯の行治を以て知るべし嗚呼惜哉先君治敎不幾して即世し玉ひたれば其功業成るに垂んとして廢しぬ誰か嘆息せざらんや又素より養育扶持と稱し十五歳まで生育の口數に隨て俸米を增し加へらるゝ定も有ど是も常例のことゝなりて尙生子を擧ざる者多し善嘗て岩城に當路たりし時已に此事を論議に及べり夫不敎して罪に處するは是不仁也先聞里鄕黨に黌舍を設け世に所謂心學者と云る者は俗の耳に入易きものなれば夫を敎師に定め農隙或は神日遊山日など云る閑日を約期し人倫の綱常を能々敎誨せしめ猶年を經りて其敎戒に從はざらん時は不得已嚴法を揚げ示し其母を以て人を殺すの罪に處せば民慄然として其罪を悟り過を改むべし蓋刑中の仁術ならん然るときは數年を待ずして人烟繁殖し荒田耕開すべし夫岩城の地荒田多きは戸口寡きが故なり是富國の第一義也想ふに東漢賈彪が議と諳合せるに似たり因て茲に錄して後賢の論定を請ふのみ

莊　庄司

今作庄者略字也當今諸國ともに何の庄某庄と云所あり岩城にて好島庄菊多庄飯野庄平庄…………の類是也大體は人の解し得ぬこと也上古より土地の定りたるものに非らず庄園とて中葉よりの私領の地にて今俗に云下

屋敷畠屋敷別莊など云意也其中園とは樹果を植る地也郡にもあらず郷にも非ず始は人の讓もあり又私に買受たるもあり是封地賜田にあらざるを以て莊園と稱する也中頃より國中數派に別れて郷の境にもかゝはらず已れが領する分に名を付けて何の庄彼の庄とて家々に持傳ることになれりされば其主の心まゝにて貪なれば勝手次第に他人へ賣渡す即其庄の持主を領家と云然れども上より賜る所の庄園は今の知行所に同じければ代替りには本領安堵の御教書を下さるされど一國にて二ヶ所も賜ふことは希也凡庄の領内には國法にもかゝはらず私に庄司庄官別當など云者を召置て庄内の土産諸物を其主へ受納せしなり又一面に買得れば境界の定め等もなきものなり今諸國に何の庄と云地名あるは昔の名の殘りたる也又村々に庄屋といふも庄官の遺意なるべし又國によりて庄屋とも名主とも唱ふる處あり岩城にては村々皆名主と唱ふ名主の儀は名の條に論じぬ如此私に庄司庄官別當など云役人を置て我儘をする故賴朝卿それを戒るを以て名目とし莊園に地頭を置き又追補使を置て是を制せしむ文治の頃岩城郡の地頭は岩城太郎平清隆にてありし也又建暦元年には清隆の三男高宗

とある是皆右大將家以來鎌倉殿の置るゝ所也此庄園の儀は野々宮中納言定基卿答書に具に論じ置玉へり其大略は后妃の湯沐料も後には他の人に讓り功田も子孫のものの心ままに人に讓り又は寺などへ施入す惠美押勝大職冠の功田を山階寺へ維摩會料に施入せし類ひ也然れは後に讓り受たる人に於ては湯沐料の功田のとは號し難き故畠屋敷又庄園などゝいひし也夫庄園は無年貢なれは今云隱田の如し伊東祐親かうつみ河津の庄を持の類を思ふべし後朱雀院寛德年中庄園停廢の宣下あり又後三條院延久の初に記錄所を置れたるも此停廢の事第一なれども兎角跡々より又興りて止ざりける莊園は公に常の事と成諍論に及ぶこと多し元久の頃前黄門定家卿の所領江州吉富庄を三位局に掠められ度々訴訟に及び院の御教書を賜ること卿の記に見えたりと云々

善按に停廢の儀遂に行はれざりし所以は當時の諸紳家にも皆庄園を持れし故左もあるべきことと思はる封建の姿已に茲に萠芽す

名（ミヤウ）　名主

東鑑所謂武藏國豐島庄犬養名相模國生蓑莊得安名伊勢國光吉名の類諸國に在て村名の如し磐城は楢葉郷志田名又某郷に則安名等あり按に是今の新田地にて六兵衞

新田八兵衞新田など云類ひにて某々の開發したる土地也此を指て誰某の名と稱す因て皆其姓名を冠むらしめて某々の名と云或說に村は人家に就ていひ名は土地に就ていふ左れば名田は土地ばかりにしてなき故遂に其地を亡して傳はらざるもの多く其遺趾甚稀也とぞ然れとも其名の今殘りたるものは素より民家ありし土地とみゆ飯野文書元德二年則安名內禪輪寺村とありこれ名の內に村ありし證なり禪輪寺村今所考なし或書に因幡の國の中處々の農家に傳る古記に其名々々と云る處みゆ此記貞和より天正中までのものなれば中頃より二百年前後にても諸國鄉村の名に此唱ありしとみゆと云々按に是名田の儀なるべし夫名田盛衰記に賴朝卿石橋山の難を遁れ杉山を落玉ふとき烏帽子商人に名田百町賜りし類なり大平記大全名田とは田一町を以て名とす或五畝又は三町餘廣狹不同如何となれば不知國大小也とあり此說非なり夫名田は町畝歩に定りなし新田地なればなり又其國の土俗に名田數多領地したる人を大名と呼けるとぞ然るに今の世諸侯を指て大名と云は名義に稱はずと或書にみゑたれどもこれは大ひなる誤りなり今の大名は鎌倉以降名家豪族の稱にて家の子郞等を多く扶持し大ひに名たゝる者と云の意也さて名田の司を名主(ミヤウシユ)或は庄屋ともいへり今の名主是なり東鑑に小草井名主紀六久重などゝも見へたり

田　畠

田和名大水田を言也說文云田樹穀也圃和名八大介陸田を言也圃種菜之處畠畑共に俗字今多畠の字を用ゆ字書無畠字倭名抄載續搜神記云江南畠種豆とあり寺島氏云畷音流和名也以八大即火田也山畠也予按畑字火田を合せたるものならん神代卷陸田種子水田種子とあるは田に成る物と畠に成る物とを分ち云るとぞ凡て云ときは田は畠をも包たると知るべし今俗に田地と云は畠も其中包含するなり令曰凡田長三十步廣十二步爲段十段爲町假租稻二束二把町租稻二十二束注云白雉三年夏四月班田旣訖凡長三十步爲段十段爲町段租稻一束半町租稻十五束云々租稻は即田年貢のこと也委くは令の田藉部に見えたり令義解田令部凡田云々注云段地穫稻五十束束稻舂得米五升也即拾町者須得五百束也東涯云此先王之制方一町所出舂米二十五斛而公稅取二十二束則是一斛一斗也殆近於二十而取一（蓋簪錄）文武紀曰慶雲三年九月

丙辰遣使七道始定田法とあれは蓋此御代に制せられしなるべし弘仁式曰上田一段地子稲十束中田八束下田六束下々田三束を納むと云々

延喜式主税上曰陸奥國正稅六十萬三千束公廨八十萬三千七百十五束注云國司料六十四萬一千二百束鎭宮料十六萬二千五百十五束祭鹽竈神料一萬東國分寺料四萬束學生料四千束文殊會料二千束救急料十二萬束云々

善按に是等を以て往時の善政善教の行はれしことは知られたりさて修理池溝料と云者諸國大概あれども陸奥國にはみえず是は田地の普請料を云るなり又浮囚料ものせず是は囚獄の雜用也救急料は窮民患難の救ひ米なり此等の類ひ皆正稅を以て雜費に充るといへり蓋陸奥は邊要の大國ゆゑ餘州の如く諸事細密には定め難くやありけん所以あるべきことゝ思はる或は亦國司料鎭宮料などの內に含蓄せるにや知るべからず野々宮定基卿の說に正稅とは田年貢のことにて即京都へ上る年貢を云なり公廨とは細年貢のこと也其畑年貢の中より國司及び諸役人の役料を受しとみゆ是を公廨田と云廨は本官舍のことにて今云役屋敷のこと也其處の畑年貢を公用に給するなりと云々將門記に被奪一任之公廨とあるも任所の官料を奪ばれたるを云なり

和名鈔曰陸奥國田五萬千四百四十町三段九十九步正稅六十萬三千束公廨八十萬三千七百五束五把本頴二百三十八萬六千四百三十一束雜頴九十七萬九千七百十五束九把五分

善按に同書に多く正公とあるは正稅公廨を合せ言也雜頴とは祭鹽竈神料以下救急料の類を云なり本頴云云とあるは正公及び雜頴を總括したる束數なり○主稅式諸國運漕雜物功賃陸奥國二百十束云々又陸奥兵士閒食料米二千八百八十斛（久別日八合）割年中所輸租穀內每年充之又陸奥國七團軍毅主張卅五人粮米准太宰府統領以正稅給之云々

拾芥抄曰爲稻一束（一束一斗米舂五升）十撮爲夕十夕爲合十合爲升十升爲斗十斗爲石十釐爲毫十毫爲分十分爲把十把爲束云々東涯云石本權之名後世轉爲量之名分釐本度之名後世通爲權之名（蓋簪錄）

善按に稻十把爲束とは其獲る所一段より五十束一町より五百束也一束一斗舂米五升也一段より租稻二束二把一町より二十二束づゝを出す也租は田賦にて年

貢のこと也又按に十字（ツカ）を一毛と云一字稻一合一毛稻一升を獲る也字は即一把のこと也左れば一字を一把とも云也十毛を束と云丸く束たる也故に刈穗の大槩一握を一字と云十字を一毛と云十毛を一束と云也（岩城は西凡十里餘三春領田村郡廣瀬邊よりあなたにては今も田數の界分た幾十川幾百刈の地と云るとぞ岩城にても幾百束幾十束刈たるなどといへるなり皆是古稱の殘れるなり）

一野々宮黄門定基卿の答書に云上代の法は以戸計口以口班田と有るを戸とは今の家と云こと也一戸は今の家一軒と云に同じ一軒に主人以下子弟奴婢あり譬は總人數十人なれば一戸十口と立て田を給はる一口は一人分也男は田二段女其中三分一を減ず一段の田に稻五十束を得る也一束を舂て舛にすれば米五升也尊太政大臣より始て諸官皆其口を數へて田を受る也其租は皆一段に二束二把づゝを出す也故に男一口二段を受れば右租を出し殘り九十五束餘を一人前に給也如此割付たるもの故上下ともに貧富ひとし其中に尊者は用途廣く入用に多き故位田封戸等の品を立て不足なき樣に大法あり其位田職田等も封戸とても皆一段に付二束二把の租を出すことは同し位田とは五位以上位階田を賜る也令に正一位は八十町と有る此類也又職田は大納言以上職重し故に職田を賜るなり令に職分田太政大臣四十町と有り封戸とは太政大臣は封戸千五百戸と有り封は封國の封と同し其處を拜領して領分とすること也此外に賜田といふこと有り令に曰凡別勅賜人田者名賜田と云此田は后妃に湯沐料有り是は今の化粧料の如し又功臣報勞田と有り是は何の大功有る人賜るをいふ此田は三代に傳ふを限りとして三代過れば官に返上す前にいふ位田職田は其身薨卒の後官へ返上す口分田も死すれば官に收め又後より出生するものに給る也班田の法は六年に一度つゝ班なり又子田といふ有り是は餘りの田也是は其處處にて民受て耕作し此分は別に年貢を上るなり是も六年目に改め有り如此なれば六十餘州開田なしと云々

一磐城飯野八幡宮の藏古文書中に注進（浦田好島田）正和三年檢注目錄に除田人田殘村分等あり正和三年は花園帝の御宇鎌倉將軍守邦親王執權北條高時の時代に當る今天保辛卯を距ること五百八年也除田とは今云除地なり其中に寺社除佛田供僧田燈油田執行田等の目あり是皆八幡宮に隷するものなり人給田は前に云人田にて所謂賜田のこと也又其中地頭給名主給郡司給公文給定使給飯田等の目あり殘村田とは前の除田人給田等の殘りの村

分けの田と云こととみゆ又其中河成江代闕成地切不作藪定免損田等の目あり　按に河成は河欠にて田地の河になりたるを云江代は江水代になりたる也闕成は砂打砂入等にて田地の闕に成りたゝ也地切は凶地になりたるを云乎不作は土地ありて作附のならぬ也損田は水旱損に遭ひたる田地な　云此外に得田本田御年貢帖絹余田口粈田分粈等の類あり帖絹とは疊絹を云也即御年貢とあるは是調物也餘田とは前にある子田のことにて割り余りの田を云なり口粈田とは口分田のことなる餘し分け粈とは八幡宮領所の給分とみえたり此頃迄は古の作法もかく嚴然と存せしことなりき古文書の貴きこと亦知べき也實に文書は事項の左券也

和漢三才圖會曰凡田長三十歩廣十二歩爲段　段刈稻二束二把　十段爲町六尺爲歩三十六歩爲畝十畝爲段　三百六十歩也　中古方六尺五寸爲歩其三十歩爲畝其十畝爲段天正年中改復用六尺法其三十歩爲畝十畝爲段十段爲町今從之又曰段無田數之字義然本朝用來尙矣畝畮畂並同訓世田數也云々

善按に田令及ひ和名鈔等町段歩といひて畝といはす本邦の古畝を用ひざること明けし圖會の說歩段町は令の法に從ひ其畝法に至ては天正以降の制度によるとみえたり秦孝公制二百四十歩爲畝程伊川曰古者百畝止當今之四十畝今之百畝當今之二百五十畝云々凡田の數目和漢の制同じからず古今に亦差異あり東涯云秦漢已來曰畝曰頃々按字書即百畝之地本无町名春秋襄公二十五年傳云町原防杜云廣平曰原隄防也隄防閒地不得方正如井田別爲小頃町賈逵曰原防之地九夫爲町三町而當一井也賈說本无所據先儒不取然以町量田始見于此本町役之制恐所於此字彙町注田區畔埒　盍簪錄　或云頃は今法六町六段二百四十歩なりとぞ

一學稼編　菊池武直著　云日本にては歩三十を一畝と云畝十を一反とす三百歩也又十反を一町と云三千歩也十町にて三萬歩三十町にて九萬歩也是唐土の九夫井田の積り也日本にて知行百石は十町の積りと大體云ならはせり三百石の知行は井田九萬歩の積り也愚意の了簡に田畠上中下取合三十町にて高三百石の制府大體を關東にして

上田四町　石盛十五　知行六十石中田六町　同十三　同七十八石下田七町　同九　同六十三石上畠二町　同十一　同二十二石中畑四町三反　同八　同三十四石四斗下畑六町二反　同六　同三十七石二斗屋敷五反歩　同十一　同五石五斗

合田畠上中下三十町　此知行高三百石一斗

右の田畠百姓八人に等分にして耕之一人に付壹萬千二百五十歩宛也此反畝三町七反五畝宛也此知行三十七石

五斗也居屋敷五反歩八人に割て百八十七坪半宛也此外に野山も可有古唐土九夫井田の地積り也三百石の地頭は九夫の領主の武士也と云々

保(ホウ)　保長　保司

戸令に凡戸皆五家相保一人爲長とあり此長を保長と云三代實錄貞觀四年京都にて保長を置れしことみゆ是は今の世の五人組の法なり蓋唐の令に本づきて定められしものならん類聚三代格には結保とあり戸令に據るに隣伍相保て非違を檢察し姦濫を糺問せしむるの設けと聞ゆ宋の王安石が立し保田保馬の法も相似て其義少し異なり此に云保は郡の内にありて四ヶ所五ヶ所の村里を組合するを云なり即保ち合ひ助け合ふことにて今云組合村也當今岩城にて南組北組と稱する是也又内藤家にて岩城一圓領知せられしときは四郡にて百六拾四ヶ村を十二に分ちて組合を立られたり所謂高久組矢田組小名組植田組湯本組小川組神谷組玉山組四倉組富岡組川内組是也是則昔の保と同意なり岩城の内今保と稱するの地名を聞ずさて同國岩瀬郡に小野保あり常陸國久慈郡の内にも依上保あり和名抄には白河郡に隷す今寄神と書す凡四十餘ヶ村を今保内と云り即數ヶ村を組合せたる故保内とは云るなり又三分保四分保など云ことありこれは分郷とて一郷を二つにも三つにも分ちたるなり東鑑に保司と云あり又美作には今も保頭と云ものあり或は肝煎又庄屋ともいへり是等は皆地下人の長を稱するなり前に云保長保司等は在京の公卿達各其家の家司別當に命して掌らしめしことと見えたり因云肝入とは人の爲に相談世話等を引受てするものを云也天正年間の古文書に走り廻り肝を可被入など云る文句あり是を以て觀れは肝膽を碎き念を入れ身に引受世話することと見えたり今多く肝煎と書と松藩搜古みえたり

磐城志卷の二終

磐城志 巻之三

神社之辨 附凡例

夫神位階は尊卑を分つ爲にあらず假令は正五位なれば十二町正四位なれば二十四町の田を奉らるゝなり次第は令の定の如し有名無實にして稻荷といへば必ず正一位の社家より免許せるたぐひにはあらざるなり又宮と社は尊卑の差等あることとなるを後世となりては宮も社も同じものとのみ心得たるは誤りなりさて宮は御屋社は屋代の儀なるべし我岩城封内の中延喜式神名牒に載せられたる七社今猶歴然たれども古より小社とみえて勳位等を授與し或は圭田を賜はりしことなど史冊にみえざるなり又式内七社より最古の勸請の諸神あるべきなれど世遠く文献徵とすべきなし醍醐天皇延長六年藤原忠平延喜式を撰定せられし時國中の神社の來由を以聞せしことなるべししかるに時の社家社人の識見によつて請ふと請はざるものありしと見ゆ故に今他國には式外の大社古宮猶多し是その漏れたるものならん或社家者流の說に神名牒撰定の時國中の神社より皆幣帛方物を進呈して式内に加はらんことを乞ひ願ひしなり其力なきものは遂に漏したりとなん左もあるべきにや我が菊多岩城の中にも鹿島大神の苗裔神總て十二社ありと三代實錄貞觀八年の條に見へたり延喜元年より三十五年前に在れば是等も式内に入るべき理なれども只其一社のみ加へられあり即矢田の鹿島神社是也然れども是は陸奥國の中鹿島御兒神社七座の一にして彼苗裔神と異なり苗裔神は御兒の神社より分派せしものとみへたり抑古社舊祠といへども星霜數百年の間には其神號を訛まつ或は鎭座の地を轉じ或は廢壞して再び興り或は湮滅して卒に辨じ難きものあり其盛衰沿革測り知るべからず維に故城主内藤左京亮美概朝臣同左京大夫從四位下義泰朝臣同能登守義孝朝臣相繼て三世鬼神を崇敬し其廢社を興し絕祠を繼て修治再造を加へ玉ふこと少からず加之記室中野善助季慶（貞享元祿の頃）其子善平光慶（寶永の頃）其子光行（享保の頃）及び曲松の處士葛山爲篤（貞享の頃）等に命じて諸社の棟札を皆漢文に記さしめてこれを神殿に納め玉へり今にして其勸請の年代且興廢履歴を知るに足るもの多し或はまた義孝朝臣書家佐玄龍をして多くの額

字を書せさしめ諸社扁し玉ふ三俣の神社に功あること蓋偉なるかな又寛文己酉葛山爲篤の所撰岩城風土記を按るに七社の中只其四座あつて二俣佐麻久峯子鍬倉の三遺址などあり予意へらく其後内藤侯古社の湮滅を歎き有司に命じて悉く封内を搜索せしめ遂に三遺址を審にし玉ひしことみへたり二俣は天和の頃義概朝臣是を下小川村に得玉ひぬ即吉田家の勘文と符合せりその頃までは同じ村梟井川の邊り八幡林を建て玉ふ二俣八幡宮是也（其處にては二森明神共云るよし）其邊りの河水二叉に分れて流るゝを以て二俣の神號は起りしならん又佐麻久峯も其舊錄亡滅して何の神の垂跡たるを詳にせずよつて義泰朝臣書を馳せて吉田兼連朝臣に問ひ玉ふ所答へに未考を以てせらる爾後嗣君義孝朝臣繼連の志厚くまし〳〵再びこれを社家者流吉川氏に問ひ玉ひて其祭神五十猛命なることを詳にせられたりきさて子鍬倉は本櫻町の士邸の内にありしとみへて今に其迹に稻荷の小社殘れり往歳其邊りより曲玉を出せることあれば古蹟たること疑ひなし其後今の揚上の臺に遷されたり今神號を子鍬倉稻荷大明神と稱す又四座といへるは大國魂温泉住吉鹿島の四社なり其中獨り大國魂の神社古代よりの靈地とみへたり同社の所藏正應より貞治までの古文書に皆國魂村とあり何時頃よりか菅波村と更む又延寶中社地鬼椿の下より石室管玉を掘出せり是其古跡の證なり其餘の三社は屢遷移ありしと云詳に七社の條下に辨じ置けり今城内三社と稱るは飯野八幡宮子鍬倉稻荷牛頭天王是也世々の城主尊崇淺からず鎭國宗社と仰ぎ玉ふ在城の時は必ず自ら詣し玉ひ或は代參を遣はさるゝこと例式とはなりぬ左れば四民に至るまで三社參りと稱して渇仰せざるものなし故に病苦患難ある時は必ず三社に詣してこれを祈る就中城下商賈のもの家に危急の病人あるときは一家一門親族朋友より同街のものまで相互に數十人隊をなし群り詣して社殿を匝ること數十遍千度參りに擬して祈りをなすことなり是れを千度を上ると云ふ古きよりの風習とみへたり抑も三社の舊地を考ふるに飯野八幡宮今の平城築營已前本丸八棟櫓の地に勸請ありとのよし神木の古杉今尙蔚然たり此處を飯野平物見か岳と稱す山岬眺望の地たり因て飯野八幡宮と稱す又城名を飯野が城と稱するも是故なり牛頭天王は内廓大手通り六間門の内北側の士邸の地にありしを揚土の臺子鍬倉の同境に移されたり子鍬倉は前にいひし如

く櫻町にあり其中間各三四町を隔てゝ形勢恰も鼎足の如く然りよつて三社の名も起りしとみゆ岩城家大舘在城頃より鎭守と仰がれしこと古文書を觀て歴然たり其委悉の如きは各社の條に就て知るべし又按に七社外餘の叢祠其古屋代祠などと稱し多くは背戸氏神にてありしを子孫相繼て奉祀せしより遂にその神主となり修造して一社となせしもあるべし或は社人僧徒などの請して祭らしめしより因循して遂にそれを所有となりしも尚多かるべし今誰某の幣先と云ふ是也寛文六年社家山伏出入の節寺社奉行中より双方へ相渡さるゝ所の法度書の中に俗持來候脊戸神幣祓之儀可爲旦那之心次第社家山伏互に不可相奪事とみへたり左れば脊戸神は其遠祖の神を祭れる所にして其由り來ること久しく旦那の心次第にて社家山伏も猥りに侵し妨ぐること能はずとみゆ然れども前に論ぜし如く旦那の心により自ら奉祀して鬼神に事まつることを畏れ憚りて社家山伏へ讓り渡して壯嚴たる叢社となすもあり或は旦那をすかし欺き事に觸れて鬼神の祟りなど稱し其神祠の掠奪して社家山伏の有となせしもあるべし是等を以て考ふるに今の叢社多くは古への脊戸神の類なるべしと思わるまた其中淫祠も猶多かるべし水戸義公の淫祠を廢し正祠を顯はし玉ふは英主の大度なるべし又熊澤了介備前に當路たるの時同じく國中の淫祠を壞ちけるとぞ義公は幕府の貴族にして國君たれば其事なし易に似たり了介は國老たれば其君の委任を得ざればなし難き事なり即是易俗移風の基本ならんか然れども一時民情に悖戻する所業なれば容易になし行ひがたき所以也又今の世國中に御子大夫神人山伏守子蛭子あがた神明などいへる類充滿してそれは何の祟りあれば何の祟りなど種々樣々の物怪妄誕を唱へ多くの愚民の蠱惑せしめ財寶を貪り取ること惡むべきの甚しきなり大に政教に害あること知るべし可嘆哉

凡例

一村落氏神を以て土着の故家遺族及び其姓氏の出自らしるべし譬は源家の餘裔ある村には必ず八幡宮を祭り置けり又鈴木黨繁衍の村には熊野の神を勸請す千葉黨あれば果して妙見の叢祠あり餘は皆是に准すと知べし

一五里八幡（或は三十里八幡と稱す坂東道を以て算す）といへるは古康平年中伊豫守源頼義朝臣勅を奉じて奥州安倍二任征伐の時東海道（古昔常陸より岩城海道なしか稱す仙道に對するの名也）筋其通行し玉ひし處鎌倉鶴岡を始として通計五里ことに一社を建て石清水を勸請して竊に成功を祈請し玉ふ其建社の順次を考ふるに常陸荒川驛に荒川八幡宮あり夫より行程五里我岩城菊多郡植田驛に植田八幡宮あり又五里にして平飯野郷に飯野八幡宮あり　御朱印四百石大社たりそれより又五里を經て岩城橘葉郡上北迫村廣野の原に廣野八幡宮あり楢葉の總社ゆへ楢葉八幡宮とも云古は高嶺五社山に建玉ひしとなり又同郡上郡山村正八幡宮も同じく五里八幡なるべし五社山より其間凡五里あればなり又其五里の間に八幡の叢祠あるあり是も同じく五里八幡の稱を冒せるなれど皆其里程に適はざるを以て惑ひを生ずるもの多し古老の云古昔頼義朝臣及び義家朝臣東征行軍の日に當つて或は張陣し或は屯營し或は憩息し玉ひし處に就て後人八幡の宮社を營建せしとのよし蓋後世其地をして濱さしめざる爲ならん左れば將軍の勸請し玉ひし所にあらざると知るべし

一磐城海邊諸濱に津明神といへるを祭り置けり其祭神をしらざるもの多し鹿島志を按に津明神は大船津に祭る神なりあいろこいろの神社古くは津の宮とよべり祭神高龗闇龗とありしかば祭る所龍神にして諸州とも同じかるべし今松魚の漁に乏しときは漁人ども宮に請ふて津祭りとて此の神を祭れること海濱の風習とはなりぬ其外さしたる來由あらざれば此書に載せざるとしるべし

一磐城諸村に御塚權現といへるあり神體は大日如來にて出羽の湯殿山權現なりといへり（菊多郡の中には關田成就院新田安養院四澤千手院小山田東福寺等にあり）其故は寛永の始の頃湯殿山權現御國廻りとて村々在々を巡り玉ふ是を御塚權現と崇め祭れるよし其到着の日を以て祭日と定め置といへりされば

諸村ともに祭り置き外に由緒もあらされば此書に載せざるなり　楢葉郡箒平新田久保田某筆記に寛永二年乙巳關東より湯殿權現御通りなさるゝ時北迫の内飯島へ御駿を懸させらる其跡を塚に築き權現と祭れることしみえたり

一岩城四郡叢祠の中舊社と覺しきものは其來由詳ならずといへども載せて以て後の考に備ふ況や勸請年代歷然たるものは敢て小大に拘はらず皆これを載す然しども元寛已降の神祠は假令今壯嚴大度にして諸人渇仰すといへども省ひてのせす其古社新祠を別たんか爲めなり所謂御厩の茂天木稻荷同しく磐城稻荷鰹(カトウ)原(ハラ)の辨財天女井出の龍田大明神田場阪の牛頭天王の類としるべし

一又諸村に庭渡明神といへるあり或は鷄渡(ニワタリ)又水雲(ミヅクモ)に作る世にその祭神を知るもの鮮し或云五穀の祖神保持(ウケモチ)の神を祭るものなりとされば多くは天水場に勸請せりその水雲に作るものは天水雲尊を祭るといへり又別に根渡に作るものは祭神素盞雄尊にして自ら異ありとぞ尚詳なることは神道の識者に問ふべし外に由緒なければ此書にのせず

一又御靈明神御靈社御禮堂など稱する神祠處々にありいまだ其祭神を詳にせず予按に多くは其處に就て物恠祟りなどなせし寃魂の類を鎭め祭りしものならんかし又按に白河郡三城目村に御靈社あり鎌倉權五郎景政を祭れるよし其處に景政寺といへる一刹ありとぞ又我岩城菊多郡植田にも御靈明神あり是も景政を祭るといへり古昔後三年の役景政の武勇東奥に赫々たりし故多くは其靈を祭れるにや馬目村の保良山權現は景政の勸請ときけりされば其靈を祭るも緣據なきにあらず皆小祠にして所傳あらされば今玆に載せず

磐城志卷之三

目錄

神社部 上

飯野八幡宮 朱印四百石 平八幡小路五里八幡
大國魂神社 式内七座之一菅波
溫泉神社 同上湯本
佐麻久嶺神社 同上中山
住吉神社 同上住吉
鹿島神社 同上附鹿島苗裔神上矢田
子鍬倉神社 同上平揚上
松崎稲荷明神 平城鬼門守護神平梅香町
熊野權現 上好間
牛頭天王 平揚上附御厩肯明神
花地稲荷明神 鎌田立町
北目庚申堂 平北目町
三島八幡宮 北白上
庚申堂 上矢田
貴船明神 小泉
八劒明神 下高久
賢沼辨財天 沼ノ内
大嶺諏訪明神 豐間
諏訪明神 小名濱附拜殿額小名八景詩
白鳥明神 北白鳥
牛ノ宮神社 馬玉
熊野三所權現 中藤原
右廿三社在磐前郡
二俣神社 式内七座之一下小川
羽黒權現 中神谷
花園權現 下神谷
保良山權現 馬ノ目
清水天神 西平久保
松山三熊野權現 中鹽
愛宕權現 柴原
岩間天滿宮 中平窪
神倉諏訪明神 高萩
神倉稲荷明神 同上
愛宕權現 神玉山
狐塚稲荷神社 狐塚
三島明神 三島
小魂明神 西小川
立鉾明神 中神谷
十市明神 玉山
熊野三所權現 上平
二箭權現 同上
沼里諏訪明神 四ツ倉中町
右十九社在磐城郡
楢葉八幡 上北迫廣野五里八幡
熊野權現 小久
蛇王權現 下淺見川
四十八社明神 御朱印十四石五斗下郡山

富岡熊野權現 小濱富岡町　法陵權現 上桶賣
郡山正八幡宮 上郡山蓋五里八幡
右七社在楢葉郡
熊野御寶殿 御朱印五十石大島　鹿島明神 林崎
天玉殿 中田　神明宮 關田
大高八幡宮 大高　國玉明神 窪田町
釜　神 上釜戸　諏訪明神 中釜戸
國神明神 下瀧　五立內權現 上釜戸
宇佐八幡宮 上遠野町　御妻所權現 上黑田
嶽明神 荷路夫　菊田御前社 窪田
小土明神 入旅人　館前稻荷明神 植田
植田八幡宮 植田五里八幡　石明神 大平
武塔天神 小山田　新山羽黑權現 東阪
入上諏方明神 入上
右廿一社在菊多郡

磐城志 卷之三

磐城 鍋田三善編輯

神社 上

【飯野八幡宮】平郭内八幡小路に鎭座す神主飯野氏(本姓伊賀居宅高月臺に在り古文書作高飛是) 寶治以降累世蘋蘩を掌り祀典を奉ず例祭八月十五日宮領 御朱印四百石並に世々の領主の寄附田五十石を以祭事に供する也抑當社は後冷泉帝康平年中源將軍賴義東征の日石淸水靈光を當國赤目ヶ崎見物ヶ岡に勸請し玉ひ下餘貫の神田を寄附せらる即丘里八幡是也(源將軍鎌倉鶴岡を始として行程五里毎に一社を建つと云)厥後鎌倉右大將家文治二年丙子七月十日岩淸水の本社より御正體を捧げ奉りて同八月十日に好島の郷に下着まします預所矢藤五武者賴廣御使者源貞次乃神宮等を卜定して御社を赤目ヶ崎見物ヶ岡に建立し御正體を遷し奉り訖ぬ其後元久元年災に罹り二位禪尼本願として再造を始め三年にして建永元年に落成し同八月廿五日遷宮し奉る然るに建武二年の春兵燹の爲に宮社回祿す因て神官等相議して足利尊氏卿に告訴しけるに乃御敎書を下されて造營舊規に復す又當社の神田文明元龜の頃東國擾亂の餘殃に遭ひ漸々に沒收せらる文祿五年四月廿三日常陸の佐竹又七郎義忠國中巡檢の時好島の舊地を檢察して六百五十餘石の神領を上荒川白岩兩村に於て沙汰す然るに慶長七年鳥居左京亮忠政朝臣封を岩城に移さるに當つて赤目ヶ崎の社頭を今の八幡小路の地に遷し居城を其跡に築營して飯野カ城と名付て神領を耗減せり同十九年甲寅正月廿八日隣災の餘焔に罹り宮社延燒す元和八年壬戌九月廿八日内藤左馬助政長朝臣鳥居氏に代つて當城に主たり於是將に絶なんとせし神燈を擎けらる其後當君帶刀先生忠興[illegible]臣の時慶安元年二月廿四日將軍大猷公殿下神領四百石の御朱印を神主飯野式部大[illegible]盛に下し賜はる爾來神燈赫々威靈肅然たり因て天下泰平の悃祈を抽んで在昔光明帝の勅額ありしが回祿の時烏有となる又宮社所藏古文書凡百三十餘通寛治を始として文祿に止まれ岩城中如斯衆多なるを見す尊むべし新井白石藩翰譜南部家の傳にも既に當社の古文書を引用せられたり鎌倉殿下知狀同外題安堵讓狀を始として足利尊氏卿の御敎書幷に大將軍一見狀合戰目安承ヶ狀

飯野八幡宮境内古圖

松尾坊
東
櫻山坊
今諸士屋敷
廢室
普賢堂
釈迦塔
巡礼観音
十王堂
西土堂
十王堂
井上坊
今諸士屋敷
笠内
同上
鐘撞徳行
同上
宮鍛冶

此圖年號を記さゞれば其時代を確と定め難し然れども其土地沿革を以て推按するに慶長七年鳥居侯岩城に移られ彼飯野平物見岡の宮社を今の八幡小路の地に移し大舘の古城を廢し今の平城を其處に新築せらる同十九年當社隣災の爲に回祿す其後内藤侯の時に至つて再び造替し給ふ今の宮社是也左れば此圖は慶長年間のものならんかし

仝上當今境内全圖

其外陸奥の探題吉良斯波の両氏を始め諸将の寄進状等の類枚擧するに遑あらず目録下に載す　凡當社に關係すべき文書は之を下葉に具す

本　社八尺間三間四面入母屋作柿葺　廊　下表二間妻二間半六尺間柿葺　拜　殿表六間妻二間六尺間切妻柿葺　向　拜表二間妻九尺唐破風柿葺　塀十八間板葺　△玉垣五十四間　唐　門表八尺妻六尺六寸唐破風柿葺　神樂殿二間四面入母屋作七尺五寸間柿葺　塀九間瓦葺　樓　門表三間半妻二間入母屋作大板葺　△階表九尺妻二間　鳥　居幅一丈六尺三寸　玉　垣六十一間　假　屋表八尺妻六尺九寸流破風大板葺　御供屋表三間妻九尺萱葺　講法堂表六間妻三間一尺七寸瓦葺　鐘　樓一丈四面萱葺　神　庫表三間妻九尺瓦葺　籠　所表六間妻二間萱葺　禰宜屋表七間半妻二間半萱葺内三ッ割禰宜屋 神民屋 健兒屋　神　厩表二間妻九尺萱葺　社地間數南五十間北七十間西二十七間東四十六間　△記號領主の寄附修復所也

末　社　△記號領主寄附修覆所也

武内宮表一尺九寸妻三尺一寸流破風大板葺　白幡宮表一尺九寸妻三尺二寸流破風大板葺　若　宮表八尺妻七尺二寸流破風大板落別當般若寺　△向　拜表八尺妻九尺柿葺　山王宮表二尺五寸妻四尺二寸流破風大板葺　蛭子宮表一尺妻一尺流破風大板葺　春日宮表二尺五寸妻四尺二寸流破風大板葺

玉　垣　七間

佛　堂

阿彌陀堂三間四面萱葺石壇領主寄附別當神宮寺　十王堂二間四面萱葺別當正智院

釋迦堂二間四面萱葺別當濟家長興寺末靈山寺　觀音堂二間四面萱葺別當同上

地藏堂二間四面萱葺別當地藏院

供僧十六箇寺眞言藥王寺末一ヶ寺五名宛藏米にて配當△記號今皆廢す

長久寺宮の後　般若寺同上　△神宮寺　△正智院宮の後

△井上院　金剛寺　△地藏院宮後　梅之坊宮前

□寶國寺同上　△善龍寺　□△不動院高月　□阿遮院

養福寺三町目　□寶泉院久保町　成福院川中子村　常住院

往昔は十二供僧也其後岩城家の支族白岩片寄絹谷白土等の館主より供僧一人づゝを寄附す因て十六供僧となる□の記號其寺院也

一年中行事には蠟月晦日より正月七日迄神主禰宜宮籠元日の夜供僧宮籠二月仁王經眞讀二月初卯七日以前より神主禰宜宮籠三月三日四月三日五月五日八月朔日前夜より神主禰宜宮籠就中八月十五日の放生會流鏑馬の神事を行はる八朔より神主禁足禰宜神子流鏑馬役者守護名代侍三人七日以前より長久寺に宮籠八朔九日藥的此兩日役者麻上下十五日迄流鏑馬二疋領主より出る　十四日五日流鏑馬

有之役者裝束公事役者一騎守護役者一騎九日より十五日迄白土八幡宮へ宮籠　守護棧敷掛る慶長古圖を閲するに城主棧敷神主棧敷樓門の左右に造立してあり　十五日社參棧敷にて見物同日番頭物頭辻固有之同日卯の魁八幡宮神輿稻荷臺行宮へ御幸ましますす彼御假屋二間に三間周廻竹垣神輿臺二つ臺札一脚每年祭禮前領主より設け置かる　に於て神酒供物を備へ奉幣祝詞を捧げ神樂を奏す訖て還幸午魁八十八膳の供御を備ふ八人の八乙女神樂を奏す神主禰宜奉幣祝詞を捧げ十六供僧は誦經し訖る正午羞膳の間流鏑馬を行ふなり九月九日前夜より神主禰宜宮籠正月五日十六供僧講法堂に於て大般若轉讀四月十五日より六月晦日迄正義直授の祓ひ每朝神主修行之供僧は講法堂に於て夏經ニ番勤之祭禮の度幷に每月十五日供僧講法堂に於て勤有之又將軍家御祈禱　常夜神燈は庵室の僧掌之

一社人は右大將家の時定め置るゝ所の者八十八人あり其後神田減少に依て社人三十二人神子八人となる流鏑馬役者一人宮番四人善心善滿俗體にて供僧に使令する者二人宮匠一人柿工一人掃除人一人庵室是は籠所なり守る僧也一人合て十一人也

一神主の家は後深草帝寶治年中伊賀入道光西と云者當社の預所と成る爾來子孫相繼で神職となる別に家系あり世々の領主寄附田五十石禰宜共え三石つゝ地方にて配當なり

領主寄進物

緋純子旗長七尺五寸巾二尺三寸二分龍頭附　一流・五龍旗長四尺一寸三分巾一尺四寸八分附繪絹龍の畫繡り織　五流、弓二張黑塗重・一筋・藤矢十一筋　惣鈴一ッ宛附

一蓋龍頭附上へ繪絹張り緣り友切れ一尺ばかり下り繪唐草雲の類鈴八ッ附八角の緣り三尺一寸五分惣黑塗滅金鐵　一階

流鏑馬裝束赤地錦丙藤家紋下り藤　綾笠黑塗滅金鐵物紋同上　下袴更紗

鞍黑塗銀覆輪　一背、　鐙一聞、

領主捧物

正月四日御鏡餅一重串柿一束昆布一連各山折敷に載す　奉獻之年男持參備之直に徹し井上院へ納む

四月七日朝御供赤飯なしときゝ入・行器一荷御酒黑酒指樽一荷一夜酒一湯次本社若宮幷彌陀堂へ奉獻之小藏役人持參備之八月十五日も同之

一八月十五日　正卯魁神幸行列

●長久寺　寶國寺
●成福院　善龍寺
●般若寺　井上院
●梅之坊　正智院

●御鎗　弓　禰宜
●御長刀　同
●御太刀　同
●御鋏　龍　袖　幡　同
●同　御断　同
●御鋏　月　傘　幡

一○供僧

●地藏院 寶泉院
●金剛寺 神宮寺
●常住院 養福寺
●不動院 阿遮院

○猿田彦 鳥甲面頭付 緞子[illegible]禰宜
著付緞子上金入大口 神領久保村 久兵衛

[illegible]

●麻上下着用之者 六人

二○御拜 宜禰刑兵衛

○大拍子 ●禰宜樓兵衛

、御幣 ●禰宜藤四郎

神輿御蓋 龍頭付 ●禰宜 孫右衛門

[illegible]

●麻上下着用之者 六人

三○緞子御幡 龍頭附 禰宜茂作

神主 挾箱 草履取禰宜

麻上下 ●若黨 ●同 ●同

○飯野外記乘物 鎗 長柄

麻上下 ●若黨 ●同 ●同

○騎馬源左衛門 供彦十

四○騎馬 ○禰宜 白張足駄

右稲荷裏行宮え御幸供物神酒を薦奉し神主祝詞を捧げ禰宜中臣祓を三遍唱ふ大拍子神樂を奏し供僧誦經し訖て還幸也天王社の側にて神輿を臺に据へ本り須臾憩息しましますなり

一十五日午の刻着饌八十八膳

御本鉢

○御高盛

御箸うつき長さ一尺八寸藁にて三通り結ぶ

御汁

青さや豆 里芋

○御備餅

餅五ツ中を藁にて結ぶ

○御料理

山いもかじめ 太根めうが 川そ川菜 牛房ずいき蕨

右九種わらひこにて一つづゝ結ぶ

○御菓子

栗 柿 胡桃 柚

○御　盃

今昔の御奉幣臺の神酒を此御盃へ盛つて羞む

以上三通り御内陣え薦奠す外に御高盛四十二膳

○御高盛

割杉御箸類にて結ぶ板片木に御料理を盛る

一若宮え御高盛一膳丸膳御箸長一尺二寸　其外御本社通り一通り又外に御高盛四膳羞饌す幷末社え御高盛二膳つゝ十八膳合て八十八膳也但此外薬師堂へ御高盛九膳一角膳四饗也

神　寶

○大刀大小一振【大】無銘貞宗と云傳亂燒也身長さ四尺一寸一分強反り三寸二分五厘巾鎺際にて一寸二分強中程にて一寸一分弱横手際にて九分強○重ね三分○中心一尺一寸八分○目釘穴中程より上の方に一あり○身重さ六百三十匁○佩表に八幡大菩薩裏に充元此梵文を鐫す○鎺本に太刀打切込のあとあり【製作】柄長さ一尺八寸二分柄糸紺廡双捻菱數十七巻下朱塗○目貫金鍍金疊扇長さ二寸七分○鍔本具朱塗覆輪金箔置○鞘長さ四尺五寸金朱段々塗り○縁頭消輪芝摺等の錺物總て金鍍金一二の鞘同前○帶紐紫廡【小】○無銘細直燒○身長さ三尺八寸八分○反り三寸二分強○巾鎺際にて一寸二分中程にて一寸強横手際にて八分○中心一尺六寸二分○目釘穴鎺際より五寸下り一ツ突詰に一ツ合せて二ツ○身重さ六百二十五匁○大刀表鎺本に四寸八分の棒樋あり○處々に大刀打切込みの疵あり○柄長さ一尺七寸菱數十七○鞘長さ四一尺寸三分其外製作幷に錺物等總て大の如し

長　刀　一振　○銘備州長船住盛景亂燒○裏貞治六年十一月日と鐫す○身長さ五尺二寸三分○中心四尺五寸反り二寸八分○重ね五分強巾鎺本にて一寸四分半中程にて一寸六分切先の方にて一寸七分半○重さ一貫二百八十匁○物打に切込あり○鎺本より二尺二分強に棒樋あり夫より先凌ぎの方片殺となり又細樋一尺七寸○同釘穴鎺本より七寸五分下り一つ突留より四寸一分上りて一ツ合せ二ツあり○鞘長さ四尺五寸黒湯膚塗柄石突迄七尺二寸○總金物銀滸せ大刀打黒千朶卷柄上の方朱溜塗下の方黒塗

鎗　一條　無銘直燒身長さ二尺七寸七分中本にて一寸二分中にて一寸一分先より一寸強中心長さ二尺九寸三分目釘穴三ケ所にあり身重さ四百七十匁鞘長さ三尺七分朱溜湯膚塗柄石突迄八尺五分總黒金物鞘柄共總體金色紺

弓　一張　塗重藤長さ六尺八寸五分厚さ一寸一分　内外黒塗側塗朱漆

以上四種の神器は神幸の時之を持せらる又巡檢使の一覧にも備ふると云

唐銅駒　一　高さ四寸四分首至尾六寸九分

唐繪涅盤像　一幀　絹地竪五尺七寸五分廣三尺七寸五分甚た古畫にて處々剝落せり人物禽獸の形容髣髴として僅に是を辨すべし阿羅漢慟哭象牛絕倒の有樣人をして悽然たらしむ凡此の及所に非ず岩城第一の涅盤像也漢畫に疑なかるべし

毎年二月十五日佛涅盤會朝六つ半時より五つ時を限り此像幅を講法堂に掛け供僧長久寺誦經を勤む

防火大黒像　昔時當社回祿のとき此板に燒焦たりしかども其像猶依然たるを以て世に燒大黒とも稱す

毎年正月五日より七日迄の間これを宮番より摺り出す懇望の輩孔寶十二錢を賽して受之

宮鐘　鐘樓堂に懸く鐘の長さ二尺四寸二分經り二尺六分厚さ二寸三分龍頭六寸六分銘文如左

竊以　一は一行の號也

犍椎一打、三千之衆、雲集霜鐘、三振四生之苦氷銷矣、爰南部州扶桑朝陸奥國於岩城郡飯野村八幡宮而奉再造洪鍾之所ハ大檀越左京大夫平重隆並鶴千代丸。命于鑄工而令鑄造之遂而切成既而銘之云々

爰知

盖鎭護國家之靈神也最深固信心之至姓也是豈不撓感之熟乎是豈非鐘谷之應乎

觀夫

和光之影輝玉樓利物之聲轉花鯨

伏願

天長地久而退衆怨於四方子繁孫榮而溢名譽於八境

重乞

雁字影不傾、添應神威光鳧鐘聲光盡、吐如來梵響而已

神主　藤原隆至

鑄工　對馬守重吉

聖　泉海房

于時天文二十年辛亥十二月十四日謹誌之

脇檀那　岡田伊豆守信家

平木敵　吉田十良兵衛

（重隆は岩城家八代左京大夫と稱す道號明徹永祿十二巳六十四歳卒、鶴千代丸は重隆嗣子左京大夫親隆の幼名也親隆實伊達晴宗嫡男以爲重隆外孫養以爲嗣文祿三午七十五歳卒）

樓門額

八幡宮

遼照金剛二品道晃親王書焉

花押藪日聖護院道晃法親王後陽成帝第十三子二品園城寺長吏三山檢校延寶六年六月十八日薨年六十八

拜殿扁

筆者不詳裏書無之

樓門後背額

四角自然の板面に鐫す

○飯野文書目錄 ●の號全文卷尾に擧ぐ □の號古文書類編中に收めて寫眞卷に載せす

●八幡宮緣起一軸 御宮緣起一通社家文書注進目錄一通注進蒲田庄和三年檢注目錄一通注進好島田同年檢注目錄一通永德四年東庄放生會祭役目錄一通 ○八幡宮緣起注進一通 葛山鶴裏判 ○沙彌光西讓狀一通 寶治二年 ○八幡宮經所造立徵下一通 延長五七の十日管領此取持ち大行幸衣谷政所十郎入道沙彌生西判西大行事西庄政所內舍人季吉判

●八幡宮鳥居造立配分狀一通 文永六十二の九岩城尼御前代官社家別當連署御庄東西地頭々に御中 ○同鳥居配付狀一通 文永十一八六社家別當 ○御教書一通 年貢運上人夫事弘安元十十八相模守花押好島小太郎殿 ○好島相論山下知狀一通 正應三九十二陸奧守平朝臣相模守平朝臣連署 ○外題安堵讓狀一通 永仁二十一十一賴泰在判裏書元亨二十廿九領掌下知相模守修理權大夫連在判 □朝泰讓狀案一通 文案裏月日年書寫同上 □八幡宮鳥居番匠配分狀一通 永仁五八八覺乘前の文永十一鳥居配付狀と連續す ○假名文讓狀一通 永仁六六三ふちわいうろ判 ○外題安堵賴泰讓狀一通 正和四四十三賴泰在判裏書嘉曆二八廿四領掌下知相模守修理太夫連署二郎右衞門分伊賀 ○八幡宮供僧職相論下知狀一通 元亨九十二七相模守平朝臣前武藏守平朝臣連署 ○相□鎌倉下知狀一通 同三八の二相模守平朝臣前武藏守平朝臣在判

論好島山下知状一通同四十二七相模守平朝臣修理權太夫平朝臣連署外題
安堵假名文光貞讓状一通嘉曆二七十六右衛門尉光貞花押同三十十前書領掌下知相模守花
押 ●八幡宮年貢渡し状一通嘉曆二十二廿三法印花押 ●御教□
書案一通嘉曆三八の八沙彌在判小山出羽入道殿 八幡宮年貢渡状一通
嘉曆三九廿法印花押 ○就強盜状一通元德二八四某花押伊賀三郎左代 ○被□搜
取物注進一通元德二閏六の廿 八幡宮年貢渡状一通無年號十
の三隆兼伊賀三郎左衛門尉殿 國□宣案一通元弘三十一十六外題安堵十一の十九 ○好
島山御教書一通正慶元八十八中務大輔花押小山出羽入道殿 ●八□幡宮造營
注文一通建武九七 合戰目安承状一通共に建武九十二の日承了花押 下
文一通建武二五の十三 ○八幡宮同祿修造御教書一通建武二六
廿九左近將監花押好島庄東之内地頭預所中 ○凶徒退治國宣一通建武二八廿八上總權介
伊賀式部三郎殿 着到状一通建武二十二廿四沙彌花押 ○凶徒追伐御教書
一通建武二十二廿八沙彌行圓式部伊賀左衛門三郎殿 ○着到承状一通建武三七の廿承了
花押 ○軍忠目安一見状一通建武三八の日一見了花押 ○同上一通同年
十二の日一見了花押 ○軍忠子細一見承状三通共に建武四正十六一日候了花押二通
承候了花押 ○軍中一見状一通建武四二の廿二一見候畢花押 ○着到承

状一通建武四二の廿七承了花押 ○軍忠目安一見状一通建武四三の日一見
了花押 着到承状一通建武四三十七承了花押 ○六波羅沙汰目安
一通無年號 ○軍忠目安承状一通建武四三の日承了花押 ○同上一
通建武四四の日承了花押 ○同上二通共に同年五の日一見了花押 ○軍忠目安披
露状一通建武四五の廿利部大輔義篤裏判進上御奉行所 ○軍忠目安一通建武四五の日
佐竹義篤判 盛光言上状二通共に建武四六の日内一通裏書同年十の廿八御教書案
○御教書一通建武四七の廿八彈正忠判源判中賀野八郎殿 打渡状一通建武
四八の三源義長判伊賀式部三郎殿 軍忠御教書一通建武四九一陸奥守花押伊賀式部三郎殿
○軍忠一見状一通建武四十十五一見候了花押 ○打渡状一通建武五六
十一出羽權守花押伊賀式部三郎殿同年七八出羽權守親胤花押 ○軍忠言上承状一通建武
五七の日承了花押 ○着到状一通曆應元十一廿一花押 ○好島山打渡状
一通曆應三三十三法眼珍慶花押 ○着到状一通曆應三二廿八花押裏判二 ○雜□掌
言上案一通曆應四十一日 ○御教書一通曆應五正廿九大和權守花押伊賀左衛門三郎殿
○凶徒退治催促状一通曆應三三の廿二沙彌花押飯野地頭殿 ○知行下
知状一通同年六十七沙彌花押伊賀三郎殿 ○渡状一通曆應五七の三左衛門尉家頼花押
●八幡宮寄進状一通康永二八十出羽權守親胤花押 ○御教書一通康永

二十一の十八左衛門尉花押社家別當伊賀三郎左衛門尉殿　○因徒退治催促狀一通康永三四の十一左馬助花押伊賀式部二郎左衛門尉殿　○寄進狀一通同年四十九沙彌花押　○打渡狀一通同年五の十三出羽權守親胤花押　●同上一通康永四六廿七出羽權守親胤花押　○參府催促狀一通貞和二二九修理權大夫伊賀三郎左衛門尉殿　○去渡狀一通貞治二六廿九左衛門尉經藤花押伊賀三郎左衛門尉殿　●御教書一通同年七の廿三沙彌左衛門尉連署加治丹左衛門尉殿　○沙汰狀一通同年七の廿七沙彌圓西花押　●寄進狀一通貞和三の一右京大夫源朝臣花押　○合戰目安一見狀一通同年九の日一見了花押　○着到承狀一通同年九の日承候了花押　○御教書一通同年八の六沙彌左衛門尉連署伊賀三郎左衛門尉殿　●八□幡宮造營狀一通貞和四五の廿二右京大夫花押伊賀三郎左衛門尉殿　年貢請文案一通同年十の廿七左衛門尉盛光進上御奉行所　○年貢散用狀一通貞和五正十八右衛花押　因徒對治催促狀一通同年二十六右京大夫花押伊賀三郎左衛門尉　○御教書一通同年八の三沙彌三左衛門尉連署岩城彌次郎　○請文一通同年八の十八左衛門尉行隆裏判　尊氏卿直判一通兵衛督入道黨類誅伐事觀應二二の十二花押伊賀三郎左衛門尉殿　着到承狀一通同年四の日承了花押　發向催促狀一通同年五の廿五右京大夫花押伊賀三郎左衛門尉殿　○寄進狀一通同年十一廿一右京大夫源朝臣花押　○八幡宮領禁制一通同年十二の七　●寄進地返狀一通年號欠七廿駿河權守光胤花押進上伊賀三郎左衛門尉殿　●押領停止御教書一通觀應三七の廿沙彌駿河權守連署田村能登守近將監殿　●祈禱狀一通同年九の廿九右京大夫花押飯野八幡宮神主伊賀三郎左衛門尉殿　●卷數到來返狀一通同年十一十二右京大夫花押飯野八幡宮神主殿　軍忠幷着到狀一通文和元十二の十五右京大夫貞家花押進上仁木兵部大輔殿　●官領押領停止狀一通同年十二の十五右京大夫花押田村能登守殿　○檢斷職御教書一通文和二正の十三下野守花押飯野伊賀三郎左衛門尉殿　○御教書一通同年二の二下野守花押伊賀三郎左衛門尉殿　軍忠一見狀一通同年五の日一見了花押　○社領押領停止御教書一通同年八の二右京大夫花押伊東右京亮殿一通は木内民部大夫殿　●寄附狀一通文和三五の十八左衛門佐花押同年六の七同人花押　○尊氏卿御判一通文和四二の日伊賀備前守殿　壁書案一通同年十二の日　○本□領安堵狀一通延文元十の十七中務大輔花押　寄□進狀一通延文四二の卅沙彌宗海花押　○參□決狀一通貞治二四の廿八左京大夫花押好島新兵衛尉殿　去渡狀一通同年六の廿九左衛門尉經藤花押伊賀三郎左衛門尉殿　●八幡宮禁制一通同年九の日斯波左京大夫直持袖判　○沙□汰付狀一通同年九の三左京大夫花押石河駿河守殿　着□到承狀一通同年九の晦承了花押　●官領御教書一通同年十の十三左京大夫花押神主　●卷數到來狀一通無年號十二の廿九直持花押飯野八幡宮神主　神□領安堵狀一通貞治

三十二廿六左京太夫花押神主備前守殿●社[]領安堵狀一通同年十二廿九左京大夫花押岩城周防前司殿○請文一通貞治四十二の九備前守盛光裏判進上御奉行所○渡狀一通應安三八の十隆泰花押伊賀三郎左衛門殿○預狀一通應安五七の廿二隆久花押○支證狀一通應安六十廿六白上常陸守隆弘花押○同[]上一通同年月日●寄進狀一通康應二三廿六左馬助隆久花押○感狀一通應永廿七刑部大輔花押伊賀式部大夫殿○納札一枚應永四十一の廿三經花押●御[]祭村々配分目錄一通應永八閏正の十五○所領渡狀一通應永五八の廿五飯野光隆花押○軍[]忠目安承狀一通應永廿四卯月廿六承了花押●八幡宮寄進狀二通嘉吉二十二の十三下總守隆忠花押同年同月廿三同人花押●寄進狀一通文明十六七前讃岐守隆榮花押●[]支證狀一通明應六八の十三親隆花押飯野どのへ○題目證狀一通明應八五一常陸花押飯野出羽守殿●峯地免狀一通無年號十の十二常陸花押飯野どのへ參●八幡宮立願狀一通永正二七の吉日常陸花押●起請文一通永祿十二霜月三親隆花押飯野式部大輔殿●禁制一通天正六十二廿四●領知手形一枚文祿五卯月廿三佐竹义七郞黑印飯野式部大輔殿●替[]地渡狀一通勒二三の廿二親隆花押○院[]宜御教書一通年號欠九の廿右衛門佐在判八幡別當法印御房○返狀一通年號欠十廿殿後守○○花押謹上伊賀備前守行事

右通計百三十六通其中當社寄進狀並に沿革に關する文書は其全文を下に載す其餘の如きは古文書類編中に收む合せ覽るべし凡磐城封内中當社の如く許多文書の首尾連綿たるものを見ず實に神明の所擁護尊むべし、たび此文書を涉獵するときは元弘建武陸奥紛擾の事體瞭然として窺ふべし蓋史家の玉匣ならん

一飯野八幡宮古緣起　一軸合五通

御宮緣起外に　別紙は淡□札書事

注進陸奥國岩城郡

八幡宮　緣起事

文治二年丙午七月十日自本社捧御正體

預所

矢藤五武者賴廣治一年

同御使者　源　貞　次

八月十日好島卿仁下著し了

御社所赤目騎見物岡仁卜建立了

神官人等定了

別當二人

式部公　常林寺執行蓮乘院

預所

鹿島中三武者直景 治一年　執行同人

預所

隨行堂達 治一年　執行同人

北は

の清隆

預所

千葉介常胤

別當

岩城太郎嫡男師隆 治一年　執行同人

常胤代陸奥國平六眞隆 同代清太夫有宗

同代役蒲富四郎忠茂

同代白井右衛門尉忠光　執行同人

正治二年庚申

預所

常胤四男大須賀四郎胤信 治八年

別當受

江八守國小尻入道源平五　執行寶城殿

元久元年甲子始造營同三年造營了

建永元年丙寅八月廿五日御遷宮了

承元三年己巳藏經進營

建暦元年四月十五日八幡宮御濱出

承元二年戊辰好島御庄三ヶ郷内

東二郷胤信一男通信□□

西一郷同四男胤村小四郎 治三年

地頭

清隆三男高宗

預所

三浦右衛門尉平義村

代加藤次家重 治二年 同代大川戸太郎重隆

五郎左衛門尉資村寶治元射打了
式部入道光西寶治元始賜之
次郎右衛門尉光泰
右衛門尉泰賴伊賀守
同子息　伊賀守右衛門光貞
備州國守謹言
左衛門三郎威光

社家文出衆人

注進
八幡宮御領好島御庄元久元年[illegible]二
明神五收　鎌倉明神壹丁
大折大般若　參丁　神宮寺　五丁
御供田十四丁七反每月一丁二反　大般衆六人
九丁　仁王講衆六人九丁同上
東執行參丁　西執行參丁
專當二人一丁各五反　承仕二人一丁同上
宮司二丁　宮介一丁
大位禰宜二丁　大祝一丁
詔師一丁　八女八人八丁　各一丁東四人西四人
禰宜十二人六丁　各五反

荷輿丁六人　各五反
立行事二人　東西各五反
東立行事　御蓋役
西立行事　御幡役
此二人立行事役立御遣營等諸事
宮中事者東西立御事東西
鄉村走廻當社之諸役村披露可申候
相人六人三丁
預所給田十丁　總追使三丁檢非違使二丁
郡司給田十丁　工文給田五丁　夫領三丁
已上百七丁七段　本免
散仕六段內東三段西三段　雜仕給田三段　紙幣三段
入道衆廿丁　新田太郎十丁　好島三郎十丁
深澤三郎十丁　千倉三郎五丁
仟奇三郎八丁　大森三郎十丁
戶田三郎十丁　田戶次郎十丁
大高三郎十丁
小清次五段散仕　紀平次五段散仕
摺師五人二丁五段各五段　中四郎五段
源葭五段　紀平次五段　近葭五段

已上百十八丁一段　八合　税免
殘爾定田貳百九十七丁陸段一合内新田
貳拾玖丁三段四合
得成拾陸丁九段四合
吉光玖丁陸段壹合内新田一丁八段
右目錄如件
元久元年九月十日　工久行在判
大將以下千葉介常胤被於定
五十余人禰宜宮人等事
預所書狀　奉行所在判
綴越蒲田正和示三地頭目六案文
注進浦田正和三年甲寅檢注目錄事
合
田數貳拾町捌段二合内荒野打□久枝定
除田
大折寺壹町　石佛壹町
神宮寺壹町八合　地藏田伍段
供僧田貳町壹段四合　燈油田壹段二合
新寺伍合　湯花　參合
執行田貳段

以上陸町壹段二合
人給田
地頭給肆町貳段　名主壹町
院欲田六段六合六步
以上伍町八段六合六步
勝村分田捌町八段四合三十步内
河成二段七合　江代四合
岡成二段　地切三合
不作壹合　□・二合
損田二丁六段三合半
以上三丁二段半
得田五町六段四合十二步内□二丁九段四合
本田四丁壹段七合十二步内年貢□□文加定御
御年貢段絹四疋　在田一段七合十二步
口粇田四丁七合十二步
分粇六石三斗一升六合五夕一反別一斗五升五合定
右目錄之狀如件
正和四年二月十五日預所代御反元乘
注進好島田正和三年□□檢注目錄事
合

田數貳拾町玖段三合　内除□野□引定
除田
大柳寺貳町　塙明神五段
供僧田六段一合　命婦壹町
□帛田壹段　申口壹段
燈油田壹段五合
以上四町四段六合
人給田
地頭給肆町八段　名主壹町
郡司給壹町三段　公文給田伍段
定使給四段　院飲田六段六合六步
勝村分田七町八段卅步内
河成壹段八合　江代四合
定免三合　岡成壹段六合
不作三段　損田三丁一段半
以上三十八段一合半
得田三丁九段九合十二步内□二丁六段三合
本田二丁六段七合十二步□折加壹
御年貢□絹二疋四丈　全田一段七合十二步
口籾四石二斗四升六合五夕段別一斗五升五合

右目錄之狀如件
正和四年二月十五日　預所代沙彌覺乘

東庄放生會祭例事
下穎谷竈殿五間之内一間相撲一番　大爾宜分日祭正月七　行寄村大□二十二合
竝竈殿五間之内二間□□□□　大森竈殿一間流鏑馬　竝相撲一番　衣谷村五間廳屋竝大皷
十二合　馬目穎谷之寄合　大野郷流鏑馬竝相撲竝講坊　田富村地以
領家之三間田富村分寄合舞殿五間之内　竝流鏑馬竝相撲一番　領家分大皷竝十二合　富田
新田狐塚四丁目鹽木五ヶ村寄合　西廳屋五間作也
新田村流鏑馬竝相撲　狐塚四町目鹽木富田四ヶ村寄合
大皷幷十二合　田和見波立二ヶ村寄合舞殿つま一間　比佐村流鏑
馬竝相撲大皷十二合　東纈村舞殿つま一間
右恒例祭例役如件

飯野八幡宮緣起奥書
奥州岩城郡好島の庄飯野八幡宮は鎌倉右大將家の御沙汰として文治二年七月十日山城の國雄德山岩清水の本社より御正體をさゝげ奉りて同き八月十日に好島の庄に下着ましゝます預所は矢藤五武者賴廣御使者源貞次なり則神官等卜定して赤目崎見物が岡に御社

を建て御靈體をうつし奉りぬそのころは神職もさだまらず鹿島中三武者直景當庄の預所として神社をさたし侍る事漸一年隨行堂達と云もの又一年あづかれり文治五年己酉右大將家の命を蒙り藤原泰衡廷尉義經を討たてまつる奧州の勢はげしく高館の陣にはせむかへり岩城太郎平清隆當郡の地頭にて千葉介常胤預所ありき其時清隆の嫡男師隆を別當として十二口の供僧をかる廷尉追討の御願なるべし師隆別當一年つとめて常胤の代官平六眞隆清太夫有家蒲富四郎忠茂白井右衞門尉忠光などと云もの又別當す正次二年常胤の四男大須賀四郎胤信別當職八年のうち江八守國、小尻入道、源平五、三人のともがらを社頭に拜趨せしむ元久元年に造營をはじめて同三年に成就し畢建永元年八月廿五日御遷宮まします承元三年に又經藏を造る建曆元年四月十五日御正體御濱出あり岩城の地頭は清隆の三男高宗預所三浦左衞門尉義村なり義村か代官加藤次家重大川戶太郎重隆左郎左衞門尉資村等又別當す寶治元年に資村うたれて伊賀式部入道光西（俗名光宗）にはめじて好島庄の預所を給はり八幡宮の宮司をかぬ光西は伊賀守朝光が次男にて伊賀の判官光季が弟也鎌倉政所の執事として御政道をいろひ申す父朝光は佐藤太秀鄕朝臣九代の苗裔くらふと所の雜色散位光鄕の男也光季の妹義時朝臣に嫁して政村をうむ女子は一條の宰相中納言實雅卿の室家たり光季京都の守護職なりしに承久三年後鳥羽の上皇御謀反の時義時朝臣が緣家たるの間勅命としてうたれき其後貞應三年六月十三日義時卒去によつて後室むこの實雅卿を將軍として政村に執權を授けんと弟光宗に是をはかり相公ひそかに上洛ありしかれども事たちまちにあらはれて閏七月廿九日式部丞光宗が五十二ヶ所の所領を沒收し死罪一等をなだめて信濃國に配流し貳人の弟鎭西へ追はなたるこの時光宗髮をおろして光西と號すされども程なく免し返されて一たくむ評定の席に還俗し貞永の式目にも連判さしむ其身は鎌倉に勤仕して代官を以社職を沙汰せり爾後代々他家にゆづらず神職をつとめ今の神主盛次まで嫡流を除て十六代年歷四百三十五年天下泰平の丹祈おこたらず國家安全の精誠かく事なし每年八月十五日祭禮流鏑馬むかしにかわらず是みな民安のしるし也されども元弘建武の兵亂の神領やゝもすれ

ばかすめられ剰文治の舊社は建武二年の春兵火のために烏有となりて光西六世の孫備前守盛光等持院將軍尊氏公へ訴て是を造畢す盛光が孫光隆はじめて飯野式部大輔と號せしより家めうをあらためて飯野となのり文錄五年四月廿三日常陸の大守佐竹又七郎源の某好島の舊地を檢注して六百五十餘石の神領をさたす然るに慶長七年五月廿三日鳥居左京亮平忠政朝臣當郡拜領の時あかめ崎の社頭を今の所に點檢し居城を作て岩城の城と名づけ神領も漸く減少せりおなじき十九年正月廿八日又隣火の災に延燒す元和八年九月廿八日内藤左馬介政長朝臣鳥居氏に替つて當城に守たりしより絶なんとせし神燈をかゝげて故將軍家光公へ是を奏す

大樹すなはち好島の舊領をあらため給ひ神邑四百石幷社中門前山林ともに有成ことく御免除のむね慶安元年二月廿四日の御朱印を盛次か祖父前式部大輔盛盈に下されて永代の安堵をなす政長朝臣の嗣帶刀先生忠興朝臣おなじく五十石の水田を寄附せらる去延寶二年盛次が父盛政わたくしに造營して古廟ふたゝび光榮せり抑寶治元年より足利家に至るまで代々の御寄進狀御造營の御下知等兩度の回祿にまぬかれていまに盛次が家に存す蓋中興源家三代の聖運を祈奉ることと久しこれより以往千萬世の御加護神明あにむなしからんや于時延寶九年五月吉且昔託の奥に是をしるすと云爾しかり

葛山信濃入道藤原爲篤草　花押

縁起拜覧之節令草了

磐城志　巻之三

古墟

大館　境村
好間小館　上好間村
高久古館　下高久村
上船尾館　上舟尾村
鳥館　上湯長谷村
久世原館　御厩村
北郷館　内町村
關館　關村
吹揚手倉館　鹽田村
向中寺館　中寺村
愛谷館　愛谷村
櫻城　上三阪村
西館　北好間村

白土館　南白土村
中山館　中山村
住吉館　住吉村
沼内館　沼内村
湯本館　湯本村
中柴外城　西小川村
宮上城　宮村
登館　水谷村
北目館　中寺村
合戸館　合戸村
矢田館
白水館　白水村
肥後臺館　菅波村

荒川館　荒川村
小泉館　小泉村
島倉館　島村
岡小名館　岡小名村
林城館　林城村
高荻内城　高萩村
國魂館　菅波村
秋山館
小松館　西小川村
渡戸館　渡戸村
三澤館　三澤村
上原館　西小川村
駒城　高貫村

右三十八館在磐前郡

鎌田館　鎌田村
幕内内城　幕内村
大森館　大森村
長友館　長友村
白岩館　白岩村
高倉汐見館　八莖村
堰小館　關場村
御城館　玉山村
高崎館　上小川村
内屋舗
福岡屯　福岡村

右三十二館在岩城郡

植田城　植田城
岡部城　初田新田村
窪田城　窪田[illegible]
南小川館　下小川村

鹽館　鹽村
片寄館　下片寄村
狐塚館　狐塚村
鯨岡館　鯨岡村
玉山中島館　中島村
比丘尼館　山田小湊村
堰内邸　同上
高見館　上平村
朝日館
平窪古館　上平窪村
赤井館　赤井村
岡田館　岡田村
松小屋館　松小谷村
西郷館　西郷村
龜岡城　上瀧村

中鹽小館　中鹽村
座主館　中神谷村
赤沼館　赤沼村
絹谷館　絹谷村
四倉磯見館　四ツ倉中町
ゲンノ館　同上
小楮館　柴原村
仁井田内城　上仁井田村
田中島内館　上平村
田戸館　田戸村
小山館　四澤村
惠車城　上釜戸村
ノブ館　長孫村
八鹽城　上遠野町

根小屋館 根岸村　[illegible]神[illegible]館 入[illegible]村　[illegible]館 滝[illegible]村

篠小田館 上釜戸村

右十七館在菊多郡

磐出館 久濱村　小松館 大久村　權現山館 大久村

末續館 末續村　高倉城 上淺見川村　木戸山田岡館 山田岡村

小塙館 小塙村　郡山館 郡山村　蓑輪館 波倉村

日向館 富岡本町　高津戸館 上平岡村　大津平城 下川內村

勝山館 下川內村　東館 同村　西館 同上

上川內館 上川內村　戸渡館 戸渡新田村　持留館 持留新田

右十七館在楢葉郡

駒ヶ城 又牛ヶ城明細牒作擲城 平城の西十一里白川郡竹貫村に在り竹貫家世々の居城也 擲ヶ城一に牛か城といへるは初築城の時地固めに城山の麓四方へ生牛を籠詰して埋めたりしとぞ文政丙戌なる事違からず此當町の北側和泉屋の裏土藏の地處より籠詰の牛骨を堀り出せしと云昔城攻のとき奇瑞ありしと也按に生牛を埋むることは其ためしあることとみえて積達館基考補正二本松霧ヶ城の條に古城主畠山上野介高國入道信元生きたる斑の二牛を以て本丸に築き入れたれば二牛の精城の鎭となつて敵寄るおりは此城夜なゝゝおめき揚りて城俄に高く雲上へ立昇ると聞くと同日の談也當城は孤獨の山にて格別高からず山上の平地南北三十間東西二十間往昔の道筋は東の山下龍實寺の方より巡りて登りしとみゆ其邊り小高き處に水野勘解由左衛門の屋敷址あり今館山に稻荷社あり擲ヶ城竹貫の鎭守也とぞ町裏に石坂あり新道の由此山の退り[illegible]中段あり土塁にても[illegible]ならん[illegible]城南に椙[illegible]村[illegible]し小山を陣場といふ昔者敵の陣取りし址なりとぞ

東館 擲ヶ城の東二町許龍藏寺の後田に在り[illegible]土地狹隘なるか故後茲に移りしとなり古館より遙に山高し東西四十間餘南九十七八間の平地也東の方山續きに堀切りの跡あり山の周り追々の入込みたる處總て堀址也東北の方には今に上手形あり尤東の方高山當城に望んで相近ければ東を搆に備へせしとみえたり又是より乾峯つゞきの高山に櫓台の跡あり一は南一は西一は東へ鼎足の如く張出し御ざ觀れば三ヶ所とも平坦たりさて大手筋は今にしてこゝかど知れざれども西の道櫓台の南下に在りしか或は龍台寺の道より登りたりしからず今も寺内の西手より東へ巡りて登る細道あれど此寺は本田日村にありし由なれば今の寺地は昔の郭内なるべし左れば町通りも諸士屋敷にてありしとのよし二百年餘の星霜を經たれば土地の沿革測知り難し

ボナリ石 城山の東隅に在り大石也周廻三間許高さ八尺許往昔落城の時うなりしゆへかく名附しとぞ「ぼなり」は吠鳴なるべし

竹貫 此頃本岩城領にて岩ヶ崎郡に隷す文錄四年佐竹又七郎義忠岩城小物成目錄にも岩ヶ崎郡之中竹貫とあり又元祿中石川郡の内竹貫鄉十三ヶ村棚倉領となり白川郡と改むと云ふ白川古事考に竹貫は白河郡内にて岩城の菊田郡石川郡と界ひ山高く谷間村落十三村あり本六村を分け十三村とす竹貫村其おや村也竹貫氏數世是を領す又建武古文書石河庄の内鷹貫に作ると云

天文、永祿、天正の間岩城親隆常隆頃の西口の旗頭竹貫三河守重光茲に居る岩城領の境目也三藘記に天正十七年重光の長男中務尙忠須賀川落城の時加勢として赴き同所に於て打死す矢吹矢內小野岡部佐川窪木等一家の宿老と號す同十八年大閤秀吉公竹貫の地召擧げ玉ひ

しにより岩城常隆の領分楢葉郡富岡に移りて城代を勤む（是時龍臺寺を建立す竹貫にありしを移すと云）其後相馬と戰ひ負て再び竹貫へ遁れ來り右近と改名し中井（下山上村の内）に居住す舍弟重則將監と稱す大竹（中井續き）居住す又云竹貫家の旗は野猪の繪指物は九曜也此旗差物は古殿（下山上村の内）に天内氏山口（入山上村の内）岡部氏にありと也（其圖下に在り）

一富岡龍臺寺記云貴山由公（富岡城主岩城大和守隆時）の子天山道一（左兵衛督隆宗）之時天正十八年岩城殿命に依て竹貫殿と村替にて天山は竹貫に移り竹貫殿は富岡に移る是時兩所菩提寺も隨て移れり故に富岡東禪寺を龍臺寺と改め竹貫龍臺寺を東禪寺となす其後慶長六年佐竹殿岩城殿上杉亂の事に坐し倶に國替たり由是兩寺も廢刹とはなりぬ然れども竹貫家中の者民間に沈沒し居りたりし故元の龍臺寺復歸し今に於て繁昌せり當時も和州中日那なれども寺號龍臺寺は其儘にて据へ置けりと云し以是考之本文之三蘆記には大閤の爲に相傳の地を失ひ富岡へ移ると記し爰には岩城家の命にて村替とあり孰れが是なるをしらず然れども双方入替たること必定なれば岩城家の裔たること疑ひなかるべし又重光兄弟中井大竹等に籠居せしことは三蘆記の如くなるべし此兩處に竹貫家一門の人々住すといへることは今の土人の口碑に存せるなり

一赤水龍子山記に岡部氏記を引て曰天正二年甲戌九月伊達大膳大夫藤原輝宗長尾越前守を大將として其勢五千餘騎石城の旗下富岡十郎か籠たる高貫の城を攻る由岩城左京大夫親隆先つ此敵を掃んとて關南の四將を遣す關南は大塚信濃守親成車兵部大夫義秀白土長門守（山小屋城主）大高親左衛門尉（湯網城主）關南とは勿來關の南と云こと乎云々

按に岡部氏の記と云は竹貫家の宿老岡部氏のことなるへし富岡十郎は左兵衛督隆宗のことなるへし隆宗は天正十八年竹貫に移りたれば夫より前に住せしこと不審也伊達家より隙を窺ふ時節なれば其援助の爲に籠め置れしものにや

一常隆重光に與るの文書左の如し　　會津藩水野主典藏

態以脚力申入候河南鄕より赤坂へ押寄候由故爲加勢石川越候爾太儀千萬に存候左候得者羽黒城も越前守水野大學同但馬守帯人數十補申事乍甫數

度之高名此度の儀者不及是非仕合共により於貴方も祝着迄候此方へ兩人之者共可被召連候其刻具に相請可申候事也重て恐惶謹言

三月二十七日　常　隆

竹貫三河守殿

羽黒城主越前　白河古事考に云羽黒城南郷塙村にあり關物語には永正二年佐竹氏の族大塚氏佐竹を背て結城に屬して此城に居す大塚系圖には掃部介國久越前守大膳大夫宮内左衛門尉と四代居たり宮内左衛門に至て佐竹に攻落さると云ふと云々玆に越前とあるは系圖に載たる越前守の事なるべし

大學　水野勘解由左衛門光忠が舍弟也但馬は大學の子か弟か詳ならず又是時常隆より大學へ贈られし賞書あり水野が傳にのす

如來意先立者中務太輔方日延之在事祝着候雖然彼是取紛故如在之儀には無心元存候何扇鞘之脇指之事を遺候處自愛に御入候由書面一段本望存候吉事重て恐々謹言

追て

瓜一籠　八月六日　常　隆

到來

祝着候

竹　三

中務大輔　竹貫三河守重光ヵ子尙忠のこと也天正十七年須賀川に於て戰死す

按に竹貫は三坂の南四里に在り重光時代三坂の城には小河越前守後改三坂同左馬助居る田村郡の麾將にして竹貫とは呼應の要地たり左れば常隆より三坂への書簡中にも竹三談合竹三へも申理るなどいへる詞往々見へたれば兩處は西口咽喉の地にして智謀勇略の將を撰んで置れしこと知るべきなり

一同郷山上村廣覺寺　妙心寺末臨濟宗開山雲山知越和尙延文三戊戌五の廿一寂鎌倉五山淨妙寺塔頭禪昌菴と同開山也無隱元晦に嗣法す新編鎌倉志に詳なり　は竹貫氏の菩提所也開基の牌を置く　法號下にあり裏に施主水野八兵衛とあり　又本堂の左側に竹貫氏十二代の石碑を建つ老臣矢内和泉の子孫本願なりとぞ和泉の碑も横手に立置けり過去牒の法號左に錄す　石碑法號過去牒に據りて勘せしとみえて同じなり唯過去牒には歷代孺人の法號をも載せたり

（當寺の舊迹は川向ひ山の根に在り今五輪中といへる畑なり此地に元弘の古碑存せりとぞ）

一　廣覺寺殿德翁因公庵主　三月十八日　廣光公
　　宗雲玉榮大姉

二　月溪種公　二月一日　綱光公
　　松擧貞心大姉

三　心翁安公庵主　二月十九日　次光公
　　性譽妙清大姉

四　秋興金公大禪定門　正月十一日　常光公
　　會心聚公大姉

五　可翁快公庵主　二月三日　寬光公
　　安清昌月大姉

六　龜堂鑑公庵主　五月七日　忠光公
　　順譽江山大姉

七　月翁江公大禪定門　十月十日　勝光公
　　梅英寒公大姉

八　鐵山劒心大禪定門　九日　正光公
　　緣窻妙陰大姉

九　祥山吉公大禪定門　八月二十九日　竹貫三河守重光公
　　天英長久大姉

十　天叟奇公大禪定門　二十六日　權大夫親父家光公
　　春翁仲公大姉

十一　柏庭宗樹大居士　九月十六日　信光公
　　日照妙長大姉

十二　花顏春公大禪定門　六月五日　兼光公
　　源性妙本大姉

冀松宗陰居士　重光公家臣矢內和泉石塔あり過去牒に見えず

一竹貫權太夫政光石塔　龍台寺左の方山上秋葉祠の側に在り月星院ゟ象宗印大禪定門左に先城主竹貫三河守重光子息福田權權大夫政光墓也右に明暦三丁酉天正月二十四日とあり政光は前年に江戸え出しと見え其訃音を聞て恩顧の者の建しならん重光の子息となすは誤り也廣覺寺の過去牒を按に重光ゝ子家光を以て權大夫親父と記せり是とすべし又龍台寺同向牒にも其法號を載せたり里老云權大夫初め竹貫郷の內某恩の者の方此後に食客たりし由入山上村借り宿の橋本治右衛門家にも寄宿せしゆへ讓りなどありしとなり橋本は昔も今も富家也權大夫寄宿の節品衾二つ三つ出せしに上には敝はずして皆下に敷けり亭主其故を尋ねしに士は袖なき衾は敝はぬもの也といへりしとぞ○寛永七年鳥居家分限帳に祿二百五十石竹貫權大夫とみえたり以是考るに權大夫これより先岩城に於て鳥居に仕官し元和八年轉封の時從て山形え移り寛永十三年山形沒收のとき流浪して再び故鄉に歸住し其後明暦二年江戸へ出しものならん○菊多正年行事趣田和大寶院系圖を按に十五代師圓室竹貫權大夫女とあり師圓は元龜元年に沒す明暦二年を去ること八十七年たり其間相隔つるに似たれば明暦權大夫は寛永權大夫の子にてやあらん

一水戸藩に竹貫氏あり其祖竹貫日向某岩城の忠次郎貞隆に仕へ岩城家封を滅じて羽州龜田に移らるゝの時浪人となり常州松岡に住して終る其子四郎左衛門某承應年中中納言賴房卿に仕へ二百石を與へられ大番組となる其子金太夫其父に續て二百石を領し元祿元年四月十三日三十歲にて死す男子なく嗣絕す此日向

は三河守の子なりや否や云々水戸石川久徴説入山上村山口岡部次郎左衛門家に稲鈴傳書の古卷物四十二卷を藏せり卷跋に相傳の姓名を具列す其中竹貫三河守重光の姓名花押あるものこれあり左の如し

天文二十二年二月四日

重光 花押

竹貫三河守

重光 花押

天正十八年

重光 花押

文六二年

なかへないきどのへ

竹貫三河守重光旗

同上指物　地茜絹九曜金革裏同

重光之孫政光指物

右三種は入山上村内山口岡部治郎左エ門所藏也
此岡部氏は竹貫家一家の宿老の內也とぞ故に此旗指物を
預り傳へしとなり又云政光江戶へ赴の時我若仕官に有つ
かば此旗指物を差越すべしとの由いひ置しが其後絕て音
信なかりし故其まゝ岡部が家に傳へしとなり

古殿八幡宮神寶　背旗二

當社別當下山上村古殿竹貫大膳院竹貫十三ヶ村總鎭守除地八石八斗例祭九月九日流鏑馬の神事あり每年三ヶ村つゝ馬を出すと云ふ

矢内庄右衛門の子孫今同村に在り矢内甚五右衛門といへり

花色練、星花表白染貫

乳本は萌黄金襴のよし今は花色絹なり

横川左馬允殿

此田原谷は田村郡にて岩城より兵を出す要路にして重隆の孫左京大夫常隆天正十七年伊達正宗朝臣と戰し爲に仙道へ向ひし時も先づ一番に田原谷を攻落せしこと會津四家合考に見へたり竹貫三河守重光はいつも岩城の先手として仙道へ打出たり中にも天正十三年安積郡高倉合戰は佐竹岩城蘆名白川石川の諸將伊達を攻打奥州に於て稀成大合戰に竹貫三河守は猶豫もせず一陣に進で己の精兵を手たれ共に下知しけるは敵の眞先へ進むは足輕の雜兵也必表なる者に目な懸ぞ唯繰矢拳に高く指上翔鳥を射樣に飽まで引て一度に放せと前後左右に心を掛て下知したり本より握りに餘りたるかまぼこ弓につく打て猶潜りなど云大狩俣の矢束普通に勝れたるを矢繼早に射出す程の手利共六百餘人一度にはつと放ちたる敵も物おちして今迄勇進たる者共はや後ろ樣に成て見ゆれば竹貫すわつと下知して拔連て切て掛る中にも窪田十郎と云者は茂庭左月を逐掛て組たるが安安と取つて押へ首を搔く三河守も能敵討てけり 三河守の臣水野勘ヶ由左衞門は殊に勝れたる强力の射手なり今大久田村に水野清左衞門家に彼かまほこ弓にや外竹ばかり內丸木に削立たる一寸余の分厚に弓に筈は手の大指よりも大きに差亘し六寸に余る大狩俣實に鎭西八郎の弓矢かとも思ふばかりなるを屋棟に箱に入れ結付置りと也行き尋ねしに主人あらすして只箱のみ見たりし

天正十七年伊達政宗朝臣は三河守を味方に招ぎけれども忠を守り敢て岩城氏に背ざりし須賀川落城の時二階堂に加勢として岩城より植田但馬守水野中務少輔 三河守の子也 龍越宿より三丁程打出牛袋川大黑石 須賀川の西也 の邊に支へて待伊達勢矢文に成にければ竹貫が手の者共强弓を精兵水野勘解由を初とし六百餘人矢種を不惜差詰引詰散々に射る伊達信夫の兵夥敷射殺し手負死人算木を亂る如く人塚築て累々たり然れども謀叛人あつて城落たりければ中務少輔栗谷澤と云所を落行但馬守は早討死したるに鬼神の如く沙汰する三河守の子息にて何國まで引給ふと詈り追駈しかば朱に染たる大刀を眞甲にさしかざし駒の鼻を引歸すと見へしが敵二騎切て落し大勢に渡合終に打死したりけりとぞ三河守はなからへ有て天正十八年太閤秀吉公竹貫の地召擧給ひ岩城の富岡へ移し慶長五年關ヶ原亂の時最上義光より最上手にて會津勢を攻破りしこと詳に書簡に記して三河守に贈る四家合考に載す

一山上村に竹貫氏菩提所廣覺寺に竹貫歷代碑十二基あり老臣箭內和泉の子孫所建なり寺に遺物鞍鐙文庫短

刀類あり竹貫四家老を矢吹、箭內、小野、岡部と云しとなり

一竹貫八千石の地歴代たもちしが後に流浪して舊領の者に養はれ在しが仕官を志して三河守重光の孫權大夫此地を去り其後は音信も無かりしと也別に臨んで入り山上村庄屋へ遣す二品有り讓狀に云く

ゆづり狀之事

一小太刀　壹こし

神參り祝日にたいし可申候

一美かんかた茶釜　壹つ

正月三ケ日之內茶せんじ可申其外吉左右これあるせつせんじ可申其外はつかひ候事無用

右者此度江戸へ罷出可申候に付其元へあづけ申ものなり大切にいたしながく寶物に可致候以上

明暦二年巳三月

竹貫權大夫

橋本治右衛門方へ

磐城志卷之三終

磐城志　卷之四

佛寺　一　本山之部（乾）

長興寺　臨濟大舘　御朱印十石

禪長寺　正親町帝勅願所賜勅額　臨濟林城村　御朱印三十石

長福寺　眞言律下小川村　御朱印四十石

如來寺　淨土名越派古檀林矢目村　御朱印二十石

成德寺　同上折木村　御朱印十石

慧日寺　眞言四箇寺之一玉山村　御朱印二十石

龍門寺　曹洞錄所上荒川村　御朱印七十石

同　二　同（坤）

專稱寺　勅願所賜勅額　淨土名越派奧州總本山　香衣檀林　山崎村　御朱印七十石

藥王寺　眞言四箇寺之一藥王寺村　御朱印五十石

圓通寺　同上上遠野町　御朱印三十石

寶德院　同上後田村　御朱印三十石

大高寺　天臺大高村　御朱印三十石

長源寺　曹洞錄所平胡麻澤　御朱印百石

同　三　格地古刹　修驗年行事

寶聚院　眞元醍醐無量壽院末西小川　御朱印十五石

東禪寺　曹洞總持寺末折木村　御朱印十五石

善昌寺　淨土白旗派智恩院末　平菅澤

淨圓寺　曹洞常陸澤山耕山寺末　菊多上小川村

安養寺　曹洞須賀川長祿寺末　窪田村

龍臺寺　曹洞同末　猪葉富岡小濱村

龍臺寺　曹洞同末　白川郡竹貫村

上遠寺　曹洞白川搦目松林寺末上遠野根岸村　御朱印十石

龍昌寺　曹洞武州久米永源寺末植田村　御朱印三十石

安立寺　法華宗身延久遠寺末　岡小名驛

光明寺　一向宗東本願寺末　泉崎村

龍光寺　長興寺末久ノ濱村　觀音堂領　御朱印七石八斗

禪福寺　禪長寺末　野田村

長樂寺　長福寺末　上平村
菩提院　如々寺末　平菩提院町
金光寺　惠日寺末五山寺　御朱印三石五斗
常春院　龍門寺末一老　植田村
青雲院　同末二老平大舘　御朱印五石
龍雲寺　同末三老北好間村　御朱印五十石
性源寺　同末四老平長橋町　御朱印十石
松堂院　性源寺末平菅ノ澤　御朱印五石
耕山寺　龍門寺末上三坂村　御朱印十石
鏡山寺　龍門寺末平久保町　御朱印五石
遍照院　藥王寺一老住吉村　住吉明神社領　御朱印三十石
願成寺　同末白水村　彌陀堂領　御朱印十石
常勝院　同末中平窪村
安養院　圓通寺末上遠野下瀧村　御朱印五石
松山寺　寶德院末關田村　觀音堂領　御朱印二十五石
大寶寺　法華宗武州池上本門寺末　平曲松
光明寺　修驗岩城年行事　上平村
大寶院　修驗岩城年行事　下船尾村
來泉寺　同楢葉年行事　下小川村
淨月院　同菊多年行事　植田村

同　四　堂舍

波立藥師堂　田網濱岩城三藥師之二　堂領御朱印六石　閼伽井嶽藥師堂　岩城三藥師ノ一　北目觀音堂　平北目岩城四觀音之一　石森觀音堂　四波村岩城四觀音ノ三　堂領御朱印十石　童堂觀音　下綴村岩城四觀音之四　天津觀音堂　上荒川村岩城四觀音ノ二　堂領御朱印五石　湯嶽觀音　上藤原村堂領御朱印十石　鹽ノ虚空藏　鹽村　境觀音堂　境村　前通山觀音堂　毛萱村　前原藥師堂　前原村　常念佛堂　仁井田村　青瀧觀音堂　絹谷村　變眼彌陀堂　戸田村　久濱大士堂　久濱村　佛濱瑠璃殿　佛濱村　河内彌陀堂　上河内村堂領御朱印八石一斗　能滿虚空藏堂　西鄉村　高藏觀音堂　高藏村菊多七觀音ノ一　堂領御朱印三十石　大六觀音堂　法田村菊多七觀音ノ一　佐糠藥師堂　佐糠村　延命地藏堂　入上村　笛森觀音堂　下舟尾村　長谷觀音堂　上湯谷村　關田觀音堂　關田村菊多七觀音ノ六　佛具觀音堂　山玉村菊多七觀音ノ四　白水彌陀堂　白水村堂領　御朱印十石　大師八角堂　白水村　尼子地藏堂　小島村　鼻取地藏堂　長友村　白鳥彌陀堂　北白島村堂領　御朱印五石　瀧切不動堂　今長興寺境内　出藏觀音堂　窪田村菊田七觀音之五　八莖藥師堂　八莖村岩城三藥師之三

總計寺院四十六宇、堂舍三十四宇

磐城志卷之四

磐城　鍋田三善編輯

佛寺　本山之部

【專稱寺】梅福山報恩院淨土名越派奥州總本山香衣檀林 岩前郡山崎村にあり京都智恩院末東奥蓮社の魁也　三代將軍家御朱印寺領同村の内七十石を賜はる當山は後小松院御宇應永二乙亥歲成蓮社良就上人の剏建也上人字十誉諱證賢記主上人の法嗣名越善導寺今改九品寺 良辯尊觀上人四代の門人世姓は源氏山城國八幡木田九郎貞繼の孫也飯野八幡宮緣記に載す 少して松峯に登り良山に投して薙染習學す人となり廉潔にして淨戒牢固天性出群の氣を備ふ又智慧英秀にして法水深淵たり於是世間の浮華を厭ひ但恬然たる勝地を撰み以て梵苑を建營し緇侶の來集を待つて宗義を弘通し永く退轉せざらんことを庶幾す時に石森山觀音大士に參籠し三七日丹誠を凝して宿昔の所願を懇祈す滿夜靈夢を感ず其告に曰一山に谷あり谷邊に梅樹あり其樹上白蛇を見るべしと驚き寤て思惟するに梅樹と白蛇と恐くは女性ならん依て其地を尋求すること數日行步三十餘町にして山間幽谷の處に到る谷の傍に大梅樹あり幹枝繁衍谷頭を蓋て宛も感夢の狀の如し忽一農夫に遇ふ其地名を問ふ即梅迫と答ふ於是佛告感銘奇異の思ひをなし四方の景色を顧覽するに實に靜閑幽僻の靈域たり東を望めば東海渺然として目を極め後を顧みれば西嶺松聲の音を聞く又南岬の阜谷には草木蓊鬱として白日を覆ふ思ふに栴檀林の勝絶夫爰に留まらんか因て梵宇を創建し即梅福山報恩院專稱寺と號す上人住山年久しく應永卅四年の冬偶微疾に染む即門弟子を集め告曰吾方に簀を易んとす歿後必ず三日を經て闍毗すべしと十一月廿四日の薄暮沐浴して淨衣を著して佛前に對し念佛數刻身體不搖諸徒怪み立て窺之調暢氣絶す遺命に依て三日を經る然れども合掌不傾容貌如生時暗夜たりと雖一山明朗として猶三五の如し遠望する者は火災かと疑ふ邇見する者は靈異に感ず於是緇徒遺德を欽慕する事前日に陪蓰す世壽七十有九自爾已來寫瓶相承し淨家の法燈を光し寒雨二際の安居今に於て間斷なく晝夜四時の勤行恒に懈怠せず是以世間化

導の淨苑緇素輻湊の大叢林たるや如斯云爾

一本尊一光三尊如來　臺座裏書云奥州岩城郡好島莊山崎村梅福山專稱寺一光三尊如來奉修覆願修覆願主斯國　業傳小聲上人御眞筆を寫申候同大工次郎兵衞入道ㇾ至德元年甲子霜月日ㇾ今慶長二ㇾ稔二月彼岸奉重修覆願主良於生年五十九にて　同大工淨蓮服部彦壹

勅額奉揚本堂中

額緣升降の龍左甚五郎所彫云或即變をなせし故舌眼を抜き去ると云傳ふ

山門額

梅福山

明應何年□書□□

須彌壇前之扁

奥州惣本山

華頂大僧正□月書〇

右金字

此御本尊並歡喜天本宮申口自京都平八幡え御同前に御下り十聲上人申口三男にて　御座候故に遺物なり

一歡天喜　須彌壇右局に安置す由來前に注す予按に山城國山崎に世に名高き歡喜天あり彼十聲上人は八幡の木田氏の孫にて淀川を隔てたる咫尺の地なれば其歡喜天を茲に寫せしものか叢山崎の村名も其緣據あるに似たり淨家に歡喜天を安ずる所以是なり

一承塵（ミツヒキ）幷柱隱（ミツヒト）　葵御紋附延享四年丁卯七月十五日竹姫君樣より御寄附也平生不掛也

本堂左右所掛之聯　素地金字

悲哉待因果者他力之信弱信本願者因果之隱後

唐堂專信本願者信因果即佛意可遂往生者也

同上　黒地金字

至下喚佐日月清明風雨以時災厲不起

國豐民安

按に當山開祖の時既に檀林の形勢を具し專ら法幢を興隆せしことと見えて傳燈總系譜にも成蓮社良就少投良山陶練宗教最持戒品於奥州磐城郡山崎建

專稱寺盛興法幢とあり又安心鈔に良山上人三十三回忌奥州坂東之能化達數多座し給ふ時に十聲上人尋て曰淨土の章疏不出三經一論五部九卷五十餘帖報夢鈔此外に有淨土肝心の一句乎能化衆荅語無之十聲自荅て云助給この二字是也上人法語にも助給すと思て名號る唱ふるに過たること無之云々是等を以てみれば法幢森に門徒幅湊せること知るべきなり

一當山中興第六世良大上人の時　勅願所の綸命を蒙り特に　勅領を賜ふと云へり

傳燈總系譜云信蓮社仰觀專稱寺第六世此時禁闕下勅賜　勅願所奥州本山之號とす釋攝門三緣山志卷之一數世隆夷の條に緣山第二世西仰上人の時此時東關に淨家を唱へ法義弘通の士岩城流には良大仰觀專稱寺六世として勅願所の綸命を玉ひ奥羽本山の號を唱へ學徒大に輻輳し白上增福寺開山良弘天藝は奥州に弘化し大澤の流には隆本良德圓通寺に張繼し白旗流には鎌倉光明寺觀譽祐崇上人　勅命に應じて禁闕に說法しと云々

一良大上人洛賜勅額之時智恩院德譽上人より專稱寺留守居福航寺えの書翰如左　杉原半切帋切封折かけ包み

岩城專稱寺　侍者御中　德譽

知恩院

其寺傳留守書等之由依傳故大德物語候□□啓候抑專稱寺當院御影前被成參詣候間則奉間□謁參內候各可被御心□□爾其寺□勅額下申請候御車宗門都鄙之大慶不可過之候眞實最大法興盛之至候御元祖上人三幅一對下遣候猶傳故一々可申入候間不能降恐々謹言

九月三日　德譽花押

傳燈總系譜云德譽後改燈譽浩蓮社光然泉州人投于肇譽剃染受業住洛知恩院第廿七世又勢州桑名友德寺開山天文年中寂

福航寺　侍者中

傳故未考　元祖上人三幅一對　元祖上人とは法然上人のこと也即知恩院の元祖を寫されし者也此類他に其例多しと又三幅は善導法然源智と見えたり此例亦他にありと此三幅今傳はらず想ふに勅額と共に燒失せし　福航寺良大上京留守寺院とみえたり　桑名光德寺の事かものならん

一德譽上人報良大之文書

東山知恩院

岩城專稱寺 參貴報 德譽

尚々書狀祝著候如仰は自他老□事候開期蓮臺上迄に毎日十念申候

珍札難打置再三致披見面展心地候殊香典五十疋慥著院遠路御懇志之至無申斗候然者御國御檀方內輪總別付て御苦勞共之由驚入候□然□者年無爲無事之由目出度候京都者年七月廿七日下京同日□黨寺半燒失上京誓願寺講堂百萬返讀伽藍始半過燒失し盡一所も本には不立候也乍去細川殿公方樣御在洛之間無事砌當院先年出世御上洛に從度々□動亂候無別儀候間可御心安く將又川如來寺出世不致□致候迄其餘之衆御意見にて出世に脇に御指南專候御二藏頭入二札下近覽候 □補鹽松一斤慥屆候祝着候□□卑え被越候不能書狀 恐惶謹言

九月五日 德譽 花押

專稱寺 參貴帖

【公方樣】將軍義植公の御事乎 【細川殿】細川武藏守高國の事乎 【動亂】細川兩家合戰の時の事なるべし永正八年三好前筑前守長元入道喜雲齋細川右馬頭政賢父子旗を揭げ京都へ亂入して攻立てる執事大內義興は將軍義植公を諫めて京都を開き丹波龜山に退き玉ふ不日に軍勢を催促し大軍を引率し龜山を打立高雄山に御本陣を居らる時に三好細川は船岡に陣しける双方對陣して合戰ありことは二川分流記後大平記續太平記將軍家譜其外諸家の記に詳也故に茲に略

【二藏頭義】聖冏上人年四十五至德二乙丑歲口判之書也今行于世之本三十卷慶安四辛卯歲刊刻云德譽之頃蓋寫本也又花押藪云傳通院了譽諱聖冏武藏小石川傳通院開基撰二藏義義應永廿七年九月二十七日寂

按に右文書中御上洛候後とあるは前の文書良大上京參內して勅額を賜はりし月を指すか又如來寺出世のこと是時良大より異見を加えられしとみえて其頃知恩院の執奏によりて香衣免許 勅號の 綸旨を下し賜はりき德譽上人の副狀今如來寺に收む同寺の譜と合せ覽るべし

一德譽上人弔良大上人之喪文書

磐城專稱寺 侍者御中 德譽

知恩院

法譽良大上人遷化之由歎入晨昏十念不懈候爲御弔法然寺差越候燒香・裏影前え令獻候迄弟未可預傳達候間不能別紙□恐惶謹言

三月廿三日 德譽 花押

專稱寺然譽上人

侍者御中

【法然寺】知恩院六役寺之一也 【然譽】貞大嗣任當山七世學蓮社貞譽の[illegible]なり

按に此吊書は永正十二年乙亥に賻る所也貞大遷化は前年六月に在り

一知恩院浩譽上人文書三通

貴寺え入院之由承る尤珍重候然者被遂上洛御出世可然候委曲被任傳達候間不詳恐々謹言

傳燈系譜云浩譽大蓮社宗甫菊亭殿息洛智恩院第廿八世慶長三年十一月十七日寂覺齋云作菊亭殿息非大系圖齋萬里小路殿息當爲是

六月廿二日　浩譽花押

岩城

專稱寺　侍者中

按に右は當山八世良潜九世良興の內入院を賀するの文書也潜の寂は永祿十一年興の寂は天正十一年其中間十六年たり浩譽は慶長三年の寂にて天正十一年より十五年の後なり當山十世良拾の時に當る拾は慶長六年に寂す然れども已下第三の文書中任二良拾傳話一とあれば拾山主に非ざること明けし是等の年歷次序を追考し以て潜興二世の中となす所以なり

先度を上洛特更被遂出世珍重々々次大得圓通寺住持上洛にて出世候當院大方以不存儀候言語道斷曲事にて綸旨□頂戴筋目相違之條可爲反古候自然□□持押之香衣以□御參會無用に何れも門中可有其心得候猶坂東呈任□上候間不具候恐惶謹言

十月十六日　浩譽　花押

岩城

專稱寺　侍者御中

按に此時の上洛は入院に依て出世の爲と見え又圓通寺住持知恩院の執奏を經ずして私に綸旨頂戴の罪を咎め押て香衣を著するに於ては當山住持を始め參會を禁せしむるの主意也左れば此頃已に一派緇侶皆知恩院に依て參內出世　綸旨　勅許を蒙りしこと明らかなり

去曆御上洛被遂出世參內珍重候□今度遍照寺上洛出世是又珍重候只今以下向□□□啓候貴寺彌繁榮□察候隨而乍輕微沈香一斤下申候委曲任良拾傳話候間不能一二候恐惶謹言

七月廿九日　浩譽　花押

岩城
專稱寺　侍者御中

【遍照寺】柴原村照岸山遍照寺也【良拾】當山十世也此時良拾遍照寺の住職にてありしか

按に前の文書に先度上洛と記し爰には去暦とあれば皆入院に依て上洛參内出世を指す也又貴寺彌繁榮の文もあれば此頃檀林全盛想ひ計るべし

一當山　勅額炎上に依て知恩院滿譽上人並役者よりの回答如左

知恩院
滿譽
專稱寺　侍者中

猶以五條袈裟表書□□候

以上

遠路使札視着不淺候仍而當山廿六代徳譽上人之時節勅額被申請于今檀林相續之段珍重候然處亭額炎上之由令傳承候一度　勅許之上者永代否失其旨候彌眞俗繁榮專一候恐々謹言

九月晦日　滿譽　花押

傳燈總系譜云滿譽行蓮社尊照號九花島里小路秀房子永祿帝曾爲王子入浩譽室開法於安譽虎角文祿四年住智恩院勅任僧正又爲越前運正寺開山又天正年中爲總州千葉結來迎寺開山元和六年六月廿五日寂

專稱寺
侍者中

追而爲□音信銀子壹枚可虚進上候則披露仕候以上

御狀之趣令披露候處貴寺　勅額炎上之由被恐入被笑止候雖然貴寺有其證者後代迄勅之旨不可失之候堅被仰出候條可御心易候與風御影前御參詣可然候委曲御使僧之申達候間不能具候恐惶謹言

知恩院

九月晦日　役者　花押

守山　花押

專稱寺　御侍者中

以上文書を以て年代を參考するに　勅額炎上は當山十世良拾十一世良果十二世良性三世の間なるべし滿譽上人文祿四年智恩院に住し元和六年に寂す滿譽在

山中廿六年間文祿四年より慶長六年迄七年の間拾在住也同六年より十七年迄十八年の間果在住也同十七年より滿譽遷化元和六年迄九年の間性在住也されば三世の中孰れの時同祿せしにや辨じ難し後考を俟つ耳

一當山寺領七十石被附置候文書

猶々寺領渡申遣專稱寺門前近邊にして相渡可申候其御心得可被成候すゝ□相渡申上は御出方に不據に候間能も懸候共其寺近所にて相渡可申候間其積可被仰付候以上

先日者早々御歸被成候心靜に可不申談無念存候然者山崎之内專稱寺七拾石者懸計ひ置候へ共未御朱印出不申候間書付渡不申左候へば先月之納高四拾石を納分へ成勘定專稱寺へ分渡可被成殘卅石之分者内府預八月日御下國也事に候間頃御覺え不殘相渡可申候間其心得被成寺領持候百姓共に其分可被仰付候御六か敷候候後□□□間能々被入念物成り渡し者切手□□□被爲置候以上

五月六日　島次兵

太騎　花押

高彌助殿

御府所

【刁之納】刁は寅也慶長七年壬寅か是歳縄入のことなり

【内府様】東照宮の御こと也御下國こには伏見より御下向にて江戸へ御歸座と見ゆ

【島次兵】島田次兵衛ことゝ實名讀かたし禪長寺えの手形には重次とあり花押相同じ是時檢地改めの役人三人下らる即内藤修理亮清成島田次兵衛重次駒木根右近吉家等也

【高彌助】城主鳥居左京亮忠政の家老なり高須彌助と稱す小川長福寺に自書あり實名信次に作る寛永七年鳥居家分限牒に祿二千石高須源兵衛同千石高須彌助とあり此源兵衛は信次の子にして高須家四代目に當る

一開山良就上人の蓮社號智恩院方丈に請ふに依て萬量よりの書簡

猶々先月者御札幷代々御書付御越被成相屆申候以上

一筆□啓入候然者其地御開山に蓮社號無御座付而□拜方迄委細被仰越其段方丈へ申上候得者憚被思召候得共遠路之所又々哉被仰越候得者如何に被思召乍憚御出付被成被進猶期後□之節恐惶謹言

七月朔日　萬量　花押

專稱寺　侍者御中

一夏　解四月朔日入解五月十五日出解　　一冬　解十月朔日入解十一月十五日出解

一大門外所建制札

禁　制

一喧嘩口論之事

一賄之諸勝負之事

一山林竹木猥に伐採事

一罪科人入寺之事

一諸勸進乞食非人入山內事

右之條々堅可相守者也

慶安四卯年十月

一梅福山主歷代【　】○記號以傳燈總系譜補注

開祖 良就　成蓮社證賢大和尙應永廿四未十一廿四寂年七十九
【十聲】成蓮社良就世姓源氏山城八幡人也少投良山陶練宗敎最持戒品於奥州磐城郡山崎建寺稱寺盛興法憧應永三十四年十一月廿四日寂
盛德開山良大如來二世誠等法弟也　本尊三尊如來台座裏書に榮傳十聲上人とあり榮傳の稱得于玆

第二 良頼　相蓮社宥範和尙永享四亥十の九寂嗣法良榮
【良頼】相蓮社宥範又號慈專々稱寺第二世永享四未十月九日寂

第三 良鑑　照蓮社理中和尙　文安三寅二の晦寂　嗣法良頓
【良鑒】照蓮社理中專稱寺第三世文安三年二の晦寂

第四 良察　頓蓮社恕觀和尙　應仁二子四廿六寂　嗣法良鑒
【良察】頓蓮社恕觀專稱寺第四世應仁二年四月廿六日寂

第五 良慶　映蓮社登阿和尙　延德二戌二二寂　嗣法良察
【良慶】映蓮社請阿專稱寺第五世延德二年二月二日寂

中興第六 良大　信蓮社旬觀和尙　永正十一戌六朔寂年七十三　古文書作信譽　此時　勅許拜受下し給ふと云良大命學內致障訴之旨奏聞之處辨も賜　勅願所之勅許號奥州本山
【良大】信蓮社仰觀專稱寺第六世此時禁閣下勅賜勅願所奥州本山之號永正十一年六月朔日寂　嗣法良慶
良大所著書十八論義藏問拶代筆集

第七 良懿　學蓮社和南和尙　天文十三辰七廿六寂古文書之然譽嗣法良大
【良懿】學蓮社和南專稱寺第七世天文十三年七月十三日寂

第八 良潜　昌蓮社受徹和尙　永祿十一辰十の十二寂　嗣法良大良懿法弟
【良潜】昌蓮社受徹專稱寺第八世永祿十一年十一月廿六日寂

第九 良興　深蓮社理純和尙　天正十二未八の廿九寂○嗣法良大良潜法弟
【良興】深蓮社理純專稱寺第九世天正十一年八月廿九日寂

第十 良拾　曉蓮社即到和尙　慶長六丑二の廿八寂年六十三　嗣法良潜
【良拾】曉蓮社受得號即到專稱寺第十世慶長六年二月廿六日寂

第十一 良果　眞蓮社曇罔和尙　慶長十七子六朔寂○嗣法良拾
【良果】眞蓮社曇商專稱寺第十一世慶長十七年六月朔日寂

第十二 良性　法蓮社曇罔和尙　承應三午九の十二寂○嗣法良果
【良性】法蓮社曇商專稱寺第十一世承應三年九月十二日寂

第十三 良實　眞蓮社靈達和尙　明曆三酉七の廿七寂○嗣法良性
【良實】眞蓮社靈達號無導專稱寺第十三世同州信夫郡滿願寺開山　明曆三年七月廿七日寂

十四 良秀 靜蓮社惠玄和尙 承應元辰五の五寂○嗣法良實
【良秀】靜蓮社慧玄專稱寺第十四世慶安五年五月五日寂

十五 良靜 寂蓮社迦殘和尙 承應三午五午五の三寂
【良靜】寂蓮社龍頓號迦殘奧州白川人姓服部氏良性之資
良實之嗣專稱寺第十五世同州三坂淨心寺開山 承應三
年五月三日寂

十六 良厭 傾蓮社大祖和尙
貞享三寅三の六寂

十七 良禪 定蓮社圓諦和尙
天和三亥三の五寂

十八 良智 總蓮社序傳和尙
元祿三午十二八の寂

十九 良弘 誓蓮社壘時和尙 善昌寺記時作清又作呑星
享保五子六の二寂寅年七十六

二十 良往 生蓮社圓哲和尙
享保四亥八の十四寂

廿一 良通 潤蓮社祖益和尙
享保十四酉年十の四寂年八十四

廿二 良無 生蓮社忍觀專傳和尙
享保十巳六の十七寂年五十二

廿三 良蒙 光蓮社開廓和尙
享保二酉六の廿六寂年五十二

廿四 良音 觀蓮社巖澄和尙
享保十巳七の十九寂年五十二

廿五 良蓮 行蓮社路願和尙
寬延二巳九廿四寂年七十三

廿六 良感 應蓮社萬閤和尙
寬保三亥三の廿六寂年六十九

廿七 良海 性蓮社貞雲和尙
寬延二巳三の十二寂

廿八 良空 閑蓮社快音和尙
明和八卯十一の廿二寂年八十八

廿九 良教 生蓮社智傳和尙
延享二丑七の廿四寂年九十七

三十 良濟 廣蓮社順益和尙
明和六丑十一の廿九寂年七十六

卅一 良聖 圓蓮社快益和尙
明和元申十二の四寂年七十四

卅二 良三 心蓮社巖應和尙
明和六丑四の八寂

卅三 良照 明蓮社眞芙和尙
寬延元辰十二の十五寂

卅四 良慧 顯蓮社開潑和尙
明和六丑八の晦寂年五十九

卅五 良雨 法蓮社光端和尙
安永四未六の六寂年六十五

卅六 良延 命蓮社可忍和尙
天明二卯八の十七寂

卅七 良廣 接蓮社快全和尙
寬政三亥十一の九寂年六十六

卅八 良歸 命蓮社圓了和尙
寬政十一未七の十八寂

卅九 良迎 接蓮社辨閤和尙
文化四卯二の廿八寂

四十 良聽 明蓮社學音和尙
文化二丑三の三寂

四一 良心 專蓮社頓辨和尙
文化六巳四の廿八寂

四二 良拙 正蓮社義全和尙
文化十四丑十一の廿八寂

四三 良悟 眞蓮社諦了和尚 文政二卯六の廿三寂年七十二

四四 良仰 信蓮社悅恩和尚 文政五年七の五寂

四五 良吼 大蓮社秀嶺和尚

一當山末寺 近末三十三箇寺錄之 遠末百三箇寺略之

林藏寺 上北迫御朱印印領十五石　清隆寺 木戸　淨林寺 下郡山四十八社明神領御朱印十四石五斗

雙樹院 山崎　西福寺 荒田目　安養院 藤間

淨應寺 豐間　淨泉院 同上　西勢院 上神白

淨延寺 岡小名　天龍寺 瀧尻　慈眼院 甘露寺

榮泉寺 泉　常樂院 仁井田　大蓮寺 植田

圓立寺 泉田　總善寺 湯本　增福寺 南白土

寶國寺 北白土　照岸寺 平新川町　九品寺 平中間町

得生院 芝原　安養寺 下平窪　大運寺 大室

金臺寺 鹽野　大圓寺 中神谷　來迎寺 赤沼

壽藏寺 上片寄　耕田寺 鹽木　延命院 仁井田

最勝院 同上　圓樹院 六拾枚　寂光院 山內

淨國寺 上平窪

一又末二箇寺　成喜院 上北迫林藏寺藏　清藏院 折木同上

右

【如來寺】 極峯山眞藏院淨土名越派古檀林地 岩前郡山崎村矢野目に在り京都智恩院末　三代將軍家御朱印曰陸奧國磐前郡山崎村矢日山如來寺領同村之內貳拾石事云々境內二千三百坪也本堂十一間九間 方丈八間五間 庫裏拾間五間 開山堂二間四面 藥師堂同上 衆寮五間三間 鎮守堂一間四面 山門二間半一間 大門二間一間 門前家八軒抑當寺は後醍醐天皇御宇元亨二年壬戌高蓮社良山上人の開基也上人字妙觀記主上人の法嗣名越善導寺良辨尊觀上人三代の門人也姓は源氏當國石川郡和泉里の產或云石川郡蓬田村久野五郎右衛門長子 幼にして出家し眞言密場に入り壯に及んで淨土に歸す依て關東に遊學し名師に就て淨家の淵源を研究せんとす先づ國名を錄して鬮を把る乃信州を得たり因て信州に赴て善光寺に參籠し素志を懇祈す時に夢中感應を蒙り同寺南大門月形坊に住し玉ふ良慶明心上人に參謁し乃師事勤學すること數年一日明心上人良山に謂て曰汝學海浩渺たり故鄉に還つて我宗を弘通すべしとて一流を悉く傳授免許せらる又告て曰汝必ず遠國を化度し文殊普賢の稱を得べしと時に其遠別を惜み師は南に赴て我は西に赴く等の語あり扨良山學成て功遂て本國に還り處々に於て化導す一日慶師を想ふこと已まず卒然として履を著け信州に赴て師を禮拜せんと欲す

中途にして忽師の往生を聞く慟哭に堪えず路傍の一寺に入り拈香十念し涙を拭て一首を詠ず明らかに心のとけき月形の西に入さを見ぬぞ悲しき不幾して歸國し岩前郡好間村小谷迫觀福寺を開く（今觀音の入りに遺址あり岩城あり岩城の地淨派弘通は艮山に始ると云去れば觀福寺は元眞言宗とみえたり艮山矢の目へ移轉の後廢す）茲に在住する事十餘歳化度大ひに振ひ歸仰する者甚多し其後當國の靈場を歴覽するに當つて矢目如來寺は尤因緣あるへしと思ひ寺外圃中に於て法談一七日に及ぶ時に彼寺の檀越大江朝臣山名行阿と云者あり上人の法談を歸敬し忽ち師檀の緣を結び乃上人を茲地に留めしむ上人曰善哉師檀の奇遇誠に如合意と是よりして矢目の緇素日々に繁昌せしと也或曰初藤氏眞戒比丘尼善光寺如來の模像一光三尊の靈像を鎌倉住吉か谷より敬擔し來れり時に山名の一族崇敬禮拜し遂に矢の目山の麓に一宇を營建し彼三尊を安置し如來寺と號し戒尼をして住持せしむ故に尼名を呼て眞戒院と曰ふ堂舍の西南に巍然たる嵩巋あり山上古松翁欝たり故に松峯山と名つく亦以て山號となす（荒田目故箭八幡の緣起に松峯郷山崎村とあり依て松峯山と號するか）戒尼元亨二年の秋年七十有二にして終る厥後山名行阿精舍を修造し良山上人を小谷迫觀福寺より招待し當山に住職たらしむ爾來大に法輪を轉じ弘く宗風を颺く遂に鎭西義名越一派の本寺と成りぬ上人若干の傳書を撰み一の函中に收め當流不易の寺鎭となす夫より師資相承し第十七代良馹上人の時に至るまで法幢を挑み檀林を輝やかす十八世良木已來檀林永く斷絕せり上人在住凡三十有九年（或四十年）康安元年冬偶微恙に罹り十一月十六日の初夜稱名念佛端座合掌して圓寂の素懷を遂げ給ふ世壽八十歲上人の門弟最多し就中良天上人は成德寺を開き有誠上人は當山に二世たり良就上人は專稱寺を創す是皆上人の歸弟也人良天上人の上足良榮上人は圓通寺を草す故に開山上人の遺德今に於て熾んなりとす斯く古跡の道場たるを以て往時岩城左京太夫常隆諸役免除の判物を賜はりしとぞ今これを亡しぬ惜むべき也

一岩城風土記云矢目山如來寺在平城東六里矢目村大江朝臣山名聞法於良山信之元亨年中覺創當寺而請善導一派本寺而古檀林地也有惠心筆大幅彌陀像

一本尊一光三尊如來（眞成尼持來一光三尊佛今別廚子に納む彌陀長一尺五寸三分觀音勢至長各）

此銅佛は善光寺如來三轉の模像にして靈驗最著しと云

一開山堂（良山上人自刻の木像を置く本堂の左側にあり寺主曰初上人自像を刻すしかれども其心に應ぜすとて打碎す又）

再刻像成て後これを床上に置き相對して熟視し乃意に適せりとて遂に永世に貽されしと云ふ

一開山塔　開山堂の西面山際に五輪の石塔あり

一開山忌　每歲十一月十一日木像を本堂に遷坐し逮夜より末刹の衆僧參堂し讀經の法務を執行す今に於て靈威肅然たりとて僧侶戒愼恐懼せること甚しされば當山に於て昔より鎖さずして盜難なしと云へり假令盜人の財物を持去るとも決て門外に出ること能はず爲之門內に捨去るとぞ上人の威靈赫々たることこれにて知られたる也

一鎭守熊野權現　祭禮十月朔日　幣先山名伊豆正

山門額　竪三尺九寸五分　橫一尺八寸五分

本堂額　橫三尺九寸　竪一尺九寸

◯什寶

一金色三尊大曼陀羅　惠心僧都の筆絹地竪八尺四寸橫四尺八寸五分裏書云因藤左京介樣表具再興正保四丁亥天十月十五日現住持宗蓮社白譽頁眞南左花押寺記云此大曼陀羅は本比叡山橫河首楞嚴院の什物三幅の其一也其院主嘗て退院の時一光三尊の曼陀羅一幅並に玉軸の大般若經六百卷を負擔し東夷を化度せんとす時に當處大國魂大明神の神主山名行阿と神僧兄弟の因にあるを以て千里を遠しとせず齎し來て行嗣に贈る此大般若經六百卷は先城主鳥居左京亮忠政朝臣借寄せ玉ひ國家鎭護の爲に飯野八幡宮の經藏に納められ一光三尊の畫幅は當山に寄附し永く寺鎭たらしむ

一十王之圖十幅　陸信忠の畫絹地長三尺五寸橫一尺四寸世間無比の什寶而開山以來內庫に藏す往歲城主內藤風山侯當山に請し此畫幅を一覽し玉ひて曰く此幅は希代の靈寶也後世襲珍藏すべしとの命也時に表裝損傷せる故信心の宗臣一類つゝ修覆を加へ其姓名を裏に題して寄附すと云々其裏書第一幅天和元年十月廿六日施主大島平兵衛宜親保篤兵右衛門尉久泰佐野金左衛門尉廣重第二幅土方吟太郎源雄完佐久間九右衛門尉氏賢原文左衛門尉種榮第三幅藩士松賀族之助藤原概純室清明院崇順風和信女第四幅施主松賀忠右衛門尉概貞妻第五幅施主清風院花舟江山大信女爲二世安樂菩提令繕軸了第六幅藩士今村長左衛門尉知之第七幅施主清風院花舟江山大信女爲罪障懺悔令裝潢訖第八幅施主善行院常保度榮禪門清明院風和母第九幅十王繕軸大願主甲陽通容葛出信濃入道井妻女三浦氏女天和元年十月廿六日爲罪障懺悔書之一幅每に同年號月日有り其內一幅裏書なし

一傳教大師竹布袈裟一條　當山最第一之什寶也然しども古より彼月形之箱に納め密封開くこと能はざれば誰拜したる人あることなし按に其有無不可知也蓋月形傳統の心印なるべし翼贊卷三十七云慈覺大師の九條の袈裟傳持の由來第十卷に具に註しき今此衣現に鎌倉光明寺にあり聖光上人より記主上人に附屬の讓文自筆あり相傳て竹布の紫衣といへり年ふりたればにや體色ともに今は見えわかずなりぬ又嵯峨の二尊院に此衣とて綸旨へ伏見院と申傳ふるを添られたり但二衣ともに現在して親拜せり又奥州岩城郡矢日の由寺傳筆記す）如來寺は頁山上人の開基にて月形の額と云あり諸尊儀軌三部大曼陀羅圓戒諸道具慈覺傳持の衣を彼箱に納めたり即是上人より湛空に傳はる（圓戒相承の事第四十三卷にあり）空弟子に遺屬して云頁忠に傳ふべしと如何なる故にや忠公には傳はらずして越て道光に至る光より

妙觀房良山に傳はり彼寺の重寶となるといへり

一 月形箱　當山の祕匱蜜函也開祖良山上人師資相傳の書並に上人著述の書を藏すと相傳傳教大師竹布の袈裟を納むと云卅箇へ澆季の世戒行未滿の僧猥りに不許開發也然れども德行兼備の僧侶はこれに混せずと見えたり其證袋中自筆傳書の端書に云月がたの箱にはかけごをしてかけごに三部經一論を入てかけごの下には手印切紙をときてひらかん時は三日精進をして開かるべし堅此趣を守てゆるかせにすべからず候かくあれば其人其德により開發披覽して苦しかるまじきなり

一袋中上人自書に月形箱と云々抑我派の前祖良慶上人は名越善導寺良辨上人に奉事し忝も一流相傳を究ること如ㇾ瓶如ㇾ水矣誰山にして而信州善光寺南大門月形房に住し自行化作凡に向ふ然も奥州石川郡の住侶妙觀良山上人此師に事へ又流義を究む師は南に向き我は西に向く等の語餘波あり然して傳受免許の時達國文珠普賢(二)明あり學成り功遂て本國岩城郡小谷迫(ヤサク)觀福寺に住す後隣里矢目村如來寺に移て此彼にして或は相傳を記し或は自製を述め所ㇾ收の箱を月形と名つく相傳正しき由緒函中の抄世四卷(委如目錄)問世に卓相傳と云如何答當流箱相傳の外不可有之但近代其義有り作家の軌則に似たり間箱相承先蹤ある哉大藏下字函師に相承或如意尼(天長帝次妃可持如意輪一夕夢みる攝州如意輪麼屋峯神功皇后理如意珠甲冑衣服　日ニ武庫ㇾ汝居彼云々妃信夢潛出ㇾ宮入ㇾ山後營ニ梵字ニ請下弘法大師供中香櫻流上云々)持此系雲篋　辨弘捧弘法々得之法寧勝ニ未敵ニ後收篋於像中云々諺に仙人(浦島子)所名(仙境立白髮耶今考云)鏡王善逝笠ニ庫地藏並寶珠多門寶塔王家神器武家重代田家農器

慶長六年辛丑十一月當郡平菩提院閑室而書之

辨蓮社良定 花押

本山如來寺

一函中抄卅餘卷　此中の傳書當山七世良壽九世良懿等の古寫本十二卷あり其目奥等を左に抄出す此餘の傳書楷函中に梁分不可說卷物良慶述奥書は貞和二年八月比一室同あるべし明の夜中に但二人して此祖傳祕め而談話之時令同彼人其時は良山不答之後令ㇾ考今義于時春秋五十三極樂のみちをたづぬるしるべとてなかれをくみてみなもとをみる良山在判享德四年乙亥二月廿一日書之奉爲師父母也後學之面に念佛可ニ有御訪ニ候筆者良圓奥州行方屋形談所書之

選擇口筆見聞　一卷良山之談義傳下にして本聞不審口筆申記之末學此聞書を爲ㇾ本と相傳之異紙可ㇾ驗之永德元年辛酉八月定日清書畢沙門良天於奥州岩城郡矢野目如來寺書寫畢後見之學侶念佛可有御弔候文明十一年己亥閏九月十一日執筆良壽

口傳題下　一卷奥書云文明十一年己亥九月十九日執筆良壽之於奥州岩城郡矢野目如來寺談所ニ校畢

初心示六端　一卷期淨國良山記「山陰の闇き處を吹き開て風の入れたる窓の月影」於奥州岩城郡矢野目如來寺談義所書寫畢後見學侶爾陀寶號御回向本望候執筆良壽文明十一年己亥閏九月十七日

開題考文抄　三卷序云口傳題下と云切紙を爲ㇾ本と今此開題考文抄を御作り候也爲ニ末代ニ書ㇾ之後學令ニ見易ニ也

期淨國沙門良山奧書云于時應永五年戊の七月十九日小檜葉村折木の談所書之筆者通慶當大之生年三十五歲

呆分考文抄見聞　一卷奧書云良天在判今云永德元年辛酉十月五日畢良榮傳受此時也云々於に奧州岩城郡矢野目如來寺談所ニ書畢若し後見人念佛御回向所レ仰執筆良壽文明十一年巳亥閏九月九日　先師良山口筆

一卷良懿之

呆分考文抄助證　一卷期淨國沙門良山奧書云於ニ奧州岩城郡矢野目如來寺與談所ニ書畢ぬ後見之學侶一見之次彌陀寶號御回向可然候執筆良壽文明十一年乙亥閏九月七日　明中鈔　一卷可同ニ此口筆切紙等ニ也期淨國沙門良山述奧書云此爲ニ千法師丸ニ也或於ニ末代後世ニ也　在判　文明十一巳亥閏九月十云々愚僧良山春秋五十三歲无覽跡の形見也七日執筆良壽　選擇集口筆　一卷良山記奧書云淨土鎭西善導寺流の末弟良眞享德二年癸酉卯月廿八日書寫し畢んぬ

一良山上人著書十四部

題額集三卷　決疑鈔裏書　開題考文抄
初心允六端　畧論裏書　十劫成道口筆
選擇口筆　十六箇條口筆　舊部口筆
彌陀授記　三國傳記　黑衣相傳
玄義口筆　經藏本尊行法次第

一第八世良壽上人著述三部

二門義二十卷　勸善懲惡集　彌陀經訓讀鈔

名　勝

一矢筈石　境內山門の外西の側松峯山の麓鎭守祠の下に在り高さ二間餘周廻凡三間許石首尖りて矢筈に似たり當山廿二世良清上人寬文丁未書記の緣起に矢筈石は當山の地名矢の目に由緒あるべきかとみえたり

一不動石　矢筈石の東三四間不動堂の下に在り高さ二間五尺周廻七間許凹凸然たる大石あり

一不動水　不動石の地下より涌出づ尤清泉たり當寺及び門前の民戸汲て常用とす常に此水を飲むもの夏日食傷の患なしと云

一禪弓塚　故箭八幡宮緣起に云山崎八郎義成老て後矢目禪弓と號す矢目山に禪弓塚ありと今其處を失す

一當山世　上人の時香衣勅號綸旨頂戴に依て知恩院德譽上人の添狀如左

岩城　如來寺　侍者御中　德譽
ウラニ　知恩院

當寺出世之儀先年執奏蒙預　勅許被成下香衣勅號之綸旨候依遠路延引候只今熊附法然寺下向候早々被頂戴候者尤珍重候誠に以御冥感之至門中規模候哉委□従專稱寺可有傳達候也恐懼謹言

首夏念七　德譽　花押

如來寺　侍者御中

按に德譽上人より專稱寺えの返簡の中に如來寺出世不被立存候與其余の衆御異見候而出世候樣に御指南專候と見えたり因て專稱寺より異見ありて出世せし時の文書なるべし

一觀智國師當山門中仕置法度文書

大高檀紙二つ折裏白

チリメ表
増上寺
如來寺

巳上

奥州岩城之善導寺流矢目如來寺門中之衆於何事も前之仕置尤に候村有異儀に者此方え可被申越候急度可申付候仍狀如件

普光觀智國師　朱印

元和五年未

十月九日　源譽　花押

續花押藪釋家部に増上寺源上寺源譽前傳通院元和六年三月二日寂年七十七諡普光觀智國師

按に右文書に門中と記せるは即門末のことなるべし然れども此頃までは未だ諸寺の本末しかど約定せしこととは見えず下の文書を見て知るべし

一袋中上人當寺へ三部經一函進納自筆之文書

方丈え御移住之由傳承候御歸宅同樣喜申には任現在之正經一函進納申御讀誦尤候方丈興隆佛法守護伽藍珍重恐惶敬白

辨建社

卯月三日　袋中　花押

其後も不存候人えしかと參着も難計月々代遞り可申

箭目

如來寺　御披露

右一通表裝掛幅となし以て寺寶とす

一當山末寺可書上旨從業譽上人之文書

外に貴寺之末寺分能々會議に成付上可被成候不致御定寺書上に成候者後日六ヶ敷義可有之候爲御心得具に申入候

一書令啓達候御淨家本末之次第着帳上可申由寺社奉行衆より被仰付候條如斯候貴寺之末寺分大小共に無殘帳に御付候間早々可給候其外近邊に淨家之寺

にて是又大小共に本末之次第無僞書上申候樣に被
仰付可給候若無本寺と申其外申樣異儀申仁には此
方へ參候而其斷可申分由急度被仰付候而所給候其
地不知案内候條賴存候恐惶謹言

七月廿日　　　　　增上寺

業譽　花押

岩城矢目

如來寺

按に右書簡は寛永二十年とみえたり同年八月廿六
日末寺書上あり其牒の奧書に云貴寺之末寺三十二
ケ寺之儀末代異儀有間敷候爲其加判進候寛永二十
年癸未十月朔日增上寺業譽花押同上奧州岩城箭目如來寺
とあり

一當山世代　△記號以傳燈總系譜補之●記號三善追記

開山○╱╲○良山　高蓮社妙觀△妙觀高蓮社亘山奧州石川郡和泉里人
世姓源氏初爲密徒後入淨宗感得瑞夢師事明心於奧
州山崎矢目村建如來寺康安九元年六月十六日寂
（十一月誤か）

第二　宥誠　山蓮社宥誠亘祐上人△祐誠鏡圓如來寺第二世妙觀法嗣
聖觀法弟

第三　良傳　榮蓮社慈叶

第四　祐山　深蓮祐山　亘尊上人△是鏡祐山　奧州
△祐誠法嗣

第五　覺天　大蓮社亘乘覺天上人

第六　良觀　行蓮社△亘觀乘慶良榮法嗣
青流寺觀音堂棟札寛正七年本願矢野目如來寺住持亘觀
云々蓋此人歟當岩城隆忠時代

第七　良弘　傳蓮社亘弘上人△亘弘願蓮社天蓺奧州磐前郡白土村增
福寺開山　亘觀法嗣文明三年三月十六寂世壽七十七

第八　良壽　空蓮社

第九　良慶　快蓮社

第十　良懿　△學蓮社和南亘大法嗣
專稱寺第七世天文十二年七月三日寂

十一　良穆　法蓮社

十二　良整　圓蓮社

十三　良曜　天蓮社

十四　良智　光蓮社△然蓮社道殘又號源立後住洛淨花院圓通十世亘
迦法嗣

十五　良誓　專蓮社△亘誓願蓮社慨微奧州磐前郡人同郡薭間安養寺
開山　天正元年七月寂專稱八世亘潜法嗣

十六　良薫　西蓮社

十七　良叭　心蓮社一作叭
是時迄檀林

十八　良本　南蓮社
檀林斷絕

十九 良無　生蓮社
二十 良眞　宗蓮社白譽三尊曼荼羅裏書にあり正保頃の人
二一 良念　稱蓮社
二二 良清　淨蓮社正廓寛文丁未緣起改正作整
二三 良正　道蓮社知存
二四 良厭　傾蓮社廓也
二五 良觀　念蓮社分達○大森月田寺記元祿九子三十八寂
二六 良聲　梵蓮社以天
二七 良感　應蓮社碧天
二八 良易　往蓮社智南
二九 良經　經蓮社大通頁此上人經字恐此之訛
三十 良風　淸蓮社頁風鎭譽湛應
三一 良遣
三二 良正
三三 良光
三四 良幸
三五 良誾
三六 良觀

一常山末刹三十四箇寺　内近末十八箇寺遠末十六箇寺也○元祿已來綠山江之書上牒には近末十五箇寺遠末又末共都合三十(廢)は破壞地(●)は遠末也一箇寺云々

菩提院　平　　心光寺　小名濱　　接引寺　常州多珂郡松岡
月田寺　大森　　拾善寺　神谷今作仕　　欣淨寺　平
○眞乘寺　谷川瀨　　○蒲藏寺　小島
○阿彌陀寺　御廐　　○能滿寺　西鄕
○高勝寺　岩ヶ岡(今作照)往古曰長慶寺　　○光臨寺　中山今作林
○觀音寺　一ノ堂澤渡　　○(廢)專翁軒　一の堂
○勝樂寺　菊田酒井　　○觀盛寺　大森
●天宗寺　出羽松根(不載元祿已來書上)　　●正念寺　最上岩淸水
○(廢)是照院　西鄕　　○(廢)高德院　菊田揚泉
●專念寺　出羽山形　　●來迎寺　同上
●極樂寺　同上　　●淨光寺　同上

●迎終寺 同上今作接　●善明寺 仙北湯澤
●乗船寺 出羽打山郡大石田　●法念寺 最上清水
●接引寺 最上新城　●仰信寺 出羽久保田
●徳隣寺 赤井今の観音寺也　〇長林寺 石川作田
●稱名軒 荘内清水　●善翁寺 出羽村山郡今宿
元祿己来書上所載如左
〇清樹院 荒田目知来寺末庵　●浄土寺 仙臺荒濱
●菩提寺 出羽村上郡本飯田

〔四〕成徳寺〔五〕 知機山往生院浄土名越派古檀林地 猶葉郡折木村に在り京都知恩院末三代將軍家御朱印成徳寺領同村之内拾石事云々境内三千二百二十坪也〇本堂東西九間八間〇方丈九間五間〇庫裏六間半〇經藏二間四面〇衆寮四間二間半〇門二間一五間〇外門二間一間半

抑當寺後醍醐天皇御宇元徳二庚午歳眞蓮社良天聖觀上人の草創也上人は下總國の人源家の餘裔たり妙觀に薙染し如來寺開山良山上人より血脈相承す嘗て所著の書籍數十卷隨身の僧侶十餘輩各師の爲に其製作の聖教を荷擔し飛錫徧參の志し有緣の靈域を需めんと欲す偶折木の澣汀を過ぎ龞釜の一老翁に邂逅す翁の曰茲地昔より梵宇有ることとなし幸に上人爰に留錫し專修の道場を開創し普く化導を示し玉へと上人觀喜して許諾し玉ふ乃聖教を彼翁の家に置かる今聖教地と唱ふる處即其址也又一人佛供料を捧ぐる者あり今其處を佛供地と呼ぶ又行狀持を贈る者あり今尙其道址を存す如是舊跡皆村翁野郎の口實に傳ふる所也於是上人擅林の法幢を興起し緇素雲の如く集り德化遠く聞ゆ時に鎌倉將府より寺產八十石を寄附せらる自是寺門益繁昌し法燈目に光輝すと云ふ上人化導茲に卅九年應安二年巳酉六月朔日享年八十有三歳にして知機を山雲に登化す然れども法水波々として折木の河流と倖しく晝夜を舍ず德澤不朽と謂ふべし第二世良榮理本上人董席三十年時年五十六應永四丁丑歳法坐を良寂に讓り下野大澤に閑居し同九年圓通寺を剏建して開祖たりと云爾來師資相承す第十三代辯蓮社良定入觀袋中上人は法嗣を良憲上人に授け平菩提院に退棲す厥後渡唐に志し遂に果さず琉球に留る事三年歸國の後化導最も盛に飯岡西方寺に示寂す享年八十八實に寬永十六年己卯正月廿一日也故に當山の

遺法規則皆袋中上人に基ひすと云開山より良憲に至まで歷數凡二百六十七年叢林繁衍僧侶輻輳し宗風寺門に輝の時に慶長元丙申歲常州龍子山の城主大塚掃部助食邑を折木村に轉ず其此同處高倉山の城主豬狩下野守良憲上人を深く尊崇し遂に仙臺へ伴ひ移ると云因て寺門堂舍大塚氏の菩提所東禪寺の有となれり於是當寺の談所永く退轉し寺領も亦隨て因失す良運の時可嘆哉然るに第十五代中興良眞上人舊跡の廢滅を嗟嘆し慶長四己亥歲時の國君に請ふて一宇を今の地に再建せり國君當寺の來由を聞し召し境內若干の山野を寄附せらる上人是て歡喜の眉を開き舊權渴仰の思をなし衆緣の力に因て諸堂再造の功を竣りぬ然れども檀林再び不振永く退轉に及びしこと歷代の法嗣遺憾の存する所也第十八代良歲上人の時に當て祝融の災に逢ひ堂宇悉く回祿し寺記書傳之が爲に烏有となる可惜哉良歲は袋中の直弟也其時袋中未だ在世にて瓶の原に隱栖し玉へり因て良歲彼こに趣き舊懷を述べ訖り且當山開闢已來の事實傳聞逐一に問尋し其梗槩を錄して後昆に垂るゝと云爾

一當山鏡銘左の如し

磐城成德寺鐘銘並序

奧州楢葉領折木村知機山成德寺往生院者元德二年庚午之歲眞蓮社良天聖冏上人所觀練而淨土三昧之道場也上人私淑善導大師之法會游駐錫于此地設經演教大闡宗風爾來二百六十餘年僧徒會集法林寔繁各致一心之至誠常修九品之淨業茫土不遠蓮臺在茲山中樹鳥亦說宜妙法矣十四世曰良憲上人文祿年中有北軍亂入之事而强賊盜鐘而去良憲亦去適國信夫郡堂宇亦遂荒廢矣十五世曰良眞州此寺朽敗與衆相謀改造精舍梵案頭之燈明三會之曉實爲中興開山又巧未及鑄鐘之有也方今住持哲秀奉城主之命遍勸檀越及念法之輩戮力同心逐冒冶工新鑄華鐘以架樓上以置寺內從日夜無常之響驚多轉長眠之夢於是乎可謂盛舉矣余偶來在城下住持就請銘之頻繁不已余雖未目擊其地然善其所聞之者以爲之序併銘之銘曰

岩城城北　折木之村　知機翠嶺　成德紺園
良天結址　善導發源　專修淨業　將洗塵煩
爰鑄九乳　以期六根　體分小大　聲徹乾坤
上自大守　下迄黎元　壽久福介　施及後昆

元祿七年歲次甲戌冬十月晦日

磐城城主從五位下內藤能登守藤原義孝朝臣

磐城記室　中野善助季慶撰

當寺廿五世念蓮社聲譽良嘆上人

一良天上人著述目錄

領解見聞　同口筆　式掟　授決抄　果分考文抄

末充　口傳鈔　畧倫見聞　題額見聞三卷　問題

見聞　通計十部

一良榮上人所著書目

傳道記見聞廿五卷　授手印口筆　法事讚見聞三卷

禮讃見聞三卷　般舟讃見聞二卷　觀念法門見聞二卷

望西見七卷　決(　)見十卷　十六箇條見四卷　註紀見五卷

決答見二卷　宗要見十卷　要集見六卷　安樂集見上下卷

通計十四部

一當寺世系　△記號以傳燈總系譜補注

開山　良天　眞蓮社聖觀△聖觀字良天號法阿又云眞蓮社下總州人世姓源氏於奧州楢葉郡磐城建成德寺大弘所承應安二年六月朔日寂

第二　良榮　高蓮社理本△良榮高蓮社理本世姓源氏奧州磐前郡小河里人石川冠者有光之後裔也初投良尊喜圓而剃染從良天而嗣法應永九年於下野州芳賀郡大澤村創建精藍號圓通寺盛樹法憧大演宗義平日所述其數惟多應永三十年六月二日寂人稱其流謂大澤流

第三　良寂　入蓮社理善△成德法嗣良榮法弟△諱聖慶奧州楢葉成德寺第二世

第四　良藏　德蓮社本察

第五　良本　誓蓮社愚貞△良寂法嗣△良本誓蓮社奧州小野鄉人楢葉安樂寺開山長亨元年六月四日寂

第六　良照　光蓮社善心

第七　良曉　明蓮社宅善

第八　良悶　本蓮社騰雲

第九　良大　乘蓮社直悶

第十　良怡　廓蓮社觀龍

十一　良宣　心蓮社念了

十二　良鄭　然蓮社儀全△嗣法專稱八世良潛△成德寺第十二世

十三　良定　弁蓮社袋中△良定辨蓮社袋中號入觀姓佐藤氏奧州菊田郡人父名修理亮定衡投郡之能滿寺存洞出家繼良鄭法仕成德寺爲第十三世數所開寺化道大振天正十一年將渡異朝而不任意纔遊歷于呂宋南蠻琉球諸州慶長十六年歸朝住洛法林寺元和六年幽遁于洛東山今之袋中菴是也寬永十六年正月廿一日唱滅於山州飯岡西方寺

十四　良憲　一蓮社一可△良憲一蓮社了悶又號一可姓猪狩氏奧州楢葉人圓通寺第四世又奧州信夫郡福島到岸寺開山慶長十

五年二月廿日寂
△圓通三世良德法嗣

十五 良薫 成德寺第十五世良憲法嗣

十六 良曜 鑑蓮社呑茶△良曜號鑑蓮社奥州楢葉人姓猪狩氏仙台怡眞寺成覺寺開山元和七年九月廿日寂
△十二世良鄭法嗣

十七 良跡 安蓮社

十八 良嚴 澄蓮社
△成德寺十八世嗣法良定

十九 良源 信蓮社冠明

二十 良尊 吟山

二一 良單 信蓮社

二二 良滿 圓蓮社順哲

二三 良正 道蓮社智存

二四 良門 入蓮社智的

二五 良嘆 念蓮社聲譽

二六 良見 清蓮社了水

二七 良教 頓蓮社檀阿

二八 良誓 覺蓮社哲含

二九 良眼 心蓮社檀證

三〇 良威 曜蓮社祐順

三一 良專 稱蓮社廓玄

三二 良勝 超蓮社俊碩

三三 良喜 觀蓮社序碩

三四 良法 三蓮社海運

一 末刹七箇寺 外遠末九箇寺又末二十箇寺皆在仙臺故畧于茲

寶泉院折木 德林寺前原 海會寺上小塙 寶鏡寺大谷 安樂院郡山 東松寺大菅 安樂寺楢寶

磐城志卷之四終

奥相茶話記

序説

此書を書始し事は相馬大膳亮義胤の嚴命に依て書集處也大平記判其頃は未世に多からず寺澤家の御所持のみ聞へけるに寺澤兵庫頭高堅へ懇望有て書寫し玉へり此高堅は大膳亮利胤の御婿にて肥前唐津の城主にて寺澤志摩守高廣の二男なり則大膳亮義胤に姉聟なり義胤江府へ參勤の時は長き夜比の徒然に爐邊の慰に太平記並に評判を讀ましめて聞玉へり時に有合たる家臣或は近習外樣の望有ものは聽聞すべき旨被仰付讀畢て后は其坐の老士中の聞置たる家中の古老武勇の噂など尋問玉へること度々なり或とき家臣近習の士に仰られたるは我今宇多行方標葉三郡主と成て諸士諸民童女に至るまで崇敬せらるゝは是れ吾が德の至れるに非ず又勇健の功にもあらず唯自然の佳運に依て三郡の主と生れ來る成べし此家の繁榮は遠祖武家に仕るより以來代々武勇仁愛兼備し大將の機性具はりたりけるにや諸士諸民等親しみ深く主從和融の骨を碎き

忠誠を盡來る故也上代のこと舊書等にも先祖のこと聞之又吾家の舊文等にも
少々是を見るに百七八十年以前祖父長州義胤迄五六代の間一事も記し置るも
のなし我が江府にて誕生父大膳亮利胤には幼稚にて離れ奉る其上世の聲花に
紛れ暮しつ十六才にて始て奥州宇多に雖下向其年祖父義胤逝去し玉へり物心
辨へ知べきには物馴たりし老士皆死亡て殘命の者なし今千悔すれども先にた
たず五六代の間は殊更公事も非ず日夜の苦戰有て將士諸民安きこと無りける
とかや其上先年國中大小名家々の系圖並先主代々軍戰武勇等系圖に不漏註し
付可獻上旨公方家源家光公の時仰出され此時粗註し上ると雖も委細ならず海
中の一塵註之然は右記す處の戰場又は爭戰の意赴等大體ばかりも問求て書集
べし是は家の系圖に光を添るなるべしとて時の家老岡田八兵衞重胤に命じ其
頃殘命の老士又老法師老民等にも古代の事傳へて聞近代は見聞したるもの有
べし尋出て聽之又先主代々の善惡諸士の勇臆合戰の勝負少しも僞べからず謂
以其故は伊達政宗今に存在し玉へり萬一聞及玉うて疑難あらば世の聞へ耻し

き事なり又先主の剛臆莫憚隱況や士卒をや先主の善事を聞ば吾善事を思ふの萠となる先主の悪業を聞ば其を悔改るの心出來ば家を保子孫長久の守護なり又諸士の忠あるの其子孫先祖の義名を汚さじと常々忠義を勵み忠すべし不忠の者は忠勤を致して先祖の汚名を清めんことを思べし然らば諸民身を立るの祈禱何ぞ是に勝らんや又昔戰忠武勇有し者の子孫零落して民間に有と聞然らば鷹野河狩鹿狩抔の折々由緒有者の子孫聞立ば事により召出し其點に應じて可召仕是代々先主の報謝なるべし其故は昔の忠誠を感悦して子孫相續して永く相馬の後孫に仕へよとて所置を與へ置く然るに其子孫不幸にして卑賤となれり彼等が零落を救得ば先主の慈光を後々百年迄照らすにあらずや又先忠の諸士諸民の忠誠冥感に仍て身骨は土中に朽ると云ども其名は屋中に耀くなるべし今又我に勤勞して仕る者をして彼を聞是を見せしめば身後の頼み深かるべし是則昔を以て今我家繁昌の鑑とし今を以て吾後孫家榮の鑑とするに有ざらんやと重胤に命じ玉ひしかば嚴命に應じ問求らる其上愚翁一年古郷宇多郡

に下り侍りしに重胤に仰付られ老士老法師老民等を呼集て聞侍りしことども書集て御納戸に入る所に明曆正月武州江戸殿中を始大小名の屋形町屋大形不殘燒失すと承舉ぬ惜哉先主光祿侍郎義胤慈悲廣大の志願有て代々佳名又諸士の美名を後世に殘さんと思ひ掟けるものを無跡燒失せしことと感慨十度すと云ども其甲斐なし然るに其とき愚翁が草案燒殘れるを所持の人あり幸に喜で請求め又是を本とし亦年頃宇田中村の城下に住居し侍りしかば覺束なきことども三郡は勿論近郡にも正說あるをば問聆て拾ひ是を書加て潤色し名て奥相茶話記と云なり素り詞と云も知らず唯夷俗の物云に隨て書綴りたり只庶幾する處は義胤博愛の厚志を貽さんと欲るの外他事なし是は遠きも二百年餘以來近きも七八十年以前のことにて侍れば傳へ聞るを又傳へて聞たるもあり三傳四傳に及べるもあり異說僻聞の誤なきにしもあらず若實說を聞ば此書を削去て註し入らるべし此數品の條段は敵味方合戰の勝負敵味方士民等の剛臆大將の機用士卒勇健一點の虛僞不可有と存る他郡の事は雜話の異同も侍るべき也

誠しき儒佛の書經だに小異小誤は有けるやらん承る老愚賤丈の傳聞しこと察して御免玉ふべし縱ひ虛說有ども實說を求るの方便成べし是非ともに誰有てか百年後に一字を傳へ語らんや

一此書を見ん人は先亡諸靈の追福と思て此戰場中敵味方の剛臆討死功名の名字備立大將の勇健下知の善惡博化の機用追々註加べきなり

一此書に所載の士卒下民等の子孫高貴卑賤の無嫌今迄相續不相續是を知る人あらば註すべきものなり

寬文七丁未年仲秋日

中津朝睡謹記

老師茶話曰米々澤と申家臣は本名は木幡なり是は常州信田浮島大夫が後裔なり總州相馬よりの重臣殊以相馬の御系圖を預け置る、家なり吾師は此米々澤の屋敷中に小屋を構て扶持せられし祈禱師なり御系圖虫干のとき必吾師と相共に終日守居られ他人は其坐中にも不入なり屋形も一年一度正月三ケ日の內米々澤が宅に光臨有て拜見し玉ふなり扨虫干の時夏の日の睡をさまし其云置て後子孫にも傳へよと被思けるにや此屋形の御時はかふ〳〵彼殿の御時はなど委細に語られしを聞置て吾師老後の寢られぬ儘友あるときは朝暮の言種にせられしかども若き程の心には定と耳にも留侍らず又五六十年以來は民間のみさまよい侍れば彌亡失侍る前後不覺のことを語り侍らんも如何と存ずれども屋形の嚴命とあれば難固辭覺束なけれども覺悟の大槩ばかりも可申侍先づ元享年中に孫五郎重胤奥州行方に御下向有しより以來代々相續して小高堀內に御在城なり小高の城は建武三年に結構し玉ふと承る重胤より二三代の間武勇苦戰のことは御系圖其外御證文にも有べければ不及申元弘の大亂以後明花の前方までは公方の御下知なりしが當家などへも在京の催促出陣のことも有けるとかや觀應の亂出來て洛中騷動せしと申す其後日本國中諸大名皆私領に引籠り我領の境目を人に掠取られぬ樣につとめ固く守れり公方は其比室町殿一年一度棟別錢家一軒に靑銅何程と宛課せらる外公役もなし又公方も五畿內をさへ治玉はず其故は時の執事出頭人大名等の華奢專にて年々の動亂止ときなし遠國迄は左まで御下知もなし其後又應仁の亂出來りしより京都よりの下知もなく猶々諸國大小身どもに我勝に成て隣國隣郡の城を奪取んと掠爭ひ日々夜々苦戰止ときなし是長州義胤の御代迄百廿年の餘り

如此なりと申傳へたり去に仍て當地を犯し取んと隣國より軍を起し來れば其防戰をなし又敵の足元を見て勝に乘て他の地を奪とりしとぞ申ける往昔より國郡郷莊村里を領し來りし大小の諸士天子を君とし公方を武將とし面々各直參に勤仕せしも大方此時他の强威ある武將に隨附し或は旗下或は陪臣となれり都鄙如此とぞ申ける

奥相茶話記

平姓相馬氏御系圖

桓武天皇　御諱日本根子珍照尊
光仁天皇第一皇子御母后藤原乙繼女新笠也天平九丁丑年御降誕天應元辛酉年四月受禪四十六歳而御即位御在位廿五年大同元丙戌年三月十八日崩御

葛原親王　一品式部卿
延暦五丙寅年正月七日御誕生仁壽三癸酉年六月四日薨御六十八歳

高見王　無位無官

高望王　上總介從五位上
寛平元己酉年五月十五日賜宇多天皇綸旨平姓賜之下

良望　鎭守府將軍從五位上後號常陸大掾國香是太政入道淸盛北條等之祖也

良將　鎭守府將軍
從五位上

將門　相馬小次郎
下總國相馬郡に在城して常陸國香の逆惡を討て關東八ヶ國を押領し諸人に尊卑の禮を爲導相馬郡に都の式を學て假に百官の名を設け次第被立階級然れども常に都を憚り悉く其稱號を異にす所謂今也關東百官と稱是なり此故諸人將門を尊て平親王と奉仰然る所國香の嫡子平太貞盛父の讎を報ことを成にて密に京都に往け便宜に付て將門父國香を討伐入州を掌握企謀反相馬郡に都を立自平親王と號して百官を召仕國に二人の無主不有追討朝家の御大事也と讒奏す因茲都を學叙位仕官をうつされしは武威に傚給こと全雖不有謀反朝敵に沈給此時貞盛將軍を賜り東山東海兩道の武士良文の息男村岡五郎忠賴田原藤太秀鄕等蒙勅命承平五年二月關東に發向して及合戰こと天慶三年三月に至り六年然れども將門知仁勇を兼力量早業無並殊に其身にて不傷矢石不痛劍戟形は七人に見へて何を將門と知ることを不得依之重て大軍を催し宇治民部忠文源經基關東に發向す終武州辛島合戰に貞盛の矢に中て薨す天慶三年貳月十六日也御法號香溪淨心大禪定門御位牌は下總國船岡村海禪寺に在り御子太郎將望早世次郎將國三郎將賴華屋四郎將平千葉五郎將經伊賀六郎將風相模七郎將文八郎將俊九郎將武十郎將成與市將爲與次將柄同死亡す次郎將國一人死を遁れ山野に沈淪して跡を隱す

良文　上總介
鎭守府將軍從五位上

忠賴　村岡五郎

忠常　下總介四郎

常將　千葉小次郎

常長　千葉大夫

常兼　千葉大夫

常重　千葉大介

常胤　千葉介　檢非違使　人王七十四代鳥羽院御宇元永

元戊戌年五月廿四日誕生母平政體女

源頼朝公御時補任下總國守護職治承四年八月廿四日頼朝相州石橋山合戰敗退の後同廿八日從同國土肥眞名鶴浦被赴安房國

時九月七日頼朝爲專使藤九郎盛長到千葉館常胤胤政以下悉息相共に對面盛長于時頼朝被憑微力條盛長委細雖述嚴旨常胤曾

不發言只如眠而に胤政胤頼等申曰亡父祖怨敵被再興源家殊蜜初有召爭不被應嚴旨早可奉領狀書云于時常胤無異假令承諾而

及歡盃敬獻常胤申云當時御居所非要害之地又御曩跡不有間可令速出相州鎌倉給引從常胤一族等曰參向御迎之由申遂未謁頼

朝以前同九月十三日下總國目代平家方人也彼等を可誅由悉息等申間押寄彼館之所に目代自之勢有者也仍て數千軍士爲防戰

時北風頻也成胤同僕從等於館後令放火家屋燒亡失度之所胤頼得目代首同十四日千田庄領家判官代親政利部忠盛婿也平相國

清盛運志者也目代間被誅伐之由欲襲常胤依之常胤孫子小太郎成胤相戰遂生虜親政治承四年九月十七日常胤相具六人之子共

並嫡孫小太夏成胤等於下總國府參會上總介廣常共謁頼朝于時常胤從軍及三百余騎常胤先召覽曰人于田判官親政次獻駄餉時

輔朝令招常胤於坐右給須以司馬爲父之申被仰此時常胤陸奥六郎義隆一子奉相伴毛利冠者頼隆

胤政　千葉太郎　新介　檢非違使

成胤　千葉小太郎

將國　相馬小二郎

天慶の亂に死を遁れ家臣木幡右近大夫國豐密に供奉して常州信田郡落行給に將門の蒙恩顧の武士百姓等奉隱置御子文國に至

信田郡主と成り其名を信田小太夏と號す國豐は浮島に住して浮島太輔と號して代々奉任此國豐は大織冠鎌足嫡男不比等二男

贈太政大臣房前六代後胤三位中將高常始而居住於山城國宇治郡木幡庄因稱木幡殿嫡子右近大夫國豐始事將門爲相馬家臣

文國　信田小太夏

將長　信田小太夏

兼頼　信田小太夏

胤國　相馬太夏千葉介常兼に隨順し信田を去相馬郡に移し其名を改め相馬と號す

師國　相馬中務太輔依無男子千葉介二男師胤を養子とす家臣浮島義清改木幡名乘

師常　相馬小次郎師國ヵ爲養子將門に統の系圖を讓請下總國相馬郡奥州行方郡宇田郡治承四年於下總國府父と相共に謁賴朝其後取
戸有軍功平家追伐のとき屬範賴兩度發向文治五年伊達次郎御征伐のとき父常胤と相共に東海道常陸國より名越關を經て岩け
崎より攻入抽軍功翌年又仙北金澤より泰衡か郎等起父子又下向して大將大河戸太郎兼任を討取由利八郎
宗衡を生捕兩度の下向大功の賞に宇田行方の兩郡を玉ふ元久二乙丑十一月十五日六十七歳にて卒し給ふ

胤盛　武士三郎
爲軍功賞亘理郡を賜ふ奥州亘理在城

胤信　大須賀四郎

胤通　國分五郎
宮城郡國分爲軍功賞賜之

胤頼　東六郎治承四年三浦次郎兵衛共に參向北條を謁賴朝奉詔平家誅伐事

義胤　相馬五郎
元久二乙丑年六月廿二日畠山重忠誅戮の時大手大將屬相州手并同苗者には境平次常秀大須賀四郎胤信國分五郎胤通東平太重胤
也重忠愛甲三郎季隆矢に中死四十二歳小次
郎重秀自殺廿三歳稲毛三郎重成依讒言也

胤綱　相馬六郎左衛門
源實朝賴經兩將軍勤仕承久兵亂之時屬大將武藏守泰時上洛與胤綱胤胤父子三人於宇治川致軍功又江州橋上合戰抽軍功

胤繼　相馬次郎
宗尊親王の時相馬郡の内領所に勤仕

胤村　相馬孫五郎
將軍藤原賴嗣宗尊親王のとき出御供奉人分三番被相定時下番勤番之

胤氏　相馬次郎左衛門
行方郡の内領太田村吉奈村永仁之頃被鈌所

師胤　相馬彥次郎
龜山院御宇文永九壬申年十月廿九日御教書有相模守平朝臣時宗執行之

胤顯　相馬五郎

胤盛　相馬小次郎

胤康　相馬泉五郎
建武二年相貝嫡家孫五郎重胤屬志波尾張守家長相州片瀬川にて戰死

長胤　相馬六郎
建武三年五月靈山國司北畠源中納言下知として軍將廣橋修理大夫經泰奥州の宮方伊達宮内少輔行朝石川石橋田村庄司

川村六郎等數百騎を卒し小高の城を攻る此時孫五郎重胤は屬志波尾張守家長在鎌倉嫡子出羽守親胤屬尊氏將軍

―胤信　岡田攝津守室泉田小太夏胤實女
天正十六年五月田村にて討死

―胤政　岡田與惣右衛門室木幡出羽女慶長七年流浪後嫡子吉十郎胤知時賜二百六十石一子無之家斷絶す二男權三郎胤通三十石賜る

―胤久　岡田十右衛門
―直元　岡田掃部元和年中流牢

―茂直　岡田右馬助
室中村助右衛門女
―清重　岡田傳左衛門
室木幡須兵衛女
―氏清　丹下

―直胤　岡田兵衛大夫
―清胤　岡田右近大夫

―胤景　岡田兵庫天正十五年より草野城代
闕子遺跡千百九十九石姉婿熊川左衛門長春賜る非名跡
―胤清　草野主膳
早世俗無

―宣胤　岡田出雲
―重胤　岡田八兵衛
室泉田右近大夫女

―長次　岡田左門
―貞清　木幡喜左衛門

―長胤　岡田監物實は左門長次嫡子重胤嗣子依無之養子となる

―女　泉田八兵衛尉室

―女　藤田佐左衛門室

―信胤　岡田小次夏依爲幼年　村田與左衛門
後世守立之早世

在京都二月彌次夏光胤親胤の嫡子松鶴丸在小高城雖爲防戰微力にして不及力光胤自殺長胤胤治成胤兄弟三人戰死其外郎從歩輩討死

―胤治　相馬四郎

往胤　岡田監物直江　母堀内兵衛胤重女 ― 直胤　岡田監物　實往胤弟 ― 忠胤

胤信　堀内主水　兵衛胤長爲婿養子

女　石川助左衛門室

通胤　相馬孫七郎 ― 朝胤　大悲山次郎兵衛 ― 行胤　相馬五郎

重胤　相馬孫五郎　元弘三年四月下總國より奥州行方郡下向同年七月十七日本領無相違之由後醍醐天皇有宣旨同月廿六日高時黨類之外奥州當知行之輩不有相違旨依之大納言源朝臣宣房有奉書下文同十二月相傳之知行不可有相違國宣北畠中納言顯家卿山居館建武二年志和陸奥守家長爲誅伐國司顯家發行奥州府之間於亘理河名宿始令合以來屬彼手度々致戰功自是以以下屬尊氏抽軍功同三年發向關東屬志和家長手抽軍功同年平時行以下平氏殘黨蜂起之とき致軍功同四月國司鎌倉合戰之時屬家長手致軍功　遂於法華堂下自殺

親胤　相馬孫次郎　出羽守　建武二年十一月廿日得父譲狀同年於箱根水呑坂合戰之時屬尊氏抽戰功同三年四月十一日奥州欠所之跡屬將軍尊氏家長計領知之源判形有

光胤　相馬孫次郎　父重胤屬志和家長在鎌倉之時志和遣重胤狀建武三年三月十日到着行方狀に曰爲可誅伐敵對之輩悉於小高村可營城郭云故押寄所に敵箱令退治内徒其上築城於小高號堀内同年五月國司顯家下向數百之以軍士小高城を攻とき光胤並一族郎等數輩討死

胤頼　相馬松鶴丸　治部少輔讃岐守　建武三年五月相傳之所領安堵之御教書自叔父光胤得之祖父重胤鎌倉合戰自殺父親胤ハ將軍尊氏在洛叔父光胤討死胤頼幼稚之間小高城沒洛之後失度自建武三年五月同四年正月に至八ヶ月間隱入山林及難義所式部大輔兼頼發向東奥之間一族郎從を催し同正月廿六日宇田郡熊野堂館押寄中村六郎を討取小高城代舘本掃部追落小高在城す暦應四年石堂入道催促にて岩崎東田楢葉標葉等の軍勢を相催し栗原郡三迫馳向連日合戰此時七郡の大將と成貞和三年一族を將て伊達郡藤田靈山田村宇津峯を追討す觀應三年十一月守護職に被補文和元年田村庄兇徒を誅伐馳向安積郡吉田川村庄矢柄宇津峯にて合戰同三年六月朔日奥州郡賜南迫貞治元年東奥海道被補檢斷職同二年七月十一日賜宮城郡國分淡路守並一族之跡同三年九月出羽國下大山庄内漆山門田飯沼を被下至徳三年十一月二日太田新左衛門跡賜名取郡増田村是勤功之賞也

憲胤　相馬治部少輔　洞岩 ― 胤弘　相馬讃岐守　道空

重胤　相馬治部少輔　右三代都而不靜明德の亂以後諸國の大名我國に引籠り他の領知を掠弱は不被取と防戰應仁の亂以後は公方の威勢衰へ幾内も

治兼玉へば遠國は猶に下知も不由給國は所々亂て今日の味方明日は敵と成まに敵味方の所領も不定、滅、討死する族多く戰場ノ住家として家は如族宿駒る世の亂なれば下將の領知も國を隔ぬれば離れ所々の領知も被奪玉ひけり

高胤　相馬治部少輔
長享二年於標葉左京大夫清隆の在城に押寄合戰於陣中病死

盛胤　相馬大膳大夫　御內室會津城主蘆名遠江守盛舜の息女　長享元年冬標葉左京大夫入道得幸同左馬助隆成等籠る所の權現堂の館を攻落し標葉郡此時泉田藤橋室原下浦熊川山田小丸小野井戶川萠宿等の侍隨附す大永元辛巳年七月七日逝去大膳山巖日頭照公大居士

顯胤　相馬讃岐守　御內室伊達大膳大夫植宗女　大永四年亘理城左京大夫重隆と合戰木戶富岡並野四倉を切取廣野四倉依拔被返木戶富岡を領し富岡に相馬三郎胤乘木戶に下浦當陸奏清を爲城代天文十二年伊達掛田宿陣同十一年二月伊達晴宗と合戰勝利植宗を小高城え引取天文十八己酉年二月二日逝去御行年四十二歲渠圖院殿月山英公大居士

近胤　堀內次郞大夫　御內室名蘆舜女

俊胤　堀內左衞門尉

女　掛田城主伊達左京太夫義宗四男掛田兵部少輔義氏に嫁して晴宗實督御女嫁之離別次に中津川丹波守に嫁是亦離て去終に家を捨て二本松右馬頭に嫁す

胤政　堀內攝摩守　實は泉田小太郞胤雪二男胤依死嗣子相馬三郎胤乘娘方の孫藤田晉菴の二男四郞を以難定名跡天正十八年八月兄黑木中務と共に謀心して伊達へ奔依て其妹を留て攝摩を夫に被仰付堀內家を相續す

胤康　堀內十兵衞

胤貞　堀內十兵衞

胤重　堀內十兵衞

長胤　堀內玄蕃　元祿六年五月老中御賴名を玄蕃と被下六月十九日御城代御加增有て千石に成

胤近　堀內玄蕃　室は大守昌胤御二女　實松永源左衞門妹

公綱　御旗本渡部半右衞門養子則號渡部半左衞門

女　岡田監物知胤室

胤重　堀內十兵衞室熊川兵庫女實同姓角左衞門胤征長子爲養子

二女　嫡女　泉田掃部室
次女　生駒七郎右衛門室

胤長　堀内兵衛實は岡田監物知胤二男三女え嫁して爲養子

胤信　堀内主水實は岡田監物春胤三男嫡女に嫁して爲養子

二女　次女堀内庄左衛門可長室
三女岡田監物室

胤陸　堀内十兵衛實は泉田掃部胤重二男始堀内角左衛門重長嫡子可長
依早世彼後室に嫁して家を繼然處嫡家主水胤信急信急死明之進殿爲幼孩之間大守恕胤依命爲
守立彼家移所無間明之進殿逝去依之蒙相續之命其名十兵衛胤陸改前室死後再室矢田部氏女

胤　堀内大藏

胤長　堀内半右衛門
灘迫日向跡を賜

胤興　堀内角左衛門

胤乘　相馬孫三郎始標葉郡新山城代後ニ岡え移
天文十一年法名號相王諸國武者修行盛胤の御代歸參永祿六年より宇田郡黑木城代女子一人藤田七郎晴近に嫁す

盛胤　相馬彈正大弼御内室掛田城主伊達義宗
御女永祿七年金山を責取同八年五月小斎元龜四月丸森を討取然る所天正十二年佐竹岩城田村の和平の依扱彼地伊達へ被渡慶
長六年十月十六日於中村城逝去七十二歳天壽院
殿籌山勝公大居士爲御菩提勝公山西光院開建す

女
三春城主田村大膳大夫清顯室女子一人伊達政宗室天正十四年田村清顯逝去後行方郡
堤谷に移慶長七年仙臺へ移し元和五巳未年五月廿一日逝去淩山院殿玉宰性全大姉

義胤　相馬長門守　御内室深谷刑部太輔晴近女
慶長十七年標葉郡泉田城に御隱居
寛永三年六月廿四日依上意御孫虎之介爲御守立中村還城同
十二年霜月十七日逝去八十六歳蒼霄院殿ニ天洞雲大居士

隆胤　相馬兵部大輔永祿六年十三歳にて中村城代天正十
八年五月廿八歳にて討死天陽院殿洞岩雲公大居士

郷胤　田中忠次郎　號島田中城代慶長六年三月廿日逝去陽山清公居士

女　亘理美濃守室慶長十六年四月七日逝去眞如院殿光岳妙果大姉

利胤　相馬大膳亮御内室會津城主芦名盛清女
行年十七歳慶長六年五月十五日於牛越城逝去慈明院殿花桂春大姉御後室土屋民部少輔忠直妹慶長七年五月源家康公三郡の本
領被召放義胤牛越城より大倉へ御退去利胤爲訴訟江戸え御登十月御訴訟相叶本領無相違安堵御本郡同八年牛越城より小高え
被移同十六年十二月朔日中村城え御移同十九年十月七日大坂冬陣御和睦にて十二月御歸陣元和元年大阪落城五月七日依御不
快義胤泉田より御發駕同三年御家中五百八十三人知行被召流牢同七年御内室爲人質江
戸え御登慶長八年御屋敷拜領寛永二年九月十日於中村城逝去二照院殿日璨亐果大居士

及胤（チカ）　相馬左近　將軍秀忠公御小性躍被召出依不行跡下向行方郡檀原村蟄
居萬治三年九月十日於彼地逝去六十六歳無性院殿鉄山無公大居士

安胤　相馬利部　出羽守義胤二代延寶七年七月十七日有
故切腹所領千三百廿石失す大龍院室榮同大居士

久胤　相馬勘右衛門寛文八年七月十九日早世壽光院殿即岩全心大居士

胤延　相馬將監
室熊川兵庫女
昌胤公賜七百石

胤賢　相馬金五郎

延充　武關外記
昌胤賜二百石

直胤　相馬越中元和四年正月十四日於江府逝去
心岩宗鐵大居士

女　岩城忠次郎貞隆室萬治三年七月八日逝去
桂雲院殿月庭清心大姉

女　寺澤兵庫頭高望室延寶八年十二月廿五日逝去
松岩院殿梅月景操大姉

義胤　大膳亮御内室内藤志摩守忠重御女寛永十二年武州川越御在番同廿年二本松城御在番正保二年三春城御在番慶安二年大阪御加
番同四年三月五日逝去行年三十二才巴陵院殿月海霜劔大居士

女　長門守忠胤室延寶二甲子年二月十日逝去
即照院殿月堂壽桂大姉

忠胤　相馬長門守實土屋民部少輔利直二男爲婿養家を繼始は式部胤後忠胤改明暦四戊戌年正月御家中在郷迄始て知行賜御朱印寛
文五年十月利胤公御内室御逝去八十歳長松院殿蘭榮黃秀大姉同十年五月天守雷火延寳元年十一月二日御行年三十七歳にて逝

去廣德院殿方山貞義大居士
寛文丁未年會所時の鐘を鑄

貞胤　相馬出羽守　御内室板倉内膳正重矩（ノ）女　延寶七年逝去
光明院殿瓊岩周英大居士　行年二十一歳

女　於仲姫　佐竹壹岐守義（ノ）室　後離縁　改虎貞　貞享元甲子年十二月五日逝去
寥光院殿雲相貞白大姉

女　於存姫　那須與市殿へ御縁組　御離縁にて元祿四年逝去
淨池院殿蒸室玉潛大姉

昌胤　相馬彈正少弼　御内室松平刑部大輔源賴之（ノ）女　實は忠胤（ノ）二男　兄為養子　延寶七年十五歳にて御家督　天和二年越後高田御在番
五月十一日江戸御發駕　御供の惣勢三千四百二人　元祿十四年二月十一日四十一歳にて標葉郡泉田村え御隱居　淨土門に御皈依　信
知上人開山にて御菩提所崇能山興仁寺建立　寶永八年六月四日御内室逝去　本立院殿卓然貞高大姉　享保十
三年戊申年十月六日御行年六十八歳にて逝去　建德院殿勢譽岐岩孔照大居士　元祿七年坪田八幡に成る

叙胤　相馬長門守　實佐竹右京大夫義處二男　御婿養子　正德元年四月廿日逝去
香雲院殿靈翁玄鑑大居士

女　於品姫　長門守叙胤室　御拇祇之公御女　享保五年三月廿三日逝去
御行年廿五歳　保壽院悠伯榮祐大姉

槇胤　相馬富松丸　正德五年八月廿七日早世
照照院殿玄郁修眞大童子

女　於萬姫　正德三癸巳年九月四日早世
慈照院殿芳室香祐大童女

女　於初姫　毛利但馬守室　元文四年四月廿三日逝去
玄聽院殿榮玉葆貞大姉

女　於秩姫　板倉甲斐守室　寶曆六丙子年八月廿四日逝去
長榮院殿ヲ質祐苗大姉

女　於令姫　正能五乙未九月六日早世
淸光院殿花顏長照大童女

女　於吉姫　正能四甲午年八月二日早世
瓊瑤院殿靈光智營大童女

内匠　享保十乙巳年七月十二日早世
寒水院殿蘭秀流芳大童子

福胤　相馬主膳　享保四年七月八日多世橋にて御出生　同十四年中村え御移　長友に御住居　延享十三年御痛所有之　野上之御湯治　仍天
水に御屋形を御建　寛保二年四月十五日御病氣御全快にて江府御登　寶曆四年十一月御再病にて中村へ御下り　天水御住居　同一

八年六月八日逝去行年四十歳小泉永昌寺
え被爲入涼池院殿證譽自怪濯心大居士

英胤　相馬主膳　尊胤御代碌七百石恕胤御代三百石御加増安永二年九月廿八日急死
隨心院▪智譽海貞善白大居士

二女　大久保金次郎室後
相馬外記室

胤義　相馬龜次郎

女

尊胤　相馬彈正少弼實は昌胤御子始民部清胤と號十三歳にて叙胤爲養子御内室本多隱岐守康慶御女明和元年四月六日逝去
壽高院殿仁譽廉節嶺巖大居士七十六歳

德胤　相馬因幡守實は長門守叙胤嫡子御内室内藤豐前守女享保十四年十二月八日逝去　直指院▪見實自性大姉御後室松平安藝守
女寶曆十二年正月八日逝去　仙苗院寄山妙仙大姉寶曆二年五月十三日德胤逝去　洞嶽院殿炫宗譽天大居士

女　於由姬正德二年五月廿日逝去

正千代　享保廿年七月十五日早世
大乘院殿良光玄珠大童子

恕胤　相馬因幡守御内室青山大膳亮女明和二年五月御祖父より受御家督天明三年御隱居本町え御屋形建長門守と御改

女　於喜代姬

式部　早世明和四年十二月十日於江府逝去
雲鷲院殿法巖良設大童子

齊胤　相馬伊織安永二年三月廿五日御病身御退身西山御屋形建天明五年七月廿九日逝去
洞龍院殿雲峰冬巖大居士

女　於福姬

祥胤　相馬吉次郎　因幡守　御内室　松平遠江守女

榮次郎　早世明和七庚寅年七月十二日逝去
清淨院殿家山身公大童子

- 女　於榮姫早世明和七庚寅年七月六日逝去
  自光院歡悟玉月大童女
- 鶴之助　早世明和八年辛卯年七月三日逝去
  玉體院殿清蘭桂露大童子
- 女　於國姫天明三年七月廿九日逝去
- 朋之進　早世安永二癸巳年七月十日逝去
  無染院殿幽明知能大童子
- 暢次郎　早世天明元辛丑年五月十四日逝去
  彩林院殿一山紅玉大童子
- 女　於蓀姫
- 某　相馬内膳
- 女　於光姫
- 女　於融姫
- 女　於久姫
- 某　相馬龜丸
- 某　相馬豐之助
- 女　於順姫

千葉六黨

常胤―千葉介文治中奏衡征伐に隨ひ勳功多きに仍て子共六人に同心賞の地を賜こと左の如し是を千葉六黨と稱

- 胤正　千葉新七郎
- 師常　相馬次郎賜奥州の内宇多行方二郡
- 胤盛　武石三郎賜同國亘理町
- 胤信　多田部四郎又稱大須賀賜常州龍狐山
- 胤通　國分五郎賜奥州の内宮城郡
- 胤頼　千葉六郎後號東賜總州の内海上郡奥州の内黑川郡

奥相茶話記　卷第一

正月十日鹿狩恒例事
北鄕石起請事
屋形御手作事
被入標葉郡於手裡事
顯胤御嫁娶事

正月十日鹿狩恒例事

老師茶話に曰孫次郎胤弘の御嫡子重胤と申せしは御病氣にならせ玉ひし故に御在城も物憂思召けれども未家督の御坐まさゞりしかば亂世と云大事の時御さては一日も郡中難保時節なれば御心の儘にも許し奉らず然るに御妻懷胎有て男子御誕生なり是を孫次郎高胤と申すなり高胤五六歳の御時重胤は矢川原の奥五臺山と云山中に山舍を營ゐて籠居をはす高胤御成人の後御對面あらばやと思召しかども御禁止なれは山中へ入玉ふこと不叶なり正月四日の鹿狩は前孫五良重胤御代よりの嘉例にて是は定て小高針野山にて執行有ければ山を改玉ふこともなり難く故に正月十日の鹿狩を始て矢川原山にて執行ある此遊獵の序の様にて不圖思て高胤御一人五臺山の山舍に入玉ひて御對面有しより以來一年一度の御對面なり此獵高胤至孝の深志より出たれば今に於て斷絶することなく恒例となれり重胤逝去有しに太田の岩屋寺其頃は路頭の荒原成しに此所にて送葬のことあり則傍なる岡山の岩石を切開て御死骸を納奉り其塋守に始て坊舍を營まれ後に梵宇に成て號して岩屋寺と云又同く隣村に岸内と云所に叔父太郎甥太郎とて骸骨を込たる岩穴あり是は久間岩守の首なるが重胤の山中に入玉ふとき御跡を慕て二人ともに所知を捨て遁世し此所に安居す高胤さま〳〵歸參すべき旨被仰しかども固く辭して終に出す然れども出世の志深く御坐けるにや助命の恩地を被下此處に住して遂に歸寂しけりと申す遺言は死骸に武具よろひ岩穴に納たり後世無道の者有て岩穴を堀崩し他所へ持行て賣しが心狂亂し俄に來て入置骸骨少々今にあり朽損したる大刀の鞘花瓶香爐などは古き物にて殘りて有となり

北鄕起請事

北郷往昔は眞野郷千倉庄と申す或人曰眞野の菅原とよめるは此所なり行方郡の内なり何の頃にや有けん岩松殿とて畠山源義純の孫二本松の城主と同族なりしが此所に下向あり在館せられし所を今御所内と申す此傍には洛中近き名跡名山の名多く侍るなり此時名付たるとかや又同近所に田中城とて四方大沼にて一方口の城あり是は昔眞野五郎と云し者伊達桑折より來て居館す是は國司顯家卿の門族なりと云然るに岩松殿臨終のとき幼稚の息一人あり專千代丸義時と云又家臣に日里中里島蒔田とてあり其外の諸士五十餘人あり眞野は其外なり岩松殿末期に及び四殿並に五十餘の侍に遺誡せらるるは吾沒後此幼稚の男子を養育し千倉の大將として子孫相續の繁昌を期せよ各是を賴むなりと何も故郷より是迄隨附したる其色を忘れす彼を養育すへしとなり各畏て一同に全く不可有異義と申す岩松殿扨は思ひおくことなし何事歟是に過んと悅玉ふさらば誓詞を致されよ帋にては落失ることもあり世久く殘すべしとて石に誓詞を書せたり是れを石の起請と云又石宮と祟建せしも此石なり扨或時此若子を逍遙の爲に立功浦の鞍掛山と云所へ誘引し奉四殿其外五十餘輩の士打圍み參湊に下り水に入陸に上り思ひ〳〵の興を爲し侍りしが此若子を水に入れ押溺らせて殺し申其後眞野の郷を相馬へ參らせ屬附し奉りしかば其儘本領を安堵して居住す是より眞野を改て北郷と申すとかや元來は相馬領なれども元弘の亂より以來何方此方となりしが今又相馬領となる也是よりして漸々相馬普代の者をも入雜へて置れける桑折も一族の者にて田中の城に有しが是も相馬一隨附し侍桑折自身は十五騎天神堂と云出家も一族にて三騎の役騎を出す合て十八騎にて右五十餘人の旗頭となれり又四殿の侍も昔に不替召仕しけるとなり此桑折が例にて義胤の御弟忠次郎郷胤田中の城に御坐のときも自身の騎馬は十五騎を召連られ五十餘人の旗頭と成玉へり其後伊達植宗婿顯胤忠孝を感じて伊達七代相馬に向て弓引べからずと誓約有べしと望玉ふに依て幸に此石の宮あれば此石に書せ參せけり是を後々伊達の誓詞と申傳たり岩松殿は御下向より以來若子迄に廿二三年在館有て滅盡なり

屋形御手作事

往時は雖大身皆手作を仕玉ふ故に今時の藏と云ことも

なし手作の外は皆一族諸士に配分し玉て人を以て實とし人を以て遊山翫水の興をなし人を以て好色美者に代る世なり都鄙押なへて如此なり是を捨て人を不愛家には高家大家と云ども破滅し其名を殘さず是人を不愛故なり諸士某下にも手作し外は内の者に配與す百姓も出陣の者は大形數定りあれば知行となりけれども器に應じて作取に致す故に幾日の用意にて出よと觸促せば人々主從其身相應の糧を持參す下々は麥粉大豆の粉を飲食とし一日の内には七八里の行程をへて六度七度の合戰軍忠を勵まし晝夜鬪戰をことゝしたり去に依て遊山翫水すれども奢たることなく唯朝夕に合戰のことのみを家業としたる世なり其證據は遊翫の奢侈をなし諸士に疎く下民を貪取一身の樂欲を專にし老臣の諫めをも不聞入女色男兒の寵を專とし晝夜の洗醉におぼれし家々は皆本領を奪取れ今陪臣と成て淺ましき體此近郡にも數多し是一季の快意を貪て萬年の家を失する也當家は建武の始より將軍家足利の尊氏に附屬し三方は皆大敵なり東の海ばかり明たり中にも伊達の方は靈山に國司顯家鄉在館大敵なり宇田郡は本領なれども國司に奪取られ靈山搦手にて白川入道道忠知行し熊野堂に城を構て五十五六年の間晝夜の苦戰無止時と云ども大敵を欺て敵に不降志を不變して本領を遂玉へり其頃は行方一郡こそ普代相傳の地なれ標葉より岩城關東那須各敵なり白川より奧亘理名取敵なり仙道は靈山に國司あれば勿論敵東は海其中に在て日々夜々の苦戰あれども終に不義の賞に不預して今まで世々公方の御下知に隨ひけり是れ士民一家の能に非ずや扨世治て尊氏公より恩賜郡莊所々有之と云ども百六七十年の亂世なれば或は遠鄉或は一族に支配するの地奪とられて殘て三郡を領したり相馬先主代々武勇仁愛厚く人を得て寶とし將の奢なく下又儉約にして義勇を專にし上下和融の戰功能用察して可知之と語りき

直按に中村城下より西南十丁程川一つをへだてゝ熊野堂と云靈山より七里有泉[illegible]寺と云寺熊野堂の神主は鈴木若狹守と云由其外百姓家二軒ありと云

被入標葉於手裏事

標葉郡の主は海東小太郎成衡の四男標葉四郎隆義の後孫也この成衡の元祖は鎭守府平繁盛の息男出羽權頭安世なり是を海東平氏の祖と申とかや其頃標葉の大將八四郎左京太夫清隆と申す永享の頃の人なり相馬の先主

標葉を取んと御心に掛られ度々の合戰有けれども不叶給泉田は標葉の種族殊に大身なれば先づ是れを味方に引入らるべくとて種々謀略有て終に内通す其外標葉の六族とて威勇有る士井戸川山田小丸下浦上野等も相馬へ志有けん聞へしかば高胤此時を窺て稠く攻玉ふこと時々なり標葉の先主往昔は泰平寺向請戸濱の近所居館す其後權現堂町（今ノ高野町ナリ）此西に御館本條下條とて有此御館に在館すとなり高胤御館を攻らるべしとて出陣ある藤橋に對陣此間度々の迫合闘戰不可勝計敵强し諸士の武勇手柄今に語り傳れども軍場等體ならざる故略之扨標葉方小身なる者は大方相馬へ屬附し侍りしかども大身の人々組し不申故に御手に入難し樣々智謀をめぐらし玉ふ處に高胤陣營に於て俄に病腦發し逝去し玉ふ此故に一族家臣是を穩密し此度は歸陣有て重て攻らるべくと諸軍士に言觸し御死骸を以て小高の城に歸著扨逝去の由を披露す追福の法事終て嫡男盛胤一族家臣に被仰は標葉のこと先主代々手を掛らるゝと云ども今に本望を不達就中亡父高胤此年比武威をふるひ漸く標葉を掌握せんとせられし處に不幸にして軍營に於て俄に逝去せらる我若年なればとて其跡を蹈ながら何ぞ先亡の賢志を繼ざらんや急速に可思召立又標葉方に相馬に志を通せし者も有と聞若延引せば彼等が思はん處も如何なり此時盛胤十七八歲に成玉ふとなり故に各評議致すは敵方小身の面々は大形相馬に心を通ずと云ども大身の輩未だ屬しがたし泉田雖内通其色難と見定らず先是を味方に引入其上調義有へし然ば標葉を取こと年月を經べからずとて泉田に計策せらる勿論内通あらば味方に屬し可抽忠と堅く盟約して後泉田先驅にて標葉を攻らる標葉の主其頃は清隆と號す泉田相馬へ屬する後危難近に有とや思けん權現堂に出て陣城を構へ柵をふり門戸を構へて諸士を集めて守拒しかば盛胤衆議一同有て先づ行方郡の内山澤城に首途あり是は千葉より御供の侍青田とて代々武勇の者なる故何方へ出陣にも此城へ首途吉例なりと申此時城代は青田右衛門法名常澤と申たるが父なり又此常の一字は千葉殿より拜受の一字にて青田惣領家には法號道號にも常の字を是非頭に置て付來ると申す扨山澤の城に兩三日逗留有に宇田郡北郷小高郷の諸士馳來出馬有て泉田城の西川端に澁井と云處に營備を構へ權現堂の城に向て陣せらる此間晝夜野伏せり合隙なし折節大雪降積りしかば道一筋の外

人馬不叶互の陣相近しと云ども責寄難し然るに泉田の甥なる士小身なりしが標葉に屬して此城に籠れり是も相馬へ內通を申し忠を盡んとす城門の鍵を奪ひ上に取をとし其跡の寸尺を取て此方へ送りしかば鍵を調て遣す然して日限を定め相圖を岡し此者當番のとき門戶を開き夜中相馬勢を引入し程に不思寄ことなれば怪躁ぐ處御館には祈禱師を入て每夜陣の祈禱をなすに此師も相馬へ內通申けるにや其夜館に在て修法しけるが此動搖を聞て火を放したり是を見て進退究りぬとや思けん大將自害す士卒皆落散けり是より標葉大身小身ども相馬の御手に入しなり偏に泉田の忠識に有と申傳たり相馬の先主代々手を掛玉ひしより以來五十二年にて御手に入しとなり是又永享の頃岩城惣領上總介親隆子息常陸下野國結城合戰のとき軍忠を抽て公方義教公の御感預る故に彌强威に成て門族の人々大身なるは大形此時滅却す故に標葉なども程有べからず下に歎き侍る時節なれば箇樣のことを思量して泉田も相馬へ屬附せしと申傳へたり泉田の甥忠賞として藤橋村を玉はる此子孫斷絕なく今に至て相續す泉田は標葉の旗頭と也相馬の一族に準して繫駒の幕の紋と胤の一字を賜はり本領を安堵し隆直を改て泉田隱岐守胤直と號す標葉の大身と云しは右に申す六族其外熊川樋渡浦野中村苅宿室原も有べしとなり標葉衆猶遺恨有けるにや或は岩城と引與み仙道に引與みて日々夜々兵を伏路頭を騷し村里を燒などして戰止ときなし故に標葉の內新山の館に城代をおかる其頃岩城領富岡の城代は富岡玄蕃とて岩城一家の者なりしが岩城と白川と合戰のとき討死しけり其子息右京進續て富岡の城代を仕たり然るに牛渡室原郡山標葉の面々が與力し後には佐藤伊勢守の白土より來て富岡に加力し新山と富岡の間に日夜せり合苦戰あり此間味方の軍功討死等多しと云ども其戰未だ考不知故に胤之盛胤顯胤の間如此なり然るに顯胤十八歲のとき岩城左京大夫重隆と合戰のとき武勇謀慮大將の機性をはすことを鑑て佐藤伊勢郡山織部富岡が子右京進同妾腹の兄美濃此四人同時に相馬へ打越の味方に屬す室原右四人を放し度を失て依る處なし然るに其比の室原は下浦が婿なり下浦は始より別て忠勤の者なる故に室原がことを訴詔申上る處に下浦が存念背難くや思けん左有ば公義へは不可召出下浦が下方になして皈すべき也是にて罪を免許有べしと仰られしかば下方に成て皈參致

す其後召出され本領を返し玉はる此室原も標葉の旗下にて鎌倉の爲に度々軍功有し者の後孫なり是れより標葉不殘御手に入り侍り是又富岡佐藤郡山相馬へ參りし故なりと申傳る右四人參て後に一ケ村づゝ玉はり富岡右京進に宇多郡大曲村を賜はり是より後大曲壹岐と申す兄の美濃にも同郡日下石村を玉はり日下石美濃と云しなり伊勢郡山にも領知賜る權現堂館岡田安房守義胤二男を父に添て差置る此時に藏後將監と號す此子孫代々武勇の士なり顯胤御代新山に相馬三郎殿を城代にをかれたり後に三郎殿を富岡の城に移し新山城には樋渡攝津守を置れたり

顯胤御嫁娶事

大膳太夫盛胤は會津盛舜の婿にて御坐ます然るに本妻に御子未だ出來給はず妾服に顯胤誕生し玉へり其頃諸方亂世にて一日も大將無ては知領保がたし誕生を幸にて顯胤を嫡子に立玉へり其故は盛胤病氣たるに依て如此沙汰有けるとかや顯胤御生れつき長大に御坐す故に御家の重代信田身の太刀を帶し玉ふに指添の樣に侍りし又力量も人に勝れ八人力御坐けりと申傳たり勿論大將の機性も備り玉ひて諸士を惠み諸民を撫で自愛あつく賢慮正ふして邪正を思召の儘に見へば郡中上下賴もしく崇敬し奉けり御父盛胤平日一族家臣諸卒等に仰られけるは顯胤成長せば祖父高胤に似んずる心操ぞ各我に不替存て養育し守立よ左あらば當家は失ふまじきぞ我今まで何の仕出したりし功作もなし父高胤の積功の餘慶に仍てなれば必顯胤の父なればとて必ず我を似するな高胤の行跡を學ばしめ各用捨を加へて家を保たしめよ賴み思召すと折々御意有けると申傳たり扨伊達植宗の御女御母は越後國上杉眞實の御女なり是を御新婦にと有て植宗へ御契約なり斯て盛胤常に病腦ましませば折々問病の使者あり或とき飯淵尾張と申す侍を侍て使者に遣され此飯淵は伊達家にて武勇の名あり隣郡に隱れなき者也盛胤は折節病苦故に逢玉はず顯胤御前へ召出さる時しも鹽噌を調る下屋に御坐しければ則此所にて逢玉へり家臣衆の存念は飯淵は伊達にて勇武功名を得たる者にて隣郡まで隱れなき名譽の者なれば相馬の大將は幼稚なれども早弓矢の御心掛有て鹽噌等迄御心を付らるゝと褒美すべし合戰の心に掛るは鹽噌第一の者なれば幸と思て爰にて遇玉へと諫奉るなり扨時宜

終て飯淵伊達へ皈て植宗へ申は殿は御女を捨玉へり今度婿殿を見申すに白身鹽噌の奉行し玉ふ被體にては相馬の大將とは如何可申と悉く惡口して毀り申す植宗是を聞玉ひて違變の心や出來玉ひけん盛胤病脳故存生の内新婦へも對面せまほしく侍れば餘事の不足は跡より追々調玉ひ先御姫の駕を入玉へと度々使者を被遣ともとや角と延されて延引し玉ふ此時植宗米澤に在城なりこの御女は一女なり嫡子晴宗の御母は會津盛舜の御女と申す然るに相馬盛胤とは御相聟なり眞實の御女は初妻にて死去の後會津より呼玉ひて是に晴宗出生有と申人あり不知ことなり或時盛胤一族家臥に仰らるゝは我病脳治し難しと聞く顯胤稚なれば跡々如何思疑ひけるにや新婦のこと理を盡して申送ると云とも延引なり存命の内に此嫁を見ずば死後の遺恨なるべし所詮今一左右聞屆猶難澁するに於ては押寄て合戰し植宗の首を見るが我家滅亡するか運を勝負に任すべし吾病身を馬にかき乘せ各も一命を捨られよとなり各申上れば御病脳御快驗も可有は各存寄御諫も侍にすれども日々に重く見へさせ玉へば兎角申されず早に使者を被差若於違亂は使者の何方に逗思の内若殿を先に立奉り米澤へ押寄運の合戰可仕三郡の内諸士諸卒は不及申百姓女童まで遺恨に不存者は有べからず左右は露の命とは惜も申まじくと申ける扨郡評一同して兩使を申付る青田左衞門是は顯胤御誕生時より付られ青田淸七と申少分の者なるか今家臣に列する也後に信濃と申ける一人は木幡主水是は關東相馬よりの重臣也此兩使を植宗へ被遣所に植宗とや角と延引し可給結構なり兩使駕輿の供せずんば相馬へは不可歸是に詰居て幾度訴訟可申と盛胤申されたりと底意有やうに申切しかば如何思召れけんさらば用意不足なれども可遣とて駕輿を入らるべくに定りぬ尤兩使其駕の供にて小高城に到着す時しも盛胤御逝去なり是は顯胤十三歳の御時永正十七年のことなりと申す御女は十五歳に成玉へりと然るに一族家臣ともに盛胤の御死去を隱密にし御寢所の板敷を切落し御死骸の物入納置御寢所は常の如くに構へ傍を闇ミと構ひ病床の爲體に閨ひて扨御一族を御床の上に伏せ參らせ輿添二人來りしを被召出此水澤杯と申入一頭にて上下七十人計召連たり盛胤仰らるゝは遠路の處打越され大儀の至なり先づ祝儀相調滿足何事歟如之乎吾今病中の折節なれども各に對面せずんば殘念餘あり寢闕近く來ら

れよ平臥ながらも對面可有となり兩使の曰御病中と申御寢間近く伺公の儀憚有と再三固辭し侍れとも强て請し入たり盛胤閨がりの處よりほのかに使者に御詞を掛られ御盃出獻に有うちに肴と仰られしかば兩使ともに御腰物を賜ひ兩使退出列坐に伺公す一族家臣取持て美物佳肴數を盡し饗應す勸盃順逆に酌回し祝儀の一曲古今同法なり事終て兩使寄宿に退き揚米澤へ返らんとするに盛胤只今死去なりと披露す兩使にも申聞たり兩使驚入ける即御死骸を新禪寺へ入奉り諸士上下參集御送葬の儀式執行すと云り此時のことも木幡主水盛清一人の覺悟にて如斯はからひけりと云り又新禪寺は代々の御菩提所なる所なり盛胤始は定胤と申ける會津盛舜の婿になり玉ひて後盛胤とは申しき右盛胤と申ならはすは此殿の御事なり又輿添に黑木彈正參りたりと云は非說なり亦伊達一族十三人參たりと云も是も非說なり城下へは右兩使の外不參と長壽殘命禿翁語りき

奥相茶話記卷第一終

附録

一木幡竝米々澤家傳說に元日より三日の間主將を始め民間に至る迄淸淨潔齋すること一品式部卿高明親王より傳來る佳例なり三日の晩御駒參りてより一同魚鳥料理にして祝ふこと何ことにても穢氣あるものは火を別にし水も同じ井を汲み顏をも人に不見こもり居るなり

一御駒參りと云も親王の時より始し田春の始に芦毛の駒を見れば其年中邪氣天災を除ると申傳ふ扨芦毛の馬の形を拵るなり駒の首計り木にて作り尾髮には紙木綿を付て七歲以下の男子乘るいたかと申者關東相馬郡より代々相續して今に至れり作法は三日の晝より御馬參れと御城より催促の使七度遣して參るなり先づ妙見堂に參て堂の緣に立て祭文をよむ祭文は目出度事を取集めかき載其文の詞に依て幼童椽にて駒を乘る擧をするなり此時太皷を打て駒の足音を表する也御堂前の勤終て御城御臺所にて勤め夫より往昔より參れる一族舊臣の家々を廻るなり

一螺始あり其年吉日良辰を撰び北に向て吹初る此日御扶持賜はる城下住居の諸奉公人登城吹畢て各酒を玉はる是に不遇ものは凶事の樣に存るなり

一三月廿二日妙見祭禮廿三日は國王の御祭禮なり妙見堂のにて其歲御城の御年男勤仕の幼童（十二三歲以下）出て的を射始る神の的畢て二の丸にて的場を構へ弓輕出て素袍直垂にて射る屋形を始惣士出て見物す足輕立て三返射る其後若侍の内へ御所望あれば射るなり右廿三日廿二日兩朝惣士へ御城にて饗應あり精進料理なり廿二日的場にて酒肴出て潔齋を破る是も將門よりの吉例なり野馬祭も將門將士の武事を習練の爲始めしと云

一小高の親崇國王と申すは將門の靈を祭ると云は非なり素盞尊を祭るなり相馬第一の寶物はちけんまるかんと申將門より傳へ知る人なし無形無相の大事とはかり聞及ぶ蛇太刀と申は五尺計り野太刀なるよし今はなし信田身とて信田殿より相傳の太刀今に有り是も柄鞘かけて四尺も有べし

奥相茶話記　卷第二

岩城白土城主重隆與顯胤遺恨事
顯胤與重隆合戰事
被立金澤遺跡事
伊達晴宗與顯胤不和事
掛田御陣事

岩城白土城主與顯胤遺恨事

伊達と相馬縁組有てより後は益純熟の御中と成玉へり其昔伊達と敵對玉ひしことは私の爭論にあらず天下の爲に依て互に敵對武威を爭なり世治ては各和融し玉へり或とき伊達植宗より御婿相馬兵部太夫顯胤へ使者を以て被仰遣は父子の盟約殊更隣郡なれば何ことも可申合萬心易存すれば申入るなり嫡子晴宗未獨住し侍る遠近に新婦を求れども似合しきも侍らず然らば岩城重隆に娘ありと聞及侍る處なり是以願はしき縁也と存る去れども此方は行程遙なれば虚實も知侍らず相馬は近郡常に通用侍る樣に承及ぬ息女の有無聞屆玉ひて其上契約伊達への御執計有て何遍にも御差圖有ば忝く可喜となり顯胤御返答に委細に仰承りぬ某は若輩なれば一族家臣等に相談し萬承屆是より可相達と也右植宗より被仰遣の意旨一族家臣に被仰聞御内談有に各申上るは箇樣のこと古今仕損ずれば殃の端と成行其上屋形も御年若なれば御承引如何と存ずれども伊達の御事なれば御辭退も成難からん聞召立つからは此外よりも御勸有べきに況何方より御頼掛玉へば先づ岩城の方に一往御窺首尾能ば御取組可有と衆議一同せり去ばとて木幡出羽を岩城へ遣はさる其比は他郡より諸用何事にても使者來るときは何れの御家にも其取次するもの定りて有けり岩城よりの諸用相馬にては木幡出羽取次するなり相馬よりの諸用あるときは志賀寒虫とて岩城家老一族重臣なるが取次なり因て木幡出羽寒虫に娘のことを尋究め首尾好ば縁約を定めよと被仰含扨て羽州寒虫の宅に至り平日互に參會の中なれば寒虫則出合たり寒虫申は羽州今何故に來越せられたると云羽州申は先づ重隆に御息女御坐かと問寒虫申は何とも彼とも娘一人持れしかば自愛他に異なり何故に問るゝそとなり其に付顯胤某を貴方迄遣はし侍る重隆の御女を伊達植宗請取玉へ

嫡男晴宗の御妻にと願玉ひて顯胤の媒を御賴なり知し召如く顯胤は植宗の婿なれば雖若輩辭し難し重隆へ申入られ首尾可然樣に貴方才覺任せ入なりと申す寒虫聞て其れ某式までも怡入存る也尤未契約の沙汰も侍らず然ども某箇樣に申計にては如何なれば重隆に申聞せて埒を明べし暫く待玉へとて即時に登城す扨重隆へ申上るは相馬殿より木幡出羽を被遣侍とて右の子細を演說す重隆仰らるゝは娘を伊達へ遣すこと相馬媒と云一入萬喜千悅無限然ども伊達は大身岩城は小身なれば無相應なり其さへ無異儀ば緣組は有度ことなり寒虫申上は岩城の御事伊達こそ不知召相馬殿隣郡にて通用あれば委細に御存の上なり御心に過侍ばこそ被仰入たり左有んには何か是に勝ること可有但我嗣子なし此娘の腹に子出來侍らば嫡男を玉はり遺跡を可繼は可進となり亦乳母に此ことと爲　度となり畏承りぬとて立退則御乳母に委細に語　す是又大に悅べり此重隆御妻死去し玉ひて獨住にて御坐ますとなり寒虫重隆へ病と申定退出皈宅し羽州に向て扨々目出度重隆承引致されたり此方は固く事濟たり伊達の御事は相馬殿へ奉任なり羽州云其は心安く　存よと委細に顯胤に可申聞重隆の御前を盆賴入侍る扨て罷歸なんと云寒虫是程目出度に祝儀の一獻無てはとて取あへず饗應しけり羽州皈て顯胤へ委細に申上るに付則植宗へ重隆の存念無殘こと被相達植宗御返答に重隆の息女のこと以御取成相調其上重隆存念の赴大悅不可過之輿を入らるゝこと暫く延引し侍ん其故は新婦の座所局等營作致し是より吉辰可申入御意得有て岩城へ被仰達可給となり則又岩城へ條段被仰達問く首尾相調植宗よりの吉左右を待玉ふ處に羽州名掛の者小高町に有し商賣岩城扨町人へ問けるは御姬二人御坐ますが人々答て御一人扨白川殿への巷說憚處なし此者內心に存るは岩城の御姬は相馬の屋形の御媒にて而も吾旦那御使にて固く伊達殿へ御契約と聞何にも不審也と存じて片時も早く立皈旦那へ爲聞可申とて賣物をば宿主に賴置て岩城より小高迄其日の暮に到着し直に羽州臺所に來る（名掛とは名を付被官分にすゑなり）有合たる者何ことなればば草鞋にて參りたるぞと云殿へ直に申上度こと有と云扨はとて羽州に申す出羽とある所に出で彼者を呼來らずもみ手にて這寄て申は岩城の御姬伊達殿へと云果ぬにやい己等が口舌にて申ことにて不可有ぞと呵聲にて申さる彼者の云殿先づ呵りをどさず云せて聞玉へ其御

嫡は白川殿へ御縁約相濟て近日御輿入とて專ら御用意なり殿の御使にて伊達へこと濟たると承及に不審と存じ貢物をも不貢參りたりと羽州其時能こそ來れ長途早く來る大儀奇特なり先此事沙汰はしするな食せよとて自身臺所へ行き馳走せよと申付たり扨羽州思案するは賤しき者の申す事實しからず卒爾とは存ずれども先づ屋形へ申上て兎角あしきことかはと急ぎ登城し當番の者に出羽罷出たると申上よと云ければ則申上る顯胤廣間へ出座有て羽州何事に夜中罷出たるぞと御意ありあつと申ながら御前近く差寄て賤し者の申すこと卒爾とは存れども萬一實正にも侍らば評談の御爲と存じ申上る逆件の子細詳に申上顯胤聞し召笑ながら重隆ほどの人いかで左樣に娘一人に婿八人と云樣にはせらるべきぞ而も町の者も片はし聆すことは云間じきぞと也羽州申は去ば今時は我勝の浮世にて今日は今日明日は明日とか分侍れば如何なる誓約も難頼こそ侍れ先づ諸老人に評談し玉へと申上る顯胤仰らるゝは物の分も不見ことにかまびすしくせんも如何なれば諸老に評談まではなし小人二人歩卒一人商人に仰せ白土へ遣し聞屆よと仰らる則御臺所にある鰹節に麻少々持せて右三人を遣す一兩日有て歸參し白川殿へ御祝言近々必定なり扨何事を以て左は云ぞと問ば巷說は勿論染屋鍛冶屋木細工屋等急ぎ用意被仰付となり顯胤聞玉ひて是は案の外なることなりとて一族諸老を召寄せ內談あり各申上は兎角寒虫方へ使者を遣され實を聞召玉ひて可然とて江井寒虫宅に至て對面す寒虫被申は江井殿は何事にて今來趍せらるゝぞと也江井申はされば角々の浮說を顯胤被聞屆貴方へ虛實を尋可申由にて使者に遣したり寒虫之はと手を打て驚て曰努々左樣の事不承及亦夫程の事を重隆も某に不聞せことはよもあらんと存れども御使の上は兎角重隆に承て御返答を可申上しばらく待玉へとて登城す折節重隆表に出て御坐寒虫差寄て相馬殿より江井を御使者に被遣侍るぞ子細如此なり扨々殿は誠にも左樣の不義を被思召侍るか何とて某には聞せ玉はぬぞと申せば屑を額杖に突て俯て善惡の挨拶もなし寒虫混ものくりかけ問申ければ茫然として無途方樣體なり是は重隆大上戶にて晝夜大酒を參りてとろりと醉て計り御坐御人なりしなり寒虫責詰々々江井をば何迄留置るべき白川へ緣組あらば其由を御返答あれと其時に重隆御貌を擡て被仰は白土與七郎が云は伊達は行程遙

遠なり又郡々を隔ぬれば婿仕たりとも何の用にも立べからず白川殿は何ことを申合せ玉はんも隣郡なれば便宜あり亦御子出來給はゞ貰玉ひて家督に立玉はんも易きことと也内々白川殿よりも御望有て度々某方へ申參りし故次てを待所に伊達への御志と承り以外御分別違なりと云程に早伊達へ相馬の御媒にて先縁仕つれば難成と云へば夫れは不苦白川と岩城一和せば何方よりも手をさすべからず時に隨て仕樣は侍らん是非白川殿へ參らせよと云に依て左有は計へと云しなり（此與七郎も一族にて寒虫と兩輪の重臣なり是は白川への取次なり）寒虫扨も々々殿は御運盡玉へり相馬殿より木幡を御使にて堅く被仰定たるを今に見玉へ相馬伊達の兩勢にて岩城を可被攻御家の忠義を存る諸士某を始不義の將には忠戰致すものあるべからず左有ば岩城滅亡此時なりと申捨退去しぬ扨江井に委細申聞此上は力なし某以て全く不知所は追付知れ侍るべしとて江井を返しける顯胤聞玉ひて扨も／＼重隆は無分別の人かな相馬をば何となれと思て斯はせらるゝぞと有て別に御詞はなしとあり寒虫日を經す岩城を立退妻子を引連小高の城下へ參りたり相馬に罷あれと顯胤留玉へども奥の大崎を心掛て罷通りけり其時小高城下に大光院と云山伏の所に寄宿せしが男子一人を此山伏の子に取せけるを養育して婿に仕たり今に志賀名字の者は此子孫なりと申す其子は山伏にすべからずとて召出され庶子を一人山伏に仕玉ふと申す彼山伏の末今標葉に有となり

顯胤與重隆合戰の事

岩城と伊達の縁組は大永四年顯胤十八歳の御時なり合戰も同年のこととなり或とき顯胤江井河内岡田攝津守兩人を召て被仰付は此間はあまり徒然にて奉侍れば原へ出で鷹を仕へし騎馬兩人の外に無用其外は不斷の者供せよ又原の高かげに小屋を掛させよ終日御慰可有となり畏侍るとて青萱を刈小屋を葺傍を圍ひ下へも敷て歸玉寺より疊を借御座所に新き蓙を一枚敷て用意したり翌朝顯胤夜深く城中を出馬有て太田岩屋寺の後に蒐上りにて鶏二つ合せ直に高かげへ御出なり皆々晝のことと心得て油斷したるに不圖入御あれば何の用意もなく驚ける所に被仰は今朝早く出侍れば眠たき程少し寢するぞ下々も思ひ／＼に寢よ尤用意は緩々とせよと仰られ御寢なり御枕なければ着し玉へる木綿の羽織を押

巻て枕とす暫有て江井岡田を召寄玉ふ兩人ありしかば近く寄とあり扨抑々重隆無分別心定なり因玆兩人異見を可聞ことあり今日の遊山鷹野も僞なり小高にて云はば兎角人も知り岩城へも聞んと思故爰へ出るなり岩城の息女を白川へ遣しては我生て相馬の主とは成られまじくと存れば一合戰して重隆の首を伊達へ送る歟相馬の家の滅亡となるか此二つの外はなしと存る然ども今まで大軍を率て他國に向て軍したることなし又見たることもなし白土の道筋も不知路次の難易も覺束なし兩人先達て武勇を勵み諸卒の勇健を進めて軍をせんとするが亡父盛胤常に被仰しは何ときも弓矢のことは其方兩人に異見を問二人若輩なれども武道の意地は定たる者ありとなり故に兩人に内證するぞと也江井申上るは岩城え御遺恨御尤に存る乍去今少し御待あれかしと存る重隆四十五六の老人にて朝暮の飲醒止ときなし聽て内損亡命有べしと風聞申せば其費に乘て思召立ならば岩城を乘取玉ふ事近きにあり手間入間布存ると時に顯胤以の外に御氣色替らせ玉へて重代の信田身の御太刀を一尺計りぬき鍔ならしをしてさしながら仰らるゝはやい其方は知行が欲さに角云と思ふか全く人の領知貪り取んとは不思去り難き遺恨なれば斯云なり又人の命は時の間も計難し老若を云ず病に病まざるにも不依おくれ先立習ひなり重隆内損を病て侍ん中に我命有とせんこと覺束なし來世まで此恥を負て行べきか亡父の仰置れし程もなき者哉と御意なり岡田申は江井若き殿に深く御意見申上るな此遺恨は仰られては不叶ことなれば御心次第に申せ兩人も命を限りに御奉公可申上又諸士も此合戰は本望に存べければ一入武勇を振ひ働申べし急ぎ思召立玉へと諫申上れば御面色直りてさらば兩人賴なり追付合戰取結べし岩城へ無洩聞内にと御意なり岡田申上るは仰畏入存る乍去他郡への合戰は急速には難成こそ侍れ常々如聞召三郡へ申觸人數を集其上御存分の儘に御合戰あれ縱ひ敵方にしれたりとも勿論大敵なりとも軍の勝負は運により侍れば岩城大身なればとて恐るゝことに侍らず味方を能く調へ玉へと申さればば幾日許待べきぞと被仰先五日は待せ玉へ其内一族老臣に評談致し諸卒を調へ可待と申其日は終日御遊覽有て皈城なり扨一族老臣評談す少々卒爾の御企とは存すれども若き殿の御心にては左樣あらめとて三郡へ觸まわす新山城の小口御意に不入聞直し可給普請道具何々

を持來る其上岩城の境近ければ武具兵器を第一に持て日出には小口へ可罷出となり是より先に盛胤の御代富岡木戸迄は取玉へり誰を城代に置れけるにや不知顯胤の御代に富岡木戸に城代を置れたるは各存知なり扨五日と申たれども間四日有て五日めの朝御出陣也屋形は夜中より御出馬なり宇田北郷より參る者は未明に小高へ到着す吉名邊は其路頭に人を付置れ屋形は御出陣なり各寢毫したるが急がれよと耻しめ進ければ疲馬抔は不成故跡にかせ歩より行もあり其道の海道は吉名より西松林の中に有と申す然るに標葉の諸士は餘り近さに時分を計て少し遲參したり顯胤御顏色替て遠郷の兵士さへ申付たる刻限を不違來れり近所に在ながら遲參の條曲事なりと其外は御前近く召寄せ顯胤は矢倉に御坐て被仰は岩城重隆に遺恨の子細あり定て何れも及聞つらん此故に白土の城に押寄攻んと存る各此度の義忠義を勵し白土を責破て顯胤が胸欝を開れば大慶可成と各兼而承及しが齒骨を嚙上よりも下勇進て憤氣色にあらはれ味方ながらも冷（めざま）しかりし眼色なりと語りき標葉衆には供せんと存するものには可參惡敷と存する者は是より宿所に可皈と也此屋形は大音にて小高の城にて御咄聲などは吉名岡田傍へ亮に聞へ侍るとなり扨各用意仕れと仰られ御振舞其上獻々勸盃屋形へは新山の城主御膳を上る此方の城代は相馬三郎殿幼少成ゆへ樋渡播津守を差副て置玉へり岩城へも早疾聞へければ用意有となり先早に召掛られ富岡を最初に踏潰さる敵は定て岩澤か平澤に出侍んと心掛玉へて押行所に富岡の下七里が原より人數二備千計にて味方の跡へ群々と押來る彼は何ぞと見る所に岩城勢なりと申すに味方色立けり扨相馬勢先にては敵支へべし跡より此敵に圍れなば前後の敵に向て戰んこと危かるべし先日近く見ゆる敵なれば跡へ皈て合戰すべしとて各皈すとて味方の備操合ける所へ敵の一備跡より進みかゝる味方も向掛て戰處敵の一備味方の中軍へ横合に打てかゝりしかば味方押亂て討れける此處にて井戸川大隅打死す其外十四父子廿八人歷々の兵士打れたりと申傳たり鈴木藤八郎北郷五十餘人の内なるが岩城衆佐々小六と申ものを討んとしけれども疲馬殊更長途にて疲れければ馬進まずされども乘よせ組んとする處に敵佐々小六と申す者を助けられよと命を乞に因て馬は不叶幸と思ひ鈴木藤八に助けられたるといへとて助けけり其後小六方より音信し

けりとなり味方負軍して其夜に相馬領へ引取小高の城へは皈陣し玉はず山澤の城代青田右衛門が館に御旗館也植宗此ことを聞玉へて被仰遣は某が爲に多の兵士を損じ大身に向ての合戰負入侍る此上は植宗出陣し相馬と相共に岩城に向ひ勝負を決すべし若其れにても不及とならば伊達の人數を可進是を先立て合戰有べし人數を可遁道を貴玉ふべき也顯胤御返答には御承りぬ併此存立は岩城我を蔑に致すの遺恨なれば植宗御出陣は勿論加勢をも申受ましく路次をもかし侍る間布若強て通んとせば討て捨よと申付たりと故に伊達より一騎も不參斯て五六日山澤に御在留三郡の人數不殘召集られ其上軍評定して三日の兵糧用意と仰られ三郡の三百餘騎にて御出陣なり岩澤までは何の障もなく推行處に岩澤の向に敵二備待かけたり是を見て濱手に又隱勢も有んと不審拟味方右の山の方へ少し上りて川を越掛らんと登行處に敵川上に登り岸に臨で相かゝりし掛る處に敵色めきしか亂て引立たり味方之を見て競かゝる顯胤大音にて諸士の名を呼掛々々下知し玉へ遥に敵を追立々々討取けり掛る所に敵の武者一騎顯胤の御馬の左の脇より一散に返し來る御馬の傍には馬上一騎もなし小人十人計にて乗廻々々下知し給ふなり顯胤此武者を見玉ひて敵の來る方へ御馬を引向玉ふと否敵の馬の頭顯胤の妻手に成て通る所を軍配團扇鐶を鑿て作りたるまで右の鐙を踏張り立上て甲の天邊を打玉ふに甲を打碎き頭顱へ打こまれて縮む所を小人引落して首を劉たり元來顯胤力量人に勝れ玉へり御長も大なれば如此なりと申傳たり右の方の力革を踏切玉ひ幽にかゝりしを小人終日持劉て其日御合戰下知し玉ふと申傳ひたり敵敗北亂れて散々に逃しかば跡を慕て追行所に廣野町の南にある小川を葛見川とも金剛川とも申す今は鮎川と云此川昔は川頻廣く水も深かりける此川の向に鹽屋あり此處を渡子か澤と云此所上の山に敵開花爛漫たる如くに二ケ所に備たり味方思惟するは此の川を越て山の敵に掛らん時左の方濱手の山陰に勢を隱して横合にかゝり打んと構へたるべしとて相馬衆右の上手へまはり敵の左より掛らば敵山より下立へし然らば濱手の隱勢は岩城衆の後に可成跡より味方を助んと掛らば山々に對たる相馬衆川を越て横合に掛れと仰られ顯胤は山の敵に對て遠々と備玉ふ其外の面々も手寄に備たり故に相馬衆五十餘騎上下三百計右の山際へ上り川を越山の左よ

らり掛んと行けり岩城衆も川上の山隆へ上り廣野の方へ來る上下三百計山寄の廻りめにて行合頭にはたと寄合たり則相馬衆何の辨もなく掛れと云て三百余何方此方を飛越跳ね越思ひ〱に掛りしかば敵押亂されて追討に討れたり岩城衆は廣野へ廻らんと計思ひてうかうかと來りしに不圖相馬衆に出會急々に掛られし故大形不戰して過半討れたる後に聞ば岩城衆評議すれば相馬衆勝軍して押來れば山上の敵に川を越て競來るべし其時山よりそろ〱下して合戰すべし時に廣野の敵の跡まはりたり味方押出よ是にて相馬衆跡よ先よと危まん所を濱手の山陰より貝を吹立横合に中軍切て入其とき山上より備々不殘崩し侍らば相馬衆一人も不殘可討取と議定して如斯手分し侍る所に案の外に山上の左より敵來るを見て調規たがひければ山より下て戰ける所へ顯胤旗本計にて掛りし故に川中にて合戰爰にて互に大刀打にて打鎗にて突弓にて射る敵味方思ひ〱の働あり岩城方濱手の隱し勢は味方の後に成たれば一戰もせず逃る味方に押亂されて散逃たり扨其日は山に宿陣在て諸卒を休玉ふ此時金澤右馬助討死したり同子兄弟三人討死なり右馬助父相模は盛胤の御代に討死爰にて金澤の相續は絕たり此外討死不知岩城方の討死猶不知と云へり其人々の子孫に傳たるを聞て書なり翌日宿陣を出張有て先四倉の濱の城を責落し玉へり昨日の落人も何方此方の城々に廿三十落加はりてまもりしかど大軍副追散さししかば手間もとらず城々落しけりとなり顯胤父諸卒も競掛て此儘白土の城へ可責掛とて押行に四倉の前に新田川とてあり此川昔は兩岸峙柳蘆生茂りて道一筋の渡處あり然るに昨日今朝の合戰に落集りし騎兵は此所に止り新田の城とて白土の城に近き城なり其ときの城代は青妻と申者なり城内は百計にて守れり各此城を出川を前に當て五百騎計にて控たり競に乘たる相馬衆蘆原柳の生たるを物ともせず川に乘入責戰ひしかば敵を追散したり敵白土をさして逃るるもあり方々へ逃城へも逃こもりけり此ときに青田孫四郎討死したり是は山澤城代青田右衛門が嫡男なり此時標葉衆に門馬新左衛門(花輪共云)敵方母衣掛たる武士を討取たり其母衣を取來るに內に守あり開て見れば紙に經を書たり其文字を五輪の形にたゝみ上で書頂上に佛像を十體許畫といへり近きころ新左衛門が子孫罪有て知行召放され零落して民間に在たるが此守を此頃迄秘して所持す然に

如何してか聞へけん今忠胤の御代に召上られ所持の者には御褒美下されけると申す扨此新田を可責落とて押寄玉ふとき顯胤直に摩利支天で有ふなど自慢し玉ふと申す城は小城にて淺間なり嶮難も無れば今の内に可責落と諸勢勇掛る所に藥王寺惠日寺馬に乘重隆が家臣二人甲を卸て御馬の前に來り訴訟申は重隆不義の存念有に依て御憤勿論に奉存息女を伊達へ可參御堪忍有て相馬へ御歸陣遊ばす樣にと再三申すによつてさらば息女の駕輿を先に立て可歸陣と仰られければ委細畏入侍ると申に依て四倉を越て大夫坂と云所に蕨平と云あり此所に御備を立らるゝに御輿ほとなく參り御供の諸士武具を着し甲を脱て高紐に掛此方の武士も同前にて請取御歸陣なり小高にて堀內の屋舍を取拂ひ娘を入乘せられ扨植宗へ被達は重隆の息女輿を請取來りたり此上は伊達へ引取玉ふとも岩城へ返し玉ふとも御心次第なり植宗御返答に是程御骨折られたる新婦を此方へ取申さてはとて其後迎取玉ふとなり此とき富岡木戸に城代を置れたり廣野四倉杯は則返し答ふ富岡の城代には相馬三郎殿木戸には下浦常陸を置れたり三郎殿跡新山の城には樋渡攝津守同西館には酒井將監が父を置れたり彼白土與七郎は一族家臣諸士一決して申請て成敗しけると申傳る扨三郎殿幼少なり與力頭に誰をか可被仰付と評談あるに鈴木藤八此度所々にて目に立働したり日來も正路第一の者なりとて三郎殿に付置る後に越後と申たるは是なり偖盛胤の御代岩城領木戸富岡を取玉ふと云ふ然ども城代は來りけるにや誰とも不聞及其後岩城へ取返されけるが顯胤責落し玉ふときは富岡玄蕃城代なるが討死して城落たり此後玄蕃が子右京進郡山相馬へ參りたり佐藤伊勢も此時來りたりと傳るなり又新妻新田の城を持續たる故に相馬を支へ無事を入しこと偏に新妻が武功に依と重隆より感謝の狀並恩知を加倍せらるとなり今の新妻の子孫土方河內守殿に物頭にて侍りき扨白川此遺恨に依て岩城を攻ること度々なり而るに佐藤伊勢が軍法にて勝利有と云とも舟尾より來りしときの儘にて軍賞も無りしかば富岡を取返し參らせんとて相馬領近所へ來り郡山富岡三人一味して相馬へ來りたり從是標葉境不殘無事になりたりと申傳るなり

被立金澤遺跡事

大永亨祿天文の比は殊更近郡不穩互に人の領知を奪爭

こと毎朝毎暮のことなり顯胤仙道岩井澤又川股へも度度出張御働あり是は他郡より相馬領を日夜になやますに依て其を誡ん爲に出張し玉へり岩井澤には吉田藏人と申者を頭にて給人少々有けり此時分は岩井澤其外にも相馬領義胤の御代迄有しとなり大永年中顯胤岩井澤出陣のこと侍りしに同慶寺便僧見舞として存入と申出家を進物の酒樽を馬に乘せ存心は靭を腰に付張弓を打かたげて參りたり顯胤御陣所より此體たらくを遠見有て誰ならんと思召所に驅て到着す則同慶寺よりの使僧なりと披露す御前へ被召出使僧へ御盃を被下退出す容儀物體よき出家なりと近習の士を以て御尋有は亂世にて路頭を騷しく往來の妨あれば用心したるは尤なり弓を持參致されたるは自然强盜にも逢ひしかは一働せんとの覺悟なるや尤なりされども大形の出家其心掛あらんと思召す何れにも奇特に思召す父は何者ぞ可申上也存入申上るは某は金澤相模が末子にて侍る幼少にて父に不用の者とて同慶寺弟子に成侍り出家致したりと御使此條申上ければ扨こそ直人には有じと思つることよと仰られ又御使あり左あらば立歸師匠に暇を乞還俗致せ金澤が遺跡なければ其名を殘すこと至孝なるべし御目を掛られ可被召仕と被仰含畏く難有存ずるとて立歸て後東堂に屋形斯々御意有しと委細に語りける東堂の云く屋形の仰ならば兎角可申樣なしとて還俗を免許なり扨歸陣有て後還俗の由申上しかば大に御悅喜あり則被召出金澤か遺跡を被仰付是を石見と申て此頃の備中が實父なり扨石見武勇更に劣らぬ者にて度々忠戰を勵みけり何の比にや城下に古小高殿とて人の重んずる者あり如何なることか有けん顯胤より此石見を討手に被仰付此古小高は飯崎村に居住す其比は上下共に重科顯然たる上は其處へ押寄討果すなり當所などは近き頃迄如斯なり石見飯崎に行く是を若侍ども聞及思ひ／＼に進み行大勢にて屋敷を卷けり石見屋内に入しに一人もなし扨は早落たるべしとて馳集る侍ども我劣じと可落道筋を思計て此方彼所と分ち行けり石見屋中に殘りて屋内を不殘見ける所に古小高隱たる所より不圖出て石見を切殺したり殘りたる諸士則古小高を討けり手負死人もあり剛臆今に沙汰することは是なり青田内膳など此ときより働けるとなり是迄相馬の御爲に討死すること九人なりと申傳るなり此石見が息男孫三郎二三歳に成けり是を後備中と云しなり此故に江井美濃を石見が

後家に仰合されたり是を金澤美濃と申せしなり又此古小高は誰人やらん小高古小高屋敷とて其舊跡あり此時分は岩井澤川股其外仙道の内にて相馬の士卒討死あり半杭右京同子源八十六歳門馬又六など討死も此時なりと申傳るなり又境目にて番の足輕など打つ打るゝこと二人三人毎朝毎夜なり云ども他所より備立て相馬の境まで寄來る大將は隣郡に一人も聞及侍らすと申傳るなり金澤討れし事は天文十一年より後の事なり

伊達晴宗與顯胤不相和事

顯胤重隆との義戰を植宗感悅有て其後は猶々賴もしく思召けるにや懸念を運び玉ふこと不斜なり植宗思料有は顯胤我に對して至孝義戰前代未聞の珍事なり今若年の身なれども大身の大勢を小勢にて推き向三日の内に白土の城下迄攻詰ること近郡にて未聞の大將なり況や積年の程をや諸士重代の者どもとは云ながら顯胤士民に仁愛有るゆへに人の和厚かりけるにやと被仰となり扨後には義戰の報謝と云至孝の婿と云伊達郡の内相馬近隣の郷村をは少々分て顯胤へ可進其故は顯胤其外相馬の士卒一族等專ら義を正し忠を勵す者どもなり相馬を少々大身になし伊達相馬岩城此三家融和せば奥州五十四郡は不申及出羽十二郡まて三年の内に手の内に入可侍思召嫡男晴宗一族老臣にも時々被仰けり晴宗幷一族老臣申は其は以の外御僻案にて候相馬殿御馳走には馬鷹重代の御太刀杯は幾度も進らせ玉へ御領分を分玉ふことは必思召寄ましきことなり其故は顯胤若年の程小身の小勢にて大身大老の重隆然も大勢なるを兩三日の内に白土の城下迄切付らるゝこと凡夫の業にあらず其後隣郡處々出張せらるゝに利無ことはあらず彼方此方の境目を貪り何方も日々夜々の戰なれども相馬領の境目を越て押入たる大將未聞相馬は主從相應の大將なり然るに伊達の領内を片端なりとも進らせ玉はゞ相馬の爲に伊達は烏帽子鉢卷なるべしと度々申上る植宗も此諫言を理とは思召けれども自愛の御心や深かりけん御文にて密に顯胤へ彼郷彼村里は相馬近所なれば下知仕り玉へなと有けり因玆仙道川股など他郡より働ときは出張有て防戰し玉へりとなり此時分伊達領は信夫郡伊達郡苅田郡柴田郡伊具郡の内少々旗下に成けり扨植宗隱居し玉ひて伊達西山に御坐す晴宗は米澤に居城し玉ふ右植宗の宣ふ所晴宗聞玉へて兎角相馬の有故なり

伊達大身と云ども伊達信夫二郡こそ普代なり柴田苅田此二郡は近き頃より隨順したり相馬强きと見ば心を變ぜんこと必せり相馬を少しも大身になさば伊達滅亡の基なるべし畢竟實子を捨て相馬を大身にせんと計成とて植宗を西山城に座敷籠に置參らせ番等嚴しかりけるが勿論相馬への道筋境も番を置て往還の者を改らる是は相馬へ申來る所の一說なり伊達にて申ば右の說は世間へ申觸るゝ處なり實事は植宗不義御坐す故に父子の御中不和になり籠舍し玉へりと申せし也植宗より密に息女の方へ賤夫に御文を持せ被遣境目に番所あれば苦しき者は不通故に賤夫に作りて如斯なり彼御文には晴宗不義にして父たる者坐敷籠に置苦しむるなり勿論其方への通用をも禁て止られたり顯胤を賴み參らする晴宗に異見有て籠居を出し相馬へ引取玉はれとなり顯胤此文を見玉ひて御返事は口上にて委細心得侍ると計りにて返さる扨相馬の一族老臣を召集て密に內談ある顯胤被仰は植宗籠舍の發りは我等へ小知を分て賜らんとの思召よりて晴宗存ぜらるゝには相馬馳走に心闇く實子を捨て後は晴宗をなき者にすべき父なるべしとて相馬の通用を可斷爲の籠舍なりと風聞すさもあらば我異見は何と云ども不承引若不叶ば末々及合戰と云ども植宗を申取申の外有べからず時に家老水谷伊豫申には晴宗の欝憤尤に存ずる此方よりも異見有て不叶ば合戰と有も勿論のことにて侍れども御一門中にて左樣のこと出來ば他門の將の儀此方は自滅の瑞相にて侍る簡樣のこと短氣に仕主ふては如何なり唯今能前後を考合て御家の恥しめに不成樣に何れの道にも可被遊伊達へは大身なれば隨ふ樣にもてなし連々仰られなば父子の御中なり終には和らぎ可侍と各も豫州申す所に同するなり其上只今は農民耕作の最中諸民軍に疲れなば士卒も難義の時節にて侍れば先々御分別可有となり顯胤仰には伊豫申す所衆議一同道理至極なり去はとて植宗御賴ある上は如何すべきぞ譬は聞傳へても徒には有かたしとなり各暫く口を閉て挨拶の詞を出す人なし又水谷申上るば仰尤なり左あらば先謀計を以て一旦籠舍を出し給樣に謀あるべし籠舍有と云とも御父のことと云其上植宗御息男御兄弟近き一族衆も數多在せば晴宗左まで稠しくも被仰付間布又番の侍等も普代の主君なれば見遁も侍らん爭か誰强は當り可申なれば盜出し申させ玉ひては如何となり顯胤御承引其外の面々も此戰が然と申す

扨誰をか遣すべくと又伊藤申上るは草野肥前武道勇健なるものにて箇樣のこと朝暮の所作とし隣國侍道多き者なり彼を召て御直に雜と被仰は盜出可申と左あらば呼と有て草野へ御使を被下肥前參りたり一族老臣御前に伺候し肥前召出され御直に賴み思召す間何とぞ調略を仕て盜出掛田の城まで御供可申掛田の城主へ牒し合せらるべしと御意なり此掛田の城主は義宗と申て植宗の御弟なりと申す此御子を俊宗と申侍るなり肥前畏て申上るは左樣に番等稠しく然も城內に籠り玉ふを盜出し可申とて退出したり其外草野城代は草野式部なり肥前も一類なれば副て置れしものなり斯て義宗父子へも委細に被仰遣たり義宗父子內々歎き存る所に芳志不淺委細承るとなり是は天文九年の頃と申す日數經て如何謀略したりけん盜出し掛田へ御供申たり然る所翌日に信夫郡に散在したる士卒掛田へ押寄又米澤よりも追々馳來り城を二重三重に取卷植宗を出し被申よとなり義宗もすゝろなる籠城し玉へり扨顯胤へ被仰遣は植宗を盜出し難なく是迄參りたり晴宗人數を遣はし城を取卷侍るより某なども不意の籠城を致す早く出馬有て相馬へ引取玉へとなり幾重ともなく士卒取圍み番等稠しく侍れば唯口上にて侍を下部に作て遣はさる顯胤御返答に委細承屆侍るとなり扨顯胤評議すべきことにあらずと城下に有合たる士卒七十騎計上下四百餘にて草野へ御出夫より掛田へ出張なり殘ての諸士は追々馳參山中に在て御左右を可待となり顯胤三十三歲の御時なりと申す伊達衆相馬よりの人數を見て俄に城を攻る內よりも防ぐ處顯胤城の近所の山へ乘上備て城內へ使者を進せらるゝに强ては留ず通しける扨使の往返一兩度有るに晴宗の一族老臣取扱て無事になり植宗は越河へ移し玉へりとなり顯胤は小高へ歸陣し玉ふ此ときは合戰も無りしとなり肥前には顯胤御自筆にて御褒美の所知を下され其感狀肥前嫡家に傳令にあり後に巷說に申けるは肥前召仕ふ者に辨說利口意勇健の下人あり度々强盜忍に物馴たる者なりしを西山の城へ案內申に遣はす番の者通すまじとなり彼者申は植宗へ付參らする何某は私普代の主なり然るに御心に違ふこと有て一兩年追出されて流浪し侍る今度苦勞致さるゝと承る流石普代の親に捨がたく奉公可仕と存て參りたり主三日過申して可罷出と番衆强て止めず賤者の義を存て來り奇特なりとて通しけり植宗へ附奉る人々をば掛田にて能聞たり

城の案内に兼て知たり御傍近き衆に逢相馬の謀略如此と逐一物語申上相圖萬つ申定て出ける立歸るときに内より人を添て出しければ難なし約期の夜になり城の矢倉より布を結て下げ夫に取付て植宗下り玉ふ御供の人は二人なり矢倉下に肥前八人の黨數を召連て待請奉る堀をば繩をはゐ板を付て浮橋の樣になして植宗一人渡し奉る御供の二人は游て來れりと申傳るなり

掛田宿陣事

翌年天文十年植宗を又西山城に押込られ前篇物懸し玉へるにや今度は座敷の侍を厚板を以て釘付にし御食物を出す口一つ開て番の兵士嚴しく守りけり義宗其外一族衆より顯胤に被仰遣は植宗父子の中去年御出張のとき晴宗に異見申無事に取扱畢ぬ然るに今度又押込侍る相馬へ申合し固く取扱たる所に約を變して如斯の不義相馬への聞えも不宜と一族老臣詞を盡して異見申けれども晴宗不屈伏此上は無力ことなりと也因茲各評談一決して義宗父子へ使者を被遣は此方に乍居晴宗へ申上る事且は案外に似たれども掛田まで中途致し可訴訟自然延引の爲なれば御領地に小屋を掛侍らん地方並材木等申受度となり掛田城の東南の山に小屋を上中下品々に掛敷物、鍋、釜、椀折敷、桶、等まで小屋毎に夫々に付置れて御左右在りしかは顯胤馬上十四五騎上下七十許りにて御出馬あり此方の老臣と伊達の老臣と對談度々詞を盡して訴訟あれども晴宗承引し玉はず晴宗顯胤へ被仰は幾度承るも於此儀は不可隨貴命永々滯在無詮事なり早々歸館あれとなり顯胤被仰は御心底なぎ侍る迄此地に在留し訴訟申外無之しと然に後には伊達の家臣ら顯胤の御使を不請合體にてとや角申紛はし不出過たり顯胤老臣共に被仰は晴宗大身に奢て去年の約を變ずるのみならず父兄の禮を致す所に結句不取合體なり相馬小身なれば侮て斯はするならん此上は晴宗と運の勝負たるべし相馬の人數を可召寄となりとや角する内に年も暮たり内々相馬にても一左右を待侍る所に三郡の内境目の加番城々加番の外まて皆可參よし被仰付黑木彈正同弟大膳久亘理より加勢に武石一族東郷と申人武石の人數を引率して各追々に來る扨年越て春或とき一夜の内に大勢にて顯胤の陣城の小屋より谷一つ隔て向の山々に近々と備たり斯彼方此方に備たるを顯胤早旦に出玉ひ御覽有て仰らるゝは此大勢にて備へたるは

晴宗我を滅亡すべきの結構なるべし覺悟の前なれば一戰を遂べし併伊達の人數是程は有べからず所々の加勢なるべしと被仰佐藤伊勢其頃御前に親しく伺候しけるが敵の備を見て申けるは先某の小屋に近く向たる一備其次の備此二備は岩城の者どもなり此幕は誰れあの幕は彼と申其外の備は伊達衆が不存となり又相馬の侍も柴田の者苅田の者なんどゝ取々申けり顯胤被仰は岩城の者は日頃の手當覺たるべし猶心易きぞ柴田の者も近ければ聞及べし昔の合戰も相馬の手並は聞置つらん合戰は案の内なるべし扨此岩城勢は何方より通り來るべしと御尋なり各々申は田村領を通參たるべし顯胤仰せらるゝは隣郡にて田村は相馬の先主代々今に至り互に入魂なり相馬を討んとする岩城勢を通されたるは遺恨なり子細を聞侍らんとて御文を遊ばし田村顯隆へ進せらる其趣は兼而相互に申合たるかひなく岩城勢に道を貸玉へる年來の約を棄らるゝか何樣此方堺をあけ御門外にて參り委細可申となり然に境々に幾重にも番を置き脚力の往還成がたければ掛田の癩病頭を二人呼一人に料足三百文とらせて遣しけり三春の城門に至り內に入らんとするに追拂て不入故に癩病の云相馬の屋形樣より賴れ參りたりと番衆不審に存じさらば其狀を出せ殿へ上んするぞと則取出すに竹皮にて包み細く卷て持けり田村の家臣に此事を訴ふ則顯隆へ御目に掛る此顯隆は淸顯の御父なりと申顯隆御覽あつて家臣に仰らるは是は相馬殿よりの狀なり此岩城勢は何處を通つらん家臣申上るは定て山中を忍て通り侍んとなり御返翰は勢々不存なり敵陣に當領へ掛り侍らば一人も通す間布討捨に可致と懇切に仰分有けりとなり顯胤伊勢に被仰は岩城方備の中に兼而云通じたる者はなき歟伊勢何れも存じたる者に侍る中にも猪薬能登と申は岩城にて入魂の者と申す左あらば計策の矢文を射て見よと承りぬと矢文を認て射能登返事に委細其意を得然も其方一分の中にては如何なり相馬大將の御判斷あらばとなり則顯胤へ申上る許容有て御判の一紙を被下相圖の術を申遣し相馬各用意して敵方小屋の火の手を待處に猪薬能登父子二人自身鎗を提て夜中に伊勢が小屋へ來る伊勢驚て何とせられたるぞと問ば內々申合たること味方知けるにや今夜我を可討內談ある由告知らするものあり依て除來れりと則顯胤へ申上げれば事不調とも一端の忠義は有先伊勢が小屋に隱し置と御意なり其後相馬

へ參り父をば參河子をば能登と申しき猶葉肥前と申たるは一類が遙か後に來る牢人なりとぞ詰る處に何としつらん其夜岩城勢の內別の備より自火出來て燒來れり折から風烈しく吹下し枯草に火移りて小屋に悉く燒ければ敵騷ぎ立けり內々待居たりしかば打てかゝり玉ふに一支もせず散亂す後に備たる伊達勢は何ことも不知猶々騷て一人も不殘散亂したりされども備し山々高く山下は谷深ければ唯驚したる計にて慕追こともならざりけり敵味方備場山々に今に其形あり詰る處に黒木彈正同大膳亘理武石の加勢東郷掛田に在陣せしが伊達方の大勢に驚たるか又晴宗へ內通あるか掛田を引拂て密に逃皈り行方郡北郷へ發向し田中の城を攻んとす彈正兄弟東郷其外近邊の者どもを語ひ來て彈正は利正寺の館に備それより段々山下又海道の東阿彌陀寺の方迄備たり田中の諸士諸卒皆掛田へ參り留守居には天神堂を置れしに早飛脚を立て註進す此城は境目にもあらず內郷なれば用心も不入處なり然るに彈正逆心故に人々驚けり則內談あつて北郷衆を相馬へ皈され木幡主水が父尾張を小高へ皈し玉ひ顯胤思召は此事敵に聞へば相馬の運の極なるべし前後せまれり快く一戰して兎も角もなるべしと宣ひて此合戰を急速に思召立たるとぞ申傳る天文十一年子の二月人數大方集りたりしかば九日に掛田を御出馬阿武隈より此山下に馬を休め其日は野陣に備らる味方の人數北郷へ返しぬ又彈正兄弟逃皈りしかば百五十騎計上下八百許の人數と云り然して晴宗米澤を出で信夫大森に御坐と聞玉ひて翌日早朝に村押を仕玉へり敵も城を出て須萬田川を前に當て大勢控たり其朝霧霞かゝりて敵の色合能見へず老臣申上るは敵は居ながら然も多勢なり又如何謀略も不知味方は小勢然も敵地に入てのことなれば先御備を立られ敵の働を御見計ひ御合戰可然と申す顯胤宣ふは夫は敵の領地を負り又人を多殺して恐れしめんとするか城を可責ため勝ことを專と覺悟する時のこと也是は軍の勝負は兎も角も晴宗へ一旦の憤を去て伊達相馬の手切のしるしを見する迄なり勝處は別に有ぞと宣ふ見るが內に霞霧漸漸晴たり顯胤例の鐵團を以て是非は不入そかゝれ／＼と先へ乗り跡へのり大音をあげて罵り玉ふこと雷の轟くが如くなり惣軍一度に押掛る敵も相掛りに川中にて追つ追れつ戰しが敵色めきけるを味方競て殊に顯胤大音にて下知し玉へば敵亂れ散る所を追討に大森の城下

迄追付首百餘討取たり味方も上下三十餘討死なり此時岡田胤通も討死したり夫よりも其邊村押したまへ向者を切捨にせよとて押行玉ふに又平澤と云ふ處に敵集る是も大森の近所なるに敵も出向ひたり爰にて互に押掛りて入亂て戰けるが又散亂したり追散し首を七十余計取たり味方も上下三十余人討したり扨敵は方々へ逃散晴宗は小勢にて長井在米澤へ引取玉ふと申せば味方阿武隈を越て山下に馬を休め右兩所にて味方の討死を記し玉へり此時水谷右兵衛廿二歳吉田能登廿八歳にて討死なり顯胤諸軍士に向て被仰は各忠勤淺からず勇健の故に伊達の大勢を踏散し侍ること諸士の武勇に依てなり大儀々々然れとも本意と存る植宗を出し不申故なき諸士を殺し民を苦しめ大將もなき大森を攻ても無詮とて翌十一日掛田の陣城へ歸玉へり其頃申唱けるは植宗晴宗父子の御事なれば御家中も心區々になり上へは晴宗へ隨ふ樣なれとも底意は植宗へ引もあり勿論近き御親類は異見を用ひ給はざるを不興して此戰ひを余所に見て御座す故大身の衆は出られず唯晴宗の旗本米澤の諸卒信夫其外の郡々散在の士一騎立の士卒計りにて防戰ある故に如斯手弱なる働と申合けり

奥相茶話記卷第二終

奥相茶話記 巻第三

高兒原合戰事
相馬三郎流浪事
黒木彈正攻田中城事
被移植宗丸森事
老士茗談
顯胤與頭陀寺道師契約事

高兒原合戰事

顯胤大森の軍に勝給ひて掛田に引き取て老臣に向て宣ひけるは植宗の志ざし默しがたく身の敵を亡す事是素意に背く併植宗を安じ申さず西山の城に置侍る事嘘戰を費に非ずや吾れ封境を去て數日を歷事も又彼が爲也いざ西山に押寄一戰を決し植宗を奪取借い歸りなん思ふに夫晴宗大森の敗軍に付て手立て有らんと待所に悠々として扣へられし事最不審也兎角明日は桑折西山の城え押寄すべし明日の釆幣をば佐藤伊勢に御免しまします由被御付伊勢承り不肖何ぞ此の御免しに當り申さん老功の士偏に御座候間他に被仰付候へと辭し申す思ふ所あり辭すべからずと被仰に付伊勢營中を廻て言解ければ奇雲たな引けるぞ是は味方の祥瑞にして勝こと掌の中なるべし勇み進まれよ目出度覺え候とて通りしに各走り出て東西に回首せども春風拂〻一天〻寸雲なし滅卻するにやと怪で立入ぬかゝる所に小高田中より脚夫來て申上けるは黒木武石等企て有げに見えて候と申ければ狼狽とひとしき御身也とつぶやきける翌朝東方いまだ不白まに高兒原え打出給ふ其勢纔かに一百五十餘騎三手に分け阿武隈川のこなたに搭え給ふ高兒原桑折保原瀨上掛田に相近し敵も用意やしたりけんとせし所に跡より續て五十騎三十騎計にて押掛々々馳來る先陣五十餘騎備へんとすれども跡より大軍に揉立られ馬あし不定旗色亂れければ伊勢釆幣を取て時分は能ぞ追崩して高名し給ひとて馬を轡共劣らじと一散に馳せ出る貝を吹鼓を打て競い掛れば立かねたる敵なれば揉崩され逃んとするも後ろの備に支へられて亂合て川中に溺れ流る味方勝に乘て追討せんと勇しを伊勢大音を發し長追し給ふなと制し留め備を全して西山の邊を見給ふに一騎も不殘落散す遙に河邊を見をくれば二人

河に浸て泳ぎ來る有り何事にかく有るぞと尋れば植宗の二男實元の部屬の臣にて候桑折西山の城邊には一騎も留り不侍御心易く被思召候へ植宗は城中に居られ候ふ早く迎ひ取り給えとて本の川岸へ歸り上り又顯胤西山の城邊に御馬を磐せ寄高所へ備へ給ひ城中に人を入れ借い申せとて植宗を迎い取り給ふ植宗は白綾の小袖の上に黃色の袷を打羽織立出させしを馬に乘せ奉り前後左右に打圍み御側に候し兒性一人召具し疇を下りにあゆませ給ふ近郡の兵二十騎三十騎追懸け討留め申んと訇けり遮る敵を追ひ拂い慕ふ敵あらば取て返し手痛く鬪いければ近づく敵もなしかくて過ぎ行かせ給ふに古えは由し有者や住けん回りに堀を構へ四面竹茂り芊々たる舊跡有り顯胤此中に入り給い暫く休み玉へしに殘黨數千群集て堀を隔て屯す已に危く見え玉ふ苅捨たる萱あり此積上達者なる射手を摘寄手の馬を射よ馬驚き走りなば突て出よと下知し玉ふ各弓矢を携へ萱の上に登りて竹の葉越に射レ之當れる馬は伏まろび或は走り出ければ案に不違備各散亂す突出追拂い川を渡てしかんとし玉ふ所え大軍馳集り地形能ぞ川に追浸討取者ども後ろ足踏むなと勇み雲霞の如に群り追ふ顯胤見給

て各命を全して手柄立すな駈引大事の軍なるぞ首を取ことなかれ討捨にせよ川を越なば子細なからんぞ顯胤是にあらんぞ安々と渡し候えと宣ひけれども御馬を先立まいらせんと勸めける所え大軍悍み掛て雨の降り來るが如し一百五十餘騎都合一千二百餘人一度にとつてかへし弱げ見するな名をば子孫に傳へんぞ一命を資き君に奉れとて散々に馳違て突立て責戰ふさすがの大軍も東西南北に掛亂る川を渡るに能きひまぞ渡れ〳〵と有しかば颯と打渉向の岸に上て各息を休めける所に馬煙立て二百餘騎鬨に屯を押し來る誰ならんと怪み給えば掛田義宗の軍卒にして顯胤の軍勞に替り申さん爲なりとて馬を控て待掛けたり晴宗の軍士此由を見て顯胤の封境近ければ合力の軍兵ならんと恐て近付者なし所々の戰に取來首ども集め給ひしに中にも飯淵が首有り是は顯胤の宿意有り彼と見ん者は是非を不論討取れと宣ひし故に不捨持來る顯胤昔日御緣組を妨げんとせしを忘れ不給かくは宣ひけると也其外首どもを集め高見原の士民を呼集め玉へて首或は死骸を埋め塚を築かせ置き玉ふ至于今首塚とて高見の原に塚二つ有り扨飯淵が首をば妻子の方へ贈らせ給ひける顯胤塚を築かせ給ふ

事大將の美名後世に流さんとには非ず勇悍節義の士を他郡に知らしめんと也飯淵が首を送り給ふも勇將の素念終に遂する事を示さんと也眼を脚下に不留見を青空萬里に馳する者は顯胤の心を得んかさて陣中靜にして植宗に見參有て掛田に到り給ひば義宗軍勞の謝を伸夫より草野を經て小高の城に歸り給ふ堀内の館へ植宗を移し申し同慶寺え入り給ひ上下討死の姓名を手板に留め給ひ一七日佛事を營み給ひける義戰防戰に隙なかりけるにや婦人女子餉を運送すと語りき

相馬三郎殿流浪事

相馬三郎殿は顯胤の御家弟にして會津盛舜(もりみつ)の閨愛の御腹に産し給えり騷動の世なりければ第一富岡は岩城の堺なれば不時の難あらんかと疑ひ給ひ北郷五十餘人の中十六騎を勝り鈴木藤八郎を相副て城主にすえ置れける顯胤掛田出陣の中なれば小高の御城には御子盛胤幼弱なりければとて牛來伊賀を附置しけるさて顯胤出陣の日三郎殿へ宣ひしは富岡は封境の咽喉なり時を卯酉に定て城門を開闔せよ夜中全く開くべからずと制して出陣し給ぬるに三郎殿夜な〱忍で城外え通い給ふ如何となれば和泉と云る者處女に御心を通じ給へると也誠に大賢亞聖の人も自警箴る世上無レ如二人欲險一幾人か到レ此誤二平生一と云へるは朱文公の梨渦に對せる警也況や人の主たらん者は自から可戒諸史百家の書に所載豈贅言を待たんや三郎殿自武術を學び士卒を愛し百姓を撫育して顯胤の軍勞を察して盛胤へ忠信を盡されなば何ぞ其身に害あらんや自ら災を招く者は假令金城湯池の中に座すと云とも免る事を不得藤八郎度々諫言すすむといえども容給はず春は其日の長を苦み夏は其夜を短しと歎給えば盛胤の幼稚にして小高に留守居し給えるを慮り訪給はず黒木彈正が逆亂を問ひ給ふ事なし剰顯胤他郷にして粉骨を盡され命を風前の一芥よりも輕んじ給ひるを顧み玉ふ御氣色なければ諸人怪みさては岩城重隆に與みして晴宗に返り忠の御志かと察し思ひしかば衆口鑠レ金を終に顯胤疑を殘し給ふ顯胤掛田より歸り給ひしかども三郎殿病氣に言を寄小高へ參勤の心なしある時顯胤從者五六騎計り召連富岡の城三郎殿館え入り給ひ又三郎殿各亭に請し申珍菓を盛饌味を倶て酒肴を盡す茗飲の後顯胤宣ひしは三郎汝朦氣の址に罹と聞て遠念を勞し思ひしに聞ことは猶見るに不レ

及か平復に近からんいざ風和し日も暖なれば鷹野して慰に出られよと有りければ畏て候とて御馬の後に随い給ひ路中御快く詞を交し給ふ纐纈宜ひしは掛田高見の兩陣無障黒木が千倉え働きしは手中の物を採が如し重隆は狐狸にして猛虎を見るが如くならん汝不豫の色ありしも平復して思事なしと宣ひき三郎殿小高もまぢかければ御暇を乞奉る纐纈宜ひしに病中にて介尊え久しく見えざるべしさぞ床布をわしなん能序なれば堀内え來れ我も參らんとて召連らる介尊嬉しくや御座しましけん蓬來の山の下には羽觴を飛し鸚鵡の樽の中には竹葉を湛かねて思意し給ひけん竹切て囹圄とし三郎殿を捕て押入れ給ひ牛來伊賀に預けらる伊賀は先君千葉より召具し給し者の孫枝なれば附給ふなるべし其夜富岡え檢使を立て可レ諫不レ諫者を追放し給ひて三郎殿跡を室原伊勢に被仰付城代を勤ける伊勢一女なれば養子に一跡を讓り隱居の後富岡い城代となる此婿養子老後に伊勢と云り黒木彈正退治として御出陣の御留守に堀内の御母堂より三郎殿へ御小袖をしんじけるに小刀を認入れ給ひ警固の士にも樽酒に肴核を添て送られける警固の士彼酒に醉臥して前後を不辨内に小刀を以て竹を刻み三郎殿免れ出給ひしを高新六と云へる小人馬を牽來て打乘せまいらせ田村え到り夫より會津盛氏は外戚の叔父にて御坐故に是れに暫く留り給ひ御名を相三と改め軍修行に都鄙を廻られける伊賀面目なしとて岩城え走る頓て召遣されしに嫡男は京師え行くさて給ひしに牛來が嫡男出で潛淨の案内をなし奉り大弼の綸宣を取て歸鄉し給ふ牛來が嫡子信長生害の後は江洲蒲生氏鄉に仕へ會津に來る其子醫術を學び松井三位法眼と云故鄉なりとて歸り來にけり牛來半九郎に尋逢て來る由を語りしと云爾

黒木彈正攻二田中城一事

古へを尋るに宇多行方の兩郡由來相馬の領也其頃先主下總國に住し給ふ境地遙に隔りしかば制法通じ難しまして元弘建武の世爭亂盛にして封境主を替る事日夜を不論其比中村は熊野堂の社人領之されども爭闘の代にして保ち難ければ白川結城入道忠武勇の譽れ有りしに彼の神主白川に禮を盡し剩へ結城が庶流を請今田村に館を立仕レ之是を中村殿と云此より前は藤氏の領しけるにや熊野堂鐘銘に文永正和の年號を記して藤氏の寄

進なり黒木が先世も又宇田郡の中黒木駒が峰新地を領す坂本の近所に河原橋と云る有り是亘利郡宇田郡の境なり相馬の封境なりと云るは文治年中も源頼朝藤原泰衡を退治し給ふとき軍賞として附與し給へり豈宇田行方二郡而已ならんや名取宮城野出羽の内岩城の内仙道の内相馬の封域なりしが世異に入殊にして地轉じ主變せりましで元弘の亂後北畠中納言源顯家卿奥州の國主として靈山に住し給ひて郡々支配し給より白川が有と成て先君行方一郡を領し給ふ其後足利尊氏宮方に背て戰ひし時足利は大度の人なりとて先主隨順して軍功茂群なりけるにより又宇多行方標葉三郡を領受し給ひて兼て近郡に掟を出し給ひり此時宮方に屬する者に名字を替い改名所々に在りけれども足利寛仁す郡々主定り村々掟齊しと云へども彼宮方稍もすれば爭を求む此時加藤末三長刀にてやにわに八騎薙伏せたり至于今三百有五十年に向とす今傳之黎民口に銘す其勇三軍の師を奪ふなるべし彼長刀相州正宗が作にして石柄と名づく代々の屋形馬前の具となし給ひて障碍を拂ふ名物也往古は中村と黒木と不和にして朝暮の爭止時なし中村が臣菅野佐々木軍に馴れし勇士にして黒木度々敗北して黒木村の邊護摩堂迄は追詰らる如何有けん黒木中村和睦して剰中村を黒木が婿となせり中村今田を去て先つ馬場野に住抑今中村御城の開基を尋るに天神山と號して天神垂跡の地也常に樵夫山に入り枯木を折落葉を取て飲炊の用を爲樵夫儕して觀又仰て見二此山一其姿城郭に宜しと云り其言溢て中村館郭を營とす湟壘石壁漸々になれり城を名付て夫館と云るも此來歷に依る或人の云ふ此城天神を鎭守として崇敬し給はゝ長久にして全盛ならんと古老云傳ひしと也さて中村城に移らんとす舅氏木芽崩し城を奪ひ住せんとして先立て城に入り新造を視せし爲に先立ち申せし由中村へ云ひやりければ中村馬場野を發して新造に入らんとせしを黒木拒みければ馬場え取て返せして黒木追掛中村を討取けり白川が庶流中村の跡終に滅卻す中村が陪臣我が先君へ仔細に告げ知らせければ先君黒木自餘の働案の外なり中村が從臣を助るとて出給ひければ黒木頭を垂て申けるは此度中村を討し事假初の働に非ず年月を經て宿意を含み候へしが一旦婿の親み有と云へども素念忘れ難く中村を討取るは全く逆意の企に非ず忠義を盡し申さんと手を揉みければ免許の色解て歸り給ひし時黒木御太刀

を拜受して面目を施せり中村には黒木彈正が舍弟大膳住しける明應年中の比は右盛胤下知し玉ひける御判形取傳て于今有り各先君の旗下徘徊せしなるべし此昔古代を語り傳ひしを記せりさて下倉庄田中の城へ黒木武石東郷の面々押寄たり田中の城三方は大淵圍り古松、老柏、繁茂して容易近付難かりければ睥睨して冬より夏に至る此城平野の田畠となりしは近き世石田治部少輔三成堀久太郎大崎の仕置に下りし時數日田中に逗留す此時大樹を倒し堀を埋て平地となす顯胤掛田歸陣も近ければ不日に田中を責落さんと評議せり田中には天神堂桑折駿河同子左馬二男治部少輔彼等が一族に北郷五十餘人都合七百餘人今や々々と待かけたり殘る士卒の大將として木幡尾張瀧の迫城中に楯こもり田中の後詰をしたりけり敵方便りを闚し先づ屋形村に夜討し引退く城中に是を見てすわ夜討入りけるぞ一人も返すまじとて追て出で壽性寺山下七つ橋迄切り立たり敵も返し合て相戰ひ味方も橋を楯に取り拒ぎ争いしに敵計策の圖に當れるぞと右の山より大軍をり立て中に包て打取らんとをめき叫ければ味方少勢にして長追の費せん方なく阿彌陀寺の東由井名橋まで追立られ手負死人數を不知中にも桑折治部少輔同新九郎同新十郎佐藤美濃其外五十餘人の者討れて纔二十三人城中に逃籠り小高の城へ注進す顯胤宣ひけるは小敵をあなどるは良將の器に非ず各評議あるべしと伊勢に被仰付岡田、大井、堀内、杉、木幡、岡和田、桑折、三百五十餘騎備を七つに分けたり海道の東に旗を靡し雲霞の如くに屯す顯胤一百五十餘騎江足の山に陣を張り堀をほり柵を作り陣屋道正く所明にして深夜といゑども惑ふ事なし諸々の警固梆子叩て夜を戒む忍び夜討拒せきにや野伏足輕なり透間なく相巡りて蟻の行路を争ふか如し敵の變化を見て日を送りけるに互利東郷は木幡尾張が婿なれども世の噪き繁ければ對面こと延しに尾張云遣しけるは陣中物さびしく御なつかしく候ば忍來り給えかし物語りして累年の欝を散し申さんと有りしに東郷は袴を着し従者纔かに七十餘人召具して尾張が陣所瀧の迫に來れり燈前に合レ盃打解たる所に兼て相圖の刻至て杉、泉、岡和田を先として瀧の迫篠小屋の陣所を幾重にも打圍みて凱歌を擧ぐ此城北は嵯峨たる岩石にして岸高し三方は敵稠卷詰ける城の南に連れば大岡山を便りに七十餘人逃走る松明を擲て追詰もみの木澤に閉籠て上下七十餘

人自害して失にけり山下村に東郷塚とて今に有りしは是也夜も明ければ黒木兄弟聞レ之不安思ひければ杉の館に押寄て透間なく切て掛る遠矢刺矢の来ること雨の如く電の如し近き備の前にすわ事始るぞ射げ見するな誰か舞鶴の壽を保たん人生は芭蕉の如し風嵐に破れ安し名は是實の賓也とて我劣らじと拒ぎける武石黒木の面々敵の面は見しれるぞ縦ひ顯胤鬼神なりと云ども餘すな打破らん物をとて悍掛るありさま源平の戰ひより頽なり顯胤江足の陣所を下だし鹿島に向ひ北に備を押して敵の跡とを遮らんとし給へば岡田、堀内、大井陣屋を出一手になつて寺内の方より横鑓を入れんと寵を前む泉、泉田、木幡の備は平野にて仕崩さんと脇目もせず打て懸る三方より寛て掛れば城中より切て出で蟻の裸虫を取埋むが如し三郡の人民集りければ山野廣しといへども寸尺の地無りけり武石黒木流石の勇士なれどもやう／＼命をば助り頁利をさして逆走る顯胤三十五歳の御時なり今彼の陣跡を見る累々たる塚多し居民言傳へしは是武石、黒木が一族の跡なりと云爰は岡田堀切彼は大井堀切宿老陣場は堀内輪藏館は桑折上野など云て其古跡を語る萬感の餘り涙痕裳に傳ふさて顯胤御備を巻給ひて泉が館へ御移御遊興品を盡され翌日金澤が宅に入らせ給ふ金澤饗應の善を盡し松齢椿壽を祝し奉る顯胤御興の餘りに一首仕れと有しに不取敢

　天神の御代に蒔きたる胤なれば宇多の道より思ふまゝなし

是中村の御城は天神の鎮守なる事を詠ず顯胤褒稱し給て蜆村の内荒屋と云所を給りけり或人云此歌は立谷越前が詠なりと云是非なり兩日を歴て中村黒木の城に押寄給えば一支もなく降ければ彈正の二男四五歳になりしを質にとり給ひける對島と申けるは是なり中村の城主大膳も其子を質に奉る是十郎右衛門が父也各小高へ出仕すべき旨被仰付開陣し給ふ黒木兄弟平野の原迄再三来るといへども終に参勤を不果顯胤武石退治し給はんとて黒木兄弟魁致すべき旨被仰付相業か原へ御出陣なりしに黒木兄弟父子も彼地に到る出陣の御祝に土器の御盃出づ江井河内其年四十歳青田太郎右衛門行年四十二歳なりしが魁岸の力量ありければ黒木兄弟が討手に被仰付黒木も無双の勇士にして其姿逞く魁偉倜儻の士也御盃を呑まんとせし所を江井青田御酌を擲是わと瞪しを直甲切倒有會面々其子其從者を取て伏せ忽首を刎けり早流雄の若者ども黒木が徒を鏖にせんと訇りけ

れば顯胤宣ひける一風百草を死す風止むときには草自蘇すと制し給ふ顯胤江井青田が功を正し給ひしに江井申上けるは青田こそ討太刀仕て候と申す青田いやさには候はず江井にて候と互に讓りけり江井重て申けるは某の太刀にて青田が太刀の峯を切て候ば青田にて候と堅く辭す青田が太刀を見れば峯に疵ありけりかゝる時節に能覺えしは江井が功上に立なんと各賞をうけり古へ疇を讓りし事人口に膾炙す未だ武功を讓ることを不聞名を求め利を爭ふは古今の常なり

時情變ニ寒暑ニ世利較ニ錙銖ニと云へるは白香山が詩なり兩士は夫れ仁者なる歟豈唯武勇のみならん彼青田不幸にして後に盲目となる顯胤標葉往還の目は被召出御隣愍の御氣色あり其名常三と云へり

植宗被移丸森事

伊達植宗は小高堀内に一年の餘り御座しければ御子晴宗の一族老臣等評議決定して執扱い顯胤へ誓約して丸森へ移し給ふ其時植宗宣ひしは舍婿の恵み深く危を見れたり吾木石に非らず豈其恩を忘れしや誓詞を殘して子孫を戒んと有りければ顯胤の老臣申ければ何ぞ誓不誓を論じ給はんや父子の御親みにて爲すべき事を爲し給へりと留め奉れども強て懇請ひて彼起請の右に誓詞を止め給ふ其意趣は我が孫顯胤の遺胤に敵すべからずと天神地祇に誓の御詞なり此事近郡の蒸民口碑に有り其恩芳しかりければ丸森より往來の信不絕盛胤の御世までは小高へ來り訊給へ或時青田信濃に宣ひければ地の形相を見るに金山は水乏と云へども能き要害の城郭なり縱ひ將來伊達と雖ゝ爭ひ給ふとも便り有ん物をと度々仰られしと也良將の詞は誣ゆべからず植宗上下終に八十余人にて居給ひじが家乏くましくけるにぞ藤橋紀伊守三年御扶持を送り進せけるに其報謝に小齋金山の間に島田と云る村ゞ藤橋に一代賜りけり彼藤橋は黑木退治の後石上の館に置給ひ石上新沼を賜ると云へり

老士茗談

老士の語りければ顯胤三郡の士を催し相戰ひ給ひしは三たび也小戰の御働は度々に及べり然れども近郡尺地を犯すことなし實に良將の器なり其封境今見るに東は一里余南は行程十三里余西は六里に近く北は二里に不

足乾隅より坤に至て峰辯聳え飛雲の跡を遮ぎり艮より巽に通じて波浪岸を蕩て漫たり漁樵便を得て商賈其利多し地雄人傑にして東方の靈也魚鼈禽獸悉く集り木竹蕃野其用豐也漁鹽五穀之利擧て盡し難し況んや顯胤愛憐深く義理を重し給へば輿儓奴隷の輩を皆なつき奉る唯室原手渡のみ其心不解牛渡治部舍弟近江は所知のことにつき恨を含むこと有て岩城に走る三郎殿富岡に住し給へるとき彼兄弟申けるは野伏を三百人預け給へかし富岡を取てまいらすべしと申けるに望に任て富岡へ差こされしに人數の飛事恰も螢火の亂れ飛て似たり其數幾千と云事を不知近江兄に向て申ければ是可怪の甚也夜討を止られよと諫しに治部申しければ日限を定て來りけるに歸りなば人の嘲はれ難し御邊は歸り給へと有ければ近江は歸りけり城中にも能く知りたれば待かけし所に寄せ來りしを追散し爰彼にて討取たり近江は夫より伊達へ行き又標葉へ歸る江井河内に被仰付岡田攝津宅にて討と有りしに兩人相かたらいて牛渡を呼請茗をすゝめて後江井云ければ牛渡殿御刀は達磨正宗にて名譽のきれ物と承る見せ給へと望しにやがて牛渡云けるは貴方も大原の眞盛の太刀にて度々功名かくれなしこなたへ見せ給へとて互に拔て左右の手に取り替て見ぬ又返し互に鞘に納む牛渡席を立て出さまに云ひけるはば牛渡をたばかり討者思ひよらずとて歸りける其後牛渡小高へ來り宿老へ近き歎きけると生きて流浪の身とならんより死して屋形の御憎を晴し申さんと太刀刀を捨ければ顯胤宣ひけるは虎狼牙なくんば誰か其威を恐んとて御扶持を給りけり顯胤質素諄朴にして平生近習外樣を集め古今の成敗を談し賢愚得失を評し常の言に宣ひければ我れ人を不捨人我れを捨なんやと宣ひけると也

亘理武石遺跡事

亘理の城郭は素禪院にして雄山寺と云今は小堤村妙見山とて靈神無跡の地築けり城中妙見の神社を安置し奉る千葉大黨の末葉にして正月に至りぬれば三ケ日精進潔齋す天文の末武石逝し給ひぬ宣胤襁褓に御座ければ賴少く思ひけるにや各評議して後見の良將を求めなんとす伊達大身なれども當時仕出しの將なり相馬に其源を同すと云へども黑木が逆亂に一黨して近付難し如何あらんと有りしに顯胤は憐愍深く御座せば賴申んとて

老臣小高へ參ず事の由を申給て顯胤宣ひけるは武石は權をつぎし者なれども舊緣忘れ難く諸卒我を賴もしく思所黙止がたし孫子北堂を此地に移されよ亘理の守には青田信濃か嫡子左右衛門水谷伊豫を遣しなん各相議して諸卒諸民を撫育し給へとて遣されければ無程武石の後室小高の城へ入り給り其後天文十七年長門守義胤公誕生し給ひしとき武石の後室を乳母に供へたまう武石が士卒不悦顯胤異變の心御座て亘理を奪い給はんとなるべし青田水谷を討て伊達へ與せんと云しに伊達三郎は晴宗に背て武石に從い金津に住す大平主膳とかたらい武石力士卒を諫めけるは伊達にくみせん事先主の素念ならず靈鑑恐るべし只冀は相馬は關東の十三濱にして中にも屋形の號顯然たり殊に義を守り給ふ大將なれば末々何の疑があらんと再三諫むれども不容二人亘理を辭して三郎は回國すとて出づ主膳は黒木に來る御扶持を賜り其子を孫兵衛と云三郎も相馬へ來り博士と成て義胤の武運長久を祈りけり所知を給り其子葉小澤性にして今に有り武石が士卒終に伊達に屬す植宗亘理巡見の時亘理に宿寓し給ふ武石が一旅兵庫奔走の余り娘を出して酌を取せり此腹に綱宗並に元宗を產兵庫男子無のゆ綱宗跡を續ぐ綱宗十八歲並元弟又其家を續く元宗か子重宗まで亘理を名乘る其定宗に至て政宗伊達の姓を賜て重宗は婿を取亘理の姓を相續す武石が小兒は顯胤に仕て市左衛門と云り家弟有て讃岐と云る也

顯胤與頭陀寺道師契約事

或人の語りしは掛田義宗は顯胤の御子盛胤の舅にして御座は晴宗疑給ふ所に義宗卒し給ひて俊宗立ち給ひ晴宗時を窺て中島伊勢櫻田右兵衛同子息玄蕃は義宗の亘室なれば語らひ掛田の城に寄て責落さる俊宗免れて秋山と云る所に忍び居給ひしを土民いたはり育ひ奉る爰にて終り給ふ又俊宗の弟七郎は伊達郡藤田の家を繼ぎ給ひしが兄を助けんと兵を催し掛田に馳來る落城の因なれば不叶して相馬へ來り草野に住して歷々年を後に馬場野に移る中島は星霜を經て金山に移る地を犯さんとせしに再び兵を催し給り事有り櫻田は川俣て住す顯胤川後陣と云るは此時のことならんか其始末を傳ることなし顯胤川俣にて勝利を得給ひて山に登り休息し給ふ所へ頭陀寺の開山栽松青牛和尚來謁下時宜終て顯胤宣ひけるは今處に甲を脫休息致さんと被仰ければ和尚

申されしは大將の御詞とも覺え候はず世の諺に勝て甲の緒をしむると申と云はれしに顯胤感心し給ひて我終りなば導師し給かしと宣へば百年の後の事と契約をなし給ふ天文十八年四十二歳の御時逝去し給ふ彼栽松青牛和尚を請待して御導師とす和尚下火雄山々々昔年拔動如今閻王棒前諸訛作麼生一喝打火而唱云破關透關古來の菩提寺なれば新祥寺にて佛事執行し奉る栽松和尚小谷村に小庵構へ閑居の月を愛し給へり今の風光寺是なり頭陀寺の開山なる故于今位牌存す物故夷三郎栽松青牛大和尚と云

奥相茶話記卷第三終

奥相茶話記 巻第四

當家權輿並祭例條々
三郡役騎被相定事
被誅木幡主水盛清事
靑田信濃振權事
信濃逆意露顯事
靑田信濃落行事並草野小一郎被討事
佐藤伊勢夜討事
磯邊合戰事
中村黑木殘黨和睦事
名取郡北目合戰御加勢事

當家權輿並祭例條々

或人當家の從來を問答て云夫桓武の御嫡男葛原高明公五代の苗裔にて御坐す御父は高望王の二男鎭守府將軍良將下總國相馬郡を領し給ふ相馬小次郎將門と申奉るは時の大臣にて御坐す故に筑紫の內一國を領し給ふ政道不邪延喜の末公卿奢甚して宴遊を事として色を重しとす烝民下に苦み天下義を失ひり將門其不道を悲み給て藤原純友と謀て兵を起さんとし給へり純友彼も筑紫一國の領主也其沙汰京師に隱れ無りければ左右の大臣奏達を經て將門を召て宇治に押籠らる又宇治にして將門事を巧むの由叡聞に入り源善淵に綸旨を下し宇治に發向せり善淵は淸和天皇の御子貞保親王の息月宮の子也將門防戰に利なくして朱雀院の御宇承平の始宇治を去て總州相馬郡に下向し給て良望を前給ふ鎭守府將軍良望は良將の兄にして將門の伯父也良望聞給はず將門良望を討相馬郡守屋に都を建百官を進退して自平親王と號し給ふ此事都に隱れなかりしかば官軍を催し良望の男鎭守將軍貞盛武將として關東を責らるゝこと度々に及べり天慶年中將門討死也と云將門の伯父鎭守府將軍良文の御子忠賴へ相馬郡を賜る忠賴千葉の元祖なり彼源善淵は滋野海野望月根津の祖也彼系圖に將門の事業を詳に載と云り

又問云ちけんまるかしと申て將門より相馬代々の秘寶ありと云又蛇太刀と云るは何ぞや答云相馬の嫡々相傳て他人の知る事に非ず此物無形無相の寶と云りされば日本紀に神籬と云ふあり神道者深く秘せり吉田と平野

と神籬を爭ふ事有り吉田云神籬は春日大明神より大織冠に傳り夫より意美丸に渡りて我家に有他人の知事に非ず諸神を我がまゝにする事は此神籬ある故也是を天津岩鏡共名付く平野云春日大明神天降玉へし時天照大神の授け玉へし物也垂仁天皇の時新羅の王子來て七寶を献ず其中に熊神籬あり是は別の物なり神代の神籬は年久しければ我家になしまして他人の知る物に非ずと云世降人下て神籬を不知此神籬と申すは一切の神體なるべし我國昔より巫祝の神を勸請して箱に赤土を盛て内陣に納る時幣をふり再拜して此物は木にも非ず土にも非ず金にも非ず此に神御坐すと唱る事秘事也是神籬の正印なるべし○ちけんまるかしは夫神籬が蛇太刀は往古先主春風に袂を飜し山花の褥に醉い臥したまふ花樹に掛たる御太刀を忘却して歸り玉ひしに醉醒驚き立出花林の下に到り行人徘徊于イして不去先主問玉へば曰吾は族行の人花樹を見れば黄金を彫たる太刀有取らんとすれば忽化して蛇となる奇怪の物也と云先主見玉へば蛇縮り太刀となる則取て歸り玉ふ是より蛇太刀と申す信田身と申は信田殿一身と齊しくし玉いし故也或は信田實と云實有物は生じて天地とともに不盡して日出度寶劒莫邪の光斗牛を射る事あり何の怪ことか有らん

又問云往昔將門關八州を從へ總州に住し給ふ而今奥州宇多行方標葉三郡を領し玉ひしは何れの世より然ること有りや答曰文治年中源賴朝佐藤泰衡を退治の時千葉介同嫡子新介ならびに五黨の面々相州武州安房上總の勢を引卒して東海道より奥州に發向し玉ふ軍功蓋代又泰衡が郎等憤り不散山北金澤より蜂起す又常胤父子下向有て大河戸四郎が頸を切て賴朝に獻ず千葉竝五黨の面々軍費を賜ふ常胤の二男相馬次郎師常に宇多行方武石三郎胤盛は亘理大須賀四郎胤信龍狐山國分五郎胤通に宮城郡東六郎胤賴黒川の郡を知行し玉ふ此時より始ると云爾

又門當家代々三元の日血食せず精進潔齋す又白餅を不食御駒上りて肉食を勸む是何の因緣ぞ吾が爲に一を置け答云上古を語らんこと言を喰とやせん火を禁ずることは聖代の書に歷々たり一品式部卿葛原親王より始れり日本は神國にして崇敬の心を先とす年月日の始なれば清淨潔白陽神を迎ひ給ふ不肉食事は嗜欲の情を動さん事を恐る將門は中興の祖也爰に俵藤太秀鄕と云者あ

り將門の勇悍に恐て順はんとす嶮難を歴て將門を訪將門浴室に有り秀郷到を聞給ひて髪を不束白朋衣を著し短刀を侍妾に持せ出で秀郷に對し給ふ秀郷歸て思ひけるは無禮の出立なり殊に吾れ組せん事を悦ぶ色あり是れ將の器に非ずとて都に上り官軍を導き終に將門を亡し奉る白色の御衣より亡び給へば其色を食するに不忍白餅を禁ず又脱粟の飯を勸むるも又此故也精米は其色白ければ也是を御强と云此御强を盛巧古より傳はり小高に住す此者下總國より來れると云嗚呼倚矣白馬の節會は處々に見えたり春の始に白馬を見れば天災を拂ふと云ふ馬の頭を木にて刻み紙にて白綿を付七歳より内の童子此竹馬に乘る是を御駒と云ふ正月三日未の刻に先づ妙見の神社に詣じ夫より城中入る皷を打て萬歳樂と御駒城中に入れば肉食を勸め奉る夫鎭守妙見尊蘆毛の馬に跨り給ふ此故に宇多行方の上下蘆毛の馬に不乘況や芦毛を飼事なし彼御駒も蘆毛を表すと云ふ妙見尊は鎭守にて御坐す仔細を語られまほしされども事長ければ略之御駒を召し使を七度たつ此を七度使と云彼御駒の役者も千葉より來る丹後國西宮社家の流と云白餅の遺風の寒食の如し又問其根深き者は枝葉長ず其源大なる物は流れ不絶今天下の諸侯を見るに下民より出て其威を振ふもの多し巨富累葉の人中葉も又稀也本朝指て可數事しけく品多しと雖も願くは又具初兼て三月の神事を聞かん答云來前め其由來を解ん皆是後世の潤色に非ず抑將門は武將の純一にして海内其名を呼官軍に敵對給ひしかば軍器を先として武事を勵し給ふ故に盃春七日の比敵國に向て貝を吹初む其數は七五三吉日良辰を撰で勸む顯胤より以來鐵の鞭廣ぶたに載せ御前へ出す軍陣の事初めなるべし此時上下席を不定流れの御盃を給る也六は聖代に起り本朝に傳る其德高め論辯の間に非ず夫子曰射事君子に似たりと有最軍器の甲たり故に三月廿二日廿三日兩日妙見の神社に的を飾り童子一人神財一人兩人相並で射る此童子はけだし年男と云ひ元旦井華を汲で陽神に具ふ或は若水と云長男は色欲染心を嫌ふ故に童子を用ゆると也春は四時の始なれば桑の弓蓬の矢を射るが如し神前の的にて城中に假屋を作り的を餘て射る足輕年々相勤む折烏帽子素袍袴にて相並で射る規式昔を表す諸士各群り座す三立畢て退く廿三日も此如されども潔齋の神事なれば於的場廿三日の巳刻はかり魚肉出て各精進を除くと云

又問天下祭例を云者不少犬追物祇園會唯尤物は野馬追なり其從來する所何れの代何の時より始り是何所爲を其旨を聞かん答曰く往聖垂教四民安き事得學而は論語の首篇なり本朝萬古より武を以て收む文之れに次世々の式目歴代の書に見えたり治に亂を不忘亂に治の備を設く將門穆として深いかな馬を野に放て是を駈追變化を成め大軍使い懸引の變遷を學び給ふ偉哉將門關八州の兵を集て入陣を進退して野馬を駈り給ふ事誠に四界の壯觀ならん千歲の後に生昔日の野馬追を不見可憾甚也將門兼て馬上の働を見て機變の應を察し給ふ是野馬追の權輿也或人の云將門に寛仁恕容にして人の罪を宥し給ふ事七度に及べりと云是人は念々の變革ある事を知り給へり人心を折に觸人に隨交易す六十四卦の成る所也喜ぶ事有り憂る事有り思ふ事有り悲む事有り勇む事有り記憶する事有變に居る者は能天下の利に通ず將門能く恕の道を得給ふ忠道を得給つゝ天下を納め給はんか抑將門より以來野馬追の祭例絶る事なし就中先主宇多行方に移り給ひて文治より至于今四百五十年祭例絶る年なし其來ること久い哉當時纔に三郡を領し給ふて古昔將門八州の兵を集め野馬を駈り給ふに不及衰へ給ふ事何ぞや變遷陵谷の世可歎可悲夫祭例は五月中の中の日也中村の城南五里に當て廣野有り名付て原の町と云東西は三里南北は一里に餘る西は高山にて國見篠府猿烏帽子五臺山突兀と相連る東は香濱にして萬里の船を通す原上は平にして如砥夏草繁欝々として青氈を敷くに似たり其聲隣國を轟かし見物の男女連袖西嶺の斜日を含む事を惜む廣野の同りは人相並て小旗を持ち野馬の放行を禁ず其籏色を異にし紋を替へて組を分つ尺才の地を不殘相連て立ちしかば野馬のかゝる所なし並べる籏風に翻り百花亂て長川に流るゝが如し胥追の奉行山中を駈は野馬は原上に群て牡牝相呼で嘶聲野に滿てり我此祭例を見事忠胤公長門守御代なり忠胤公五月午の日中村の城を發し給ふ従者百騎歩卒一千餘人雁陣を見るが如し綺羅を盡し美麗を集む前後左右の備或二十騎或三十騎列をなす忠胤寓舘に入給へば従者各旅泊に着す御庭には籏旗を立繪鶴の御馬印御旗は地色黑にして紅の圓形なり恰も殘夜に朝陽の出るに似り御幕は天下無双の繋馬なり弓鐵砲を飾立て夥し回首て見ればば村々里々の宿所にも大旗小旗風に飜り一天春回て萬花一夜に開るが如し及幕各乗馬にて原上に出東西に馭

馬其强弱を試む是を霄追と云さて夜更人定て一たび鐘を鳴せば總勢驚醒て用意す二たび鐘を鳴せば總勢勸食甲冑を帶す三たび鳴鐘せは各馬に乘り廣野の役所に出つ日出屋形の御馬を發し給ふ歩卒各甲冑を着して小旗をさせり相幷べる鐵砲は猩々緋にして弓鑓の装い誠に武家の祭例也屋形の御馬を狩野と名付狩野は本朝の畫工にして名譽あり狩野が丹誠を盡書くが如し絶代の名馬也御立物は黄金の鹿の角御鏡は百寶を盡して言語の及ぶ所に非ず百萬の見物寒膽目を放たず東を見れば馬印高く旌旗煙に紛れ一千餘人屯を張る御右の備也西は其備二つにして朝霞立籠てさだかならず御備は北に向て鐵砲弓鑓回りを圍み雲霞の靡くか如し相圖の旗は五色にて所々に飄颻す乾隅を見れば野馬數千疋霞間より馳下る其手の大將は八十騎貝を吹太皷を打て乘り亂す大小の旌旗馬散亂一千餘人駈下せば左の備は閑にして不動御備を見れば太皷の聲頻りにして野馬に向て馳上る初手の備に入り難く上下二千五百餘人東西南北に追回す野馬亂て東西に馳す縱ひば旋風地を拂ひば落葉散亂して空中に舞が如し右の備は閑かに太皷を打て西に向て進み行く或は上り或は下り或は南に向て行き或は北に向て馳す其勢上下七千餘人屯を五つに分けて追立追回し馳散ずる有樣かゝる壯觀和笠支の中に不聞終に五つの備へ一つに成て駈下數百の野馬東に向て小高の古城妙見の神庭に入るかくて五備或遊軍浮勢一萬餘人備を卷南山の假屋に俱ない奉り甲冑を脫て小高の別殿に入り給ふ翌日昧日屋形神庭の假屋に出給ふ各肩衣袴を着し祇候す屋形長竿に繩を掛て大にして悍める馬の首に投掛け給へば小人數百人群立て此の野馬捕馬勇て群馬に入れば小人追て其首を抱き其尾を取り其髮を採或乘或落群馬に入て落ぬる時は蹄其身に當て忽斃息を絶つ側より神水を面に洒は速に蘇生す奇怪ならずや此神明の德可崇可敬如此取つて神木に野馬を繫ぐ太守繫馬を買給ふ小人靑銅を取て相祝し其勞を忘る此日太守中村に歸給ふ是れ野馬の大槩を記す腐毛の及所に非す

三郡役騎被相定事

標葉郡　百五十騎　歩卒七百五十餘　泉田（備頭二十五騎）
熊五騎　熊川七騎　樋渡　山田　植野　藤橋　苅屋戸　小九　權現堂　中村　室原　井土川　下浦
役者足輕雜人等右の人數の外小身の面々加之

御旗本　百五十騎　　歩卒八百餘人
　小高城下御貸馬も有り大身は右の外足輕も右の外
小高鄉　七十騎　　歩卒五百餘人
　岡田（備頭二十五騎）　大悲山　大井　判先　七騎
　靑田（山澤也）水谷　金場（門馬也）
右小身の面々加之
中鄉　　百三十騎　　歩卒六百餘人
　泉（二十五騎備頭）　金澤八騎　高平八騎　大內　幸內　杉
右の外は小身加之
北鄉　　七十騎　　歩卒五百餘人
　柔折（十五騎備頭）　天神堂三騎　北鄉五十余人
中村　　八十騎　　歩卒五百餘人
　草野（備頭草野式部後隆胤）　礒邊　柚木　立谷　栃久保　今田
百槻　飯淵　新田　柏崎　日下石　程田
　右の外小身相加る
黑木　　六十騎　　歩卒三百餘人
　相馬三郎殿（備頭）　高田　小野　大坪　石神　杉野
目　澁田見（佐々木也）
集騎馬　八十騎　　歩卒四百餘人
　備頭は時の宿老也或此備御旗本に加る

右より言傳ひしは相馬七百騎と云されども御働の時は三百五十餘騎或四百騎也大形備を七つに分給ふと也伊達二十三備に打勝給ふこと隱れなし番持之城に人數を殘し置給ふ其番持の城
　新地　駒ケ峰　小齊　金山　丸森　草野　黑木
　新山　牛越

被誅木幡主水盛淸事

木幡尾張が嫡子主水盛淸は總州相馬より代々の重臣也素常陸國信田郡に住す浮島大夫が後孫也又山澤の城代靑田右衛門が庶流靑田信濃と云者是顯胤誕生之時より附奉る顯胤長し給て漸々立身事有武道勇悍又比類なし史記曰美女者惡女之仇と豈不然哉靑田常に木幡を嫉み木幡は學問思辯の士にして勇も又勝たり此時洛陽遠便にして諸處勤仕を怠る偶々山伏の入峰の節聖護院の宮へ便りて官位を昇進し郡政の大法を受く父子相續の時名代の使者を上す先考顯胤の御時は父尾張を上せ給ふ盛胤の御時代に當て盛淸を上せらる主水信濃兩輪の如し權を爭ふ事古も不少信州常に奢侈を主水にすゝむ郡中の上下信州を恐る盛胤二十歲御時顯胤逝去し給ふ盛胤

は直にして侍臣の言を信じ給ふ此故に信濃嫡男青田左衛門父子より〳〵勅を入れんとす或時左衛門申上けるは顯胤御臨終に望宜ひしは我死後に盛胤を輕んじ盛清奢らん事疑ふ所なし汝心を付て遺誡の趣を訴へ奉れと有りしなと含め奉つる折節し山伏仕置のために聖護院より兩使下る一人は坊官増梁と云一人は青侍藤之と云聖護院より禁裡の傳へとして堺に關所を居往還を苦むべからず年の不熟を見て穀物境を出すべからず三年に一度上洛して家禮を伸べし若くは故障によらば名代を發せよなと云る條目を伸ぶ長命寺に兩使寓宿す盛胤も旅寓を叩き給いて兩使に御對面なり兩使疑けるは諸國の姓名を驗せる帖には木幡主水盛清と有今亦盛胤公を見奉ると云青田聞付て悅び盛胤へ訴ふ兩使長命寺を去て大聖寺に入青田を召て大聖に到らしめ盛清が私顯し帳面の姓名を改めんことを請さて盛清を誅せらるへき由被仰出竊にのがれて栃窪渡邊右衛門が館へ走る右衛門は盛清が從侶なり盛胤大勢を催し渡邊が赤柴の屋敷を幾重ともなく取卷けば右衛門が弟平次左衛門盛清が首を切て捧ければ所知を賜りけり盛清の妻遺胤の襁褓に有しを抱て伊達に行く長じて輝宗に仕へ此奥山出羽同大學が祖也又盛清弟を誅し給ふ月々澤彌九郎親戚なりければ途中にして討之盛清が墓栃窪に有て今に存せり

青田信濃振權事

天文二十年木幡主水盛清討れしより青田父子權を取て威を振ふ事雷雨の河水を增が如し彼聖門の兩使が語りし木幡が帳面に私名を載たりしも此れ皆青田が私曲にして他に其說を聞く人なし一族老臣も盛清を討給へる御憤を窺ひ不奉事は何ぞや古より倭人時を得れば賢才閉口狐虎の威をかる事古書に見えたり權を振ふ者は口に道を借て理に似たる非を以て人を服す是古今の常也と見え其借る物は不一道をかるものあり理を借者あり勇を借るものあり藝を借るものあり才を借る者あり利を借者あり利口を借者あり借所無くして運に依て振ふ者あり惡掩レ耳可避青田が情有樣に思はせ屋形を輕し恨を含む士を悅ふ爰に中納言顯家の後孫眞野五郎奕葉桑折左馬は木幡盛清が婿也嫡子桑折駿河は北郷五十餘人の內西伯耆か婿也永祿年中駿河死して後なし家財を伯耆が婿に賜ふ駿河家富て十一間の寶藏九つ有しを太

守へ召上らる是も青田が私意也と云駿河が城幷所帶を佐藤伊勢に被下伊勢が跡の立谷をば岡田十兵衛日下右をば杉野月參河富澤をば青田六郎段々移し賜ひけり損伊勢吉日を撰み田中の城に移らんとす其沙汰有けるに前の駿河の兄天神堂其年八十に餘れり一門の面々桑折杢助同太郎右衛門同新九郎同雅樂允同出雲兄弟五人桑折丹後其外桑折の一類を集て申けるは田中の城は先祖より嫡々相傳て住す今以て相馬の御支配と云へ共忠賞として後代不易の御證狀を賜りしに未過二三代伊勢に賜る事是何そ盛胤の御心ならん不如城を枕として死なんと存するはと云は各其義に同す太郎左衛門申けるは狐は阜に枕すといへり米禪の振舞如何にて候内々青田左衛門窺に申せしは同姓信濃北の境に住して便宜よし彼と密談して籠城し給はゞ利を得る物をと進め候と云は天神堂聞て是不宜青田盛清を失て後奢超過せり又紺野の一黨を進て君を恨み奉計をなすと聞是君を蔑して身を立んとする者也李斯かわざわい目に見る如し何ぞ我與せんや只累代の家を失て先祖の功を滅する事を歎く時の牢人に奪れ面目なし併君は佞意に移り給ふと見えたり何ぞ根奉らん唯城中に死せんまで成へしと一決す伊勢磯邊を立て石宮まで來る田中の城中には待儲けたる事なれば五十餘人鑓を揃て閧叫ふ伊勢近付かたければ取て返し盛胤へ訴奉る盛胤怒り給ふて牛越の原へ出給ふ御手分有て誅し給はんと有らし所に新祥寺の住寺か御輿にすかり輕々しき御働淺まに見えさせ給ふ物かな愚僧に御任候田中え罷越意趣を訴奉らんと諫め奉れば小高へ歸り玉ふ新祥寺田中え行て其趣を聞て阿彌陀寺岡和田を呼て密談して盛胤へ訴申けるは桑折か一族申所理なきに非す殊に證文を先主下し置れければ桑折か跡を御取立可然候彼等か望む所は桑折上野か二男太郎左衛門也と申上れは盛胤承引まし又青田桑折か家臣の棟梁紺野善德に支ければ善德訴申けるは太郎右衛門は駿河に從弟にて侍れども近き傍輩を主人に仕ふる事本意に非す同くは新理猪之允に被仰付候かし駿河か妻の姪なれは好なきに非す又駿河は尼寺にて毒害仕る（此比丘尼寺は七橋にて討死しける駿河二男新九郎新十郎後室集て寺を立忠次郎義胤之代まで此寺あり今退轉す）此皆桑折か庶流計也けれは桑折か一族に不及と申ければ決し難しとて大井か二男に被仰付桑折肥前と申すは此也青田信濃と次男平右衛門を肥前副ておかれける信州か居城黑木には嫡子左衛門を置る田中か一族多ければ信洲反

町に住す猶青田か振舞權を添ふ桑折新九郎同雅樂同出雲小身にして公務節は屋形の御馬にて勤しを青田留めければ公務勤めし勤きとて退きけり天神堂も死後に桑折丹後剃髮して其跡を勤よと有けれと辭して退ぬ是に依て天神堂か所帶を三つに分て一つは天神堂其二つは大田星富の宜禰に賜り千倉に移さる其三つは大田の門馬七兵衞に賜る丹後は紺野十郎左衞門に育はる北郷五十餘人は岩松殿の從侶なり紺野は眞野の從臣なりしを岡田か下に附らる北郷の面々は桑折か下に順ふ昔日歷々時に從て移り替と云ひとも青田か計ひと人々心中に恨めとも恐て言舌不伸

青田信濃父子逆意露顯之事

本朝の長田義朝を害し奉り中華の李斯其君を蔑す佞奸の臣を用私慾の臣を賴むに起れり太陽の氣衰て群陰剝之其比青田信濃父子權威專にして肩を並ふる士なし慾心内に兆して先つ田中の城主となり其黨を廣めなばいよ／＼恐るに人なからん事を思ふ如何にもして桑折か一類を亡しなは其後敵對者なからん事を知る信濃平生紺野か一類を進て其分々に取立しかは信濃に相隨ひ其鬢の塵をとれり信濃紺野一類と相議して桑折か一族を城中より呼出し酒興を催し彼等を討て其後屋形の御前を兎角申し直さんとて紺野伊賀を結構の張本とす永祿六年の夏桑折丹後か妻叔父紺野伊賀か宅へ行けるか彼密語を聞歸て丹後に語る丹後一族を集て評議して云けるは青田は時の元老にして威勢誰か過之屋形の恩遇も厚ければ彼か心に背ては蹈躇して遯れ難ししかし士の家に生れては輕んじて名を耻かしむべからず定て屋形の御馬を出し給ふに及びなんも計り難ければ城中の手分をして内々待儲せよとて東館は杢助西館は丹後本城は太郎左衞門晝夜門戸の出入をかとうせよとて出雲雅樂允新九郎相交て用心を嚴すかゝる所に青田紺野が徒五十餘人反町青田が館に與力して桑折が一門に使を起太郎右衞門使者に向て云けるは田中の城は領内の要城なれば各罷出る事屋形の思召如何と存る間城主なれば肥前一人参るべしとて肥前一人行きけれども是非各も來れよ酒興を催候間慰め申んと織が如くに使を立つ兎角返答に及て出ざれば紺野伊賀を使として云ひをこしければ五十餘人寄合慰み申ければ公私の隔全くなき事也若し出られずば異類の出立を盡し城中へ躍を懸べし

と云けるに太郎右衛門羽織を抜て擲下に着せる鎖の服をあらわし目を見出し云ける黒木中村北郷の面々一味して桑折が一門を亡す計不思寄首の骨を用心せよと青田にきかせよと瞋ければ伊賀云けるは案の外なる御挨拶なりとて城中を出づ扨て桑折が一族相依て語りけるは天神堂兼て云けるは青田威を振ひなば先づ一門を失ふ計あらんと語られけるが名言也とぞ覺えける桑折一族死を輕じて勇つゝ城中の橋を引て夜討あらば湟中に追入て鏖にせんと相圖す所に門外に人聲ありすわ寄手來るかと窺見るに佐藤小太郎同孫兵衛北藤兵衛也取わけ孫兵衛は幼年より太郎右衛門が婿の契約をなし視き有ともなれば城中に籠て一味せんと云ければ太郎右衛門申けるは好みを不忘來り給ふ事何れの日にか忘れ申さん併城中には御心易思はれ候へ縱ば屋形の御馬を出し給ふとも容易に恐る所なし若しことあらば蜆右田の者ども催し裏切をし給へかしと諫て返しければ蜆右田の者ども二百五十餘人用意して今や遲しと待居たり

青田が館には各伊賀が言を聞て評議しけるは桑折が雜言案の外なり是逆心に疑なし早く盛胤へ訴申計い給へと一同しければ信濃悅て同しける桑折一族此事を傳聞て太郎右衛門走馬を策を打て小高に馳着盛胤の御前に出信濃が有さま始終申上ければ青田爭かさやうの義あらん併諫言落すべからず先づ早々田中に歸り候へと被仰付判先紀伊に歩卒五十餘人を相添田中の城へ送られける

青田信濃落行事並草野小十郎被討事

判先桑折相議して青田が手段を窺ひける又中村式部も青田と一味して底に逆意を含むと風聞有故に式部が又從弟なれば草野肥前が嫡男小一郎を呼て式部を窺て樣子悪くば速に小高へ訴奉れと遣しける所に小一郎中村に滯留して三日不歸各不審也とて桑折が下部を中村に行て小一郎始末を窺い來れとて遣す下部立石を過れば小婦を馬を乘て行者あり下部問けるは何づ方へ通り給ふといへば某は近き所の者にてさむらう磯邊に此幼女の姨候へばあつらへ置かんと存ず中村逆心と嘆き候故也草野小一郎どのも昨日八幡の原にて討れさせ給ふ云下部驚き某小一郎殿へ使に參る者にて候ふ夫は誠にて候かと云へば黑木の近習衆押懸て討候を目のあたり見

申候へば下部取て返し判先桑折に一々語りければ疑なしとて小高へ注進申上る盛胤驚き給て纔に御馬回り十騎ばかり召具して夜中に田中の城に入給ふ小高の面々此由かくれなければ田中の城に競い集る者鳥鵲の栖を爭が如し盛胤田中の城に入給ふと聞て靑田信濃取敢ず落行と沙汰しければ判先討留と追懸けたり栃窪の邊へ落行たりと聞て尋るに跡かた不見靑田が與力も多ければ如何あらんと呼給へば判先田中へ歸りけり佐藤伊勢十三才の男子を召連田中の城に參じて盛胤御前へ出申上るは御普代の者ども逆意の企て存の外に候憐れ某に御加勢二十騎給はり候へかし終に彼等を亡し申さん老後ながら某磯邊に罷在らば左衞門賢く利發に候とも磨乃の小刀を懷に入れたるが如に候はんと申す盛胤宣ひける逆黨に北鄕を隔られなば伊勢に逢ひがたからん桑折が輩よく此城を持つ故也と宣ふ末席を見て如仰あれに候ふ桑折が黨奇特にさむらうと申す御前には岡田、泉、堀内、其外老若ともに並居たり桑折中座に伺候して申上けるは前の駿河より以來兵器俵子薪柴等まて積貯侍る城も堅固に候へば是より御誅罰あそばし候へかし磯邊は淺まの小城と申中村より攻られ侍らば落やすう候へし其上老人の御留して死かね候も後難いかゝと存じ候と申上れば盛胤微笑し給いける伊勢申上けるは敵寄來らんも難計存ずれば磯邊へ罷歸りなん忰をば岡田殿にあつらへ侍ると退出す末席の面々桑折佐藤が評判取々に聞えけるさて磯邊には杉目參河岡田十右衞門城中を固めて用心す彼反町靑田が館合たる北鄕衆瀧迫日向岡和田安房並二十餘人阿彌陀寺に逼塞し紺野善德も求聞寺に籠居して住持をたのみ盛胤へ訴訟申ければ一旦信濃に與すといへども其根淺しとて免許し給ぬ

佐藤伊勢夜討事

新山の城主樋渡攝津が嫡子民部は靑田信濃が婿なる故逆黨の張本なるべしとて中村肥前門馬雅樂助坪田主殿に足輕並小人を指副討手にむけられける三人の檢使は袴を着して新山に行き樋渡が宅に入る樋渡父子は甲冑帶し鑓長刀を提て出づ檢使仰を告ければ樋渡やがて庭上に飛下り相戰はんとすれば郎黨どもあまた走り出檢使の勢を拒ぐまに樋渡父子屋中に入ると見えしが妻女とともに落行きけり父は仙道に遁れ子は伊達に走る樋渡一休と云しは是也さて磯邊には中村黑木兩所の抑へ

として標葉衆を十六騎にして置れける又中村黒木を責らるべしとて御手分と聞へしに先づ山下角河原岡和田小池小山田樒原の勢を引て瀧迫日向白坂をへて棒山へ發向す鹿島横手寺内小島田江足河子鹽の崎の兵を率て泉田石見走向て海東の往還を遮る盛胤は一百五十餘騎都合一千五百人前後左右へ海東の東柚木を越て敵を隔る事十八町にして備え給ふ狼煙を擧て敵の變化を察し鐘鼓を鳴て進退を定むかくて礒邊の城には夜討せんとて歩卒をあまた船に乘て尾濱原釜え同し新沼を上りて黒木の邊中村の近所に亂入て六十餘首を切て里々を燒拂て引退く又ある夜再び夜討して敵を惱とて例の者どもに云含めければ勇進て押掛けるに敵も知合せ大勢にて追立一人も洩すなとて取圍んとせしを暫く命をのがれんと淵川も不云迯けれども不叶萱原に押入られあまた討れにければ敵悦にたへざりけり翌日伊勢盛胤の御前に出て申しけるは昨夜の夜討敵に大利ありと云ども期は滅亡の素にて候小勢の誇は累卵を推すより安く候と盛胤感心し給ひ又末席の面々評しけるは二たび夜討する事智謀の不足なり此故に諸卒をあまた失へり然に盛胤古狐にばかされたまうならんと云されども伊勢は智略備り忠勤も不少靑田が計いにて領地を殺さるといへども恨み奉る心地なし誠に達士也

礒部合戰事

永祿六年の秋中村式部靑田左右衞門は伊達方坂本の城中をかたらい上下六百餘人礒邊の城へ押寄て攻め入らんとせし城中にも待儲たりとて拒戰ふ相圖の狼煙は曉天を燒しかば盛胤すわ礒邊に事始るぞと宣ひ馳着給へば父子義胤十六才の御年也小高を發し給い海東を直ぐに泉田石見が後詰に控へ給ふかゝる所に高田内膳は黒木中村に組せず妻子を引て江足へ在しが武功の譽かくれなし彼泉田が軍卒望みけるは内膳采幣に隨ひ申さん泉田の下知は如何に候と爭いければ衆議默止がたしとて内膳下知を加へける又諸役の爲め百姓等あまた内膳が旗下にありしが諸事みたりなれば其長を立んとありしに神宮寺の弟子圓識と云沙彌進み出で愚僧に被仰付候へと望みける日燒けつりて異風なること可笑爰に夏菊とて白丁あり兵法達者にて弟子あまたあり彼に下知せよと有ければ二百餘を引具して貝がら坂に控たり高田内膳三百五十餘人馬前に進て礒邊の戰を心懸け屯を

押す遥に東を見れば磯邊の堀切りより旗足亂て敵出來る高田下知して云く此敵盛胤の御勢に追立られ中村へ退かんとするなるべし歸路を遮て討取れ者ども敵も味方も平生面を見合いし中なれば盛胤の御眼前に剛弱の働は見給ふべし先祖の名を降すな前には盛胤追來り給はん後には孫次郎義胤控へ給ふ西より瀧迫日向上下一千餘人馳せ向ふべし敵は籠中の鳥に似たり人に先をせられては面目なき所存なり懸れ〳〵と云し間に式部金谷河子の橋を北へ越て十間ばかり道の脇西の方に馬を立て左衛門は五十間木と北へ馳せ通り馬を控て暫く息を繼と見へたり大谷地掃部も御旗本に追立られ馬上三十騎上下百七十餘人群り西に向て通りしを高田が勢行き向て手いたく戰ふ彼の夏菊の從者を下知して奇異の働き目を驚す所に流矢に中り忽ち死す高田も大谷地に切立られ坂の上にて引退く馬を突倒し徒立になる剰へ三十餘人討れけりされども高田徒立にて坂よりどつと下し面もふらず戰ければ大谷地叶はじとや思ひけん迯色見えけるを金谷川子の橋際にて追詰て五十餘人討取けり高田が働比類なくぞ見えたりけり盛胤磯邊の堀切より雲霞の散ずる如くに出給ふ式部是れを見て街道を目がけ中村へ引かんとす左衛門は西へのぼり八幡え向て退く所を瀧迫棒山を下て鷹隼の野雉を駈が如くに眞下りに追ひ懸られ左衛門は辛じて中村城に逃込たり瀧迫は熊野堂に控へ鶴翼に連り城に向て備を立つ東を見れば歩卒少々相群り栢崎の方え逃行しを判先紀伊同右兵衛二男但馬逃れ行くと見る所に取て返し式部掃部一つに成て退く所を十文字に割入て戰ふ中に判先が郎黨高橋文右衛門石積の坂より東なる山に上て指物に首を取添て高く指上げ是御覽候え鬼神と云れし大谷地掃部が首を判先右兵衛打落し候ぞとよばわりければ盛胤悦び給ふ事不斜さて盛胤岡田泉堀内を召式部坂本が先づ乘切て漏すべからずと有りければ三家備を亂して遮らんと道より西を指て松原の中より白根中野を馳せ通りたり道の東西は人數滿々て飛鳥の外通るべくとも不見藥師寺の邊に控へて敵城に入らば續いて入らんと待掛式部坂本此由を見て馬場野を指て東に向て逃行しが式部竝柄窪の住人渡邊右衛門が嫡子虎乙十五歳なりしが二人ともに深田に馬を入れ打てども控ども馬不動道明內掃部助馳寄て式部を取て抑へ首を取る渡邊豐後も坂本を討取候と名乘ける虎乙が下部藤七と云る者力量勝

れたりしが虎乙を馬より抱をろし腨當かなぐりすて畦道を歴てやう／＼中村の城え逃れ入る高田備前を先として馬場野村海東に殘し玉い御身は栢木を歴て礒邊え打越給いしが戰の後盛胤の御陣所に入玉ふ瀧迫申上けるは此勢にて城を乘取給い可然と諫たてまつれば今日は人馬の勞以の外なれば休め給はんとて田中の城に入玉ふされば古の陣跡を見て萬歳を催す事有り馬場野の寺中に一椎の士有り是れ坂本が塚なり杉樹森々として其柯拂レ雲代移り人替て昔日の鴻業を不記事多からんまして道德賢達の士夫れ聞へざる者多からん

中村黑木殘黨和睦事

盛胤佐藤河内を召して宣ひけるは中村黑木を討て後は誰が子細を存せん然る所に城を不明由きけり異議に及ぶ者有りとも汝可計ふ彼の式部は一旦逆意の者にして命を失ふといへども是皆青田が私意に引る根を斷葉を枯らす事品に依るべし式部が一女には平太隆胤を配して中村に移し式部が後室を養はしめん若し娘の年不相合則は重て可計ふ後室に早く聞かしむべしと有りければ河内御前を辭して中村に歸る此河内は式部が與力に付給て式部も表裏なく心とけて恩遇も深き者也けり河内式部が後室に詞を盡して語りければ兎も角も御心はからいに任せ候いなんと申ければ諸士を集めて始終を告ぐ百槻右兵衛前み出で申けるは一旦普代の君に背き奉り假初の主に隨て今逆臣となる御容恕ましますと云ども逆心の名のがれ難し妻子にひかれ一命を惜て耻を重る事傍人の見る所何の面目かあらん死は侍の期する所なれば各は兎もあれ角もあれ某は城を枕として死せんより外なしとて河内が諫を容れざりけり河内阿彌陀寺の良珍上人に眞言禪家の和尚を加て右兵衛をいさめければなく／＼城を渡しけりさて中村の城えは隆胤を移し給ふ十三歳に成り玉いて式部が一女十六歳なれば盛胤育い給ひて後岡田兵衛太夫直胤の妻に被仰付たり黑木の城えは先づ高田内膳に歩卒百人指添て移され後一家なれば相馬三郎殿大須賀之介抱にて龍狐山に（今は松岡と云ふ）居給いしを呼び給いて黑木の城主に倶へ給ふ今黑木の町に地藏院と云精舍に相王の墓有り事了て軍賞として桑折太郎右衛門にこくがにて十貫が所同じく杢助に鼠内にて七貫同丹後に茂手にて四貫同出雲に三貫が所を給る同新九郎同雅樂允褒賞を給る此時中村黑木の

近村は其害を避て小高に至る事定り世靜にして皆住宅に歸る藤橋紀伊は石神の館に火を放て出たりしが修覆加て立歸けり富岡美濃中村に組す舍弟右京は小高へ退きたりしが大曲の宅に歸る彼式部が後室に泉大膳が娘を請して給ひて隆胤の夫人に供へ玉ふ相三は嫡男をわしまさず藤田齋安を婿に取りて其子中務に黒木の跡を讓り給ふ道明内掃部介は軍賞も有べきにさわなうして剃へ其娘を使われしが義毀と呼び給ふと云ふ掃部介一世御かんどうを蒙り流浪の身となりて草野式部に三年養しなわるかやう〳〵故にや有けん不審渡邊虎乙は許容を蒙り栃久保又右衞門と云辯舌利口にして遠近使乎の人也後其名を藏人と改む

名取郡北目合戰御加勢之事

亘理元宗は伊達稙宗の御子にして顯胤の夫人と別腹の御兄なれば盛胤の伯父にて御座す或日小高を越給て義胤へ對面有て宣ひけるは名取郡北目某是義不レ重せ某を輕じ候所失面目候押寄せて打果し候なれども小勢にして卒爾の働却て抱かん事恐れ候ふ好みを思召さば御加勢を賜り候へかし爵を散じ申さんと望み給ふ義胤宣ひしは易き御望みにて候ふ併某若年に候へば盛胤に被仰候へ兎角父にて候ふ者のはからいに任せ候ふべしと宣ひば元宗げにもとて盛胤へ望給へば盛胤其需めに順へ候へなんと有りし故元宗亘理に歸り給ふ兼約の日に當て義胤從者五六騎にて亘理に着し給ふ盛胤は百七十餘騎都合二千餘人小高を發し給て新地に御着陣也元宗喜に不勝翌日夜を籠て元宗亘理を出で岩沼に入る鷹野の壯にて供人常よりも少し城中に使を以て申されしは夙めて出侍るが飢に疲れ候ふ有合の料理を所望に候ふと云れければ安き御望なり早々こなたへ入らせ給へとて岩沼の城へ入れ饗應兼味て盡されける元宗が宣ひける是へ來り對面申事余の義に非ず北目に意趣を遂げ候はんと存じ盛胤親子を賴み今日北目へ働き申候貴方は北目親き御身なれども又某も他人に非ず組し給へと有し所に元宗の嫡子八十餘騎都合六百餘人甲冑を帶して押し來る續て義胤馬煙を立て寄せ給へば盛胤後陣に控へ給ふ元宗又角田の城主を賴れければ是も續て出給ふ岩沼の城主興醒て俄の事ながら北目親き者にて候へども先づ仰に任すべしとて用意し岩沼を打立つ夫れ北目の通路三つ有り一筋は岩沼の勢一筋は角田の勢一筋は

元宗父子竝義胤續て後陣は盛胤也北目の城は大河に向ふ水上を座流川と云仙臺川名取川三條落合て湊に入る落合の藥師とて堂あり堂の北は北目の城なり城中にも兼て聞えければ近郡の武將を賴み三條の敵を拒まんと備を堅めて待かけたり元宗軍卒を下知して凱歌を擧て攻戰ふ鑓長刀の光閃電の如し閧叫事碧天に徹して夥し元宗が諸卒疲れなんぞ敵の息を繼ざる間に押散せ者どもとて義胤眞先に馳出給へば一百餘騎打て懸れば不溜城中に引退く城下の町口に切付て入らんとし給へば柵を稠しく結ければ引退き給へり角田も其手を打破て引退く所に岩沼始終見物し不戰ば義胤盛胤の營中に入て宣ひしは岩沼俄の出立にて合戰成り難しと見え候憐某罷向て彼が手を蹈破候いなんと宣ひば盛胤宜にもと許し給ふ義胤悅び給て軍配を取て競い出で責入給ふ拒ぎ戰ふといへども不叶して引退く終に其手を打破り暫く休み給へば木幡藤十郎討死なりと申けり城中降參の色をあらはして元宗歸陣を告ければ北目川を立て亘理に寓宿し給いけり盛胤は新地の旅館に入給ふ元宗奔走の餘りに語られしは我相馬へ入魂の旨を輝宗疑貽の心有けるにや亘理を奪い候ふ内談を傳へ承て候ふ然るときには金津小齋と亘理の上にして足利もよければ此兩地より攻られては亘理片時保ち難く候ふ依之彼金津と小齋を討取申べきと存じ候ふ是非に合力し給へさて金山と丸森をば御手に入られよさあらんに於ては輝宗手を入れ侍ること不思寄如何候らはんとあれば義胤宣ひけるは某若年なれば辨ひ難く候父にて候者に被仰合候えと有しに元宗重て宣ひしは先づ御邊御心ばせを承り其上に盛胤へ申通し候えなんと有りしに父にて候者承引に於ては同意致さんと宣へばさらば誓約をし給へとて熊野の牛王を出されける義胤誓紙をしたゝめて小高へ御歸城の後盛胤へ宣ひければ盛胤仰られしは先考顯胤遺恨を遂給いしは其沙汰然り今輝宗は從弟にして親み遠からず元宗外戚の伯父なりといへども今更敵對に道なし其地を貪り親みを離れて亂を求む是れ道に非ず元宗かく云へばとて兄弟の中なれば末には和ぎ我をさけん事必せり併誓言の上なれば不及是非にと御無興なりしが終に其沙汰なふして過給ひぬ

奧相茶話記卷第四　終

奥相茶話記 巻第五

藤橋紀伊金城開基事
藤橋討二八替七郎兵衛一入二小齊金津御手一事
攻捕丸森事
齋藤伊賀討二漏青田左衛門一事
義胤婚禮并青田左衛門歸參事
名取郡座流川合戰敗北之事
亘理元宗與相馬手切之事
冥加山合戰伊達敗北之事

藤橋紀伊金山之城開基之事

伊具郡金山は伊達領の名のみにして政法及ばざれば其地の面々古來取傳る所の地を領て將軍の掟に不順時の才覺武勇有る者其司と見ゆ時に四十九院と云者あり威勢を振ふ永祿七年の秋義胤十八歲の御時井戸川將監を召して宣ひけるは金山の邊は居城近き所にして我手に不入事あらば碍となりなん汝計へと有りければ將監畏て候四十九院は將監が舊識なりければよく〳〵語ひ置大風雨の紛れに大勢を引て掠劋しければ終に御手に屬しける此金山の衆を今は石神衆と云是也藤橋紀伊石神に任り新地の野地小屋へ移されそれより小齊へ移され又金山に差置かる紀伊所を見て居城を營む左樹鬱茂して鬱々たる荒山を開て城郭とせり平野を留し市店を置く是金山の開基也紀伊不幸にして嫡子玄蕃に後剩二男病死す星霜を歷て紀伊盛胤訴へ奉るは某老後にして境界の要域に難く待る由時々願を伸べければさもありなん義胤に告よと宣へば又義胤に訴訟を述ぶ義胤宜にもと許し給へば紀伊石神に歸つて舊館は花を愛し餘生を樂めり木幡出羽は婿なり故に二男を請て一跡を讓りけり藤橋作右衛門是也金山へは佐藤河內を移さる河內矢の目討死の後其子忠右衛門を置れける後に將監と云ふ

藤橋討二八替七郎兵衛一小齊金津入二御手一事

藤橋紀伊を新地の野地小屋と云所に置れし時兼てのたまひしは居城近き地は謀略を廻し皆御手に入らるべき由被仰付しかば紀伊小齊の城主八替を呼て珍味を盡して饗應す此七郎兵衛義を不重其心を變革する八度に及

ぶ此故に近郡不呼其姓八替と云り扨紀伊玄蕃父子八替を進て云けるは御邊伊達に隨順すと云へども米澤程遠急速の事に逢ひ難しさある時は空しく彼に屬せんより唯我主人に隨て不時の難を不思して心易く過ぎ給へかし敵と云ながら入魂なれば御邊の爲を思つて申也と云へどもかつて恕容の色をあらはさず紀伊重代の名刀を拔て八替が眞甲を切割ければ玄蕃つゞいて討て捨たり此事近郡に響しければ小齊に馳集る者夥し亘理元宗も出陣の聞へあり此は永祿八年五月上旬の事也盛胤義胤兩將の備を七つに分て三百餘騎を引卒し小齊の城に寄給ふ路中にして行脚僧に逢給へり何國の僧ぞと其名を問給ふに意林と申禪僧にて候ふ年來御領内に罷在しが伊達領川崎の江湖に侍りし所に相馬より小齊へ御働と申候て柴田苅田之畔騷動以の外に候へば徘徊なり難く僧侶相ともなひ相馬へ罷歸り候ふと申す扨過ぎ行きしを召し返し意林々々と呼給へば御馬近く盛胤宣ひしは此度の城攻心よからず前夜凶夢の告げあり落馬を正しく夢し侍る是討死の告げならん歟意林取敢へずかちうち珍重と申す此勝討の文字にて徒打に比し答へ奉るなるべし盛胤やがて同慶寺よと宣ふ是も寺の名によせて悦ぶ事同じからんとの御心なるべし歸陣の節此僧を中村の城近所へ居へ置き佛法の大意を尋ね給はんとて黑木の建昌寺に住寺せさせ給べしと也扨て盛胤義胤七つの備を進て清水と云所に扣へ給ふ三百五十餘騎都合二千五百餘人山野にみち〳〵ければ尺寸の土無かりけり城中には柴田の侍大將小山田筑前を先として楯籠る佐藤伊勢申上けるは馳集る其勢見定め難く候へば暫く御控へ敵の機へんを見て責め落し給はんや卒時に攻給はゞ御味方多く亡び候ひなんと諫め奉れば御備を堅め其變化を窺ひ給ふ所に午之下刻計の事なるに城中喧しく人馬之聲夥しく噪ぎ之ぞ伊勢之を聞てすわ時分は能ぞ者どもとて兩將を進め奉れば義胤御身自鑓を取り給ひ諸卒に先立ち虎口際にて追詰め終り義胤諸卒を進めて宣ひしは此小城を蹈破ん事何の子細あるべき時之間に勝負を決せずんば相馬へ歸るべからずと勇み進み給ふ楢葉能登斧を以て門軸を自ら代る各此由を見て斧を取りて扉を倒して挑み入らんと爭て城中にも鑓を並べて待かけたり義胤眞先に進み給ふ小野田刑部御轡を取て輕々しき御働哉吾あらんものをとて御前へ立塞る小野田刑部楢葉能登片寄大藏三人は鑓を突懸け磐石も崩れ

よと突き立てける筑前こらへ兼ね城中を明て吾れ先にと亂れ落ち一人も洩すなとて追掛切伏せける其首四十餘と聞へける敵樣々遁れて猫の入と云在所まで敗北す藤橋紀伊を移して小齊の城代となさん野地小屋へは其地要害惡しとて山城を築て門馬雅樂助を置れたり雅樂助病死之後田村月齋が三男石見を移す石見の人質をいなみけるに依て隆胤に附て中村に置れし泉田甲斐を移し新地の城に置れける盛胤宣ひしは亘理元宗此度の働き案の外也見物に出らるゝかと此無興也しか果して金津ばかりを進せられけると云り

攻二捕丸森一事

一族老臣諫め奉るは抑小齊金山は御手に入り候ども未だ丸森は伊達之地也植宗御在世之時つね／＼宣ひしは相馬盛胤は孝純の孫なれば吾無らん跡は讓り給はんと聞へしに晴宗相馬へ不和にをわせし故御父の遺言を立不給我が儘のふるまい是所存にわたらせ給ふ又亘理元宗終に伊達に組し敵たい給はん其時小齊丸森の地を持給はゞ御働の便宜しかるべしと申上ければ盛胤宣ひしは植宗逝れ給て未遠居館の地に馬の蹄を入れん事孝孫の道ならん哉天道夫れ可恐伊達の心不趣地を掠め取らんも非禮なるべしとて御承引ましまさず重ねて各申上けるは植宗御逝去は永祿八年の御事なれば近しとせず掛田の御働以後晴宗不快の思召しと承るまして小齊金津を攻捕給へば是以て亘理元宗之進と思ひわけ給ふべからず丸森一所の御遠慮思召より侍らわす晴宗躊躇疑ひなく候へば御後悔は眼前の事也と申しければ衆議もだしがたしと宣ひ御納得也

其比は丸森の城代黒木彈正が弟左馬允と云へる者なり盛胤小齊金津を攻捕給ひしより人數を倍して丸森を用心す抑元龜元年四月十三日兩將中村を發し給ひ其夜は金山に着陣也盛胤は纔に五十騎ばかり上下三百に不足旗を絞り忍んで原之町の近所雉子の尾と云山に上て隱れましける義胤は直に丸森に向つて屯前して給へば左馬允城を出て羽生川を前に當て上下四百餘人轡を並べて控へたり義胤一陣に進せ給へば川を物ともせず飛入躍入相戰敵ども手痛く拒ぎければ兵杖に火炎を出し責戰ふ所に敵方の勇士鈴木越中は井土川將監を討て首を提げ川を越んとせし所を大浦監物川へ飛で入越中を追走りたり越中取て返し鐺を合せんとすれど川深して自

由ならず高名はしたり遁んやと思ひけん不顧して馳行所を監物十九歳而若氣なれば除すまじとて投突にす突放し越中が前へ鑓つと出でけるを越中跡を顧みて鑓を賜るか忝く候ふとて岸にあがりにげるを監物川の深きを物ともせず追付越中を取て伏せ其首を打落す桑折小左衛門は十六歳而首を取て諸人の目を駭す敵味方入亂れて前後を忘する其隙に盛胤は越中を直下山を颯と下風二の丸まで攻入り給ふ城中には一百五十餘人拒ぎ戰ふといへども思い寄らざる事なれば不叶逐散する河原表の敵城中の軍を見て度を失ひ退かんとすると前後より揉たてられ何回ともなく落失けりかゝる所に新山西館の城代酒井將監討死すと聞給ひ御鑓の袖を濡し給へり計り事を帷幄の內にめぐらして勝事を千里の外に決す是良將の道也吾盛胤にをいて見之丸森には門馬大和舍弟民部丞を置れて御開陣也天正十七年矢の目にて伊達と御對陣の內民部逆意を含て伊達に通ずと聞へければ民部丸森に留り難く田村へ走る故堀內播磨に兵士を差添て置る或云民部が家老娘を伊達方の士に嫁す此婿より民部が調議起ると云る

齋藤伊賀討洩青田左衛門事

永祿六年青田信濃嫡子左衛門一男平右衛門忍で黑木の城に住しが落城して田村に退き清顯を賴む清顯は顯胤の婿にてましませば遠慮し給へども清顯の御妻幼稚より見給ひし故不便に思召て止め給へかしと有ければ伯道に三坂と云ふ所を給て新館と申所に住して新館山城と改む弟平右衛門舟引と云所を賜り修理亮と云へり後に剃髮して不曲と申けり彼者は相馬普代にして殊に重臣たりければ清顯より歸參の訴訟時々有りけれども恕容し給はず青田兄弟伯道にして名譽の働多かりけり或時岩城左京亮親隆伯道に打越へ軍に勝利有て首實檢し給ふ所に新館山城足輕二百餘を引具して山陰に忍寄せて辻風よく烈しくどつと押懸切立突倒され大將を始め膽を寒し周章喚ひて敗北是を親隆無念に思われて朝思暮想忘れ給はず終に狂亂の病となり給ふと云へり盛胤常に青田を嫉み思召けれども清顯手をかざし給ひし故に爲方なく過され給ふ所に山城三坂を出て相馬領釘野山に入鹿を狩り犬を使ふ是を聞召し猶々御立腹にて齋藤伊賀を召して青田が私無念の次第也汝は年來青田に

仕へて心易く思ひなん油斷を見て打て來し罪を得て欠落たる體にて彼が住所に紛れ行と被仰付伊賀御諚を承り靑田は出群の士にして甚切き中々不存寄可然仁に被仰付候へと辭し奉れば重而宣ひしは他人は靑田油斷有べからずいなむ事なかれと宣ひて御腰の物賜りける壁に耳ある世のならいなれば靑田好の者舊恩を思ひけるにや此事を聞て告げ知せんと忍び出で先づ釘野山の明神に參籠す七日を經て社を出づ彼者思ひけるは古は神明の德盛にして利驗新なる事あり世下り人の情薄してしるし無にや憐れ舊恩を思へば靑田まぬかれよかしと思て立出るに山の岨根こしに山城鹿のせこくはる聲ほのかに耳に入りける急ぎ山の叢みに分入て見れば果して山城也立寄てさゝやきけるは早々立除給へ屋形年來憎思召し此度齋藤伊賀を討手にむけ給ぬ御腰の物迄賜り候と承る古の御恩を忘じ難く忍び來りて候ふと申す山城聞て難有志しなり何れの時忘れ侍りなん杜回が草を結びし事を誠なりと感じ三坂に急ぎ立歸るかゝる所に伊賀は此事夢にも不辨三坂に行て新館に到る山城やがて對面す伊賀申けるは某屋形の命にそむき奉り追放の身となつて此追參し候ふ不取敢罷出て侍れば何國の村里に身寄せ餘生を營なみ求め候ひなんも成り難く先づ古の御慈愛を慕ひまかり越候と云ければ山城聞て夫は最惜き御事也暫休息し給ひとて內に入る暮鐘軒に響き篝火挑けしかば伊賀醪を求め山城が從者に勸め昔し今の物語りし盃を回しけるに有合者ども伊賀捕ひ抑ひ繩を掛たり伊賀之れはといへども不叶繩之囚れとなる終に山城が前へ引出す山城云ひけるは汝は盛胤討手に向らるべし有の儘に白狀せよさなくば糺明の上討て捨つべしと云伊賀答て云ひけるは是思もよらぬ仰せにて候ふ其れ罪を得て退き侍る事其隱れ有るべからず是非故鄕へ尋ね給て其旨を決し給と云さらば汝が刀を見んこなたへと云て是を見る山城云けるは此刀は凡下の者に非ず天下に於て可弄汝何ぞ此刀を持せん山城が武運神明それ守り給ふか汝等如き思ひも依るべからず有の儘に申せと嗔りければ伊賀答て云けるは我れ薄命にして悟れ侍る事無念口惜く候ふ此の上は首を刎られ候へと申す山城聞て汝が心より出るに非ずと盛胤の御意なれば違背し難し吾一旦逆心の身にして又汝を討なば重罪の人なるべし普代相傳之主君に深く憤りを殘さん事天恐しき事なれば一命を助くべき兩刀を抑へをけとて

堺目迄をくらせける伊賀件の如く盛胤へ披露す其後所知五貫文被下中村之城西の曲輪に置れける

義胤婚禮並青田左衛門歸參事

伊達植宗丸森を出て小高へ御出也ければ御慰のためとて能を興行し給ひ珍膳を供へ兼味を盡されける植宗宜ひければ我秘藏の娘を持て候ふ義胤へ進らせ度候ふと有けるに盛胤やがて承引し給ひて義胤十三の御年に婚姻を結ひ給ひける其年は永祿二年也ける御娘は十五歳に成り給ひしを迎取給ふ容儀四筵を輝し給へば夫婦の御中も比翼の見てなせり娘子の御母は越川の愛玉にして植宗の侍妾に倶へ伊達七郎と二人を産し給ふ其比義胤の乳母武石の後室有り是嫉妬邪曲の人にして囂し也より／＼夫婦の中を隔奉る和口人を破り辯舌國を奪ふ古猶爾り今又何そしからざらん日を暦月を越えて夫婦の御中路頭の人を見給ふより猶疎く也給へり只是禍の門なりと先賢も戒めたり一寸之舌にて五尺の身を害す恐るべきの甚き也盛胤を始め奉り臣家諸士歎き悲む事不減度々練め奉れども納受の御色なかりけり其比義胤の近習御勘當にて流浪し仙道に徘徊し有時山城が宅に入る山城寒暖に語了て相馬邊何の珍敷事も有りやと問別の子細候はずざれども義胤夫婦の御中悪く是のみ不宜ど申ならはし候ふと語る山城之を聞て寂々として居たりしが云けるは總して盛胤は御心窄く正直一偏にして物事偏に働きなき大將也最一族家臣も時に應じて事を計る人なき故に一筋に萬づ取り行ふ夫男女の中は高貴卑賤によらず心に不合して片時も副るゝ物に非ず早く義胤の御心に逢ひ給ふ令正を求て御子孫長久の計を成し給ひかしあわれ山城仕へ奉らば盛胤御所存ありとも隨意にはし奉るべからずと云此者歸參の後年人の內何事が有しなど問給ひば山城が所存を申上る義胤此事を信じ給ひるにや又山城仙道にて度々の働を聞給ひるにや召し返し給へんとて老臣を召て盛胤へ訴へ給ふ青田左衛門仙道に在て新館山城と申由承り候ふ某召仕申たく候と頻りに望み給へばされば對面はすまじきぞ義胤心に任すべしと有しに喜ひ給ひ先づ草野まで山城參りけり義胤親にて御坐す御方御對面を免し給はず義胤召仕い侍る事如何と思召達て御訴訟なされば終には御意解て赦免し給ひける其後御前を送り給ふ植宗得逝去一兩年前なりと云御前も一兩年を歷て逝し給ふ青田信

濃は田村にて卒す或人云當家の怨靈と成て祟り給ふ越河御前と申すは是也と云へり博雅の君子逢て怨靈の事きかまほし

義胤再入夫人事

新館山城歸參の後萬つ義胤の御心に逢て仕へ奉る其身利根發明にして漸々古の如くに恩顧蒙りける山城思ひけるは五刑のたぐひ三千後なきを不孝の第一とせり今義胤夫人ましまさず是全盛の基を忘るなるべしと御氣色を窺ひ奉つて諫め申しけるは汝が計に任すべしと有しに遠慮を回し宮城郡國分能登守殿へ參て申けるは我が義胤似合の妻侍らす願は媒候へ卒爾ながら千葉六黨の御流にして其源を一つにし給ひ好み淺からざる御事を存じ推參申候と仲けるに能登殿忠義の臣也と感じ給ひ義胤の御緣組疎念之を不存遠近に心を回しやがて目出度左右を申さんと有りければ山城榮旋の袂を故鄕にひるがへす越能登殿耳を傾け聞給ふて黑川之郡主深谷の住三分一殿と申は鎌倉の權五郎景政の後胤也令愛御坐て御年十三歲に成給ふ芳態玉容鮮妍として貞正の聞へ御坐すよし能登殿より注進あり山城露宿風餐して彼地に至り亘理を盡して歸盛胤へ申上る盛胤悦びやがて能登殿を良媒とし給ひ御緣だん定り又天正四年の春御輿を入らる松島の續きなりければ深谷より御舟にめし御越と沙汰ありける御父三分一殿別餞之時黃金を鏤めたる御太刀を海底に潛め給ひ風波平安を龍神に祈りたまへると也御舟を飾つて海上に放ちければ江南春は水上に向ひ龍田の秋は浪上に紅也程なく今泉の濱に著き婚禮の式事すめり利胤宮城忠次郎貞隆の室左近及胤越中久胤右の四人を產し給ひ元和四年五十五歲にして於武洲江戶櫻田の館に逝し給り道號月譚と申奉る

名取郡座流川合戰敗北之事

伊達輝宗は磐手山に新地の城を築ひて結構すと聞へけり其頃新館山城奥方の大將へ謁見して知人あまたなりければ鍛練なりとて奥方の御使者は山城一人にして勤めけり或時山城國分深谷兩所に至りし序に申けるは輝宗新地に城を取立給ふ余の義に非ず奥方の郡主を皆旗下になし給はんとの御心底也と申しらはし候ふさあらんに於ては永代一方の御大將彼旗下に頭を垂れ給はん最無念にをわしなんと盛胤義胤常に申侍る憐各御一身

の御事なれば遺恨を晴し給はん物をと詞を盡して申ければ兩將宣ひしは內々其事なきに非ず義胤父子同意し給へかし近郡をかたらい先手を致し相馬勢後陣をし給はゞ輝宗を討ん事は安く侍るべし併盛胤の心中計り難き事也と宣ふ山城申けるは盛胤父子加勢の事疑ひ給ふべからず平生の所存を承り屆け候也こなたを調べたまいて御注進あるべしとて退きける兩將各評議し相組する人には葛西深國分北目柳生岩沼（本性長谷）亘理誓約して山城に注進あり盛胤義胤承引にて又山城を下し給ひ軍の評定究りけり奥方は先手にて中軍は相馬後詰は亘理と聞へける天正四年四月下旬の事なりしに盛胤父子三百五十余騎を卒して御出陣なり亘理元宗も續て出させ給させ阿武隈川に舟橋を渡し坐流川では土を掩て橋を掛けゝれば故なく大軍を押給ふ盛胤の御備は三町ばかり先立たまひ義胤後に控へらるかゝる所へ柳生一騎盛胤の陣所へ馳せ來て申されしは先づ出陣の勞を伸へ其上のたまふは吾れ磐手山に忍の者を遣し敵の案內を聞侍る都合五千の人數にて其內二千は雜人にて候へば恐るに不足味方の勢を考へ候ふて七頭の人數四百余騎上下三千は候ふべし此外人數を見候へば上下三千五百余と見へ給へ總軍七千に近く候へば輝宗切腹させん事疑なく候さあらんに於ては彼が領地を三つに分けて一は相馬へ參らせ二つは七人の方へ付らるべきか後に違亂有れば日比の御入魂無になり侍る誓詞にて可承と申されければ盛胤宣ひけるは山城各へ何と申侍るやらん某は輝宗の領を貪り奪ひ取り候ふ素懷にこれなく候ふ各彼が辱を受け給はんことを思ひて加勢申までにて候ふ各馬の草飼領一箇所も領ち賜りなば幸にて候ふと有りければ左樣の思召ならば申事なし乍去義胤如何あらんと有しに某箇樣の存念なれば義胤違亂に及び申事なしと挨拶なされければさらば御出陣の一禮計りも申さんと乘過土橋際まで詞を交して柳生程なく乘返すと否奥方の先手備を立直し旗色惡し既に討てかゝらんとするに似たり盛胤不審に思召中村田中の者ども備を亂すな吾れ立歸る迄退くべからずと宣ひ一騎にて義胤の陣所へ入り給ひて御父子徒立にて密談ありしが盛胤太刀を拔きたまひ土橋の杭を二太刀切り給ひて相馬の家運是迄也一人も活ては歸るべからずと宣ひしを今村三郎右衞門桑折十郎右衞門徒にて御供申しゝが持たる弓矢を投すて御太刀に取付御腰を抱て御馬に召せ奉れば早鐵砲

を掛並べ盛胤の陣へ透まあらせしと打てかゝる鐵砲に中て死する者多かりければ備も亂れて立ちかねたり大雨車軸を流て川水増り濁流橋を流し盛胤さすが逸物と申せども今村桑折取付て難なく半流川の南の岸につき給ふ桑折は半町ばかり押流されしを岸の柳に取付上りて見れば舅の佐藤信濃刺物兩間に見へければ追付逃れける今村も屋形に離れ奉るは義胤も川へ乗り入れ給ひしを敵熊手を取伸べ御鎧の紐に引かけ遁れ難く見へ給いしを黒木對島取て返し河に乗入れ橋の上に飛上り腕を切て落し熊手を取打拂ふ義胤宣ひしは危命を對島に助けられたり不殘忠節也と被仰ければ對島我をば常には犬の様に思召けるかとぞ呟き熊手と腕を投すてたり夫より退き給ひ橋より一町餘南に御馬を立られしにやう／＼三十騎ばかり馳集上下二百餘人群りける敵打てかゝれば義胤乗向し其名を呼て不覺之働すべからずと下知し給ふ處へ北郷の住人鈴木杢介首二つ提げ來りて指上ければ無比類首をば捨て敵に向へと宣ひける盛胤總軍に令し給ひしは我殿（しんがり）して何の危き事あらん靜かに引退くべしと觸促しの者走りければ總勢機を得たりと見へ大勢敗北の事なれば父を不知弟は兄を忘れたり木幡藤九郎同彥市良討死と聞へける七組の大將一度に追來て戰なば兩將の御命も危かりしがいかゞ有けん始のいきをひに違て攻不來鐵砲も音黙しといへども玉の來る事たし故に怪我なく引退き給ふ阿武隈川舟梁を切り落しければ逃重者百騎ばかり岸に傍て控たり新里猪之丞申けるは大河を渡るに手綱を傳ひ置き候とて左の手綱を解右の方より下顚え引回し左の轡の鏡引へ通し手綱を長く取り鎧の袖を鞍壺に立上り打浸て游せける郎等下部は尾の先鞦などに取付きて向の岸に上りける皆此由を見て百騎餘り河に浸り難なく流れず渡しける亘理元宗定て道を遮りなんと用心し給ひしに鐵砲を少々打かけてさのみ不構故虎口の難をのがれ給ふ此時敗軍の諸士盛胤御父子御通りの節路傍の藪に隠居たり御跡勢に立雜り御供いたしけると云へり或人云此比近郡に沙汰しけるは奥方の七人衆伊達への忠節に相馬殿を引出し討んとせしが御運強く遁れ給へりと云へり七人の大將終に伊達の旗下に成給ふ又云深谷の嫡子伊達正宗の代に相馬よりの文章に作文を遺し其返翰を見て深谷を招請し風呂に入れ殺し給ふと云へり此軍は新館山城が内談いかゞ有けるやと人々疑を殘しける山城を草野

の城に移し草野の城代藤田齋庵を馬場野へ移されける
山城の後娟の岡田兵庫を草野の城代に置れける

亘理元宗與相馬手切事

先手小齋金津を責取給ふ事是元來は亘理元宗の進めより起るといへども其軍に緩々として控へ給ふ故是見物に出賜ふかとて纔に金津の地ばかり進らせけるに依て喜び不給と聞へけるに又坐流川の軍に首尾悪く互の御中日に添て不宜又其頃沙汰しけるは元宗伊達輝宗に組して相馬を攻取り給ふ內意ありと申ならはしける彼の出頭新館山城兩將へ諫めて奉るは伊達と御不和にして其上小齋坐流川の後元宗と不快の御身なり元宗は性質不正縱又親み給ふとも末々賴み難き御器量にて侍る序でよければ押掛亘理を討取給ふべし左あらば西は小齋丸森北は阿武隈川亘理を添て領し給はゞ輝宗大身に候ふも手を出し給ふ事成り難く侍らんと諫めければ盛胤父子宣ひけるは元宗は伯父也重宗は婿也彼に邪曲ありとも是より凶器を動す世間の嘲を得れば身を立るに道なし思ふに輝宗如何思はるゝとも合戰の勝負は正道に運あり正理を失へば天下の上に立者家を亡す疑ひなし止んには不如と宣ひける一族老臣は縱ひ輝宗兵を進めんと思ひ給ふとも元宗亘理へ御坐の上は疑ひ給ふ御心あるべしさあらば輝宗御心の儘に相馬へ弓矢を取給はんも成難く侍らんが今元宗を亡し給はゞ輝宗何の恐れ候ふべき輝宗は大將の機性勝れずと見え侍れども一族老臣に拔群の勇士候へば危く存じ候ふ輝宗御心中たゞ元宗の裡切橫鑓を疑ひ給ふと見へ侍ると申上けれども山城が利口に終に任せ給ける天正四年三月十二日亘理へ御働と有て新地まで御出陣也翌早十三日令し給ひけるは此度亂放亂入るを御免也家財雜具牛馬男女迄其働に依て奪取べしと有ければ在々所々に火を放て亂入狼し家具牛馬を奪て船に積み今泉原釜に取運ぶ事詞の及ぶ所にあらず亘理の城中には元宗重宗定り返て防戰の士纔に出るといへどもさして戰はんとする色なかりける義胤如何思召しけん城を攻め給はず新地迄御開陣也此時盛胤は御出陣なしさて亘理元宗はしきりに米澤へ使者を立て輝宗御出陣あるべしと請はれけるに依て同月晦日米澤を發し給はんと有しに遠藤內匠と云へる者輝宗を諫め奉るは遠路の御戰には人數を揃へ人馬の糧を集て地の形相敵の多少を御聞屆御出陣あるべしと申

上ければ無御承引米澤信夫柴田刈田伊達の勢を催し同年五月六日輝宗亘理に到着同月十五日新地と駒ヶ峯の堺まで寄來り宇多郡中村城を責らるべしと評議ありしを亘理重宗の御妻より注進あり義胤駒ヶ峯の城に忍て御坐す此由を聞給ひ又物見の士に委細を尋ね給ひて先手の備を御くばり一二の備を押し出しければ三の備御旗本也敵に對して屯を張り睨みて互に時を移されしに輝宗は二三ヶ村に火を放て輝宗の陣所より引退き義胤之はやがて打かゝらんとするにや如何樣方便あるべしとて見給ふ所に段々備へ引退く義胤其跡を慕つて閑に屯を押て海邊に付て駒ヶ峯の北なる山迄進め給へど一人も返して戰ふ敵なしあやしく思慮を回すにやと追捨引返し給ふ輝宗不構除き給ひしに後陣は新地の城下東の疇を引退き新地の城にと定めて小齋丸森此城を攻取て中村の城へ討て掛んが輝宗は大軍なれば一度に四五箇所の城を攻らるべきかと用心しけるに案に相違して總軍退くを見て如何樣不審也併眼前を退く敵に矢一つも射かけず通さんも口惜し足輕共は無きか侍共も一二人出て下知し給へと云ければ足輕纔二百人計り侍二三人鐵砲を打掛け矢を放つて凱歌をかけて追かけたり大將退き給ふ故にや返して戰ふ者もなし殊に新地谷小屋より高倉畠寄井村之邊迄深田足入之地にして人馬之通路成難く畔道を渡て除きけるに弓鐵砲に驚き大軍引立ければ深田に入り人馬なやみて上を下へと返し敵にもあはず周章ける只道をのみ求めんと爭ひける追手の足輕幔幕弓鐵砲鑓長刀を遺し置きけるを拾ひ取り或は奪ひ取り首二十四五打落す如何なる故にか騷動してかゝる有樣なりけん義胤も不思議に思召しけるにや軍もし給はず追手の足輕も高倉之畠前迄追て歸りける夫より輝宗と亘理の郡小塘村へ引退き陣を取て數日を送り給ふ近郡の將を加勢に請ひ同年九月伊具郡小齋河子內矢野目に陣を取り堀をほり柵を結び各々陣所を堅くせり伊達は廿三備といへども加勢夥しければ旗旌の風に靡く事恰も春花秋葉之山野に滿々たる如し小齋の城を攻取給ふ計策ありと聞へしに城中には佐藤伊勢が嫡子宮內を大將として三十六騎上下二百餘人晝夜用心嚴しくす其外新地駒ヶ峯丸森金山に勇士を置れ盛胤は金山のこなたさいかち澤に出陣也輝宗の本陣は小塘村亘理の城に御坐と聞へけり

冥加山合戦伊達敗北之事

伊達輝宗は伊具郡金津と小齋の間河子内矢野目に陣を移し加勢の面々最上大崎葛西宮城名取二本松より馳來て雲霞の如し東西南北に備を分てみち〳〵たる事幾千萬とも究め難し取わけ亘利元宗は十町ばかり進んで陣屋をかけたり各陣屋は堀をほり土手をあけ矢來をゆい旌旗を立並べ夥きありさま古今之珍事何か是に似ん古へ源頼朝佐藤泰衡を退治の時五十四郡の兵起て天下の諸勢を支へし事其聞へ有と雖どもかゝる大軍は稀ならんとぞ沙汰しける盛胤義胤三百餘騎にして大敵に對陣し給ひけり御火子金山の城へ御座しければ諸卒は山野に陣を取り駒ケ峯迄引つゞく相馬七百騎と申せども所所の城々に兵士を置れ其上岩城左京大夫親隆は伊達輝宗の兄にて御座故第一油斷あるべからずとて新山の城に岩城押の勢殘して熊川の邊にも野伏「足輕」兵士を置れければ或は二百五十餘騎の勢にて御對陣もありけれと也扨小齋の城つゞき山の岨根より敵見下して小齋を攻落さんとせし事度々なれども城中強く又丸森新地駒ケ峯より突て出づさすがの大軍も近き難し盛胤宣ひけるは小齋の山續き岨根さきより敵やゝもすれば剽し來る此地を堀りきつて人馬の足きゝを妨げて計策を回すべしさらば江井河内中村助右衛門佐藤河内同嫡子將監杉新右衛門小齋の城代佐藤宮内堀り切り普請の奉行に罷り出よと被仰付思ふに夫れ普請を妨けんと敵競て追來らんぞさあらば夢々戰ふべからず新地駒ケ峯金山の城々に逃れこもるべしと此趣を見て大軍幾千萬有とも勝に乘て追來らんこと疑ひなし先づ小齋の城には泉大膳を大將とし北郷の面々五十餘騎籠を敵の化を見て突て出よ旗本は貝太鼓を能聞て策を打來るべしと下知し給ひける道々或は長者が迫遠道長根より金山の間水立草深き地に足輕を伏せ敵追來らば通り過ると見ば起立弓を射かけ鐵砲にて打すくめよと一百五十人指しをかる扨普請の人數雲霞の如く山の岨根へ取り上がる水谷式部は普請を妨ぐべき樣子ありやと能々見て參れと被仰馬を早めて乘出す山を越へて敵近く乘りよせ見れば數萬の勢幾重ともなく打圍んで旌旗を靡すありさま心詞も及ばれず敵は水谷を見て何者なるぞ其名を聞かん名乘れ〳〵と頻りに呼り式部が下部に利口辯舌の童あり常々の軍にも惡口し敵をおびき出し擧られば此度も

さある事よと心得て樣々に惡口をはき片腹のいたき事共也敵三百餘騎馬烟を立て式部を追かけたり式部馬を早めて引退く是より敵競い起ると秋篠の河漲るが如し普請の人數次第に引退き小齋金津金山の城に馳來る折節義胤は甲冑を帶し矢倉に御座て湯漬の御膳を進めらる盛胤の御前には泉大膳小齋より來つて祗候し軍の御物語あり此度も敵競い來らば義胤は馳せ向て拒ぐべしさあらば吾々は山陰(やまかげ)より敵の跡を遮るか横に突て掛りなば如何樣大軍と云へども追散さん義胤宣ひしは百騎二百騎は各別大軍の後に廻り給はんこと如何なと宣ひける内に大軍群り來るを義胤見給ひてあれと宣ひて御甲を召し馬々と宣ひ乘出さんとし給ければ盛胤御覽じて其門開きは曲事たるべしとて宣へども義胤太刀に御手を掛られ門開けと宣ひければ御門を開くと否や泉大膳木幡因幡赤澤伊豆小笠原丹齋也 此等を先として唯七騎御供には召連られ早長根へ馳着き給り盛胤は是非なく有合の者ども纔に三千騎足輕百人計大浦上野下知して山の陰林かくれて旗を絞らせひそかに御馬を進めらる義胤は主從八騎なれば御跡勢參るかと思召けるにや返り〳〵見給へども一人も見へざりけれど敵滿々たるにや其音百千の雷一度に落るが如しされども田の畔道を過ぎ給けるに七騎の者ども諫め奉るは七騎と申しながら下々まで續き侍らず纔に十四五人の御供にて輕々敷御働なれば遁れ給ふ事萬々一つも有べからず續き來らん勢を待給へと申ければ各申所實にと覺ゆるとぞ乍去憶したる體見苦しかるべし生死は運に任すべし何れも命を輕んじ討死せよと宣ひて山に乘り上げ峯に上らんとし給ひしに敵雨の峯より群り出づ徒立は一人も無く皆馬上の兵也七人の御騎馬御舍人をいかり目を明ひて働くべしと云ひければ御馬を引回し田の中迄引をろし奉る七騎之兵敵に向て暫く太刀を合て引退き息を休めて又打て掛るかゝる勇士の働き古今無双の剛兵也と目をおどろかすさて御馬は敵に隔ること一町計りと見え此時山田源兵衛鐵砲を提て馳着ける山上を見れば敵をり重りて見えし所に花麗に出立したる武者一騎山を乘り嵐す暫く控へて見へけるを義胤源兵衛を召してあの武者能ためらい打て落せと仰せ也源兵衛畏て候ふとて打けるに此武者能忽に馬上より打落さる源兵衛太刀を拔て走り寄り切ども截れずひた打とも鎧の襟能首に掛りけるにや終に切れず山田打捨返りければ彼が郎等山

より下り引上げんとす具足重かりけるにや引上兼て見えたり山田つと寄て下へ引く互に下り重なつて引ければ首を引ぬきける是亘理又七郎といひる者也とて軍終りて首を請ひに來るといひり山上の敵も以の外おり重なるといへども義胤へ打て掛ることとなし是少勢にて控へ給へるを見て案の外なれば定めて方便なるべしと寄せ來らず金山の敵兵各酒を呑て居たりしが俄に城中に貝大鼓の音頻に響きけるを聞ておどろき馬に取乘り馳出ければ義胤の御勢程なく重朱柄の御鑓も六七丁御馬の前立並べたり御勢次第にをり重るを見て山上の敵如何なる方便か有けると進まんとする者もなし大將進み給はねば諸卒何ぞ勇ことを得んかゝる所に盛胤の勢西南の谷を登て旗を指上ければ山上の敵肝魂を消しはや迯用意して後ろ足を蹈みけるを義胤敵の旗色を亂るゝは懸れ〳〵と宣ひ鐵團を振ひ下知し給ひ山の腰より馳上り貝大鼓を鳴し鬨き叫んて攻給へば敵は上山より我先にとまろひ落つ敵地難多芦戰立道細くしてやう〳〵一騎立なれば去あゑず脇は足入の地にして徒者といへども踏入ときにはあがることとなしかゝる路を歷て寄せ來る輝宗の智謀淺ましと聞へける盛胤西南より攻來り給へば義胤東北之方へ進り給かと肝を消し命を遁けをり重る人に人馬に馬重て上を下へ打返し一陣破れて殘黨不全といへるも理り也餘りに勇み給へるにや義胤の御馬疲れければ小人佐藤六を召て御召替引て參れ馬遲くは乘て來れ御赦免也と宣ひけるに取て返金山に馳せ着く佐藤六四尺計の小男なれど勇猛かくれなかりける城に至て見れば一人もなし四邊を見れば皆樹上に登りて見物す常に栗毛の御馬名馬也と聞て名馬栗毛はどれなるぞ馳回れば斷馬有り立寄れば栗毛也是なるべしと鞍鐙を置て乘らんとすれども不叶御留守居の圓宗坊はをはせぬかと呼ども是も見物出ければ城代河内か妻飛んで出乘り候へとて鐙を抑へければ憚り多しいで除き給いと飛上り御陣所に馳せ參じ義胤へ召せ奉る彼圓宗は七尺に及勇僧にて力量拔群の者なり是中村圓福寺の開山也といへり扨義胤は名譽の馬の上手にして古今無双の乘手にて御座しければ深田足入岩石嶋傳へ自由をふるまい給ふ劉備が的盧一躍擅溪劉玄之馬躍過五丈澗と云り義胤の勇悍馭馬絶代の良將也ければ敵其名に恐れ不近付小齋丸森金津駒ケ峯より馳集り四百五十餘騎鞫つらを駈り立ければ大軍四方に逃げ散て野雉の蒼鷹

に追はるるが如し徒武者は皆のがれ行く馬上は深田足入の地に馬を乘り入れて討るゝ者夥し味方上下三千に及者一人として首を取らぬは無りけり

奧相茶話記卷第五 終

奥相茶話記 巻第六

被攻亘理郡坂本城事
黑木中務同弟堀内四郎叛逆事
於宇田郡小深田與輝宗合戰事
小齋城代佐藤宮内心替事
伊達兩將押寄金山丸森事
小深田後度合戰事

被攻亘理郡坂本城事

矢野日對陣の中天正四年八月十九日中野常陸堀越能登と申侍二人伊達を背て矢野目の備より大内の陣城に乘り御扶持を申請たり堀越は信夫の中八丁の目に住したる也後に自閑と云て御咄の衆也き中野は中村に被指置たり扨輝宗新地の城と駒ケ峰の城を可被攻御企在て時の加番と號て隱密に五騎十騎宛坂本の城へ被入箇樣成事亘理近所なれば御娘より密々に告知らせ給んとそ坂本城代は後藤美河也勿論輝宗矢野目に在陣有て御企也是は相馬の兩將大内へ對陣有ば俄に打て出兩所の城を可攻其時金山丸森小齋も手賦すべし而らば相馬の兩將小勢にて可働何れに城一つも二つも落べしとの謀畧成とそ後に聞え侍る盛胤義胤此謀計を推察在て敵の謀略に落ては後悔すとも無詮只敵を遮て坂本を攻べし左有は敵の行重らば不可有とて盛胤は大内に御座義胤百三十騎の内外にて天正四年八月下旬坂本へ押寄給坂本の城内には亘理元庵嫡子美濃守重宗時々加番にて越河杯と申侍惣て百八十騎籠けり味方小勢にて籠城の多勢を攻給事如何と一族家臣諫申ければ軍は大勢に不可依大將目々明心の働次第也相模杯取樣に相手向に取組に勿論大勢の方勝侍るべし合戰は競後れに依て千騎も後れては百騎に成か如百二百も競には千騎に成りと被仰て前日新地迄御出馬翌日早朝に押寄給扨城近くなれば敵も少のま出で防ぐ體成しに義胤先勢中乘込被仰は敵會尺して謀せんと思と見えたり物學さするな只押懸に追散城を蹈落せとて乘出し給へば諸卒吾劣しと殿より先に勇懸て押詰城の西妙見曲輪迄只一息に攻入たり始は城下の堀塘水深くして城際へ著難き所に岡田豐後新里猪之丞水練成しかば立游にして向の土手に舉る其外西の方も陸道の有より少し廻りて赤澤伊豆中村助右衞門

杯此外も城際へ仕寄着けり城より是を見て水あれば游水を干とて此堤の水を切落したれば增川の如瀨落けり而る間塲の內泥深くして渡ると不成は向て着たる者共敵打て然らば勝負して死より外はなし迚も不叶事とききたなき行して笑はるゝなと立合て思切て待居たり又始より東の方より黑木衆向の岸へ渡り着けるが城中えも入られず跡へは深泥にて不叶是も右と同樣に云合敵向を待處に花麗に鎧立たる武者一騎步卒四十人計に打圍れて憶する氣色もなく勇進で城內より出來る黑木衆三十四五人內外度を失ひ進退極り思切て居たるを敵は相馬衆也殊に小勢と見て安々可討て侮で打て懸る黑木衆本より待居たれば相掛りし懸て挑戰けり兩方七八十人の者共入亂れ戰しが鎧武者を討取たり夫より敵臆して見ければ味方競進み追懸討し程に殘少なに討捕たり後に聞ば此武者栃窪與市郞とて重宗最愛の小性成とぞ申ける假初の樣なれども敵味方の見物の所なれば恥か敷戰成しと也此堤の下は苅田に侍る所え敵も打出味方も馬を馳入挑戰けり敵も七八百も有し味方も六百の余也互に入亂れ戰しが城代後藤美河をば佐藤官內の組頭鈴木源右衛門討取たり爰に赤澤伊豆と云しは元來上方所生の者にて花奢風流成しか田舍侍共余に物知成とて常に笑けるが其日耳目を驚かす働高名し首を取しかば伊豆申は敵數多討首數をも各々御目に掛へく存せしがとも平日伏馴たる仕付の足惑に成て思程にも不成無念なりとは自慢せられたり此時鹽田銀之助扇の天地紙の差物にて敵合にて別れて日に立働ともし高名したり此後伊達方にて銀之助働し體を小唄に作りて男女路巷の口號にしけるなり此時大浦監物廿八歲討死す此外も討死軍功等是有と云ども聞覺たる人なし此書物六十年計以前に問聆は大方知られ侍るべきをと存る也義胤御機嫌の折には此合戰などを御咄小性杯に聞せられければ水苅田の原へ流し出したるに馬を馳込に敵味方掛亂し太刀打槍合或は引組水浪を蹴立動き叫て戰し有樣を思ふに傳へきく四國八島の合戰も箇樣なる汀にてぞ有んと今の樣に覺ゆると語り給ひけると也此御詞をさへ聢と聞留たる人なし義胤御存生の間に奉り書侍は何程も可成を記し留ざりしは口惜き事也扨大內へ歸陣在て對陣也此後輝宗御對陣中新地駒ヶ峰の兩城へ思召寄さりしと也又坂本は元來武石の領也故に城の西に妙見を勸請す故に妙見曲輪と云赤澤伊豆は後上方へ登りしが將軍

秀忠公へ被召出小笠原流の仕付者に丹齋と云には是也此子孫今御旗本に有也扨輝宗御對陣中小齋丸森金山大内の間に草を入毎朝毎暮闘戰止事なし此間敵味方の討死不可勝計とぞ此對陣中丸森赤井館に置れし木幡雅樂輝宗金山を攻らると聞て金山に參るに路次にて草起き立（其儘）雉の尾川にて被討けると也

黑木城代中書同弟堀內四郎叛逆事

藤田齋とて馬場野を知行せられたるは伊達植宗の御弟掛田義宗の二男也盛胤御妻の兄也伊達藤田の遺跡を繼し故俗名藤田七郎晴近と申ける也此晴近の兄をば俊宗と申て伊達郡掛田の城主也掛田の城を伊達晴宗攻滅し給けると聞て兄を見繼ん爲に藤田より來れり十八歲ばかりの時と云ふ城に入籠らんとするに掛田の一族家來同郡川俣の城代櫻田玄蕃中島伊勢心變して晴宗の人數を引入被攻たり俊宗無程落行七郎も相馬へ被除けると也又盛胤の御妻は長州義胤と亘理重宗の御妻の御母儀也永祿十二年十月二十二日御死去在て道號を金室妙仲大姉と申小高の金性寺は御菩提の爲建立也此七郎は黑木の城主相馬三郎殿の婿に成給ふ草野に御坐後馬場野に被移たり扨草野には新館山城を置れたり後には婿なれは岡田兵庫を被置れたり七郎嫡子中務二男四郎是は堀內の遺跡を繼娘一人此三人は三郎殿御娘の腹也四男七郎は別腹也相馬三郎殿後には相三と申せし也相三御孫の中務の養子に仕給へし故に御死去の後中務を黑木城代に仕給ふ是を黑木中務と云二男四郎は堀內の家を繼此堀內は顯胤の御舍弟次良大輔殿後には上野守近胤と申此御子左衞門殿御娘一人計にて無嗣子依之此御娘に齋庵の弟に掛田兵庫とて御坐を御合られ堀內の家を繼せらる而るに此御娘男嫌を仕給へしかば兵庫殿堀內を除去柏寄村に居住して死去也次に中津川の二男大膳亮を呼取て被仰合しに是も嫌れしにや仙道へ歸ける扨或夜に男二人顏を包み誰とも不知樣に目計出して堀內へ忍入たり折節宵の間なれば召仕はるゝ女房ども已が業をなしつゝ居御娘は屛風の陰に物を見て御坐に右男一人不圖寄て御娘を一太刀切て逆除けり召仕ふ女房の中にて一人飛掛て組留んとせしかども三人の男ども左や右して蹈轉す女の事なれば無力逆けり此男誰にて有けん後まで不知けり御娘の耳の下頰に疵有けると也後

此御娘は二本松安房守義秀の嫡子右馬頭妻に成而るに右馬頭國秀伯父義國に討れて後妻女懐胎にて相馬へ來り産生す扨右馬頭妹は岡田治部太輔直成妻也中務逆意の遺恨は中村の城代草野式部討れて後彼娘を盛胤養置れしを中務に可遣と內々御沙汰有けるに如何思召けん引違て直胤へ被遣中務には大井騎馬に幸田と申者の娘を御計ひなれども不興にて不承引又原如雪娘をと被仰しかども之をも御請不申也箇樣の事御怨に存又他の勸も有けるにや思立けると也天正七年冬の比より建昌寺にて江湖の執行させんとて兵粮鹽薪味噌等に至にて貯求て城に籠たり此時建昌寺の住寺は意林東頭也同八年の頃は逆意の事粗洩聞へて彼方此方に囁合けり盛胤聞給て疑敷御心付給へり此頃は盛胤中村城下の御屋敷と北郷田中の城とに御坐す大方北郷に御坐す也而るに中務下に初野雅樂介とて名を得たる武勇の者あり彼者伊達へ內通の使を致と盛胤聞給て何とぞして雅樂介を召捕口を聞給度思召由を中務何とかして聞付雅樂介を捕られては大事顯れぬとや思けん雅樂介を討んと思へども武勇の者なれば打損じては惡かりなんと思公義奉公人に古高新右衞門とて椎木に居たり是も武勇成者にて常に中務へ出入彼を呼て密に賴ければ彼者領掌してけり新右衞門先雅樂介所へ行き我鹽荷を少々持たり是を伊達領へ遣して賣んと思也其方は伊達に知人多ければ能に計ひ給はれよ先我宿所へ來て鹽荷を見られよと云に其後來れり窓の前に置ける賣鹽を是かとて持上て見所を用意して待ければ窓の內より二つ玉にて打たり雅樂介打れぬれども少しも不疼吾を謀事無勿體とて刀を拔て內へ押入新右衞門一方の口より外へ走出ければ跡を慕ひ追蒐て五六間の家三遍迄追たりしが終倒れて死たり則中務に此由を申告けば雅樂介一子に卯之松迚召有を石上の山田源兵衞方へ使に遣たり是をも可討とて召仕ける者に申付るは卯之松石上より歸るべき頃也大坪長根に待向て可討と也心得侍とて行向けるには案の如く長根にて逢たり此子十四五歲なるが容顏美麗なれば見るより流石可討心もなく卯之松に云けるは唯今父雅樂介討れたり其方をば我に討と有故に爰に待たれども更に可討心なし我も共に連行べし疾に落よと云卯之松聞て不謀ども討れよ父討るゝ上は命不惜と云彼者云は左樣にてなし早々と云は林の中を初野へ出て母をも連て伊達領大石へ落行けり扨中務の母儀は齋庵と不和

にて黒木に在す弟四郎は小高堀内に有けるが相圖の刻限を定置り又伊達方へも申送ける所に伊達方より申は中務兄弟若き人也加勢すとて敵地へ入損しては如何也依之老父の齋庵を人質に取て加勢すべしと也因茲に中務齋庵を引取んと巧たり中務は十九歳四郎は十七歳也其比は逆意も大形汝々申唱へしかば只其證據を見出計なれば佐藤丹波を黒木の目付に忍付置れければ夜々黒木中村へ行を窺ける而るに同八年七月十七日の夜添田美濃とて親族被官成者を使にて齋庵へ申けるは此一兩日母儀遺例なりしが以の外に見へ侍る御目に掛け度由に侍れば早々黒木へ御出有と謀也齋庵聞も敢ず面色替て美濃に向て其方は方便に來るべし已等紛に無由逆意を勸め身の滅亡を招べし口惜き事也早々歸て中務へ切腹の用意して待へと云ひ吾は小高に乗て義胤へ披露するぞ逆刀を捻廻せば美濃危しとや思けん早々歸覓扨其夜黒木町中へ密々觸けるは夜半過より家々に火を掛已に刀得道具身に添て持居よと也扨美濃歸て委細を申に齋庵を先立申さねば伊達の調義成難しと添田肥前が二男彌八郎に鎗持せて其外齋藤左介同彌助若黨二人又一人是は後迄誰とも知れず右上の源兵衛とも申說あり其故は源兵衛中務と茶道の知音なりと云へり上下五人にて其夜馬場野に参齋庵に子細を申城に籠給はれと也齋庵面色替大に怒て夫捕て當義胤へ申上て切腹させんずるぞ當家に對して少分の恨を存不義を企る者に與する吾にては無きぞ子にて無ば討て捨んすれども命は助るぞとて人の聞をも不憚にをめき罵玉へば無力で有しに小高へ可参馬に鞍置抔と被申ければ中務無故歸られける其夜小雨有て闇夜成程に田邊の者共馬を盜れたりとて爰彼所と松明多見へ騷ぎけるを中務思はるゝは扨は吾逆意はや顯れたりいかにもして給忍て歸るべしとて五人の内齋藤左助彌助此二人は篠川に懸て歸れ中務と彌八郎今一人は中野を粟津へかゝり小野え出歸るに闇夜なれば足本見も分られず殊に道無所を方角を心當に小堀の有に彌八郎河波と踏込たり扨今夜中務馬場野へ行齋庵を連て除るべし其所を討と内々被仰付侍共野伏を引連所々道筋に待居たり此所には長坂丹後堀の越口に待居たる二人の堀へ入たる音を聞きて突伏たり野伏廿人計起立て兎角する内に中務と今一人は傍に忍て通すぎ恙なく城へ入たり左助は笹川に懸て行に爰彼の人は不寄付斯る所に西口に伊達衆來るかと物見に出した

る士所々に待居たるに敵來るを見て十間計り乘出し敵此方を見付る程に馬を乘返し藪陰にて下馬し指物をしぼり隱れたり伊達衆思けるは城を卷たるとも近々に押寄敵向はゞ一働きせよと押來る所に藪陰へ一騎乘隱れ指物をしぼりたるを見て扨は何方藪陰に敵を隱したる也何れは謀略有げ也卒爾に城近く寄て跡をきられなば大事成とて早々引除けると後に聞へける此隱る士を後神妙成仕樣成と義胤御褒美被成去は淺間敷は人の心直ならねば能事をば云觸さず惡事をば芥子を山程に云習にて此士の名を語り傳り人なし義胤西口へ乘廻し堀の際を通給所に內より鐵砲を土手へ載懸し間十四五間にて打たりしに御袖に中りたり又西館には鈴木越後とて相三富岡の城代の時付られたる者也其由緒にて中務幼稚なれば付置る一日當座の難を遁ん爲に中務に與し西館を持けるが公義へ對し逆意を存せざれば御人數を西館え引入たり即時に城も蹈落さるべく見える所に建昌寺の住持意林東頭馬に乘來り衣の玉だすき打揚寄手と城の間を乘廻し各定り給へと云觸扨兩將へ執訴被申上けるは中務不義可申晴樣もなし齋庵與せられぬ所神妙也其上御外戚の御事なれば命計は助給と色々詞を盡し被申上義胤御承引なれども盛胤御憤深かりしかども强て訴訟被申上ければ中務一人兵具を差置出されよと也十八日己の下刻中務虎の尾を蹈鰐の口を遁れて城を出けり伯儀妹も中務に付行れし也而を義胤憐愍有て妹をば留置れたり山田源兵衞は中務に打連除侍りしが相馬え對して恨なし而るに伊達の扶持をば不可請とて仙道え參りけると也扨此妹に泉播摩を被仰合堀內の遺跡を立給へり此事落着以後義胤御物語に逆意の日限極てこそ有つらん十七日の朝小高にて堀內四郎太田の八幡へ參籠し侍とて暇を請ける所に暇相違なし先登上被致よと仰下さる則ち登城する所に小高御不斷士二人御城より退出しけるが四郎に向て袴の裙をくゝり揚げり四郎心の內に密義顯れて打手にやと危所に何の沙汰もなく一禮して行違けり扨城にて座敷に居や否や義胤つと寄給て四郎が兩手をむづと取せられ暇請て何所へ行遣間敷ぞと戲言に仰られ早く參れとて御手を放されたり箇樣企努々不存也思へば危かりし事なりと被仰けり是より黑木城代に門馬上總を置れ小高より家老の內一人宛組頭にて加番を勤けり天正十八年の頃まで如斯也

宇多郡中於小深田與輝宗合戰事

小深田とは駒ヶ峯の西の山續きを申也駒ヶ峯元木は城なし新地の蓑に駒ヶ峯の下藤崎村に原如雪を屋敷構にて指置る而れども城無にては新地の蓑に難成とて盛胤駒ヶ峯の山を切平げて城になし玉ふ元より坂本の川原橋迄は宇多郡内にて相馬領也橋より彼方は亘理郡なり是に依て高良橋の邊建昌寺領成し此時駒ヶ峯城代は原如雪嫡男攝津に置る藤崎を知行したる故に藤崎攝津と云ふ也天正九年四月輝宗嫡子政宗兩將共に出張被成伊具郡の内に金津小齋の間谷子内矢野目に御陣を備らるる間相馬の兩將も伊具郡の内枳澤大内の北の山に備らる此時分は每暮野伏羅合騎兵十騎十五騎打交て草夜討止時なし坪事と申て五十百五十の人數にて挑戰五人十人討つ討れつ隙なし此方は小身にて御座せば假初の出張にも三郡中を催し出玉ふ夫迚も所々城々の番に置給へば七百騎と申せ共戰場に出る兵士は罷出揃て四百又は四百五十騎上下二千五六百計也大形の時は三百騎上下千二三百にて伊達へ向給也加勢とては一騎一人もなし別て氣遣給は岩城は輝宗の御兄也仙道石川須賀川も伊達へ通ず川俣口も櫻田玄蕃父子左北は輝宗對陣なれば何も城々の加番廿騎より内はなし伊達は前代こそ信夫伊達苅田柴田四郡の人數なれ其外奥衆此時分には亘理名取宮城葛西大崎二本松須賀川石川迄漸伊達の下知に隨付しかば此對陣の備如雲霧敷味方は境目を守る而已にて侍れども敵兇もすれば透間を窺ひ相馬領を奪取んとする故に如斯羅合日々夜々なり夜は帶をも解ず丸寢にし一生如旅舍にて世を送る兵士は勿論士民町人職人迄妻子を忘れ家族とし山野を古鄉として身を忘れ敵を防ぎ守れり往昔より上下如斯主從の親愛不淺にや三方は大敵一方は海也其比は標葉もすて四十年餘其後も危折々を持續けて二百六七十年の間相馬の家相續し給へり建武の比源尊氏將軍の方故に加力有明德應仁の亂より以後は只宇田行方の人數にて四百四五十の間大敵を受て晝夜の間合戰上如件されども岩城仙道抔は昔より度々の手當を覺けるにや左迄のとなし伊達は小齋金山丸森を取返し給はん望其上近郡小身の弱敵どもを掠取年々倍增して大身に成給へば大に習て競に乘武威に奢りて大勢を賴て如此有けるとぞ申ける味方天正より

九年の間月々日々に二人三人五人十人討死せぬ日は無れば士卒十々も減少して其子や孫十四五より出陣す天正九年四月十日隙なきを出し抜て新地駒ケ峯を攻取給べきとて夜中に忍て伊達の両將矢野目より打越新地と坂本の間原中に如雲霞に備を立をる両將夜中に廻り給由例の御娘の方より御注進有けり相馬両將も其夜明方に大内より出陣大坪に到着新庄の古館に御備を立らる敵味方互に守合て同月晦日迄對陣有しも五月朔日伊達の先手少深田に寄來れり合戰場は小深田の谷地にて平地に續高さ一二間の岸也岸の上は勝善原とて新地の城下迄原也此高き所より敵は懸れり道一筋有傍は片岸にて駒ケ峯の西の山下南の原迄續く是をば菅谷原と云也相馬衆は下の谷地より懸りて合戰す野地より高き所へ敵を追擧れば敵又野地へ追下す敵方の數々の備を殘し少なに崩懸て追つ追はれつ喚き叫て戰けりされども敵の追下る道片岸廣からず味方追ても先へ進まれず伊達の両將上道一里餘遠く備を働き不給故に味方の両將も六十騎計にて備立て御座す惣て顯胤より以來盛胤義胤の少人數を好伊達衆は何程の大勢にてもあれ味方二百騎計にて何時も御合戰也扨味方弱りて追下さるゝ時は本陣より貝を吹立凱を作懸勇りを進めて戰はしめ給しかば敵を高きに追上味方續て上り首取事百五十餘也味方勝凱を擧げれば伊達衆も戰を止めて引除ける此時味方戰しは二百騎の内にて皆と云ことも無如斯也物合にて目立働したるは佐々木藤左衞門成田五兵衞百槻右兵衞青田六郎抔也討死手負手柄高名敵味方有しと云ども知たる人無例の手寄の者計聞傳へて申也惜哉々此時味方の討死木幡帶刀横田金藏原源六郎牛來玄蕃抔也猶々有べし翌日五月二日伊達両將は深田を退陣新地の城へ鐵砲を打かけて亘理を經て谷子内矢野目へ歸り對陣也此合戰の行舉竟佐藤宮内叛逆の相圖により相馬両將を引出し跡にて宮内に心易く加番の者を討せん爲の謀慮なりと後には申けり義胤其比被仰は小身なれば戰の障には少く成也如何となれば今度小深田の戰に新地の城に騎兵五十歩卒三百有は騎兵廿五騎歩武者共に上下百五十にて城へ入込べし然ば此方戰の時分騎兵七十騎歩卒四百計にて城には城代に歩卒少々殘置其外召連輝宗合戰場は遠し敵は小勢と聞て油斷して有んに人々當座の小印計にて輝宗本陣へ無二無三に懸りたらば輝宗備は蹈散すべし惡しうせば輝宗をも可討余の加勢は自ら敗

退すべし伊達普代の者も先手へ加りたるべければ多くは有べからず駒ヶ峯より出ても勝利あらんものを人を不待故に輝宗を遊山させて歸したるぞと被仰し也亦天正四年より同九年迄矢野目對陣の間信夫大森の城主實元は相馬へ向て出陣し給はず其仔細は實元は盛胤の爲には外戚の伯父也元庵も伯父なれども是は盛胤の御母儀とは別腹也實元は同腹にて御座故輝宗へ被仰分相馬へ御働には催促なしと申ける

小齋城代佐藤宮內心替事

其比古佐井の城代は佐藤伊勢が嫡男右衛門後には宮內と云し也此伊勢本は岩城一族舟尾の扶持人成しが軍法抔より心得亦武勇も存とて其時の岩城の惣領重隆へ被召出白川との合戰に勝利を得事畢竟伊勢が武略なれどもさせる恩賞にも不預と憤りて相馬顯胤仁愛と云勇將と云近郡に隱れなき大將なればとて重隆を背き相馬を望て參顯胤へ勤仕せり顯胤所々御出陣の時は被召連御備立人數の扱敵に懸る程の間敵味方の色を見手分の品品御異見申上るに每度御合戰に勝利を得玉へば二つと無者に被思召次第に立身して二三ヶ村を知行し家老の列に加り磯邊の城にぞ有ける盛胤の御代に田中の城代桑折が跡を伊勢に被仰付所に桑折が一類違亂を申城に不入其時伊勢本知をば割散にして余人に賜り替地も不給磯部村計知行しけり伊勢內心には無興に存せしかども色には出さゞり是其比磯邊の城は海手嚴崩損しければとて今の立谷の館山城を平げて城形になして居たり然るに平太隆胤の御代に成て中村城の普請有けり盛胤御自身御出有て御下知なれば諸士も自身手前々々の人足我劣らずと情を入る所に小野備前が人足と伊勢が人足と持籠を奪合て打合けり備前が嫡男源太と伊勢が三男彌兵衛之を見て互に刀の柄に手をかけ既に討果さんとする諸士集り押分て靜りけり盛胤之を御覽じて普請場を騷す如斯の行跡案外不義の者共なりと御立腹にて双方咎あり知行取上追て御赦免有知行あるを返し賜りし也其時は立谷の館の西今の海道の西脇に町屋有けりとなり爾るに磯部村分と立谷村の分と境を分けるに北郷の者共奉行にて打渡しけるに館の內伊勢屋敷乾の柱建る所立谷村分の地也乾の角柱抜べき由を申斷ける伊勢聞て云は屋形の思召には不可有桑折等日來の遺恨有ば彼等が惡意地にて云成んと推量して椽の板を踏て扨

も／＼顯胤より以來の專忠を水の泡になしたりとて大音揚て泣たり又館の下の町を中町立谷分に付たりと申其後終焉に及で嫡男宮內を病床近く呼て申含けるは吾死たりとて經佛の供養も無詮父子の恩愛を忘れずば如何にもして盛胤義胤の御胸へ矢一筋射て手向にせよ千僧萬經の善根よりも功德可成構へて此事忘失するな若遺言を背かば七生が間惡鬼と成て汝が子孫迄祟りをなすべしと云氣色すさまじく侍りしとぞ深閨の密語なれども女童の聞傳を云漏しければ諸士の中にても何方此方叫けり扨宮內父の遺言と云又は桑折が一類共遺恨有は加番に來時可討と思合て逆意を思立けると後にぞ申たり藤橋紀伊守を金山へ被移時宮內を小齋へ置れたり此時分は御領の城主へ加番を被入置小齋の先番頭は室原左衛門也是に代んとて金澤美濃北郷五十餘人の內三十餘手前も上下三十余にて天正九年の四月十一日小齋へ參りたり美濃則城へ入宮內に對面す宮內申は是迄老人と來越し玉ふこと御苦惱察入たり子息孫三郎殿を番代に越玉はれと云美濃申けるは今伊達相馬對陣と申別て伊達備の近城なれば躰は如何と存る也後に思には此夜可討日限也美濃は宮內が妹婿也孫三郎は美濃が子なれども甥子也其夜は宮內三年が間撰極たる大吉日也故に伊達方へ相圖を定しかば輝宗父子小深田へ出張有相馬兩將も大坪の古館に陣し玉へり扨加番の士各役所々へ着て或は矢倉に居も有又未城へ不入して過半城下に居金澤美濃は番頭成が城の傍に小屋有て休足しけり宮內は其夜城下の町者を呼集內郷より珍敷肴到來したる由にて酒を呑しめ數獻の上にて申けるは何も兼て聞及つらん盛胤義胤へ恨可申仔細有に依て逆意を企伊達へ與したり此夜吉日なれば加番の士美濃を始て皆可討思各を賴侍れば皆同意被致よと申せば城付の士卒共尤と同じける又加番の士にも酒を進めけり扨時分は能ぞ打立とて矢倉に居たる加番の者には其下に鎗持を置き小屋々の口にも如斯して矢倉より下る者を鑓にて突刀にて切小屋を出るをも突伏切伏たり桑折左馬小一郎內々遺恨有は矢倉に置て下る所を打たり門馬七兵衛も左馬と同所に有は是も被討たり渡邊縫殿も討れたり扨金澤は妹婿なれども討て不叶者なれば宮內長刀を脇挾美濃が小屋へ向美濃は城外に居て寢たりしが城內何とやら騷ぎとて起て一人城へ登る城中にては宮內に逢たり則刀を拔詞を掛合す宮內は長刀にて美濃が太刀と合たり

宮内に二ヶ所迄切付しかども鎖帷子を着具足を着しければ身に透らず美濃は徒膚なれば鈴木外記と云者に討れたり美濃が者共跡より追々出しかどもはや美濃打れければ不叶二人宮内へ向けれども長刀にて打拂ひ其上敵續けば落たり之迄金澤相馬の御爲に命を捨ること十人也と申傳又北鄕衆の中豐田藤兵衞如何したりけん小屋より飛出るを城内にて切て廻り討洩され城外に出る所を宮内與力に鈴木源左衞門とて武勇の者なりしが持たる刀を打捨て飛入て組合しが終に相撲の手にて組伏首を取けり此鈴木は角力が物成んと也北鄕衆十六人其外城外に寄宿したる者共をば亭主顯はには云はで眠らぬ樣に仕たり扨城内騷しかりしに亭主心を付てら知せければ皆落たりけると也是より古佐井は被取返たり宮内子孫今に此處を知行し住居すと云へり此逆意の前方義胤思量有ば所詮元庵と云人邪侫成に依惡事起れば伊達相馬の仇となれり年來の好を捨て小齋の城へ方便寄て討給はんとて宮内に密談在て逆意の由を僞て云はせらる元庵よりさらば加番に來る味方を可討加勢して吾も城へ入なんと被申此旨義胤へ申上ければ猶能方便に加番の士申組せよとて日限を定被仰付しかば元庵へ此旨申入る故に承引し給へり既に日限に成ければ折節成敗せで不叶重罪の者三郡より求出し籠合したるを取出し髮剃て行水などさせて似合々々の物を著せて太刀鎧を持せて小齋の城内門戸の所々に斬伏突伏置ば勿論手疵も有せて扨城の内には武勇の士を揃て上下三百騎勝り置れたり元庵は金澤に御坐しける間此由を申進せて早く城へ入せ玉へと云せければ先人を遣して見せんとて檢使をつかわし其樣子を見せらる檢使歸て死人の爲體を元庵に申ければ方便可成とて城へ不入給と也其頃大平孫兵衞元庵へ奉公して此事存しけり後當地へ參扶持を賜り有しが語りけり扨程無宮内心替すれば浮雲巧み侍りつる哉此時賞に替られば能士卒を百も百五十も捨んずるものをと義胤度々御咄有けると也其時老たる諸士批判申けれるは先へ行御分別は有とも詰りの思召無也重て謀計の爲亦宮内が心中をも思量し給て宮内に被仰付樣可有に左も侍らぬ故に宮内に安々と替れたるは大將の御工夫淺間成故と申合けり右の豐田は本は相馬三郎殿の御下の者成が御流浪の後北鄕衆に加り居住せんと也是は佐伯元庵が父也是より輝宗政宗小齋の城に打越て御坐す又遠道長根に元庵を始伊達衆陣所を構

へ金山と對陣せり

伊達兩將押寄金山丸森
相馬兩將被寄矢野目事

天正九年正月朔日伊達の兩將小深田より谷子內矢野目還り給へり輝宗政宗小齊の城に打入て御坐す亘理元庵を始加勢の歷々冥加山に備を立らる先手成故と也前々は此邊迄伊達衆寄來事侍らざりしが小齋伊達へ被取々る故と申也小齋を伊達へ被取れば兩將の御思慮不足故と也其頃諸士の評判致は總じて盛胤は御正直にて御坐す故に何者にても下々申上る事を誠と思召故に失を御心に籠られ何ぞ其旨誤まれば小科をも大科に仰付られ又前方申分け致無罪と聞召入し事を忘給はぬ故に今の過に前の誤を添て罪を重く仰付られし故に能者を捨給事多し是人の申事を一遍に信眞僞明察の御心不御坐故なりと也前方佐藤伊勢も罪科なかりしと也靑田信濃同左衛門內に惡心を構へて樣々に申を忠誠の心より出ると思召て信州父子が邪佞を察し給はず替地をも不給剰夫より伊勢をば不快の者に思召含けり信州父子如何樣に申上げん伊勢が心にも其色見へけるにや下々一族家老士卒心有者に思寄筋あれども信州は顯胤御幼少より取立奉り又盛胤迄相續し別して熟く思召重臣なれば嫉み皆で申か杯と思有んとて云ぬか又信州父子が威に恐るゝが心の外に出さず猶々盛胤伊勢を疎んし給けり桑折駿河が父子兎角云て紺野一類に異議を勸て終に桑折が先忠當忠をも捨給へり又信州父子が人知れず內心の結構末々は御爲に不可成と申仁も侍りしかども其御心も付不給結句彼申者を疎し罪無して罪を負者有しかば御恨を存者多し故に箇樣に逆意の者出侍りしと也又義胤は盛胤御自心の直成故に人の申上る事を實と而已請け給て事を糺明し給はて被仰付しかば人の恨多しと近習の人々申を御幼少にて常々被爲聞總て下々の訴は吾方を讃他を謗り惜實少威有大身は奢有て惡心有て含故に信洲如の者有兎角人の心は直になきものぞと思ひ給て是又何事をも不聞入給御心の儘に裁斷せられしかば尤公義杯は親疎なく竹を割たる樣に涼く被仰付しなり去れども人の申事を請給はず御一人にて思召の儘に被仰付ければ誤も多かりき宮內事杯も伊勢が遺誡の度廣く申唱ければ家臣の內にて女童の申事なれども箇樣にこそ承れ宮內をば內鄕へ被爲噯城代を被差替可然と折

折諫言申上しかども宮内は牢人の子なり今城代となれば馳走し取立るを憎嫉で申と思召て上は御承引なれども御心底には請給はずと也角く御分別有故に早や宮内逆心したり兎角大將と成給し人は御心偏にては御過多かるべしと申合けり同月四日に伊達の兩將金山丸森へ押寄鐵砲を打掛驚し給へども金山は佐藤將監城代也丸森は堀内播摩城代也父雪齋播州輔佐の爲に此時分は籠城せられたり兩城共に上下二百計の人數なれば鳴を定て鐵砲をも不打只城へ不入用心計也况味方の兩將大内に御在陣なれば猶々敵を可恐事も無人背もせて居たり輝宗如何思召けん攻給はで早々矢野目へ引除給る輝宗他將とは如何有けん相馬へ向て人數を立合大將出合ての御合戰は二三度の外はなし大形盛胤義胤御出陣の跡人無隙を覗忍て跡へ廻り出し抜を好玉へり又政宗の御代にも抜を好給義胤と懸合ての御合戰は一度も無りし也後々迄も如斯也伊達幾備にて攻懸とも此方は勿論小身又一騎の加勢も無し八百騎多き百五六十計にて敵を請たり去ば侍も下々も威有て盛なるに付く習なれば伊達の仕出るに隨ひ近郡の大身は和睦の爲に加勢し小身は彌付き隨ひければ加勢も次第に多かりき故に人替々

戰へども味方は替べき人無れば朝より晩まで終日の合戰のときも如此と也扨味方の兩將は六七十騎計にて伊達大將の旗見へ來らぬ内は働給はず大將と大將の見參ならば涼く合戰して勝負を決すべしとて百四五十騎の騎兵を二つに分御父子の御下知にて合戰可有と待給へども終に輝宗政宗の旗見へ給事なしと何も宿老共申けり同九年七月十三日輝宗政宗御坐す矢野目御陣備へ相馬兩將押寄給へり先大内より金山へ御出張有て箕加山に亘理元庵其外の宿の抑の爲に味方一備置て被押寄御先手一備其跡義胤御旗本盛胤此三備合て百八十余の騎兵にて懸り給ふ敵も陣所の總行馬の外へ五六町出て待懸たり先手の一備五十騎計にて敵に此方より懸る平場の合戰也勿論伊達は幾備か有けん小勢と見て安々と討んと懸る互に戰所へ義胤の旗本伊達衆の先へ懸て追散たりしが又味方追反されて亂ける義胤備を崩し掛先手と一同にして義胤も御馬を乘廻し乘切逃る侍共に御詞を掛られ見知給をば名を呼び掛々に見苦敷返して勝負せよと下々の者迄に御詞を掛られ又小人を走せ迯る者の馬を引返敵方へ引向控立其上義胤鐵の團扇を以てあをぎ立味方を敵の中に追入給しかば敵兵不及申歩卒下

々新人迄も迯る者なく止りける鋒矢形に備義胤眞先に召御馬本より上手也凱を作懸々螺を吹立横目もせず一文字に敵の中へ懸り敵軍の勇進したゝ備を蒐入しに敵不堪して散亂したり是を見て跡脇の兵皆迯散たり馬上歩卒等百七十程討取勝凱を揚て引除給へり味方も上下四五十人討死有けると也此合戰は義胤と先手と二備にて如此敵の備は幾備か有けん其外も崩掛たり盛胤に後陣に御備被成味方敵を追行は夫に隨て進み味方追反さる時は共に退き始終の御坐物にて御坐き伊達兩將は行馬の內へ備を御坐と申味方の騎兵高田六郎は前方矢野目大合戰に父の六郎を討せたり今日の合戰に父の敵を可討とて弟小市郎を誘引して出たりしが小市郎深入して被討たり十六歲六郎は敵を討首を取て出たり岡田藤八郎又岡田の家來大浦左近も討死すと云り是より以後義胤御自身御合戰の時は常々好給て鋒矢形に人數を備御自身眞先に進み御馬を召込敵に懸り給と也此時も討死軍功等多く侍んつれども知人なし今老翁に問へば敵計打取て味方は下々迄多くは討れずと云へり爭左樣に侍んず左も有けるにや

小深田後度合戰事

敵味方猶々對陣也弱合戰の間々には朝暮野伏鬪成は夜討止時なし而るに同廿年八月七日又伊達の兩將忍で小深田へ迫り新地と駒ケ峯の間に本陣を備給ふ深田と此本陣の間は廿町の上成んが味方兩將も告知する御方の侍りしかば大內の陣城より出張在て其夜に大坪の新城古館に備給合戰の場は右に申谷地と岡との境也同九日巳の刻に軍始る味方も先鐵砲を打せらる最中俄かに雷雨篠突が如く降來りしかば敵も味方も火繩消たり然れども味方に駒ケ峯の城より火の助け侍べりしかば火愁も無鐵砲打懸けるに敵堪難くして引んとする所を味方競懸て敵を討取ける味方の騎兵に信田荒太郎が子信田助七と富倉新七とは常に契約有て弓に相共に曳蒐は共に蒐けるが亘理重宗の騎兵に十文字新介とて勇功の聞へ有者其日の軍奉行にして團を振下知しけるを信田富倉是を見て能敵也討取んとて相共に窺けるが終に十文字を討たり助七は十文字が首を取んと仕ける所を十文字の郎等五六人落合侍りしかは首をも取らで結局被討けり富倉十文字が總鐵の團を取て奉りけり此時不畏働

したるは二本松牢人にて村松内藏之丞後に薩摩と申たる者也駒ヶ峯西館の城代にて侍りし也中鄉衆大浦雅樂助討死此外軍功討死可有之と也

奥相茶話記卷第六終

奥相茶話記 巻第七

於伊具郡館山合戰事
禿翁與或人問答事
伊達與相馬和睦事
政宗與義胤初對面事
泉大膳亮對義胤諫言事
被入損義胤千三春事

於伊具郡館山合戰事

右御對陣中敵方より丸森の城を責らるべき爲に阿武隈川を隔て館山と申處に人數上下二百余陣城に小屋を懸て籠置る北備頭は細野目新十郎と申す館山より丸森の方川端に阿久土と云村に細野目進江と云者を頭にて人數百五十人置る是は丸森を責らるべき便宜を窺爲なり此外にも伊達の衆此所彼處に手續便宜の地二百三百宛備あり尤矢野目陣備にも近し義胤敵を欺き引出し討へしとて館山を所として間に伏兵を置る天正九年十一月十五日の未明に阿武隈川の渡瀬を越て館山近く伏兵を置んとす館山と川端の間は十町の間也伏將には大和田內匠荒川太郎左衛門大浦庄右衛門大浦掃部助侍迎には義胤出張有て淺瀬の川中に御馬を立られしかば諸卒も乘入て皆川中にも此方の岸にも控たり川の廣さ廿一町余りもや有ん水淺き所なれども人馬もせかれて向の岸は水早く深かりけん伏兵の行程少し遲かりければ夜は天明と白からんとす道の邊の草枯に村々置る初霜は銀の砂を撒散せる如く端正たり伏兵の大將漸く館山近くなり兵を伏んとし一二三の伏場を定めんとする所に敵立山より伏兵さがしに敵來るにはたと行合たり伏兵と見付ると否敵三百餘我劣らじと追來る伏兵共是を見ると等く跡を顧ずして逃來るに敵追慕て川端近乘來りしに前に行時は川淺くして伏兵涉りけるか味方川中に控たり故に被方の岸水深かりけるに追浸されたり去れども味方川中に有は敵來入ず川端近く三百余鎗の穗先を揃て追來りしかば野伏は手負死人もなし扨敵方阿久土に有し者ども其外後方彼方より騎兵歩卒寄集りしかば上下七百もや有ん川端に段々に控たり伏兵亂て逃る時は敵の馬上乘付し事は安からんずれども總して歩卒に馬上遇ては馬上は討るゝ者なく又敵の方便も危ければ

乘樣にても馬を進めて同勢を見合々々乘ものなれば追はるゝとて箇樣の時は驚くべからざれども歩卒は先馬上を恐るゝものなり若武者抔意地を立て押て追歩卒に討るゝ事度々あり功者物押れたるは能目を明く故に助の味方勢を考て敵を追時も乘込にも懸るにも大小を見積る故に怪我無結句敵を追散して勝利を得る也と申き細野日新十郎下知して拔出る者をば先へ乘切て抑後に追者をば追て追はしめしかば敵も味方も一騎一人も討れず川端迄來れり是は人々出陣毎に思愼むべきこと也斯る所に室原文九郎櫻井四郎兵衞二騎向の岸へ乘揚んとす櫻井は少し先に乘出したるが如何したりけん乘揚る時は跡に成けり敵共二騎乘揚を見て揚立て討んとや思けん川端を少し引退樣なりしが返來て室原が馬を鐙にて突たりしかば馬揚て川に落馬したりされども此時猩々緋の御鐵砲頭は中村助右衞門成しが下知して室原を引立即時に除けり中村は室原に親類出馬をば敵に取れたり櫻井も馬を突せ馬共に川中に落されしが其儘引立乘て歸りける味方控たる下は水淺く侍しかば俵口吉左衞門鈴木掃部左衞門川を渡して蒐付敵の鎗に太刀を合たり爰に敵方より鳥居の指物にて武者一騎少も臆する氣色なく進て川岸へ乘來る處を鳥毛出立の小人鐵砲にて打て落す是より敵色惡く立騷ぐ處を味方競懸て一同に乘揚る此時義胤眞先に乘上給しを御供の侍十二騎付たりと云り敵も相懸りに懸合て平場にての合戰也成田五兵衞末永右京瀧迫目向抔目に立働仕る此外より働高名したるも有桑折左馬允高田六郎討死したり高田此對陣中矢野目の大合戰より打續今日迄に父子三人討死専忠の武士也とて其比上下申合けり此戰何れが勝けると問は勝負は無て互に引除と也大形味方負けと聞たりと云へば禿翁答て曰く負の沙汰は無りしと也此味方の討死高名猶々是あり神長藏帶刀木名猶狩岩本宰人黒木桒廿三歳にて討死小野田小十郎も討死す敵方阿久士に住したる細野目近江爰にて相馬の士卒與三兵衞と云者に討れたり近江が息平兵衞父の敵とて覘いしが是も終に與三兵衞に討れたり此與三兵衞誠成けん知人なし是は近江が孫なりとて或人語けり

禿翁與或人問答事

或人禿翁に問て曰味方の人數の大形馬上三百騎扨は二百五六十騎上下千二三百又は千の内外なり伊達は昔こ

そ伊達信夫柴田苅田四郡の人數なれ頃日は伊具亘理名取其外宮城黒川二本松須賀川白川抔迄加勢し亦旗下に成たるも有り其上に日路とも來るは少く皆地戰なれば人を連るも多かるべし亦士卒の疲れもなし惣て十郡の士の大將にて何れも御出陣の時は幾く備と云故も知れぬ勿論二百や百五十の備も有るべし又五百六百の備も有べし騎馬計も七八百千騎も有るべし上下の内を取て四千五千の上成へし先是は大體の推量也亦小齋を取玉ふ是は加勢二百騎よりも強し城々を攻るとも懸合て合戰すべし又何方も路次に難處なく味方の侍城々加番共に百五六十人の人數山下也此内よき者は三四十も有べし金山新地駒ケ嶺此時節なれば加番を入て此程也伊達城を攻ずとも金山の城には六七百の抑へを置に三千にて相馬兩將の陣城大内へ押寄て攻らるべし此陣城の舊跡上手の山寄に有嶮難い地にも非山とても高からず又相馬より呼味方もなし大内には多くて二百五十騎三百迄は是なし此段は積て知り給べし輝宗御年三十八九歳政宗十五六に成給ひ未だ若き大將也御家中に武勇武功分別者の歷々近郡に名を知られたる人多し然に押立て大内に寄給事なく城を攻給ふ事もなく天正四年より六七年の間對陣して御座し夜中に忍で後詰の人なき隙を窺跡へ立廻り何方此方と潜廻り給しは大身たる將の甲斐もなし是は小身成將の業也其比相馬にて此沙汰は有ざりけるにや如何禿翁答て貴方の申さる條此方にて若侍共の勇健成に老者打交て此了簡を致有けり敵郡なれども近ければ牢人に來り又は往還の者も日夜に絕さりしかは伊達方今朝のことは暮に聞へ夜のこと明朝に聞へて相馬の事を伊達にて聞も件の如し此ことを古老の語りしは伊達近郡の弱敵共を大形旗下になせり是合戰仕るに非武略計策にて降參させたる人々也近郡には相馬計武略計策にも載らず手强にして大合戰とて互の大將の懸合ての戰は多からねども所々鑼合等にも相馬衆終に汗面々と彼れを取たること無し場每に討死も五十三十有れども夫々滅り目も見へず又其上相馬は侍よりも下に强氣勇猛也と伊達にても申なれば左樣の遠慮も有が昔より敵對なすといへども互に合戰に及事は顯胤盛胤義胤伊達は晴宗輝宗政宗各三代也總じて相馬は小身なれども代々の武將御自愛深かりけるにや諸士步卒町人百姓出家迄親み付奉り武勇疑なき者と伊達方にて存ると也伊達今大身になり玉へば城を攻るも陣城に押寄て合

戰も安からんずれども武功譽の人々御家中に多ければ深く慮り有べし先推察して思案を廻すに輝宗大勢の御備有と申せども御普代の親み深きは信夫伊達苅田柴田のもの也其外は非今降參の人々也然は難義の時は彼人々の働は大様なるべし又野心を含る人々もあるべし相馬は三郡の將なれども强敵上下和合し打合て戰んには伊達普代の者多く失ふべし扨相馬を打抽し手裡に入るは本望なれども萬一入さる時は味方後日の戰なり難かるべし旗下の面々も上には隨附すといへども心底には野心を存る人もや有ん輝宗の弱目を見て氣變を出來侍らば伊達の滅亡疑なしと云世を考て手を放れたる卒爾の働をばせず唯年月日數を經て野伏羅合すといへども時々討死せば人も少く成らん只一向に混物蒸て悠々と對陣せば相馬如何に思とも諸士諸民疲れ果べし三郡荒行飢寒の苦み出來べし又心替の者も連々有けべければ其時相馬も自旗下に成べし然は當座の義戰勇將の名をば汚すとも只大身に成樣にと畢竟の利運を鑑て急戰を好まざる成べし勿論岩城は御兄弟也仙道は石川須賀川親類也其外折々加勢す奥は笠井大崎迄味方也相馬を何と思ひ給とも三方敵に請一方は海也終には堪忍しがたかるべしと思慮する成んと下々老功の者は沙汰しけるとかや又問て曰く何時の合戰にも野伏羅合にも伊達衆は多く討れ味方少く討せしは如何禿翁答て曰くいつも味方討死は伊達の三つ一つ程より外は討れざる也是は大勢は多く討れ少勢は少く討る是昔より有來る當のこと也と承及き扨相馬衆多く討せぬ子細は敵方は如何有けん知れず味方は假令ば父は知行が御扶持かなれば公役に召連れらる此侍の供には其子十三以上は出たり又甥從弟其外の親類等好望し佗寄て供に致牢人又零落たる者又大身小身共に百姓有れば舊好の親み故に申付たる人の外に別して私の志にて供を致もあり又大身の老臣や御一族の人々は下々諸士の二男三男寄子奉公とて朝暮出入し扶持を貰も有故に主從五人出れば五人が主人同前に働んと進み勇む者共也三人出れば是も上件と故に勇健に勵す事は上下もなく皆主人同前也敵は縱ば五人にてもあれ十人にてもあれ物合にては主人一人に成味方は五人は五人三人は三人共に上下なく主人を差越て手柄高名せんと仕る者成程に敵一人此方は能者二人三人向樣なる故に敵を討ては首を取味方討せても右の者共あれば馬に乘出るものは勿論歩卒に見繼あれば首

取らるゝは少き也又野伏戰抔に味方弱目なる時は見物に出たり町人百姓房主山伏等迄走り出て助成し敵を討て高名したる者も度々有故に敵と打合する程にては首取らすと云事なし敵は縫ひ打たりとも首取ざることも多かるべしこれに依て敵は多く討れ味方は少く討る也扨味方三十討れても伊達の沙汰翌日には聞へければ首十五と沙汰有と云へば此方にても十五人と云扨社伊達は多く味方は少き也其時分は父の扶持を受兄弟に養れ又親類に囉て有ながら侍は勿論百姓町人公儀の催は無れども左の如し出戰して晴なる手柄高名仕るも有左樣の時は屋形御褒美在て御詞か御盃か百姓等は路次にて御詞を懸らるゝか又當座に料足二百文三百文か布木綿一端かに端御帷子抔賜る箇樣の物身には着ず則小旗を用意して重ては益々忠誠を勵す故に何れも見樣見學に武勇に侍りき其頃は屋形も御手作成され下に諸士も勿論斯ごとく成故に御藏前と申ことも多からねば餘計も侍ず如何成高名を仕ても下さるべき物なし故に親類傍輩の助成を受て飢寒を補しかども屋形の御爲には忠勤を忘れず朝暮心に掛たり是全く殿の御恩によるに非唯主將諸士諸民等に親く御慈愛の御心深き故に上下懷き奉りて斯の如く也と申屋形にも兼日の働を聞召置て知行明所か又忠勤の者の後家又は娘計にて男子無者か亦忠死の子無者か抔に其親類の內武勇の者あれば仰付らる又武功の聞へ無きとても諸士下々知行し扶持を賜し者被召放ことなし何とぞ跡を續け名字を殘し玉へり斯る故に終には無催の者も御扶持人に成ける百姓町人にも少地を下されたるも多有けり頭目迄も公儀より被仰付放討有時は五度に二度は代官の人を差置臉々見物の者飛込て討たると有其比は亂世なれば他郡より盜人來り火を付盜を仕事無隙箇樣の事各も見もし聞もし給べし而ては伊達衆の者不取は理也是も久敷家抔の三十四十も物合急なる時は大方取れたり味方は上如件父子兄弟內の者も百姓も舊好の親みなれば主と共に討れては格別無左ては敵に首取るゝは稀なりき故に伊達の唱を聞て此方にも討死の數を定めし故に少かりし屋形へは則如何程と書上れば知り玉ふべけれと下々は後誰彼と承及び定と不知只伊達の唱を證と仕たり又一つも不取時も侍りきと也其頃は寺方山伏社人等も知行あれば代騎を出したり又歩卒に出るも有伊達方にて相馬は房主かけて千騎の大將と申唱へたるは此故也と云へり然ども三

郡不殘城々に付たるも入て惣騎兵八百の内也と申ける

伊達與相馬和睦事

輝宗天正四年七月初より矢野目に御對陣同十年迄其間七年無絶間夜羅合中にも同九年四月十一日の夜小齋の城代佐原宮内替て後は輝宗政宗小齋の城に御坐し長者が迫冥加山石佛に取出を構へ亘理元庵父子其外其人數を此山と小齋の間に此所彼所に備を立續け九年十年の間は殊更旦暮の羅合無止時小齋相馬領の時は此山の近邊は敵を入立たること無りしが小齋替てより如斯也輝宗戰功にて七年の間山一つも取れずに結句今は取出を構へたり此取出の所全は金山丸森の通路を妨ん爲也依て味方の兩將も大内に御對陣なれば冥加山に敵の取出有し後は田部前（金山の辰巳に當て近所也）黑森（金山續の山崎なを云）八幡崎（是は城の後山崎黑森同所）石佛（是も金山近所なり）此所にて毎朝毎暮野伏羅合い算るにいとまなし日に五人三人討せぬはなし去ども此方數年對陣に諸士討死諸卒も討せんが八人はなし先づ一所も鎗先にて取れずば味方なる勝也萬一合戰の上にて一ヶ所も取れ侍らば時節を見計ひ七八ヶ城をも打明輝宗政宗と打合相馬の家を滅すべし成程は先取れぬ樣にと防ぎ給也同十年三月十八日枳澤の近所小比良田と云所にて伊達の先手と味方の先手合戰あり此時田部前にて室原左衛門下浦平三良小野源太討死したり又金山の城下に堀あり是は城の圍に堀たり三方は山一方は土手を築是岡田其外御一族家臣の大身衆請取々不日に普請成就したり敵此土手より忍て金山城を責めんとす故に此土手をも大事に守る也或時冥加山より敵忍寄たりしを城代佐原將監出合たり城下に散住したる金山衆出て羅合鬪あり此時阿彌陀堂とて武勇強情の法師成しが金山衆に加りて常に戰場に出る毎に首一つ二つ不取事なく本敵を突崩すこと度々也然るに阿彌陀堂敵と鎗にて突合しが左の脇腹を突る敵をは左の脇齋を突則突倒て首と鎗とを取りける阿彌陀堂は腸の出けるを其傍に古槐の有しを見付て腹に押當手拭にて結て又走出で敵を突散て引除しが肢障心も無躊躇も療治して癒たり惣じて大事之手負たること七ヶ所也然ども過なく八十餘歳迄存生此法師は本青華村に有阿彌陀堂の別當禪僧元來侍の筈なり甲斐々々敷武勇有て金山に加り度々高名有しかば後は兩將御自愛被成金山より中村へ移し城下今の的場庵を造り指置れ常に御相伴被仰付又御精進日には庵へ

入御終日御座又徒然夕暮雨夜抔には庵に入玉ひて終夜勇み物語被成餘仁にも云はせ興じ給ひき義胤別て自愛し玉へりと也石上村にて知行二貫を取賜り寺を建立し馬を立出陣には茶巾の指物にて出たり雲次の太刀を帯捧を突鎗を持具足を着し馬に乗り出けりいつも味方の先に懸れども跡に懸りたることなしと也攝州大阪御陣の時死去すと也其寺は今に石上村常圓寺とて有又其比乘懸と云ことを伊達衆好で仕る也中にも若侍の専ら手柄と仕る所也是は夜の曙か又は薄暮の時に敵陣の柵の木の内外又は城下の木戸或は門の内へ只一人乗掛人出れば男女童僕の嫌なく一太刀切付て取て返し馬走らせて逃る也無れば門の柱木戸柱にても切付る也而るに金山の町中に廻七尺計高一間計の丸木に六角地藏を彫入て建たり是へ伊達衆對陣中冥加山長刀迫の備より乗驅に來て一人二人男女手負死人毎朝毎暮なれば下々雜人苦しめり金山の備諸士町人談合して關取彌太郎町内所所に陥阱を堀たり面々輝元最愛之小姓高成田彌太郎とて十六歳なるが一騎忍で來れり暮果ぬる時分なれば來る時安穏にて忍入たりしが逃るに穴へ乘入て落馬す尤徒膚にて侍城代佐藤將監常々晝夜馬に鞍置鐙を掛て曳立待居たれば聞と等しく乗出しければ穴より上らんとする所へ乗付月劍にて首を突切たり則首は皆原與市郎に取せたり與市郎大内の御陣所へ上りたり太刀と馬をば與市郎取し也此對陣七年の内敵も味方も生死の働數知ず有も記たる物なし唯聞傳へたる計也金山の城代抱置たる士卒有廿餘人公儀より付置れたる士卒九十餘人大方不殘討死仕けり丸森も同前也金山衆渡部彌兵衛同新九郎兄弟下の者かけて九人迄討死したり廿貫三十貫文の分限にて如此也荒助七郎も討死す箇様に城の近所迄忍入伏兵成人にて少しの事にも腹立人を追出し押込抔せしかば其者共伊達方に行案内者に成伏兵を曳て來りし故に丸森金山にて七年の間朝々暮々士卒雜人等二人三人日毎に討せければ多く人も死けると也此方は諸士漸々討死故上下共に人も無故に長者迫冥加山矢野目備へも夜討も伏兵も入れず唯小山の一つ鑓先にて取せぬを勝にて七年が間境目を守る也詰る所に同十一年正月伊達相馬の御中和平を御執扱有べしとて佐竹常陸介義重より助川周防岩城左京太夫常陸より荒河川内田村清顯より田村月齋御使にて樣々御扱也又清顯には盛胤より阿彌陀寺を御使にて往返數度其上二月下旬清顯宇

田郡中村城下へ來臨長徳寺に寄被成色々御扱に金山丸森は元來伊達領なれば是を返し給ひて無事にと種々被仰しかば其意に應じ同年五月先丸森を返し其翌年金山を被返し也扨互に御歸陣也清顯箇様に懇誠を盡し執扱給事は伊達相馬の助成を以二本松を攻大内備前を滅亡せらるべき御內證成故に成婿義胤納得有て終に無事に成んと其比家中にて私語合り清顯は政宗の御舅相馬顯胤の御婿也此時金山より相馬へ移し來りし騎馬二十五騎歩卒七十五人也則石上村に差置る當時知行も有らされば配當を賜りたり此時阿彌陀堂も移し來る青葉の阿彌陀をも移し來今石上常因寺の如來は是也其後清顯政宗義胤一和して大内備前を攻滅し玉へるとぞ申給ふ大内に隨ひし侍相馬に來て御扶持を賜りし者今にあり

政宗與義胤初對面事

天正十三年九月下旬輝宗政宗仙道小濱宮森城大山を可被攻とて出張旅陣に御座しけり義胤は三春へ出張有て道場に御坐又宮森の西樵夫山と云所にて政宗義胤始て芝居にて對謁有けり伊達の御供には亘理美濃守重宗白石上野片倉小十郎富塚近江相馬は泉大膳木幡出羽青田山城原如雪也是より後義胤宮森の御陣所へ御見舞對謁の時互に御差刀を指替給ふ相馬よりは牛の額と申刀也伊達よりは新身の刀なりと申す翌日三春の道場へ政宗來り臨み給ふ此時泉大膳に大鷹木幡出羽に目貫笄青田山城に小袖を賜りけり扨政宗小濱に御在陣中原如雪を付置る處に伊達より如雪に領地三百石賜りける其朱印今に有輝宗父子此御發向は大內備前元來伊達の旗下成か盟誠を變じたりとて退治の爲也と此時伊達安房守成實武略にて大内備前を虜にし玉ふ惣じて伊達は成實武略謀略自然と甚深兼備の士將成が故隣郡所々旗下に仕玉ふ政宗の勇功而已に非ずとぞ其比申唱ける此成實は盛胤御母儀の甥なれが盛胤へは御從弟なり此年天正十三年十月八日輝宗政宗安積郡御在陣の時安達郡二本松の城主義繼輝宗を抱取差殺し玉へり義胤三春御在滞の時也其夜政宗より御使者あり輝宗の死骸合戰可有加勢し玉へと也則承諾有て相馬より士卒を呼給義胤は同月十四日に三春より直に御出陣也管田川に越て御備を被立政宗よりの一左右を待給ふ然るに翌十五日の夜より大雪降二三日止されば政宗城をも不攻給五六日御在陣

有て宮森ゟ御歸陣也故義胤宮森城へ御見舞夫より三春の道場へ御歸宿也爰に物語有輝宗義繼に被抱取給事は輝宗政宗二本松を可被攻とて天正十三年十月淺香郡淺香原に御出張原中上館とて高き芝山の有に輝宗御催同下の原に政宗御備置也義繼是を聞給て一族老臣を集評談有て伊達大身其上近郡武將皆伊達の近き縁類一族なれば一味せられべし一旦先伊達の兩將を宥して其上兎角可成樣可有とて供侍十二騎召連輝宗の御陣所上館へ參上有て對顏し給ひけり輝宗紙子を着用し小脇指にて軍配團扇を持て出合けり義繼仰らるゝは兩將御發向は二本松を爲被攻と承及吾小身にて爭て伊達に向て違亂を可存何時も仙道御進發に於ては先手を可致先年相馬と永々敷御對陣中にも加勢致隨分奉公致たり爰を以て赦免し給へと也輝宗聞給て左有んに於ては何の異心か可侍最政宗にも可申とて則被仰遣しが政宗挨拶には相馬と對陣中加勢御働の所眼前思召とも不可叶難遁御順死なれば御後悔不可有押懸て討果給へと申政宗も猶豫し給體成しかはや川近くなれば輝宗をも捨玉ひけるにや押詰て討果と宣へける足下にて鐵砲引直し火繩をはさみ追懸る時に輝宗返り見給ひ御手を上て振追者を制し給ふ所に猿足太良兵衛跡を乘廻りけるを鐵砲にて打落す義繼是を見玉ひて遊座靱負と云者に是迄のこと言ければ靱負輝宗の御手を取右の手にて刀を拔後より透せば卒忽成と宣て終り玉へり義繼靱負に吾をも害せと宣ば則差殺奉り御首は石田茂左衛門と申者へ給りけり靱負茂左衛門和泉を始として五十四人皆手に手を取足に足を蹈違陪從殘少に死けり扨義繼何故に箇樣に疑惑を起し給ふそと申に七日に政宗の御陣所へ參和し給ふ迄は伊達の兩將も實に義繼も至誠にて毫髮の僞もなし然るに御見舞の時陪從用有て小濱の町へ行けるに政宗の小人共刀脇指に寢及を合けり人有て今聞く何事を仕るぞと云は其は不知か是にて明日二本松を尾花切にして見せんする也と云けるを聞て其主人鹿子田和泉に語る和泉又靱負に語りければ義繼へ申上る故に此方は打解て表裡なく懇に訴を致所に扨は伊達の兩將内心に不義を含めると聞へたりと俄に如斯全玉へりと申けり扨義繼の死骸を縫て張付に掛玉へり是をば世間にて惡く申けり後に馬取來る間人を出し見せけれども事終ぬればは無力定て政宗押寄城を責給ふべしとて息男國王殿を大將として義繼の伯父新庄彈正同尾張同左衛門箕輪玄

蕃以下才覺下知して籠城したり安子島伊原右衛門高玉の城代攝津守中山の城代大藏是等は行程沓なれば談合も不成城內小勢にて伊達の大勢を防がんこと如何と云けれども彈正尾張武功名譽の者共にて高田迄御供して死たる妻子迄勸懲町人等迄取籠て用意し義繼の北の方國王殿を大將として籠城したり役所定に先追手栗刀迫口へは新庄尾張騎兵十一騎兵六十餘人西谷口へは新庄左衛門靑田美作騎馬此內佐竹義重よりの使者一人是所望にして强て止りける澁川口へは新庄彈正箕輪玄蕃馬十騎此外爰彼所山々の難所には五人三人間莵に置て鐵砲を持せて待掛たり政宗は辰巳の方の高き山八幡平と云所に陣備し給田村淸顯は菅田に陣し伊達成實は澁川に陣しけれども日暮ければ不攻寄義繼の領內本宮玉川澁川此三ケ所士卒等も十月八日の夜二本松城へ入けり斯て同月十五日政宗押寄玉へり片倉小十郎先驅にて栗刀迫より池の入龜か谷を取卷たり田村淸顯は西谷口へ廻り玉ひ龍泉寺の前迄責入伊達成實は城の艮の口より懸り侍る爰に不思議有二本松の祖先より代々相傳の旗有是は天子より賜りし錦の旗也常に難儀に遇し時此旗を開て再拜するに每度祥瑞あり尾張是を思出し本丸へ

登杉の枝に掛たるを再拜しけり案の如く是より雪ちりちり降出たり是は卯刻計りの事也政宗小十郎を先手にて揉立々々被攻けれども城より其上大木共を伐倒し逆茂木に引又朝暮馴たる傍輩共計籠城し侍ば互に耻かはしめ手を碎きて防ぎしかば上下士卒帶倦たり尾張は卯刻の始より終迄の間に敵逆茂木際まで寄來り水を取除んとするを十七度迄追拂けり扨其夜の亥刻より大風大雪十八日まで降續きしかば廿一日政宗小濱へ御歸陣也淸顯義胤人も歸陣し給此時義胤は攻玉はざりし也同十四年三月三日上巳の佳節なればとて城內祝儀成けるに敵寄來れり則前篇定置所の役所々々へ附けり政宗淸顯義胤其外伊達衆各如去年陣所を備て入替入替攻れども城中堅固にて弱氣更になし然る所に箕輪玄蕃娘を人質に置けるが老母を遣して娘に着替心變て政宗へ內通申たり箕輪玄蕃氏家新兵衛遊佐丹波同下總堀江越中此五人各大身にて與したり箕輪屋敷は本城と栗刀迫も給には伊達に與すべしと思しが而ども彼は未迫不變城內と一味也扨箕輪屋敷へ片倉小十郎人數を夜中に引入たれども地內狹ければ伊達衆と右五人の與女童立亂込合て鎗を取廻すべき樣もなし城內にて此事を知合無力體に

見へけるに新庄尾張吾持口をば能々申付吉例の御旗を拜し人數三百計にて三の曲輪之風上より火を掛る風俄に吹來りて烈しきに尾張攻懸りしかば小十郎人數と込合我先と迯んと而已思て男女混亂し門より出るに難ければ塀を乘險難所より落重て男女六七十人踏殺され小十郎も五人の者も命計から〳〵助りて迯たり其比人々嘲り笑けるは母を娘に取替る事異國本朝に未聞斯る無道不義の者を頼で入たりし片倉が思慮以外の僻事也愚滕の手柄立社可笑けれと申合り尾張競懸り勝に乘て透間も無押詰打ければ小十郎人數迯るとて夜中にては有案内は不知嶂より落腰膝を打折或は堀笠を乘損し多く討れ死けり迯たる者も大形不仁者に成ければ城中如斯無油斷忠誠勇力を勵まずといひとも籠城の侍名字慥成ものは四十騎に足らず其外は町人百姓等普代の親を存す催促しても入たれば百千億の强敵可防とも見へざりけるに尾張彈正其外諸侍各申けるは微力にて永々籠城不可叶其上第一の味方と賴し會津義廣も安子島高玉兩城の有間計也大内兄弟は心不定の人なれば無賴母敷氣所詮一夜討して政宗は討すとも近陣を追拂は安子島の城代伊原右之門高玉の城代攝津以下も力を得會津の合力も益々念頃可成とて上下些(わつか)二三百餘人にて政宗の御陣所八幡平へ夜討す伊達衆不周障して立合けり尾張は所案なれば討損じたる體をなして弱々と谷へ逃落けるを敵勝に乘て追懸る觸所に引付取て返し下知して手痛く戰けり勿論衆評一決の諸略なれば我劣らじと勇進て戰ける程に伊達衆は百餘人計討れたり死人にて谷を埋たりとぞ今其所を政宗の損取谷と云は此謂也政宗淸顯兩將計にて難攻や思玉ひけん方へ加勢を請玉ひけり相馬義胤も加勢せらる又伊達方にこ堀内三百騎と後々申觸たり夫は小勢に牛を取攻傘たりと云はれしを恥て申たる也但し城内御旗の守護依て餘所目には左樣に見けるにや無覺束實に城中の侍三十一騎也其外は步卒百姓町人等也高田にて歴々大身十一人自害す又大身五人心變する故殘りたる侍計也甚程にて城を被攻しかども始終侍は一人も討れず下々少々討死しけれ而に伊達田村兩將去年より此城を攻れども每度利なし五人の心變あれども城内彌强し故に遠攻にする由聞えければ佐竹義宣と會津と猪苗代と一和し給ひて田村近く來陣也此時は今の篠川日出山小荒田郡山何れも田村領也義宣は窪田に陣し給會津と猪苗代は福原に陣を取是を聞て白川

石川須田伯耆抔田村の旗下成し此次を幸に身を持替んとする由風聞有ければ政宗清顯是は大事と思はれ二本松に差置て强に向はる義胤は先相馬に歸陣也又阿久津には前方より清顯家來田村右近大夫居住すれば清顯は阿久津の巳午の方行合に陣せらる是は近所に田村領有は便有故也政宗は本の福原阿武隈川の岸近く陣せらる清顯の家來田村月齋は今泉に居て敵を包む謀計也斯て義宣一萬餘の勢にて向給所御留主中佐竹の城下に事出來たりとて飛脚到來する故に歸國せんと仕給所に政宗四千五百余にて合戰し玉ひけるが義宣散々に敗北し玉へり其比申せしは是は義宣大軍に誇り玉ひて敵を侮り其御在城工事出來しかば負給ふと也二本松の合力なれば城内仰合され手賦よくし給ひて會津各合戰せば勝給べき合戰成を卒爾に負玉へりと也會津は平田松本佐瀬富田等の四家老内心惡き構へ有故思樣ならず兎角政宗の天運强く在す故成とぞ申ける政宗是より御威勢百倍して立歸又二本松を被攻去ども遠攻にする外無りし清顯よりは佐久間宮内左衞門に足輕預け靑田と云所あり嶽山を警固會津よりは沼尻湯本に懸て嶽を廻り猿ケ鼻より出て田地が岡國司の館に懸り兵粮を送續る所に伊達安房守成實是に辨察して猿ケ鼻を突切故に會津の往還絶にけり然るに成實其比信夫大森の城主也御老父實元は同郡の八町の目に隱居して御座けり是は義胤父伯父也故に實元より義胤へ扱玉へと也清顯よりも如斯言ければ義胤宣ふは委曲其意を得候然らば城内の子息を始各命を助られば扱侍んと也清顯實元談合有て政宗へ申給へば兎も角も義胤の御計ひに任せ侍らんと也故に使者を以新庄彈正同尾張其外諸士へ被仰遂は政宗近郡の士將を旗下になし武威日々に增れば一日社防戰もせられんに終には落城可成其時は子息を始各も亡命有べき事憚入たり士は命有ば如何成時節にも遇なり幼少の子息の爲なれば城を伊達へ渡し各は會津へ退可然と也城中各相談致て申は義胤の御異見尤なり只今さへ兵粮乏く仰に任するの外不可有とて同十四年七月十四日相馬衆城内へ打入本丸計自燒して會津へ社は退きけり是より二本松伊達領と成畢竟二本松退治は政宗清顯義胤三將一和の故とぞ申き右の箕輪は伊達へ參御扶持申請しが何事にか立退相馬へ參しを御仁愛の御心にて御扶持を賜り七十餘歲にて死けり其子共は往々流浪して其跡は絶にけり

泉大膳對義胤諫訴事

二本松の城堅固に持ければ年月を經ては知らず急速には難攻と政宗思給けるにや義胤に加勢被成よと請給に依て義胤出張在て菅田川を越陣し玉へり又政宗と義胤御中和平之事なれば政宗御陣所へ泉大膳御見舞申上ること折々也殊の外御機嫌にて參る度毎に御相伴など被仰付如何にも御心易きに御物語御身近く被召寄て御咄有其上泉が家に傳たる差物は地白に緋の丸也政宗吾可指差物は今迄見侍るに泉の差物の外なし無心には有れども可賜と頻に御所望也大膳家に傳し差物なれども無是非て進上其後彌親近不淺折々は彼方よりも召侍りしかば參近付奉て御物語度々なり扨大膳義胤へ密談申上は御和睦有てより以來政宗某には別して御懇志殊に以此陣中に差物迄被召上故が御下同前に御心易氣なり此程心を付て見侍に第一心の不定大將なれば行末とても御爲には不成又武勇はやり過たる大將にて無慈悲の御心御座す此御心にては仙道會津へ向て利運御座まさば軈て相馬へ取掛給べし其時謀略し玉ふべき爲に某抔を箇樣に懇切し給かと存る此陣中幸なれば政宗を討給べし伊達方には成實小十郎强き人なれども是は近き御親類其上伊達の主に仕玉はゞ猶々御親み不可變其外時仕出の者には諸士不可附然は二本松も力を得會津佐竹其外近郡の大將輩も助力可有田村も御娘と政宗御中不和して籠舍の如く仕給へば一旦社恨給とも歸する所は喜可給政宗御一人計侍らば跡は兎も角不可有と存ると申上る義胤宣は政宗を安々と討れぬる謀不思寄相馬人數計にてはなし余に云合も無ふては如何也大膳申上るは夫は御心易被思召よ某一人にて討侍るべしと申す然ども義胤卒爾に仕損ず時は家の滅亡後代の耻可成時節可有待て見よと宣又大膳申上るは某政宗を安く討可申と存るは年老て候へども死生一大事の義にて侍れば力も通例の人二人三人の力には成侍べし行掛の駄賃とやらに無左も死ならば有侍らん相馬の御爲に命を捨んは本望なれば政宗を組て差殺し自身も足下にて討るべし無左は自害し可侍政宗をば組て侍らば働せ可申に非是非討せ玉へと二度迄諫申上けれども先も不見事に老人殘命歩なければとて其力の命を捨させんこと後の嘲も可有先々見合侍らはんとて御承引なし其後諸士聞て申けるは大詰能思詰てこそ被申つらんなれば政宗は手も不

取被討可給に天運に叶ひ給へる御人也とて耳語ける其後大膳申たる如く仙道會津に取て後相馬と伊達と不和に成給ふ仍て泉の差物今迄白に紲の丸を泉差侍也同年の十一月清顯御頓死成ける也或人茶話に云く長門守義胤御嫡男大膳亮利胤御逝去の後御孫を大膳亮義胤と申其御守立の爲に長州泉田より中村城に還住し給ひ江戸御城下へ御詰折々御出仕也或時長州登城有八十餘歲の老將白髮し玉ひ御城内へ入給ひ下馬し玉ふ政宗は退出し給が駕輿乗給はで暫立せ給ひて長州を見送て御座しけりと也此事を御供に參りしものの長州の御前にて夜噺に申上ければ此事をば何共被仰ず御孫義胤に向て語給は總じて政宗は若輩より志格別の人也吾と政宗和睦有て初對面の後政宗の陣所尾濱へ見舞けり政宗も吾寄宿したる道場へ見舞れけり入口の小坂に階の有下迄出向ひ互に禮有りしに先亭主上り玉へと有は吾先に立て階を二段上り三段目へ片足を移し後足を上る時政宗下段より二段目へ大聲にやつと云て某が足を蹈計に馳付たり吾何とも不思省もせず閑に上りし政宗は足を不行跡へ振向て供の者に向て和睦と笑捫靜に上りしと聞し也政宗は兎角機性別成大性也十八九の若き人が三十餘の我等を應して試みけり吾驚き後へ振返か少も様子惡くば何とか評判し笑れぬるを若き者は惣じて常に朝夕交る中にても何事にても思定て心慮せぬ物そと御孫義胤へ諫言也又合戰の上にては政宗の働き近くも見たることなし小身なれば此方より仕掛て合戰すべき方便無りき是而已殘多き政宗は吾様子近くも遠くも度々見られつらんと覺ると仰られしなり

被入損義胤三春城事

安積郡三春の領主田村清顯と申せしは田村丸の後孫也と申父源家成とも申此父隆顯武勇兼備謀略の大將にて威勢近郡に震ひ白川領四十二郷の半分をば田村へ取殘り廿一郷領分にて白川も田村の旗下也石川六十六郷も同旗下也須賀川の城主須田伯耆も岩瀬四十三郡有同旗下也と成安積の郡主伊原但馬是も三十三郷の内六郷は二本松へ被攻取然も二本松へも隨附せず一旗にて有けるが天文十二年四月田村より攻め寄伊原方侍四十一人步卒雜兵八百餘人討取伊原を追落し是も廿七郷田村領となれり東は岩城相馬の地迄知領し給へば彌強大に成て清顯に至れり清顯は相馬義胤の婿にて盛胤の御妹婿

也義胤には御伯母婿也清顯の一女は伊達政宗の御妻にて則陸奥守忠宗の御母堂陽德院と申は是也清顯一女計にて男子存せず近郡敵對の時節也政宗を婿とし出來たらん子を田村の主にせんと思召て政宗をせられたりとぞ斯て天正十四年十月十八日清顯頓死し給へり勿論田村の事前篇は政宗へと清顯も御妻も其外田村一族家臣等迄思寄けるに政宗御妻と最愛不御座不和にして籠舍の如くにて置奉らせらる其故は片倉小十郎妹は政宗の御乳母也彼か讒言とも申又別に其仔細も有けるとかや故に田村の家中各異心を存せり後室の思召には御兄盛胤へ進せなば末々御娘の爲にも成侍べらしと是に同意せられたるは田村梅雪子息右馬頭同右衛門大越攝津守同子息紀伊守石川攝津守同子息彈正其外侍卄騎計也又政宗へと志は門澤左衛門石澤修理田村月齋是を始として申は前方清顯の思召寄方と云威勢と云政宗へと存寄けり又清顯の御舍弟善九郎鹿山兵部田宮內橋本刑部也內心には各存念あれども威に恐て大體政宗へ何も心差ある樣に侍りき各談合しけるは兎角末々の爲めに相馬と伊達へ內意を窺申さんとぞ先孫七郎殿一人計の事を申立けると也左も有ばにや此事の爲に盛胤政宗と取通じ給書札今に殘て見へ侍る雖然後室政宗を御恨の憤深く老臣一族衆に向て悲泣し給へば何も難堪後室の御心に同意して申は田村領を政宗へ進たりとも今如く夫婦御中にては末々は御娘も無が如くに成給べし而は後室の御爲にも無諸士も本意を失也又孫七郎殿を取立たりとも政宗遺恨を含取掛玉はゞ須賀川白川石川も異心可有田村の一分にては敵對せんこと難かるべし唯相馬盛胤へ進せなば後室の御爲良からん相馬と田村一和せば政宗は勿論他將の人々思寄事不可成と評議して無二相馬と志す田村梅雪同子息右馬頭同甲斐大越攝津守同紀伊守是は伊達へも緣類也石川攝津守同彈正是は梅雪婿清顯の姪婿也各一同して相馬へ思寄たり其上相馬は義あり道正しき主將なれば賴母敷御座とて如斯也各々相馬を如斯存たる仔細は天正十二年の比にや安達郡四本松尾濱に居城す大內備前親類被宮大內久庵と申者を使者にて義胤へ申進けるは伊達政宗二本松や某等を押詰旗下にせんと內々思給とぞ承る庶幾する所は相馬の御旗下に可罷成於御許客は二本松をも申合某同前御旗下へ可成然ば二本松四本松相馬へ一和致伊達へ敵對侍らば終には伊達滅亡すべし左も有ば伊達竝に仙道は御手

に可被入となり義胤一族老臣如何と密談有各存る所を申上るに義胤思慮し給は先備は元來田村と不和の者也二本松は去年迄も毎度伊達へ屬し相馬に敵し矢野目へも來り田村へも不和也今更何に依て相馬の旗下とは思寄ん思案するに政宗は田村の婿也彼有ては田村へ敵對難成故に二本松尾濱相馬一和して伊達に敵對し其上仙道の諸將を語ひ伊達を滅亡し後には田村を滅亡せんとの奥意成る可く縱令伊達をば我手裡に入れたればと何の遺恨も無に現在の伯母婿を亡し伊達吾にも重々の緣類也又往古代々盟約し來る田村を捨て備前に一味せん事天運難計若天運不至は還て我家滅亡せば後代の嘲も大成耻辱に非ずやと被仰御返答に被申寄處偏に祝着すといへども伊達へは佐竹岩城田村の執扱にて此頃和平なり其上田村は伯母婿也させる遺恨も無て亂を起さんことは事を好に似たり若伊達より約を變じて事を起さば其時申合可侍とて久庵を歸さる其比家中の侍共申は御心の狹き殿にて御座す後の被成樣は何程も可有先二本松と大内を旗下とし玉はゞ伊達は兎もあれ仙道は此方の旗下に成べし政宗下らぬも行末は不知相馬の威風仙道に震はゞ奥の士將も大形隨附すべき者にと私語しけれ一族老臣諫申けれ共承引し給はざりける此備前は昔の公方の庶流を石川の先祖申下し四本松に居館し給時京家の者咄の者として召連とり給へる者の後裔也積年の後家臣と成て威勢有諸士賞罰彼が恩顧の懸らぬは無故に各敬謹す又石川は往古伊豫守源賴義子息義家阿倍の貞任宗任征伐の時相具して下給ふ大和源氏賴親の苗裔源有光の後孫也仙道の石川同流也石川も四本松の旗下と成て崇敬す其頃四本松大藏頭久義は不器の將成とて家中一味して久義を追放す是より備前四本松を押領する也故に石川攝津守大内が下知を受ず大内も石川を強者と思けり石川一人大内を不快に存る故に常々は武威を爭ひ白鬚馬乘畑抔と云所へ出張して備前と每日每暮耀合戰夜討伏兵止時なし去れども石川微力難叶故に田村の助力借爲に旗下と成也四本松の家中も後は心々に成故に大内も身上危く思て伊達の旗下と成而るに天文年中伊達植宗と子息晴宗不和の事出來て家中區々成故に伊達を退て後田村の旗下と成れり大内下々小身者を取立情深く尤親類恩顧不淺せしかば人も多く懷き廣大に成けり然るに備前弟助右衞門が仲間と田村宮内が仲間と喧嘩を仕たり是に依て備前清顯承引し給はず

故に備前兄弟是を恨み田村を讒進して會津の旗下に成し也其頃石川攝津守義胤へ折々彼申には備前卿の恨を存立田村を立退剰只今田村堺へ折て出田村領を貪取んと日々夜々窺侍る也末々田村の怨敵と可成田村と一味して備前を討果し給へ清顯への御使は某可申清顯も祝着に侍んと也義胤被仰は清顯の無興僻事也備前が他參は喧嘩の裁斷不直の故なれば惡からず又吾備前に無遺恨然を此方より進立て彼を困ん事不義也清顯より賴主はば別義也其も今は伊達相馬と永々對陣の内なれば清顯よも申給はじとて御承引なし箇樣の事どもを聞て田村の家中義胤賞罰正しき主將なりと思しとなり亦此事石川攝津守同息彈正梅雪右衛門大越紀伊守抔相馬へ心を寄申すと人々顯しては其心見へざりしに政宗をも不恐彈正相馬方の驗しを見せける天正十六年四月八日手切をし十三日彈正四本松内に白石若狹とて伊達衆の知行所西と云ふ所へ手切草を入たり是より相馬の方人は知たり同年四月末つ方にや曳地伊賀と申侍を御使にて清顯の後室より盛胤へ被仰遣けるは私への見舞と有て御供二三騎にて三春の城へ御出可有萬づの苦勞も御前へ聞せ參らせて心をも慰侍んと也此伊賀守は後室の御使に恒も定りて參りし者なり其比盛胤は北郷田中城に住し給へり伊賀を奥へ被召寄陰密の御直談なれば後迄知人なし扨伊賀をば翌日田村へ歸し給へり即日盛胤御供二騎にて小高へ御出馬義胤御密談有けれども知る人なしと云へり事過て後二人私語しは盛胤御供五六騎にて後室へ御見舞迚三春城へ入給ひ左も有んに於ては梅雪父子三人紀伊守兄弟三人石川彈正父子大倉の田村彦七御目見迚此相馬へ志侍登城可致扨月齋形部違亂有は即是に可討果月齋形部方小身者は大方味方に與力すべし若與りせずば可討果扨相馬と田村一味せば政宗何と思給とも不可成其故は今政宗は會津須賀川岩城諸方へ敵對し玉へば田村へ手を指給こと不可成と御内談申來ると云ける然るに盛胤御出なく義胤御出張故に首尾相違したりと申唱ける同五月に成ても内々御用意は有つらん廣く沙汰はなし同月の始大越紀伊守方より義胤へ申送しは石川彈正相馬方成侍こと顯然たるに依て此宗彈正を退治せんとて米澤を御出馬也一兩日中田村へ發向せらるべし加勢有て彈正を見續玉はんと申來る此書札殘して今に有義胤御返札には此度彈正を見續ずんば政宗を恐て日來の盟約を空くするに可成四方への聞へも

耻敷弾正と共に家を滅すとも無是非とて人數を催し義胤御旗本四十騎餘岡田兵衛太夫三十騎餘小高を發路有を弾正の月山城に到着籠給へり殘ての人數は政宗の樣體を見給て御左右可有と也扨弾正をば小手森に籠せ月山には相馬勢計にて持給へり此小手森も弾正知行也然るを政宗小手森を可被攻とて發向一兩日有て信夫の大森へ引退玉へり義胤も引入小高へ御出陣也此度は政宗と機運の勝負可有とて相馬の惣人數を引卒し玉へり先田村右近太夫城には泉藤右衛門胤政(此時十六歳)中郷衆四十騎餘引連て籠れり田村彦七居城大倉には泉田寺齋胤重標葉衆五拾騎餘石川攝津守居城百目木にも相馬衆二十騎冊曳には青田不圖志は山城弟の修理浪人して田村へ來て針山を知行したり此時御免許也標葉衆を相加へて城番に置れたり亦紀伊守は手前の者上下六百にて大越の城に籠る箇樣人數手配有て義胤も月山へ籠り玉へり然ども政宗御出陣の沙汰もなし扨五月十一日に青田山城中村助右衛門北杉七左衛門此三人御使にて後室へ御對面の爲に明日登城可被致幸近所の月山に在陣なれば如斯也と申入る後室喜入給由御返答なれば三人の者三春の屋敷に寄宿し翌十二日早朝右三人登城す當番の本田因幡に向て山城申は昨日如申今朝義胤後室御對面の爲に登城可被致早可被參存也此旨後室へ申上給へと云ば因幡申は夫は方便にて此城に取給べきとの結構か申々成申間敷早々城外へ被出よと也山城云は因幡不謂事を被申城取に來る者が誇掛にて可被參が今見られよ義胤も被參べしと互に問答仕る所に梅雪出合て山城兎角の問答も不入事唯城を被出よと申山城云は城を出よとならば出べし何ぞや勝威氣に城取に來ると云へるなど乍云聞ば傍にては其足を背る者もせり鐵砲などゝ私語替の禁聲する者もする程に早く出向義胤へ申上ばやと思へども流石走出ても歸られず靜に出るに夫遣間敷ものをなんと跡にて云聲す扨門を出る山城門番に云は箇樣の時は先門の海老をおろすものぞ早々門をしめよと云へば畏待るとて海老をおろす音しければ扨跡は心安と足早に歸る程なく義胤城下の熊上と云所迄召懸玉ふに仔細を申せば内より早鐵砲頻に打掛けるが御馬の平頭に中り馬あがりしかば則俵口吉左衛門馬に召替たり城への入口橋の有所へ上りたる人々には岡田攝津杉新右衛門江井河内(時に年八十歳)中村太郎左衛門羽根田源兵衛此外も有けり攝津守と今野九郎兵衛は鐵砲に中て死す杉新

右衛門は弓にて射られ死す藤田齋庵泉田甲斐は右弓に討る城内は月齋刑部が下知なり味方は大膳因幡下知せし也然ども御供の騎兵十五騎皆袴掛て何事も可爲樣なし御不斷衆の鐵砲五十人被召連たり是は今時の足輕にてなし其比侍の無足にて御扶持を賜る者共に鐵砲を預らる是を御不斷衆とて常は御側近く召仕れたり此方よりは鐵砲不可打と制すれども城中より稠く打父人を打殺しかば不堪して下知を聞入ず打けり此時城内より突き出るなば一足も不引討死すべしとて各鎗の石突を土に突入小膝を折て義胤の御馬の前に進て居たる者は大浦庄右衛門三本松右馬頭十六歲侯口吉左衛門中村太良左衛門鈴木掃部左衛門此外二三人侍りし也義胤無本意御樣體にて搦手へ廻玉へども可入給樣なし爰にて江井河内も鐵砲に中て死暫く御思案の體にて御馬を立御座す試に御一代に無き折角の御難儀也大越紀伊守が小舅甲斐守後味龍と云り義胤へ申は月齋刑部が屋敷へ押寄て妻子を人質に取玉ひ左有ば心易く城を渡し侍んと也義胤宜は如何に詮方無ればとて男も無家に入て女童を取べきや敵強く打出ば腹を切べしと仰られ扨漸々にして引除玉ひて其日は船曳迄退陣なり凡諸方相圖も無甲斐事にならぬ早此事田村中所々へ聞へければ皆敵となれり相馬へ除玉ふに常葉村順路なれども城主石澤修理敵なればば如何と思召舟曳に一兩日御滯留有然に翌十三日政宗大森より田村へ御出張月山を攻玉へども岡田兵衛太夫鎮り還て不構扨舟曳を政宗攻玉ふと騒とも立除給べき道なし義胤仰らるは懸に成を出て政宗に押懸られては如何に思とも不可叶此所に籠居て討死可有と也然るに泉田雪齋申上らるゝは此度は萬不調義の御仕合也御意地に立給ひて無詮所々に籠置れたる人數共も如何體にも致除侍へし政宗大勢にて押寄給ども相馬の者共進退極りぬと存せば見苦敷死をば致間敷是致飽には伊達の者共多く可損累年見せ置たる事なれば此時倚々御氣遣の可有る又此所は他の城より淺間に侍れば籠城は無賴政宗より外は手を指者不可有先爰をば御引除可有此城には某籠り居て敵來らば防戰し討死可致と達て被申ければ雪齋を舟曳に被殘けり此時雪齋を褒美し甲賜ける其時分は備頭物頭も相組の者をば下知せず敵に逢て自身働武勇を專と仕たり故に相組の騎兵も步卒も亂て散々に成侍る故に思樣なる御勝もなし然るに雪齋は常々合戰の時は自身の働をせず手前の騎兵三十騎計にて義

胤の御傍を心懸て御難儀有ば御身に替り可討死と思はれしかども左樣の時節無くして打過す義胤思召知せ給けるや別して賴母敷思召給ひける家中にて宇齋武勇鈍き樣に申唱へけるとなり然るに此度舟曳に籠城せられしに各平日の疑を散じたり

奥相茶話記卷第七終

奥相茶話記 巻第八

義胤被立除舟引事
三春領和佐川軍之事
大森合戰之事
義胤常陸被攻常葉事
駒箇峯落城事
新地落城事
飯樋御出陣事
被攻亘理事
坂本犀之鼻合戰事

義胤被立除舟引事

義胤月山の城より出給ひて清顯の後室を田村の城に訪ひ給はんと軍兵を月山に殘し終に侍衛の臣三十騎ばかりにて田村の城下に入給ひば田村が家臣等義胤を亡し政宗に忠を盡し恩顧に濕はんと取包みければ義胤辛じて舟引に遁れ給ふ舟引は淺間の小城にして大軍拒き難く前後左右は敵盈て退き給ふに道なし處々城中に籠め置給ふ御勢は道遠して招ぎ難く出て舟引に入らんとするも敵圍て不叶籠鳥の空く籠目を算るが如し政宗は田村の家臣を進で忠節を勵むべし其地を倍せんと催促す相馬の人數は出で戰はんとすれば義胤の御行へ難計止んとすれば徒に命を惜むに似たり誠に前を踏み後へに躓くと云ふが如し又岩城常陸も栗出門澤の城を攻けるに鹿山兵部出で栗出を助けんとしけるが義胤困給ふと聞て取て返し鹿山の城に入て討留奉らんと侍懸たり此鹿山は堀越自閑が婿なりければ好みを思召けるにや岡田兵庫青田山城を御使として鹿山兵部が城に遣はさる兩使義胤の詞を述ぶ夫運命は天に任すと云ども窮達時に見えたり不幸にして月山を出進退此に谷ぬ士の通塞は義二に隨ひて互に力を合すべし陰德あるものは陽報を得と云へり助力を借て危難を免れば厚恩忘るべからずと云鹿山聞て我義を守りて政宗に不屬公族孫七郎を立んとす併困鳥の綱に投ずるを放たざれば慈者の心に非ずさあらば輔まいらせん鹿山兵部秀季御供申舟引を出給ふ鹿山季秀は北條相模次郎時行八代の孫也義胤の御供纔二十六騎都て一百五十人常葉を歷て過させ給ふ所に石澤修理政宗に組して常葉の城を出妨けんとす修

理は兵部が伯母婿なる故兵部使を以て意趣を告げるにさあらば政宗後日の疑ひ晴れ給はんためとて少々人數を出し追ひ奉る義胤御心底は解たまばねば取て返され修理が居城大根曲輪二之丸にて切て入西梨次郎右衛門横田織部早川軍藏を切伏せて出給ふ鹿山が郎等鈴木甚右衛門菅野雅樂助討れける其外御供歩卒八人討夫より中山着し給ふ兵部前途は御領近ければ目出度御着城候ふべし某御暇賜るべし嫡子十六歳に成り侍るを三春明王の別當に預置無二心許一存じ候且は御味方仕る事政宗に陰れ候まじ政宗寄給はん事疑なく候とて弟の文九郎を殘して返る此時義胤御太刀を賜りける鹿山が後孫今に家の重寶とす夫より義胤は岩城領上河内と云所より井出玄蕃案内し奉り五十間杜之嶮難を越て富岡に出百死一生の難を逸れ給いけり鹿山は居城に歸りければ政宗透間もなく突て懸り挑み戰いしに不勢にして可叶とも見えず明王の別當出で和を入れ扱いければ政宗一方に軍を卷き城中の人數を出しける鹿山は田村孫七郎が行末を見屆にいらせんと明王の別當が庵に忍て居りけると也大越甲斐（かひ）が居城舟引には泉田雪齋子息右近太夫岡田與三衛門藤田齋庵中村兵右衛門竹澤井土川標葉の

騎兵四十人總て四百餘人命を輕する事一介の塵に齊ふす憐れ速に政宗よせ給へかし自餘の働を萬人の目に晒し佳名を後世に流さんと拳を握歯を嚙て並居たる有さま左も稀なるべし同五月十六日軍の評定事終り大越が重臣の人質を取て城中に押籠む斯所に案の如く政宗押寄て一時を移さず追落さんと勵しける城中の者どもは鐵砲を打懸矢を放て寄手立噪き切て出鐙を取て突合い鬪合ふ身を敵陣の的に委ね勇を萬人の中に爭ふ敵陣にも片倉小十郎國井新左衛門入替挑み戰いければ暫く息を休めんと城中に引退く爰に黑色の小旗を差逸物の馬に乘て軍中馳繞り城際近く依て城中を窺見馳出馳退り東西南北に目を賦る武者あり是如何さま政宗にて御坐さん見れば從者一騎もなしされども尋常の騎兵に不同是政宗軍中に身を忍び給ひしなるべし只百騎をうたんより此一騎を討て本望を達せんぞ若此武者近く馳よらば一度に突て出給ひ敵群り塞と云とも餘すな先づ門を閉て音するなと枚を銜むか如しかゝる所に彼の武者又一騎進み出で遥に城中を窺ふ若武者とも是を見てすわ政宗ぞと大音に呼で門開せ四五人飛て出る岡田與三右衛門中村兵衛泉田竹澤周章たる者どもかなとて續て追

て出ければ敵此由を見て後武者を數百の中に打圍て引退く味方力らを失い聲々に呼掛悪口し伺れども鬪も不入旗を絞いつくともなく立かくれ見へざりける政宗顯歡を擧て引退く大越が着ども打て掛る政宗取て返し暫く相戰しが大越散々に敗軍し逆ちりければ政宗舟引を捨て本陣小濱の宮社に着陣なりと聞へける同十八日の夜稲妻峯を燒か如く雷電谷に轟き黒雲堆んで雨は屋宇に流れ前後を不知誰か左右を分たん此時月山大倉石澤百目木に在りける面々相議して云義胤は引退き給ふ城中に留て空く一命を捨んより不如此雷雨に紛れ出で長く義胤に仕奉らんと忍び出たり泉藤右衛門胤政は生年十六歳なりければ田澤の檜山に入りて山路谷徑に迷ひ數日を歴て逋れ出づ金澤備中は支徑小路に迷ひて死せんより海道を行んとて手勢を引て難なく歸り來り柄窪掛兵衛は年來泉胤政と昵し心ゆかしと石澤の城に行き案內しけるに早伊達方城に取へて居ければ愚人は夏の蟲など飛で入來るぞと柄窪を討て其功に誇りけりかくて門澤左衛門が居城には片倉小十郎國井新左衛門引て伊達の有と成り小野新町へは領主田村梅雪同馬岩城當陸を招で私曲をなす義胤は虎山兵部が忠勤により舟引より除き給い田村の地圖を考へて行方の郡大原山に取出の城を結構し給ふ

三春館和佐川軍之事

義胤大原に御坐けるに田村の五室赤石澤美濃一族語らい義胤を進め奉り岩井澤を御陣所と定めて引入れ奉る義胤御陣所の構りと成べき村里には火を掛燒拂て控へ給ふ又田村領大越紀伊が居城に加勢の士を置れけるが日久しければ其勢を思召木幡出羽嫡子因幡に中鄕の騎兵を副で差越る天正十六年六月上旬に木幡父子七百餘人を引て岩城の領を歴て和佐川に掛り大越が陣屋を張り大越の通路を妨ぐ木幡父子兼て聞て日暮の後嶮難を越て大越に着す大越紀伊出で對面し木幡出羽に向て云けるは倩世上を窺い侍るに果散々しき戰もなく空く日を送ると云とも田村の地は誰か領ぞや愚案を廻すに兩將交替の砌を幸也と存兩將の人數二千に近し騎馬二百に近し四面に恐るゝ敵なし先づ和佐川の陣所を打破り給へかしさあらば政宗も出陣あるべし義胤も近く控へ給ふ是兩將の働に依て相馬伊達の勝劣を顯し給所也と云へり此義可然と一同し和佐川に打て出つ城際近く

寄て見れば大木を倒して積重ねならでは容易く入がたし鐵砲を放ち弓を射れば城高して矢玉内に入ず各馬より下りて鑓を提げ長刀を脇ばさみ木戸口に群り立て大音を擧て亂れ入れば城中には木戸を閉て矢倉に登り鐵砲を打かけ弓を射かけて容易木戸に入かたし木幡因幡同作助城下の蹊路を過れば城中より鐵砲を大石の上に載せてためらい既に危く見えたり因幡作助を顧み云けるは城中の鐵砲を恐るべからず馬を鎮て手綱を取詰よと飼葉を掛け乗通れば作助が馬の鼻に摩摺て玉落来る馬驚くと云とも心得ければ難なく過又因幡が馬の蹄に玉中る蹉り蹶と云とも仔細なし作助は十六歳にて初陣なり誠に因幡は物馴たる功の者也各鑓長刀を取て聲を擧て攻入ける敵も方便を盡し大木大石を並べ攻入敵近付ば石木轉じ壓し殺さん用意す味方は是を察して近付かず木戸口より攻入らんと雑兵を後になし木幡因幡堀内播磨中村兵衛室原又六郎小田日向末永右京青田久太良木幡作助大石清右衛門水谷源之允我先にと連て入り挑戦い透間もなく攻入凱を擧て一足も不退水谷は頬を切られ木幡作助腕を突通さる矢橋宗八良も鐵砲に當て倒る堀内播磨方は目を射られて立けるを室原又六郎走り寄て矢を取て引抜き捨たりける播磨先年の戦に片目を切られけるが又片目を射られ引退くべきに又鑓を提げ出敵をあまた崩す城中の者ども右往左往に走散ければ凱歌を擧て大越の本陣に退きけるに討取首三十二とぞ聞えける古權五良景政が功を大なりとす播摩が勇悍景政におとらんや世人に乏しからず誠に絶代の雄兵也木幡出羽大越に目を遮られければ又門馬紀伊北郷の五十餘人騎兵を増し七十餘騎を率し大越の城に入る木幡出羽により義胤の陣所岩井澤に到着す天正十六年六月會津義廣佐竹義宣一味して政宗を亡さんとして國有と闘えければ政宗田村に兵を殘して合戦を止める義胤岩井澤に至て目を送り給ふ政宗は仙道に發向して軍利影く七大將を取て押へ旗下とし會津を攻取て總軍を引て郡山の原に出て遠山に目を付て云れけるは存敵を討て掌握に歸する事皆心に任すされど相馬は小敵といへども裏し難し只蜂房の傍を行に似たり此の追勢に乗て押寄て相馬を亡しなば岩城を先に追立佐竹を攻亡せば關八州を隨へん事掌を返すより安からんと常囁をし給いし時宗臣元老とも申上けるは相馬の兩將世の勇猛智謀尋常ならず累代の舊臣にして雄兵烈を揃此故に往年の

對陣勝利を得たまう事なし田村過半御手に入し事は彼が舊臣備く心を通ずれば也會津都て敗北する事は此老臣等逆徒となりし故也相馬を御心に任せ給はん事年恐歳月積て智略を回し給へかしと一同に諫め奉れば宣と御氣色替りけりさて豐臣秀吉公一籌を以て宇内を掃ひ四海を併吞し給いて奥州へ下向なりし時石川白川は政宗旗下となつて岩手山に隨附して移しける蒲生飛彈守氏鄕は仙道を拜領す田村清顯が一族田村孫七郎宗顯同月齋同宮内橋本刑部鹿山兵部加賀國守利家に謁候て本領安堵の訴をなすといへども不叶利家も遺念深く各流浪の内私領五萬石を與へんと云不聞して去る義胤仙道へ除き給ひし時鹿山兵部子息近兵衛御迎に出でけると云ふ此鹿山軍功の感狀を長尾景勝より賜る近兵衛姓名を改めて西村外記と云政宗に仕ふ田村の後室は同年八月舟引へ移され夫より小高後山に御坐を移され堀谷御前と申奉る其後政宗へ引取給ふ

大森合戰之事

政宗會津佐竹を拒ぎ給んと出陣ありけるに盛胤其隙を窺はゞ危かるべしと思はれけるにや亘理元庵父子に評議して却て新地駒ヶ峯の兩城を攻んとす元庵父子兵を引て新地駒ヶ峯の間大森に着陣なりと註進す盛胤聞給いて千丈の堤も蟻穴より壞ると云り油斷すべからずとて盛胤御出馬にて大森に馳着給ふ元庵武功の人なりければ備を分て野伏を進め鐵砲を並て弓を雜へ敵味方其間五町を隔て控へたり互に鐵砲を打かけ引かけ弓を引て矢玉散亂して見けるに百槻右兵衛敵の二つ玉にて咽の兩脇を打たれける一つは打貫れ一つは後に留りぬ肉を割て留る玉を取出す死生有命といへるも此時にして知れたり是より敵味方入亂相戰ふ所に味方の備弱しを追立られ三町餘引退く義胤大音を擧て返せ者共有ければ鹽松大藏羽根田主膳佐藤左近取て返し鑓の柄を取のべて敲立たるに總軍轡を引返す元庵父子敗散して見えけるに勝に乘て追かけたり岩沼の城主長谷修理が元老岡崎將監道と馳過る相原十左衛門追詰て討留む其外雄兵二十餘人打倒す盛胤縱橫に乘廻つて長追する事あるべからずと頻りに制し給ふ元庵父子の御命瞬息の間と危く見え給へ共元庵は伯父重宗は婿の御事なる故會尺し給へる成るべし

義胤常隆被レ攻二常葉一事

大越紀伊初は義胤へ組し奉る後變じて岩城常隆に隨ふ又伊達政宗に通じて義胤常隆に敵せんとす如何となれば紀伊が妻は大越甲斐が妹也此婦嫉妬深し其比本田孫兵衞と云者あり閨愛鮮妍の名ありけるに大越紀伊心を通ずと沙汰しければ妻嫉心を抱き相竟此時紀伊常隆に敵せんと伊達が徒に消息す紀伊如何したりけん此翰を落せり妻是を拾ひて本田氏が閨愛の文ならんと悦て兄の大越甲斐に送る甲斐是を見れば岩城常隆が領を犯さんとする書なり甲斐遽て常隆に示す常隆患て北郷刑部を大越に遣す刑部料て紀伊を捕て常隆に送る常隆終に紀伊が首を刎たり禍は婦人の口より生ずと云るも理りなり紀伊が父攝津大越の城に入て住すかくて田村の領常葉の一族等組して岩城常隆に敵し且義胤に隨ふ所の田村の面々に逆意を勸むと聞えしに常陸往年大菅原にて義胤に會し莫逆の交りを結び給ひければ兩將一味して彼常葉を攻んと評議有て出陣なり天正十六年五月十七日義胤大越攝津が居城に入り給へば常隆は鹿俣に着陣也常隆は先陣義胤は後陣とぞ聞へける常隆先陣に進

て手痛く戰ひ給ふ敵も城外に進て鑓を合せ或は追る常隆暫く戰て颯と引く義胤大越攝津を眞先に立弓鐵砲を入替攻め給ふ城中の面々勇進んで走り出て一足も不退義胤眞先に進み出一歩も先へ蹈詰よと呼掛貝吹て聲を擧敵立寔て入る懸れゝ々と呼給へば手土周防早川下野西内善右衞門成田左兵衞木取八良左衞門立野忠助判先將監門馬次右衞門鈴木掃部左衞門木幡因幡熊川美濃水谷式部中村助右衞門大浦庄右衞門杉七左衞門二本松右馬小野田太郎兵衞中津川左近水谷十右衞門我れ不劣と寔て入散々に攻爭い敵を城中に追込各首を提げ出陣所を引て御馬を立られければ中津川左近討死とぞ見えにける木幡八郎左衞門水谷十兵衞淺手負てぞ見へたりける城中の面々火急の攻に膽を消し暫く鳴を鎭めたり岩城の寄手是を見先陣の戰い魯鈍なりと後悔して又切て掛る高貫三河啓にて六百餘人眞黒に討て入鐵壁も崩るばかりに攻戰高貫嫡子討れければ二男高貫猿等面も不振切て入火炎を出し切て回る其働き若鷹の雉子を追が如し終に敵を追散す義胤此由を見給て高貫三河を召て二男の働拔群に候と其名を問ひ給へば三河悦に耐す猿等と申候ふと答へ奉る義胤宣けるは雄兵の名不宜自今

七郎と呼び候へと有ければ面目を施し夫より高貫七郎と改めける此末葉今は水戸中納言頼房に仕へ良將の嗚る名なりとて嫡々七郎を不改さて常隆は芦澤へ打て掛り攻給ふ此時山野新三郎岩城の先陣に先立て組附して首を提て義胤の御前に頭を垂て座す神妙の働なりと宣ひて日比の御勘當を用捨し給ひきかゝる所に盛胤より脚夫走來て政宗駒箇峯に寄給ふと有ければ翌日大越を發し給ふ常隆は栗出葛澤へ切て出敵を追散して軍功目を駭かすされば政宗は怜悧の漢にして人なき隙に寇い義不義に心を不屈只利を好む大將なりと申す義胤出陣と有れば幾度も退き給ふ

駒箇峯落城事

主將の道人を得を第一とす古への聖者は官を移して人の心を新にす是善を勸むるの道也不爾ば其道を勵み其忠を盡す者なし勸む者に勤め退く者は惡人の善不善は只上の一人に歸す衆人は上の好む事を好めば也況や戰國亂世に在て身を立んとする者は朝夕覺悟有べき事なり亂には治の備を備治には亂忘べからず合戰勝敗は古より今に至るまで主將平生安樂の時に見えたり如何となれば駒ヶ峯は敵地に在て要地なれ弓鐵砲矢玉藥を蓄長刀油斷あるべからず況政宗を能察して知り給ふべきを是盛胤勇をたのんで不覺を取玉ふなるべし天正十七年五月十八日政宗夜を籠めて騎兵を進め明ければ五千餘人只地を不隙打圍む城中には藤崎治部松村薩摩大浦雅樂助佐藤伊豫日黒出雲上下纔に四十餘人大海の一粟に異ならず鐵砲僅に七十を以て西北に心賦といへども手を以大河を留めんとするに似たり盛胤周章御馬を出さるといへども七十騎に不足上下總て三百七十餘人何ぞ政宗が大軍にあたらん折節夏蝉煙山野に盈物の色も分け難し況敵の多少不分明盛胤羽根田主膳を召て城中に加兵を入れ先づ堅固にして方便を回すべしと有ける畏て候とて愛澤清左衛門半谷大炊助柚木源一郎高野監物等其外石神北方の者ども上下八十餘人叢煙に紛れて城中に入る微風朝霧を卷て敵軍を見れば其備數を盡し難し寄手秘術を盡し攻入柵を越て亂れ入る城中より切て出で敵を突て追拂ひ首二十餘打ち取りて城中に引退く齋藤伊賀盛胤へ諫め奉るは敵陣は大軍なり御味方は小勢にて候へば敵打て掛り御備亂なば中村の城へ押寄侍んさあらんに於は危き御事に候ふ御覺悟第一に候と

中盛胤御氣色替て合戰の道人の多少に不依事古へも然
今何ぞ然らざらん臆したるか百年の齡を吝て一場の耻
を遺さんこと思ひよらざる所なり涼く敵を打て勝を切
るべしと三百餘人を下知し給ふ五十餘騎馬より飛て下
り鑓長刀を眞甲に刺かさし雜兵を後になし聲を上げ定
て入城南に當て八百餘眞黑に備たるを左になし一歩も
先と攻入ける鹽松大藏鄕山隼人遠東采女西山新兵衞等
突て入れば野伏大將透間より弓鐵砲を打掛敵噪げば定
て入終に敵を追崩す首十三討取て勝鬨を上げて控給ふ
城中にも命を不惜拒ぎ戰ふ所に松村薩摩は遠見して不
働面々是を見て怪みける薩摩盛胤の油斷を當て政宗に
通じ軍勢を引來ると風聞有ければ不實なるべしと各思
ひけるにかゝるふるまいなりければ人質を抑て働き候
へとて追出す薩摩止なく城外に出れば敵數多走りより
鑓を揃て突き倒し忽ち首を討落す薩摩が妻是を聞て悲
涙滂沱す眞崎が老母是を見て諫めけるは別離の悲み古
今の常尊卑共に其心を分ち難し況や眼の前に見給へば
制し難く候ふされども涕泣の聲聞なば敵は勝ちに乘味
方は心をくれ侍らんと云へば薩摩が妻さもこそ候らわ
んと涙を拭て乳母婢女を制しける誠に武士の妻なりけ

り夫より老母太刀を提て走り出憂彼に目をくばる羽根
田主膳手を負て臥居り老母是を見て手負給ふかとて死
ぬべき身にて淺ましき事なり早起て役所を守り給へと
云主膳尤に候ふとて走り出づ政宗御備を出られ亘理元
庵の備へ入給いしに其程近く過たまふとも鐵砲の玉藥
盡てせん方なし元庵醫師意三勇功の者にて城門を倒さ
んと勇で礎石をほる菊地右馬允走り寄て意三が首を刎
落し城中に提て入る盛胤小勢にて戰い給ふ事なりかた
くやましく／＼けん控へさせ給ふ政宗も其間六七丁隔て
備へ給ふかゝる所に元庵の陣中より武者二騎出たり弓
鐵砲を制し城中に入る一騎は中島伊勢一騎は樋渡一休
と云る者也甲を脱て案內を請ふ羽根田主膳出で其の意
趣を覓ふ兩使謹で云けるは元庵の存念且政宗の內意に
て候城は無勢にて疲れ給はん誠に目を驚し候ふ御働き
元庵各の龜年松壽を保ち給はん事を存盛胤へも申達し
侍る城を明て渡され早々出られよ元庵達て被レ申と有
しに各一議して盛胤同意致すといへども御兩使の中を
人質に給はり候えと請ふ兩使歸て元庵に告ぐ又兩使に
佐々木勝兵衞と云者を副て盛胤へ城を渡し無事に御退
陣あるべしと斷り給へば兎角は御計に任せ候ふとあり

けるに中島伊勢を人質となし城中に入れ元庵鷲固として八百餘人城門の左右に立並たり城中の面々は中島を中に圍て鑓の穂を揃て突掛城外に出政宗近く乗寄て見給い思の外小勢にして拒きけるぞや無比類功の者どもなり涼く見ゆるぞと宣ふ聲童女の耳にも入けると也

新地落城之事

同十八日政宗新地の城へ押寄て関を挙既に打破らんと見えける城中には泉田甲斐西館には杉目参河騎馬七十人都合二百五十人鳴を鎮めて居たりける盛胤宣ひけるは新地の城危く覺え侍る明日は義胤着陣なるべし今宵落城せすんば政宗を討取か左なくんば新地を渡さん事思よらざるに無念の事也先城中の者どもに力を添へんと思ふ誰か遣べきと御意なれ共御前に在し人々参るべしと申者なし少し有て相原十左衛門小林甚助荒太郎右衛門三人を召て御前近く先づ酒を給よと御盃を御前に置かれ三人いかほども望み次第給よ籠城の手段を被ニ仰含ニ小紙の手翰を渡されければ守の如に封し是をば誰か持べきと有れば相原申うけ刀の柄を切ほくして巻き入れたり扨て城と亘弓の間田中にて五六町も有らん且つ海道は敵の中なれば迚もたし機巻井手を歴て福田眞弓を越て新地に近付ば夏月中天に掛明鏡に向ふ如し野陣所々の灯點々として寸草微芥も可レ數群馬嘶て睡レ勞の夢を驚すべし斥候忍の者如織に往来して容易城中に入が多し槍を引ずり匍匐しよう／＼西北の坂下迄這着夫れより立上り一走に搦手へ馳付て門開けよ君の御使三人参りたり兎角して忍び入尊翰を泉田に渡しければ泉田茫然として拜見の心なし城外は鳴動して長安市中の言語も是には過じとぞ思はれける杉目参河は泉田甲斐に向て云けるはむなしく城わたさんも盛胤の御心も恥く存る也某は討死に相究めて候ふ也如何思わるるぞといへども甲斐は詞もなかりけるさて参河郎等どもを近付吾討死と究めたり汝等は皆落行へし子孫若し殘りなば仕よ吾と一所に死たりともなんのせんなし早出よと云ければ一人進出て云けるは御掟是に候各は落行給ふべし某は冥途黄泉の御供致し候ふべし某存命して候ふども幾程の齢を保ち侍るべき百年も一息の夢にて候へば舊恩のために是非と云て此も討死と究めたりかかる所に城中の箒屋俄に同祿す寄手これを見打て入城中の面々遼て遁逃す三人の御使も顔に鍋すみ塗りて敵

の中に交りてやう〳〵に逊れたりけりと也杉目は馬に乘て彼郎徒を召連二人小旗をしぼり敵の透間なく控たる所へ乘向ふ敵は降人にてそ有らんと見居たるに敵間近くなると小旗を差上大勢の中に馳入り是は杉目參河と申者也運盡て討死し候討留高名し給へと呼ての上忽ち討れける木崎右近も甲斐に向て是非討死せよと勸めしかど落しかば右近は止りて討死してけり甲斐は寒荊を馬に乘て落けるが寒荊鉋砲に中りて死す男女落行中に杉目參河が孩子を襁褓に包み是を負ひ己が子を抱て城門を出づ敵是を見て此二子は誰が子ぞ若し城主の子あらばかくすべからず左なくば汝を討て捨べしと云是を聞て此婢己が子を出して是杉目が一子にて候ふ負て侍は賤女が子にて候へば捨難く負て出侍ると云敵さもありなんと婢が懷ける子取切殺す此因と成つて伊達方に存しを靑錢を積て此女買此女杉目が一子を養育して在けるを盛胤聞給て重賞を給り一子に祿をあたえて杉目忠右衛門と云史記を按ずるに杵臼程嬰が遺腹を待て終に趙氏の孤兒を世に立て杵臼程嬰死を輕る事古今以勝事とす杉目が婢は是丈夫の及ぶ者に非ず本朝の昔より聞事を不ㇾ得かゝる善行を劉向か列女傳にもらしつる事を惜む泉田甲斐は流浪して後同慶寺に籠居したり秀吉の御代となりて堀久太郎奥州の大崎へと向の時同慶寺に寄寓す甲斐を倶登りき甲斐剃髮して淸覺上人と云ふ名譽の驗者と成て豐臣秀賴の枕博士となる

飯樋御出陣

御城內造營の事有りて良村を草野山にて撰び採せ給ふ草野は敵地の境なれば岡田兵庫に四條但馬を相副て置ければ但馬かの村木を奉行す採所の不可なりとて兵庫但馬を叱す但馬憤り深し其色面に顯る兵庫義胤へ訴ふ此故に但馬を草野より城下に召して住せしめんとし給ふ所に家擧て伊達領川俣に走る川俣には櫻田卯兵衛同玄蕃封境を守て居れり但馬子あり兄を織部と云弟を內記と云父子三人兼て飯樋の者どもかたらい恨を散せんとす此故に飯樋に逆徒多しとて大龜與市郎を飯樋に移さる與市郎假屋を作て飯樋の上下男女を捕て假屋に入出を禁むかゝる所に四條父子川俣の者共に云けるは飯樋の假屋に入て夜盜して家財を奪い耻をあたえ憤を止んと云櫻田父子聞て四條が心に任すべし併近き日組したる者なれば油斷すべからずと棟徒の雄兵をあまた差

添て飯樋の假屋に夜盜を入る四條飯樋に忍入て假屋に打て入闇人を二人切倒して思いのまゝにふるまいける與市郎も違てたるにや不戰して逃たりける我よ入よと噪きけるに四條内記討れて死す是より四條引退き田俣の勢を毛無山に競入り陣を取兵庫義胤へ註進し奉る急ぎ合力すべしとて岡田兵衞太夫を遣ける天正十七年六月十八日啓明に義胤兵部太夫隆胤中村を發し給い飯樋に着し給い櫻田四條を追退け給へり此時藤田七郎佐藤喜八馬場右馬介郡木工助星與左衞門討死す手負には坂本勘解由島源太郎下浦修理半杭又右衞門等なり

被攻亘理事

新地駒ケ峰兩城を政宗攻落給ふ事皆義胤の田村出陣の隙を窺い給へり是何ぞ元庵重宗の知り給はざるならんや元庵は伯父重宗は婿也此憤を含み給ひて亘理へ御出陣なりと聞へける岩城常隆此由を聞て神部谷大須賀富岡三人に騎兵七十人合て五百人の加勢を越れける此加勢をば駒谷峰新地の押へに置れ東の濱釣師より民屋に火を放て家財雜具牛馬等まで亂暴して奪取り舟に積て原釜の津へ運送す盛胤義胤は磯山の街道を直に亘理に向ひ給ふ元庵父子も東の敵を拒と鳥海に馳向ひ手痛く相戰ふ岡田小五郎最初に首を取て奉る是珍阿彌を切て勘當の者なりければ忠戰の上免許を蒙らんとして也佐藤が男彌兵衞癩風をやんで蟄居す能きとき節とや思へけん大勢に討て掛り敵をあまた切伏せ手負せたる者は數を知らず終に討死す元庵の軍將鶴足掃部進出て下知を加ふ荒縫殿助是を見て能寇なりと馳入太刀にて天邊を切割て馬より落す縫殿助馬より飛て下り首を剱たり荒加賀は弓勢萬人に勝れたり忽ちに七騎射落して功名遠近を輝す爰に小人の佐藤六と云る者あり特立剛直の生質にて人皆任達を許す如何ありけん御勘當ありて星霜を歴此時功名して免許にあづからんと飢寒を忍て出たりける本より勇悍類なき者なれば騎兵二人討留め首を二つ剱をとし一つは提げ一つは懐中すさて盛胤の御前に畏る盛胤御覽あつて是は訴訟のためかと宣へば打笑て居る又宣いけるは汝が懐中は何ぞと有ければ其時例の首を取出しあざ笑て申上けるは首一つにて御免なくばと存懸替に候ふと申す盛胤笑ひ給ひ一つは訴訟の首一つは忠勤となさんと宣いて翌早布二端賜る夫より亘理の城下に攻入て打破んとし給いしに重宗内相肩與

にて出たまい訴訟色を失ひ給し故御開陣なり夫古へを考るに天正十七年は至二今日一九十五年未遠しとせず我是關盛胤の御代には諄朴なる事如此佐藤六が軍賞に布二端を賜る今や聖代明時にして異國の船は呉綾蜀錦を載せ來る民戸閭にして工女の機中には輕轉の精羅を織等を譬が如し其多こと幾許ぞや金玉北斗を支へ魚鳥の肉は糞灸して厨に溢る百年の前後にして盛貨は糞泥を隔つ天正の年中は天下亂世にして國主郡主も菜食粗服にして闘爭を事とせり何の暇あつて榮耀を求んや暖に服し飽まで食するもの天正の人物を可思況や此地遠國萬里の末誰か帝都の美をしらん衣服器皿のみならず人品も又異なり小人部下の属も盛胤へ其心を許ふ何ぞ諫皷荊鞭をまたん或時盛胤鷹野に出給ふ佐藤六其比年老て双髮絲を垂れ腰磬折す登城しければ御前へ召し既に出たまう玄關まで佐藤六に米一俵とらせよと宣ふ承て佐藤六申上けるは礎石に手を掛て此石も賜れと申す盛胤宣いけるは柱下の礎石を望は何ぞと宣ふ佐藤六されば被下候俵子馬に駄て參り候べし片方不足に候へば此石なりとも申請候ふべしと答へ奉る盛胤笑ひ給ひて二俵賜りける又臘月の比佐藤六登城す御前に召され木綿二端賜る佐藤六此木綿を御前へ投げ出して拜受に不及候ふと申す是は何故ぞさむからんに着せと有ければ佐藤六申上しはいやいや婆(うば)にはきせさむらはで某ばかり暖に致す事いやな事と申てけり盛胤謬りたるぞと宣いて木綿二端賜ると也役者木綿を以て出最早木綿も是のみにて無きと申上ければ能ぞと宣いけると也其比は屋形の御機嫌を窺ひ奉らんと諸士下部まで登城致し御夜詰過て奥へ入給ふに各御目見致けるに列座の面々を委細に御覽じて御詞を掛賜ふ此時佐藤六居合しが御袖を引て侍にばかり御詞を掛賜ふか小人も皆居候ふはと申上ければ能しらせつるよと宣いて小人ども居るか今は見えなんだと御詞を掛られ給ふと也佐藤六を召たてられ祿を給はり士の列に進め給はんと有之しに辭し奉りて申上けるは卑賤の某何ぞ歴々の座に連り申さん魚目は珠玉の中に離り候へても賤と申候とて辭退し奉ると云魯連は海濱に去り張良は薄地を愛す人皆苦笑して佐藤六を云ふ惡逆無道にして般若湯に身沈め鳳凰臺に心を引かるゝ者誰か佐藤六をしらんや中津朝睡か云是皆主人の御心に依るべし主人威貴にして不レ馴レ下無智にして人を掠め我權に褒貶を加へ衣服の模樣料理の美惡

に心を殿下の見る所を不顧古今の成敗に闇者は下皆根て不近主人の御心油斷なれば重臣君の威を盜て其視き替を施め讒き者を遠ざく時君愚臣の家其亡事可見つたまし／＼て亡も危き華米上に限るに似り古の明君諫官を置く是末なり盛胤の如きは仕手六事が賤きまで心の儘に諫め奉る凡下の心をも捨給はず況や宗臣元老臣をや此故に所々の軍議士卒長命を輕ず上の下を遠と云は其心を遠也其心を養は天を養也天は遠へば長く存す是を聖主賢君と云ふ詩を作歌をよみて人の耳目を驚す者を云に非ず只人の心を能養をよしとす上下を養へば下上を不レ捨下上に忠を盡せば上下を不レ捨上下和して道行れ風雨時に隨ふ

坂本犀ヶ岸合戰事

盛胤義胤坂本城を攻玉はんと評議有りて天正十七年七月中旬御出陣なり先陣は門馬上總二陣は泉藤右衛門胤政第三陣は盛胤義胤御後備は相馬兵部太夫隆胤御右は岡田兵衛太夫御左は泉田右近太夫都合其勢六百餘騎上下五千餘人夜を籠て中村を發し玉ふ敵の氣を奪はん爲に室原文六郎中村助衛門は足輕を先立て中濱笠野鳥野海まで東の濱傳へに民屋に火を放て亂入す若し出て敵妨ば御右の備岡田兵衛太夫突崩すべしと相定らる駒定め駒ヶ峯新地より敵起らば御左の備泉田右近太夫追拂へと有りて先陣中濱の達に脊す直理元庵同重宗も坂本の東に出て陣を張る兩陣互に睥睨して時を移す義胤門馬上總に御使を以て仰聞られしは兩陣時を移すと見えたり足輕を進めて軍を始むべしと有ければ畏て候とて鐵砲を打掛て敵をおびやかす兵を進めて敵方便を窺ふ末永右京土橋藏人足輕を先立て透間もなく鐵砲を打せて敵陣に近付元庵鐵砲を打せながら靜に勢を引退く門馬上總敵を慕て靜に追ふ敵鑓を不合して退く事方便あらんと遠見の面々前後左右に目を賦る次第に上總が兵を進て慕行左右山にして細道に入て屯を長して追出藤崎内藏允山に馬を馳あぐれば敵鐵砲を雨の如くに打掛取て返す内藏允忽馬より打落さる道細ければ味方混亂して引かねたる所を漏さずして討んとの圖にて元庵退き給へる也元庵父子嚴く討て掛る暫く相戰ふ隨松大藏遠東釆女轡を並べ乘出す敵陣より松本大學と名乘て切て掛る末永右京是を見大藏釆女に彼を渡さじとや思ひけん馳せきて松本に迎ふ松本も橋楯に取て相戰右京中

の立物を打落され金色の半月泥土に落つ右京蹈込松本が右の腕を初て落す松本不叶引退く元庵父子拒ぎかねて見えければ門馬上總黑なる馬の太く逞しき逸物に乘て大音に呼て元庵除すな重宗討取れと一散に馳出れば前後左右の御備混亂して功名せんと馳出る元庵父子は室山に落行金津より坂本の城に入り給ふ義胤坂本の城下迄攻入門外御馬を立らる半杭土佐馳來り不覺の御振舞にて候はずや出させ給へ御馬引返せと云ければ御轡を取城外へ引返し奉る城中より群り出鑓の穗を揃へて突て出る土佐暫く戰て主從二人討れ誠に節義の兵也御備混雜の敵を追い五千餘人散亂る坂本城主是を見六百餘人圓形に成て打掛る御備の面々主從散亂しければ坂本が勢に追立られ前後も不知敢軍す坂本のこなたなる犀の鼻まで攻付らる義胤も杉久右衛門同七左衛門只兩人附奉り小人三十餘人にて守護し奉る泉胤政十九歲の若武者なりしが義胤へ馳迎てかやうの時節には如何仕るにやと申義胤只死ねと宣ひければ畏て候ふとて轡を引返す金澤備中義胤の御前を逆過ぐる金澤が日比の口とは違いたるなと宣へば馬に引れて候とて是も胤政と一所に向ふ敵に突て掛敵嚴く追來て義胤の御馬近く馳來る小人坂本は鑓を取のべ膝を突拂ふ粉骨を盡すと見へしが忽討れにけり數百の敵は蛛の子散らすが如くに追來るといへども泉金澤二騎の勇悍に恐て暫く控て見えたりけれ藺相如秦王を叱樊噲項羽が門に入るに似り二士は一人當千と云者か此隙に義胤の御備に馳集る者とも雲霞の如し段々鋒矢の御備となりければ數百の敵近つきかたし御備近き山に敵一騎上りて旗を振る是れ相圖ならんと見る然る所に前田源兵衛左弓にして中り名譽の者なりし故左源兵衛とぞ申けるに彼武者を忽ちに射て落す太田越後走り寄て首を取る義胤一陣に進て返し給へに坂本後詰の元庵混亂すされとも糠田內膳と名乘て取て返す二本松右馬走向て突落し首を取る內膳は廿二歲とぞ申ける笠沼藤八郎磯山を逆行を又二本松追懸山より突落す藤八郎山より下に轉落起立て走り行く藻田內膳追付て腕を切て落す藤八郎不顧蘆原の中に走入橋本三郎右衛門追て入追討に討倒す三郎右衛門首と太刀を取て藻田內膳に送りける二本松二度まで敵に逢ければ馬つかれ又彼の笠沼藤八郎か馬月毛にて逞しき馬なれば二本松引寄せて乘る此の馬敵方には進み味方へは一足もあゆまず此の故に自由ならずとて追

放つ二本松は安達の郡二本松の城主義國の舍弟安房守が男右馬頭か子也父は義次の爲に討る母は堀内か娘也此の御軍央は岡田兵庫手の者あまた召具して盛胤義胤を拜し奉らんと草野を出て犀之鼻へ來る御合戰の最中なりければ兵庫切て出る敵を追詰て馬より下に引落て兵庫續て飛で下既に首を取らんとしければ憐助け給へと云兵庫聞て助んそ其名を名乘り候へと云某は森新右衞門と申者にて候ふと云兵庫森を引立塵打拂はや落行き給へと森取て返し御名床布候ふと云盛胤が舊臣岡田兵庫と申候ふとて各立別れにけり其後森新右衞門月々音物を送て親み骨肉の如し漸く晩日西山に沈まんとす兵庫首を二十四取て盛胤へ捧け奉る阿和の左近も笠沼太郎左衞門を打て其首を奉る尾濱備中大浦左月各功名を第一とす敵は敗北して逃去る其影もなし日暮道分ち難ければ御軍を止られける根本源左衞門日比武功者なりしが其日功名の沙汰もなし傍人問けるは根本は今の驗なきかと云へば首一つ投出し是芋頭如なる首一つ也と云是れより根本と不レ呼芋頭源左衞門と云其日の討死は木幡與市草野金九郎伏見監物佐藤七郎兵衞太內下野山澤彌左衞門と聞えける

奥相茶話記卷第八　終

奥相茶話記　卷第九

宇田郡大澤伏兵事
盛胤義胤被攻新地城事
相馬兵部太輔隆胤討死事
諸士小高於妙見堂飮神水事
義胤妻子奥州下向事
政宗花光院被寄宿標葉郡事
政宗被攻捕白石事
泉左京胤政於最上城合戰事
月夜畠夜討事
相馬得替幷歸國事

宇多郡大澤伏兵戰事

此大澤と申は金山と菅谷の間成山間也其比伊達新地の城代は糠田隱岐駒ヶ峯城代黑木中務小齋は佐藤宮内也此戰の起りは中務と宮内を討玉はんとて隆胤の謀計也先常々相馬の黑はゝきに伊達の黑はゝきを語らするは小齋の城代が駒ヶ峯に來るか駒ヶ峯の城代が小齋金山に行か其往還有事を告知をせよ左有ば料足十貫文取すべしと固く相遞に申合先五貫文とらせ殘所の五貫文は事の首尾終て取すべしと約諾して相待處或時佐藤宮内今夜駒ヶ峯へ來れり明朝早々歸らると示るとて此方の黑はゝき方へ背知らする由申上しかは隆胤悅給ひ天正十八年三月十八日伏兵百六七十人伏將には幕内丹波大浦雅樂助草野助右衞門今村五郎左衞門桑折帶刀也隆胤草野たはねへ御出也是は元來兵部大輔隆胤の思召立にて企給計略也警固には北郷五十人黑木の加番に來るを置れたり大澤に至て步卒を伏する所に癩人來て山の上より見けるが一人立歸り等く馬上一騎步卒四十人計にて草さがしに來る伏兵未調故に見顯さる幕内丹波敵に乘向て見れば常に親く申通ずる菅野助四郎と申者也幕内存するは伏兵も不調義なり隆胤も未出給今日の戰は先可延と思て此方より呼掛るは夫へ被出たるは菅野助四郎か存ずる仔細有て來りしか其方には遺恨もなし遞に無事にせられよかしと申す助四郎もそろそろ乘寄ながら某も幕内と見たり左無事にて歸侍ん扨何の爲に來られたるぞと問去ば宮内が駒ヶ峯が嶺へ來て今朝歸ると聆に依て也といへばいやそれは誰が云とも僞なり疾

引除て能聞屆て重て被出よ抔と濃々と語る所を八幡大學と云ふ歩卒四十間計遠く有しが聞すまして助四郎を鐵砲にて打落す故に敵鐵砲を放掛る又敵跡より續きしかば押亂されたり幕内も鐵砲に中て死す敵は駒ケ峯新地古佐井金山丸森阪本の者共云合て何方より謀略したる事なれば喘と懸り來る味方は伏兵計也隆胤は菅谷原迄御座す北郷衆は椎木邊迄參けるに事出來たりしかば味方無勢成ける故立足もなく追亂されたるに大浦雅樂助は常々徒膚にて出陣致さるが敵合へ乘入伏將どもに申は各難遁ぞ討死せられよ無左は歩卒一人も殘間敷ぞと乍云二三遍乘廻しが鐙にて突落されて討れける草野助右衞門桑折帶刀今村五郎右衞門も討死す此間に伏兵共は漸々に打除侍る也斯る所に門馬上總歩卒廿人計召連馳付敵合へ乘込けるを見て敵縮りける故に多は討れざりし也後聆は伊達の黑はゝき相馬の黑はゝきを僞謀て中村衆を引入討せ侍しと也故に伊達方より料足五貫文相馬よりも五貫文合て十貫文取けると也故に伊達方の人數多かりけりとなり是と云も隆胤剛强なる意地を立給ひて前後の思量も御座せず輕々しく敵を侮り給故に歷々武勇積功の者共を詮も無殺し除給とて其比諸卒評判致合けり去ば五十三十の大將にてて事短氣にして偏勇偏智成は人を損ひ終には自身も滅亡する者也假令物の頭不成ども平人も此心持可有思量事にやとぞ語り傳へ侍りける

被攻新地城事

天正十八年四月廿三日相馬兩將新地の城を可攻給とて御出陣也城代は糠田隱岐也加勢には黑木中務佐藤宮内馳加はり兩虎口を固ける坂本の城代は後藤美河も馳加る味方の兩將は西南に當りたる山に御備を立らる暫く城の體を御覽有敵の追手坂本に行馬を結て鐵砲を並て待掛たりける處に成田伊賀迂路々々と乘出す何事をするぞと見る所に城近く成て坂下の行馬際迄一散に乘込たり敵行馬際に待掛たりければ鐵砲を放掛たり其烟にて五兵衞も差物も見えざりければ定て討れつらんと居形も思召諸卒も存ける處に寂々乘返りけり扨も危こと成と云聲少時止ざり而る所に亦室原文六郎行馬際迄乘込けれども此時は鐵砲も不打行馬際の者共も立退けりと也扨味方虎口際迄押寄しかば敵も手痛く防ぎ戰たり此時大井彥十郎錦織藤太郎船若又次郎同弟彥次郎中野

左馬助磯部勘解由大井吉十郎歩卒には玉木文内岩城文右衛門各討死也佐藤四郎右衛門手を負て歸て死す北郷衆なり又目に立働したるは成田五兵衛岡田兵庫大内次兵衛室原文五郎原助兵衛抔也大和田新右衛門は鐵砲にて股を打る 西内善右衛門は向歯を被レ打しが玉後へ拔けれども活て歸けり西山清八郎齋藤善十郎は日來中不快なりしが清八郎虎口にて首を取善十郎に向て云樣は只今の高名見たるかと云へば善十郎不珍事いで首取て見せんぞ迚行馬の内二三間程押込しが如何したりけん首を取て出にけり又般若豐後は西虎口に在るが敵と鐵砲にて相矯れて打たるに豐後は向歯を打折られ玉を口中に含居たる故に後には拔ざりけり敵は眉間を打れければ死たると也室原文五郎は上の門際へ乘揚しかども人なき故そろそろ乘て歸しけるに下浦修理十三歳乘來る召連たる者申は下浦是迄參たりと云へば室原上に人は無ぞ乘揚よと云ければ門際迄乘揚げ歸けるを後に門前の跡をば悴なれども修理がしたりと申て屋形を始奉り各褒美し玉ひけるとなり木幡次郎右衛門柚木新次郎も西虎口へ攻寄一攻責て引除けり跡に右の兩人取て返し虎口近く乘寄たり城内より云けるは何者ぞ名乘れと云木幡次郎右衛門也と云今一人は誰ぞと問柚木新十郎と名乘ければ扨々勇健なる者共哉迚も今少し寄と云て鐵砲をも不打箭をも放ざりけり新十郎云は是迄に寄たるさへ太義に思ふ也而も城内には義を不知ものどもが居たり戯て無詮事ぞと云て馬打返し際たりけり斯云は黑木中書佐藤宮内抔が此虎口を固ければ左云べしと也扨味方一人もなく虎口前に引除義胤傍に備て御座すに物隱に中村御不斷衆三四輩殘居たりけるが出れば城中より鐵砲を打掛るに依て出兼たり義胤御覽在て誰ぞ行てあの者共除かせよ時に依て見苦敷からぬぞ一走に走り除と云へと被仰ける木幡次郎右衛門某可參とて乘出し一散に乘寄御意の趣申付けり何れも出ると一散に走りしかば怪我なし次郎右衛門は跡を乘返除ける所を城内より鐵砲にて打けるに手を負中村に歸て死けるとなり

相馬兵部太輔隆胤討死事

其比中村の城代は盛胤の御二男相馬兵部太夫隆胤とぞ申ける生得の御機性早く輕々敷敵を物ともし給はず勇氣過たる大將にて御坐しけり又黑木之城代門馬上總是も物強き所を專として敵を輕々敷欺きしもの成しかば

時の野伏戰にも懸出味方の續くをも勢の多少にも搆はず敵の行をも不伺して敵に掛る猛勇の士將也又中務相馬に有し時より隆胤と上面は親むようなれども心底は不快也況や今は伊達へ行駒か峯の城代なれば彌遺恨を勵して互に日暮の野伏羅合止時なし盛胤は今の妙見廻輪に御隱居にて御座ければ色々諫給と雖も止給はず兎もすれば乘出し敵を駒ケ峯の城下の町迄追入給こと度度也若き士どもは武勇の勝れたる士將成迚奉褒美又老士抔の物馴たる者は昔をも聞今をも考心得たるは扨々笑止なり小利を貪て終には大利を失給へしなんと耳語しける人も有しと也或時敵を追込て町中近隆胤乘入玉ふ盛胤は此方十二所の邊に控て御座す漸く日も殘なく暮行程に味方引取んとする處に敵喰付て出る追込ば城へ迯入如此すること兩三度に及日も疾と暮たり盛胤思召は敵加勢を待と見えたり今引除がずば難儀に至るべしと考給ふて其側の藪より細竹を長さ四五尺に百本計伐よせ亦火繩を二三寸宛に切て右の竹に挾一人二十本計づゝ持せて扨味方の諸卒へ被仰は敵喰付と見えたり此度は門際迄追詰て扨跡を見ず輕々と引取來れと御意也故に亦敵を追て行其跡に火繩に火を付道の兩脇に立並たり此度は門際迄追詰早々に引取に如常敵方加勢も來りけるにや大勢にて門を開て打て出でたり味方は跡をも恐れず心易げに引退敵是を怪み思所に見れば鐵砲を並たる事火繩の火螢火の聚たる如く成を見て不追して城へ引込けりと也箇樣に敵を侮り深入し給ひしかば是に習て終に怪我を取給へりと也天正十八年五月十四日未の刻計に駒ケ峯と小豆畑の間に敵伏兵を置たりと中村の城に告來る其時分は堺目の近邊野原にて家居なく海東も今の善光寺と云所にて今の海東より東へ下りて有し也盛胤此事聞召て隆胤例の如く早流可被出と思召御使を被遣能々仔細を聞屆け出られよ敵の謀に落給ふな武士たる者の計策に落入は第一の不覺也其上今敵の伏兵を置時に非と被仰遣けるをも不用給早卒に隆胤出給ふを盛胤聞召扨々笑止なり敵の巧に落入終には身を失ひ故なく侍をも殺さんぞと私語玉へながら御馬に召て御出張也御供廻も有合者計也諸卒も跡より二人三人聞懸に參る下の者も無れば自身鎗を提或は馬取に鎗を持せ抔して聞傳に追々に參けり隆胤は五六騎にて十二ケ所の山に乘揚海東の東の脇に控らる門馬上總は其時木幡因幡黑木城の加番の番頭にて引替られんとす末町

屋に居たる見舞て酒を飲て有けるを城中にて貝を吹ければやれと云て上總は馬に乘行石神の山へ乘揚て見れば早黑木衆井桁丹後馬場四郎兵衛抔駒ケ峯の町口にて敵と仕合たりと聞え盛胤は蛇山に備て御座す時は未の下刻計也扨上總山より乘下し敵合へ乘込下知しける所に敵方矢田但馬と申者鐵砲にて近々と寄て打しかば上總が眉間に中て打落さる首を取んとする所を水谷孫右衛門とて丸森浪人なるを上總扶持しけるが敵を鎗にて突拂ひ上總を取て鞍壺に打懸て除ける故に黑木のもの兵は士將を討れ不殘死骸に付て引除ける此時黑木衆牛來能登同弟玄蕃是は流浪いたし關東へ參しが立還て屋形へ被召出しが未賜御扶持しが兄と同前に出て上總討れたる繩手道にて討死す黑木衆引除しかば中村衆計少々出向て田中にて戰けり中書方は小齋金山新地坂本亘理の加勢を請平日に狀し合て今日の戰を發し侍る也加勢をば隱岐中務馬廻りに步卒百人計召連町口より乘出し中書采幣を持て馬の平頭を打拂ながら閑に押出侍る又馬上一騎ほけの差物にて海東より二三町西之原を早道に乘來り岨根へ乘揚と等く相圖や有けん中書采幣を急に成たる時敵噇と掛り來る味方亂れんとせんが踏留つて暫く戰隆胤も十二所より乘下し戰んとし給所に敵駒ケ峯の下より廻りて廻り內の東の浦端より人數群々と相馬衆の跡へ廻らんと押出を見て味方の色惡く騷立亂散て吾先にと野も川も道も滿々て迯ける敵は前後の人數打加て追討に討程に味方大勢討せたり前に物見したるに木瓜の差物は後藤美河とて坂本の城代成しと也如に戰ける時も敵は大勢殊に申合たる者共也味方は無勢俄か事也上總討れければ味方弱氣に見ゆ日は暮掛る敵は競勇で追來る味方返すものあれども見繼者なし只遁迯んと而思［ひ］ければ猶々討れけり上下の者共石神川の渡戸へ懸て道にはせりて迯れ隆胤は道にまはりて味方の跡に除玉はゞ難もあるまじきを先は味方込合たり跡より敵は追付る脇へ乘除引給はんやと思召けん小堀の有て乘越給とて落馬し給たり城を出給ひし時御馬をば佐藤左近馬に召替て乘給ける故にや御馬打とも敲ともあがらず扨敵は手繁く進來る處に爰に侍一人御脇を乘通人々名を喚掛て馬を借玉へども聞付ざるか聞付ても貸申さずか乘通して迯にけり而るに小人彌七と申者負申さんと背を差向たる處頂より帶まで立割に切られて打伏たり亦小人文平と申者負奉て上らんとする所

に敵早太刀付申されければ打捨て逃ける隆胤も太刀を拔一二度切拂ひしかども鎗十挺計にて突倒して討申ける十枚打迚深田なれば御自由に働も不成結道との間一間計なれども具足は召たり力無討れさせ給ける御歳廿八歳也相馬の御一門には御馬の下手は近代迄も不承及夫故に輕々と乘廻し下知し給へりと也而るに此殿は御馬下手なる故に田の畔の小堀を越る迚落馬し給へり佐藤萬七十六歳御目を掛られしものゝ成が前篇右の手掌を鐵砲にて打ぬかれ太刀を取も成す出さりしか御難儀と聞て則走行御死骸に掛り討れけり小人勘六是も前方手を負て御供にも不參しが此戰を告られて他所より立歸り戶口にて湯漬を請て食し其儘出て馳着しかども御最後の時なれば御後に抱付て被討ける此外泉藤六原法師十七歳島右衛門荒藤八郎佐藤文六郎十九歳是は盛胤の侍女宰相と申たるが弟也法師も病中にて有しが御難儀と聞て出て討死したり右の萬七が父佐藤孫兵衛除て來りしが隆胤も討れ給ひ我子の萬七も討死と聞て取て返して討死しけり加藤平內左衛門七十餘のもの成しが隆胤討死し給と聞て乘出し道にて味方の持たる鎗を己が用に不立鎗をよこせとて奪取敵の中へ乘込て突て廻りしが討れけり水谷尾張は當時中村の家老なりしが自身も手を負馬にも矢立ければ從者鞍壺に打掛て參る隆胤御討死と聞てやれ跡へ馬を引返して討死せりよと頻に申ければ聞入れずをさへ抱えて歸けるが其手にて終に死けり此時敵の方にも下知し働しは黑木中務木幡四郎右衛門是は相馬浪人にて木幡前の久目弟也中村主馬是も相馬浪人也後藤美河又誰やらん半月の指物差たる騎兵也此時味方馬を射られざる者はあらざりければ大形下立を除けり盛胤の御馬廻には士十騎計小人五三人御馬取の外は不奉付日は黃昏に成敵は間近く大勢にて追掛る盛胤仰らるは味方惡く引は追討に一人も不殘皆可被討亦合戰をすべき人數はなし御分別に及ず各は如何存るぞと仰らる木幡因幡門馬甚右衛門抔何も一同に申上るは競ぬる敵而も大勢にて追來れば御合戰は成べからず唯御運次第に御引除の外は不可有と申上れば最と有て引退玉へり御跡をば門馬甚右衛門木幡因幡抔致ける盛胤へは仲間三人士には飯淵九郎左衛門一人付奉れり海東を引給へけるに渡戶をば難なく越玉へしが土橋のあるに御馬足を踏込て打ても控ても立あがらず葛西糟毛とて御秘藏の馬なれども日來の樣にも有ざりけり九郎

左衛門一人にて如何せんと忙げる處に木幡作助羽根田主膳同弟源兵衛西山新兵衛同弟藏人愛澤清左衞門各申上るは星形を落し奉りて御馬を引立よと申に作助申は敵は近付下し申さで御馬共に抱揚よと達て申て御馬ともに抱揚たり盛胤御後を床敷思召けるにや隆胤は除たるか除たるかと仰られ御馬を定て召けるに敵は間近く進來る御馬を跡より少とも引しめ引しめ召けるは御供の人々申は早隆胤は御先へ除せたるべし御跡には味方一人も見へ侍らずと申て御馬を早めて除せ奉る御跡には木幡因幡門馬甚右衛門同次右衛門桑折小左衛門木幡與三兵衛半抗又右衛門大平雅樂允抔敵近は返し合て押縮除せ申けり此時甚右衛門は足の甲を射られたり扨隆胤をば亘理重宗の侍少たりしが重宗の御妾御憤や深かりけん一家一類を悉く滅亡し給ひけるとなり十枚打の出の西の方に御墓有は是也又木幡作助方へ翌日御使にて盛胤より昨日は才覺奇特に思召旨御下れけると也餘人には御沙汰なかりしと也扨諸士其比評判致けるは隆胤は能大將なれども自身の武勇に奢り敵を侮りて度々の勝利に誇て御討死也盛胤御存生と云物狎たる勇士ともに親み異見を問敵の强弱時節を窺掛引自由に玉はゞ小敵に向て越度有まじきものを我まゝに勇功に誇り無詮討死し玉ひ侍下々をも討せ玉へること御一身のの御不覺也後世士將たる人の教誡なるべしと申合けり又禿翁話て曰隆胤は武勇は御座しけれども御生得不容義に物抔宣なども不自由に御心偏執ありて情識強く我儘なりき黑木中務は若年より平日心優に人體物云心賢く人に和にして老若ともに親しかりし故に機性たゞ者ならずと人に美談する故に何事にても中務には劣らじと挑合けり故に度度座席論なども侍りし故に盛胤も御心の内には中書を快くは思召ざりける也或老士茶話曰此時味方押亂されて散々に成て引除處に愛澤清左衞門と羽根田源兵衛と二騎石神の蛇澤へ懸て除けるが源兵衛は從者も不付殿馬副一人也清左衞門は殿馬副一人從者二人上下四人也しかるに清左衞門は疲れしかば打ども一所に躍樣にて遲し源兵衛は進ぬ馬を引しめ引しめ乘也敵は跡より進重る清左衞門從者二人が談合するは此馬主と我が身に換る者無れば源兵衛殿を引落し此馬に且那を乘せて除べし敵近付べければ源兵衛殿は其儘討るべし馬は放馬を取たりと後日に可云と一人が云尤也乍

去馬を追拔て見べし不成は分別すべきぞと云て鎗の石突にて馬の尻を突しかば此馬驚て源兵衛馬の脇を通て前へ越進む而れば敵鎗三挺にて源兵衛に懸らんとす源兵衛乘返し敵に向けるが云は清左衛門者ども我を助よと申清左衛門聞てやれ返せと云ながら馬を乘返すべく一人は鎗を持て返すを見て敵引除たりと後に下の者語りけると也主の心には左樣の不忠不義いかであるべきなれども下には難儀のときは無體なる分別も出る物ならん味方亂て父子をも不辨時は端武者の一騎あいの者は心得有べし又常に遺恨あれば箇樣の時味方討も有物ぞと語り侍き其後源兵衛清左衛門に云は今度の退口折角なる故に下の者を借侍恥かば有ことなりとぞ清左衛門云は少も不苦難義の時は誰の上にも角有べし夫よりも面目なきことは吾不知ことなれども右の仔細を語り侍けりとなり此事實かと清左衛門所緣の者に問ければ少も無僞其從者の内一人は近き比迄存生し侍りきと語り口さがなき樣なれども後生の人聞侍らば益有こともも有べしと難捨置書付るなり上總討れし後は黒木の城番持也土橋藏人佐藤伊與木口右馬允目黒出雲渡邊下總木幡頭なりと也

於小高妙見堂飲神水事

兵部大輔隆胤討死の後一族家臣諸卒下々迄も憤り存して是非駒ヶ嶺城を攻隆胤の死骸谷戰遊すべし人々涼布働仕侍らば中務を討可申と勇進め奉る勿論兩將の御臆念も爰に有といへども思辨し玉ば各勇進ることなれば中務を討こと疑なし然といへども味方多く損亡すべし然は行々は相馬の爲危し其故は政宗二本松三春を手裡に入亦去年の夏會津を取同處に須賀河伯母婿の跡を攻取石川は兄弟也白川をば旗下にする增河の如く大身に成武威盛なれば此上は相馬へ取懸べし今小敵を憤て戰をなし人を失ては後日の無力鬱憤を堪忍して政宗と合戰し家の安否を定めんには不如と被仰ける而る所に保原伊勢と申て伊達衆也此伊勢が予政宗の御目を掛られし者成が流浪し相馬へ來り暫く盛胤扶持し玉て後御暇を申に依て伊達へ返し給其厚恩を報謝と存て眞實の心を以て盛胤へ伊勢が方より陰密の使にて無僞心由を誓紙を差添申上けるは政宗相馬を可攻取とて内々專ら其用意密々に有しが近々に可攻掛體にて侍る相馬にて何と思召とも一旦社防戰も仕給べけれ伊達は年々月々に

大身に成侍也相馬は小勢にて御座せば往々には弱り玉ふべし其時は御家を滅亡せらるべし先政宗と一往和順在て御家を建置るゝこと御本意たるべきと存る政宗も身を離れぬ御中なれば賴母布こそ存ずるべし踈略申事は不可有於御納得は此方一族諸老に相達御爲の能ように取扱可申と陰密の使を以内意を盛胤へ伺へ申さるに先此方より御返事可有とて使者をば歸し給扨盛胤小高へ御出於殿中一族諸老士を召て右の仔細を被仰聞其上被仰は我等も此條同心に思なり其故は人主は一代もの家は末代也遠祖より代々久布傳たる家を失は時の人主不覺也家の爲時に隨て有は亦時節に至り天運開くことも可有昔も今も例なきに非又昔より今迄先主も當時も政宗に向て後れを取たることなし而れば武威を恐るゝに非ず只時の不幸に依なれば政宗に從とも全恥かしからずと存じる但し義胤は如何思はるゝ亦各は何と存るぞと被仰義胤御挨拶には御意の趣御道理至極也各は何と存るぞ是は主從身命の窮りなれば不憚存寄所を口々に被申よと也一族も老臣も閉口して詞なし義胤被仰は吾等は左樣には不存也政宗と唯今迄戰へを挑侍るも昔の事は不存晴宗輝宗政宗此三代數度の合戰武威を爭しかども終に後れを見せたることなし輝宗政宗が後れは度々に見侍りき是偏に相馬の名字を汚さじと存る處に有先主晴宗との合戰にも後れを見せずと承及而るに政宗武威募ればとて旗下に成て名字を殘して甲斐もなし其上政宗は我々よりも若年の者なりいかに不運なれば迚政宗に附隨のことは不存寄往昔より有來る家時の不祥に遇ば滅するも有又衰たるを興も有世間の盛衰天運の至所武威猛勇にも不叶所なれば不及か此世界に誰か盛衰を遁る者有んや假令家を滅すも政宗に附隨せざらんは恥有べからず旗下に成て誰にか面を向侍んや旗下と成て家を續き名を汚さんより骸を砂礫にさらすとも名をば爭てか汚し申可何と御意成とも此義に於ては御請申間布也盛胤にては御老體なれば家を思召一旦隨はせられ侍りても我々には不可似と存ず一家の人々諸士は如何存る此上は心々に分別致されよ某の存は天運に可任昔に等き者有らば或は五十百にても政宗が大勢を引受一合戰して此城にて自害致か又討死仕かにて侍るべしと仰られしかば御前に伺候せしは勿論一族老臣を始外樣の者迄も一同に左樣にて社御座有べき御事なれど老若共に皆感涙を流しける其中に聲を揚て泣きたる

老臣も有けると也盛胤此有様を御覽有て至極重疊せり吾も左社思つれ彌義胤左樣に分別極られば異義不可有存分に合戰して討死せられよ我は中村城にて繰腹を切べし夫社武士の本懷なれと在て中村へ御歸館也其跡に小高の諸卒上下御城へ召集御直に吾の仔細を仰聞られ其上仰られしは政宗攻來るに於ては防戰すべきに非ず庶幾ば政宗の旗本に掛て一合戰して討死すべし普代の親愛を猶遂て吾と死生を同せん者は今日潔齋して明朝妙見の於御神前神水を可飲若異義を存ぜしものは無用なり吾少しも恨思ふべからずと仰られて御座を起せ給是を承る程上下感涙を流し哀なる體なりしとぞ語る翌日早天に屋形も妙見へ參堂し玉ひ大成鉢に水を入生玉を燒てもみ入各上下思寄に呑也此日飲たる人々侍五十餘人下々四百三十餘人とぞ註しける義胤被仰は此人數計にて政宗が五六千人の人數には心易く合點すべし希所は政宗が旗本に懸て涼く一合戰して討死せんが望計也人數に不足はなきとぞ御意なされしと也此事を聞傳々々標葉中鄕北鄕宇多三郡中侍は勿論町人百姓陪從迄も公私一同の誓約難有かりし事共也と其比人の申唱へけるは伊達と合戰有は誠の時は如何もあらん知ず推て

思ふに屋形と共に死を輕くせんと進む兵上下百姓町人又者掛て二千は有べし夫に寄勢左右も千も可有而らば三千五六百の味方なり然ば政宗の七八千の人數と合戰はいかさまにも勝べし其故は小高へ政宗を入立て御合戰有べし是が限の合戰なればいかさまにも人數は賦り有ん哉政宗旗本に可掛也と御評談有けるとかや而る所に豐臣秀吉公天正十年明智日向守光秀を討て後天下を漸く掌握し給ひて天正十八年於諸國私の諍論不可有堅く制禁の條に觸促の間伊達相馬の調略互に止玉へり同年秀吉公相州小田原へ發向し玉ひ北條の門族征伐せらるゝ由此國迄もたしかに聆へ來る間先將軍の御支配に預らば本望也兎も角も小田原へ參陣然るべしとて義胤相州へ參上し淺野彈正少弼長政を頼玉ひて言上せらる秀吉公少々難澁の上意侍りしかども石田治部少輔三成殊更に懇志ありて長政を別して頼ありければ疎意なく互細に達上聞給ふ故に秀吉公相馬は少身なれども武勇の士將にて大身の敵に向て度々の戰功有と聞召可被召出旨御事侍りしかば則奉謁秀吉公此後御妻子共に上洛し給ひて北野の千本にて御屋敷給り居住し給ふ此年大膳亮利胤十一歲に成しと也佐竹修理太夫義隆の御母堂

桂雲院殿と申せしは同十九年此千本にて御誕生也又在洛の要料として江州の内大森村を賜り知行し玉ふ秀吉公三韓を征伐し玉ふときは肥前の名古屋に在陣勤仕し玉ひたり

義胤之御妻子奥州下向之事

慶長三年在城行方郡へ義胤の御妻子御下向小高へ御着城也其年御嫡男大膳亮利胤十六歳に成給ひし也誰人やらん御餞別の送物に征箭を進せられ其比の名僧閑山派の南化和尚を賴參らせ御童名虎王と申けるを句の上に居て詩を作り矢を添て送給へり其比の御名をば孫次郎三胤とぞ申ける後利胤と改らる右の詩に云く相逢多生廣曠緣馬蹄隔國地兼天虎不得千里歸去王士逗留既五年さて御下向有ての後御嫁娶の儀あり御娶は會津盛隆の二女也而るに佐竹平四郎義廣の御娘になされ常州江戸崎より小高へ御輿入なり此義廣と申たるは佐竹常陸介義重の二男會津盛隆の婿養子に成給へり故に義廣の御妻には御妹也義廣會津をば伊達政宗に攻取れ玉ひ佐竹に落行玉ひけり秀吉公の御代になりて義廣江戸崎にて十萬石玉り玉ふと云盛隆は須加川二階堂盛行の息男なるが會津盛興の養子に成玉へり則盛興の妻室に嫁し給ふ盛興壯年の比死去し玉ふと也利胤の御妻を江戸崎御前と申たる也二三年計有て十六歳にて早世し玉ふと也此盛隆は家僕に殺され玉ふと云へる又利胤の御妹は十歳にて慶長五年岩城常隆の御養子忠二郎貞隆へ御輿入と云へり扨慶長三年八月十八日大閤秀吉公薨じ給て後大阪伏見於洛中さま〳〵巷説有て晝夜騷がしく每年如此也同四年の比は就中騷ぎ侍りしが閏三月三日に加藤主計頭清正長岡越中守忠興淺野左京太夫幸長福島左衞門太夫正則黑田甲斐守長政其外諸大名一味有て石田治部少輔三成を討果し可給企有て大阪中以の外騷動しけり依此三成は屋敷に籠居せられたり義胤自身一人屋敷へ御見廻有りしが治部少輔樣子惡かりし大將抔すべき機性にては無ぞと後に御咄成しとぞ云ける御見廻の首尾は小田原以後其由緒不被捨義胤を引廻し給其報謝なりとぞ而るに佐竹義宣女駕にて三成の屋敷へ御出三成を右の駕に乘せ御同路也義宣の御人數は守口と云所に置御一人入給と也扨浮田中納言秀家の御屋敷迄參らる秀家より家老を差添佐竹殿と伏見家康公御座の處に申上玉へると也扨諸大名三成を追掛伏見にて討果すべき

由家康公へ申上らるゝ所に本多佐渡守言上致さるゝは唯今大名衆の中に任て治部少輔を討せられば彌大名衆の奢侈も御座有べきかと申上られしかば御納得被遊けるにや先此度は御扱成さるゝとて閏三月七日に三成を佐和山へ遣されけるが美河守殿堀尾帶刀を召連られ瀬田迄送らせ給ふ也其後大名衆治部少輔を討果すこと依無御承引各無興し玉ひけるにや御暇申上其年八月中皆々國々在城々々へ下りけり義胤は利胤をば大阪に留置御自身計行方小高へ下り玉ふ

政宗被寄宿標葉花光院事

慶長五年の春は加賀陣とも申景勝陣とも申て浮説樣々にて大阪洛中騷ぎ侍る義胤御下向以後牛越の城に御座也利胤は未下向給慶長五年六月上旬南部信濃守其次最上義顯其次伊達政宗家康公の味方なる故に景勝を氣遣玉て東海を相馬へ掛り下り玉ふ政宗六月下旬に御下向也と申き扨一族諸老各評議して義胤へ申上るは隆胤の死骸合戰に是非政宗を討玉ふべし上下の士卒此遺恨難散存る其上騷動の時節なれば日來の旗下の衆も心落居すべからず伊達の家中一味の分にては末々兎も角も可有何方もとがめも不可有假異義有とも隆胤を討れ又新地駒ヶ峯を取玉ふこと近郡に隱なし其上金山丸森䓁の上にて返し給此首尾をも捨らる遺恨重疊せり此條を申立玉はゞ別義有べからずと申中にも岡田兵庫强て申は相馬の御人數を某が下知に被仰付よ政宗をば安々と討可申侍り先一備をば入の迫に置一備をば同慶寺に置一備をば八景の臺に金場吉名岡田大井處々在々城近き樹陰には百五十百姓町人等をも可置扨通堂を過て政宗橋を越此方近く來り給時分に前後左右にて凱の音を揚侍らば跡先を危し所を八景の臺より嗔と落し掛らば皆道の脇の深へ飛入すべし左右大ぬかり也道は一筋なれば敵物の用に不可立尤跡より通り來て助る道なし爰にて度を失はん所を見澄て政宗をば吾組て討べしと手に取樣に申上けるしかるに水谷式部時に家老成しが申は左樣に巧立侍らば政宗を討申さんは各被申樣に容易事成べし然ども愚意に存るは政宗此方を通玉ふは景勝を危み玉ふと見へたり定て家康公の味方にとなし給なるべし夫を討玉はゞ後の御爲如何と存る其故は治部少は小臣と云手前の人數迚も昨今召抱たる侍成べし又諸大名組するとても强に付弱を捨べし去ば末の賴無覺束家康

公は老公の大將と云大身にて而も御内に歷々武勇功者の士將多ければ畢竟の御利運は家康公可成と存る其上利胤公は在洛あれば是も疑し兎も角政宗を討玉はん御企如何と存ずると申ければ義胤此議に同じ玉いて討玉ふまじきに成ぬ又老士諸卒下々迄も隆胤の死骸合戰此時成さずして何の時をか期せんや政宗を討申さんこと籠中の鳥可成と勇進で齒噛をしけり段々左樣の氣色見えべからずと傍人制諫しけると也政宗上方よりの御供は百騎に不足と申せしが御待迎に常州の內迄參りし者も漸々集り相馬の內を通り玉ふ時は四百騎計と申侍りし政宗標葉に到着し凉ヶ森の花光院に寄宿し玉ひ上の山寺の四方に足輕鐵砲弓鎗にて三重に立夫に物頭を添て警固す諸士寺近き在には新山長塚洒井の邊まで二三里の間に散在したり義胤より花光院の庭中に兵粮三百俵大豆百俵積み御使に新館彥左衞門を以進上也而れども御用意有とて請玉はず又御馳走の爲に出田與惣右衞門を付置れたり扨夜半計に寺中にてあなたの御馬放れたるに驚て寺の四方の警固の者ども騷ぎ亂て混亂し寺の前左右の田へ飛入山に揚り拆口落こぼれたり與三右衞門は小者一人にて庫下へ何候し侍りしかば庭中へ出たる侍一人もなし政宗は縁に立て不審げに見て御座す御脇に長刀を持て若侍一人何候せり此外に人見へず與三右衞門御前近く緣際に進て申上るは寺中にて御馬放侍る夫に騷申也少も御氣遣不可有と申上る政宗御詞に與三右衞門是に詰られたるか大義なりと仰られしが事鎭て御前に召出され御盃を玉はりたり庫下にも料理人役者めきたる者數多寢たり騷ぎ玉ふな見て可參と云けれども聞入侍らず散々に出けり又庭向に竹もかりを結て鎗百挺計立てもかりに結付置たり少時有て此鎗ども一同に皆倒れたるに亦驚き騷たり此時も政宗緣に出玉い侍五六人付て立玉へり與三右衞門又參て警固の御鎗倒れ侍ると申せば此時も召出され御盃玉はり其上神妙丁寧成仕樣御喜悅也以來自然相馬を離侍らば何時にても伊達に參れと御自筆に遊れ一紙玉ひけり與三右衞門是を隱して後迄不顯也其後與三右衞門申は政宗の御樣體流石大將の御機性備りたりと語侍りけると也扨義胤牛越城東山崎へ御出見物し玉ふ其外諸士雜人思々に所々に打上て見物す政宗通玉ふに依て原中の大道を今の町場へ直に新しく造られたり而るに此新道をば騎兵下々惣勢を通じ政宗は御供に三騎步卒七八十計にて陳ヶ

崎より城に向て筋違の原中の古道を直黑に乘來り玉ふ何者ならんと見居たるに城近き所にて俄に金の三蓋笠の馬印を差揚たり故に義胤政宗とは知玉ひける政宗城下に乘掛水無川の下の瀨の川中に御馬を立られ暫く城を御覽じ金の扇子を指かざし緩々と城を見玉ひ乘揚て新善寺の方に御通り扨大道へ出玉ひたり中村の城には盛胤御座す今の田小室の外は昔は往行の道なれば盛胤は田小屋へ御出諸士に立維て見物し玉ふ而るに今の土橋の少し北見物の侍多き所にて御馬を立られ堀底へ長柄を入て御覽ありて乘出し御通なり御領內御案内の爲にとて新館彦左衛門を義胤より付られ駒ヶ峯の此方にて下馬し玉ひ彦左衛門に仰らるゝは是迄大義なりとてさし玉へる御脇指を玉へり歸れよ是よりは私領なれば道筋知たりとて返し玉ひけり此時片倉小十郎上下千人とは申けれども七八百計りにて政宗御通りの前日御迎にとて乘て鹿島町に旅宿す盛胤は田中城に御座す小十郎は草野左馬允鈴木掃部左衛門を案内者にて盛胤の時の家老なれば佐藤左近を呼出し對面し左近を以盛胤へ刀忠次郎鄕胤へ脇差を進上す扨左近に語るは今度政宗下向に付申遣すは富塚近江に上下千五百の人數にて岩城領に參向すべし某父子は上下千人の數にて御領內鹿島に相待可申由矢田勘ヶ由兵衛上下三千の人數にて駒ヶ嶺へ參向すべしと也何とて如此思案を廻すに世上の浮說に佐竹岩城相馬那須の面々長尾景勝に同意し給石田治部少輔に與して家康公に敵對し玉ふと申唱る政宗は無二に家康公の御方也と申憚多き申事には侍れども相馬伊達は代々御緣類なれば某體までも御爲よかれとこそ存れ全疎略は侍らん若一旦治部少に御志有とも諫申上られよ其仔細は今天下に家康公に可比論大將誰か可有之乎治部少景勝時の威勢に誇て兎や角や申されども末を遂んこと有難く存る然に夫に組せん人々は家の滅亡なるべし御家社大切なれ主人は一代物なれば時に至ての義は失玉ふとも不苦と有る唯期て末の所を能吟味し玉へと也左近申は底意を不殘懇念の御物語委細承りぬ乃先盛胤に可申聞とて立退片倉申旨逐一申上る御挨拶に世上の風聞左もこそ有んそれも全治部少に與したるに非ず佐竹景勝に與するに非ず內證は小十郎も推察せられよ累年の合戰に諸士大形は無なりぬ今漸々其子供等を養育すれば人數は不持家康公の御方と申たればとて何事をかせん萬一家康公より御催促仰下されば

其時は假五十三十も召連參べき存念也政宗家康公の御方に參られば伊達堺目の番士をも置べからず往還無障樣にすべし若伊達方にて隔意を思はれば如何はせん內々此旨を存ぜられよと左近片倉に具に申聽せたり片倉申は其御心入に侍らば御家長久珍重成べし反す／＼諫訴申上られよ彌義胤への御諫第一と被申上政宗にも思召の御底意は申開せ侍んと也一日滯留して二日目に政宗の御供し歸けると拐程なく景勝領白石を政宗攻取玉ひけり

政宗被攻捕白石事

老士茶話苅田郡白石に其時籠城したる老士の茶話を信夫の飯坂の湯にて出合て徒然なる儘に聞しとて語りしを亦聞て捨がたく書付待る筆まめなる癖にこそと見赦し給へかし白石城には景勝の老臣に甘糟近江と云しか子息備後を城代にて上下千騎にて籠城したりしが此時は引替て備後が甥の登阪式部と云者を城代にて籠め慶長五年七月下旬にや伊達衆金森隱岐先手にて伊達美濃守重宗の嫡男安藝守定宗を其日の惣大將下知し玉ひしが其朝朗殊更に霧深かりけるに金森宵より忍て城近く仕寄て跡の人數をも忍て招集霧晴るゝと等く俄に惣鐵砲を打掛る城內不思寄ことなれば騷ぎ惆翊立て鐵砲を打けり式部役所を下知の乘揚乘下し乘廻る所に味方の鐵砲にてぼんのくぼより鼻の先へ打ぬかれて死けり式部打れたりと申と城中騷立て其晝落城したり二本松廛子田和泉子右衞門城內に住しが主の敵なりとて働て打死しけると也拐信夫郡福島の城代は大關常陸青柳も大將分也諸浪人共に大勢籠りし中にも田村四本松浪人多し此頭は石川彈正田村宮內鐵砲七百挺餘此惣頭は新國藤兵衞駒木根右近此城も上下千騎籠りたる亦梁川の城代は須田大炊介物頭は車丹波是は上下六百餘にて籠れり福島の城には佐井の道に岡野左內後には越後と云し也此二人足輕百五十宛申受て出たり政宗は越河より夜中に進發し結國見と云所を通り主ふ梁川城と此間八丁計也出て合戰せば追崩すべしと云けれども人數少なければ城を打明ては如何とて止けるが是程近く通を見物して徒に通すは無念也去ば跡に通る小荷駄なりとも可討迚三百餘人城より出亦城の矢倉に物見を置小荷駄の通るを見て相圖を定て待居たり惣人數は何程か有らん限もなく押通る跡に小荷駄共通るに相圖をしければ國

見へ押寄萬つ奪取けり歩卒扨は夫丸等なれば皆散々に迯ければ安々と奪取唯夫丸四人討取其外死人なし此時竹に雀の幕を始色々取けり政宗は夜中に御通桑折の南牛窪と云所に御旗本を備惣軍を待受玉ふ其朝霧深く一間前も不見ければ瀬の上のするかみ川を前に當先爰に二人馬を休めさゝいをつかい居たり此川は瀬の上の町の北也佐竹の道に岡野左内は野伏三百人河端を少し去て瀬の上の方へ鐵砲並掛て待居たり霧も漸晴れ行にければ河向二重三重に鐵砲を並べ掛待居たるを政宗御覽有て安房成實に向て宜あれ見られよ是より直に押掛らんか如何すべきと仰られければ成實我に任せ玉へ本陣は其儘動ず備玉へと乍去河上飯坂の方西へ乘行しに茂庭石見も同く行是も敵に不構西の河上を越佐々木野福島の西へ出られたり河の下は伊達上野奥山出羽片倉小十郎そろ〳〵と河に付て保原の方へ乘下るを見て道に左内跡をや氣遣けん引立て退きける左内一町余引て鐵砲を立れば道に亂して引て立る道に鐵砲を立れば左内亂れて引如此して物聞に不周章引ける處に左内亂して引取を政宗十騎計乘出し政宗が近習の者なるぞ道に左内反して勝負をせよと云て乘掛鎌田と云處にて左内が差物竿を切落したり去ども左内物ともせず此小勢にて大勢に向て軍する樣は不知そ後日に位牌は高名はせまじぞと云て引退ける此追掛たるは政宗にて御座すと也政宗そろ〳〵追て福島の城の北小高二處に備を立玉ふ處へ片倉小十郎川下を渡し來て政宗へ申上るは大將の不似合武勇立沙汰の限に御坐す味方を先立て下知し玉へと云けるはさらばとて御立退き山の下に御備を立らる扨城内よりは敵のやうすを見ん爲に道に左内に云合田村衆の内小田部大學と申を武功の者也とて選出して物見に遣す朝霧深かりけるに御山へ登て居る霧晴行見れば早伊達勢城際へ詰寄たり驚急山より下り指物をしぼり大道を寄する敵に乘雜て町際へ行差物を指敵を恐るゝ氣色も無足輕抔を彼方此方と下知す寄手の人には是は誰ならん仰付られてや下知すらんと思けり政宗御覽在て扨も働者哉何者ぞと御尋あり各申上るは此差物旗本には見狎不侍定て家中の物頭抔にもや侍らんと申上る町口へ乘込乘返し二度しけるが一散に城へ乘入たり其時敵なりと寄手知けるとぞ大學後に政宗へ被召出物頭仰付られたり其子孫今に仙臺に在と也扨房州政實の手計町の西より鐵砲を打掛城をば不卷給政宗引取玉

ふと也城を卷たりと申は僞也と見たる者語けるとぞ其故は小荷駄を討れたる由告來りしかば白石よりも人數を出して梁川の押に置て政宗を引せ申也今少し遲く引玉はゞ大きなる勝負の合戰有べき也とぞ其故は福島城の後詰に春日右衞門八丁の目迄來る白川衆は本宮迄來る米澤衆は庭坂を未越處に引退給故に安泰なりと申けり扨此秋石田治部少輔濃州關ヵ原へ出張と風聞せしが九月に至て滅亡しける也是は飯坂にて禿翁の閑話を聽たりとなり

泉左京胤政於最上堺合戰事

泉左京胤政を義胤御追放有は牛越の城普請の時公儀の下奉行と泉の奉行と喧嘩の事に依て流浪して會津へ參處に石川彈正肝煎にて景勝へ七百人扶持にて被召抱慶長五年家康公會津へ御進發と申時同年九月景勝領四口の防戰手分侍りしに直江山城は最上堺に向此時泉は山城手に屬せり最上殿は昭光の御子義顯人數は何程か有けん見切もなし先手と旗本との間十一里隔たりと申しき直江も三十萬石の人數亦諸牢人を集しかば地戰と云是も夥敷人數也初合戰の日は直江總軍の下知は佐井の道二也其日の內人替々に九度の合戰有しかども互に勝負なかりし也亦相馬衆に瀧迫日向其比御勘氣にて牢人成しが草野へ行て岡田兵庫に申は泉胤政直江が手に加り最上口へ向はれたりと聞御存の如く日來申談じたるは此時也幸に我とも牢人也參て見屆可申貴方の小荷駄を一疋盜申度と云兵庫は胤政妻の叔父也聞と等く悅で夫は感じ入たり馬物具何にても被申よと也日向此存念に依て下の者ども牢人以後所々に散在したるを忍々に行廻り普代の親愛不忘が者有は是を賴て召連んと右の段拆々申出すに何も其舊好不忘と思へども中にも賴母敷からんと存る者を誘引しかば見屆んと云ける故さらばとて兵庫に馬を貰ひ草野にて用意し此合戰の二日前に到着す胤政を始下々迄日向に對面喜悅不斜扨最上と直江と右の合戰あり其夜石河彈正是も直江が手に屬す彈正胤政が陣處に夜咄に來り今日の合戰の體を云樣々物語しける次に胤政を始從者日向抔申は今日の軍相馬流抔の軍配にて合戰せば敵をば容易追拂へし只人數多きを賴敵を恐る故に合戰のはかゆかずと存る而れども御家は謙信名將の名殘にて御座しければ定て仔細もや侍んと取々申けるを彈正歸て直江に語直江石川に被申

は去は相馬は大敵に逢て犯されず常に利を得られたりと聞其軍配に馴たる人なれば頼母敷侍る明日の合戰には相馬の泉へ下知を賴可侍景勝へ申上るは遠路なれば不叶私として如何なれども此口は某下知なれば申也人數は何程成共望次第に渡し可侍則其方泉の陣所へ行て此旨申屆給へと有しかば彈正又泉の陣所へ來て直江の被申趣を申されしかば皆驚て如何せんと評談す泉下の者共不入物語し玉ふて斯る不凶の事出來たり主從共に若き者也日向殿社物馴たる武功もあれ其外誰か敵に逢ては見たるぞ手前は上下百十六人日向殿上下三人只百十九人今米澤衆を加へたればとて俄に何とか侍ん又相馬にて千〻千五百の人數社扱したれ五千一萬の人數誰か下知すべき日向殿は不知と無興の申合けり日向申は先御返答被申よ延引不可然とて則御請の旨を申捌彈正歸けり其跡にて日向申は合戰は人數の多少によらず何も心易思はれよ是は泉の大事其上相馬の御名を汚すなれば明日の合戰は如何體に存ぜらるゝぞと申ければ泉下に佐藤七衞門申は是程士將多き中に泉に下知を賴れ給へ若き人の武士の冥加に叶へり勿論相馬の名をも揚玉ふことなれば命を捨るも誰かは惜み可申者合戰に勝利あらば泉の家の冥加也若下知に印なくば百十九人主從一人も不歸討死致せ左あらば後日の恥は有べからずと申ければ上下一同に兎も角にぞと申ける日向被申は何もの其心底を聆に宜く存たり夫程に各存詰し上は勝利疑は無し我へ任せよと也又石川來て人數の望泉の心次第に可被付と也日向申は人數は五千も三千も御心次第に可被付但此方の下知相圖に從て懸引致樣に能々加勢の傍下下迄申含給へと也此事披露や有けん其夜に直江は勿論其外景勝の御家族大身衆より使者擲肴取次に隙もなし七右衞門は公義の始奏者に隙なければ軍の評定には不交日向を始金澤備前小栗内膳三人也日向云貝は我得物なれば吹べし大鼓は誰鐘は誰とも定めて人數は跡脇次第を各鳴物にて進退の相圖して泉手前百十九人にて早朝に出陣したり跡の人數は一萬余と申けり泉に續て各出陣也最上方の先手は九戶備後と申者金の籠わくを脇差にしたり是は賤女が苧の卷付る具也味方の眞先に乘出して下知をなす日向申は此籠わく出る程は掛りても成間敷そ他の勢の入替るところへ掛べしと思日向十間程乘出せば九戶も十間程乘出す角すること

二三度也此方も同樣にて時を移せり敵入替ると見へて九戸も見へず揉合ける所へ泉百十九人にて貝を吹立て掛る爰にて相圖の大鼓鐘を鳴せば佐竹の道二其外の士將各一萬の人數を下知して泉に續て跡脇より打て掛る敵亂して引味方猶々競て掛れば混引に引退敵の跡備は引味方に押立られ混亂すれば一人も反す者なし扨米澤諸方に備居たる一萬余の惣軍も競掛りしかば朝の五つより七つ下り迄我も々々と追ける程に六里追詰たると也扨敵除行先に城あらば大方逃込たり扨米澤衆城を卷たり直江喜悦不斜其庭の小屋の諸道具兵粮雜事迄直江より結構し惣大將の樣に馳走せられしかば方々より音物來ること目を驚せり而るに石田治部少輔三成敗亡の由申來りしかば景勝會律へ御歸城あり直江も城を卷捨て歸陣也其比米澤にて浮說に云けるは越後に明城六萬石の地有是を泉に給り外に日向には一萬石可賜とて內內儀定有と申處に得替の事有に依て暇を申受て相馬へ歸參したりと也

月夜畠夜討事

政宗白石福島を攻給て後相馬の一族家臣等盛胤義胤へ申上るは大形家康公天下を掌握し給へし其上景勝も無か如くに成玉ふ而るに御味方申驗なくては如何今更政宗と一和したりとも可攻處もなし又相馬一分にて攻可小城もなし扨後日に家康公より御咎めあらば其時何とか御受し玉ふべきと密談申上る兩將も如何有べしと御分別に不能所也時の宿老にて水谷式部申は景勝の領へ夜討すべし乍去此方の者計にては後證になり難し伊達領の者を語引加度存ず此義は兵庫巧玉へかしと申けるは尤心得侍るとて巧けるは草野に夜盜頭に赤石澤喜七郎山根彥七郎段々勸ヶ由足股彥右衛門草野將監とて夜討强盜を所作となす名譽の者共也彼等を呼で申ば仙道の內月夜畠に大富貴の者有此亂世幸なれば夜討して取れ迚ゐ大き成事をせよ相馬三郎は事に馴たる者を誘へ亦伊達領にも惡黨如何程も有と聞及是等をも語ひ誘來れと申付る右の者共小齋丸森角田柴田苅田名取亘理深谷葛西の惡黨どもを語ひしに伊具郡小齋猫の入勸ヶ由靑葉左衛門四郎を始として四百余人相馬領には草野大原山中所々在々迄密に語り付しかば二百人計扨公儀よりは北鄕衆の內渡邊八郎衛門大原に本田文右衛門と申侍二人付らる此二人に計夜討企の仔細具に兵庫申聞せ

伊達の者をば皆も討せよ相馬の者をば討せぬ樣に下知して引除如何に見苦敷迯ても討せぬが肝要ぞと云含らる慶長六年正月四日の夜なり今夜は四箇の悪日なりと申者有しかとも是程の大勢にて日の吉凶は入まじきぞとて參けり月夜畠近くなりて去は人數をしらべ打入の次第を定めよとて草を取てしらべけるに惣勢七百人と二度迄取たるに如此なり是は一人草の葉を一葉宛持來るを集てしらぶるを手草と云木戸を開き戸を明るを夜盜第一の高名とする也伊達の者ども木戸を開かんと云相馬大原の者ども開んと暫く問答して大原の者ども開くに定まりぬ夜討の企右二人の侍計知て其外には誰も知ず故に如此問答せし也亦飯樋の惣左衛門と申者の父を月夜畠に置たれば是を入質にする間月夜畠へ討まじくやがて近ければ田向村へ討んと云月夜畠にては人質有は油斷したり而るに月夜畠の者どゝ人質はあり心易げに木戸の傍へ出たるを此方より鐵砲にて打倒す扨はだしぬきにするぞとて惣左衛門が父を引張切にして足手を切放し是見よとて投出す是を見て大原の者どもは勿論木戸を開る役者也夜は明たりすは木戸を破て押込とて込入しかば內にても內々心掛てや有けん防く程に大原の者ども多く討せたり扨味方大勢なれば月夜畠の者共をば安く討たれとも元來亂取にすべき物もなければ無力引退けるが道にかふめきとて大ぬかりの江堀有討一つを渡して往行する外に道なき所也然に近き村の者大畑次兵衛と云者聞くと等く驚い着物にて百余人にて打て出で江堀の前に進て待掛たり六畑村と月夜畠の間半里計となり味方除兼彼方此方とする所に石川彈正其比は景勝没落し玉へば隱れて百目木にありしが眼邊にて狼藉はさす間敷とて乘出し二百人計にて跡より追詰しかば前後の敵も押亂され江堀へ飛込て多く討れ皃百目木より月夜畠へ一里大畠へ半里計也相馬の者討れしは草野に將監藤八郎與六郎一條の坊子孫介八郎兵衛清吉半次郎彌市郎(下ノ者一人)藤十郎九郎兵衛是は江垂村より來る半介段々勘ケ由助七郎彌半左衛門同弟定太郎飯樋にて佐藤和泉小六郎新六郎佐藤々八郎八郎兵衛同弟金藏高倉文五郎五郎兵衛同子専松高橋金九郎手負しを從者に彌七肩に引掛て除しを敵追來る手負も弱けるにや主の首を落し鼻をかき道脇の雪中へ押込主の鑓を取小膝をつき敵を突拂しが大勢なれば終に討れけり關澤に平九郎佐藤七郎三郎右衛門此外に有り亦川股浪人も

有大原にて星藤七郎縫殿之介七郎兵衛同子八郎本田文右衛門父子大倉に新二郎（下人一人）帯刀都合相馬の者百五十餘人伊達の者二百五十餘人討れたり夜討の一段は水谷式部日來案深き者成故に後難を考て如此夜討して討死の者名字無きには名字を付て帳に作りて注しけり此後式部も病死なり相馬得替の時も此條をも本田佐渡守正信へ相達しけり此も訴訟の便りとなれりとぞ同六年三月四日盛胤の妾腹相馬次郎郷胤死去也此郷の守蒲生飛彈守氏郷より受用せらる道號陽山清公と申北郷鹿島の陽山寺此菩提寺に始て造建也導意林堂也同四月利胤公の御妻御死去也道號慈明院殿花桂春光と申是也會津盛隆の御娘也十七歲にて牛越城にて御死去也導師意林東堂同十月十六日盛胤中村城に於て御逝去也御行年七十三歲道號は籌山勝公と申中村の城下眞光寺に墳墓今に有は是也導師は同慶寺現住意林東堂也茶話に曰政宗白石を攻落し玉ひし後水谷式部を初め各申は末には家康公天下を掌握成さるべし而るに相馬味方申の驗は一事も侍らず責ては政宗へ內通無ては末の御爲惡かるべしとて義胤へ各右の條を申上る義胤被仰は家康公へ味方の驗なし迚申分立ずば家を滅すべき也政宗に內通し下知を請んことは思も寄らず此事重て不可申出と御氣色替て仰切られしかば亦各談合して去ば利胤は若年にて御座せば政宗へ內通在ても苦しからずとて此條義胤へ申上ければ夫は若き者どもなれば兎も角も各計ひに可任者に於ては假家康公より仰付らるとも訴訟申上政宗が下知には不可隨自分に應じて一族の働すべしと也去ばとて利胤より政宗へ仰通られたり福島を被攻し時抔取通し給ふ書札今に有而れども得替の時は是も用に立ざりしと申侍る又右に申石川彈正は仙道の內月山百目木を政宗に被攻取城を開除て後相馬へ來り暫住せしが長尾景勝亂出來る時會津へ參御扶持を申受諸浪人有卅騎の士將たりしが景勝沒落し玉し後又流浪せり其比景勝家中にて頭立し者をば惡み給由中にも浪人は家康公殊更に惡み給と申唱しかば普代の者共家抱申百目木に忍て有し也勿論大畑田向月夜畠何も普代の親愛の百姓共なれば月夜畠夜討の時も何れも供し出合たり彈正は此所にて終に病死なり

相馬得替事

慶長七年石田治部少輔三成に與力したり迚長尾景勝佐

竹義宣岩城貞隆相馬義胤各累世領掌せらる國郡を被召放其外上野下野日本國治部少方の人流罪死罪様々也し岩城相馬は佐竹へ隨附し羽州秋田へ可參と被仰出同年五月佐竹右京大夫義宣の飛札到來す折節野馬追の祭禮にて牛越の城下にて野馬を懸て御座す此時は城下へ野馬を追込て則爰にて掛取し也義胤利胤神事首尾終て急様登城扨一族家臣諸卒を召集飛檄の旨被仰聞其章中に云く家康公より相馬所知の無沙汰而れども佐竹へ賜る恩知の内を一萬石分與し侍べければ是非秋田へ可被移と也此趣を承り上下驚入事察而可義胤仰らるゝは家の破滅時至ると見へたり秋田へ移の外他事不可有と也利胤被仰は御意の旨尤なれども某は左は不存當家代々天下の武將の下知に隨來て今家に殘し飢寒を凌ん爲とて佐竹の旗下に成て名字を汚さんは更に詮なし江府へ上り訴訟申上少分の御扶持にても旗本に名字を殘し可申左なくば家を滅すか罪科に被仰付かにて侍るべしと此一途に窮て强て被仰しかば義胤も御納得にて秋田へは下向なし利胤は牛越より武州江戸へ上り玉へり御供には門馬甚右衛門同次右衛門原近江杉七左衛門門馬長助同吉右衛門岡田半左衛門根關長左衛門鈴木金兵衛堀越庄左衛門半杭吉兵衛堀内半右衛門小人彌内久内房主に祖雲如信也義胤は氏郷の御領内田村の内大倉に移さる時に三春の城代は蒲生源左衛門とて氏郷の重臣也此人様々馳走申て置奉る此時奉附侍は五十餘人小人廿六人其外一族大身の侍小身の士相馬を立退三春領所々在々に居折節江府へ上り利胤へも謁し奉るも有又志は有れども妻子を引連可立退用意なくて相馬に殘るも有箇様なるは折々大倉へ參けると也此時泉左京胤政は前卷に申如く景勝の御家にて城主とも可成に此改易の沙汰を聞て景勝へ御暇を申受けり直江頻に留申されしかども一族と云普代の主の窮困を見屆侍らんとて米澤を出て江戸へ登りける路次にて利胤へ謁し奉れり此懇誠の實眞を不忘思召利胤左京胤政を御自愛他に異也三郡中の事萬つ胤政へ打任せ玉へるも此故なりとぞ後に藤右衛門胤政と云しは是也扨利胤江府へ登り給ひけれども宿を不貸時は淺ましき賤屋に一夜を明し玉ふ時も有其頃本多佐渡守正信と申て家康公隨一の老臣也下野國結城へ鷹狩に出玉ふ由路次にて聞召門馬甚右衛門を御使にて訴狀を捧馬の口に縋りて仔細を相達す尤此甚右衛門は物體人物有者にて武勇口才共に兼備したる仁なれば

臆念する所始終無殘所感涙を流し申上しかば佐州被仰は兎角江府にて評談を遂追て往進を可被遊旨被仰下其方假名はと御尋有ば門馬甚右衛門と申上る扨利胤江府へ到着し法花宗の寺に宿房被成たり御旗本に藤野惣右衛門と申は元來は大閤秀吉公の御代には傘ほろの衆なり如何したりけん流浪し其頃安積郡四本松田村を伊勢の田村と申人下を知行せられたり此田村下に有付かれしが又流浪して江府に參將軍秀忠公に勤仕せられたり彼惣右衛門殿と先此旨仰通しけるにや萬事此仁の御執持にて侍りしと也又佐渡守殿子息江戸にて人を討て流浪し玉へるを直江山城婿養子にする此時山城は三十萬石持たりしと也景勝本領を召放され玉ひて山城跡を知行し玉ふ故に佐州の御息山城跡に望なしとて加賀へ打越玉へり今加州に本多が名字の大身成るは此子孫なりと申利胤此子息へ被仰通しかば佐州へ相馬の事委細に被仰入たりども申き扨宗右衛門殿被申は何卒訴訟の便宜無ては如何也時に月夜晶夜打の事抔を申ければ夫も申立侍は可然事也又御當代御普代衆の内佐州へ直談抔可被申仁に知人は不持給かと利胤の御知人なし去ば義胤の御知人可有奥州へ人を下し問玉へと也時に門馬吉

右衛門存出ることありとて申請て御使に下りける扨義胤へ右の次第を申上しかども御普代衆の中御知人無と被仰吉右衛門申上るは秀次公關白に任じ玉ひし時伏見の城にて御祝儀あり諸大名御出仕の時定て御並の衆は白洲に可有御座とて某に圓座を持せ御出有しに其時殿中の御縁へ上り御座き陪從の人々は皆白洲に伺候しけるに御祝儀程久敷白洲の人々炎天困苦せし時御後の侍に圓座を貸給ければ忝しとて御名を問申され自身も島田次兵衛と名乘玉ふ其島田殿今御老中次での人也と申せば是へ御書を被遣まかし此事を存寄に付て某を御使に遣されたりと申上ける其時義胤被仰は實に其をぼひ有されども其後音問不通年久しきことなれば如何とあれども是非と申上ければ去ばとて御書を遣さる吉右衛門持參上して能登宗右衛門殿御取次にて被進上し所に島田殿も慥に覺侍り御用有ば被仰よと申たるは此時也聊不可有疎意任せ玉へよ迚聽て利胤の宿房へ御見舞樣子御尋宗右衛門殿と御談合有て佐州へ仰られしかば佐渡守殿御納得有けるとぞ又相馬のこと内々は蒲生氏郷へ御尋有しに伊達相馬の對戰御聞及たること被仰談たり又小笠原伊豆其比は丹齋とて佐州御取持にて御扶持人

に成しかば是にも佐州御持ありしに伊達相馬の對戰の勝負丹齋も度々軍場に出たる人なれば有の儘に被申けると也佐州忍て宿房へ御出利胤へ御參會あり其に家康公へ言上有ければ相馬は武勇の士將殊に訴訟の趣隱し無有の儘に言上神妙也人々陳謝する習なるに直なる申分奇特なり親愛あらば可有忠誠者也と仰事下りて同年の十月本領三郡無相違安堵可致旨仰出されたり則義胤利胤奉謁見家康公秀忠公首尾相調しかば上下一時に愁眉を開き喜悦不斜人質に義胤の御妻は大倉より直に江府へ上らせ玉へり扨義胤利胤御歸郡祝儀樣々也扨得替の時見捨申たる者ども或は切腹或は追放又は追掛て打殺さるゝものあり樣々罪科品々管に託するに不遑箇樣の時にこそ主將たる人の仁不仁たる者の眞忠僞忠著ることゝ古人も云る義胤大倉へ立退給時岡田與惣右衛門伊達へ參けるを追掛て御書を被遣たるに依て歸侍るとぞ（是政宗花光院に宿し玉ふ時約有し故也）此得替の時相馬領受取には水谷伊勢守殿太田原備前守殿其外那須の兵衛殿後には以柏と申けると也其頃土屋民部少輔忠直と申せしは武田勝頼甲州天目山にて生害有し時討死したまへる土屋惣藏殿の一子也秀忠公へ被召出時を得玉ひけるが利胤を御妹婿にと公義を御調其上秀忠公御主に被爲成旨上意侍り利胤江府に未有家宅御旗本大塚平右衛門殿家敷（今の櫻田是也）小屋を掛られたるを借居し給ひ同年の冬嫁娶の儀式あり土井大炊殿を始歷々駕輿に付御出成しに七八疊敷の所にて新莚を敷き爰にて祝儀の献盃ありしと也此妹實は御旗本岡田竹右衛門殿御娘也是惣藏殿討死後此後室竹右衛門殿へ嫁せらる彼にて誕生有を忠直養育在て如此とぞ申き此竹右衛門殿後大和守殿と申き其後從公方松平周防守殿へ付られ給し也扨翌年利胤の御妻小高へ下向し玉ふ義胤の御妻も御跡に年を經ず御下向なり人質には義胤の御二男左近及胤十一歲にて參府し玉ふ其後秀忠公御小姓に召出されける故此後又義胤の御妻人質として參府し玉へり此後利胤は宇田郡中村城に居館なり義胤は泉田城に御隱居也義胤の三男越中久胤も參府秀忠公の時被召出たり又得替のとき御供したる鈴木金兵衛久内此二人御安堵の後五十石宛知行賜り新山に住せり房主如眞は罪ありて被誅たり義胤の御時御家老木幡因幡新館彥左衛門門馬修理水谷式部木幡出羽也

奥相茶話記卷第九　終

奥相茶話記　巻第十

利胤近習禿士夜話事
利胤攝州大阪參陣事
三郡散在諸士百姓成事
大膳亮利胤逝去事
長州義胤逝去幷異見事
大膳亮義胤事付逝去事
老士茶話事

利胤近習禿士夜話事

利胤在江戸中或時御入魂の大小名十人餘御旗本の小身衆彼是利胤亭へ招請し玉い各打解て四方山昔今の事ども御物語の時本多出雲守殿被仰しは吾相馬殿に何事にても左程劣るべき事は無けれども羨しき事一つ有り吾難及事なりと宣しかば列坐の人々何事をか夫程雲州は羨む事侍るぞと問玉へば出雲守殿仰られしは去ば相馬殿は重臣諸卒は勿論百姓町人下々陪從迄も累代相傳の者共にて子々孫々主從の親愛深く侍ると承及たり此親睦する所は金銀知行を以難成所也其故は吾々抔も明日に何事有りとても人數騎兵は大方相馬殿に不劣召連可侍然れども昨今召抱たる者共なれば是は自身一分侍無恥様に仕侍てはと存ずる者共なり主人と死生存亡を等くして身命を輕じ働者は千か千五百の中に能有て七八十か百有べし是にて思様なる合戰成るべからず相馬殿の事を傳へ聞しに分に過ぎたる大敵を請しかども對戰して一度も城下迄被追入たる事の無となり是は上々の武勇計にては難成家中上下一同したる故なるべし相馬殿は千、千五百の人數下々迄も存亡を等く意地を立たる者共成るべし尤其中に臆する者共有とも二百三百成るべし然ば千の內六七百か千五百の內千は心に隨べし敵五千一萬に懸合ての合戰は安く仕り侍んと存る簡様の時は知行を取せ様をなすにも不依只舊好の親み程難有事は侍らず關ヶ原抔にても吾に親みたる者と不親者と夫とても悪くは侍らざりしかども少しは分侍し也人にも分に過て所知を取らすべき様は小身は難成何を取らせずとも上下になつかしみ親み睦ひ深く召仕の外人を思付する様は侍らじと頃日思當て社と宣ひしかば各坐中の御方感心し玉へり此時武功狎たる者御次の間に

一兩人伺候しけるが是を承り物に逢給る武將は御志格別なり如樣此人は只人に非ず流石天下に隱れ無御父の業を續玉ふべき仁なり若き者共後に見よ天下に事あらば人耳目を驚し働し玉ふべしと申ける此殿は關ヶ原にて御自身の高名し給い手をも負給へり家康公の御讀に預り玉ひける仁なりしが其後大阪亂に凉しき討死被成たりとて世の美談成けるを承りしかば難捨思ひ記之侍りぬ

義胤攝州大阪參陣事

慶長十九年の冬大御所（家康公）將軍家（秀忠公）日本國中諸將の勢を集て豐臣朝臣右大臣秀頼公の居城大阪を可被攻とて御進發の時相馬大膳亮利胤弟左近及胤同年十月七日奥州宇田中村城を發路し參陣大阪に至を酒井左衛門殿手に與し玉造口に陣小屋を構へ是より竹把を付堀際迄仕寄たり然る所に御扱に依て無事に成しが翌年の春二月諸勢各歸陣なり又同春三月兩公御進發に依て供奉參陣催促の御觸侍りき其比利胤駿州城下にて風病に犯され十死一生依て供奉難成駿府城下に病臥して御坐す此故に御父義胤相馬の人數を引卒して參陣給べきに成ぬ

同夏四月隱居所標葉郡泉田の城を發路し先づ江戶へ參府し給へり義胤近習外樣の者に向て宣ふは大閤より以來天下一統に安靜の世成しかば可惜身を疊の上にて朽果べしと夜々の寢覺にも是而已殘多かりしに斯る不意の事出來侍て剩天下の武將の御爲に命を隕さんは是は識の老果翁老後の大幸何事か加之枯木に再花の咲と云は此事なりと悦給ふ事不斜しとなり二男左近及胤三男越中久胤（十六歲）を相具し人數引卒して立給へり義胤此時六十六歲計に成給らん其頃下々申は常に謠平家を聽給ふにも修羅を好て聽給ひ御心浮立樣に思召ければ此度は實の修羅也左社進み給はめと申合けり其時分は家中にも老功之者殿の前には立とも跡には立間敷の存寄る者共殘命して供を致しけり同五月九日江州草津に到着有し所はや一昨七日大阪落城したりとて諸勢歸陣也往行の諸卒口々に申けり是を聞給て義胤を始申其外老士若士下々迄進み勇みける者共力を落しけるが先大阪迄は可參陣しとて行給ふに路次にて歸陣の諸卒雜人等相馬衆を見て是は何事に行ぞ跡の掃除に行か又城番行衆か抔と申ける時は各顏を横向て通りしと語りけると也扨先詮方なさに醍醐の方に宿陣在て佐藤丹波を御使に

て佐竹右京大夫義宣へ伺給へば人數をば過半奥州へ返し義胤醍醐に入て御坐せ遲參の仔細老中へ達し兩公へ可達上聞被仰遣たる扨利胤も病惱思ひしよりも快驗有て上洛し給ひけるが是も醍醐に至て宿陣し給ける斷に大御所幷將軍家無御別心由にて佐竹義宣御同路に於て二條御城御父子四人兩公へ奉謁見けり其後御父子共歸陣し給へり此後利胤江府へ參勤又は駿府へとて一年の中には二度三度上下し又上洛の供奉彼是公役事繁に依て利胤は勿論家中の上下摺切果たり慶長廿年五月改元有て元和と云けり同年五月十四日越中久閏江府にて御病死行年十九歲道號心岩宗哲と申同年八月十一日義胤の御妻於北是も江府にて御病死なり于時五十五歲道號月潭松公と申是は奥州黑川郡三分一殿の御娘なり男子三人女子二人此御腹なり同七年の春利胤の御妻江府へ人質に上り給へり同八年九月始最上義顯の嫡男駿河守殿の御子源吾殿の代に成て山形右衛門同苗兵部義顯の甥に松根備前と奉行日野備中彼等四人公事を致し秀忠公の上聞達し双方共に流罪に逢たり其上源五郞殿滅亡の時羽州庄内龜ヶ崎の城を請取て勤番せらるる此時最上への上使本田上野守殿永井右近大夫殿利胤は九月三日に宇田中村を御立翌四日野上と申所の原に野陣に備へて右上使の白石よりの出馬を待給て兩使御通りの跡より笹谷峠を越其夜は關根に宿陣翌日山形を通り天童に宿陣翌六日に板敷と申大山を越て夫より酒田城へ入て勤番し給へり十月に越て酒井宮内少輔殿へ引渡し歸陣し給へり扨山形は岩城の城主鳥井左京亮殿拜領入部の時上使は本多上野守殿

三郡の諸士百姓成事

利胤は御代三郡に散在したる侍共を百姓にし給へり其仔細は右に申如く亂軍の時は人を持て第一とし給故に藏分抔に申事も無し大方三郡中諸士の知行に賜るなり此時分迄は何事も昔の儘なり而るに昔に替て江府參勤も每年あり上洛の供奉し繁し又昔より藏分計にては何事も不叶故に城下給仕の外所々散在の諸士に役金を宛課たり夫にても不叶大阪參陣の時は殿を始貧乏なりし故に遲參する所に佐竹義宣より黃金百枚賜る是にて出陣し給ふ故に遲參無首尾にて侍りしとなり前に申如く得替の時島田次兵衛殿の御取持にて江戶公用何等の事も寬給へり此嫡男次兵衛利政後彈正殿と申引續て御指

南なり中にも利政利胤へは打解て御懇志他に異なり利政利胤へ諫言し給ふは相馬少身なれば譜代の侍を多く持給ふ故に大敵に對戰度々武功を遂られ今に三郡無違亂相續し來れるは誠に諸士上下和の與力勿論奇異の珍事なれ然れども昔は隣國近郡と互に武威を爭て何れの國にも旦暮の取合なれば人を寶とす今は天下一統に治りしかば私の諍論なし萬一禮法を背き犯すものあれば公儀征伐の專使を以て其近郡の士將衆に課て退治せらる凶賊大軍なれば大勢を以て退治し給ふ諸道具の員數迄も軍役の出騎何程と可被出左樣の時俄には家中の催促不可調軍役の時は少なかるべし何方へ行とも上下見苦敷ては世間も如何當に軍役の心懸なくては御奉公も遲々すべし其時公儀の御咎も有らば內證千騎二千騎の士卒を持したりとも貴方の身代立では無詮事也今の分にては公役不可成給大阪陣又上洛し度々なれば大方軍役は知れ侍んは其積を以て武具裝束等陪從迄も常々用意し卒爾の催促にも早速に勤仕し給樣に可被心懸右積の外は可被召放と也利胤仰最至極なり無左しては某江府の勤仕も早半年難遂體なり兎角義胤又老士共に相談し侍んとて先老中密談評論色々有りと思皆歸宿なり此度の訴訟善惡落着なき內は申合を不可違變假令飢死すとも不可逃歸尤妻子の飢寒をも不可厭と申達て標葉小高衆は飯崎原に來進す中郷北郷衆と宇田は平野原に出集す神水を呑夫より何れも鹿島の町へ寄集て兩使を以て老中に相達る所に各一味の上神水を呑たるも隱れ無りしかば老中辭退も不成則登城して利胤へ申上るに御挨拶には各申所尤也少しも非義なし然ども昔に替り堪忍の不成故なり何も御暇下さるゝ也思々に他郡とも何方へも勝手に可參又當領に有度と存たるは免許有間敷とあるか亦曲事に仰付らるゝか可成然らば一同に立除が不叶ば討死すべしと一圖にして申上る所に何の手も無御暇賜り他郡へ除くとも相馬に有しにも心次第と被仰出に手を失ひ忙果たり手前豐饒なる者は他郡へ退たれとも其力無き者は他郡へも不被退猶豫する所後々は組頭の老中乘廻りて一人も除くこと不可成と制止被申たり標葉は堀內十兵衛小高は富田備前北郷は木幡因幡中郷は岡田八兵衛宇田郷は門馬甚右衛門組頭なれば老中所々に至て申は一旦こそ左樣に被仰出たり堪忍致し當地に在住致さば末には捨させ間敷ぞと云賺して鎭けり扨事定て後又被仰付しは各百姓に成るか無左ば高十

石に一人宛人を付て除侍るべしとなり此故に被官下人を付除けり其も不成小身者は皆百姓に成たり連判の知行持たる侍計五百八十三人なり知行は百五十石より十五石迄なり去ども昔の目積り知行なれば今時今の竿にて檢地し侍らば一倍宛には可成と也右の仔細を後の大膳亮義胤老中抔へ折々問尋給ひて被仰は亡父利胤昔の作法して此侍を扶持し給はゞ城下掛て七百餘人なり夫にては公方家の勤仕不可成は如此せられたるは勿論道理也然ども先忠の者の子孫なれば不便の事也由緒ある者の子孫殘て有は可被召立と思召けるにや古い合戰の品々主人の惡きも僞り不隱他の將をも不論有の儘に語らせて巨細に記すべしと御意成しかば田舍の鄕談の語りし儘に記し侍る也右の思召寄御自身後代の御爲を被思召ける御志有けるに社と奉感老士も侍りけるとなり雖然此時分は御若年にて諸事家老に打任玉ひば御心の儘に成玉はざりけるにや漸に成長し玉いて事をも取扱給へき程には不幸短命にて逝去し玉へり

大膳亮利胤逝去事

光祿侍郞利胤江戶參勤の内より病惱醫療數を盡させ給へしかども無快驗して歸郡し給ひ尙々補養雖不怠漸々重病と成て寬永二年九月十日宇田中村の城にて逝去なり行年四十五歲道號二照院殿日璨宗杲大居士と申たるは是也道師は同慶寺住持寒牛東堂なり御子は嫡女於千男子是を虎之助殿と申き此年六歲に成玉へり御母堂は土屋民部少輔忠直御妹落髮の後長松院殿と申せしは是也扨虎之殿幼少にて御座せば御孫を守立ん爲に翌年六月廿四日御祖父長門守義胤中村の城え還住し玉へり其上江戶へ上り秀忠公家光公へ奉謁見給ふに孫虎之助を守立よと上意侍りしなり扨御鷹の鳥抔は大名並に年々拜受し玉ふ又月々の御禮にも老人にて御坐せば諸大名の跡に御出仕給へり扨虎之助殿は祖父長州の御諱を讓玉へしかば御存生の内より大膳亮義胤とぞ申ける義の一字は佐竹義重より受用し給へしかば今度虎之助殿も佐竹義宣へ申請玉へて如此なりとぞ扨寬永十二年長州御在府四月に利胤の嫡女を寺澤兵庫頭高望へ嫁娶の祝儀事終て同月大膳亮義胤へ勢州鳥羽の城主內藤志摩守忠重の娘を迎取て是又祝儀調て萬御心の及所數年の御願も一時に開て悅玉ふこと限りなし其夏宇田中村へ御下向なり

長州義胤逝去並異見事

寛永十二年の夏長州義胤中村へ御下向大膳亮義胤十六歳にて同年八月中村へ始て御下向なり同年の冬長州義胤病悩重く逼迫なりき霜月比は御存命無頼誰々も奉見御臨終の一兩日前に家中の諸士上下に今般の御名殘可被仰とて物にかき乘せられ御寢所より表へ出給ふ勿論御扶持賜る程の者は膝をせき合せて御臺所迄滿々て並居たり大膳亮殿も御出坐也長州半臥御脊も出侍ざりしかば富田將監主繼とて其比親近の老士成を申次にて諸士に被仰下しは各々曾祖父祖父親父其子に至る迄既に四五代に近く狎侍れば累年の親睦又遠きは年々苦戰の忠誠忘るゝことなし今更及末期其名殘雖惜老悩窮りぬれば無其甲斐是全老死を愁身命を惜に非ず只諸士上下の親睦たることを感じ思也扨大膳亮若年なれば各上下一同に志念凝して守立何事によらず一切の事に於て大膳亮爲に能樣にと而已評議穿鑿すべし又聊諫言の箇條あり各是を承り置若違背の事有らば能々可諫是則累世君臣の親愛普代の盟約何ぞ捨んやと也扨諫言を讀聞せ給ひ主繼讀之其箇條に曰く

一、縱度登城すと云ども始めての御禮の樣に可愼事
一、弓馬者侍の嗜所讀書者諸用之本四物一闕一ては末の不足たるべし
一、內の者に恥よ

右三箇條は常に可心得也須更も不可忘失是は義胤前篇在江戶の時石川十太夫を御使にて此三ヶ條諫言し玉ふ也今又三ヶ條及末期諸家中に義胤の御前にて被仰出事御思慮有べし又大膳亮近習小姓等又諸侍自近く仕る時可心得事

一、行義等不可亂萬稽古の時別の雜談無用也讀書勤學の時は下々好々の書物等披見せば末の用に立べし
一、奉公の儀可心懸主人の爲身の爲なるべし生を受る者苦の無きことは有間敷なり
一、主人と雜談の時は其意乘て卑き調不可出世間の咄等分別致可及挨拶事

右上下各常々可覺悟也

右箇條逐一讀せ箇條の文理を御詞にて委悉に被仰聞現生の名殘是迄成とて寫入給けり此仰又は御病體の樣を

奉見ては鬼神と云とも强氣移らぬ事や可有況人情をや老たるも若きも悲歎の淚をさへ難かりし扨一兩日過て霜月十六日御行年八十八歳にて火の滅るが如く逝去し給へり蒼雲院殿外天洞雲大居士と申たりしは是なり導師は同慶禪寺現住骨巖長哲和尚なり茶話に曰政宗岩手山と云所に御在城の時城下の寺に江湖ありし其比長哲和尚編參の僧にて此江湖に被參たり未若年の時也而るに政宗殿中に江湖の僧を招寄て供養し玉ふ時に長哲酒に醉又長坐に勞して居眠せらる此僧やけとにて頭上に毛無して皆はけたり耳の傍袗の本に毛少し有り其外は赤く皆はけたり政宗之を見そなはして時の酌取に被仰付そろ〳〵行てあの天窓はけ坊主の頭上にたら〳〵とつぎ懸よ目覺驚き何とも云は赤椀しやほとにつぎたと云と扨酌取上如件酒を頭上にたらし掛る不圖驚きこれはこれはと云へり酌取則云が赤椀しや程につぎたと僧も赤椀ならば起してつがいてなぜに伏たる椀につがるゝぞと是を政宗聞給ひ扨も働く答話哉と御機嫌にて其の寺の住持に亘細に生所等を尋問せ給ひ政宗御歸依に僧に被成學料をも可賜となり則承諾し奉る此僧中村の長橋龍戈禪院の弟子なり此等は今の長命寺なり此事申來るを長州聞給て吾領分の能房主を政宗が房主にはせまいぞと有て師匠に被仰付呼返し御歸依の僧なし出世の後龍藏院に住寺せらる扨長州泉田へ御隱居の時御供可被致と申上ければ仰には何方に居しても後は同慶寺に住持し給へしと長哲懇訴被申は寺に望は無之愚僧卑姓の者なれども御自愛を以轉衣出世し侍ること高恩に依てなり生々世々難謝攻ては尊體に不遠不疎一生を送らんと强て被申上しかば寺を泉田城下に移し新規に龍藏院を建立し寺領を賜けり扨中村へ還城し玉ふ前方同慶住寺に被仰付しなり長哲和尚常に人の前にて申けるは俗ならば追腹すべけれども出家なれば還て御菩提の爲に非ず只庶幾する所は長州御逝去あらば其年其月其日に愚僧も寂定せばやと懇祈佛天而も世間不定相なれば此願望不叶は閉戶念佛して殘年を送年御菩提を弔可申と平日申給へしが引導し奉て後標葉郡上浦善光寺に移し門外不出にして十九年を經て承應二年三月十六日に遷化し玉ふ

大膳亮義胤事 付逝去事

義胤六歳の時御父利胤に後れ給へしが立野市郎衛門胤

安を義胤の御守と御遺言也とを被仰付たり此胤安は少分の侍にて侍りしを利胤召立られし者也故に義胤成長し玉ひし後家老に被召加たり泉胤政は利胤逝去の後隠居して其子藤右衛門胤衛繼て父子二代總悉皆なり其外岡田八兵衛重胤堀内十兵衛胤安此二人は一族にて家老なり門馬四郎兵衛是は門馬甚右衛門婿養子にて遺跡を繼しは實は富田備前隆實二男なり熊川左工門長春も家老なり堀内胤康江府にて死去す泉縫殿助家老に加る扨寛永十一年公方源家光公上洛し給ふ其比義胤幼少長州老衰たりとて御慈愛に依て供奉免許也同年の春迄勤仕なり此地松平伊豆守拜受故引渡歸府せらる祖父長州も在府せらる此夏御孫嫁娶の儀式事終て長州も御除義胤も中村へ下向し給へり扨門馬四良兵衛病死す子無故に遺跡絶たり相馬得替の時は父の甚右衛門御家を建立せしかども時の變にて如此なりと其比の人々判斷しけるは近き親類も有りけれども何とてか立ざりけん世の諺に先忠は忠たらず當忠忠たりと云る誠なる哉と申けり熊川長春も病死す嫡男左門長貞繼て家老となれり又寛永十三年十二月六日朝鮮の信使江府到着に付て義胤と織田左衛門佐殿と兩度武州の品川に至て晝の饗應執行すべき旨上意侍りしかば日限五日以前より品川に被相詰用意同月六日の晝の饗應（七五三の膳部なり）執行せらる但し入日の金銀萬つ公儀より下行なり其時の上官は信使副使判事官也是は乘輿なり外は騎馬なり上下二百人の内也と申けり扨路次の行列は清道と云二字を書たる旗を指擧て持せ大鼓にて足並を調て信使の跡に騎馬其跡八箇日光權現の社堂へ寄進す萬事首尾し給ひ終て六日の夜中に歸府し給ひたり其後又奥州安達郡二本松城主加藤民部大夫明成居城被召放し時城番勤仕さる此地丹羽左京大夫光重拜領故引渡て歸城後又同安積郡三春城主松下石見守狂惑の氣顯露有に依て改易せられし故三春の城番勤仕し給ふ置常州宍戸の城主秋田河内守殿此地を拜受せらる是又引渡て歸郡也扨泉胤衛奢侈私曲の罪に依て山中に被押込知行被召放たり又慶安二年正月攝州大阪御城の加番勤仕すべき旨上意秋田河内守俊季勤仕し給ひけるが病死故なり因玆俄に家中の侍呼上せ同月下旬江府を發路し給ひ二月十五日大阪へ到着翌十六日御城に入給ひ土屋民部大夫利直に引代り給ひたり内玉造口市正曲輪と申所に少屋場也此時御城代は保科彈正殿稻垣若狹守殿百騎衆の御與頭は田中主殿頭殿稻垣

攝津守殿御城代義胤西鄕孫六殿義胤へは半役にて三萬石の軍役と被仰出しかども百騎餘召連給へり各乘掛等綺羅を飾り路次の褒美事に侍りき扨大阪登りの前方江戸に於て內原志摩守殿神尾備前守殿是は長松院殿弟義胤とは伯父なり江戸町奉行なり此兩殿義胤の家老岡田八兵衞熊川左衞門に被仰は此度始て上方へ御奉公其上大事の勤番なれば尋常の勤仕には不可似愼む上にも猶可愼事也家中の上下も主人の爲身の爲なれば譜代の甲斐には律義專制法を可守兎角誡敎の證跡なく唯口にて云含るは油斷有るものなれば上下心膽に納る樣誓詞を被申付よ度々大阪番勤仕物馴たる面々さへ其時に改め誓詞を被申付と被仰ければ兩人申上るは御意畏入存る內々私式迄左樣存含て御意窺奉らんと御次で相待所に被仰下事幸なり御前にて誓詞の箇條御案文申請んと申上る御兩殿最なりと御意にて誓詞の前書を認め熊野の牛王を繼添たり兩殿被仰は大勢なれば各判形は唯無用指血計り洒かせよと也則義胤へ持參し兩殿の旨旨私の存寄具に申上る義胤宣は兩殿の仰先番の人々誓詞被申付たる事耳に觸たり尤僞なし家中老士各同意是又勿論なり然れども我家中は他家に不可準其故は三郡の士民男女共に累世譜代の者なれば一人として吾不自愛と云ことなし而るに士民何ぞ吾を疎略に思こと有んや箇樣の時誓詞血判を申付るは世間の家中並の事なり何をか譜代の規摸とせん譜代の親愛を云んとならば此時なり若其懇念を忘失して怯て背ん者は誓詞有るも甲斐有るべからず夫は天罪なれば云に足らざる程に誓詞をば申付べからず兩殿へも重て此旨を以て申分けよ只制禁する所の箇條計を諸士に申渡か又家中の面々下々へも申付よと申せと也重胤も長貞も今更御意を承り驚感し侍り全く愚意に不存寄所也とて退出す則諸士召集仰の旨を申聞せ制禁の箇條を被申渡しかば老若承知致し扨も〳〵難有思召入とて老士抔は感淚を流しけり行程遼遠の長途なれば侍は不及申下々夫丸等に至る迄路傍巷衢の茶屋へものぞきたる者なく人々我と愼み恐けり又大阪に八ケ月勤番中所々見物望の者は許容有て御暇賜り城外へ優悠せしかども上下物云とも侍らざりし也其後兩殿御出の時誓詞の事申侍りしかば扨も々々若年の人の深き慮哉とて感給へり義胤の此御漏聞へて其比江府にて美談なりとぞ扨二月より八月迄半年勤番なれば通例半物成拜受し給ふべきに奧州より遠路參上又

率爾の催促彼是大儀なり御國にて三萬石一年の物成配與恩賜なり總家中へも本知の高より少々不足なりと申けり八月始大阪を發足江府へ下着し給へり又翌年の夏紅葉山の石垣御普請此方より申請て勤仕せられたり是は大阪には不時に一年の物成賜りたる高恩難有とて如此と申けり此時家中の出銀免許し給へり是大阪へ召連れ給へる諸士の勞倦を思量有ての仁惠也迚一家中恐悦至極せり扨此殿は生得柔和純直にて君臣和融殊以家中を大切に憐愍し給ひ民を撫る御志深かりしかば將器備り先主をも耻給べからず抔と申合て千秋萬歳と奉仰又大名小名善人也と世間に沙汰有れば求得て親み寄給へり勿論公程の御事は假初にも勤仕し給へば何篇の事にも自然と人目にも立耳を驚す事而已侍れば上々の御方は不及申諸士町人等迄存知て御噂申さぬは無と社申つれ扨義胤江府御屋敷當番交替の上下是を承ては歸鄕の土産となし毎度申合ければ三郡の士民賤男賤女迄も已が身を忘れ恐多きを不憚怡奉りけり御下向の時は屋形を拜し奉んと路傍に舉て男女踞る屋形も彼等に見へ給はゞやと御駕の時は兩の戶を開き給ひける斯て同四年に改りし春は萬つ長閑に御坐ける上下の者共願けるは

月日も流るゝが如しいつか疾四月にも移しかし御暇賜り給て宇田中村へ御下向在て大阪又御普請打續て御苦惱辛勤に勞倦し給ふらんに鷹狩川狩遊山翫水に御心をも延給へかしなんと庶幾侍りしに二月の程より御股を痛給ひしかば大形の療治し給へしかども三月下旬より大事の樣に見へ給ひける故に近習外樣の侍足を空にし名醫を引替々々御藥を用れども聊も驗御坐さず日々に御重病となれり同三月以の外病惱無程五日に逝去し給へり有合たる士女下々に至る迄奉惜悲淚袖の不濡は無し増てや御母堂御姉の悲歎察して知り給ふべし爭てか筆墨の及所ならんや又三郡中訃音傳はると諸士上下其外町人百姓奴婢等に至るまで惜み慕ひ奉る事云も更也御年三十二歲に成り給ひける導師は同慶寺住持同安洞察和尚なり此時和尚在江戶せられしは能州總持禪寺に住番せられしが公程へ訴訟の事在て參府し給へり和尚此後は武州神田吉祥寺住持し給ふて遷化なり巴陵院殿月海霜劍居士と申は是なり其比巴陵劍乃上の古則に寄參し給ふ內なれば御道號如斯なりと和尚後に語り給ひき靈骨は同慶寺の御靈屋に納たり中村御城に於て七日忌中法事終の日葬送の儀式嚴重に執行し其所に冷炭を

集御墓を築き又同地の傍に曹洞一派の梵宇を創建し月海山巴陵院と號す開山は同慶寺閑居白山今全牛和尚なり此時金澤忠兵衛追腹を切るなり是は金澤備中胤昌が三男なり備中に賜る隱居の遺跡を相續したり平日尾形の恩顧に預りたる者にも不有しが心底思ひ含る事や有りけん親類傍輩樣々異見すと雖承諾せず御忌中法事の內に如件と也時に三月十七日松屋貞庵信士と號す御墳墓の傍に墓の有は是なり其比浮說に申は是程世間に名を知られ給ふ賢主の逝去に追腹切るべき人なし冥途寂しく御坐すらん吾先祖八九世相馬の御爲に討死すと云へり今安靜の御代なれば左樣の討死後期なし吾存命して詮なし不如此時御供して先祖討死の數に加らんとて御忌中に切腹したりと申しき此遺跡養子にて被相立たり扨義胤嗣子御坐さず御娘一人侍りき母は重忠の女也是へ土屋民部少輔利直二男式部を婿養子にと義胤訴狀を時の老中に殘し置る達上聞遺跡三郡無相違尤式部勝胤と娘於龜可結婚姻と公方家光公の上意なり家中上下恐悅安堵し凋魚の大海に鱗を振が如く也是と云も義胤平日善行名譽世間の人に巷說有るに依る故也とぞ御死去の前に泉縫殿助乘信病去す嫡男繼で縫殿助成乘家老に加る

岡田重胤是は大阪上りの後病死す一子無故に叔父岡田左門嫡男監物長胤を重胤遺跡に立給ひたり義胤逝去の時は家老熊川左衞門長貞岡田長胤泉成乘三人なり此時家中乘騎の侍に遺物として黃金一枚宛賜る其の下には知行に應じて恩賜せらる又諸士出錢新鐘を鑄て巴陵院に懸られたり又義胤御在世の時泉胤衞養子內藏助を被召出知行を賜たり是長松院殿執訴し給ふ故なり其後父胤衞をも城下へ被召出御扶持賜たり扨式部勝胤の御守には堀內半右衞門胤興を被仰付たり又御母堂長松院殿は寬文五年十月行年八十歲にて於江府逝去し給ふ現存の時宇田發村の城下に菩提寺を創建し是を萬年山長松寺と號す關山派の千江一徹和尚開山なり而るに此和尚は寺末出來前に遷化なり營作成就して初に二代極圓和尚住持なり又此和尚遷化し給て盤山和尚住持亦幾年不成して遷化也扨極圓和尚嗣法の弟子若年に依て一元紹碩和尚假に暫く住持し給ふ長州忠胤崇敬し給て妙心再住して紫衣に成り給へり故に長松院殿導師は妙心再住一元紹碩和尚なり御戒名長松院殿蘭榮薰秀大姉とぞ申ける此道號四住前の愚堂和尚より受用せられたり又義胤の御姉は寺澤兵庫頭高賢亡命の後薙髮して籠居し給

ひしが長松院殿御死去の後は潔齋して比丘尼と成り給ふ是も愚堂和尚より諱名受用在て松巖院殿と號し寛文七年の夏宇田中村に下向幽居し給へり此夏五月九日一元和尚遷化なり時長松寺三代唯傳智藏和尚住寺なり是極圓和尚嗣法の親弟なり

老子茶話事

小高にて神水を呑し前方に岡田兵庫方に政宗御内證なりとて小齋の佐藤宮内方より申來りしは相馬を背き伊達へ來るべし恩賞は首尾に依て其方望に可隨と也又北鄕にては寺内刑部方へも同人より右の趣申來れり亦中村にては中野常陸伊達の人數を引入其忠節に歸參せよ如元可被召出と是も同前の御内證なり兵庫思案致すは政宗隣郡を打隨ひ猛威を振ひ給はゞ今相馬にて何と思召とも對戰難成畢竟は御家を滅盡し給ふ外有るべからず行末難頼は能折節也と思返答に内々望所なり乍去此方申出は憚に存る故なり幸に其方より御取持別て悦入たく而れども政宗御直判の證文を不賜ば難承諾と也寺内中野も同前の返答なりとぞ扨政宗より肥田下總と申者の嫡子利助を使にて兵庫計策の狀を賜る此肥田下總は伊達郡掛田の城主俊宗の家中なるが俊宗滅亡の時伊達へ隨ひ政宗へ被召出たり嫡子は父と同く政宗へ勤仕す二男は肥田次兵衛とて兵庫方に扶持を受て草野に住す其緣に便て利助は使に來れり兵庫申は御書謹て頂戴致無異儀委曲奉得其意乍去如此申定たりとも山中の者共附順し不侍は何篇謀略首尾し難し彼等には料足を與へ賜ては下知を背くべからず因玆爰の山中彼處の山中へ三十貫五十貫と配分しけり又兵庫にも金子を過分に賜りたりと扨寺内中野申合せたる行の仕樣は兵庫魁にて栃窪より北鄕へ可出其とき寺内北鄕近所の村々里々所々を可燒然は北鄕の城は勿論義胤小高より北鄕へ出給はゞ馬場口野川口津島口所々より政宗の人數を可打入義胤何と思召給とも不叶滅亡し給ん事疑あらじ其日に中村へは片倉根本町駒ケ峯三口より人數を引入べし其時盛胤敵に對陣せんと出張し給ふべし其進退を見て中村常陸中村城下に火を可懸然らば盛胤前後四方の敵に度を失ひ諸士狼狽廻る所四方より攻懸ば盛胤御切腹の外不可有と日限定りけり其比政宗は本石川彈正知行なりし小手森と云所に忍入て在陣しそこゝに人數の手組手賦御定可入口々被仰付兵庫一左右に依り使者を

立られ相圖を定め諸口一同に可攻入とて評定あり扨此方よりは日限を定いよ〳〵相圖無相違樣に委く利助を前日に被下よと申上るなり扨其夜兵庫寢て熟々と思案するに明日早々相當の使者來るべし左有ば伊達の諸勢明後日は口々より可攻入然らば兩殿の御生害案の內なり爰は大事の事也と繰返々々思案するに岡田の先祖相馬の嫡家に對して忠勤勵し今世の末に成り道を違ひ其逆意に存政宗を引入れなば相馬の滅亡不可有疑斯て伊達へ專忠をしたりとも一旦賞すべし末々一門を引放し逆意無道の者成と後指をさゝれんは諸人の思惑も耻しく吾も序有ば滅亡せん事無疑其時千悔すとも不可有甲斐其上天罰難遁と思直して逆意を飜て相馬へ忠を盡さん社侍の本意ならめと思得て惡心を變じて其儘出夜中に寺內方へ右の趣委細に申遣し其方への使も明日可來捕へて繩を掛明日其方へ可遣我は義胤へ參り有の儘に披露可申と申寺內心得侍ると也兵庫扶持人肥田次兵衛利助六弟なれば其夜中に申付るは明日未明に川股へ使に可參差當て急速の用有とて狀を認遣したり扨彼使を待所に利助來りたり申付置しかば則捕繩を掛寺內方へ遣して寺內へは泉田石見が普代の者にて大惡黨成りしが流浪して小齋へ參居たり其を忍て遣したりしが今又相圖の使に來るを捕て繩を掛二人共に召連れて小高へ參る兵庫一事も隱し不申始よりの事も有の儘に申上る義胤の御意には兵庫刑部忠誠感悅有る餘り我家の冥加猶殘り父子の天運未盡賴母敷と御機嫌不斜被思召けり又中野常陸方へは兵庫方より何の沙汰も一切不被申夜中にて可申遣透間も無て不申か又何とぞ存る旨も有るか沙汰せざりけると也故に後に其日使の來るも顯れて何かと人の惡く申けれども晴べき證跡なし公儀にも如何思召けん重罪を宥め給ひて中野の領知を召放給故に久しく流浪したり後に道吉と云しは是なり其後利胤公の御代に道吉と嫡子左馬助を被召出たり右の使寺內へ參りたるをば張付にし給ひ下總が子利助をば縛り首を切り給へり兵庫始伊達へ忠義樣に申なして山中の者とも料足配當手前へも黃金を申請しをば隱したり後には何事も顯し義胤利胤の御前にても勿論諸傍輩の中にても度々語りけると也實は逆心の出來て組立んとなり此後よりは伊達より反逆せよとの計策は入ざりけるとぞ申ける兵庫常に申せしは敵の使を捕て披露せし上は義胤の御疑心あらんと思けんと實に惡逆の思立有りしを

ば隱て申上ねば後來聞せられ御心底如何有んと旦暮思惱て不被捨と也政宗相馬通り給ふ時是非々々討果し給へと進め申たるは政宗を組て討日來の御疑心有ば晴んと思立て進め申たりと語りけり又道吉父の常陸は伊達植宗の家老なるが不義の事有て滅亡す其子又常陸と云て召仕ひ給へども人並にもあらざれば相馬へ參たり是道吉なり又堀越自閑は元來は信夫郡八丁目にて侍の組頭を仕たる者成が二本松安房守は婿也其故やらん伊達實元八丁目へ移し給る時本領を召放し別所を賜る故御恨を申中野同前に此方へ參たり又云庄司將監同右近荒九良兵衛同京四良何も山上村に住す此四人を盛胤義胤深く憎み給ふ仔細は四人の者も伊達へ心を通じ政宗へ申上るは相馬へ御馬を可被入其行は先政宗にて金山へ御出馬在て夜の内に羽黑の腰を天明山へ打上り給べし扨亘理より出て釣師の濱にて火の手揚られよ定て中村より北堺目へ盛胤御出馬成るべし此時政宗御人數天明より下降て西山の道筋を御出張在て城内へ可入給扨城を取堅め城中にて火の手を揚らるべし此火を見て盛胤跡へ取て返す可給其の諸勢を小泉田中へ出し給はゞ盛胤前後の敵に逢て度を失ひ生害有べき事必定なり此事

於御利運は四人の者共に坪田村立谷村日下石村磯部村を被下よとて政宗の御判を申請たり而るに此事顯れければ將監右近九郎兵衛京四郎伊達領へ落行たり盛胤曳地豐後と申者に將監右近兄弟相談にて荒兄弟を討て參らば將監兄弟の重罪を免許有て可被召返と也豐後仰の通りを將監兄弟物語し侍れば御意に任せ討可申とて豐後將監右近談合にて荒九郎兵衛二本松領の猿鼻熊井と申所へ方便出して討殺たり依之將監右近相馬へ參り山上へ居住せしなり弟の荒藤四郎は金山の城代中島左衛門に賴て行けるに依て二の丸内條と申所に住居しけるを聞給て盛胤を義胤兩將馬場次郎左衛門（二十八歲）同弟太郎右衛門（十八歲）兄弟を被召出御直に被仰付は藤四郎金山に居住すと聞く汝等兄弟にて何とぞ方便して可討と御意也兄弟畏て承りぬ乍去私原兄弟計り而も若輩者なり年比と申物馴たる藤四郎を討可申とは御請難申と固く辭退申上る兩將宣は其者どもが父左馬助は度々の軍功あり其上井伊土江にて小屋を攻し時は討死したり其者の子なれば賴母敷思て云なり彼は是非討たて不叶者なれば由緒無き者には賴れぬぞ何とぞ計りて見よと仰なり重て御意の上は討可申迚退出す斯て兄弟晝夜心に不放

して人不知智略を廻し先づ六七度忍て見るに二の丸内條と申所なれば何共難寄付也而るに兄弟の母此者共の夜行するを不審に思ひ諫言するは其方共此程毎暮何處へ行か夜明に歸る何に奇怪の事なり推量するに盗に行か博奕等にかかるが可成其方共が父有馬助は屋形の御爲に度々の働を致し御感に預る事度々なり又手疵を蒙る事八ケ所より其上伊井上江にて鐵砲にて打れ除所を後より前へ突拔れ死たり以上手疵九ケ所此疵の内に前方亘利にて天窓を割れ療治する人も莫れば其儘置たる夏の疲にては有膿出る傾て膿を出さんとすれば腦出る故吸て膿を取らば生んずるぞと人々申せしかば吾十八歳の時より夫婦となり因み捨難く薦にて其膿を日々に吸けり扨吸内は日數十四日食もせず有しかども終に吸盡して其儘助りけり其子にて其方も侍に鬪くること仕出し生たる母に耻を與るなと泪を流し口說申ければ兄弟の者には密に思は此事仕損じなば二度跡へ歸るべからず其時の暇乞なればいざ有の儘に母に可語とて兩人申は御詞の如く亡父に耻を與へ生たる母に苦患を懸る事は不可致是は兩屋形より御直に被仰付たる事也とて委細に語りける母聆て其程の事何しに深く隱しけるぞ

扨々屋形の御心難有父有馬助が多年忠勤思召捨給はず其子なれば御忠節すべき者と思召寄たるは死たる父迄面目なり何とぞ兩人心を盡て討すまじ屋形の御心を休奉るべし其仰事嬉さに云ふ搆へて命を惜み家を思ふな若天運盡て仕損じ歸りたりとも母は二度逢まじきぞ直に如何にも成し又左樣の大事は日取が肝要なる物と亡父の常に云れしが吾聞置たるは日を見んとするぞとて天正十七年霜月十六日の夜と定たり母心底悅ひ祝て出したり中村を出何方此方の立木の蔭休にて日を暮し夜半に忍入窓の際にかゞみ居たり藤四郎は宵より寢たり女房は大豆を炎て居たり藤四郎目を覺し女房に云は今夢に盛胤より討手を遣し討るゝと見たり其所に有る鎗を枕元に可置と云女房例の寢覺のたは言を云はるゝとなり扨大豆は傍に置き女房も寢たり下女戸を閉て外へ出たり其跡兄弟内へ入米四五俵積たる壁と俵との間に入て居たり又下女も寢皆睡たる體なれば先埋みたる火を搔播けたれば大豆がらを燒て火の影見えたり寢所に板を二枚繩にて緘け立たり夫れを取て一方へ押除たれども藤四郎目も不覺扨松明を入れて兄弟跡枕に居て藤四郎盛胤公よりの討手成るぞと云より早く次郎左衞門

切りたるに日通より後へ責子竹にて切留たり弟太郎右衛門胴を切たり女房目を覺しけるに盛胤よりの討手たるぞと云ながら迯出たり相馬の方へ迯ば追れんと思ひ北の椴木峠へ上り休居て見れば金山井手の田中は在々所皆松明なり夫より新地の水無瀬川原へかゝり駒ヶ峰へ出て長老内に來て緩々と安堵したりとて歸と也又庄司將監は被召返て山中に住居せしかども何も御恩賞無れば飢寒に堪兼其子の將監は最上へ行て有付べしとて行けるを荒九郎兵衛子柳原戸兵衛とて伊達の黒はゝきにて扶持を被下しが如何して知りたりけん篠谷峠の町にて待請て父の敵ありとて討れけり扨此將監が子を戸兵衛連來り母をば有付子をば養子にせんとて育けるが危とや思ひけん此子を惡しき樣に仕なして山崎七兵衛所へ送遣しける七兵衛は庄司右近が子にて從弟なり後に仙臺より狀付て歸りたりけるが成敗せられたりと申ける又馬場兄弟伊達領へ夜討致すこと案外至極なり互に無事安靜に申合る上は兄弟の首を可賜と政宗被申とて相馬の家老へ伊達の家老より申來る御返答は何とか有りける其後盛胤の御內證にて中村を除て次郎左衛門は馬場村志賀掃部助に預置る太郎兵衛は大原村佐藤越後親類たるに依て預置れ三年在郷に住居し其後中村へ被召出たると云

老士茶話曰人間の一大事無過一命者佛祖聖賢の道德と云も一命の有る間なり白骨法を不可說朽骸儒を不可談而るに恩愛深き父母妻子を不顧輕く一命を捨るは君恩報謝の忠誠而已に不限子孫に汚名を殘さんと寒苦熱惱を凌き麥の粉を腰に付白砂を喫して時の飢餓を補ひ時刻未到妻子に永く別れ父子に離れ子に後れ白及利鏃の上に身を破り骸骨を山野路頭に曝す而を其子孫に有ながら先考の勤苦をも不辨知當時可爲士者にて士と成り知行可持人にて持主君と可成人にて成臣下上を成者て成と而已思て遊山翫水に耽り先祖の噂をば耳にも不留して自壯んなる儘に自他の差別を擧動ん人は可云詞もなし可名だも無れば唯無名人なるべしと云此詞耳に止りて今存合れば難棄爰に書記し侍る也此錄納戸へ可入置此外も聆及し事往々可記書と被仰付し也岡田重胤被仰上は御先祖の佳名諸士の忠誠辛勤の品に殘され後世の教誡と有所は先主の尊靈に對て至孝又は士民博愛の御慈悲なれ共思慮を廻らし侍るに先年此事尋問の旨被仰付しかば老民緇素老若見聞の所聞聆侍りし各自の手

寄の事而已知て他の戰忠勇健を知り侍らず今茲に記し侍るよりも拔群人に出たる手柄高名討死等何程も可侍而れども聞及されば漏脫す然らば後來問求給處に偏頗御坐とや存侍んと也義胤曰斯の如し士民の覚置て諸民に見せ侍らば美名有る諸卒の子孫是を見ん時此戰場に某の祖父兄弟親類討死高名品々あれども爰に不記載と嘆息すべし其時に二亘細に聞て此軍場に引合せ其證跡有ば追々可書入なり然らば自然と殘りは有間敷く百四五十年以來旦暮の野伏耀合などは數不知有と雖覺え慥成說なし軍場定り打合の合戰は大方此記に盡せり故に此軍記を土臺にして穿鑿尋すべし又各此書を寫置平日私宅へ出入する諸士猶素不依貴賤其由緒有し者には是を問若又當時身上の零落を耻子孫愚昧なる者有て先祖の譽名を埋藏は予が罪に非ず偏執するに非ず先祖善人成とて子孫必可善先祖惡人たればとて子孫を惡人たるべきに非ず只其時に至りて擧動所の善惡に可依然らば予無僞諺所先亡の靈鑑豈不明辨之乎此理を不辨强て誹謗せん者は如何はせん扨善者の子孫善人ならば春の山に花咲秋の峯に紅葉の照すが如し先祖惡しき者を子孫善人成らんは花樹なき山に初て花を見る心地すべし先祖善人にして子孫惡なる者有らんは花木を伐盡したる荒山を見向が如く成るべし是予が所爲に非ずと宣ふ重胤を始其坐に祗候の輩各感じ奉りし也

奥相茶話記卷第十 終　大尾

羽林源公傳

羽林源公傳

白河儒臣　廣瀨典撰

羽林公定信字は貞卿號を旭峯と稱し後樂翁公と唱奉る御幼名は賢丸君故の田安從三位中納言右衛門督宗武卿（悠然院殿と號し奉る將軍吉宗公の御子也當時に於て東照宮御血統定信公より御近きは天下になしとなり）御三男御實母は香詮院殿（山村氏）と申御嫡室寶蓮院殿（近衞關白公御女なり）に養はれ御十七歳の時先君越中守定邦公（寛光院殿）の繼嗣と成り給ふべき御約定あり御十八歳にして安永四年我白河の邸へ移り給ふ（香詮院殿年老給ひ築地御殿へ御入あり御止宿の時に臣典等侍坐せし事もありし御孝養御側の御もやう側より伺候ても誠にとどかせられし事ども感じ奉る計也香詮院殿御老體ゆへ心もよはく忝さの落涙をも流させ玉ふ事も時々ありし臣等は稀に見上る事なれども近侍の人々は定めて常に斯樣な事を見上し成べし）是よりして我藩世子君（榮翁百事譚云松平越中守定信朝臣未だ賢丸君とて十三四歳にならせ玉ふ頃徳川夫〻の御方に兄隱岐守殿〻共に屢入らせ玉ひしに賢丸殿には白き胴着をも召ず縞樣の物を用ゐられあるを夫人見玉ひ御內方にてはいかやうにもあるべし外へ御出あるときは世間並にもあるなれば白無垢を召されよと仰せけるに賢丸殿答て姉君には大國の夫人とならせ玉へるも賢丸は十一萬石の悴なれば一毀儉素を用ひざれば家士の扶助成難くそれ故に姉君などの御內輪所へは白無垢を着し候はすと仰せ玉ひけり是は牛島弘福寺の老僧の物語り也）にて在せば日々御賢明の御樣子をも伺ひ或は喜び或は畏れ奉る者も多かりければ我輩も御言行の端をも何事を得しなり御幼年中は田安邸に在せしなれば詳に知り奉る人も稀なりしが寶曆八年戊寅十二月廿七日誕生なし玉ひ御幼年の間は御稟賦虛弱に在せしを漸々醫師炙藥の力によりて長じさせ玉ふ御六歳の時殊に大病をやみ玉ひ高島朔庵醫療にて救ひ奉りし也御五歳の時田安の邸舍災有し故に御父母御兄樣と共に御城へ登り給と上意にて暫く御留滯成し玉ふ其中將軍家（家治公）の寵眷を蒙せらるる事一方ならず御父母には五六日も過て宮內卿の別莊に移り玉へども公は猶御城に止まらせ暫く在玉ひしと也御七歳の頃より孝經を讀み假字をも習ひ玉ふ御學問の師は大塚大助也（實名孝綽田安邸の臣死後公碑銘を賜ふ）御十歳の頃より彼邦唐士へも御賢名の聞えん事を志し御行事も他の兒子とは異にまし〳〵御十三歳にして自教鑑と云書を著し玉へば御父君も深く悅び玉ひ史記一部を賜りいよ〳〵志を勵し玉ふ其頃の御作とて爾後の詩に

虹晴清夕氣、　雨歇散秋陰、
流水琴聲響、　遠山黛色深

また七夕の詩に

七夕雲霧散、　織女渡銀河、
秋風鵲橋上、　今夜莫揚波・
なんといふ御作あり後長じ玉ひて詩は作り玉はざりし此頃晝夜少しの暇にも弓術をこのみ玉ひけり猿樂なんど習ひ玉ひしが是等は年を經ずして廢し玉ひしとぞ御連枝も多く在せしなれば始は傅属とても有しかど定りたる人も無りし故夫々の詰所などえ行物語など聞き其思召は公子の時にあらずんば斯る事を聞事を得玉はじ下情を知り玉はゞ後々政を執り給ふ事有りなば其時の便にもと假にも一場の話とは聞玉はず或時後漢書を讀み陳蕃の慨然として天下を清むるの志ありといふ所に至り感歎の餘りはたと御膝を打玉ひし此事は公も兼て志ざし玉ひしなれば古今隔は有ども符を合せたるが如くなるを嘆じたまひて也御性質氣短くまし／＼聊の事をも怒りを生じ玉ひしも近侍の人諫奉りたれば（大塚孝綽水野爲長等なり）工夫を費し御年十八歳の頃舊習を一脫し給ひし也御十四歳悠然院殿にはなれ治察卿に厚く仕へ給ふ治察卿子在ざれば公の他藩を嗣ぎ給ふ事をば欲し玉はざりしかども其頃の執政の意に因て止事を得玉はず終に御約は決しぬ然るは治察卿間もなく逝去なし玉へば寶蓮院殿を始深く悔ひ給ひけれども是非なくして安永四年我八町堀の邸へ移り給ふ此時も將軍家より御大小を賜はらせ給ふ（御引越の時御迎として河合小左衛門安田七郎太夫參り田安の鎭守扇の稲荷へ參詣致し拜禮せし頭の上へ短册の落たり七郎太夫取て見るに末廣く守りの神や午祭りと有吉瑞と喜び持歸りした後御宮に納め置給ふ）田安邸の事は公滞へ入り玉へば御跡に主たる御方も在ざるにより色々御思慮ありて寶蓮院殿に申上置れける事も多くありしとなれど知る者はなし此歳の末將軍家へ拜謁し上總介と名乘り諸大夫に叙し給ふ（定信公の御名乘も我藩に入玉へし後安田七郎太夫申上しと也）明る安永五年之春年首の慶賀として登城在ます其頃諸侯の風にて始て出仕には先輩へ贈物などし囑托する所なければ營中の勤告知する者なく辨じ難く聞えしに公此事を心よしと爲玉はず何方へも賴給はず登城なし給ひしかども少しの禮節をも失玉はじ首尾能く勤給ひたり此年將軍家日光神廟へ御參詣有により先公に代り警固の爲に三月白河へ至り玉ふ御途中より風氣に感じ御在城中御起居も常の如く在ざりしが御病間に御家中の者を召して弓馬劔槍の術を閲し師範の者を召其技に因て夫々の精粗利害得失を論じ玉ふに御議論みな人意の表に出で感服し奉る事多かりし岡本權之丞は田舍武士の奇なる老人にして吉田流の師たり公

の前を退て傍輩の年若き者へ向てあのわろは大抵のわろにてはなきぞ御身たちは困るべしと云て遊怠の者を戒たり公未だ御前髮にて在せばわろとは稱し奉りしなり詞は不禮に似たれとも一見し奉て能々公を見奉ると皆申合り又政を掌る者招き問訊し給し事も有し中に御横目役河村安右衛門正道に人々の善惡など問せられしに安右衛門答奉るは御目代勤め候は甚重き事にて當今政に預る人の曲直なんどは定邦公より外へ泄し候はじとの命蒙りたれば御當職の御方の如く申上る樣にと定邦公より仰なければ申上る事憚り存奉る也世子君を定邦公よりうとく存上るにては露塵これなしと申ける公も實に直なる臣と頼母しく思召されば何も聞に及ばじ唯警固の爲に來たれば其心得になるべき事は聞へよとのたまひし後安右衛門を重く用ひ給ひしが此言に因て知り玉へる成べし警固の事終り同き五月江戸へ歸り玉ふ時道の記霞の友（部なば霞と共に出しかどの歌によりて霞の友とは名づけ玉ふなるべし）といふ書をしるし給ふ六月に至り御元服御婚姻を整ひ玉ふ御奥方定邦公御長女の容儀の艶ならずましませしを先公患ひ給ひ御夫婦の間いかゞあらんと氣遣給ひけれども公は人の夫婦の間は色の善惡を以て親疎を爲す者ならずとのたまひ灘波江といふ假名にて書たる女の心得となるべき書を著し御奥方へ送り給え其頃は專ら學問を勤め力行を勵まし髮結食喫し玉ふ間も書籍を傍に置朝より七時迄は書を讀み夫より或は劍術或は弓馬を學び日暮の後は書讀みたまひたる書を抄錄し給ふ（後侍臣等に命じ抄出の語を部分し群書識と名付御自筆にて年々讀玉ひし書籍の起止を錄し玉ひし册子學校に納め置く人な兼給ふともいふべき程なり）近臣の所長に隨ひ弓馬劍三術を終日成して其數の多きを以て勝るとし是を三武會と稱す又侍臣四五騎鎌倉迄遠乘させ玉ふ事度々の事なり御生質剛直にて殊に御弱年の間は人の惡事など面折し人の作爲し得ざるといふ事は好んで爲し試玉ひし親しき諸侯に好で多く詩を作り數々公にも示し文華のみに馳せ給ふ方ありし氣の毒に思召文人は行實正しからぬ者多し魏徵韓退之なと花實備はりしといふべしとて異見し給ふに彼の侯是を怒て人をして種々申越し玉へども公は從來誠意に出たる事なれば假にも不實の應答なし給はざるによりて遂に爭端ともならで止みたり或時營中にて本多侯（彈正大弼忠籌朝臣）に向ひ御館へ參りなんと仰られし本多侯も何事とはしらず來り給へば應對あるべしと答らる其日に至り彼邸へ行てのたまひけるは世に信友といふ者こそ希に

覺ゆるなり貴殿の樣子に感ずる事のあれば今より深く交はるべしと約し玉へば本多侯も案外の樣子にて喜び給ひしとなり此侯の事は年比世と打替り節儉を專らとし武備そなはり當時希成賢侯なれば公かくは交を結び給ひぬ果して後御老中御補佐の時も此侯若年寄となり心を合せ風俗をも正させ給ひし事多かりしとぞ公餘り讀書を勉め玉ひし故肩背痛疼堪たまはず暫く自分の讀書を廢し近臣に筆とらせ口占して國本論五冊を著し（十一日の間に清書まで出來たり）公此頃の思召に御幼年より虚弱多病に在せば壽は保ち玉ふまじ草木と共に朽なんも口惜ければとて生涯御事業となし玉ふ事を筆にのこし玉はんとて一身の行ひ父子夫婦の間又は學問の正邪下情を知り政事の種と爲べき事を著し修身錄と名付荒凶の手當初經濟の術を集め政事錄と名付給ふ然るに後には御養生の功をも積せられ天の惠も御得させられ御年を保ち御事業も纔し宿志をも償ひ玉ひし故此等は泛く人に示し給はず猶も近臣へ時々御咄に我病身故四十歳計より長くは生くまじ夫迄に人の爲す程の事は爲し終たきとの給ひ晝夜少しも怠り玉はず又物ごと至て敏疾にして平人より見奉れば恠しき程の事も在すなり御養父母に仕へ給ふに御孝順にして毎朝御用達といふ御役人をして先づ御機嫌を伺はしめ御用達戾れば必ず次の間にて一と通り謹で御樣子を伺ひたまふ先公久しく中風を患ひ玉ふに醫藥の事心を盡し假初にも等閑の事有ては不孝の大成者と恐れ給ふ先公ほゞ快復ありて御同道にて登城し給ひし時御城内いづれの處にて有しや先公御草履なく前後を見合玉ふ時懷中より新なる草履を出し進め給ひしとなり失たる時の爲とて斯たくはへ給ひしなるべし先公御逝去の後先夫人靑松院（松平筑前守綱高公御女）寡居御さひしければ御慰に三味線躍などの業する者を召し一時の興を催し給ふ時公もし儼然として其側に座し給ふ時は先夫人を初氣遣に思召御興もなかりければ公もつとめて手日人形つかふ眞似など爲し御心を慰め給ひし（此時ならで御終身右樣の事は假にも爲し給ひし事絕てなかりし侍臣等に聞て知るべし）天明元年十一月御奥樣逝去し給ふ御病中以來公の御ねんごろに問ひ尋ね藥餌の事をも御心を付させられ一方ならぬ御世話をせられしに深く感悅し給ひしとなり岡田など云し女の見上し事を語たるを聞しなり

後定永公定榮公御出生ましませば御幼年より御慈愛厚く稍長じ給へば文武の業を始め手堅く水練の事迄も學

ばしめ玉ひ假にも姑息の御愛情はなく又御女子も多く在とも御愛情に分隔なければ皆御中もよく御睦ましかりしとなり

公世子にて在せし間は本多彈正大弼忠籌朝臣同肥後守忠可朝臣戸田采女正氏教朝臣奥平大膳大夫昌務朝臣堀田豐前守正穀朝臣松平山城守信亨朝臣と交り互に善を勸め過を糺し或は和歌など詠じ樂しみ給ふ此信亨朝臣は放蕩の行ありて家臣も服せざりしに益友に交りたきとて忠籌朝臣を紹介と賴み玉ふに公强て絶べきにも非ず併ながら重て風流にのみ僻し玉はゞ諫むべし聞れずば交を絶べしと約して交を結び心術治國の事など專ら討論し信亨朝臣も親切なる樣に見え給へば公限りなく悅び玉ふに信亨朝臣畜鳥を好珍奇の物を募り求めらるる（信亨朝臣此頃國貧しく家臣の手當も不行屆なる時なり）此事ふかくつゝましけれども公其實を知て再三異見し玉へば却て陳じ申されし故に公是非なく其次第を忠籌朝臣に斷はり交を絶給ふ去共其時までも交は是かぎりなれど退て惡聲など出し候事は爲すまじ此後も心を用ひ賢諸侯となり國家の藩屏となり玉はゞよそながら嬉しかるべしと云遣り玉ひぬ

天明三年は春は雨稀にして四年より霖雨つゞき八月頃まで止時なく然ども冷氣にして七月は信州淺間山燒出で利根川洪水關八州灰降り奥羽の飢荒米穀は勿論野菜の類まで實らず貧民の饑死に及ぶ者處々に相聞えたり然るに先公去年より御隱居の思召候處かゝる凶年に國讓り玉はん事いかゞ也と心を勞し玉ひしが御家老吉村又右衞門を江戸に登せ先公病に染給ひてより政をも自ら成給はず此凶年に至り人心恂々として恐を抱により公へ國を讓りたまはゞ衆人安堵なすべしと十月十六日御家督を繼せ給ひ先公は木工頭と改め公は越中守に成り給ふ併此年の事は天下久しく飢饉の災なかりし後なれば人々油斷して雨いかに降るとも今日晴たらば實るべし明日晴たれば豐ならんと七月の末まで雲をながめ〱送りし内に米價貴くなり一日の利を貪り蓄へたる米も賣代なし空乏になり御家中一統人別扶持にも爲たる節にて人々皆公の襲位は迷惑の時節に奉存御用人辻勸助申上るは君には惡しき時の御家督にて御心痛成せらゝる事よと申上しに公はいや然らず斯る時こそ人心一新する者故不幸の幸也とのたまひ御家督の日に御家老を召凶年は珍しからぬ事にて今迄無りしは幸とも云べし驚くべきにあらず凶年には凶の備なすこそよけれ

いで此時に乘じて儉約質素の道を教て磐石の固めとなすべしと仰付らる翌日邸中の御家來のこらず召出され質素儉約は御身を手本と成し奉るべし若御身此言に違ひ給ば人々も皆背くべしと仰出さる此節より御膳部も痛く減じ朝夕一汁一菜晝は一汁二菜と定め御衣服も是迄習ひ給はぬ木綿を着御夜具までも鬱金染の木綿裏を付御駕籠蒲團も紬等に製せよと命じ玉ひしに是迄用ひ玉ひし天鵞絨いまだ新しければ是を退けて別に作なんは却て不益なるべしと有司の申せしに公御には物を改むべき事は左にてはなきものぞ新に製せよと命じ玉ひ御身を以て下の先となり率ひ給ふ又御自筆を以て大目付御横目へは御目代の心得（是は樞要の役ゆへ外へ拜見なし）御勘定頭へは儉約の本を說き示し白川へは又右衛門宜年へ仰含られ罷下り御城にて御家中へ御自筆拜見を命じ有司へも別に御自筆を下げ今年の御不納は御高の內にて十萬八千石餘に及び損失莫大なれば民の飢に臨まざる樣にと令し凶年の翌年には疫疾流行する者なれば天樞氣海へ灸すへせよと查細に心を用ひ政の事を思ひ續け沐らひ櫛すりなと終り給へば家老御用人大目付御郡代御横目なんと召し評議なし玉へ飢饉は春は分て凌ぎがたければ其手當にと江戸より稗ふすま挽割麥干菜かますにし昆布あらめ等の干物夥しく買求め白川へ下し農夫へ賜る驛にても此事を傳ひ聞き深き御恵を感じ奉り其荷を地上へ置事は勿體なしとて手より手へ傳へなんとし附送りたり且凶年の事なれば他の荷物の往來も少ければ賃とりて飢の助を爲すべき便りもなく人馬の力を空く爲たるときに此百駄の荷物下りし故驛々の喜びともなりし其事江戸へ聞へ時の御勘定奉行桑原伊豫守殿より白川の夫食滯りなく送るべき旨驛々へ達しありたり是よりして御家の事は驛々にても格別に存じ奉り御家中の往來にも丁寧に取扱たり（後御老中御勤被成候時に至りても御家中に至るまで貫目增の荷物を痛く制し日々御下横目一度宛道中驛を改め白川重貫目の荷通行なきやと尋しと定永公御時公邊より道中人馬御雇ひの時迄も白川にをいては無理の荷物なく外諸侯の如く御察度なとなし）公他より繼嗣となり玉とも心を用ひ世子の時より人情事務を察御家中の系譜帳を奉らしめ其先祖々々の勤勞賢否をもしり玉ひ（天明元年より）江戸邸中白川城內に目安箱を出し國家の爲に宜き事封書に致し姓名を記し右箱中へ入るべし御直覽有べし併ながら時宜により封のまゝ火に投せらるゝ事も有べし必他見を恐れず直言を憚らず輕罪に至る迄國家の爲を存ながら默止すべからずと言語の通ぜざる事あらんことを恐

れ此箱を出させ給ふとなり（同年）此年の暮に四品に叙し玉て御家にて先々年老給ひて後やう〳〵四品に昇り給し御家格なるに公の御事は格別の渥恩を蒙せられかく速に叙し給ふ天明四年六月の末始て白川へ御入部成給ふ此頃諸侯の風にて初入と號し華麗を盡す事なれば定て公其思召ぞ有らんと人々存奉しにそれとは引かへ節儉の道を示し且は凶年の後なれとて是迄よりも萬を減じ伊達道具臺笠なんどいふ行列の儀衛をも略し馬の鞍覆もなめし皮にて作り（此皮の鞍覆は後御役中も専ら用ひ玉ひ質素なる御品なり其節大下馬にて公に見習追々彼鞍覆を用たる多し）御具足櫃は先々一箇つゝ持せ玉ひしを此器は御禦侮第一の物なればとて召替をも持しめ玉ふ御歸城前に只一人の御妾の有たりければ側に侍し御湯茶をも進め奉る者無れば新に抱へ玉て白川へ行なばと進め奉れども此時節に婦女なんどあまたつれ給はん事然べからずとて老女兩人をのみ連給ひ食饌起居晝夜男子にのみ取扱はせ不自由をも厭ひ給はず國家の法度禁令なんど諸有司と評議なさしめ初公の思召より能出來又は文武の人才成就せんとするを以て悦とし給ふのみ也是迄奥羽の諸侯御城下往來にも何の御手當も無りしが何となく警備の薄きに似たればとて今年より番頭物頭等組子を率ひ御城へ出で宿衛なさしめ玉ふ治安の久しき士人も我本業を惰り武事に疎き者もあれば御家老一同諸士殘らず御城へ召出され平常の心の用方不慮の備豫め具へずんば有べからざる旨懇に御教訓なさしめ玉ひ又組頭を招ぎ過て貧國に及ぶ者もあらばいかなる重寶も人命には代がたければ如何樣にも救ひ給はんとて御自筆を下げ玉ひければ格別の飢饉なれどもいか樣にも取續べき間思召を安んじ下され候へと人々より委しく書記し奉り是によりて少しは御心を安じ玉へり八割扶持御藏より渡るにもとより凶年に實りたる米なれば善惡の違も甚しく人情も凶年故に卑劣にして聊かの事をも爭ひ罵る疑多きによりて御横目に一二人出役なさしめ御庭にて升にて量らせ減じたる米へは夫々增して賜はり御馬廻り役三人宛御藏へ御點檢したりければ人情安らかに疑も解けたり此年は米一升二百錢酒一升四百錢餘に至たれば人氣の穩ならざる事いはん方なしされども公の御政に因て上下安堵の思を成したり此年十一月二十八日御先祖鎭國殿へ御宮を北小路山の内幽深の地を撰み造立し落成なし御神像を移し鳴神の御刀を藏玉ふ此御像の事は鎭國殿桑名御在國の頃長壽院の僧岩

寳に御肖像を作らしめ長壽院に久く納置申し、を御請代の舊臣等も能知る事無りしに公古き書にて聞し給しを去年御叙爵の節京師へ登せ給ふ人に尋問せらるゝに果して御座せしかば鎭國殿舊臣の後を御迎として遣はし給ひ此地へ移し給ふ又鳴神の御刀は鎭國殿の常に御秘藏にて御心に應せざる事有ば鳴神も聞ぬとて怒り給し程の御器なり武田信玄の穴山梅雪へ贈られしを荒川家に傳り鎭國殿荒川家へ養はれ給ふべき約ありし時彼の家より參らせし也然るに重定公の御代酒井雅樂頭殿へ贈り玉ひ御家には無りしを酒井家へ再三乞ひ取戻して御宮へ納め玉ふ此外にも鎭國殿の御存命中御手跡の存せし御道具御著述の書物類を營み藏め置玉ふ物もあまたあり又其御代より給仕奉りし者の子孫は神意にも格別親しみ給ふべければとて夫々分限に隨て獻備を爲しめ御成就の上此輩は別に厚く酒食を賜はり總御家中を饗し御料理被下上下歡欣神德を仰ぎ奉るの始を爲し給ふ鎭國殿の御創業は格別の御事にて一藩の臣屬夫々俸祿を賜はり父母妻子をも養ひ高德に沐浴し奉れば一日も忘れ奉るべき義に非るを久しく右等の事も衰へしを公凶年の後も永衣服飲食の冗費を省き御代の始に首

として此擧を爲給ふにより人々本に服し奉る志を興せし也此宮を鎭國殿と唱ひ奉る事は始は御院號大鏡院殿と稱し御宮と計り申たるを後吉田家を以請ひ鎭國大明神の神號を免許蒙り玉ふ（寛政九巳年也）偖此大宮につきても御先祖様桑名照源寺に東照宮様御宮造營御祭禮式は武備を用ひたまはんとの盛意を承種々の式を設け文武の人才を導き給ふ（天明五年二月廿四日より始る）年々二八月の內廿四日廿五日の兩日を以て武備武藝の祭を執行はる武備は一組の人數を以て御宮より和藁曲輪へ繰出し備を立て神酒を戴き退く事にて着服は野羽織野袴陣羽織小具足年年時によりて一定せず萬一近邊に一揆等の患ひあり速に御人數出さるゝ節此御祭の人數の儘に遣さるべき旨にて其年御祭に出たる者は其年の虎口を持つ斯くの如く豫め定まりたり故に寛政十年淺川榊原式部大輔様御陣屋下百姓騷動の時も三番手までの御人數速に出されたり武藝の祭は弓馬槍劍鐵砲の五術何れも其流々にて貳人宛達者に業の成得たる者を撰び朝五時に始め夕時迄執行する流儀々々各其位置を占のぼりを建山車を作り勇々しき體相なり舞樂御取立の後は此祭にも五節句の御祭にも舞樂等も有り武藝の內弓砲は五節句にも百

手草鹿圓物勝負角力等の禮式行はれ又御祭事はなしに此和薫曲輪に於て犬追物打毬等の馬上の鍛練の事を爲さしめ玉ふ始は武藝の應數も少く中りなんとも惡かりければ人々大儀の事に思ひたりしに年を逐數も多く中りなんとも宜しく弓なんども七八分の强弓を以て終日業を成したる者も出來たり侍も此和薫曲輪は先々御城立より花畠と唱ひ花木など植幷遊觀の地たりしを御宮建立の始方百數十歩の地を平らけ此講武の備と爲し給ふ文武の業を數年刻意せしめ傳得たる者は姓名を札に書し御宮中に揭げ其功を美し後を進め十二月廿五日は鎭國殿の忌辰なれば未明に神樂の式を行はれ晝は御中間の內に賤しき大神樂と唱る笛吹鞨つかふ事など知たる者をして御城內諸士屋敷を回らしめ郭外總家中は大鼓を打獅子頭を廻し不祥の氣を拂はしめ此日も春秋二八月の御祭に諸士の子供十歲內外なる者には御宮にて大皷を鼓しめ扇子等を賜はる寛政十三年は鎭國殿百五十回遠忌なれば武備の御祭格別に盛に御行列整ひ丸の內を神輿渡らせ玉ひ御先備は侍大將を始小具足陣羽織旗大皷にて起立の令を傳へ次に音樂掛りの者は美々しく出立次に神輿脇麻上下御供嚴重に整ひ和薫曲輪にて御備立の儀あり文化五年には去年以來魯西亞國の賊船蝦夷を亂妨し公儀に於て海濱備禦の御沙汰もあり武備充實の事は元より鎭國殿の神慮なれば此年は春秋兩度末々の者まで殘らず甲冑を帶し隊伍を整ひ和薫曲輪にて備立丸の內を押廻し行軍の式あり旗差物甲冑陣羽織能く整ひ嚴重成事なり公多年御先祖の遺意を奉じ飮食を薄し力を武事に用ひ給ひし故也惣人數末々迄三千人許なり（御畫師巨野泉祐の圖せし卷軸あり拜し見るべし）是より前天明七年法度を後へ遣し給はんとて御家訓御養子御心得御幼君へ奉仕の御心得等の事を手自から書し御宮へ納め給ひ又重き刑人ある時は御食を減じ樂を開給はず教化の行屆ざるを自分罪し此罪を贖はんと爲とて財物をば神庫へ納め給ふ御家中も賞せられ俸祿を加へ賜はる時神納と稱して金銀米穀の內を奉る事あれば別に蓄へ置國家の不慮に備る財用の一派と爲給ふ天明四年の頃までは未だ學校の設もなければ皆師匠の宅にて稽古あり公不時に近臣のみにて纔に逆木の御枕槍を持せ步行し御家中の樣を見稽古の勤怠をも知り玉はん爲に立寄師範などへ對し武邊の御咄等もあり側にうづくまり窃に御樣子をも伺ひしに御襯衣を初鬱金の綿服を着御質素の體驚く計な

り御殿へ文武の藝を爲す者を召しその業を閲し武士の風假初にも驕奢風流に流れざる樣に導給ふ故風俗一新し酒宴なんど設け酒に醉番所にて辨當を互ひに振舞ひ新役は古役を饗應する等の飲食を貴ぶ舊習止たり御家中尊卑等異の章を分ち給はん爲御書院格以上は大小の下緒を垂れ羽織に馬乘を開きて着舞臺格以下は下緒を巻き馬乘を開かず大小の裝に金を用ゆる事を許さず蛇目傘を禁せらる等の品節を立て天明五年江戸御番中病に罹る者あり客中親屬側に侍し藥餌の世話を爲者もなく憐むべき事に思召御自筆を下し給ふ又末々まで罪科ありて江戸より白川へ通る時は先例一錢も下ることなく前後狼狽窮迫に至る者も有るを聞給ひ駄賃雜用の錢を下さる邸中にて死葬する者あれば御殿近くして死穢を憚るとて即日とりあへず忽忙として取藏めし者を聞召され人の終りは大事の事なれば遠慮なく心を盡し葬るべしと夫等の習改まる天明六年御家中の者能々わが職事を知り墜度に至らざる事を思召役格帳と名付其役々にて調へ出させ給ふ天明七年御家中年來引米あれば難義なるべしとて一統へ百石に付金五兩の割合を以末々に至る迄下さる寛政元年御醫師家督并醫道修業の心得かた御馬役馬醫に召抱へらるゝ面々相續致し家業を失はざるやう幼年の時より修行いたすべしと舞臺格以下も都て職業を以て仕る者は其子も業を相續すべき心得にて勵み申べき旨命せられ御記錄役といふ一職を立諸役所の取計を始他日の典型と爲べき事は一々記錄せしめ老年に及び養子或は病重の跡目の養子嫡孫承祖緣組願等の議定末々迄の衣服の制度坐班の議定其外諸事禮式を定め人をして準則とする所を知らしめ諸士以上の武藝は是迄直に閲し勵み給へども舞臺以下は其事も無れば支配頭にて勤怠精粗を點檢なすべき旨命じ給ふ寛政二年仰出さると當月御拜領なされたる朝鮮の種人參大病の者あらば申出べし可被下となり非常の御手當の一つとし御城下九番町邊の農民を撰び刀一柄宛賜り毎年米一俵を被下在足輕と稱し其中にも小頭を命じ夫へは米三俵を給し平常の時も折々引上げ遣ひ方ある御家桑名以來財用に乏により御不本意には思召とも詮方もなく御家中末々迄引米に成置たるに公御襲位以來心を盡し衣食を減じ質素に居給ひ此年より先君の御宿志を繼ぎ本知となし江戸藩邸にては直に御教訓の旨あり白川へは御自筆を以て御主意を示し給ふ本知となれば

人馬の手當武器備も夫々有べき事なれば御先代の制度を斟酌し時世相應の節を制し書付と爲示し給ふ馬具刀劍の御定は專ら質朴にして堅牢なるを本とし金銀花美の飾りを用ひず古風の御定たり同十三年重役より輕輩に至る迄夫々敬禮の程にぞ定め禮讓の厚を主とし御使番以下は平日も着衣を着年始或は重き禮には一統熨斗目を着し御使番以上は長袴を着しむ足輕御旗の者は先先年季の體にて相續の事も無れば老病の者など死後の事を案じ安からぬ事の多かりしを以後は御普代同樣に心得實子あるは勿論無き者も養子いたし相續を謀り是迄より格別親しく取扱べき旨頭々へ命じ給ふ同四年諸役人夫々事務の閑劇に從ひ御役料の銀子を下し給ふ此事は本知に祿を賜はりし上公の御倉入も御有餘もなき事故役手にては肯はざりしを公決斷をなし萬事の冗費を省き是を下さる諸士以上の次男三男の他家にも養はれず年老る迄家も無きことを憐愍し給ひ且人を養置せらるゝ時は萬一の備とも成によりて草野の地を撰び開發し農兵と成るを望む者へは屋作料として金拾兩づゝを賜はる同六年鐵砲稽古の者へ御沙汰ありて山林を馳廻し手足を健にし生きものを打慣ふ時は活氣に熱し萬一の時用を成す事抜群成べしとて御城下三里外の山野にて鳥獸の殺生をゆるし又殺生に習ひたる者を世話役と名付鹿狩を成し給ふ毎に御家中不殘五色の采を以て隊伍を分ち手配をなし狼烟鳥銃の號令を定め山谷に馳入り專ら武備の助となし徒に獲を貪り樂を極め給ふ意には非ざるなり後文化五年より組頭へ命じ委任して其組々を指揮して進退を習はし陣羽織纒をも持せ一段事も整たり文武の餘隙には亂舞打合せなんと禁じ給ふにも非ざれとも壯年の輩文武の業を專ら勤め學ぶ身として此等の事に日月を費さん事好み給ふ義に非ず尤番囃子以上は堅く爲すまじき事也打合なんどは酒宴振舞に流れざる程に爲は苦からず女子は琴など慰に彈じ然るべし三味線は女子も習はずとても事欠けまじく等の御沙汰を爲給ふ公種々御心を用ひ給ひたれば公の財用は足り給ひたれども世上一統花美を尙ぶ風故にや何れの諸侯の藩中も貧しき者多き時節にて諸侯も皆經濟の術に拙して上下共に貧困に至る者多し公之を患ひ給ひ御家中の貧困を救ひ給はん爲或は有富の町人をして利を廉にして金銀を借し或は國法の約金といふを借し或は御備金の内をも借し與へ上下安富の樂を同ふなし給は

んと心を盡させ給ふ時の役人の善否により少しの利害得失の事も有りしかども公の思召は始より御仁惠の盛なる事言に盡しがたし故に本知以後は御領分不作の中有れば御家中一統高割を以俸祿を減せらるべき筈の處一萬二萬石以上の損失ある凶年は文化五年迄四五度に及びたれども御手本弁に諸役所の入用を減じ俸祿は全く賜はりたり寛政六年御補佐御辭退の時も御歸城被成結搆被仰蒙せられたる上久々の御歸城なればとて御家中一統へ下され物あり文化五年御歸城の時も御自筆にて難有御主意被仰出御書院格五百石以下へは金五兩宛舞臺格は二兩無格は一兩二分組の者は一兩帶刀の者は二歩づゝ下さる御自筆讀渡の時感涙を流し拜聽する者多く公の御獨斷より出でたる御主意にて御役人も知ざる事なれば難有銘肝なしたり御家中の事に心を盡させ給ふ事此等の事は其大條目にて此外種々多けれども臣が輩の聞しも有り聞かざるもあり又外へ發せず止らるも定て多かるべき也又農商の事に心を用ひ給たる事は天明三年は稀なる甚しき饑荒なれば町在貧困の者食すべき術なく爲すべき業なきにより御城下會津町追回の裏の土手は大隈川を防ぐべき備なれども近年次第に卑くなりたれば彼の貧民を集土石を運び增築せしめ米錢を與へ救恤の意を示し同四年是迄村々拜借物多く有り平年だに貧乏の民今年の飢に苦しみ疲れたれば後年の所は志を新にし業を取立べき心得ならば故に復せず戶口も減ずべき事を計り拜借物許多の內半分は下されば半分は五年賦に上納なすべしと命じ又豐熟の祈禱ありて御守を御家老分手自ら渡し夫より大庄屋へ下さる去年大飢の時富有の者錢穀を散じ回里近村を救ひし者顯賞して感札を賜はり其屋の門に掛させ火災有て延燒したる者へは御救として米一俵稗五俵づゝ下され三の丸に舊來數段の水田有りたるに此苗を蒔しめ凶年の翌年なれば苗不足の村里へ皆頒ち與へ給ふ民感泣して喜奉たり賤き者ほど老たるを養ふ道も疎く敎にも背き長を敬する事をもしらず因て九十歲以上の者へは町在男女に限らず一人扶持宛賜はり老者を養はずんば有べからざる意を示し奧羽の陋習にも混せず貧なれども子供多く育て五人以上に至るものは賞として米一俵を賜はり村每に帳を調べ庄屋より御使へ出し長百姓より皆次橫目へ出す此帳を以て併せ見れば民の費用具に諳すべくして姦欺を爲す事能はず年貢上納の事動もすれば遲延

に及ぶ故其業を勵さん爲日限を定め第壹より第三に納終りたる村へは酒一斗鍚十枚を下さる村々動もすれば疾疫流行して男女死失し生口も減ず是は畢竟出生の子を親として害する等の惡風俗不仁の事より邪風を感じ致す譯を教戒し又市女を請ひ彼の死たる小兒をよせ村婦等に聞せ恐懼して後來を謹まん事を欲し越後は人多くして婦人迄も能く業を勵且子を害するの風もなく白川の在には婦人少く娶るには金を出さゞれば年壯成者も妻をもたず田地を受け多く作る事能はず自から土地も餘り荒廢も年を逐多き故越後より女をよび嫁せしめ一ふ此年四月御領分湯本村を身から巡見の爲曉七時より出遊し會津領塔の峯まで至り湯本へ戻り給へばはや日も山に沒したる頃なり然れども願なくして城外の御止宿は憚あればとて其四十七八里の路を乘馬なし給ひし草臥をも厭ひ給はず從臣等に腕推相撲などをさせ股引着ながら其夜を明し明れば木地小屋を廻り申の時頃歸給ふ此湯本邊農業は勤むれ共土地瘠たれば民貧し是を見給ひ家毎に稗五俵づゝ下さる乍然其餘の村落貧民もあれば恩惠はならざるも政治の道に非ざれ共悉く下さる事も難けれ迚此村共より馬履三十足を出さしめ履

の料として賜はりたり天明六年此年も關東筋不作の所十二月御城下大工町より出火して十軒店本町上の臺新藏間町年貢町櫻町八百町梶町善即町長屋町盡く燒失す公速に御出馬乘廻し防下知爲し給ふ火鎭りければ町方の者凶作の打續たる上なれば氣落し致すべし引立下さるべしとの事にて早く炊出御手當被命大手前廣場にて御幕圍出來握飯而三日の内下さる穢多町の者は米一俵づゝ被下さて此年の事に困窮の上の事難儀たるべき旨思召され厚き御手當も可被仰付御主意も在せ共打續き凶年以來凶作御不納多く有る上の事に付思召にも不被任されども御出馬にて御見請被成別て不便に思召さるゝより御初入以來御衣食を初め嚴敷御儉約なされ諸役御益金人々寸志差上金外御用には決して御用ひなく國家の御備と思召され候へ共格別の思召を以て類燒の者舞毫格無格へ別段御手當金下され町の者へ少分ながらと申事にて五百兩被下同六年伊達信夫の御領地蠶業の地たれば蠶の能出來る神符を得給ひ下され郡中へ疫疾除の妙なる灸穴を繪圖とし米穀豐熟の祈禱札を併せて下さる御領分より年首の禮錢に熨斗包を添て奉つる例なりしを聊の物と雖も民に費ありて上にも益なければ

とて天明七年改て百姓の物なれば高百石に付鷄の尾二枚添奉り公の御持鎗の鳥毛修復の用に充て伊達信夫二郡は鷄少ければ有所の品にて絹長さ二丈五尺幅一尺四寸なるをそへ奉らせ旌旗の用に備へし町在の貧民子を害する事止ざるは畢竟貧苦より出たる所業なればとて寛政二年より物產を除き二人目より赤子養育の爲とて七夜過ぎに金二分十二ケ月目に又二分都合一兩づゝ下され此事を試に五ケ年の間爲し給はんとなりしが同九年に至ては又增て七夜過に壹兩十二ケ月目に壹兩都合二兩づゝ賜はりたり又質物奉公とて在中にて金を借受奉公する事あり此利高利なれば一度借る時はたやすく償難きにより家業も復せざるを憐み拜借金を下げ貧くして妻を娶り難き者へも金を貸し與へ伊達信夫難澁たるにより寛政十二年より十ケ年の内免を下げ手當をなし白川郡三條目村は相傳ふ本は鎌倉權五郎の領所にて今も鎭守は權五郎を祀りたり鳥海彌三郎が權五郎を射たる時蘆毛馬に乘たる故此村にて蘆毛馬を畜はず矢の譯を以て竹を植ゑず是を犯せば災ありとて恐あふ吏人より神は人民の爲をこそ思召けれ斯る偏執はなき事なり蘆毛にても苦からず畜て農業を勤むべし竹植て我屋を修理すべしと諭せども聞入れず因て吉田家へ乞ひ鎭守へ告げ蘆毛馬竹を植るの免許狀を村へ下し給ふ公信夫郡飯坂溫泉を願ひ村々御巡見の時も道橋普請等の民力を勞する事は堅く禁ぜられ如此心を盡し給ふ故其後は知らず寛政年中人數を算せし時は天明五年に比すれば三千五百餘人增し新百姓も追々取立城北飯澤なんどは村落をなし所々にて高百石の餘も出來たり天明五年十二月朔日將軍家特命有て三日をよび五節句等の御登城のとき溜之間へ御出座あるべし拜謁は三日は御黑書院五節は御白書院と被命同六年將軍家（俊齋院殿）御他界御遺物として唐銅の花瓶一口口の花口一雙拜領し給ふ同七年六月十六日侍從に任じ御老中の上座と命ぜられ天下の大政預り（于時年三十歳）同八年三月七日將軍家（家齊公）未だ御幼年にて御補佐の命を蒙り玉ふ此御役中の事は幕府の義なれば公假初にも臣下等へ語り玉ふべきに非れば記す所百が一にも足らざるべけれ共傳聞し得たる事を此に記し置也是より先田沼侯執政の時天下の風儀敗壞紀綱のゆるみし事中々申も恐ありし御府庫なれども空虛になり連年飢饉打つゞき米價貴き事古今未聞にて京大阪は一石の米銀二百二三十匁の價にて江戸は一石三

百餘匁一百文に米三合づゝの價なれども賣米多からざれば買に術なく遂に窮民大にあつまり三都は勿論國々城下々々期せずして同じ頃より打こわしとて五百千の人屯して一同に富人の家へ押掛家屋を壞り米金を卷散し家財を碎き井戸川なんどへ打こみ初の程は秋毫も貪る事なし中頃より盜賊よりて米倉を奪取る此節にあたり賢執事に非ずんは人心を貼服せしむることの成まじと御評決ありて是迄かりにも御役など無き御家の我公へ執政を命ぜられたり公辭し給ふべくも思召けれどもかゝる艱難の間に於て辭し玉はんは臣節を失ふとも云べしと御心を決し給ひ御請成されしとぞ偖其日より嚴然として朝に立天下の澄清するを以て自ら任とし諂諛佞阿の輩を退け一時の賢人薦擧をなし（諸御役各其人を得て一時の盛なる事世上にて皆公の吹擧なりと唱へ奉る公御退役の後享和文化の頃までも公の御役中用ひられたる人は手堅風衆と異に見ゆと世上にてとなふるなり）是迄私の權威を弄し賄賂公行せし風を（一種の駕を拵ゆ權門駕籠と名け是に乘りて御役人をのり廻りし時の勢に付賴し事など申樣の風俗なりし）きびしく去り給ひても忍びやかに贈物などなしなば受もなし給んかと種々えん物など贈り奉りしかども信心より此事を惡み假にも汚し玉はねば後には止たり公大職に居て斯なし給ひば天下遠國の御役人清潔の風を貴び民大に悅びたり（租稅は定りたるものゆへ限りあれども賄賂に費るは量りなければ民大に苦たりし）又痛く博奕を禁じ姦淫不正の事を戒め給ふ諺にも天下の法度は三日法度など申て行れがたき事なるに此等の御法令の嚴にとゞきし事數年の間は其日に命ぜられし如く屹と行はれたり言路の開けざる事多年なりしに公虛懷を以て人を導き給ひし故に時事を申上し者多かりしとぞ或は捨訴或は駕籠訴とて御登城を待居てつと御駕籠の側へ出て書奉るに御駕籠へ取入給へば其者は難有とて感泣拜舞せし者もあり前々の執政は途中にてかゝる事あらんかとそれをさけて駕を飛せらるゝ事なるが公殊更に靜に駕を昇せ給し也武備を習はし大儒を召し忠孝奇特の者を賞したり儉素を尙び給ふ御旗本并に諸國の士迄も風俗速に變じ是迄ははつちを着髷はしより短き大小をきやしやに拵へ差たりしが兼て公の御家中の羽織袴共に馬乘明きたる木綿麻の類を着たるを見習ひ一統其風に移り笠なんともそまつの竹の笠冠り藁緒の雪駄をはき以前まで武藝の會月に三四人ならでは出ざりし師匠の下も俄に二三百人に餘る程集り盛りなる事也（此事後に劍槍など指南せし人の公の御儀を稱し申たるを聞たり）諸侯へ對しては格判の御政教なかり

し故に諸侯の行狀不謹に我儘なりしを上杉老侯治憲朝臣の能下を憐み政なし給へるを賞し阿波老侯重喜朝臣の放逸を沙汰し玉ひし故諸侯始て畏れ謹しみ言行をも檢束し人君の道を學ぶ心も出たり當時御役人の得失善惡狂歌なんどによみ連れ世の弄びと成す事流行したるに公御執政の始よりはたと止みし也此事御禁じにも非ず臣が西國へ遊學せし寛政丁巳の頃早大政を辭し玉ひし後なれども何方にても心ある者は公の材德を賞し奉り惡き業に習ひたる者其業の立がたきまま非議し奉る者もあり備中の神邊宿の隱者管太沖（此人福山侯の召徵を辭し隱者と成正敷人物也）此事を詠みたる詩に

柳鶯梅憞好意行。　江郷春色入嘉平。
風收木末鳥將語。　暖到波心水有聲。
仍見諸曹除舊弊。　近傳三府拔時英。
去年今日山陽道。　幾國塵沙正議兵。

公は菅原家にて梅花の御紋なれば備中鴨方の西山拙齋（是人至て方正剛直の翁にて多諸侯の聘をも辭し世に望なく妄に人ヲ賞譽する事なき人なり）早梅に托し二十篇の詩を作り天下の賢執政を得たる事を悦ぶといふ意を爰に述たり其首を記し置

侵寒貞操伴松筠。　秀外瑩中玉有神。
胸次清香千萬斛。　吐爲天下一番春。
既將鐵石做心腸。　五出英含萬斛香。
瑞露郷雲穴鐵粹。　瓊姿玉色斐成章。
誰云門廡多桃李。　仍見關山著雪霜。
從此春風廿四。　不教樸盜中年芳。

昔此類に頌美し奉りたり又公の御役前は所々の御關所の役人六ヶ敷金銀を貪り驛々人馬も賃錢の外に酒手と稱し過分の錢物を收め旅人苦しみ甚しかりしに公此事を一洗し天下の街道ゆく所として憂なく心安くなりたり拙齋此事を作りて

叄夫能從令。　顧使若家人。　又是維新政。
無人不自新。　馬隸知越公。　敎我且養我。
不問歳凶豐。

公未だ御老中の時京都大火（天明七年）禁裡御延燒によりて御造營御掛りは我公なり禁中因循古制を失ひたる事考索して古に復し給ふ南殿賢聖御障子の畫の如き歷史の志類を初めそれ〳〵其時代を考ひ新に土佐家の畫工をして寫さしめらる御輔佐になり給ひし後將軍家より命ありて是より先上京諸司引渡しの事仰付ありし所此度重任に當り給ひば右は御免なるべき事なれども旅裝も

既に整べく且つ東海道筋御巡見なされなば御政事の一助たるべきによりやはり御上京なされ御用辨さし急がれ歸駕なし給ふべき台命にて御暇賜はり御羽織御衣服御手自ら御頂戴又發程に臨んで御鞍馬一匹御印籠御藥御拜領なり此印籠は（松に日の出鷹梨子地）公の質素を貴び給ふ故にことさら御撰び有て花美なる品は下されず其中に御藥七種あり殊に一角は常憲院殿御杖の柄に成し有しをわざと切らせ被下たりとぞ（天明八年五月なり）京へ上り龍顔を拜し天盃御頂戴仙洞院を拜し各賜數多あり是迄御老中なんど上京の時道中は下部まで主の威を借り難題を申掛け驛々を苦しめ金銀を貪り人馬を多くあてなどすること久しき習はしなりしが此の度公は從者を戒め法度を嚴にし人馬の員數を減じ驛々へも假にも馳走がましき無用の費なき樣にと御供の者へは定式の外には飮食の類出すとも箸をも付けまじき約束し少しも花美なる事なく質素を示し給ひし故に驛々にて公の御人數末々小者までへ法令の行屆きたる事感じ奉り御退役後數十年の後と雖もその事を申唱ふるなり此時天下の賢明の人御通り故拜見すべしとて京大坂は勿論御道中へ隣國より男女共に集り夥しく道の傍にうづくまり拜し中に老たる者などは世の中を直し下さる忝なさよなど丶中掌を合せて拜みたりしも多くありしと我同僚の御供せし者の面たり見て語りし近頃武家の參內するに關東の御威光を借り天威を犯し奉り下乘札をも憚らず輿馬にて打過たるを公初て參內の時下乘にて輿より下り鎗打物をも其前に遣し少しも法制を侵し玉はざりし元より賢明の名を得給ひし公の如此なし給へば是より諸武家の無禮は自から止たり皇家にて大に此事を嘉し玉へば京都の衆庶皆喜び公の御事を稱し奉る事夥しかりしと也天杯御頂戴の時是迄關東より登られし諸侯手足以て這ひて席へ進まれし故公家にては是を關東の犬這ひと名付て嘲りし公もかの犬這や成し給はんと見居たりしに公は古禮によりて膝行して進み給ひ御威儀も美しく見へ給ひしとぞ進退の御取扱格別に叡覽し玉ひし旨關白家へ（鷹司殿）勅諚ありて進退見事叡感の旨關白殿直に侍べられしなり公京より大阪奈良伊勢等巡見成し玉ふ公大政に與り玉はぬ前は江戸にてさへ紀綱もゆるみたれば遠國は有司の意に出れば議すべき事も多かりしを御執政の時より種々の宿弊除けたり大阪の老儒中井善太（浪人にて懷德書院とて官より玉はりたる地へ讀書の室を營み諸生を敎授す名は積善竹山と號する人なり）を召て市

中の利病を尋ぬ下情に通じ上下ともに安逸せん事を謀り玉ふ御前後所見を錄し奉りし書數度なりしとぞ善太此時も詩を作りて奉り其以前戊申元日（天明八年）の試筆に

天明八歲正月。日暖風恬物候青
仄聽新藩勞二閣務一、爭傳賢相武二昭巡一
民歌宿弊蠲除日。世快群姦廢黜頻、
河岳朝來分外麗。便知萬國太平春、

又荒木喬といふ儒生の善太を召見し玉ひしを聞て作る詩に

越公當レ路佐二臺司一、文武賢才天下知。
執献二頌章一承二藻鑑一。且將二經術一接二光儀一、
中州姧究除レ名後。陋巷黎元鼓レ腹時。
雲泉坐亦風情足。靜對二青山一理二釣絲一。

と斯天下の老儒とも御德を美し奉りしを以ても正大の御政體なりし事量り知べし田沼侯執政の頃は大奧の權熾にして田沼侯へ集る賄賂日々夥けれども過半は又田沼侯より大奧へ進せらるゝ程の事なりしを公執政の始より嚴しく女謁を抑へ大奧の權を挫き一門に出で執政は天下の重職に復したる事實に公の大功なりと天下悉く稱し奉るなりすべて舊弊を矯め萬事一新なし玉へば舊習に染みたる人は側目して惡み公は又國家の爲に闡明の量を一杯に推ひろめ少しも顧る所なく處置し玉ふにより傍にて身を縮め畏るゝ程の事も有り老公も此事はふかく案じ思召たりと也臣子の心にてはほか樣にて飲食なし玉ふをも氣遣しく存じ奉れり江戶本所深川出水の時動もすれば屋宇までもひたり溺死の恐も有るにつき公建議して高き臺三ケ所に作り中洲を取拂ひ墨水の堤に櫻の舊樹少しあるを多く植付たり又町中諸掛りの多かりしを法を立掛りを減じ其減じたる銀を以て籾を買ひ年々常式として官の御入用にて向柳原へ倉を立て籾を蓄ひ飢荒又は町方不時の手當となし玉ふに（公退職の後も追々所々倉立囲籾出來る）小人の情は只目前の事のみ欝むなれば町方にて是彼評論を成し或は番町其外火除地出來の時も公を訾り奉るも有りしかども御退職後火災のときにも思慕し後文政三年の大火五年の不作などの節も右の倉より米出して貧民へ炊出下さる其餘痲疹流行又は町方の鰥寡孤獨の者訴次第今も賜はる事とぞ御惠政の事今に至て思ひ當るべき也朝鮮人參の事有德院殿の御時已に御世話有て病に利ある事を教へ玉へども習俗久しく廣東を用ひ來り醫家といへども朝鮮の功を熟知せざり

しを公御拜領の人參少許を長崎奉行へ遣はさる唐人へ見せ交易を致すべきやを尋しめ給ふに唐人直に鑑定出來兼持歸り明年來りたる時夥く調へ度よし望みたりしより此方の人も實に朝鮮人參の貴重を知て病人へ與へ功を奏する事とは成阿蘭陀人の說を聞給ひしにや西洋の國にて段々遠略をつとめ蝦夷東北の諸島をも屬國となす事を知り江戸の藩屏緊要の地伊豆安房の海岸防禦の設無んば有べからざるに因て御巡見成し給ひし（寛政五年也種々御處分の思召も有しに無程御退職被成たれば其事行れずして止みたりとぞ）其邊驛亭もなき偏地常の旅客だに至らざる所なり況して公侯の通行絶て無事なれば民の患とも成べし且不慮の心得共なるべければとて乘馬に武具杯駄し公自から腰へ辨當つけ秋毫も民を病しめ給はず公の御遠慮を存じ奉らぬ者は治安の時に當りて事を好み給ふ樣にも議しけれども文化四年魯西亞國より蝦夷の奥へ寇し文化五年長崎に來り無禮の振舞せしを以て始て公の遠慮深謀を感じ奉るなり將軍家にも公の事は格別に思召御恩眷の厚き事比少なきとぞ御恩賜等も多き中に御鞍鐙天鵞絨に御紋付の御鞍覆拜領し終つて此御覆は御三家にも御用ひなき重き品なるを常用に成し給へと命ぜられて賜はりたり併ながら賜を敬し給ひ御役中はわざと御用ひ無之より若君樣御不例の事ありしに公心を盡し御療養の事申上られしに將軍家御實意の段御悅遊ばされ夕方迄も獨公御居殘り御大儀に思召さるゝとの事にて御藥など賜りねもごろの上意も有しとぞ日々若君樣へ御目見へ成され御樣子御考成るゝ樣にとの御懇命にて上野へ御成の時も御留守中御案じ被成るゝに付公在し給へば御安堵に思召るゝ間御先詰に及ばず御留守居成さるゝ樣にとの御事なども有て君臣の御間の親しき事比ひ稀なりとぞ其餘諸國回米南山の御取締公家衆下向之勤改正を始として尊號宜下の事にて正論をあげ給ひたるよりして朝鮮聘使の事も皆御取扱有之しとぞ其外御國用も整ひ御府庫も御充備に至り御武器の御修理を始め種々の御成功ともありし由沙汰すると雖も我輩の聞得べからざる事故畧之されども天下の名望公へ歸し威權も日々加はり給へば國家の御爲め不可然とて甚おそれ將軍家も御壯年に成給へば御直裁なされ可然とて御役を辭し給へども御許しも無りしが内々の御願四度に及遂に寛政五年七月廿三日御登城御懇の上意の上溜詰に仰蒙せられ少將に御昇進なされ別段に溜詰御勤なさるゝ御家格と仰せ

蒙らせらる並の溜詰の勤詰先立御禮の節御着坐等御免なされ月々二三度づゝ御機嫌伺として御登城なさるべき旨命せられ恩眷殘る處なく公も深く感歎に堪給はず後々毎年七月廿三日を以て御祝日と唱ひ御家中一統出仕當番の者御殿詰合の分へは不殘赤飯を下さる事也溜詰になりて公は是迄の如く御老中部屋に居廻勤をも爲し御料理をも頂き給へと申事にて御右筆衆も御廻勤の日上書など書て參すべきなど外並になき懇切の事也其上御城内總下坐と御出さる此事は御役の外は代々溜の諸侯といへども決して無き事にて我公ばかりなりとぞ公も有がたさの餘り感泣數行して御老中の部屋より出給へば中の間の御役人或は涕泣し又は失色し餘波を惜み奉る夫より御目付へも對し給ひ是迄の挨拶なし給ふに皆聲を發して泣き公の辭職を悲その數度願ひて職を去り給ひし事は御役人を始知らざる事にて俄に御役はなれし給へば人々疑心をも懷き風説も種々有りけれど皆虛妄にて殿中にて即日御役人へ仰出さるゝは公の成し給へる通り聊も改らるゝ儀是なき旨なり公も又思召すに京大阪初遠國の御役人も皆公を倚賴して勤められたれば心得違などありて此上の御不爲となりては本意なき事に思ひ給ひ御親類なれば鷹司殿始書札を賜り感權已に歸して國の不御爲將軍家御年も積給ば御直裁然るべく且つ公御病身大任に堪がたく數度御内願にして今度首尾御免を蒙り給ふ旨申遣はし給ふにそれ〳〵先方よりも返書に國家の爲に深く御辭職を惜み一分に於ても張合なく力を落さるゝ段懇切の意書詞に溢るゝばかり也しとぞ偖て其當分は月々二三度づゝの御登城成し給ひしに何とか御用も有て斯く御登城も有樣に巷説また〳〵にして彌々權威御身に歸する勢ひなり其上吹上の御庭拜見被仰付或時は御目見の砌於馬場大的の射術あるを拜覽有て御下の御膳頂戴なさるゝに始終御側衆御取次御小納戸頭取御あいしらひ也（是等溜詰の御趣意にてはなく御親戚樣へ對せられて御あいしらい御同樣なり）伊勢國白子の船頭幸太夫と云者魯西亞國より歸りし時も將軍家上覽所の御勝手へ幸太夫を召出され公にも段々御尋ある樣にとの御意あり幸太夫御尋後又公を召し御存寄等をも御尋あり還御の後公にはゆるりと御酒御頂戴なさるべき旨命じ給ひ御庭の菊花玉川の年魚など御拜領又駒場鷹御狩の時も御供に命せられ御馬上より種々御咄あり公も御馬上にて御請なされ御膳所にても御懇の御物語御酒御肴御頂戴なり

此等の御恩遇例もなき程の御儀なりとぞ又溜詰仰せ蒙せられたる御悦御見舞として御門前市を爲し御登城の時御同心迄も越中守殿御上り抔と叫び罵り騷ぐさま御老中よりも盛なりければ深く恐れ給ひ此勢容易には避がたしと思召兼て月々三度御登城の處御老中へ御達しなされ外溜詰幷に月々一度になされ御役人の訪見舞は一切謝絶し給ふに皆御厚義を慕ひ御親しみを蒙らんと求めらるゝ事懇切なれ共嚴しく斷り給ふ臣典の知る所は御儒官の柴野彥助岡田清助尾藤良佐など申は皆公の御吹擧にて召出されたるといふ人々にて執政の間は時々機密の事をも詢訪し給ひしが御退閑の後も此人を慕申さると云とも敢て對話を成し玉はず儒官すら如是なれば要路の御役人は御對面もなかりしなりかく成し給へども威權未だ御身に在る如く世の人唱へ奉り嫌疑を免れ給ひ難ければ又々外溜の如く御先立御禮の節御着座等御願なされけれ共今度も願の如く仰付られず併し此時より御用部屋通りは止表錠口より御座の間へ召させらるゝ事となりし也其後着座等相勤たき旨申上候處やはり是迄の通と被仰出し也尤御機嫌伺として御登城の時於御座之間御目見御懇意の眷遇にて或は若君樣御同座にて御成人のさま拜見成給ふ樣にとて御側近く出給へば御立被成樣御座なさる樣になどゝ樣々に成されて御成人の御もやうを御拜見なさしめ給ひ其外御役中の通り或は玉川の年魚金山松茸府中の熟瓜等御側御取次より自筆の書札を以て拜領の旨申來る（是は御老中の例ある事と也）御漁獵の肴御座の花木等不時にも拜領あり（是は御老中にも例なしとなり）御退職より十餘年を經て只今に至ては御權威も全く上へ歸し嫌疑も絕へ人の目を屬す所は只御德義のみにて天下の得失善惡に付てつまりは公かくて在せば何ぞの時は出給はんなどゝ口ぐせの如く申事なりし御恩遇を蒙らるゝ事も年月長き間に全く替る事なく御老中の内も御當家重臣に未だ公の如く終始を全ふ成し給ひしは無などゝ御噂申さるゝも有と也公御體は弱く在せども御志の武く物に堪給ふ事人に勝れ給へば驚くべき程の事時に爲し玉ふ御歸城の時連日雨降つゞき太田原迄至り玉へしに佐比川と云川出水して渡かね人々ためらひし時公御踏込を着ながらつと川へ入り玉ふを見て御供の面々一同に思ひ切て水へ入り助け奉り山川の水勢早く腰より上に漲る所を難なく渡りしが追々水嵩增し跡より渡らんとせし輩は皆渡る事叶はず踏止まりし

也公は其夜鍋掛に宿し玉へども夜の御襖も跡にのこしたれば只坐して夜を明させ給し此等も畢竟は此家中の英氣を引立玉ふの思召なるべし御徒士に御手當なされ弓稽古を始め御用米番一統鐵砲稽古仰付られ其外の小吏も鐵砲稽古を許され江戸にては御賴にて隅田川に水練の稽古をなさしめ白川は追廻し塲を御借なされ稽古ある江戸にて鎌倉へ遠足の御沙汰あり夜こめて出此日に歸りし者もあり文化四年魯西亞の賊松前蝦夷を亂妨せし時南部津輕を初奥州の諸侯早追を以て日々江戸へ注進す白川は此路筋故風説も有て志有者は種々手當を爲し萬一の備怠らざりしを志なき輩は多き習なれば反つて嘲りなんどし自ら是とせしに江戸より御自筆を下げ志有るもの有旨奇特に思召るゝ段仰出されしかば夫迄志なき者も自然と手當をなし有る者は英氣を增したり海濱御備掛と云職を命じ越後御領分海濱地それ〳〵御手當鐵砲石火矢の制を定め不虞の備を立人數の內調を爲し置る公嘗て蠻國の兵制を穿さく有數年の力を以て諸蠻書より抄出して其圖を錄し詞は蠻學者をして和解し漢學者をして漢字に爲しめ遠西軍器考と名付し御着述あり魯西亞亂妨の時に大に用を成たり又蠻國の事

實地理など多く御自筆にて數十部出來一箱として教授學頭（學頭は三人の內一人に命ぜらる）に預て蠻國火術數年せんさくを積て備へ竝に兼て御家中の內にて荻野中島等の諸流を習はせ置きそれ〳〵の書を集め當年迄十五六に及べり凡流の傳と蠻の術とを交へ夫を盡し取捨して御家の火術となし無双流と名付給ふ自ら書て其師へ傳へ今の軍學は治世になり太平の時作りたれば事情に合はざる事も有り蠻國へ敵する事などは講究もなければとて軍書五冊（右屬する書も多くありと也）を著述して自書し給ひ軍師の家一子相傳と命じあたへ給ふ其中必勝の策といふ三四策最深く秘して授玉ふと也是は諸流の秘書を皆集長沼謙信北條など口傳の書其餘三島流の類迄も御集合又御家の軍法をも無双流軍法と被命其外大馬印小馬印總旗は舊來紺地なれば夜中見分け兼るにより追々に試し源氏の色によりて白地にして御旗本は金紋其餘は黑紋と定平士の假名指物は紺のねりに金文字を用ひたりして改めて地は絹麻の類何にても文字も染ぬき或は打付書にても泛く急速の間にも辨ずるを主とし馬印は棹持にし御旗是迄は一筋背負二人控綱を取りしに不便なれば諸家武功有し諸侯をも問合せ玉ひ人一人持と定め手代りを付御

先手足輕を大筒小筒と定御物頭の上席に鐵砲頭といふ役を立舞臺格にて大筒役と名付鐵砲頭の組となし玉藥を與へ月々六度宛稽古を爲さしめ諸士の二男三男十七歳以上の者を撰び獲物組と爲しそれ〳〵獲道具を持事ある時は一方を引請平日は互に切礎して人物を譴むべきの御主意なり武器は樣々出來ず其內御襲位以來文化五年迄十匁より五十匁百匁迄の筒百三十八挺出來たり神器備といふ御工夫ありて御備中に一人備る事に定め玉ふ足輕鐵砲の放方も御考にて改り甚手廻し宜しきと也尤古實を好み給ふにより古製の鎧引立烏帽子直垂(此二品御家中にて着し可然旨近臣などへ語り給ひしより御祭事の節など用ゆるもありし也)腹卷毛沓尻鞘馬具其外やたての類迄古實を吟味し製し玉ふ火術は別て他に無妙術必勝多しと斯の如く物事とゝのへば焰硝とる者なんども集り鋼も御領中(牧の內)より多く出づ焰硝は蓄ふるに火の恐れ有所工を成し給ひ二品藥とて白焰硝上灰ばかりを製し置硫黃は別に製し置用ふる時に臨て合すれば用を成すに妨げ無くして平日は如何なる手近の所に納るとも火の恐なしかく銃術の事心に用給へば具りても彼銃を防べき術無き時は事未だ備らざるに付楯の事工夫を凝し試給はずと云物なし公御襲位の始より學問を勸め御家中一統忠孝の道知らずして叶はぬ事を說示し大臣政務に預るの徒別して道理に暗くしては國家の事を處置し難き旨諭し給ふに大臣を始皆學問に志を向けたり寬政三年會津町二番地に於て士屋敷二軒の地を併て學校を經營し立教館と名付御自筆を以て額字を書し會業素讀習書算數容儀の稽古所をそれ〳〵に作り教授學頭學校目付(後文化四年に欠役となる)句讀師等の役を命じ男子十一歳以上の者皆入學すべき旨御家中へ達し御令條とて學問の大主意御自筆にて御認被成學校へ下げ年々開講の日讀しめ武藝の稽古所も其傍に建て各師匠を命じ其門人の內にて頭取世話役(此頭取は後に止)等を立てそれ〳〵御手當金を被下人材生育の御世話の厚き事言も盡し難し武藝の免許目錄の印を得學問も其位により時々賞し金銀をも賜り學問に志厚ものを御殿へ召し自ら大學を講じ其義を敷衍し文字に廱き者にても能聞得る樣に說示し又自分積善集と云書を著し學友同志六十人宛社を結び御著述を題とし議論を爲し互に善を進め過を懲し實事を專らとし學ばしめ御近習の人々も此意承知致し實義の奉公ある樣にとて御次に於て會集し又大身の嫡子年若き人々を召し古人の忠孝義烈の事

などを引き心術の微得失の分など細々說示し人材成就いたす事公御一家の御爲めのみならず一藩有材の人仁政を執時は天下の强みにして直に天下の御爲なりと御懇切の敎を示し又公格別に達し給ひたる柔術御指南成されしが其時も種々御議論ありて治國安民事を主として敎給ひしと也又劍槍達者の若者を御庭へ召し甲冑一縮して終日其業を成し筋骨を練しめ或は御次に於て暗夜に御近習の者を帶甲なさしめ御遲速を試み御家老の宅へ御入の節も（御家中御入の事も敢て輕々數成し玉はず御一代の間御老分の外へは御出なし）弓劍槍詩歌を爲者を招き饗應をなし能興に入玉ひたる時鄙曲など爲し給ひ御近習或は大身の子供に横笛笙など吹かせ給ふに過きず假にも興に乘じ流れ給ふ事なし享和元年學校御再建是迄の外に土屋敷二軒の地を加へ講堂其他局々殘る所なく出來し文武とも追々上達のものありて御誠意の御世話の驗も顯る（公夜御寢に付給ふ時人材の事など思召付られ候時は喜び眠り給ふ事なども忘れ給ひしと也）（追々出來御封内様子の宜敷）御藏書も年々買上或は寫出來御近習當番之者常に御前にても机を据ゑ寫物を成し文政六年二萬餘卷に至る寛政六年十一月二日學校へ臨諸生不殘集め其所業を考試し給ふ（講義詩文素讀等也）此後御歸城ことに或は學校或は御殿に於て考試をなし學校再建の後始て御歸城の時は御親學と唱ひ學校へ臨み敎授の者へ大學首章の講釋を命じ學校掛り諸役人諸藝師範を召し講堂兩側へ列座せしめ公は中央の御座を占給ひ庭上にて舞樂を催し御吸物御酒を下さる子供は兒輩の內素讀を能讀者に其日計の通ひに命ぜられ諸師範へ文武の業盛に引立べきの命あり其前までは御考試も當に讀むべきところを前月振鬮を探て極たりしを文化三年本御考試とて席上にて鬮を取各直に其業を執行す御考試後諸生へ御酒吸物年少の者へは御菓子を下さる井上龜壽松平八十郞鳥飼桂助幼年にて能く書を讀ゆゑ孝經を下され（此三人以後十四歲迄に四書五經を讀終る者へ孝經を下さる）御文章を作り三人へ松卿竹卿菊卿と字を賜り清水鐵吾學問に刻意し江戶修行中病に罹り病中ながらも怠らざる事を聞召死たる時御香奠を下され靑木惣右衞門年來劍術を心掛け四十歲餘にして始て自得成りたりし時御歌を下されて勵し其門人山內又十郞石原兵左衞門を召御詠歌を賜り市森傳左衞門も四天流劍術指南にて自得する所有て門人も大勢進勵たるを賞し他の師より異なる御あいしらひを蒙り役義も結搆に進み岡田平右衞門の弓術に工なるを賞して公の師より受給ひし傳書を讓り靑木長吾長劍を自由

に遣へば望に任せ三尺五寸の長大刀を鍛させ其費用を下され齋藤金藏は大銃の手打を成す故御手自御座右の十匁筒を下され松村忠右衛門が力量有れば大鉛を打せ下され學寮諸生の粗食を聞玉ひては時により鶩を賜ひ或教授學頭へ熊の掌を熟して賜る類文武に付て細々御心を用ひ玉ふ事數々也無祿二男三男迄も文武他所修業の志ありて貧窮にて遂事能ざる者は願出れば修業御手當として一人扶持に金三兩宛年々に賜り此力を竭させ玉ふ臣典なんども全く公の御世話を以て少しく學得て之を學職に受る也（臣典格別の恩遇を蒙りし故公の御德義を記するに或は溢美の事あらんかと疑ふ者あるも計るべからず併ながら臣が此傳を作る心持は古の臣子が君父の謚を定むるに少しも是非を極す其君の德相應の名を撰んで命するといふ事目付として認るなり菅て君の美を張大にする意なし見者請ふ是を實錄として可なり）舞樂御取立の事は始は本多吉人と云浪人を請音樂を教へしめ後年若者に命じ公儀御樂人の門人となり皷管の類を學び田安に悠然院殿の御考を以て古樂を復し玉ひし時御志を受け學びたる長野靱負といふ人あり此人に舞を習はせ御世話故數年の後は武昌樂青海輪臺など舞人數十人出來團亂施春鶯囀別狀樂皇帝破陣樂の大曲天下に絕たりしを田安の復古を繼御家にて出來たり此御主意一つには父教の助と成し給はん爲め二つに御實父樣天下に絕たる古樂を起し給ひして中絕せん事を痛み給ふ故なり於御宮五常樂の千返吹萬歲樂の百篇吹學校に於て每月一度宛試樂と稱して裝束して舞樂を成しめ給ふの類皆廢絕に至らしめまじとの思召なりとぞ諸藝の稽古公より命じ給ふもあり或は願ひて學びたるも有て是迄御家中に無き業を習ひ得たる者は荻野流中島流佐々木流井上流の火術伊勢流古實稻垣流馬術新々蔭流劍術音學明琴を始學問醫術筆道槍術手裡劍鐵砲師鞍打方彫師面打方表具師瀨戶物師の類也白川以前に聞及ばざを〇〇〇（其儘）山といふ能き相撲取出し故御扶持方被下刀鍛冶具足師天文蠻學等の達人を抱へ須賀川の商人に田善と云銅版を工に彫り阿蘭陀製にも減せず此者へも御扶持方被下如是人才も盛になり又長幼の禮を知らしめん事を欲し尙齡會とて御家人は七十歲以上農商九十歲以上の者を集め酒食を下され老たる者故多く事を歴たれば存付もあらば何にても遠慮なく申上げ互に打とけ咄合或は謠或は流行歌をも歌ふべき旨命じ學校並に御殿に於て前後三度此儀を行れ信夫郡飯坂の溫泉へ浴し給ひし時も寬政十二年三ヶ所において御封內の老人を召集酒を賜は

り公其所へ出御役人に對し老人共の事彼是物語抔なし玉ひしに老人ども皆感泣に堪ず有がたがりたり御家中無格の者は諸士へ對し木履をはき難き法なる處老たる者寒天の節など泥土へ踏込禮を爲す事不便に思召し無格なれども老たる者は木履を許し玉ふ御家人の事はかく御教道の筋も調ひたれば此上農商を教へ玉はん爲又御城下並須賀川町に郷學を立敷教舎と名づけ（御城下は敷教第一舍須賀川は敷教第二舍と名付く）讀書手跡算術の師匠を立て御扶持金銀を下され子供の内より能教導を成し追々風俗を一新致す樣にと命じ給ふ教導の意を御自筆を以てしるし給ひ教授に命じ漢文に直し敷教條約と名付教へしめ又時々教授學師を遣はされ教諭なさしめ公も須賀川へ行給ふ時は必ず郷學へ至り給ふ又御仁惠の事も多かりし中に八丁堀の流梁濘に埋り舟も通せず御藩邸近所の商家難儀せし故官へ乞ひ給ひ幾多の費用を出し速に其功を成せしにより其利蒙りたる人多し入牢の者先々より僅に命つなぐべき程の食のみ與へ鹽を與へざりしを聞給ひ不便の事に思召し鹽味を與へ食せしむる事となり（天明六年）江戸御藩邸の中間部屋は年々疫疾を病む者あり賤しき者なれば醫藥も心に任せず治すべき者も死に至る事を憫み濟ひ給はん爲に毎年正月元日に蒼木を燒き疫氣を除べき旨命じ給ふ天明六年御城下町火災ありて小役人まで延燒す連年飢饉の後なれば人民甚だ疲れたれば有司をして飯を炊き飢民に與へ延燒せし舞臺格へは金三歩無格へは二分町々へは總て五百兩穢多へは缺所金十兩を下さる町在とも火災の度毎米稗など下される事也蝦夷地へ魯西亞亂妨せし年は公儀より御役人下り兵器の類許多下り夫役甚夥かりければ滯なく勤たる賞として郷中へ錢二百貫文を下さる朝鮮隣交の費國役高百石に付金壹兩上納いたすべき旨天下一統公儀より觸有る處村により一度に納るは難儀なるべしとて官へは一度に公より納め百姓の手本より年賦に納めしめ給ふ（此等の民をいたわり給ふ政甚多し悉く記しがたし）天明七年は米高直に付江戸御藩邸近所の商買も飢に苦しむにより錢財を賜り救ひ給ふ御封内の庄屋約付封座目明山守なんど云ふ者も是迄御給米の半高づゝを下されたるを思召を以て皆それ〳〵其數に疊て賜はる也國產の事に心を用ひ玉ひ織屋役所を建役人を命じ小身の御家人の妻子なんどは或は織座へ出で或は家へも持かへり絲を繰り絹縮緬を織り其賃を以て親夫の俸祿の不足を補ひ塗物役所を拵へ貧窮の者へ

塗しめ孟宗竹八幡の竹の根生姜さつま芋館たばこの種を求て播かしめ宇治より傳を受茶を製せしめ玉ふに上品の茶出來る附子人參たゝみの表等作る其品により多少の善惡はあれども皆出來ずといふ事なし寛政八年より町盆のため新馬市取立年々四月櫻町の他所の馬多く來る是爲めに御下げ金あまたある楮を植させ紙漉を抱へ土地米多けれども酒味惡ければ他方へも賣れ難く所の盆も薄ければ上方の造酒の方を學べしとて會律より村民を請ひ藤屋といふ酒屋へ預け酒を造らせ其後も追々上方の造方灰の品を撰びなどする方を聞せ御世話ありし故に近年は昔に替り味宜しく成たり町方に卸物を爲す程の大店なく不通用なるを以て卸店を取立べき旨命じ御下げ金ありて絹布太物綿鐵物何によらず卸賣をなす城西甲子の温泉は名湯なれども僻地にて路險阻小屋も破壞したれば入湯の爲め道を普請し小屋を營み不自由なきやうに成し三十餘棟の御藏出來堀拔井戸四ヶ所うがち御城下南は境の明神北は須賀川上小屋村まで道の兩頰に並木を植橋を修復し掃除をなし置るゝに公の御封内へ入れば問はずして樣子分るなり山林へ御仕立の杉欅栗くの木檜松椙唐松樫柏胡桃檞男松桐だもの木楮桑漆みつまた枳柿寛政十一年まで凡そ八十二萬三千四百七十三本也其後も追々苗木出來れば實に夥だしき事にて已に文化六年の大火には御家中町までも八千餘の木を下されたり其外骨柳苗木きせる張紙多葉粉入紫染の染屋を江戸より招き下し須釜山にて鐵山の取立種々の事を成し給ふ其夥しき事にて諸役人はじめ無用の事に多く金銀を費し給ふ樣に存ずれども公は少しも厭ひ給はず御身に付たる事には費を成給はぬとも國を豐にし民を賑はすべき事には上より金銀出れども下へ給ふなれば嘗て稱ひ給ふ事なし臣等が幼弱の時は御城近き山々も樹木はなく只草ばかり生じたりけるに近年にては立茂り貧民などは薪とるにも豐に下刈なんどなして人の知らざる所に御恩惠の周ねき事感歎するに餘りあり（此事につき山林茂りたれば猿鹿多くなりて田畠を荒すなどといひのゝしれども是は外を知らざる論なり近年は如何なる故にや何方も猿鹿多く出農事を痛しむる事也臣三年前越後へ行し時も猿鹿の憂を聞今年紀州駿州にても多き事を聞き何の國にても樹木の世話あるにてもあらざるなり）諸士屋敷商夫の店まで二十年に比すれば葺治して樣子の宜しき別の所を見る如く也又御藥園を取立種々の良藥を求百姓町人までも望の者へは與へ其品々聊の錢物を納めしめ利病の藥疫病除など貴高

の家には傳はり得難き方なるを公しば〳〵其家へ至り求め得て此御樂園に下げ衆人を救ひ給ふ事の費を賦ひ八天狗は火を鎮て尤靈なる神なれば札を御家中始め御領中へ下され天明八年より町々の堺へ木戸を建て物騷の時は其木戸をしめ往來を改め年々十月より明る春まで二三百石の祿高の面々へ町方火の元廻りを命ぜらる吉凶の式時により時々になりては國家の體に非るを以て舊式又は小笠原伊勢流にもより吉凶の禮を大凡に定め親盡たる御方樣の御牌子を牌室と名付たる一室を營み納め江戸は火繁き地なれば御菩提所靈岸寺に土藏作り御牌室を營み置給ふ城北金勝寺の地景色なれば御別莊を作り其あたり櫻を多く植櫻山と名付又桃を植實は其あたりの人の取に任せ此地の櫻は花紅を帶たれども香氣乏しければ江戸より種をまかせ苗木など多く植御殿の御次の間は御家人の分は拜借し家内までも通行事を許し城東の山へ楓數千株植紅葉の山と名付碑を建て御歌を刻す

願くは千とせの後に我行て
めつらん秋の色をしてまし

其側に小亭を營み孟子の一遊一豫諸候度の語をとり此亭を一豫亭と名付け櫻山の御別莊を一遊亭と號す又城南大沼とて荒たる藪澤なりし堤を修せしめ給ふに功を用る事僅にして湖水は成たり其下流を開發して新田多く出來闔の水海と名づけ十五勝の名を撰び京師の高貴へ詠歌を乞ひ名所となし此所へも碑を建海内の名家へ乞ひ詩歌を碑の表へ彫し公も自ら千世の松原鏡山の歌を詠じ小亭を設け平常しまりを付す至る者は休息する事を禁ぜず共樂亭と名付山水の樂を衆と共に成し給ふ（舟を作り置御家中の者に貸し水上の駈引をも鍛錬なさしめらる）江戸築地の御下屋敷の園地を浴恩園と名付柴野彥助に記文を囑し時々御親族樣或は雅人を引き風流の娯を極め世子公子の御兩人共筋骨の丈夫付給ふ樣にと此池にてしば〳〵殺生を成し水練の稽古を勵み貴人の體を外し勞働の事を自ら成し給ふ公御若き時より劒術を精出し給ふに御相手の者も貴人に對する仕合など控へて打ち奉らざれば悅給はず稽古の事なれば人々の業十分に盡してこそ面白けれとて少しも取繕たる事を好給はず御指南木村茂之丞（田安の御家來）傳書を傳へ奉らんといふを業いまだ至らずとて辭して請玉はず茂之丞後に死に臨みたる時稽古所の事何とぞ眷顧を垂れ世悴業の成就を待て授け給はれとて傳書を

托し奉る世悴なりし人業進みしとき同門の高弟願て其傳書を授けたりしが其人も又死して幼年の代となれば又例を遂て傳書を托し奉れり鐵砲は天明四年の頃より打給ふに多く中り鳥など獲給ひし柔術は老に至り給ふ迄怠玉はず鈴木清兵衛が近代の上手の門弟も至て多かりし弟子三千人に餘る内眞に皆傳濟たるは二三人に過ぎずして公は其御一人なり御年若き時文武にのみ心を委る御中年には御政事を勤め老て餘隙を以て風流をも好み給ふ公郢曲を學び給ふとて侍臣を持明院家の弟子となし又催馬樂神樂を習ひ大身或は昵近の者など集め酒宴の餘興には自分も詠じ人にも謡せて樂み興何の宴にも男女を側へ分ち假にも妄りなる事なし傳授なんどいふ事公の嫌給ふ事など其傳絶ん事を恐れ持明院へ入門し入木道の筆法の傳を受け給ふ書は自から長ずる所とは成給はねども御名を慕ひ便を求め請ひ神祠佛寺の額ばかりも文化五年迄に七十枚に餘れり好んで寫物を成し四書五經榮花物語伊勢物語諸夫木集萬葉集大家集二十一代集枕草紙源氏物語など數十部出來源氏は四度廿一代集は二度迄寫かへし給ふ或日今日は源氏を九十枚寫せしと語り給ひし事あり和歌をば好んで讀み給ふ年々多き時は四五百首に至れり少き時も二三百首よりは減せず先に痳疹を患ひ御輕症にも非りけれども日々詠じ給ひしなり忘住所戀といふ題にて黄昏の宿といふ御歌よみ給ひしを宗匠家を始御秀逸とて上方などにて稱し奉りたそがれの少將と呼び奉るとなれども公の御得意の歌にてなきとなり享和二三年の頃の御得意なるを自ら抄錄しよもぎふと名づけ其後を後篇となし給ひし也今年迄の御著目錄左にしるす

自教鑑（御十四歲の御作）鸚鵡言葉、有芳御額記、大學衍義集註、信樂問答・花月双紙、

御文章御道之記類數部あれども烏有とし給ふ又通雅山水題跋等開板を命せらる古人の書畫道具の類絶へて好み給ふにも非ざれども御家にさへ集りたらば久しく全く有りなんと好古の思召よりしてより／＼藏し給ひ金石搨本の類も夥しく集りたる如斯種々の事成し給へども決して國家表面の財を費し玉はず御庭の手入時々の御酒宴に人をまねぎ詩歌の御會皆御手本の入用の内にて辨じ給ふとぞ其御手元金以前よりは過半も減じ給ひし事とぞ御酒の物なんど御到來に任せ又は兼ての干魚鹽物一二種に過ぎず櫻山の御別荘に遊び給ひし時臣等

も陪せしに鰹節へ醬油を掛しとの鹽漬と御肴にて公も陪遊の者も打とけて物語し御酒を下さる武器なんど製し給ふにも有べき品を御製作は表の御入用なれども物數寄の品は皆御衣食の有餘にて製し給ふ故に御腹卷一領を七八年かゝり少づゝ出來たる類なり是皆御儉德より出でたり鎧古製によりし二領今の世の胴丸一領著計の胴丸一領別に好みにて出來たる鎧一領此の腹卷の外也今年鎧太刀腰刀など無類に結構にしたまひて一品ほどづゝ揃ひしは外に示さるべきの深意とは聞へし公の御心を知り奉らぬ者は儉に過ぎ給ふやうに唱ふる者あれども世上の驕奢の目より見奉るゆゑなるべし無用の事には儉し給へども有用の事には少しも金銀を惜しみ給ふ事なし御一代の御實業十一萬石の御高にて中々出來すべきとも覺へぬ計の事にて別て不虞の御手當米金の備も立たる事世に稀なる御方と申すべし御物數寄にて出來たる月影箋錦の文から錦花鳥藻かつみ庭漆などは古き文なる見出したるより世人一統流行す世間にて甚賞し模擬して傳ふ者多し埋木摺花鳥橘の色紙短册不摺の類種々御好にて出來たり御年積給ふに從ていよ〳〵御德を慕ひ御懇なりし御方一橋尾紀水藩の諸親藩に至る迄御親しく田安は別て厚く御取扱有て御茶席打にて御夫婦にて御給仕杯爲給ふ讃岐守來りしに水戸殿も御出にて中立の節腰かけに至りひたすらの仰にて一榻に腰かけ給ひけれども餘りに勿體なき事ゆゑとて强て仰の時少し計かけらるまねし給ひしとぞ其外尊貴の御方々殊の外御親しき御事のよし諸候の交りて結び奉り度と望るゝ事夥しき事なれども斷給ひ交りの泛きを嫌ひ給ふ御役勤め給ふ人は別て痛く斷り若强て乞れ斷も爲かたければ前年勤王へし御役中の事聞かじ當時彼方の勤役を咄せまじと二ヶ條の約を守らば交るべしと定て交り給ふと也其一藩の政事相談なし給ひしは井伊掃部頭直中朝臣松平若狹守容任朝臣松平越後守康久朝臣松平紀伊守朝臣大久保安藝守朝臣九鬼長門守朝臣加藤遠江守朝臣酒井讃岐守朝臣にて一と通りの內に折々政事の談に及び給ひしは松平阿波守治昭朝臣細川越中守齊玆朝臣松平上總介齊政朝臣松平讃岐守朝臣堀大和守朝臣立花丹後守朝臣宗對馬守朝臣などにて知己と思召肺腑を傾け玉ひしは此外に有りしと也後見と云事餘りたのまれざる事なるが既に達ての賴に付表向領掌したるは松山家なり其內々賴んて後見同樣とて近親家老

の請たるは松平大膳太夫松平政千代松平金之助也是等も高名よりの事か公の御代になりては士道を失ひたる程の事ならでは容易に長の暇下さる事なく恩意を以て下を待給ふ中島八郎兵衛とて輕き侍の病に臥して已に死せんとする夜公伏し給ひたる御次にて誰とは知らず申上度事有よしに申たる故これを聞給へば八郎兵衛罷出也世忰儀藏不肖なれども家督繼しめ給ひと願ふと夢見給ひたる其夢の未だ覺給はぬ内に例の伺箱持來る封切給はぬうちにかの末期の願と知給ひて見給へば果してしかなり公も奇なることに思召し一首の御歌をよみ給ひたり

君と臣と三世の契はいかさまに絕せぬ者か夢の浮橋むかしより英雄の主も始め功業を立れば後には怠り生じて後世の議論を免れぬ事なり臣等が過慮には公御退職の頃窃に氣遣奉りしはいまだ御三十歲の餘にて天下の大名を成し閑地に居給へば恐らくは始ありて終全からめなどと申せし如くの義も計がたしなどゝ存せしに公の御謹愼閑に居ていよ〳〵勤め年を經て愈々御德を修め給ふ誠にとふとき事此臣等が私言にあらず實に天下の見る所也

羽林源公傳 終

千載之松

千載之松

序

近人著書日月孔繁然其有裨益於世者蓋僅僅也會津大河原臣教所著千載之松四卷纂集其祖土津公德業之盛可以爲人主之龜鑑裒然具備是則其有裨益非近人著書之可媲也今侯嘗屬吾先考序之未迨起稿而卽世因復徵予夫天之生大賢不世出或出矣而不得展其抱負者亦有之惟土津公以懿親封大藩遂入輔相幕府得以大展抱負而其功烈蓋世噫嘻可謂盛矣抑夫會津奥羽之襟喉也葦名氏已來以兵力爲一方之雄鎭然大抵武斷爲政尙譎詐功利而乏乎信義謙讓之風至公受封卽施仁政恤人民崇文教修武備舊俗一變信義遜讓之風蔚然而興雖河間東平之賢莫以尙焉迨猷廟厭代嚴廟幼冲承統公受顧命經綸大政是時距鞬櫜不遠侯伯未盡帖服加以明曆之鉅災人心危懼公與諸閣老同心協力推誠行仁政令諸中正遂能綏諸侯撫萬民而置社稷於泰山之安視之周公輔成王蓋不多讓焉夫以治國之才托孤之德其盛如

此而言行之詳世或莫之知豈不大可惜哉先是有土津公事實言行等書臣教又旁採
諸書參以本藩勳舊家乘遂克成是偏因取吉川惟足奉輓歌意名千載之松蓋欲使藩
侯知祖先之謨訓功烈固非敢公諸世也雖然是編一出俾世之爲人主者幸得讀以審
其德業之盛而師法之可以修身可以治國況爲之孫裔者尤所宜遵奉焉則是編之續
豈小補之云哉故予喜而序之其亦侯錫類之意然也夫

弘化乙巳仲夏月

大學頭林　㷆謹題

凡例

此書は土津公事實五卷言行錄二卷を經緯とし當世の耆舊俗文の筆記を搜得て採錄せしものに係る是其實に近からん事を欲し且つ事實言行錄の傳註にもと志したるまでなり其題號は吉川惟足見禰山に參詣の時詠せし歌の文字に取り窃に松樹千年ます〳〵凌雲の勢ひなるに譬ひしなり看者鄙意の寓する所を察せよ

一、固より世に公にせんとにはあらず又文章に刻意すべき者にも非らざるが故多くは古人の筆記古朴質實なる儘に編錄して當世の詞を失はず又其意を害せざるを願ひ漫に删改せず

一、重件要事をえらび年を逐ひて編輯したれども年時に難撃のものは類に隨ひ記載したるものあり又寬永に行はれし事にして慶安寛文に至り收結せるの類あり此の如き事は其所に悉皆記載す

一、土津公幼年の際は將軍家の公子にも似ずいかにもかすかなる有様に成長せられ世論紛紜として其實を明かにし易からず依て其頃奉仕せし筋目の家に存する留記の類をも探出し小事たりとも遺漏なからん事を期す但し壯年以後の事は重立ちたる事のみ揭ぐ

一、顧命を蒙られし以來全國の政事に勤勞せられ次に封地の事にも色々心を用ひられ善政良法極て多し今博採して遺さざらん事を期すれども廟堂之規畫は陪臣の知る能はざる所なれば他より聞き傳へしを筆記せし物に據る外なし故に其中には精粗もあり詳略もあるのみならず大策宏謨いか程も遺漏あるべし今に

至り捜索に出るなきは遺憾に堪へず

一、貞享三年有賀小一郎の記錄せる藩祖事跡中に天下の大政をも友松勘十郎が藩祖事實に載せし事は皆建議によりて行はれたるものなり例へば殉死を禁じ列國之證人赦免の類の如き皆然りと云へり當時勘十郎尙ほ存生の內にて特に懇意の事故此事の確實なるは顯然明なり讀者其心得にて閱覽せられたし

一、平生民事に苦慮せられ社倉法常平法等の設置あり其外種々盛德の所置ども數多あり假初の樣なる言語にも仁慈の溢れ出る事も少なからず煩を厭はず記載せしも愛を割きしものも亦數多あり

千載の松

會津山の麓見禰山と云ふ所に宮居をトし給ひ土津大明神と稱し奉り、崇敬他に異るは會津中將源公諱は正之と云ひ、台德公の四男にして、御母は靜の方、後に淨光院と稱せしなり、抑もこの靜の方は北條家の舊臣神尾伊豫榮加が女なり、慶長の頃江戸の城中におうば殿と云ひ、大奥にて勢威並びなき方ありしが、(台德院の御乳人にして井上主計頭の母ともまたは伯母とも云)靜の方若盛にこの方へ便り、城内に宮仕せられしが、おうばどの、部屋へ將軍臨御の時、寵遇ありて姙身なし、城内の奉公も難成とて父の伊豫に果てし故、兄の嘉右衛門政秀が許に宿下りせしが、若し懷胎など云ふ事御臺所(崇源院殿の事)へ洩れ聞へなば、一家一門如何なるうきめに逢はんも計り難し、然れば大事なりと親類打寄り水になすべきかと相談せし處、靜の方の弟に神尾才兵衛政景とてさる志ある者進み出で云ふ樣いかに面々の身が大事なればとて、正して將軍家の御胤を水になしては天罰も恐しき事ならずや、此事故に御臺所より怒を受け、一家一門不殘はた物にあがるまでも無是非事なり、いかにもして御胤計は養育してこそ天道にも叶ふらめと云ひ、姉婿竹村助兵衛次俊(これも北條家の舊臣のよし)と云ふも此論を賛せり、此頃助兵衛は神田白銀町四條與左衛門と云ふ者の屋敷に借宅せしが、隔意漸く募り遂に其宅へ引取りしかば、諸親類まで追々是に同意するに至れり、且又土井大炊頭もいかにも尤もなる計ひなりと、密々に沙汰せられし故、彌々この助兵衛宅を宿と定め、奥の間を修理して産所とし靜の方を忍ばせ懇に介抱し月のつもるを待居れり、御誕生ありしは慶長十六年辛亥五月七日の夜四つ時過の事にて、いづれも悅び勘兵衛殿早々大炊頭に言上せし故、翌朝大炊頭登城湯殿にて將軍に御上たれば、覺ある旨上意にて、召料御紋の服親ひ遣はさるべしとて、手づから大炊頭へ渡さる、勘兵衛受取り之を助兵衛へ渡す、御名は幸松と被遣、可成穩便に養育すべき旨、勘兵衛助兵衛へ申含せ、此君の事に付用向は勘兵衛へ申上る樣大炊頭内々差圖あり、頓て與左衛門は家に持傳へたる備前康光作の小脇指守刀に差上、乳は助兵衛妻差上、一家一門打寄心力を盡し、潜に保

護せしかば、近所の者共は推量し只一目拜認したしと乞ひしとぞ、朝夕の膳部は木具茶椀等にて淸淨に調進せしも、世間の聞を憚り成る丈け潛ませしかども、段段成長にしたがひすこしの油斷ありても外へ出遊せらるゝを、近所の町人ども歡び悦び、或は玩弄の品或は菓子など、我も〳〵と獻上せしと云ふ（神尾竹村四條が子孫後召さるゝ）

慶長十八年癸丑年三歳、去年五月初て髮を置られしに、葵紋を付け、四條與左衞門子藤市麻上下を着し、其側に守居しに見咎し者ありて内證申上げたり、此頃御臺所より江戸の町人へ沙汰ありて、將軍の御胤懷胎の者は申出べし、夫々取立らるべき旨布令ありて、穿鑿せらるゝなど、風說聞へしにより、今迄の儘にては安堵難成、靜の方は心を痛め、親に紛れおうばどのへ越され、さま〳〵と打歎かれし故、おうばどのより土井大炊頭へ内談あり、爰に田安比丘尼屋敷に見性院と云ふ人あり、是は武田信玄の女にて穴山梅雪の後室なりしを、大御所の代より恩遇ありて、岩槻近所大牧と云ふ所にて知行六百石下賜せらる、兎角この人ならではとの事に究り、三月朔日土井大炊頭本田佐渡守兩人田安へ趣き、幸松君を其許の子に遣はすべしとの事故、何分にも介抱せられたしと申込まれしに、見性院の答に是はおもひもよらぬ御依賴なり、當家譜代の歷々衆さへ持あぐむ若君を、此尼などがかりにも守立せん事は似合しからぬ事なり、然れども將軍にも此尼を尼と思召親分にも成すべしとの上意にて各々も依賴ある事なれば、兎角云ふに不及承諾し度、我等も女にこそ生れしも、弓矢取て世にも知られし信玄が女なれば、少しも御氣遣なし、何れにも知らるゝ如く御臺所より殊の外懇切に預り、只今迄は城内にのみ居たれども、此御子を手前に預りたる上は、今日よりふつと城内へも上るまじ、此上は早々此方へ御越しある樣に計はれよと、如何にも甲斐〳〵しく承諾せられし故、兩人共大に喜悅し、翌二日母子ともに田安へ移轉せらる、見性院より其家來泉五兵衞野崎太左衞門を爲迎被遣、三條小鍛冶宗近作の短刀を守刀に進せられ、武田幸松君と呼ばれ、太左衞門事は當日より附添と定めらる、宗近作の短刀は代々讓られ今尚ほ寢所の寶物になし置かる、

同十九年甲寅八月、江戸大風にてよはき家屋は大かた吹つぶれ、城廻りにても破損夥し、田安比丘尼屋敷も

つぶれたるならんと人々さはぎしに、長持一棹ならへ其間に幸松君を入れ置き、見性院と靜の方と介抱せらる、召仕の女房達おそれふためきたりしを、幸松君御覽じて笑はれ、幾度も外へかけ出されたりしを、兩人にて引留たり、風しづまりて見性院殊に滿足せられ、流石將軍家の御子ほどありて、さて〳〵健氣なる生れ付かなと稱讃せられしとぞ、此頃より以來見聞せし事ども歴々記憶して忘るゝ事なしと云ふ。

世のいひならしにおさなき子は息災延命末爲繁昌辻賣する事吉例なりとて、見性院より有泉左兵衞に申付け、幸松君を抱き參らせ辻賣に出でしを、番衆の家來大貫四郎右衞門買取參らせ、祝儀として小脇指差上たるは此頃の事なり。

ある時御臺所附の女房田安へ參られ、此許の事は御臺所にも殊に心易く思召され、平素其間懇篤なるによしなき預人をなされしと云へしかば、見性院聞もあへず、いかにも左樣なり、去ながら預りたる譯にてはなく、我等子供にせよとの事にてふつともらひ切たるなり、恙なく成人の後は武田の名字になし、我等に賜りし少の知行も讓り、跡をも弔はれんとの心組なり、縱ひ御臺所より如何なる難事申さるゝとも、一度見性院が子になしたる人の事なれば、はなさん事はおもひも寄らざる旨返答ありたれば、其後よりは何の沙汰もなく少しはゆるやかなる樣子にて近處の堀廻りなどへは出遊せらるゝ事となれり。

此頃觀世七郎左衞門の勸進能興行を見物に出でられ、危難に逢はれしに、浪人有賀九右衞門と云ふ者加勢せし故、無難に歸館せられたり、是は附添者等其場にて見物人と口論の餘、相手大勢にて手荒き取合に至り、既に危難に見えたりし處、供の內萬澤權九郎といふ者九右衞門と知合にて、其意を察し味方に加はり、其上九右衞門同伴の者口々に爰にも味方控居るぞ少しもひけ取るなと聲を懸けたれば、相手段々引退きたり、因つて九右衞門を同道して歸館し、しか〳〵の事ども逐一話したれば、誠に危き事共にてありき、九右衞門加勢にて辛き命をひろひたりとて母君は言ふに不及、見性院の喜悅不斜、盃を取らせ時服をも與へしとなり、それより心易參上せしを、後に召出され九左衞門と名乘りしは、是等の仔細を思召しての事なり、又品川邊へ出られし時、神田邊に住する中山與左衞門と云ふ者

供奉し、此邊の漁人其大勢を催し大網曳せ御覽に入れたる事も、此分の事なりと聞ゆ（有賀山居の子孫今に召遣はる）。

元和三年丁巳年七歳、慶長の末より大阪の事起り世上穩かならず、引續いて大御所御他界にて多事の日なり田安比丘尼屋敷へ入られしより最早五年に及び、追々生長せらるれども公儀より何の沙汰もなき故、見性院にも氣の毒に思召されしが、保科肥後守正光君此年の秋見舞はれしを、呼び入れて言はれしは、當家に大身小身へかけ甲斐國の衆あまたあれども、筋目を尋る人もなきに、其許計は信玄が女とあるを以て折々音問あり、日頃の勞志感じ入る事と常に言ひ合へり、さるによつて其許へ無心申度事あるも承引あるべくやと言はれしに、正光君返答に、御身は信玄公の息女にて筋目と云ひ、何樣の事なるも自分の力に叶ひし事は用事承らんと言しかば、見性院悅びて、其儀に於ては物語り度事あり、是にある若君は將軍家の正しき末の御子にておはしますが、仔細ありて近年我等方に預り置き參らせしなるが、一日〳〵と成人成され最早年も七歳になられしも、上より何の尋もなく老中もさのみかまはざる樣子なり、是ひとへに御臺所の心を兼ねての事ならん、昔の御子の七歳より上はそだち方大切なる時なるに、我等事なれば然るべき侍の一人もつけ參らする事もなく、女童部の中にばかりおひ立せられては後々の爲にもならざれば、何れへ成とも預かへあらん事を思ひ居れり、且つ好時機も來りなば、親子兄弟の御名乘もせらるゝ樣にと心にかけらるべき賴もしき人を見立んと存じくらせしに、御許の事は信玄の緣故を以て此尼が樣なるものをも捨置なき心柄は、此君の爲めにも定めて誠實ならんと存じ斯く言ふ事なり、只今の間は御手前に子分になし置かれ、弓馬の道をもしろしめさるゝ樣にひとへに願入ると申せしかば、正光君委細承知し、若君の事と云ひ殊に其許の御賴の事故、無仔細すみやかに領掌すべし、然れども正しき將軍家の公達を一日にても肥後守などが子分にもとは勿體なき事なり、それともに奉公にもなるべき事なれば、內々上意などをも承り、この上は兎も角も其許御たのみと迄にては請合難相成しと答ふ、見性院其心底を聞屆いかにも尤も事なりとて喜悅不斜、正光、歸宅後、早速持遊の品々に肴を添進上せられし、偖見性院には正光君

實心の樣子とも土井大炊頭井上主計頭へ相談あり、具に上聞に達せられし處、被聞屆幸松君事保科肥後守在所へ引取まゐらせ、養子分にいたし養育せよとの內意にて、大炊頭正光君へ達せらしかば、仔細なく領掌せられ御請ありしとかや、抑保科家は累代信濃國伊奈郡高遠の城主にて二萬五千石の地を領せられ、正光君の父は彈正忠正直君とて武田家に屬し、世に鎗彈正と云ひ(一說に鎗彈正は彈正忠正俊君の事なりとも云ふ)東照宮の御妹多劫君にそひ參らせし由緖もあり。依て霜月八日正光君幸松君を同道にて母靜の方並女房達數人江戶發足あり、萬澤權九郎野崎太左衞門神尾左門有泉金彌草履取てく弁虎若(てくは傳九の事虎若は此時に十一歲)其外竹村助兵衞悴半右衞門も御供に立たり、又土井大炊頭計ひとして公儀の黑鍬頭橋爪久左衞門組の者共召具し、保科家よりも旅中御懷守のため、徒等被遣(樋口勘四郎宮下孫三郎其外二三人被遣)何れも左右に供奉し、旅中事なく同十四日伊奈郡高遠城へ着あり、保科家の士共みろく松葉と云ふ所迄御迎へに罷出づ、御座所は南曲輪に設ありて其所へ入らせらる、(有泉橋爪弁虎若の子孫今に御家に被召仕)此時高遠より三里程此方の堂垣といふ所に御宿りの折柄、女房達打寄茶のみ物語に、高遠には眞田左源太と云ふ正光君のためには甥子なるを先達て養ひおかれたりなど云ふを幸松君聞召し、母君へ向ひ、肥州の許にては左源太と云ふ子あると聞く然らば我等は見性院の許へ歸るべきなりとて、以の外御腹立にて何とも致方なし、靜の方はじめ女房達色々と機嫌を取直し高遠へ人を遣し、左源太事は全く子と成られたるには無之旨しかと聞屆たる上漸く御得心あり(左源太と申は正光君の妹聟小日向源太左衞門某の子にて內室子育なき故部屋にもらひおかれたるよし)後に正光君此樣子を聞かれ舌を卷きて感賞せられ、稚き君の心にも似ずあなおそろしとて敬憚少なからず、假初にも幸松殿と殿文字を付て呼ばれしと云ひ傳ふ、さて保科家よりは井上市兵衞を附添はせ、其外狩野八太夫小原內匠など云ふもの、部屋附にて大方ならざる馳走あり。月に五六度程づゝは正光公見舞はれ、公儀へ奉公の心入故如斯ありしとぞ、翌年正光君へ同國筑摩郡洗馬鄉五千石加增せらる、是は幸松公御入家ありし故なりと聞ゆ。

同五年巳未年九歲、見性院より度々の依賴にて幸松君

供奉し、此邊の漁人其大勢を催し大網曳せ御覽に入れたる事も、此分の事なりと聞ゆ（有賀山宮の子孫今に召遣はる）。

元和三年丁巳年七歲、慶長の末より大阪の事起り世上穩かならず、引續いて大御所御他界にて多事の日なり田安比丘尼屋敷へ入られしより最早五年に及び、追々生長せらるれども公儀より何の沙汰もなき故、見性院にも氣の毒に思召されしが、保科肥後守正光君此年の秋見舞はれしを、呼び入れて言はれしは、當家に大身小身へかけ甲斐國の衆あまたあれども、筋目を導る人もなきに、其許計は信玄が女とあるを以て折々音問あり、日頃の勞志感じ入る事と常に言ひ合へり、さるによつて其許へ無心申度事あるも承引あるべくやと言はれしに、正光君返答に、御身は信玄公の息女にて筋目と云ひ、何樣の事なるも自分の力に叶ひし事は用事承らんと言しかば、見性院悅びて、其儀に於ては物語り度事あり、是にある若君は將軍家の正しき末の御子にておはしますが、仔細ありて近年我等方に預り置き參らせしなるが、一日〳〵と成人成され最早年も七歲になられしも、上より何の尋もなく老中もさのみかまはざる樣子なり、是ひとへに御臺所の心を兼ねての事ならん、君の御子の七歲より上はそだち方大切なる時なるに、我等事なれば然るべき侍の一人もつけ參らする事もなく、女童部の中にばかりおひ立せられては後々の爲にもならざれば、何れへ成とも預かへあらん事を思ひ居れり、且つ好時機も來りなば、親子兄弟の御名乘もせらるゝ樣にと心にかけらるべき賴もしき人を見立んと存じくらせしに、御許の事は信玄の緣故を以て此尼が樣なるものをも捨置なき心柄は、此君の爲めにも定めて誠實ならんと存じ斯く言ふ事なり、只今の間は御手前に子分になし置かれ、弓馬の道をもしろしめさるゝ樣にひとへに願入ると申せしかば、正光君委細承知し、若君の事と云ひ殊に其許の御賴の事故、無仔細すみやかに領掌すべし、然れども正しき將軍家の公達を一日にても肥後守などが子分にもとは勿體なき事なり、それともに奉公にもなるべき事なれば、內々上意などをも承り、この上は兎も角も其許御たのみと迄にては請合難相成しと答ふ、見性院其心底を聞屆いかにも尤も事なりとて喜悅不斜、正光、歸宅後、早速持遊の品々に肴を添進上せられし、偖見性院には正光君

實心の樣子とも土井大炊頭井上主計頭へ相談あり、具に上聞に達せられし處・被聞屆幸松君事保科肥後守在所へ引取まゐらせ・養子分にいたし養育せよとの內意にて、大炊頭正光君へ達せらしかば、仔細なく領掌せられ御請ありしとかや、抑保科家は累代信濃國伊奈郡高遠の城主にて二萬五千石の地を領せられ・正光君の父は彈正忠正直君とて武田家に屬し、世に鎗彈正と云ひ(一說に鎗彈正は彈正忠正俊君の事なりとも云ふ)東照宮の御妹多劫君にそひ參らせし由緒もあり・依て舊月八日正光君幸松君を同道にて母靜の方並女房達數人江戶發足あり、萬澤權九郎野崎太左衞門神尾左門有泉金彌草履取てく弁虎若(てくは傳九の事虎若は此時に十一歲)其外竹村助兵衞悴半右衞門も御供に召れたり、又土井大炊頭計ひとして公儀の黑鍬頭橋爪久左衞門組の者共召具し・保科家よりも旅中御懷守のため、徒等被遣(樋口勘四郎宮下孫三郎其外二三人被遣)何れも左右に供奉し、旅中事なく同十四日伊奈郡高遠城へ着あり・保科家の士共みろく松葉と云ふ所迄御迎へに罷出づ、御座所は南曲輪に設ありて其所へ入らせらる、(有泉橋爪弁虎若の子孫今に御家に被召仕)此時高遠より三里程此方の堂垣といふ所に御宿りの折柄・女房達打寄茶のみ物語に、高遠には眞田左源太と云ふ正光君のためには甥子なるを先達て養ひおかれたりなど云ふを幸松君聞召し・母君へ向ひ、肥州の許にては左源太と云ふ子あると聞く然らば我等は見性院の許へ歸るべきなりとて、以の外御腹立にて何とも致方なし・靜の方はじめ女房達色々と機嫌を取直し高遠へ人を遣し、左源太事は全く子と成られたるには無之旨しかと聞屆たる上漸く御得心あり(左源太と申は正光君の妹聟小日向源太左衞門某の子にて內室子育なき故部屋にもらひおかれたるよし)後に正光君此樣子を聞かれ舌を卷きて感賞せられ、稚き君の心にも似ずあなおそろしとて敬憚少なからず、假初にも幸松殿と殿文字を付て呼ばれしと云ひ傳ふ、さて保科家よりは井上市兵衞を附添はせ、其外狩野八太夫小原內匠など云ふもの、部屋附にて大方ならざる馳走あり。月に五六度程づゝは正光公見舞はれ、公儀へ奉公の心入故如斯ありしとぞ、翌年正光君へ同國筑摩郡洗馬鄉五千石加增せらる、是は幸松公御入家ありし故なりと聞ゆ。

同五年巳未年九歲、見性院より度々の依賴にて幸松君

を覽たしとの事にて正光君極月に至り、江府へ同道なされ度々田安比丘尼屋敷へ入られしに、見性院の喜悦不斜、翌年三月爲御暇乞出られしに、見性院深く名殘を惜まれ、黄金一枚持出て、是は世に多きものながら仔細有る金にて我等若き時より貯置たるものなりとて手づから進せらる、偖又高遠へ歸後見性院より自筆の文にて知行六百石の内三百石大名になられしとき、此尼が志を被思出事許に遣候鼻紙になりとも御遣ひなさるべくとの事なり（此三百石之知行はいかゞ成候哉不相分）其文幷黄金共に革の掛硯箱へ入置かれしに、後年に至り昔を被思出し時にや取出し御覽せられしに、わかき兒姓衆などは仔細を知らざれば不審を抱きしと云ひ傳ふ、又武田信玄より讓られたる由にて紫銅造鮒の水入をも進置れたり、此水入を見戲になされしとて今尙は其痕存せり、革包の掛硯箱には今に昔の儘にて持傳あり。

同六月庚申秋追々御成人なさゝ故、正光君より同姓保科民部正近を御傳に附けらる、其節云はれしには、存生の内に父子の御名乘ありて加增を進られ、大身になられしを見度願なれ共、老衰して餘命も難計故、同姓民部を附置隨分大切に守立參らすべき旨申置かれし由又民部へ申付られしには、我等家督は幸松君へ進置たる故、我等相果なば米津勘兵衛を頼み、土井大炊頭迄願可申尤も老人の事なれば、今晩も期しがたき故遺言の書付渡置き、我等も勘兵衛を以て大炊頭へ願置し由民部へ申置かる、正光君の遺文は今に西郷賴母持傳ふと云ふ。

同八年壬戌四月の頃より見性院不快なる由高遠へ告來りたれば、母君より見舞として使者遣はされしが、遂に五月九日死去せられたり、武藏國足立郡大牧村淸泰寺に取置せらる、病中は云ふに不及最後にも幸松君の噂而已あり、今はの際には幸松君名乘出られ目出度事かな抔と譫言を云ひつひに果られしとぞ、此事母君聞及ばれ殊の外悲嘆せられ幸松君にも年來の芳志を被思召愁嘆淺からず、其後年忌の弔に大牧村阿彌陀堂修造あり、寛文の末萃田迄附けられ又有泉新左衛門小田切源兵衛はもと見性院に召仕れし者なれば、月忌には兩人にて月代りに位牌所建福寺へ參拜なすべき旨仰付けられたり。

幼少より圍碁を好まれ其御器用なりし由、年十三の頃

保科家の屋敷へ安井算哲(算知が父)心易出入せし故、碁の指南なすべき樣にと正光君より依賴あり、然らば先其樣子拜見せんとて御相手となり、三目にて試みしに誠に御器用なりとて感服せり、然れども算哲は田舍碁にて打方賤しきなど云ふ内に追々上達し、遂に三目にては中々叶はざるに至り、是にて指南などは存じ寄らずと云ふに至りしとぞ。

寛永三年丙寅年十六、山崎闇齋が御行狀に自レ幼善レ字讀レ書聰明絕レ人と記せし如く、此年より儒學に御志篤かりしとぞ。保科家の士井上金右衛門は信濃國天龍川にて、朝夕川狩なせし水練達者の士なりしが、此金右衛門を供に連られ、水游に御出ありしと云ふも此頃の事なるべし(文化中相州海防の御用に付諸士向井將監の許へ罷越水業を學びしもの不少其時御家の諸士舊來相傳の如く水游せしを、一覽ありて是は天龍川にての水業なるよし、申されしとなりされば御家に所傳は高遠以來の水業なるにや)又追々御成人ありて童名不似合なるが、下にて御改名も成り難きとて、正光君心得にて向後は信濃樣と申す樣にと家中へ申渡ありしと、此頃在府の際正光君信濃樣を伊豆國熱海の湯へ御慰のためとて同道あり、江府より一同出發し湯治後直ちに高遠へ歸館なさる。正光君は供人を分ち至つて人少にて歸府ありしとぞ(此時御部屋の御步行小出切源兵衛正光君の御步行井深加左衛門を道中の宿割に遣され戶塚宿に至り本陣を南所とし家中の宿札大方打たる時御旗本衆七人三日前より宿中借置きしを本陣の者隱し居たる故七人の衆は可取返よし口論いたせし處せき札無之に付御旗本衆の方辭究り此方の勝になり無異議御宿なされし由)。

同六年己巳年十九。寛永の初御臺所薨去せられ、世の憚もなく去冬より在府ありし處、謁見の儀正光君願はれ、六月廿四日始て日出度謁見せられ、いか計御滿悅の事なりしか推察に餘りあり、七月七日高遠へ歸城せらる、正光君兼て駿河大納言忠長卿へ父子の御名乘取持あり度旨願はれし故、同年九月駿河より對面せられ度由申越され、正光君同道にて駿府へ御出あり、城内へ昇らるゝ時座敷内外所々の番士壹人も出座す可らずと御付られし故今日の來客は誰人にて斯樣に御付られしやと皆不審を立てたる所に御歸の時には不殘詰所々々へ出る樣にと御付られたる由なり、偖御退出の後亟

相公近習衆へ仰られしは、幸松事は高遠の田舍育にて萬事不調法なる可ければ當番の士等へ爲見する事も不入事とおもひ、初は皆々退かしめしが存外なる事にて利發なる取廻し安堵せし故歸りの節は番士ともへ見せしなりとて喜悅淺からず。其日御對面の刻相伴にて饗應あり又守家の太刀鷹一居黑馬白銀五百枚進せられ、其上御紋附の小袖を手づから差出し、是は東照宮の召料にて、其方も追付紋付御免の節着用致さる樣にと祝ひ進ずる由被仰。正光君是は格別なる御なり。亞相公より外に御執成を賴む方は有りとも覺えず、拙者存命の内に何とぞ御名乘を承り相果志願の旨申されしかば亞相公近頃奇特の申樣なり。少しも如才なく取計ふべき旨仰られたる由なり。

同八年辛未年二十一、將軍御不例の由に付八月十三日俄に高遠を出發せられ同十六日參府逗留なさる、

同年十月十日正光君養生叶せられず江戸鍛冶橋の屋敷にて逝去せらる、是迄十五年以來懇切なる養育の恩誼を思召御愁嘆限りなし、頓て松平伊豆守悔の上使として來臨あり、其後高遠へ御歸あり、無程參府なさる、霜月十二日酒井雅樂頭の宅へ高遠の重立たる者共呼出し、土井大炊頭列座にて高遠の城地無相違御付られ、且又思召あれば隨分大切に守育へくとの上意の旨仰渡されたり、同十八日には御登城御禮あり、其時に保科民部篠田半左衛門北原采女一瀨勘兵衛竹村半右衛門迄御目見仰付らる（此時に酒井雅樂頭忠世酒井讃岐守忠勝より民部以下へ被下たる書面共今に存す）同月二十七日御元服二十八日從五位下肥後守に叙せられ且つ爲清の刀拜領あり。小家並々の家督とは引替りたる樣子故追付御名乘も有るべしと家中きほひありしが、翌年正月二十四日台德院御他界なされ、保科家の遺領は相續せらるゝも親子の間柄愁傷限りなし、母君も落飾し淨光院と稱せられしとぞ（淨光院は一生高遠に住居ありたり、寛永十二年の秋母君不快の由江府へ告來りしかば速かに御暇を請ひ御歸城介抱なされ且つ江府の醫師竹田道庵を高遠へ招ぎ療養せしめ死去高遠城下の長遠寺へ埋葬せらる。）

家督ありし後は親子の情稍や現はるゝ樣子數多あり、然れども其時分は今の詰衆の樣なる列にて、小身と云ひ官位の輕き故、常に末座に付かる。將軍ふと諸大名の詰所々々に臨まれしときあれは誰ぞと尋ね遂次公に

いたりあれはと尋ねられし故、御側の衆より其實を申上しかば彼が上座には誰も居そふもなきものぞと上意あり、いつとなく此事流布して同席の衆何れも上座につくを憚り、座席つまりし故、皆緣通へ着座ある樣に成り、氣の毒に思召されし由物語ありたる由なり、又將軍高綱において旗本衆の馬とも上覽の時、御座所へ召出し懇なる他に異なる所あり、斯樣なる樣子に付き世上にても目を付隨ひて諸大名衆のあひしらひも大に替りしとぞ。

右の樣子なれども兼て自分の御望などは假初にも表さず、偶々取持する者などありても少しも聞入なく、小家に安心して不足とも思召さゞる樣子台聽に達し、殊に感嘆せられたる由、寬永九年の冬四位に昇進其後日光山御成の時供奉あり、同十一年上洛の供奉ありて侍從に任せらる、同十三年に至り年二十六にて十七萬石加增し、出羽國村山郡最上の城地都合二十五萬石拜領なさる、是は鳥居左京亮無子斷絕の跡賜りしなり、御家督後僅に六年の内に其加增といひ官位といひ結構に取立ありしは慶賀すべき事共なり、將軍御前へ召されし時、左京亮家來共途方有るまじきに付、其方士を選び召抱何れも安堵せしむべしとの上意あり、御次において土井大炊頭酒井讃岐守へ向ひ、今後一方の城地下賜諸侍とも上意を以て我等召置くと存じなば、自然放恣に流るべければ存念次第になすべくと仰せられしに兩人兎角の返答もなかりしが、強て仰ありしかば、台聞に達し一段尤の旨上意ありしとぞ、又入部の時青貝柄の小持鑓三十筋拜領せられ、今に保存せらる、且又俄に大身になられ人に事缺くなんとて、大炊頭へ心を添遣す樣内證あり、最上城請取の節侍並足輕以下餘程加勢し城門並諸番所へ武具其儘に殘置く樣にと大炊頭申付られ、其通留置れしとぞ（此武具鐵砲百挺弓五十張持弓二十五穗と申傳ふ會津まで持せられしに付米守に水車土井家の紋附たる空穗其今以て殘居るなり）倂又信濃國高遠引拂後舊領の百姓どもしきりに仰慕し彼地其頃民間摺臼ひきの時に、

　今の高遠でたてられやうか早く最上の肥後樣へ

如斯謠ひしとぞ、愛慕の情言外に溢れ年若と云へども仁慈の民心に感ぜしは知るべきなり。

最上入部の各家中法度の條目黑印を押し仰渡され書蟲喰文字讀得ぬ所あれども、今に現存す、翌年領内飢饉

なりしが一人も飢へざる樣救助あり、山崎闇齋は行狀に此頃の事を記し其施設周詳措置精練と云ひ、碑文に無大無小喊自爲之とも載置きしが、心を民事に用られし樣子推量らるゝなり、在城の時に定置かれし年貢納方の法式は公領となり或は私領となれども、一定の舊規に至ては不相替今に其土地の舊法となり、諸民皆其德を仰ぐと云ふ。

同十四年丁丑保科彈正忠へ北原采女使として先祖故彈正忠正直君天正年中小笠原右近太夫貞慶攻來りしとき手勢にて防戰悉く追退けしに付、東照宮より感狀並に包永の刀賜はれり其感狀並に刀伊奈半郡の朱印其外保科家に傳あるべき程の物は不殘遣はされたり、就中元重の刀は鬚切と云ふ異名あり、其仔細は保科故筑前守正則君(彈正忠正俊君の事也とも云)信濃國にて志賀六左衛門と云ふ者を討れし時に、鬚をかけて切おとされし有樣を武田信玄一覽し、鬚切と名付け保科の重代たるべしと云ひし由、此刀をも遣されたり、此方にても保科を名乘られし上は道具は留置かれ然るべきなどゝ云ふ者もありと雖も、聞入なく皆々遣はされ、彈正君は殊の外悅ばれ采女へ腰物下されし由也、實は堀田加賀守を以て內々上意にて遣されたる由なれば、無程連枝の御弘めあるべき儀など世上取沙汰致せし由言ひ傳ふ、其後寬永の末諸家の系譜改の後も、此方にては保科のつゞりばかり書上げ保科家の來由は悉く彈正忠より書上ぐべき旨仰遣されたり、抑保科彈正忠諱は正貞はじめは甚四郎と稱せられ、故肥後守正光君の異母弟なり、正光君子無き故東照宮臺德院兩御所の前にて、甚四郎殿を猶子に定められ父子にて奉公せられし處追て仔細あり、退身致され浪人の體にて居られしを、寬永六年上總國にて新知被下召出され大番頭仰付られ、叙任して彈正忠と云はれ、同十年鍛治橋內保科家の屋敷は彈正忠殿へ被下此方へは西丸下にて松平周防守の上ヶ屋敷を新規に下被彈正忠殿後に段々取上られ、慶安の頃三萬石迄に加增せられしも、保科の家督此方へ仰付られし故、彈正忠殿の事は其事となく段々取立られしと云ふ(西の丸下內櫻田の邸は外櫻田門內土手際より北の方御堀端の地なり)。

同年十月肥前國島原にて切支丹蜂起して有馬の古城へ籠りし由江戸へ注進ありたれば、關東より名代として一門方遣さる段にも至りなば筋目の儀もある故、此方

などにてもあるべくと世間にても取沙汰なせし故、家中の者共は猶以て左もあるべくと心懸し折柄、登城せらるべしとの奉書にて御登城なされしかば、扨こそ西國への御名代仰付らるべしと家中勇み立たるに、案の外に最上へ御暇賜り急に下行せらるべしとの事にて、家中のきほひもさめ果て公にも定めて滿足せられざるべしと言ひしに、下々にての積りの外に、一段機嫌よく早々下向せられ、後日に承りたれば、西國に事の出來たる時は東國の儀を氣遣はれ、奥筋の押の爲にと思召されし故との上意なりしとぞ。最上へ歸城なされても江戸への使者飛脚等毎日の樣にありし。其砌ある夜の御咄に、今度島原の一揆も是程には成らざるべきに彼是と相談の上に日數を經て事重く成たると見えたりこれと云ふも九州の内にしかとしたる家門譜代なき故なり、惣別先の手の見えたる事にてさへあらば、急に埒を明けて事をすましたるが公儀の爲にもなる事なり、然れども人々後難を彈り面々の越度にならぬ樣にと計り、分別する内に物事延引し小事も大事に成る事多きものぞかし、畢竟上の爲を思ひてそこなひし時は、我身を果す迄の事と覺悟を究めん事第一の事なりと申されしと云ふ。

同十五年戊寅酒井長門守知行所出羽國白岩と云ふ所の百姓ども地頭にそむき騷動せしを、江戸迄聞えしに付延澤の代官小林十郎左衛門鎭定方仰付られしが、中々承引せず、次第に募り來り其手分に不叶最上へ來り公へ相談ありしに付、保科民部へ含ませ彼地へ遣さる、民部早々馳向ひ之を呼集め吟味せしに其仕方宜しからず、其方筆陣述すべき筋あらば幸ひ肥後守樣御在邑の事故山形へ出向して裁許方出願すべし、然しながら大勢にては他の聞も如何なれば、密に行く樣にと申諭し徒黨の者三十五人山形へ着したるを見すかし、一人も不殘召捕て速に城下の北長町河原と云ふ所にて皆々磔に掛らる、之が爲め威名數十里の地に震ひ百姓ども恐怖し何事なく事鎭り江戸へも言上せられたり。

同十六年己卯正月參府謝禮あり、後に内田信濃守上使として來り向後天下政道の儀に於て存寄たる事は少しも無遠慮言上すべき旨上意あり、爾來大政の筋如何かと上申されし事あり、然れども草稿は皆燒棄せられたり。

同年八月二十一日江戸出火あり。本丸囘祿に付き將軍

には蓮池御門より西の丸へ入られ公にも御供せられしが、直に上意を以て城外口迴りあり、夫より二の丸を固められたり、此後何方へ御成ありても大方御留守居仰付らる。

同年九月芝海手の屋敷拜領あり、此處は裏手は直に海に臨み增上寺と愛宕山の間を切通とし其土を以て築立普請あり、御作事並に長屋向迄取立ありし故造作不少然れども地震あるか又は火事の時或は將軍御不例の時分など、初は櫻田屋敷に詰られ樣子次第晝夜に不限其所より登城せられたり、之に依り內櫻田の屋敷は今以て裝束屋敷と唱へり。

最上入部後武勇忠義の士ども吟味の上多分被召出凡そ奉公する者主を擇ぶは古今の常なり、此頃公の名天下に無隱顯れし故、志ある士は之を慕ひ來り仕へし者も少からず（此頃松平右衞門佐殿の口入にて花部井又左衞門と云ふものを被召出其時右衞門佐殿旗本花房志摩守殿へ物語あり我等も大國を領し居れば彼者など相應に扶助可致程の事は最易き事なれども譜代の家人も多く加增など果敢々々敷も難遣今肥後守殿は半天下の勢なればいかなる大國を領せられいかなる官位に進らるゝも不知夫に隨ひ家來ともの格式知行の高も頼ある事なれば精を入るゝ樣にとありし由其家に申傳ふ、また南光坊の口入にて原田伊豫貳千石にて被召出たる處其時に御家なればこそ伊豫も貳千石にて出たれども何方にても高祿にて召付象ざるものなり、貳千石にては大なる堀出しの由諸嘲たる由、南光坊の嘲或は右衞門佐殿の半天下の勢など申たるにて世の覺も知らるゝ也）中にも寛永十九年五月甲斐國武田家の浪人梶原傳九郎召出されしは輕々思召なり、傳九郎兄弟是よりさき殊に貧窮にて、親を養ふ可き手立なき程に行詰りし故、身を殺しても親を可養と存究め、折節切支丹改に付其訴人せし者は褒美銀多數下賜せらるゝ旨高札に記し建てられしを見て、傳九郎其弟に言ふ樣、我等倖て切支丹宗の者となり、其許訴人すべし然ば褒美銀下賜せらるべし夫にて何如樣にも孝養すべなと、弟答ふるには、弟の身として兄の訴人に出て世に長らへ居るは甚だ不本意故、某切支丹の者とならんとて双方爭ひし處、傳九郎言ふ、決して然らず我等年もたけ親の介抱久しくは難任心底其許は年若なれば、永く親の爲とならん程に早々訴人に出べしと言ひしに付、其意に任せ

弟江戸へ出て評定所に訴出たり、奉行衆召出し對決せられしに、彌傳九郎切支丹宗無紛に決す、然れども訴人愁嘆の樣子自然相顯れ難心得事なりとて再度糺明ありたれども、彌切支丹宗相違なしと申立、去れども其樣子いかにも不審の事に付き、甲斐國の役人並其邊の者ども召出され尋問ありしに、切支丹の者とは聞えず實は貧窮にせまり孝養のため如斯兄弟相談せし始末段々顯はれ、去りとは奇特なる志、珍敷事故忽ち達上聞褒美として金子下賜せらる、公も此旨聞及ばれ家來に召出され追ては悴彌三郎迄切米下され、親子にて奉公したり、寛文九年傳九郎老病に付隱居の願差出せしに聞屆られ、彌三郎に家督無相違下され、親傳九郎譯ある者故是迄彌三郎に下されし如く拾弐石三人扶持老養として傳九郎一生の內下されたり。(急に士を多く抱へて急に役義をいひ付るは目利違ひ易く外より見る時は賢否顚倒し利鈍錯亂し他の笑ひとなる事おほしとぞ。此度三萬石より俄かに二十萬石の身上に成られたる事にて譜代の衆も多からず鳥居家の浪人其外あまた有名の士を抱られしが鑑違の沙汰もなく庶官その務を空しくせざりしは御目利のよかりしも知るべき事なり)。

同十九年壬午十月將軍西の丸にて茶會を催され、御登城あり、夫より淺生邊へ鷹狩に御出あり、公にも供奉せられし所、茶園に於て松平伊豆守を以て手鷹の內雁捉鴨捉二居拜領、殊更城廻りの鷹場たりとも向後御免なされし故、鷹匠頭小野久內を案內者にて、遠慮なく鷹狩なすべしとの上意あり、此時分如斯事他に比類なしとぞ、其後兩日鷹狩せられ、雁二羽合せられ、翌日城內へ御持參あり、二羽ともに獻上ありて謁見せらる酒井讚岐守取合にて肥後守儀鷹場御免せられし故、此間大分物數仕難有事に存ずると申されしかば、公には讚岐守の方へ向ひいや只今差上し雁二羽の外には獲物せざる由言はれしに、少しは御座の興も醒し樣にてありし、扨退出なされ次の間にて讚岐守不興顏にて只今は餘りに正直なる言葉なりと言ひたれば、公の返答には我等も左は思ひたれども、假初にも上を欺きたらば其罪不輕と存じ有の儘に申し上しと仰せられたり、讚岐守は心の正しきを後々迄殊に感賞せしとぞ。

同二十年癸未七月四日三萬石の加增にて都合二十三萬石になれ、陸奧國會津若松の城へ所替仰付られたり、抑若松の城地と云ふは、奥羽の咽喉にて天正年中蘆名

家没落の後豐太閤下向あり、伊達家の押領を取上げ、其跡蒲生氏郷ならでは他にあるまじくとて、東國の鎮護として此處に差置れたり、氏郷卒去の後其子秀行の時に宇都宮へ移され、會津へは越後國より上杉中納言景勝を封ぜられしが、慶長五年關原戰爭の後景勝をば出羽國米澤へ移さる然る處この城は御家門譜代の歷々にあらざれば差置れ難く、蒲生秀行は婿と云ひ舊領の地に付き六十萬石の身上にて封ぜられ、蒲生家斷絕の後藤堂和泉守の推擧にて加藤左馬助四十萬石にて移封す、二男民部小輔へ二本松城婿松下石見守へ三春城を下され、左馬助へ屬せられ、其外二萬石の地を預られしに、其子式部少輔の時領地召上られ、今度格段の思召を以て拜領せられたるなり、其外南山五萬石餘の所私領同前御預なさる八月二日江戶發駕白川通旅行せられ、馬上三十騎召連らる同八日入部せられ、其秋は豐作にて諸鄉村まで賑々敷殊に悅びしとかや。

保科民部正近城受取として先へ參着上使伊丹順齋町野長門守宮城越前守より諸式無滯引渡あり、民部手控に記置しは加增は三萬石なれども、外は古新田二萬石をはけこみになされ扨又南山五萬石の處は私領同然に仕置をせよとの內意を以て預成され、彼是取合せなば三十萬石の身上なり、昔より奧州押への場所なるを以て如斯御付られし事故、一入難有思召され滿悅せられしとぞ、上使衆へ屬し御勘定衆佐野主馬と云ふ人も下向あり、延寶の頃迄主馬在勤し引渡の樣子預所役人へ物語あり、肥後守會津拜領の節伊丹順齋に我等も差添られ國引渡し歸り大猷院へ謁見の節、順齋申上し次第、手前儀も末座にて承りし、肥後守儀結構なる國拜領仕り其上割餘りの地まで預け下され難有申上しに、仕置方諸事の儀は肥後守知行所同然になす樣にと申渡せしと順齋申上しと承りし、手前事々敷委細は知らざれども、御勘定も兩三年なかりしを肥後守より斷ありて勘定成上しと覺たり、惣別外々の預所とは格別にて其時會津へ參し衆も我等許に相成りしと咄おりたる由、筆記に相見へ引渡の帳面にも佐野主馬井出半左衛門兩人判形今に現存せり。

入部後曲輪の內外見廻はれ、諸士の宅地其程に應じ、領中諸處巡見なさる、猪苗代城へも城代並士足輕等附置かる。且つ又東照宮の社へ供養二百石寄獻なされ、其外寺院料如先被充行、諸士へも加增せられ、十二月

の朔日民間の仕置十八ヶ條を定めらる。翌年正月參府其時分松平伊豆守御藏入の儀私領同然所持仰付らるべき由述べたるは尤もの儀。序を以て達し上ぐべき旨返答あり、此年領内年貢の未進三千五百兩用捨なされ、仕置共殘る處なく庶民難有く感拜せしとぞ。

舊領信濃國高遠にある建福寺桂泉院には保科家先祖の位牌安置、滿光寺にも奥方の位牌ある事故、會津へも建福寺善龍寺願成就寺取立、且つ母君淨光院は法華宗信心にて、高遠の長遠寺に埋葬なされしが其僧山形まで御供し、淨光寺と改め號し、會津へ入國後、若松へ引移し位牌安置せらる（慶安中高遠より甲斐國身延へ改葬ありしとなり）時々追福の法事を營まる、又文明寺行尊と云ふ僧小笠原勢高遠を襲ひし時、忠節を抽でたる者なり依て祈願所を建てられ、五ヶ寺と共に知行下され、寺格も今に別段になし置かる。

正保元年甲申四月三春城主松下石見守亂心し、土佐國へ流罪仰付られ、家中の者共城を渡さざるべしとて、騷動に及びし故、井伊掃部頭一同俄かに彼地へ參向仰付らる、御下城の刻然らば無程とて互に駕に爲召されしを御供の者承り、歸宅後其事とは知らず、何れへか御出ある事と察し、股立をもおろさず相待ちし處へ、追付御下向なさるべくとの觸あり、會津家老共へ人馬寄せの手配り飛脚を以て仰遣され、やがて江戸出起白河城にて掃部頭と共に三春城の儀評定あり、其時に諸所の人數も落ち合ひしが、岩城の城主内藤帶刀家中三百餘騎半分は殘して可なるべしと差圖せられしも何れも先陣なさざれば不叶と言ひ爭ひ、内藤の家老共手に餘りし樣子を聞し召され、差圖なさしは、双方述ぶる所尤もなり、然る上は今度所向の一手は早々三春表へ驅け向ひ先陣なすべし、扨彌城攻議定の時は、後陣のものも走せ來り相代り、城攻致す可しと言ひ渡され双方言ひ分なく濟みたり、夫より白河を出起長沼驛まで下向此處に逗留なされ、一左右次第取詰べき思召にて其樣子御覽あり彼地へは家來附置かれて時々刻々の注進聞し召さる。會津にては各打起計に用意なし下知を待ちゐたり、然るに無相違城地差上げ安藤右京進内藤豐前守受取りたる由注進ありし故、同十九日會津へ歸城せられ其冬まで在邑、十月四日發駕日光山參拜直ちに參府なさる（此時江戸にて退出後神速に發駕ありしと又歸城の前日には供の家老より明日は風呂の湯を

たかせ膳い用意可申付置との案内までにて長沼驛より歸城なされしと旅裝の輕便なりし事等にて御心掛の程相見え其世の常とは乍申後世安佚驕惰の風俗を警醒すべきの一端ならずや)。

同二年乙酉四月二十一日左近衛少將に任ぜらる、同二十三日儲君(巖有院樣)御元服正二位大納言に叙任せられしかば元服の親にとの上意にて理髪の役御勤めなされ、井伊掃部頭には加冠なされし由なり、其時に將軍へ來國光の刀大納言殿へ守家の太刀行光の刀馬壹疋獻上せらる、將軍より爲祝儀長光の刀大納言殿より將監長光の刀拜領せられ、其年七月十四日從四位上に昇進せらる。

同年十一月京都より家康公へ宮號贈附あるに付勅使菊亭大納言經季卿下向日光山へ勅額懸けられたり、其時上意により公にも登山酒井讃岐守松平右衛門太夫も登山なさる喜悅不斜。

同三年丙戌冬領內越後國蒲原郡永谷村農夫次郎右衛門と云ふ者、親に孝を盡したる趣を聞きて大に感ぜられ老父保養のため米拾俵下賜せらる、次郎右衛門右米頂戴し其中を取分懷中に入れ其餘は悉皆湯川を船にて運送したりし故、其付綱を斷たれば若し破船したるときは頂戴の米を兩親に一粒も食せしむる能はざると存じ萬一の爲に少々懷中せしと云へり、是れ農民の孝行者に賞を行はれし始なり、凡そ孝子順孫を旌賞せられし事は國史に絕えずと雖も、中古以來何方にても聞かざる程なるに、獨り公の之を始められしは感ずるに餘りあり、其後承應元年五月次郎右衛門親ともに今尙ほ存命ならば次郎右衛門へ二人扶持下すべし、若父果てゝ母のみ殘り居るも其通りなり、亦兩親ともに果たらば次郎右衛門へ一人扶持下賜すべき旨仰られたりしに、母は果しも父いまだ存命なる故二人扶持下されたり、寬文元年親終に果たれば次郎右衛門へのみ一人扶持下賜されたり(次郎右衛門事跡會津孝子傳に詳す)

同年常陸國下館にて鷹場拜領なされ此後彼地へ下向せらるゝ事もありしが、寬文二年依願差上げらる。

同四年丁亥御暇を賜り歸城せらる、其時領中民間にて迷惑せし筋あらば無遠慮申出べき樣仰られ、種々願書差上しものもあり、聞召さるべき筋あるものは其通仰付けられしかば、皆感悅せざるはなかりし、其冬家老奉行等を城內へ召出して茶の饗應あり、翌春正月發

駕せらる。

慶安元年戊子入部ありしより、領中年貢之未進御免なされ、其後も二千兩餘、用捨せられしが、此上にも、加藤家引渡の內、負せ高と言ひ、苛政の取立あり、民間にて迷ひ高と申し、迷惑せし由、聞召され、無筋取立、正當ならざる事に思召され、此年より檢地仰付られ、承應元年迄に了り、負せ高の分、悉皆用捨せられ都合二萬石餘、年貢諸役免されたり、入部以來免相（租の訛歟）も、平均四ッ三分餘迄に下され、農民等悅ぶこと限なく、年々豐に、此頃より寬文の末年迄、毎年千人餘づゝ增殖し、遂に人口二萬九千五百人の多きに至りしは、仁政の効に非ずや。（收納辻米金等、分納の割合にて、金一分を米八斗に折する法なりしとぞ）

會津は四塞の國にて、地廣く、嶮隘多し、蘆名家以來英武の名將引續き居城し、就中蒲生宰相氏郷は、武名も殊に高く、文雅の趣もあり、治國の才も格別なる人にて、若松の城廓修築、市井の割直も、後に至るまで其制存したり、石ヶ森檜原輕井澤等の金銀鑛山と云ひ漆蠟の名產と云ひ、此頃奧羽地方には、比類なき雄鎭なりしとぞ、先封仕置の樣子戰國引續とは言ふものゝ多くは武斷の事ともにて道を正し、沙汰せらるゝには非ず、故に民俗質實にて、道理の聞分も少き樣に成行き、頑民多き國風なりしが、寬永入部以來、仁義を踏み、人倫の道に基き、平易の筋を以て、何事によらず順路に御付られし故、諸人段々信服して、民心の非も次第に改り風俗一變せし由、其頃の歌謠とて、古老の筆記に見えたり。

　土の瘤から、星の親仁が、つばぬけた、火事の卵をふみつぶせ、

其詞は野鄙なれども、暗に莊子の日月出矣、爝火不レ息の語意に協ひ、風味あるに似たり、土の瘤は山の事にて、星の親仁は月の事の由、つばぬけたとは、つとさし出たりといふ意にて、火事の卵は、提灯にたとへし事の由なり、姑息小惠の政を提灯に比し、入部以來仁政の大なるを月光に比し、斯くうたひしとなん、又南山の地は、山に倚り、谿に臨み、田地少なく、入部せられし砌は、荒地缺落、飢寒の農夫多き地なるが、再造の恩澤に浴し、漸く立行く樣になりたる村方多く、既に南山數里の山奧より、年々自ら見禰山の社へ、今尙ほ參詣するものもあり。

同二年己丑、今年より始めて御領中、農夫男女の數を改められ、此後毎年定例となれり。

公事訴訟の穿鑿、諸士奉公人と百姓町人出入の儀は公事奉公の裏判に定め置かれ、町奉行郡奉行支配所の出入は其奉行等穿鑿の上、裁許せられ、公事奉行と云ひて、公事裁許專任の役を置かれ、是非曲直判決を委任したることは、他に聞及ばざる事なり、慶安三年、公事奉行等、御家人と町人と爭論せし時對決せしめしが御家人自分の威勢に任せ、壓抑無理なる事を言ひ、無作法の所爲ありし由、御聞に達せし時、仰せられしは元來公事を委任せらるゝ者は、何事に心得る哉、無作法なる所爲をなす者は、先づ公事の是非を不論、不屆の品々吟味の上、急度言渡すべし、裁許に預りたる役人は、第一自分の仕方を正しくして、同心共迄も作法よく召置見分、いかにも威儀ある樣に致すべし、町奉行郡奉行等は、双方ともに町人百姓の出入ならば、一方かさ押理不盡の儀あらざるべきも、諸事仕方能き樣にせざるべからず、此段奉行共、兼て心得、役人共へ可申聞旨仰せらる、穿鑿の帳共、江戸表へ差上る時は毎度近習の者に爲讀聞召し、思召ある個所々々、紙を貼り置く樣にと仰せられて、先始終聞せられ、貳度目には大方裁斷せられたり、其中穿鑿の足らざる所ある歟、又は不審の所あるときは、かくかく穿鑿すべしと再び詰問仰付られし事も數度あり、其情實、大方は思召に相違せし事なし、穿鑿の始末、明細記憶せられし故に、うかとしたることなど陳れば、種々不審を起され、決して不明のことなど、爲すことを得ざりしとぞ。

同四年辛卯、御年三十九、春中より將軍御不例なりしが、四月に至り、彌々御容體勝れさせられずとのことにて、毎日登城なさる、然るに十八日以後は御屋敷へ歸られず、詰きりとなされたり、同廿日朝より甚だ御大切の由にて、三家始、諸大名不殘、登城あり、酒井讃岐守、松平伊豆守、阿部對馬守を以て俄に病氣重り最早や對面なり難し、依て大納言へ奉公肝要に思召さるゝと、上意の旨仰せ渡さる、未の刻に至り、奥の方より堀田加賀守立出で、肥後守殿々々と呼ばれ、御用ありて召さるゝと申すに付、急ぎ御越ありて、御寢所の次の間まで出で控へらる暫くありて、奥の座敷にて、加賀守の聲にて、肥後守是へと云はるゝ故、出

でられたるに、將軍御病牀にて、加賀守御後を抱き居られしが、公の顏を御覽なされ、右の手を出されし時加賀守側近くと言はれしに付、膝の上まで進まれしに公の手をとらせられ、其方事我等が恩をば、定めて忘れざるべしとの上意に付、感涙に咽ばれ、兼て骨髓に徹し、片時も忘れしことあらざる旨、仰上られし所、御喜色にて、幼少の大納言、其方を賴むぞとの上意あり、依て身命を抛つて、御奉公仕るの外、他慮なきに付、其儀においては、乍憚御心易く思召さるる樣にと、淚と共に、御請仰上られしかば、いかにも御喜悅の樣子にて、安堵するとの上意あり、其後はとかうの上意もなく、手をはなされ、次第に樣子差詰り、公には是を限りとぞ思召されし故、途方にくれられしに、加賀守しきりに手をふられし故に、淚を拭ひ、御側を退出なさる、出仕の衆、公の顏色を見し人々は大切至極の御病體と心付し樣子なりしとぞ、間もなく、加賀守出でゝ三家の方へ向ひ、只今御他界なされしと披露せらる、是則大猷院と稱へられし御方なり、公には其の日より、直に西の丸へ詰られ、折節御風氣なれども、少しも、厭はせられず、廿三日まで平詰にて、老中と事を謀られたり。

かく將軍の御末期に、御一人召させられ、御遺言を受られしは、異數の事といふべし、故ありて保科の家督繼がれしと雖も、紛れもなく、臺德院の御子にて、大猷院の御異母弟、當代の御叔父なれば、前途は黃門參議にも累進なさるべき程の御身柄なりしに今度御遺言を蒙られ、幼君の御後見なされし上は、御自分の事は思召棄させられ、偏に國家の安危天下の治亂に心を留められ、御代長久なる樣にと、晝夜苦勞せらる、駿河亞相忠長卿より、先年御紋御免の時に、背開する樣にと御遣はされし東照神君御召の小袖をば、此時に思召仔細ありて、鎧の下召に仕立方仰付られ、其端切は燒棄らる、又家老共を召出され御意には天下の事、一心に大切に存せし上は、手前の事は、大概に差圖し、細事迄は構はざるべきに付面々能く心得、自今以後は領中家中の仕置、彌々油斷せず、諸事承屆くる樣仰付らる。

此時、諸大名の風もいまだ全く穩ならず、御親戚の中といへども、漫りに御心を許されざる程の樣子にて、殊に大事なる砌なり、幼君御年漸く十一歲、かゝる幼

少にて、大統を継がせられしは、當家始ての儀なれば、公の心勞一方ならず・井伊掃部頭直孝酒井讃岐守忠勝松平伊豆守信綱、阿部豐後守忠秋等諸名臣と共に力を合せ、輔佐せられ、御歷代に不相替、天下の威光益々旺なる功業は、世の知る所なり、山崎闇齋は、碑文に其事レ君、大義常存ニ於心一、念念不レ忘、以レ安レ世爲レ悦、不下以ニ一毫一欺ウ之、恐ニ己忠之不レ盡、而不レ欲ニ人之悦レ己と記し、其所レ書思對命悉燒レ之、人無ニ得而知レ之とも載せ置けり、廟堂の事は謹密にて、家來など誰も知らざれども、自然後には他より聞えしことも少なからず。

此頃、ある歷々の方より、吉良若狹守を以て、願事の相談仰越されしに、はじめには無用になされ可然と御返答あり、二度に及しとき、以ての外なる御不興にて、大猷公御在世ならんには、箇樣の儀などは噂にも出されまじきことなり、たとひ老中不殘、得心するとも、此肥後守においては。承屆ることとなり難し、箇樣の儀を取持なさるゝは、其許にも似合はずと仰せられしかば、若狹守大に迷惑せられし由なり、事の仔細は誰も知るものなし、又或時、城より退散の時、甚だ御不興の色顯はれ、大廣間へ澹臺滅明の四字を書置度事に思召されし由、仰せられたり是亦諂諛の譏ありし故とは察せらるゝなり。

御遺命を蒙られし以來、日日登城、大政を聞召さる、七月三日、御登城の刻、松平和泉守上意を傳へ暑氣の時分、日日の出仕、御感ありと云ひ、やがて御前にて手づから團扇香嚢を拜領なさる、是當代歷々の大名恩賜の始と聞ゆ。

同月、日光山參拜の御暇くだされ、二十一日發駕二十五日歸府道中へ井伊掃部頭より飛脚到來し、駿府にある浪人由井正雪道心の企露顯し、其黨類丸橋忠彌等被召捕し旨、下總國古河へ達せし故、道を急ぎ歸府せられ、旅裝の儘、直に登城なさる。

此年、能役者の類扶持せられし分止められ、又領中の者、無筋見せ物の類を以て、渡世することを禁せられたり。

此際、武備に心を用ひられ、弓鐵砲の物頭へ、足輕の器量藝能を選びて召抱へ、柔弱のものは召放し弓鐵砲の稽古中りの甲乙、其頭共見屆くる樣言渡され、三百石以上の士、軍役の通り建馬し、其以下百石取迄、馬

を養ふ輩は、馬扶持知行高に從ひ、段々增加せらるゝことゝせらる、侍大將には、譜代にては井深監物、赤羽仁右衛門、篠田内膳、日向半之丞等を用ひられ、又今村傳十郎、沼澤出雲、神寶隠岐、三宅孫兵衛、原田伊豫、安達兵左衛門、堀半右衛門等武道の心得ある者共、追々召抱られたり、既に正保の始、御意には、諸侍共兼て度々仰含ませたれば、定て武具馬具等は、分量相應に所持すべけれども、兎角小道具を調べざるものなり、大抵の道具を調べて、其外細々の道具は、やすき事と存じ、油斷なし、事ある時、俄に何かと行當るもの故、常々組頭は、組の者に、諸道具沙汰する樣にと申付らる、又物頭共も、下渡の道具一度受取、封を付置く迄に心濟なし居るときは、蟲喰、又は廣狹長短をも心得ざるべし、折々矢倉へ參り、人々に着せ見て、其名を書付置き、俄の時は書付次第に着し、指物は差し出す樣常々心懸くべく、去りながら、俄に人々左樣になしたらば、世間も如何故、折々目に立たざる樣に、矢倉へ參り、戸を閉ぢ、我組の者に申付け、必ずゝゝ常々の用意肝要の由仰せらる、兼て陣觸あるときは必日限より以前に支度終て、打立前日に靜にして、平生の如くなすべしとの御旨意なり、弓馬鎗劍術鐵砲の達人、大勢我もゝゝと武勇相勵み、並に武器の職人、いづれも殘る所なく扶持せらる、正保中、御歸城の時には御狩あり、會津郡大塚山を本陣に定め河沼郡八田野原にて、備立て、人數懸引ならはし、雉子山鳥兎狐狸の類、夥敷獲られし由なり、(三春表騷動の時分、騎兵の士は勿論、其外も馬持ちたる輩計、出陣すべき旨、面々へ御觸ありし由にて、其時に小身の士一人、若松近邊の鄕村の者へ、馬を約束し、厩迄引入れず、馬持たる旨及披露、先手可相向用意し、兼て約束せし者の許にゆきしが、陣觸にて馬の價騰躍し、最初約束のごとくにては難叶と申す依て貯乏しく無詮立歸りしを、其友人爲見兼相越し金子取出し貸與へ、快く馬を爲得たる由、其遠孫佐藤丹治が家にて、今に語り傳へり、此以前、島原一揆の時、大村太兵衛安部井又左衛門御使に遣はされ手柄せしに付、一倍の加增下され、太兵衛悴、此時十七歳にて、父に從ひ彼地へ參り、鎗を以て手柄せしに付、是へも百五拾石を賜はり、召出さる、安部井が家に、其時の古文書共現存す、又寛文の初、外樣士中土井孫右衛門奉公怠らず、小身之者にて、軍

役の心懸宜しき由、聞召され、加增五十石下されたり。）保科民部正近は、御家門といひ、第一の重臣にして、組頭物頭等外樣の士をも支配し、其惣大將なりしが、末期の時、書置に一度御用に立つべしと存詰家中侍共常々懇にせしに、年もより、剰へ病氣にて相果つる事、返す〳〵も皆たわごとになり、口惜く存ずる旨記置きたりとぞ、松平丹波守家來西郷新兵衛は、民部の聟にて、或時新兵衛身上行詰りし由、申し越したれば、其通りにては、武士の專務、不時の奉公叶ふべからず、此方にては、百石の高にて、金拾兩程つゞ用意し置くなり、左樣にては不時の事覺束なければ、此方にて扶持すべき故、退身可然と答へしと云ひ傳ふ、民部跡役は北原采女光次、其次には田中三郎兵衛正玄と引續仰付けらる、永々在府に付きては、會津の留守城代にて侍の差引、兼て被仰含置かる、仍て御預の寄騎共、每年隣國へ差越密に樣子承り屆、事變りたる儀は、言上せり（兼て組頭へ仰付には、假初の火事なども、諸侍は組頭の下知に隨ひ、進退すべく、箇樣の時分、其心はせ心懸をも可見置、自然の次には、左樣の首尾をも可申上との事なり）白川街道の勢至堂嶺といへるは、

嶮阻の切所にて、岩瀨安積二郡の境なるに、其麓勢至堂驛といへるは、領內安積郡三代驛より人馬繼立る要衝の地なれば、代官衆の轄下にては、自然與筋に事あり、出勢の時分、差支もあるべしと勘辨せられ南山通然會津より支配なされ度旨、願はれしに、願の通聞屆けらる、又江戶街道筋の脇道に、會津廻米道を開かれしも、不慮の時の用心と聞えたり。

承應元年壬辰、御年四十、幼少より讀書を好まれしが、壯年に及び、僧澤庵或は愚道等に禪理を尋ねられ、老釋の書粗々御信用の樣子なりしに、今年に至り、始て朱文公の小學を讀みて、甚崇信し、大學の基を發明せられ、今迄御信用の老佛の書は悉く燒棄し、專ら濂洛關閩の正學にのみ心を用ひられ、其外和漢歷代の書を閱覽し、治亂の機興亡の跡を搜索せらる、或時嘆息して、祗候の者へ仰せらるゝは、年若の時分は、思慮淺く、六韜三略、或は雜書を好み大學論語中庸孟子の類は、或は迂濶、或は柔弱と而已思ひ、虛しく年月を消費せしこと、殘念の至りと後悔せられし由、與々御物語りありしとぞ、是より聖學にあらざれば、嫌忌せられしに、黃檗の僧隱元禪師隱錄を進上せしことありし

かども、受納せられず、又家老奉行の面々へ小學一部づゝ賜はり、學問の仕樣迄、躬づから教授せらる。常々御物語に、程明道の愧二文王視レ民如レ傷の語、或は范文正公の先二天下之憂一而憂、後二天下之樂一而樂の語、或は程伊川の自レ古國家所レ患、無レ大二於在レ位者不レ知レ學の言葉を感嘆せられし事、しば〳〵なり、又或時王元之の待漏院記を殿中に掲げ置き、常に老中の方々に見せたく思召されしとぞ。

同年、幼君輔導保傅の心得方、古書の內より詮索して抄錄せられ、輔養編といふ書を編集し、獻上せられ、又活字を以て摺立て、近習衆へも贈與せらる、此頃、官醫土岐長元兼て文學を嗜み、御心易なされ四書の講釋など仰付られしが、此御用手傳をも仰付られし由、輔導の思召は悉く此書に載錄せられたり(是より先き、慶安四年辛卯十二月廿八日。嚴有院樣幼少の節、御側廻り近習衆へ渡されたる十一箇條の條目の寫、世に流布するは、土津公の建議に出しものならん)

同年、家中掟、軍令、軍禁、道中定等の條目を定められ、諸侍へ仰渡されたり、此僉議の時にあるべく哉世に云傳ふるは此の條目共筆立の儀、家老共に仰付られ、其の草案を差上しに、其の中に喧嘩口論禁制の事を記しあり、思召に應ぜざる樣子に付、伺ひたれば、諸侍共平生の事は喧嘩口論禁制に及ばず、戰陣上洛等の御用あるに臨て、一分の私にかゝりたる程の事は、後日の沙汰に任すべく義にて、格別の筋なり、平生の事は士道の耻辱を取らず、士の名を汚さゞる樣に心懸くべきこと、武士たるものゝ道なる故、禁制すべき筋にあらず、自然其通にては。家中の者、士道の吟味も疎に可成事なりと仰せられ、禁制の文字刪除せられし由なり、實にも最上在邑の時寬永十三年の條目に、禁制とあるを、今度改定の掟には、喧嘩口論大概は双方可爲誅罰、片方無下に理不盡に於ては可爲片誅罰、令荷擔者は其咎可同本人と記されたり、(公儀の條目には、荷擔せしむるもの、其咎本人より重かるべしとあるを、同しかるべしと仰出されたるは、思召ある事歟、扨延寶年中、穿鑿の義に付、公事奉行共、固く先例を執て議せし時に家老友松勘十郎氏興申せしは、其許共は、先例を固く引け共、土津公御裁斷の事たりとも、初年中年末年に依りて違ひあり、聖人も初年中年晚年にて行跡同からず、義精仁熟と申は、聖人と雖も晚年の事

なり、初年には義も不レ精、仁も不レ熟君あり、土津公の御處置にても、御若年の時仰出され事は、當時吟味の上用捨すべしとて、細に教示せし由・山崎闇齋の御行狀に、及三不惑一學正而德成とも記し置き・最上會津兩度の御法令にも、其の一端を見るべし)。
條目共渡され、猶仰出されしは、正月十一日七月十八日何れも無失念樣に其筋々へ集め、これを誦し、聽聞なさしむべく・他の法度書も、右の通り一年に兩度づゝ失念せざる樣、其時々に觸示すべし、組外の分は、北原采女方より、其筋筋の月行事に觸れ、何れも輕者まで、失念せざる樣に申付くべし、此度四卷之法度、書遣され、此義前々より仰遣されし義故、無油斷申付くべし、久敷下向もせられず、萬事御直に仰付られし義もあらざれば、自然ゆるまりし義もあるべしと、思召注意せられ、度々仰遣されし事なれば、この趣を守り、朝暮精を入れ、奉公する樣に堅く申付べし、且つ總て法度掟等の義、一通り申渡したる而已にては、遵守すべき儀油斷もあるべければ、其心得致し、急度可申付旨仰遣されたり、萬治の頃、會津表、火の元入念すべき樣、法を立られし節、總て法度を申付し時は、其の奉行の者・下々の心に成替り、其の法度の易レ守歟難レ守歟と深く斟酌し、易レ守事なれば其旨觸れ・背く者あらば或は誅罰、或は牢舍過料等、各の輕重に依て申付べし、難レ守法度を出すときは、背く者數多ありて、無レ詮事故、其段心得べき旨仰せられたりとぞ。
同年中、領內處々在來の傾城共、不殘引拂はせ、金山ある場所は、格別に其儀差置れたり。
此頃、外樣の士、身上困窮の者共、一組に五七人程づゝあり、江戶勤番となりては、難儀故、常詰に仰付られ可然旨、北原采女存寄申上げし處・侍共、身上困窮なる義・兼て不便に思召されし故、內證取續く樣にと、度々御情を加へられたり、然れども勝手の義のみ工夫するときは、第一勤むべき奉公の事疎略になるものなり、半年代りに、四年に一度づゝ、江戶へ登る義、いかにも寬なる事なり、この通にて身上困窮するものは、上にても何とも仕樣なければいかに勝手づくに宜しきとて、作法惡しく成行く義は、縱令下より言出るとも、承引せざるものなりと仰せられて、得心せられざりき、其後、采女江戶へ登りしとき、申上ぐるには、家中の特に身上よからさる輩へは、訓戒を加へ、衣食等に至

るまで、平生いかにも質素になすべき樣、申渡したる旨、申上げければ、其段尤なれども、身上よからずといふて、常に卑劣なる心を持ち、箇樣にすれば、得分なりなど〻、手廻立などのみ、常々思案し、侍の規摸を失ひては、身上の不自由なるより大に劣りたる心故、其嗜肝要なる由、仰せられたり、又寛文七年、會津の侍共、無盡の企せし由聞召し、仰出されしは、此義法度の嚴禁にあらざれども、作法見苦しき事にて、農夫町人小者仲間などの作法の如く立至るべし、常に儉約し、一分の見苦しきは苦しからず、侍に不似合の仕方は、縱ひ饑死するとも爲すべからずとて、田中三郎兵衞（此時采女の跡役たり）に内諭にて差止る樣仰せられ士の風儀として財を輕んじ、義を尊ぶべき旨、厚く訓戒せしめられたり。

常々家中の侍ども、仁慈を加へられ、頭立し者共は安否を尋ねられ、不快の節は、猶更毎度懇切に養生の義仰せられ、藥或は養生の品下され、老年の者には、寒氣の節、思召出され、頭巾羽織など時々賜はることあり、承應の始、原田伊豫俄に中風に罹りしが、其樣子會津より申上げず、追て此程は手足も叶ひ、只腰の不起迄の由聞かせられ、御喜悅淺からず、老人の義、其上西國育にて、寒國には住馴れざる身分故、尙無心許思召し、彌々無油斷養生し、何とぞ本復する樣にと仰遣はされたり、又改めて仰せられしは、家中頭立し者病氣の節は、其樣子便次第に早速申上ぐべき旨、前々仰出されしに、此度序を以て申上し事、不念に思召さる、以來は急度便次第に申上ぐべき旨、仰出されたり、又侍共病死の節は、其樣子により、難有御意あり、既に物頭安積彥兵衞、江戶勤番の節、會津にて、其子病死せし由、聞かせられ、仰せられしは、彥兵衞、江戶勤番の時といひ、且頭律義なる者なれば、殊更落膽し、途方あるまじく、安積一家の者あらば、早々養子申付、力を付くる樣仰出されたり、其外跡目之時分、先祖の忠節、勤勞之筋目等仰出され、保科家譜代の家筋等は、殊に慈悲を加へられ、難有御沙汰數々ありしとぞ。

同二年癸巳夏中、若松町人無資力の者、飢渇に及ぶを以て、貸米の義、會津表より申上、其段聞屆けられ、縱ひ米過分に貸與し、返納に差支、悉皆損耗に歸するとも、現に餓死に迫る者あるを知りつ〻、救助せざるは、不仁の甚しきものと思召され、其上救助せらる、

米の、大積四百五拾俵にも及ぶべきよし申上しに、是は少額の義なれば、此外にも入用あらば、重て伺出るに不及、町奉行を召寄せ、篤と僉議之上、直に救助すべき旨仰せられたり。

同じ頃、領中の百姓年々に增し、漸く資力を有したれども、町方は次第に衰微せしを聞かせられ、秋中諸鄕村より入たる穀留を、當暮は見計ひ、十中二三も寛にし、町の者共も少しは得分ある樣になすべし、（新穀出來れば、百姓共後日の了簡もなく、我勝に賣拂、追て迷惑する故、毎年鄕村より町へ出す穀を留る事あるなり）方今は少々百姓の痛となるとも未だ倒るゝには至らざればとて、町方をも救ふ樣、手段を設けしめらる、又御藏入の百姓も年々に身上好くなりたる由、聞召し、喜悅せられしが、百姓共婚入などに、結構なる小袖を買ふ者ある由、斯る奢侈は致させまじく、されば富める鄕村は免を揚げ、貧き村方は免を引下ぐる等、勘辨肝要なり、兎に角私領の百姓と、御藏入の百姓と、無甲乙行儀以下同樣に見ゆべき樣、郡奉行に於て、常に注意して吟味すべき旨、仰出だされたり。

同年八月十二日嚴有院樣右府に轉任せられし故、京都へ爲御名代遣さる、依て九月廿一日呉服十領、黃金百枚、馬一頭拜領、手づから八丈織三端下さる、同廿三日鐵砲百挺、數弓五十張、長柄百筋、馬上の士七十五騎、都合四千餘の着到にて發駕せられしが聊も華奢なる服飾をせざる樣御供の輩へ仰渡され、何れも質素なる出立にて御供せしとぞ、（此時に御乘掛馬に用ひられし御馬具今に存す近世華侈の風と違ひ至極質朴なる品共なり又御旗奉行楢林主殿は武道相嗜其頃名ある士なるが此時上京の御供に召連れらるべきやと存じ京入の晴にとて銅拵皮柄の大小を調製せしに御供御付られざるに付其友人の御供する者へ贈りし由、其頃の風儀推量すべき事なり）此時公には京都にて中將に任ぜられし處、辭退せられ又女院（東福門院樣御事）には正しく姉君にあらせらるゝを以て舞樂の御饗應あり、其上故將軍の面影も懷敷思召されし故、御對面成され度旨仰出されしが、其儀は關東へ伺はざれば御請難成旨仰せ上げられ御對面なかりき。中將拜任の義は歸府の後叡慮に從ふべき旨上意ありしを以て、御請なさるゝ事となり、十一月御使者遠山伊右衞門京都より從三位中將の勅許位記を捧げ東下せしが、三位の義は傳奏衆並に所司代板

倉周防守を以てひたすら辭退仰上られし故、正四位下に敍せらる、此時酒井讚岐守高位を辭退せらるゝは、後代迄の規摸なる由、感賞せしかば、夫は存寄らざる義なり、此肥後守は規摸を求むる者に非ず、將軍家の爲には草履をつかむとも苦しからざる事なりと答へられければ、讚岐守彌々嘆美せしとぞ。(武家補任に兩典厩三位中將敍任の事は此年十月の事と見えたり然らば兩典厩などの如く御待遇あるべき思召と相見えしが夫にては御爲に不宜との深慮なるを知るべし御沒後友松勘十郎老中へ奉りし書に三家の御衆兩典厩の如く御會釋にても無御筋目義には無之候處其身は不肖にて被召仕候を本望と存じ遂に身を終り候とも記せり)又嘗て加增せらるべき將軍の內意あり、讚岐守へ相談せられしが、肥後守の氣象にては必ず辭退すべく、縱ひ强ひて下さるゝも御請せざるべく、然ば却て御爲にも不宜故、御延引なされ然るべき旨申上げしことありしとぞ。

(寛文の初兩典厩へ新に甲府館林の城地を遣はされ酒井雅樂殿始め諸執政へも加增の御沙汰ありたれば是も其頃の事ならん歟)

いつの頃に歟御家號並御紋拜領仰付らるべき沙汰ある時も、幼少の時保科肥後守養子となりし故今更家名を改め家紋を變じては、義理不宜、家來共信濃育ちにて不骨實體の者、家名を改むるときは、自然と志を放すべく、近年奧羽爲鎭定若松城にあり、若し君臣の間隙ありては御固と不成とて、强て辭退仰上られたり、御家號御紋拜領の沙汰も後見仰付られし以後の事なるべく、林大學頭信篤御事實の序文に、厥初克繼㆓封邑㆒不㆑更㆓名氏㆒と云へり其事を記されしにや。

同三年甲午平常公事訴訟の筋聞召され、倫理の間は特に念を入れられ其道を正しくせられしが、此年の冬會津郡田島村金藏と云ふ者、親甚五郎を訴へしを以て、對決申付し時、親を拷問せられなば白狀すべしと云ひし故、其兩親を嚴敷糺問せし由聞かせられ、金藏の言分第一不孝なる義なり、先づ金藏を拷問すべきに、却て甚五郎を責めしは、逆成致方なり、總て親と子と出入ある時は、先づ子供を穿鑿し、倘ほ不分明ならば、親をも糺問すべし、主人と家來の出入も此通にすべし親子間にかかる公事の裁許は、道理次第に捌くこと勿論なども、子供の方に不孝の意味ある故、其咎は追て相當に可申付旨仰出されたり、此以來親子或は主從

にかゝりし公事に當る者は、一入心を用ひ今に之を遵守せり。

先封蒲生家の代には、牛裂釜煎松明焙など云ふ慘毒の刑法ありしが、此頃の事なるべく哉、其樣子聞かせられ、いかに犯罪ある者なりとも、斯る刑を加ふるは無慈悲の極みなりとて、今後は決して用ふべからざる旨仰渡されたり、就中松明焙と云ふは、なぶり殺にて刑を弄ぶといふものなりとて、特に嫌忌せられし由なり（今以て蒲生家の頃刑殺に用ひし釜、尚遺存せり）

總て穿鑿の義は、緩急輕重の區別迄懇切に訓示せられ、或時仰渡さなしには、萬事の穿鑿多き中には、其品により判別し難き義もあるべしと雖も、大事の糺問は人多く迷惑し、いか程費用かゝるとも成るべく穿鑿を遂ぐべきなり、但し何ほど吟味しても埒明かざることは是迄と差置く時分もあるべしとぞ、此時代は後世煩碎なる仕方と違ひ、大まかなることなれども、忽せなることにては必ず許容せられず、承應中外樣士安武太郎左衛門が屍、己が指料の大小にて十文字に貫きしを、夜中本二ノ丁へ棄置き、其面皮迄剝がれ、いかなる者の何方にて斯く殺害せしとも知れず、色々穿鑿ありしかども何者の所爲なる哉、其手筋一向分明ならず、（太郎左衛門は小身者なれども此頃血氣盛の若士にていきれもの也たとひ二人三人を相手にするともおめおめと討るべき者にあらず此夜本三ノ丁友人の宅より草履取壹人召連歸りしが己が宅は六ノ丁にあり途中より草履取をば使に遣はし其身一人に成りしが己が宅迄は歸り得ずして行方知れず翌朝其死骸を棄て置きしを見て太郎左衛門といふ事を知りし也太郎左衛門草履取を使に遣はしたる後に何方に歟行きし先にかく殺害せられしと見えたり斯程のことを仕出し人の耳目にも觸れざる樣に迹を匿し詮議ありてもすきとあらはるゝ事なきは常人の仕業にはあらずとて詮議も彌嚴なりしとぞ）之がため不審を蒙りし侍九人迄、物頭へ預けられ、深く可遂穿鑿旨仰付らる、尤も其中拷問すべき者あるときは、內意を受くべきも、其品に依て日數を經るときは其間に彼等とも思案分別をなすに由り、糺問し難きに至るべき恐れもあるときは、即時に拷問申付くべしと仰渡されければ、公事奉行は少しも厭なく、彼九人の侍を嚴重に糺問せしかば、會津にて如何なる珍事起りし歟と、隣國迄も不審を立種々取沙汰せしが、遂に數

人の士に切腹仰付らなたり、(太郎左衛門一件糺間ありしとき年寄並奉行共大横目迄公事場へ出座せり是以來大事の糺間には此の諸職出座の例になれり)。御供番宮本四郎左衛門此事の詮議にて物頭安部井又左衛門へ預けられし處又左衛門が宮本に申聞るには尋常の者ならば座をも圍ひ足輕共に宿番致さす事ながら其許に於て見苦敷心底は有之間敷と存じ其儀に及ばず心の儘に屋敷内を徐歩いたすべし乍然大小刀は御法もあれば手前急度預るべし自然此上に汚なき了簡あらば此の又左衛門緘腹を切るべしとて放囚人に致し折節は門へ圭り往來を見物せしめしが如何程親敷者の通り合せとも自分は科人なりとて言語を交へざりしとなりやがて四郎左衛門切腹の節に臨み申樣座中にて腹切らば疊替の板敷の掃除のとて預り人の大きなる世話なるべし庭に出て飛石の上にて致さば水を洒く迄にて然るべくとて飛石へ腰をかけ初には八文字又十文字に切りしを見て又左衛門介錯の事に付何とて見苦敷事を致されしや御根ありやとて聲を勵し特に怒りければ頓て首さし延べしを打落せしと云ふ)

又横目衆領中御巡廻の時分差出す目安共聞召され、代官並郷頭名主等非分の致方穿鑿仰付けられし時、農夫等の隙の時分を考へ、召寄せ懇に穿鑿可申付旨御意ありしとぞ。

同年對馬守より、明年朝鮮國信使來聘すべき旨伺ひしに、老中方の相談に當年西國洪水にて所々損亡の地も多く見苦き故、異國の者に見するは如何あるべき、暫く延引可然との儀なりしに、公之を聞かれ、天災流行何れの國かなかるべき、異域より御代替りを祝せんと、遙に山を越え波を淩ぎ來聘すること、我國の美事といふべし、洪水の小變を以て大事を延引するに及ばざるべしと仰られしかば、其議決定し、明年來聘のことゝなれり。

同年會津領は従來自由に出家せしめしが、今後は家中町方在郷迄も、出家せんと欲する者は、其筋々の役人へ願出て、免許を得たる上にすべき旨仰出さる、是を世上にては、會津領分坊主法度出でたるなど言ひ觸らせしとなり。

同年冬御家人町人百姓に限らず、孝行なる者あらば取調べ言上すべき旨仰出されしが、明曆二年猪苗代小平潟村清十郎と云ふ者の、孝行の樣子を聞召され、中間

並扶持切米下さるべく、先づ會所に於て召仕ひ、樣子見屆、彌々律義に相勤めなば、更に何樣にか取立つべし、清十郎親猪苗代に差置きなば迷惑なるべき故、中間並の家屋敷を取らせ、親共に若松へ引越させ、追て樣子可申上旨共仰出されたるに付、其次第申渡せしに親に申聞かせ御請申上ぐべしとて、在所へ歸りしが、其後親同道にて引越す樣仰出され、難有存ずれども、御奉公仕りては、親の介抱疎になるべく迷惑に存ず、其上親存念の仕合も之あり、旁以御扶持切米下さるゝ儀赦免せられ度旨申出でたり、依て其由書付を以て、家老より御覽に入れければ、然らば其通にて差置くべしと仰せられ、更に親存生中は二人扶持下され、死後に奉公を望む時は、相應に召仕ふべき旨被仰出ければ其御厚恩を感戴せしとぞ、又同じ頃會津郡伊北郷黑澤村に、長薫と云ふ盲人ありて、父母に孝行の由聞召され、扶持方三人分下し置れ、寛文五年三月父母共に果てし故、二人扶持は召上られ、長薫へ一人扶持下さる、又萬治三年の頃、加藤家の浪人、岩崎助左衞門と云ふ者、親の終に三年の喪をつとめし由聞召され、殊に感嘆せられ、二百石にて召出され、追々取立てられ、筑

前守樣の御代には奉行迄仰付られたり。（清十郎長薫か事跡は會津孝子傳に詳なり）

承應の末米六七千俵臨時に買上られて、諸代官へ預け置き、高利の米をかりし農夫へ、利安に貸與し、其米を以て、領中萬一凶年の節、農夫を救助せらるる思召に依りいづれも寄合相談して、善惡の儀重て可申上旨、仰出さる。是れ朱子社倉法に依て組み立られし事なり。いづれも可然旨申上し故、其年米七千俵、金十兩に七十三俵の直にて買上げらる、翌年明曆元年の春より、望次第に二割の利付にて、百姓共へ貸與せらる、兼て仰下されしには如何樣にも百姓共の爲めに貸與せらるる米にて、少も官の爲めに貸す儀は非ず、百姓の爲めよき樣子ならば、如何樣にも差引すべしとの事にて、年々貸渡さる、冬に至り取立られし處、百姓共外々にて借米せば、三四割にて詰り、才覺成兼し時分は、五割にも借用したる故、甚迷惑せし處社倉米は、僅少の利息なれば、一同深く感戴し、皆な相違なく返納したれば、其米段々增加し、郷村へ籾倉を建て、社倉と名付、其藏敷の分は免除地とせらる、此籾、民間救助に用ひ、或は貸し、或は賜はり切りにせられ、其餘は他

に用られず、凶年の貯蓄に成し置かる、其後拂米にも出されしが其代金小役御納戸へ預け、社倉金と名付け是又民間救助の筋ならでは用ひられず、御家訓にも載置かれ、重き事となれり、又會津は海邊遠く、日用の食鹽不自由なれば。承應の初、千兩分鹽を買置き鹽高直の節か、又は萬一饑饉の年抔、領内の人民を救はん爲め。河沼郡坂下村に圍置かれ、高直の時分下直に拂下げられ、又如元、其分は買入らるゝ法なり、又會津は麥作至て少き所なるが、分限に應じ多く作る樣にと兼々仰付けられしが、入部以來百姓共段々合點し、殊の外麥多く作る樣になれり、明暦の末、饑饉の時分、救助の爲め麥を除き置き、百姓共麥作仕付の前後に迷惑すべき故、其差詰り迷惑の時分に見計ひ之を貸し、麥作仕廻次第麥にて集め置くべしと仰出さる、寛文の頃にや、人民救助の儀高の多少に應じ、救方申上しかば凡そ救方高に應ずるときは、勘定は仕能きも、饑饉の節などは痛む者へあたるまじく、不作などの時は、高に應ずるも宜かるべし、總て肝煎百姓にのみ任置きては、依怙あるべし、箇樣の儀其所案内の者に申付くるときは、所の者我心に合はざるなどゝ、私を挾み、饑饉の節、不當の事あるものなり、所の案内も知らず律義なるものへ申付くれば、其所の飢を考ひ、人數に應じ救ふが故、よろしきものなり、重て仕置方の心得になるべき故、覺居る樣にと、物語の樣に仰せられたりとぞ。

明暦二年丙申、將軍年十六、林道春を召させられ御前にて大學首章の講釋聽聞遊され、拜領物仰付られしかば、公殊の外滿悅思召し、世の人は左程には思はざるべきも、聖人の道を御聞あるは、天下長久の基なりと仰せらる、日來聖學を深く尊信なされ、他人へもすゝめらるゝことあり、又學問を好み讀書するなと聞召さるゝ時は、喜悅なされ、近習の者は不及言、手遠の諸士、諸奉公人、町在郷までも、風化によりて聖學に志したる者不少とぞ。

同年會津表、永々御留主なりとて、北原采女始、家老奉行の面々、會所へ三八の日を大寄合日として出席し、諸事僉議致し、其節は大横目も詰る樣仰付らる、郡又公事場寄合は。一八の日公事奉行、二六の日奉行、五九の日町奉行と定め、受前の公事裁許申付、埒明けたりといかにも閑なる樣子なり。

此頃領中萬納方の催促、其外勘定抔の義に付、百姓共疑心を抱き、又は上を御恨にも存ずるは、毎物申付樣惡き故なり、下々は不明なるもの故、諸代官此旨を體し、下々迄明細通し、毎物有體に得心する樣に、精を出し申付くべし、一兩年中には、横目衆巡見せしむべしと仰出さる、横目方には在々所々にて、人外なる儀を改むるには及ばず、下々はむざと無諍事を云ふ者也、併し何の譯もなく、巡回しては、善惡も知れざるべし郡奉行代官其外役人共、萬事順路に申付る歟、又は其所に、非議なる事に百姓迷惑することあらば、其樣子により、委しく尋問ふべき旨御意あり、是より領中御藏入の地方共に、度々巡回せしめ、下々の樣子聞召され、下情の壅滯せざる樣意を用ひられたり。

諸役人の風儀清廉を磨き、請謁苞苴等あらざる樣深く戒め、輕き者迄それを旨とし勤むる樣に意を注がれ、特に諸奉行等の手代其支配人の者より、むざと進物をとらざる樣に申付け、取たるものは僅少なりとも、其心根を以て手代の奉公つくに私をなす者なり、就中代官の下代は、度々鄉村へ參るものなれば、無油斷申付くべしと敎諭せらる、斯く意を用ゐられしかば、諸吏清廉の風、益々盛に聞えし、中にも珍らしきは、御藏入郡奉行飯田兵左衛門は、譜代の筋目にて里民の仕置に名を得たる循吏なるが、村々より進物受納せし分は常々御用にて登りたる村役人百姓共を、己が居宅に宿せしめ、其入用に用ゐ、それとも知らず、皆々氣遣なく止宿し、殊の外悅びたり、然處進物の品々、並に其入用の樣子迄、明細帳記し置き、追て退役のときに、其帳記の儘差出し、家老奉行の面々へ一覽に入れたりと申傳ふ、其潔白にして汚れざること、概ね此類なり兵左衛門公事奉行を勤し頃、盜賊を穿鑿せしに、白狀に及びし者あり。獄辭完りたれども兵左衛門尙ほ心底に落入兼ることあり、其存寄は外に一書を添て申上しに、其者誅罰可申付由御下知に付、兵左衛門、一人たりとも非命の義を以て、民命を絶つは、不輕義なり、拙者心底の通り書面には書取り難に付、中將樣に御通し被下直に申上度由申せしが、其義には及間敷、御下知の通申付る樣、家老奉行の面々差圖したれども、兵左衛門得心せず、人命は重きものなり、穿鑿する役人の身分として、心底に落着せざる儀は難申付、今一應及言上被下度旨、强て言張るに付、其趣達上聞せし處

出京すべき旨に付、早々出府し委細申上しに、委く聞召届られ、其囚人は兵左衛門へ御任せなされゆる〳〵穿鑿いたす様にとありしが、無程別に盗人顯はれ、最前の囚人は無事に濟みたる由申傳ふ。

長門守様へ譜代筋より選ばれ井深四郎兵衛を御傅に仰付られ勤務せしが、御年若にて器量拔群なるのみならず、特に勤學毎日怠慢なく、諸人望を屬せし程の儀と聞ゆ、然處弱質にして、何となく煩付き氣色勝れさせざれば、四郎兵衛勤學暫時廢せらるゝより外なかるべしと存じ、其次第逐一公に申上、御意を伺ひしに得心せられず、猶又申上たれ共、承知せられず、兎角思召に不應様子にて、左様にはならぬとて、いかにも力入られたる氣色にて、奥へ入らせらる、四郎兵衛走寄り裾に縋り付、若き君暫く勤學廢せられたればとて、氣力には難替事なり、夫共に思召に不入は、拙者傅侍いたす内は難申上故、乍憚御手討にせられべしと言ひたれば、御思案ありて其心に可任と仰らる、四郎兵衛喜び其通申上し處、無程病重らせられしはいかなる事にや、又奉行菅勝兵衛在府の時、召出され、申上る次第思召に不應、改て御下知あり、勝兵衛儀謹て此段は重き事なれば、押返し思慮して申上たるなれば、御前にても篤と御了簡在せらるゝ様申上退出せり、翌朝召出され、昨日の儀了簡せし處、申付し通の外なし、其方存寄は違ひたる由御意あり、勝兵衛平伏し、昨日も申上し如く、篤と了簡せし上の儀なれば、憚多き事ながら私の違はあらざるべし、乍恐御前の御了簡違にて、情なき事に存ずる由申上げたれば、兎角の御返答もなく、一座の興もさめし様にありたれども、猶了簡せらるべき由にて入らせられ、其夜中は寢に就き兼ね、奥番筒井彌三郎を召し、何時なりやと尋ねられし故、七ツ過の由申上たれば、然らば勝兵衛はいまだ出まじと仰られたれば、明六ツ過ならでは出勤せざるべしと申上しかば、種々の談話あり、其内夜明け座席へ入らせられ、家老奉行召出し、例よりも御機嫌うるはしく、夜前篤と了簡せしに、少の違ながら其方了簡にて宜しき旨仰せられしと、其事は不知共、城米詰替の事より起りし事とも聞ゆ、都て人の言を能く聞受け、用ひられし事如斯なりしは類稀なる事なり。

同三年丁酉、正月十八日江戸本郷邊より出火、神田筋靈巖島迄燒失せり、公には櫻田屋敷へ詰られしが、翌

十九日又小石川邊より出火、風烈しく吹立燒上りしかば、公御登城あり、然處黒煙本丸へ掛り來り、危き樣子なるに付、將軍東叡山へ御立退成さるべしと言ふ者ありしが、公は本丸へ火懸りなば、西の丸へ移らるべし、若し西丸も又燒失せば、本丸の燒跡へ陣屋建らるべし、東叡山などへ立退せらるゝ事は、然るべからずと仰せらる、頓て竹橋門内紀州水戸の兩屋形一同に燃上り、本丸天守始御殿向へ火移りし故、未の中刻、將軍西の丸へ移座せらる、然るに其日の夕方に、又麴町より出火し、外櫻田より芝海手の方へ火掛り、江戸中一圓大火となり、古今未曾有の變なり、其時公は將軍はかく御安座あるも天樹院千代姬樣兩典厩樣などの安否は、各聞屆ありしや、何れへ爲渉られし哉と、老中に尋ねられしに、何れも未だ不承と返答に付、それは餘り無沙汰なる儀なり、早々使番衆を以て御座所聞出すこと尤なりと仰せられ、不興氣の折節、一座の衆の内にて肥後守殿濱屋敷も定て燒失せしならん、妻子方は何れへ立退れし哉と言はれしかば、公の返答に、定て我等屋敷も燒失せしならん、箇樣の節なれば、我等式の妻子の儀は成り次第の事なりと仰せらる、阿部豐後守一座にて之を聞き、後に談話ありし由なり、此時御登城の節、下馬にては嚴敷人を拂ひ、一人も置かざりしが腰物番高橋市郎左衞門御供して、近藤濃保理へ斷りしに、肥後守殿の衆は格別なりとて被聞屆、他の者は一人も差置れず、市郎左衞門自分の持道具管鑓へ繩一尋ほど結付、是を印に下馬に差置けり、公城内より市郎左衞門を召し、暮に及び、燭臺蠟燭など屋敷より取寄せ西の丸へ差上らる、又粥を爨させ參る樣仰せ付けられやがて持參しければ、御側衆へ振舞せられ、特に首尾もよかりし事の由申傳ふ、此の時井伊掃部頭供一人もなく、一人立て屋敷へ退かる、公下城後、市郎左衞門推參の儀、別て滿足賞美せらる、此の夜、濱の屋敷も火掛りし故長門守樣下知せられ、奧向家中の妻女迄、無難に品川東海寺へ退かれたり、櫻田屋敷は別條なかりしとなり。

此時に淺草の米藏へ火掛り、防ぎ兼ねし故、町々より火消人足申付べきとの事なるを、公聞召し、人足云ひ付る儀は然るべからず、諸人居所を失ひ、路頭に迷ひ食物差支へ飢にも可及樣子に聞ゆる故、誰にても給物差支へし者は罷出、火を防ぎ、藏米をも持出したら

ば力次第に其米を下さるべき由觸れたらんには、火消といひ、救助といへ、二つともに可然由仰せられしにいかさま可然との事にて其通仰付られ、火消にも救助にも成りたりとぞ。

この時、二十日迄も火鎮り兼、三日三夜程の大火事にて、燒死の者十萬人餘と聞ゆ正月二十四日臺德院御靈屋へ代參勤められし節、京橋中橋通途中燒死の者、縱橫焦爛せるを御覽なされ、甚だ不便に思召し、其日登城、公儀の物入を以て死骸共取集瘞埋仰付らるべき由、相談せられし處、思召しの通りになりたり、其頃萬人塚と云ひ、其所へ回向院と云ふ寺を建立せられ、其吊まで仰付られたり、(增上寺より裏門通御歸りの時、寺中の川、橋燒落ち、燒柱一本を渡置き御駕通し難きに付、步行にて御渡ありしが踏倒し落らるべき所を、腰物番高橋市郎左衞門橋の向より手を出せしにより、取付御上りなされしとぞ御歸後、市郎左衞門を御ほめなされ、直に召されたる御服を賜はりしとぞ、)長門守樣、東海寺にて病氣革り無程逝去せられたり、翌日內藤出雲守爲上使、吊問あり、老中方も追々訪はれしが、公には大人後上下安堵せず、實に大事の時なり、我等一子を喪ひたるは夫迄の事なり、今大事に臨み一分の悲歎に沈み、可籠居時に非ず、忌御免なされたらば、速かに出仕すべし・御執成賴入る由仰せられ、頓て忌御免の上出仕なさる、長門守樣事、器量抽でたる生立にて、今度の火事にも色々御下知ありし處、年十八にて御逝去なり御遺體は會津院內山に埋葬せり、(後年、見禰山の末社に岩彥靈社と祝祭す)。

此時に江戶の米價俄かに騰貴し・日增に拂底となり、諸人甚だ迷惑し・世上不穩、諸大名屋敷多分燒失し難儀の事故、暇被下べしとの儀仰上られ、早々歸國仰付られし故、米價無程引下、諸民安堵せり。

火事以後、早速府內六ヶ所にて、七日の內施行の粥を給せられ、或は町中類火の者へ十六萬兩の金を發して救助せられたるは、難有事共なり、又類火の旗本衆をも救助せられ、居宅作事料を下さるとの御沙汰ありしに大造の失費にて御金藏も無殘程なるべしとて、同意せざる人もありて埒明兼しが、公は惣て官庫の貯蓄と云ふものは箇樣の時に下々へ施與し士民を安堵せしむる爲めにして、國家の大慶とする所なり、むざと積置しのみにては、一向蓄なきと同然なり、當年の如き大

火は古今不聞及儀・早々發せらるゝ樣致度由、其理を詳に仰られ、遂に其通に行はれたり。

火事以後の物入にて、公儀の御勘定方手支に付、諸大名へ借米の儀可被仰付評議ありし處公には是は然るべからずとて御得心なく・上下ともに專心儉約すべし但し旗本の面々知行の內より兎を借入るる程の儀ならば苦しからざるべしと仰らる依て其年三月諸大名旗本の衆町中迄も、總て儉約を專らに仰付られ・獻上の品々省かれ、老中諸役人への音信も被止、衣類居宅の分量等、何れも奢侈にせざる樣手輕に被定たる由なり。

此火事に城內の御藏へも火懸り、天下の名物代々の重器とも多分燒失せしこと、世上流布せば、宜からざる故、成丈隱密になし置く事宜ろしからんと、老中方評議ありしが、公には其儀に及ばざるべし、箇樣の大變なるとき、姦賊の沙汰もなく・無爲なる儀、國家の幸福之に過ぎざるべし・器財抔は何樣の品たりとも燒失せし上は、夫迄の事なり迚・其段は少しも心に掛られずとぞ實にも此火事は古今未曾有の變にて・近頃由井丸橋等の逆徒・放火の紛れに兵を起さんとせし後にもあれば・朝野諸人安せざる處萬事の政道其圖にあたりし故、無程安堵し、元の如く靜謐の御代となりしは、公は言ふに及ばず・執政の衆の辛勞大方ならざりし由なり。

承應の度、軍令軍禁定られし處、明暦中、甲州流の軍法吟味あり、禁令改定あり、禁令並に御備の圖渡され、毎年貳度づゝ讀聞かせ、不時の軍と云とも、堅く陣場を相守り、御法令を請ずる樣にと仰出さる、或は小荷駄馬を郷村へ預け置かれ、年々增加し、又兵器の改等度々仰付られ、陣具小荷駄の具迄、少しも無手支樣、役人へ仰付置かる、其上、口米金の儀は兼々軍用金と名付藏置き、兵具の手入等には用ひられしも、其餘には用られず、又江戸へ俄に人數召寄する時、道中賃馬差支ふべしとの思召にて、驛々へ馬金貸與し、屋敷へも火藥藏を設け、玉藥等澤山入置かる、寬文の末、仙臺に於て原田甲斐の事ありし時、田中三郎兵衛寄騎並に同心早々差越し、樣子探らせ、其上伊南與八郎儀兼て心得あるもの故、自然出勢もあるべしと隱密に仰付られ、彼地へ遣はさる、俄の事故、自力を以て即時に出立土場越致し、押前の樣子、地理の案內迄、悉く檢察し、委曲書付け、御披見に入れし處、思召に叶ひ感

せられ、殊に今般物前の儀、自力を以て勤めたるは、日來心掛宜敷奇特なる儀に思召褒美さる

萬治元年戊戌、他家にては、平物も家中より普請の着到を出させ、去年の火事後は、家中の償を受し向もあれども、公には左樣の儀、平生家中へ仰付られず、火事に逢ひし者は、早々救助せられ、兼ねても折々金子貸與せられ、取續く樣にと御世話あり、又會津表家中の面々凡て儉約し、組頭は鎗爲持其外千石以上の者は鎗爲持ても不苦程の儀なれ共、必爲持べく樣にと思召す儀には非らず武道具と乍言、常に箇樣の類も手輕くすべし、衣服飲食家居器財等は專ら儉約になし、召仕の者も人少になすべしと仰出ださる、且振舞の儀、急度停止せしめられ、其外祝言並吊の儀迄も輕くすべく惣て年寄共能く心得、自分にて急度相愼み、諸人に可爲見となり。

同年の夏の頃、戸枝市郎左衞門末子熊之助十二歲にて御小姓に召出さる、熊之助儀、親市郎左衞門譜代筋の者、小身にて身代不如意なるに、大勢の兄弟掛り居るを迷惑に思ひ、何方へ成り共出で度由、母へ願しが、年にも不似合なる事を言ふ迚、叱り置きしが、思ひ止るべき心底なく、當春歩行目付戸枝平兵衞江戸へ登る節、瀧澤峠へ見送り參り、平兵衞へ向ひ、親に掛り居る儀迷惑なれば、江戸迄召連呉る樣、強て請ひたれども、幼年の者故、平兵衞種々賺しなだめ、教訓せしが、斯くまで思込、戻ることは、成らずとて、自害せんと脇差を拔し故、不及是非、召れたり、公之を聞き、幼年には奇特のものなり、行々召仕はるべき由、御意ありて御前へ召出され、御小姓に仰付らる、熊之助儀、段々生立、後年元服して彥五郎と改め、小番頭を仰付らる、公の御覺も宜しく御學問の相手とし、久々側に召使はれ、文學を嗜みし事故、御事實の書纘仰付られ、御葬送の事も御遺命にて添奉行仰付られ、友松勘十郎へ差添奉公せり、御眼力に違はず、終りを全くせしとぞ。

於媛樣上杉家へ入輿あり、妹君お松樣事、加州へ入らせらる、其以前お松樣、松平安藝守の嫡彈正大弼へ緣約ありて、御願仰上げられし處、思召ありて仰付けられず、無程加州への緣組、思召を以て仰出ださる、後々承りたれば、此時中納言利常卿兼て內願仰上置れし事の由なり、利常卿、御孫中將綱紀朝臣同道にて來訪

ありて、利常卿仰せられしは、加賀守事、御自分へ御頼み申し最早何も構はざる故、國政等の事迄も、何分御差圖頼入ると仰ありし由、其後は何事を申上ても、とかく肥州へ任せ置きし故、我等には言ふに不及、肥州へ相談尤なりと仰せられしと言ひ傳ふ、依て前田家には公の御指揮に出でし事共今に殘居る由なり、お松樣婚禮の時、資裝料金壹萬兩拜領せられたり、(文化中、御上京の時、御供の面々、衣類に麻木綿の類可用との御定にて、其以來常の旅行にて、質素の服になりしが御上京以前、加州衆の中にて、晴の御用御供の士、旅裝とても嘸と察入る由申に付、省略の時節故、麻木綿の服に仰付られ、至て見苦敷事の由、こたへたれば、いかさま御省略に拘はらず、其御家は左樣可有筈の事なり、御先祖御後見の時分、上京の振合如斯と承り及ぶなり、夫に倣ひ、加州にても今以旅行の服、其通なりと申せし由、其者手前の事不存居を恥て、人にも語りしとぞ、土津公の質素なりしと、加州の手堅き美風を取々に感嘆すべし。)

お松樣、加州邸へ御入輿後、附屬の女房、屋敷へ來りし時、田中三郎兵衞詰合には逢ひ度由に付、三郎兵衞座敷へ出でたるに、彼の女房の言へるは、御新造樣御手許の金子餘計あり、只差置も無益なること故、少しづゝにても利倍したらんには、後々の御爲にも可相成、御役人中へ宜しく申付可被下とあり、三郎兵衞儀其事は兎角にも及ばず、心得ざる樣子にて、急度其顏を見詰、小聲にて氣分取違ふことはあらざるやと申せしに打驚き、其次第承りたる處、三郎兵衞いかなる御不足ありて、金子を蓄へらるや、道理の難問なりと述ければ、女房立腹し追付け中將樣入らせらるべきに付、直に申上べしとて立別れ、間もなく御入により、右の趣申上しかば公其顏を御覽ぜられ、そちは氣は違はぬや、左もなくば、加賀能登越中三箇國の守護を持し身分にて何の不足ありて、金銀を蓄ふことあるべきと御意なされし故、其女房退て甚恥入しとぞ。

萬治の初、上杉播摩守病氣危篤にて、跡目もなき故、井伊掃部頭酒井空印相談あり、御末男新助君事養子可然旨申せしかども、公には御得心なく、其後寛文四年、南部山城守卒去、實子なく、舍弟兩人あれども心に不叶故、將軍家の思召を以て相續仰付られ度旨言ひ置き卒去せしに、其時も新助君可然由御沙汰ありしも、公

聞召し、是よりさき、上杉播州跡目なき時分は、我等娘も彼が家の後室として罷在事なれば、承諾しても不苦程の儀なるが、得心せず、増て南部家へは何の好身もあらざれば、たとへ上意たりとも、達て御斷り申すべき由仰られたり。

萬治の初、(一說に承應中の事とも云ふ。)兼て江戶用水の儀、苦勞せられ、山手は水多けれども、其他は地形あしく、水不宜、諸人の難儀にて火事の時なども差支る故、水道の致方工面せられ、玉川の水を引取、用水となすべしとの御相談あり、其時に武用のために宜しからざる旨申者もありしが、公仰せられしに、國郡を守るべきの城におゐては、堅固をむねと致すべき事なり、天下の御座城に於ては、萬民使用に事足り安居する儀、要害の第一と思ふなりと仰られ、其議決定し、十餘里の水道堀割成就して、永く府內の便利となれり夫而已ならず、此水利にありて左右の曠野に新田をひらき、四十餘村の民居、雞犬聲聞ふる樣成行しは、いか計の永利ぞや。

同年夏、箕田にて下屋敷拜領あり、受取の節、地割衆聞へざる致方ありし故、公大に腹立せられ、既に拜領御斷りあるべしと仰られしが、何れも殊の外迷惑し、甚だ不念致せりと申譯せしに、公は我等心得には、慥かに依怙と存ず、不念と言はれし上は不及是非、兎角言上し、上より御吟味相成り、彌不念に極りたらば、其上にて拜領すべしとあり、老中にも大に心配し、さま〳〵となだめしかば、役人たるものの少しにても、私を致す事御爲ならざる儀故、向後の見こらしにもと存ずれども、我等事なれば、其分に致置くべし、外樣大名にも段々下屋敷を願ふ者多しと聞く、依怙贔負の沙汰すこともなき樣に勤むる事肝要なりと仰聞られ、堪忍して御請取られたり、然るに場所あしく、地形築立の爲め大に土工を用ひ、翌年四月に至りて普請漸く成就せり、同二年己亥夏、承應中仰出されし家中の掟書此度拾壹ケ條の條目に改定せられ、內藤源介自卓を江戶表へ召寄せ渡し遣さる、且又百姓共衣服の制、乘物停止の法度をも定めらる。

松平美作守本丸御留守居なりしが、近頃江戶度々の出火にて煙硝大城へ懸と危きことあり、奥平大膳大夫松平甲斐守其餘若手の衆駈付手勢にて消留し故其褒美として時服を下さる、美作守も其時の働、大方ならざれ

ども、褒美の御沙汰もなき故、無面目思ひ不快を懷き御役差免の儀、度々老中迄願出たり、官醫平賀玄純は美作守へ心易く出入し居し處御屋敷へ玄純參上の節其趣物語り申上たれば、公の仰らるゝには、作州は老功の人にて、大事の御役を勤ながら、若輩の衆と功を爭はるる事心得ず、若し此度一同褒美の御沙汰ある程にては、反て不本意の筋なり、一度火に懸り消させしとて、恩賞を望まるゝ身にはあらざるべし、此度の如き小事は、作州には何程もあるべき筈なり、其御目鑑にて大事の御役を命ぜられたるなるべし、辭役の事は、自分より身を輕くするものなりとの旨を告げしめられければ、美作守始めて其過を悟り、公の言に感服し老中の宅へ往きて其趣申述たりしとぞ。

同年秋、江戸城御殿向殘らず、普請成就す、但し天守は出來せず、是は火事以後、天守始普請の義、井伊掃部頭酒井空印等相談の時、公の議に天守は近代織田右府以來の事にて、さのみ城の要害に利あるといふにも非らずたゞ遠く觀望いたす迄の事なり、方今武家町家大小の輩、家作を爲すの場合、公儀の作事永引ときは下々の障にもあるべし、且箇樣の儀に國財を費すべき時節に非ざるべし、當分御延引可然とて天守の作事は沙汰止になりしとぞ。

同年冬、會津表鰥寡孤獨の貧人とも不及飢樣、隨分注意し、食物は米ならずとも、何か取ませて身命をつなぐ樣心得させ、施す可き樣にと御意あり、此以來每度一人一日二合づゝの積にて、社倉米の內を以て施與あり、又貧人にひとしき者等へも、其者稼業に取付迄此積を以て、五ケ月三ケ月又は七八ケ月も施與せしめられ、返納なり兼る者は、其儘下されたり、又所緣なき乞食等、橋下或は大木の根などに居り、風雨に當られ、倒れ居るは、不便の事なりとて乞食小屋を馬場町末に建られしが、今尙ほ存す。

同三年庚子、將軍家日光山參宮あるべき筈なれども、近頃度々出火あり不穩故、先御延引可然旨仰上られ、御沙汰止となれり、又同年の春、諸大名の獻上等、最早如舊例に復せられ苦しからざるべき旨、僉議の所、先づ是迄の通にて可然由仰せられ、是又御沙汰止となれり。

同年十月、堀田上野介、己が居城に引退き、當時將軍家最早十ケ年になれども、年寄共輔佐惡敷、萬民勇み

たる樣、一日も之なく、其上旗本の面々困窮に及び、武備の勵みも薄く成りし故、御足高の助にも成され度志願にて、領地差上度由、公幷阿部豐後守を宛て、一書を差上たり、因て其實弟脇坂中務少輔へ預けられ、子息帶刀へ一萬俵下さる、書面の趣、其是非は姑く差置き、野心かましき儀は勿論、一分の事にてはなく、其家を捨てゝ天下の御爲めを存じたる由にて、憤激する所より出し儀と聞ふ、此時公には諸老の上に坐せられしかど、表立ちたる筋にてはなく、内々政事に預られし事なり、然るに御名をも宛、書面差上しは仔細ありしにや、(上野介正信の事、其舊臣の記せしといふものに、初め父加賀守正盛、大猷院御他界の節、殉死に臨み正信へ申置かれしは大猷院御末期の時、當將軍へ御直に弓矢の道少しも失念なき樣上意あり、我等類もなき御取立の身故、御馬先の御奉公も致さず、追腹致し、寸志の御供計仕る儀、殘念千萬なり、若君には御幼年の儀、此後萬一年寄共輔佐不宜、弓馬の道も疎なるに至らば、城地を差上、寸志の御奉公致すべくとの遺言あり、當將軍も最早十ケ年に相成、旗本の面々有志輩も困窮いたし小身にて大役被仰付、御足高御加增等不被下、人馬差出候事不相叶、武備の勵も薄く相成たる由にて、上野之介殊に氣の毒に存ぜられ、酒井雅樂頭には兼て續柄もあれば、其存念ひそかに申されしが、難成仔細ありとて、取上られず、依て熟々考ふるに天下次第に疲弊し、旗本の面々如斯困窮に及び、尙ほ古代より立置れし京の大佛を打潰し、錢に遣るなどは、天下の恥とも可申事なり、御幼少の節、利欲の仕置而已にて、萬民痛苦し、執政の衆夫程の御爲を思はゞ、自分〳〵の酒宴を止めても其錢を遣り萬民の潤澤となさん事を計るべし、父の遺言も有之に依り、領地十三萬石餘差上、旗本の面々御足高の助にもと存じ、寸志忠勤の端と存究、其儀江戸に在ながら申上んとせば親類にも留られ、兎角存念難遂と思ひ、其次第を直筆に認め、公幷に阿部豐後守を宛差上、直に御暇をも請はず、領地佐倉へ引退きしなり、之に依り其弟備中守正俊へ、上使仰付られ、御目付兩人差添佐倉に赴き仰渡さるゝには其所志感思召、願の通領地被召上、追て言上の趣を以て、御沙汰に可被及との儀故にて、悴帶刀へ合力として一萬俵下さる、頓て城受取に付、安藤對馬守遣はされ上野は、其弟脇坂中務少輔へ御預、

信州飯田へ遣はされ、一萬石の格式にて相越すべき旨仰付らる、其後河越にて七萬石下さるべき御沙汰に付中將樣より書面を以て、奉書到來次第發足し、着後阿部豐後守宅にて可被仰渡に付、無異議御請可有之由、仰遣されたる處、備中守此儀を承り、ひたすら辭退し、其通にて差置るゝ樣、再三老中迄御斷あり、近頃不屆の儀、備中守不入儀とは、思召ながら右の仕合にて御沙汰相止たり、其趣尙又中將樣より被仰遣たる由世に廣く傳ふる處とは異なる儀なり、上野介には兼て松平伊豆守と中惡しく、此度の儀も專ら此人の事を非議されたる事と聞ふ、其書中にも御奉公不屆のものを可打果と、度々存じたる趣も相見えたり、嚴有院嗣子なきを苦勞いたし、御預の身ながら、都に登り、神社佛閣に祈請し、御他界の時鋏刀にて自害致されたる始末、いかさま氣節ある人の樣には察せらるゝなり。

或時井伊掃部を訪はれし節、掃部頭自ら茶を進め、茶器共御覽に入れ其内此品はある方より被贈、隨分斷りたれども得心致さず、先づ其通致置しが、貴殿には如斯珍器あらざるべしと、取飾りもなき御咄あり公我が心底にある所は人にもこたひ申物なり、我等すきと申受る心なき故、人より贈る心なしと存ず少〻御心にあるまゝに、人も試むることそと仰せられたれば、掃部頭笑はれ存の外に恥をかきたる由、被仰しとぞ、平生心罰きなき御交際推量すべき事なり、萬治中、掃部頭卒去の節、東照宮以來奉公せられ、殊更武功の人なるに、近頃惜き人被果たり、公儀の事缺くとて、大に力落されたりとぞ。

或時に阿部豐後守忠秋を譽められすべて昔より執政の家々には、追從輕薄の輩奔走し、出入も繁く、全盛の樣には、自然他よりも見ゆるものなるに、豐州の屋敷の常に靜なるは、兼々其權に誇るの心なき故なり、大猷院御目鑑にて將軍御幼穉より附置かれしは、箇樣なる篤實の人故なりと御意あり、（豐後守、大猷院御他界の後、松平伊豆守の館へ入來ありて、今は幼君の御代、兩人不和にしては、御爲なるべからず、我等も意趣を解くべし、貴殿も怨を遺し給ふべからずとて、親睦し伊豆守は天下の重器にして、吾は天下の棄才なりと云はれしとぞ、されど豐後守は體を手重く踏みて、其伊豆守と違ひる事多しとなん、又或る大名より豐後守へ、珍敷鶉を進物ありし時、兼て飼置きたる鶉籠の口をあ

けて、不殘放し、上の御威光にて、人にも貴ばるゝ身にては、物は好く間敷事なり、我等近頃ふと鶉をすき飼置たれば、はやかくの如くなり、向後は鶉すきを止むべしと物語ありたる由、其の常々少しも自分の權威に誇らず、謹愼なること世間に多く美談を傳へりとぞ。

板倉周防守重宗、京都より下向にて御參會の時、湯武放伐の事、京都にて儒者共と度々講究したれども道理分明ならず、如何思はるゝやと尋られしに公の答へらるゝには湯武放伐の論は聖賢の說既に決して其義理に當れることは言ふに及ばず、然ども學問の道は明に知りて能く行ふを第一とす、我等は湯武の事を手本となすの要なし、幸に良師となすべきは文王伯夷にてあるべし、それを手本と心得不足なかるべし、湯武の道はまづ、不ㇾ辨とも、心に懸らざるなりとありければ、周防守大に感嘆せりとぞ、山崎闇齋の書ける從碑文に欲ㇾ得ニ夷齊無ㇾ怨之仁一、厭ㇾ聞ニ湯武命ㇾ之義一とあるは此の御志操を言ひしならん、又二程治教錄上卷に韓退之が差里操曰、臣罪當ㇾ誅兮、天王聖明、程子曰、道ニ得之王心一出來、此文王至德處と戴せられ、文王至德之處は孔子以來、韓愈程朱これを發せる由、常に仰せられ、又泰伯至德之處は孔子以來たゞ朱子これを明かすとも仰せられ、大王翦ㇾ商之志あり、泰伯從はず、遂に其跡を滅せし事を深く感歎せられし由、此頃京洛の評に天子には後光明帝、公家には西三條公、武家には保科左中將と云ひしとぞ、紀伊亞相賴宣卿へ、はじめ安藤帶刀を附けられし時に、東照公より土井大炊頭を使者として、帶刀へ告げしめは賴宣年若なり、萬一逆心の企もあらば言上すべし、此事起請文を以て御請せずとの事なり、帶刀答に上意謹で承りたく、去れども一日も君臣と成りし上は縱ひ狂亂の企ありとも主人の事を訴人する筋なし、某に於ては御請致し難し、自然謀叛の御志などあらば、急度諫言し、若し承引せられざるとき是非もなき事故、馬前にて討死すべき覺悟の外、他念なしといへ東照公其精忠を察し其通り成置れたる由公此事を聞召し帶刀が言は忠義なれども馬前にて討死すべしとの御請は、義理の違ひたる所あり至極殘念なる事なり、幾重にも諫言し承引なくば君前にも切腹して果つるとも不義の軍には從ふまじき旨述べたられんには道理分明にして、批判もあらざるべし是れ學問なき

故、義理の間違ある由物語られたりとぞ。

水戸黄門光圀卿とは御親密にて折々往来あり、緩々對話の時は國家の事及學問の議論あり、或日水戸邸にて酒を差出され、數刻物語ありしが、給仕の小姓餘りに被召上と心付てより、盃數を心覺せし所、二十七盃づゝ被召上し由、此時の物語は性善性惡の論にして、光圀卿は頻りに性惡の說を主張せられしに、公の答に、性善の說は先賢の所ㇾ從、慮外ながら先賢の定說に從ひ工夫を積まれ可ㇾ然奇異なる御見識を立らるゝは必御無用の由仰られしと云ふ、桃源遺事に義公はじめ荀卿の書を好まれしが後年孟子を深く好まれ、度々近習の衆へも能く讀む樣仰られし由、見えたり、公と議論ありしは、荀卿の書を好まるゝ頃の事なりしにや。

板倉周防守京都所司代の時、用事あり上京の老中、(酒井雅樂殿歟稻葉美濃守なる由)相替候儀之なき哉、公事訴訟等のかゝりなき哉と云はれしに、周防守替りし儀なし、只壹つ訴のかゝりあり、町人果し所、(其者入聟なり)家名及斷絕故、右後家へ入夫すべき旨、親類共申進たれども、後家再び其望なき由にて、得心せず、因て所司代へ願出、後家も用捨せらるゝ樣、願出たればゝ追て差圖すべき由にて留置、篤と了簡し裁斷すべしと、思ひ居るなりと述べられしに、老中夫は心易き事なり、拙者逗留中に判斷なすべしとの事に付、周防守然らば貴殿へ可訴出旨可申聞とて、老中の捌になりしが、其親類共召出し、願の通家名を潰す事は、重き儀なれば、入夫する外あらざるべし、後家の志も尤至極なれども、夫の方へ義理は立つとも、又親先祖難立、是は又重き事なれば、入夫すべし、倩親類へ申渡されしは、後家得心なきを、入夫申付くる事なれば、入夫の者は後家の了簡次第に爲し、たとひ乞食體の者にても、其望に可任なり、其方共は、異存を入るべからず、入夫申付しなば、此方へ訴出べしとあり、右の趣一類共より後家へ相談したるに、洛外に居りて煙草賣る者、前夫存生の內、病中は勿論、死後ともに出入せり、此者の外に思ひ當なき旨申すに付、其趣訴出しに、後家と煙草賣の男、早速召捕、詮議の上密通に紛なく、仕置仰付られ、貴賤共に感心せし由なり、公此事を聞召し、惣て政事は左樣にはすべからざるものなり、周防守程の者なれば、其密通は最初より心付き、わざと打延置しならん、今彼の如くにする時は、人の惡事を堀

出すにて、罪人絶る事なかるべし、端緒露顯に及びし時に、不得止穿鑿するこそ至當なれ、然るに偏穿するを專らとなすは、宜しからず、周防守が了簡尤なる旨仰られたりしとぞ。

兼て圍碁を好まれ、此頃の碁所安井算知と互先の手合なりし由、或時に算知と對局の時、常程になかりしかば、御心掛りにてもあるに哉と申したれば、されば也、大事の役を申付べしと工夫し、彼れか是れかと未だ定め兼、心に浮びしと仰られし、故算知圍碁の道にては、種々決し兼る時は、はじめに了簡せし方に究め、宜しく存ずる旨申上しかば、暫く御思案ありて、それにて心定りしと天意ありとぞ、又算知か子算哲は、少き時より、天文暦術に志し、家業を忽諸になすとて、算知苦勞せし由聞召し、世上暦算の術疎く、本朝久敷宣明暦を用ひらるる所、推歩の術おろそかなる事なり、幸に精を入れ、研究せしめたらば、世の爲にもなるべし圍碁の上手は外にもあるべき故、其志を折らざる樣出精なさしむべき由、御意あり、算哲彌々精を出し、其術を研究し、後には稻葉美濃守へ算哲事改暦吟味仰付らるべき旨御送言ありしと也、天和三年の暦に、霜月十六日月蝕の由ありしを、算哲兼て之れなき旨申居しが、果して月蝕なかりき、算哲元の郭守敬が授時暦によりて、暦書を作り、公儀へ獻上し、貞享改暦の一端になりたはる、偏に公の御言葉かゝりし故也、後に算哲天文方に仰付らる、今の澁川家也、算哲より見禰山の神庫へ暦書を奉納せしが、今尚存せり。

松平加賀守屋敷へ御招ありし節、田中三郎兵衛其樣子伺し處、料理の膳部數多にて、中々箸を下すべき樣もなく、只一覽せし迄の事也、能もありたれども、例の事にて、格別の事なし　只庭の築山一圓紅躑躅に映せしは、高麗の南天燭にて、殊絶の氣なりき、加州は大身程ありて格別の慰にもなりたる由御咄あり、三郎兵衛其儀は最易き事也、相成らば明日中に可申付由、御答申せしかば、其方は萬事如才なきものなれども、學問なき故、其心付までに不及、惣て人には身代に應じ、矩あるものにて其矩を越ゆれば奢に陷る也、新に南天燭の築山を造くること、加州は大身なれば、宜けれども、我等は分に過る奢になれば、必ず無用なるべき旨、御意なされしとぞ。

使番菅儀左衛門儀、江戸表にて御使勤め、仰付られざ

る口上、自分の心得にて申述、罷歸返答申上しに、殊更御腹立あり、續て御使番山田九太夫、或方へ病氣見舞の使に被遣し處、門内に至り、玄關前に駕あるに付、樣子尋たるに、氣色本復にて他出の由故、然らば御使勤むる事は如何なるべきと、思ひ、口上も不申述、立戻りし處、儀左衛門の事承り、申上たらば御腹立あるべし、然共不申上は、男道缺くと存じ、直にありの儘に陳べたれば、少しも御怒なく御機嫌よく、其方共申付置しは、外聞不缺樣にと思へばなり、本復にて他出の所へ、病氣見舞の使は異なものなり、使者差控の段、致し方宜しき由譽められ、本復喜悅の使勤むる樣にと仰付られし由なり。

ある頃江戸厩に、殊に勝れたる馬被飼置、秘藏せられしを、會津へ遣されし時、厩の者牽連れ罷下り、房河の船渡にて、此馬船を見て乘らざるを、厩の者手荒く打、ふと一眼を怪我いたさせしが、會津着後、其筋の役人急度入牢せしめしが、此段公に聞え御意ありしは、ふとなしたる仕損じと被思召、巧みの儀もなきに付、赦免可申となり、畜類の儀を以て人を痛むる筋なし、重ての取扱方は、隨分能敎へ置き、卒忽ならざる樣可申付旨仰出されたり。

惣て下に不調法ある時は、田中三郎兵衛詰合の時は、御腹立薄く、御指揮も自然と順路にて、君臣の事業他に類もなかるべしと、諸人云ひしとぞ、或時御登城の時着用せられし御服の袖の御紋、外へ向ふ樣なすべきを、内なる樣取違、仕立差上しが、公には心付かず着せられしを、井伊掃頭御覽じ、珍敷小袖を着せられしと笑はれ、召替る樣にと仰せられしに付、始て心付かれ、何にても不苦れども、御助言なれば可任思召と笑ひて召替られしなり、三郎兵衛詰合の時分にて、之を承り、小納戸役並仕立たる者共、麁忽千萬なる儀にて、外聞も以の外なる事なりとて、押込置、御下城後、此段申上たれば尤なり、然れども疎忽者共の寄合にて、仕立たる者も、小納戸の者も、其を着用したる我等も、何れも疎忽なり、重ては念入る樣申付赦免すべき旨仰られしとぞ、其者共恥を知るは不及言、三郎兵衛も其身の咎を免されし如く悅びし由也、又御登城の跡にて、御寢所を掃除する小納戸役野村久兵衛坊主共召連れ、掃除せしが、坊主共棕櫚箒にて太刀打の眞似をなし、

誤て鈴の綱へ當りしが、其の音にて、奥方（北の方内藤氏泰教院は、寛永中隠れ給ひ、其後侍妾藤木氏、御四男五女の御母なれば、繼室に仰せ付られ、内々にては奥方と唱へ、後に聖光院様と申せし事なり）爲御迎御出ありて、鈴廊下の口明し故驚入平伏せしが御歸なきに付、奥方空敷戻られたり、此段三郎兵衛へ申述たるに以の外なる儀、只は差置かれざるべき故、覺悟すべし、若し御聞に達せば、如何様仰付らるゝも難計に付、謹で御下知可相待とて押込置たり、何れも自害すべしと覺悟を極め居たる處、御歸ありしに付、言上せしに、彼者共、心ありて錠口の綱を動すべき筋なし、一時あやまちなること無相違、押込置くに不及、速に赦免すべき様にと仰られ、何れも差免されたり、如斯こと度々ありしとぞ。

寛永明暦の頃、天下の政道休明なりし様子を、室新助直清記されしに、此頃諸執政いづれも、つゆ身に驕なく、何事も公に沙汰せられ、至公至誠にして諸侯諸役人に對して、私の求なく、私の怒なく、只管正道を旨とせられし程に、其威令下に行はれしかば、諸侯諸役人も各おそれ愼みて、身持も正しかりしぞかし、其政を謀るには、虚文を抑へ、事實をつとめ、人を取るには材辨を退け、實行をすゝむ、凡百の有司、いづれも皆廉靜寡慾なりしかば、各身を守り、職を愼み、時勢に附かず身計をなさゞるは、たゝ此時を別して盛なりとすと、評論せられしは、大猷院御代末より御當代迄の事にて、公御盛の頃の様子なり、其頃の筆記とも參考すれば、一として虚語に非らず、賢臣良佐揃ひ、政を被爲布しは、目出度事ならずや（新井筑後守の記されしに、其師のいへるは、嚴廟の御代に至りて、始め保科肥州が後見いたされたる内は、まだよく世を靜に、何事なく取おさめられしに、肥州松豆州阿豐州などなくなりて、後に酒雅樂殿、日々に權つよくなり、稻濃州は才智ありて、嚴に過たる人なり、されど雅樂殿には寛仁なる處ありて、旗本を始として、人の損せざらん様にのみものし給ひし故、今も其子孫の目出度事をば天下こと〴〵く悦ぶなり、たゞ一ッ權を固くするの病ありし故に終を善せざりし。殘り多き事なりと見えたり、松平越中守定信公は、天明の末、執政に列し、輔佐となり、寛永享保の芳蹤を追はせられ、世に名高き賢相にておはしき、嚴有院の御時代、四君子十善人

の興誦ありしとて、此中にも土津公御事は、天下の御後見として勝れ給ひしを、日頃慕はしく思召されし由、傳心錄といふ冊子に見えたり、寛文元年辛丑御年五十一年近頃眼病にて御困難なる故、月々朔望の登城用捨なされ、重立たる御用の時に限り、出仕せらるゝ樣にとの懇切なる上意あり、因て式日の出仕等はなく、大立たる御用の節のみ、登城せらるゝこととなれり。

萬治のはじめ、詩經風黃鳥の篇、並に朱子殉葬の論聞召し、殉死はもと戎狄の弊俗に出たることとなるに、近來其君のため殉死の多きを以て、家々誇る風にて、甚不仁なることとなりと久敷嘆息せられしが、寛文元年、內藤源助歸國の上、思召の通家中の者共、得心せしめ、書面を以て其趣言上せしかば、御感不斜、因て喜悅の趣直に其裏へ認めらる、然るに、同三年、天下一統の制禁とはなれり、其節諸大名へ仰渡されし旨は、追腹の儀、主人より堅く申含め、殉死せざる樣なすべく若以來之あるに於ては亡主不覺悟越度たるべし、跡目の息も不屆可被思召との事なり、垂仁孝德二帝の朝に、如斯詔ありし由なるが、其以來打絕たる仁政擧げ行はれしは、感ずべき事なり、是れ公の建議せられし事と聞えたり、同八年、奧平大膳亮家來禁制を犯し殉死したる由、上聞に達し、不屆に思召し、急度仰付らるべき處、御哀憐の御沙汰にて、知行の內貳萬石減ぜられ、羽州最上へ所替仰付られ、諸大名へも制禁彌々可守旨上意ありしとぞ、是れ又公の仰上られし儀なる由なり

同年は、諸國豐年にして、會津山中はちと冷過、十分ならざる所もあれども、一體作方宜しかりければ、秋に至り、百姓共農隙の節は、凶年の爲め、葛蕨類を取置く樣に申付け、飢饉の時分飢ゑざる心掛は、豐年の節なすべきなり、此段郡奉行共、常に無油斷可申付・代官共も年貢を取立一偏の心得迄に不存、平生心掛くべしと仰出されたり、斯く度々民事に心を用ふべき命ありし事故、諸役人思召を得心し、面々の身に引掛精入れ、既に南山御藏入の地は山中故度々不作せし事あるを以て、粟稗の雜穀迄も蓄る樣申付、寛文の末に及び、飢饉のためとて、味噌迄　澤山爲貯、蓄置くに至りしとぞ。

常々御物語に、大事の役は、相應の者なき時は、闕き置く迚も、其任にあたらざる者は申付ざる方宜しきものなり、但兼務などは格別の由御意あり、家中の侍共、

日來の生立堪否の品々、心付御覽あり、其筋々の儀は頭々申上る趣、聞召したる上、仰付らるゝ事なれども蟠りある者は、一切得心なし、寛文の頃、奉行の面々へ仰含められ、諸役人の吟味、油斷の樣思召に付、しかと致すべく、其身才覺なく裁判なきは科に之なく其儘差置くこと申付る者の不念なり、又何程才覺調法にても蟠りあるものは、其者の科なる故、急度可申付旨御意あり、下々の事迚も、其役を申付方被入御念し事、此の類なり、此頃御藏入伊北粲取村の肝煎に、伊兵衛と云ふ者を申付可然由、御藏入郡奉行申上たる處、御得心なく、御意ありしは、先年仁兵衛と伊兵衛との出入の事、能く御記憶あり、泉田村惣百姓仁兵衛すゝめを以て伊兵衛不屆したる由、二十箇條餘書立目安差出し、其目安の內、大概申分立ち、三四ヶ條言開き出來ず、之に依りて三四ヶ條申分相成らざるは、伊兵衛が不屆無遁樣穿鑿の時間置かれたり、元來伊兵衛はうはべのかしこきものにて、何方にあるとも、其所の者にたてをいたし、能くおもはるゝ樣に計り心掛くる者なり、いかに下々とは言ひながら、人を擧ぐるは箇樣の所能く心を付、吟味すべき由仰下されしとなり、又鄉頭の儀、威勢あり、諸民恐懼せし由聞召し、其身不調法にても、萬律義に勤めなば、一段の儀なり、才覺にても惡意ある者は、小百姓の勞になり、風俗の爲め不宜故、此段取分け、郡奉行內々心懸可遂吟味旨仰付られたり、ある時、鄉頭の內、病死せし者あり、其子裁判宜しき者に見え、鄉頭筋の者なれば跡役を勤むべき者なくば可申付、其身鄉頭筋と申事一切得心せられず子孫を繼申付る儀不宜、代々左樣にては自然と威勢を盜み、百姓共を掠め、組中の者も主人同樣に恐れ、不時の事ある節は、一揆の頭ともなるべき事なり、和漢ともに不宜事ともあれば、他人にて裁判宜しき者あらば、新に其者に申付、鄉頭筋の者をば止むる樣にと御意ありしとなん。

同二年壬寅三月、御不例なるに付、上使を以て御尋の上、拜領物なさる、五月二十六日、御手づから青貝卓唐獅子香爐拜領仰付らる。

同三年癸卯、將軍先年日光山參宮の御沙汰延引ありし處、此春二月十七日登城の節、當四月日光山御參詣あるに付、其節江戶留主居の儀被蒙仰御留主中櫻田屋敷へ詰めらるべく樣にとの事にて、四月十二日より同屋

れ、且平右衛門下女下人家財共に弟市兵衛に取らせ、親子兄弟其道を明に仰付られたり。

同年十一月十九日、御不例にて吐血せられたる旨、上聞に達し、二十二日松平民部少輔上使として、病氣御尋あり、其時勉めて送迎なされし處、二十五日、若年寄土屋但馬守來訪ありて、病中上使とありて、送迎等御苦勞なるべしとの思召なれば、面々自分の見舞の樣になし、病體を可被爲聞との上意の由、物語られたり、且稻葉美濃守來られ、病中六ヶ敷あるべく思召し懇切なる事の由、御咄合あり。

重き役人衆の中にて、公の推擧に出たる方、少からざるが、中にも榊原式部太輔(忠次朝臣)は、如何なる事なる哉、公と兼て不和の樣にて、殿中にて出會の時も、御用の外は、時候の御咄もせられざる程なり、式部太輔迷惑に思召し、隱居にても可被成哉と、苦慮せられたる由なり、然處、萬治中井伊掃部頭卒去以後、其跡役仰付られざりしが、寛文三年の頃、公將軍御前へ召され、掃部頭跡目役は誰が可なりとの御尋ありしとき此御役勤むべき器量の者は、式部太輔なるべしと仰上らる、將軍にも日頃不和なる儀は御存ありし故、親疎に拘はらず推擧する儀、殊に感ぜられ、頓て式部太輔へ大職被仰付たり、其節公には先祖小平太以來、忠功の筋目、如斯被仰付、感悅不少段仰上られし由なり、追て公の推擧に出でたる由、式部太輔聞かれ、深く其高誼を感銘し、子孫へも傳へられたる由なり。

此年公の建議にて、東照宮以來流罪預並蟄居被仰付し者等、一切御赦免仰付らる。

或時酒井雅樂頭へ物語あり、酒井讃岐守隱居の後、咄したる事あり、豐島刑部御城内にて喧嘩せし事は不忠とも、言ふべけれども、御當家へは、一廉の御奉公せし者と存ず、其仔細は、先年諸役人宜からざる故仕置滯り、老中いづれも僉議せし處に、刑部云ふ樣は諸役人不宜事其筈なり、只今役替被仰付し時、其僉議を承りしに日頃各へ出入して存知の人歟、又は內々承り及たる人の內を被申上、尤も其中にもよき人もありと雖ども、輕薄なるもの多くあり常々一分を守り實體なる者は各へ立寄らず各其名も覺えざる者あるべし、左樣のものゝ內、結句よき人あるべき故、向後は各知られざる者の內を僉議したらば、よき人數多く出づべしと云へり、何れも是より心を付け、疎遠なる者と中を選

びたれば段々諸役人よくなれり、是れ刑部一言の故なり、然れば一廉御奉公致したる者と存じ仰られしとなり。

同四年甲辰春、河沼郡倉道村彦三郎と云ふ者、會津郡下居村藤三郎が妻へ密通申懸たる處、彼妻合點せざる故、數ケ所負傷せしめたり、然共妻儀、死する程の疵には非ず、其樣子紛れなき故、會津留守の者共に於て彦三郎儀は舊冬誅伐申付けたる由聞かれ、尤に思召し、右女の儀、傷を負ふ程の樣子なるに合點せず、婦道義を守りし段、奇特に思召され、爲褒美金子貳兩被下たり。

同年正月七日、本多土佐守爲上使來館、病後の樣子御尋あり、同九月病氣快く、御登城の節は、乘物にて御臺所口より上る樣にとの御内意に付、近日御登城なさるべき思召の處、十日又吐血なされ、此後段々衰弱せらる、廿六日にも老中迄御尋あり、二十九日、大久保出羽守爲上使御尋あり、二月七日、雪降りたる故、阿部豐後守奉書にて御尋問あり、其後も度々の御尋あり、將軍にも御案事の儀一方ならず。

三月十三日、御病氣快方なるに付、始て乘輿にて平河口より御登城あり、途中は官醫井上玄徹差添ふ、其時は森川下總守へ上意ありしは、病氣快く今日登城、一段に思召し、少しも早く御逢あり度由にて、御前へ召され、喜悦不斜、玄徹をも召し、肥後守療治手柄たりとの上意あり、退出後、稻葉美濃守來館あり、向後猶又事少になし、隨分保養すべしとの上意の由、仰聞らる、十八日、石川美作守を以て菓子被下、先頃登城後障りし儀もなき哉との御尋あり。

同年閏五月十二日、又々吐血、十九日稻葉美濃守爲上使、病氣御尋あり、巣鷹拜領せらる。

七月十八日、病後初て登城、氣色快く、將軍にも滿足せられ、兼て茶なさるゝ故、慰にぞなるべく歟との思召寄にて、侘助肩衝の茶入、手づから被下、天下の名器といひ、思召の段、殊更難有滿悅の餘、酒井雅樂頭阿部豐後守久世大和守壹人づゝ銘々御招き、茶器の披露ありて饗應せらる。

此年、京都の儒者山崎嘉右衛門敬義、初て召寄せ、講釋仰付られ、逗留中日々の樣召さる、此後江戸へも度々下りしが、不絕四書近思錄講釋聽聞あり。

公兼々聖學尊信あり、其風化によりて、四民ともに學

問に志せし者少からず、此頃學問せし者等申合、若松桂林寺町の末に學問所を取立、稽古堂と名付け、如默といへる禪僧、學力ある者なる故、此者を教師となし四方より集りて學問せる由、聞召し、寛文四年の頃、其地を免除地とせられ、儒臣横田三友、此堂の記並講筵の式を作れり、又講釋聽聞の輩、田中三郎兵衛を始め數十人なるが、此後修覆金迄も被下し由言ひ傳ふ、其後山崎嘉右衛門京都に於て漢土製作の孔子像を見出し、持參差上し處、公之を拜し、先づ會津へ遣置く樣被仰付、御文庫へ納置たり、延寶の初、御遺意によりて、筑前守樣より友松勘十郎へ仰付られ、郭内へ講堂取立て、山崎嘉右衛門を招き、講釋せしめ、家老始め諸役人まで聽聞したり、元祿の初、學料百石附られ、其傍に孔廟造營聖像を安置し、町の稽古堂へも學料五十石附られたり、畢竟公の御遺意數世の後に廣大に成りし事なり、如默は肥前の産にて、臨濟の僧なるが、萬治の頃より若松へ來り、無爲庵と號し、多年稽古堂の教師たりしに、後に少し扶持をも下さる、其詩中に、一爲㆓稽古小堂主㆒、屈㆑指今年二十周、白雪成㆑堆明鏡裏、春風不㆑到㆓老人頭㆒、との絶句あり、初に耶麻郡落合村に、小庵を作り住居せしが、後に眞木村に移りし由なり、詩歌ともに其遺稿今尙ほ存せり。

此頃、弘文院林學士へ本朝通鑑編集被仰付しは兼て公より被仰上し筋ありての事なれば、御滿足不斜、御當代にての盛事の由御意あり、此後草稿にて段々御覽あり、御隱居後、會津在邑の時、序文等の儀思召し、御問合ありたり。

此頃の冬、若松表、薪高直になり、臘月に至り、近年になく深雪降積り、諸鄕村通路不自由にて、甚拂底なり、一日暮しの者、殊に行詰り、或は下敷を取毀ち、或は樹木を伐取り、朝夕の薪に供し、甚行詰りし故、政事に預りし面々僉議し大塚山鄕原山御林の下刈取する樣にと差圖し山札渡したる處、早速薪不自由なく、一體の直段も下直になり、下々大方ならざる悅なりし此段聞召し翌春に至り、右の下刈無代價に被下るに付、薪高直の時、近山に於て下刈を許され、町方家別に少少米被下しより、人々喜びしとぞ。

同五年乙巳、諸大名より江戸表へ家來質人とし差出し置し處、代も重なり、箇樣なる儀は然る可からず、殊に當年は東照宮五十年忌も過ぎ、何れも心易思召す故、

向後差免さるゝ旨上意あり、是も公の言上なされし事の由なり、治世かさなり太平の政治慶賀すべき事なり、又旗本の面々、其人の器量次第、知行の多少に拘はらず、擧用せらるべきため、諸役の御役料定められしも、公の建議に出でたりとぞ。

同年三月五日迄は、芝海手の屋敷に、御住居の處、緩々養生せらるゝため、箕田屋敷へ移られ度由、仰上られしに、何方に成とも無氣遣養生すべき旨、上意あり、今日箕田屋敷へ移徙なさる、其時兩典厩君始、所々より祝儀御進物ありたれども、養生のための事なれば、斷りて受納せられず。

同年、外様士吉田次郎左衛門召仕の草履取長藏と云ふ者、御勘定頭野村惣兵衛悴宇兵衛に衆道の知音になる樣慶々賴みし處、宇兵衛得心せず、餘人には噺さゞるべき故、斷念する樣にと起請文を認め渡したり、然處、其以前外様士黑河内彥右衛門三男又市郎儀、宇兵衛と衆道の知音なる處、宇兵衛母氣遣ひしを以て、知音を切りしが、長藏が心易く宇兵衛方へ參ると疑ひ、無下に不本意に存じ、宇兵衛歟長藏を討て立退くべき企ある哉の取沙汰あり、長藏之を聞き、己故に、若輩の宇兵衛を討たする事を無念に思ひ、或夜本二ノ丁に於て、又市郎を討ち、其身は直に可立退と思ひしが、幼少より厚恩を受けし主人迷惑すべきを慮り主人の家に立歸り、心靜に書置なし、自害せんと欲せし所を、傍輩に見留められ、主人方にて繩を懸置訴出でんとせしに召捕られ、公事奉行穿鑿の上、無紛に決し、下賤の身を以て侍分を殺害したる儀、以來仕置の爲なれば、磔に懸らるべき哉と、會津留守の者申上し處、長藏儀、已故に若輩の宇兵衛を爲討ては無念に存じ、又市郎を討し事故、其仕方尤の儀なり、彼の又市郎儀は、日來不作法と言ひ、侍の悴として、草履取風情の者に見苦敷討たれし段、不似合なれば。此者の死骸をば、諸人見せしめの爲め、暴しても可然程に思召し、長藏儀は少少助けらるべき程に思召したれども、元の違たる儀なれば、斬罪になすべく、勿論首暴するに不及由御下知あり、其親に於ても子を無作法にそだて無慈悲なる者と思召し、閉門仰付らる、尙家中の侍等へも心を付、子をそだつる樣にと御意あり。

同年春、源滿仲の廟攝州多田院へ公儀より五百石寄附し、其年の夏、吉田神祇管領職を建て、同六年伊勢桂

光院の比丘尼寺を宮川の北に移され、同七年、出雲大社修覆仰付られし類は、是皆公の建議に出でたりとぞ。兼て本朝の神道、中古以來衰微の狀況なるを嘆ぜられしが、吉川惟足は萩原兼從卿の相傳許可を受け、相州鎌倉に隱居せし由聞召し、江戶に召寄せ、神書の講談を聽聞し、其奧秘をも得られ、追て之を推擧して、公儀に召出さる、今の吉川家其子孫なり、服部安休は林道林の門人にて、儒學を修めし者なるが、惟足に神道を學び、寬文の末、神社志並惣錄編集の事を勤め、延寶中見禰山御社の社司と成り、子孫相續、家祿貳百石下賜さる、(公ある時、我等在世の奉公する者はあれども、死後の奉公するものはなしと御意ありし時、安休進み出、私父子御奉公可仕と申上しかば、御悅あり、十二歲なる其子左內を御前へ召し、其頃眼病にて御目不見に付、御側へ寄せ、頭よりせなかをなで、我等死後奉公する筈ぞ、學問を勤め、百年の後能く奉公せよと御意ありし故、佐內後々まで、我身は神にゆだねたりと云ひしとぞ、後年西東藏人と申せしは是なり)同年、當春中、筑前守樣會津へ御下向御住居の處、萬事いかにも質素にして、別に物數寄抔なく、鷹狩の時は一日二日懸にても出遊あり、村役人の宅、或は寺院など、行懸りに宿所を命ぜられ、疲勞したる時は、百姓共飼置し馬に乘り、其馬主の百姓を口取に仰付られ、鳥目など取らせられ、諸事甚無造作御手輕になされたり、今年秋、家老等を呼び出されしは、筑前守樣子一段の事に思召し滿足なり、常々儉約の儀、家中に敎らるれども、思召程には守る者もなく、自分の事は、成丈諸事質素にせらるゝ心持なれども、いまだ思召の程薄く、自身を詰らるゝ所も不足故と案ぜなれ、向後は今迄よりも麁服を着し、奧にて召仕はるゝ女中等も、少しも綺羅を用ひざる樣命ずるに付、其方等彌々儉約を守り麤食を忍び、衣服をも隨分麤相にする樣にと仰られたり、常に汪信民の咬ニ得菜根ニ百事可レ做の語を贊嘆せなれ、畫工狩野探幽へ萊菔蕪菁の畫を依賴せられ、座右に懸置自ら戒められたり、其畫今に存す、兼て世間に頓着なく、儉約なる事共にて、七夕八朔家來等に白帷子着用せざるべき旨仰付られ、每物世間より二等も三等も引下る樣仰あり、諸事外を飾ることを好まれず、筑前守樣御內室、加州より入輿の節、厨子黑棚以下挾箱迄、六色の油單唐織にて、裏板の物を設

られたる由、聞召し、使者を以て御斷あり、筑前守內室に申受る事故、此方より無遠慮可申、油單は結構なる物止められ、何れも絹木綿になさる可く、將又貝桶杯は小身なる衆迄唐織の油單にすれども、肥後守存ずる旨もある故、外々より格別麁相になし、貝桶にも絹の油單懸け遣すべき旨、仰遣はされたる程の事にて、婚姻式正の道具も儉素至極の事なり。

同七年丁未春、會津の川々及猪苗代湖邊にて、每年四五月頃鮠といふ魚子を產する爲集るを附魚と唱へ、町在の者は不及言、侍中も爭ひて殺生する由聞召され、產卵の時分に捕り盡すこと不宜とて、以後嚴禁せられたり。

同年三月朔日、筑前守樣會津へ御下向に付、同十五日爲御暇乞、芝御屋敷へ被爲入し時、御饗應あり公より逍遙院詠歌の內にて左の三首を寫し進せられたり。

身はふりぬ行末遠くつかへよと子な思ふ道も君をこそおもへ
雲井にもきこえさらめやつかふへき道をゆつるの子を思ふこゝろ
わすられぬおやのいさめのことの葉はしのふの露のおきところなる

同年秋會津郡蠶養國神社は、延喜式神名帳にある名社なるが、社頭久しく荒廢し、舊地の古木而已あるを再興仰付られ、神職迄附け、社領十石寄附なさる、其外古社の修復仰付られしこと、前後數多なり就中耶麻郡磐椅神社も、延喜式に載する社なるに、此頃は神號を失ひ、峯明神など唱ふるを、古き正體の銘に岩椅明神と彫付あるを以て、神號を復し社頭を修復せられ、筑前守樣御家督後社領十石寄附せらる。岩椅の神名、今いはきと唱ふ、文德天皇實錄に石椅神とあり、或人の說に、磐梯の山名、今音にてばんだいと唱ひ、古文書に訓を以ていははしと記する者間々あるを以て見れば恐らくは岩椅神はいははし神にて、椅は梯字の誤りなるべき哉、梯は字書に石橋と見え峯明神はもと磐梯山上に鎭座ありし故の名なり、今磐梯の中腹、元拜殿と言ふ字の邊に、礎石井古井の跡などあるよし。

又若松の鎭守諏訪社、其外大沼郡高田村伊佐美社河沼郡塔寺村八幡宮等、いづれも社僧佛像の類取拂ひ、唯一の宗源の神式に改め、諏訪へは先規の通百石、高田塔寺の兩社へは、新規に三十石づゝ寄附せらる。

同年冬、此以前家中の侍衆、身上行立たざる者あるを不便に思召し、承應二年、御上洛御下向後、壹萬貳千兩餘、年賦に貸與せらる實に莫大の御哀憐なるに、此時に至り、又々高利の借金をなし、其上買懸り等も澤山あり、畢竟身持不調法故進退困窮せる次第なれども

復如何とすべき樣なきに付、御僉議の上貳萬兩餘拜借仰付られ、古借金買懸り等返濟する樣との事にて、借金の高に從ひ、皆納迄は知行の內召上られ、自今以後は、減少の分限にて奉公し、風儀を改め儉約を務め身上取直す樣と御意ありて條目を定められたり。

近年御病氣なされてより、歲首佳節といへども、大方は御登城なく、平日御用の品に寄り、稀々ならでは出仕せられざる故諸執政の衆、一日置二置に代る代る、入來ありて、御用向相談せられ、いつも人拂にて、しめやかなる事共なるが、時刻移るときは仰付られずとも、御臺所にて疎末の湯漬飯を設け、御用終し節を見計ひ、差上ることゝせり、或時何かとせし內に、退散せられ、都合違ひし故、掛りの役人共迷惑し其趣を申上ければ左樣にするに及ばず、世間にて老中は馳走一通ならざる由なるが、此方にては一事にても御用の筋無底意相談に及び、御爲を謀る事を大慶に思ひ、茶だにも心を付かず、食膳等は猶更の事故、曾て不本意に思はず少しも心遣せざる樣にと仰ありしとぞ。

此頃より、會津神社御改思召立たれ、友松勘十郞木村忠衞門服部安休に仰付られ、新社は取毀し、一祠に集めて相殿となし、淸潔の地を見立て、正祠と定め淫祠は廢却し神社の迹、田畠になすべき分は切開き、其年貢社倉に納め置かれ、永く神社修復料に備へさせられ社迹の木は神社用材の外は賣木とし、是又修覆料に充てらる、御領地並御藏入の村迄も御改ありて、大小の神社千八百餘座に定め、免除地に仰付られ、其境內の步數迄も一郡一村切に記錄し、神社總錄と題し、數年を經て思召し通成就せり、其內にも來歷正しく、仔細ある古社の類二百六十餘社は、會津神社志といへる書に記載せらる、世移るに隨ひ由緒ある神社も頹轉し、淫祠は增し、社地の境界も紛亂する常習なるに後世迄も其憂なきに至れり。（神社志は、御在世中成就し、總錄は御歿後迄かかり成就せり、）

同八年戊辰、會津收納金は年々江戸の用途に差登し、江戸兩替所三谷三九郞を金見に定置、吟味せしめられしが、此度差登せし內より十七兩僞金見出せし旨申上しに、僞金は用ふ可き儀に非ずとて打潰す樣仰あり、猶眞贋を辨ずべきために、後藤方へ遣し、吟味仰付られしに、何れも僞金に極る故、切割り會津へ差下し重ても收納の內僞金あれば、如何程にても打潰すべき由、仰出さる、後藤方にて此段承り箇程の念入たる方は他

に曾て不承及と言合りしとぞ。

同年領内越後國蒲原郡岩谷村にある、餘吾將軍の墓碑建立せられ度思召にて、其文は林春齋へ依賴せらる、同五月、耶麻郡半在家村佐原義連の碑文山崎闇齋へ仰付らる。又會律郡小田村の境内薦名盛氏同盛隆墓へも建碑の義命せられしが、今以て建立せられず。村民の申傳には、碑石度々見立の上、運送被仰付共、毎度割損じ用立たず、其冥慮に不叶儀にてもあらんなど申其通になりしと言ひ傳へり。

同年二月朔日、芝御屋敷類燒、同四月箕田御屋敷も類燒せり。依て公には櫻田御屋敷へ御移なさる此日も火事の最中、御屋敷婦人の内にて粥を爲煮輕輩まで施與せられしかば飢渴を免れ、鎭火後も御家中の日夜風露に曝され或は路頭に迷ふ者少なからず、公には甚憂慮せられ、一々安否を尋ね、或は病人へは醫師を懸られしかば、面々自分の難儀を忘れ、感悅せしとぞ、尙友松勘十郎に仰付けられ救小屋を建て勘十郎始士分之者自身に燒材を取片付、柱穴を鑿り苫懸等をなし、輕輩小者共迄不殘出でゝ働きし故、翌日より追々引移り、同七日四百六十間の小屋迄成就し不殘割來されたり、同十九日大久保出羽守上使として來館屛風二雙拜領せられたり、花鳥は探幽筆耕作は永眞筆なり、其外御臺所より拜領物あり、櫻田御屋敷は類燒を免れたれども、手狹の事故四ノ渡なる高力左近太夫の上げ屋敷を拜借せられたり。

同年四月十一日、御家訓十五條を定められ、朱印を捺し、田中三郎兵衞正玄を召寄せ御渡なさる、是は萬年の後のため　御遺訓を記し置かるべしと、友松勘十郎申上儀もありて思召立てられ、種々御工夫之上、文辭も俗體に近き樣にと思召し、起草あらせられ、山崎嘉右衞門へも潤色を命せられ、勘十郎も度々御使を勤め成就したるなり、さて第一條公儀忠勸の訓を示されたる時、公の御咄しに板倉防州は忠義一筋の人なるが、常々家老に向ひ、我等抔萬々一も公儀へ對し不軌の企あらば、本性の所行にあらず偏に亂心の所行なり、然るに於ては、各速に某が首を刎ねて關東へ差上べし、是則忠節たるべきものなりと言はれし由なるが。誠に奇特なる志なれども、いかに主人の命なりとて人臣として、主人の首を斬るといふ事あるべからず、我が子孫に至り天道に盡果萬一不臣の志ありとも、家老始家中の諸士此家訓の旨を守り、一味同心せざる時は、獨り逆心はなるべからず、人臣の大義かくの如くなるべ

しと依て大君之儀、一心大切可レ存二忠勤一不レ可下以二列國之例一自處上焉、若懷二二心一則非二我子孫一面々決而不レ可レ從と書置かれ、家老中の宛名になさる、又近年病床に臥さられ、筑前樣未だ御年若なる故、御後の事ども、何かと思召續けられ、其中には御兄弟中、或は奥向よりの手さしを案せられ、婦人の言は用ふ可からざる旨記置かれたり、此の御家訓は今に至るまで御代々每年正月御恆例とし御殿に於て儒官に捧讀被仰付拜聽せられ諸士へも拜聽せしめられしなり。(或人と御家の舊事を語り合ひ、御家訓の事に至りしが、御家中に被召置者は、能々常に講論あり度きものなり、古老の注解などせしは、篤志の事ならずや、天文永祿の頃、武田左典厩信繁は、世に珍敷忠信恭謹の人にて、其子を誡められし箇條の第一に、たとひ、海は野となり、野は海となるとも、盡未來際御屋形に對し二心ある可からずと記されしは、今に美談とせり、然るに若懷二二心一非二我子孫一と見限りたまひ、其上に面々決不レ可レ從と記されたるは人臣の大義を以て御勵まし成され、御忠誠の至りにて、天地を窮め、萬世に亘り、如何計の御事ぞや、此御遺訓のあらん程は、たとひ世は如何成行とも、亂賊の非義に陷らず、人臣の大義を見紛ふの憂なかるべし、其次には武將の御家を繼がせられ、國家の藩屏と成らせられしに付、御要務を示されたるにて、御治世長久なるに從ひ兎角武事には怠り易く、自然文弱華奢に流るゝものなり、唐の玄宗天寶中、承平久しく武備懈弛せしより、安祿山范陽平盧河東三鎭の兵を擁し、西北精兵健馬の勢により、謀反を企てければ、民皆兵革を知らず、州縣震駭し瓦の解るが如く成り果てしは必然の勢也、然れば太平の世武備を忘らざる樣せざれば、不意に應じ難し、武役に召置るゝ面々も、其人に非ざるときは不覺の事共仕出し、之が爲め無益に人數を損ずるに至るべし、常々其選擧を肝要とすべし、朱子語類に兵以レ選レ將爲レ本と見ゆ、又軍法に於て上下之分は殊に嚴にすべき由、既に酒井讃岐守忠勝朝臣或時眞田伊豆守信幸主を招がれ、其御家には、武田信玄以來の兵法相傳の由一分之義に之なく、公儀の御爲め故、傳授を得たきとて用兵の法など懇望せられしに禮義を亂さゞるは軍法の要領なる由、家傳の樣聞及べり、何れにも、上下貴賤の禮儀亂れざる時は、軍法は自ら其中に在りし由、答へられしかば、人々感

心せりと云ふ、此遺訓第二條も、即武事に就て御孫謀を貽されしならん其次よりは、家を齊へ國を治むる事共御示し始末に至り遊樂驕奢にて士民其所を失はゞ、御領地可被差上旨、誡められしは御力被入たる御庭訓と申すべし寛文八年の春、高力左近大夫殿、領分仕置惡敷非分の課役をかけ、其上家中仕置不レ宜、下を苦め、百姓を傷め、自分の奢を極めたる義不屆に思召し、領地被召上、伊達家へ御預被成、諸大名彌々儉約可ニ相守一旨、殿中に於て被仰渡しも、眼前の事に有之、士民の仕置惡く成行くは大方高貴の人の弊習にして、勤儉を忘るゝより起るなれば、一段念を入られたるを見るべし、付ては其頃の様子を考へ、一身を其世に置く心地を以て、熟讀致するときは、意味益々深長なるものあり、返す返すも難有事ならずや、と申しき、御家訓を拜見する人の心得にもと此に附記す。）

同年五月十日、御登城あり、休息所にて稻葉美濃守久世大和守板倉内膳正と御用の義御相談畢り、御前に於て一昨日鷹狩の時、獲物の鳥拜領被成し御禮述られ、夫より御一人殘りて、段々政道の義とも御尋ねあり、公にも知る所を盡して言上せられしかば御喜色の様子にて老中方の事迄上意あり、何れも、其任に堪たる者の由申上られ、尚老中方と、種々御相談ありて退出成されたり。

同年宋の楊龜山、羅豫章李延平等道學心傳の要語とも御編輯あり、又明道伊川二程の遺書にて、國事時務に切近なる事共抄錄し伊洛三子傳心錄二程治教錄と題せらる、玉山講義錄を併せて三部の御書と唱へたり。（寛延改元戊辰の朝鮮信使私記の日觀要考と題せし信使の秘書一巻、其歸路大阪の客館にて或醫者に奪取られたる由にて、其寫を見たり、其中は種々部門を分ち、本邦見聞の事共を記せしが、人物と云ふ目中に、御三家方歷々衆をはじめ儒者文人の類迄、己が見聞の儘に藏否せり、其の中に源正之東照大神君弟也、故虎賁中郎將會津侯神道碑文、略述ニ事蹟一、慶長十三年、生ニ於江戶一初讀ニ四書一未レ得レ要、留ニ意老釋一後得ニ小學一好讀、從ニ事誠敬一、知ニ大學之道一、專攻ニ濂洛關閩書一、觀ニ好學論一因得ニ定性書之要一、嘗云、程門靜坐法、楊羅李能授受、因纂ニ三子傳心錄一又閱ニ玉山講義一、遂抄語大全、《遂抄ニ語錄大全集一にてもあらん》爲ニ附錄三卷一以明ニ大極陰陽四德五常理氣生死之說一、使ニ侍史讀レ史、鑑ニ興亡一、考ニ

地宜、質ニ時義ニ編ニ二程治教錄、興ニ廢祀、毀ニ淫祠、度ニ像宇、遣ニ僧尼、置ニ葬地、禁ニ火葬、建ニ社倉ニ等云々(闕誤あらん)行ニ常平、創ニ漕運ニ等云々、論レ性講治レ心功多不レ能レ載、靑泉曰、以ニ貴公子ニ受レ侍、律レ己治レ人、一遵ニ程朱ニ、而異事(異時の誤りか)使レ當レ國、到可レ洗ニ舊習之陋、三編書而行已久、無レ序、爲レ序遣レ之、其孫會津侍正所レ遣使者以レ編置ニ靑泉案ニ、曰使命也。庶幾介ニ編林吾子知ニ程朱之學在ニ日東ニ とあり。按ずるに靑泉は享保中來聘の製述官申維翰靑泉が事と見えたり、三部の御書へ序文を記したる由なるが、御家には傳はらず、此書は私記の秘書にして、取かぎりたる筋もなきもの故茲に附錄せり。)

會津は山國にて津出場遠く、諸品牛馬にて運送する事故、常に米穀澤山にて腐敗の患あり、大方其價も下直にて、家中百姓共に不勝手なる所なり、先封蒲生氏鄉以來の定にて、收納方も米金等分の割合にて家中の物成も、其通四つ成にて下さる。(最上御在邑の時は、知行地方にも下されたるもいあり し由なれども會津御入部以來はその儀なし。)されば常に民間に米多き故毎年買米或は、廻米仰付られしは、家中百姓救助のためとて、會津領米の差引は大切の仕置なる旨御意あり、寛文八年の頃、御勘定頭齋藤五兵衞が社倉金を以て相場米買置き、不足の分は、御藏入の納金を加ふべき旨申出しに、社倉金は元と里民を救ふ爲めに設置なる事なれども不足の分を、御藏入納金にて買置くことは曾て之なく、御勝手のために預所の金子を以て、米買置くことは以ての外に思召し私領代官共脇様の手廻しを爲さば急度曲事仰付らるべしと仰られたり。

同年、當年は諸國旱魃にて糧不足故、來年は飢饉なるべしと言ひ觸らせし由聞召し、領内の百姓飢ゑざる様致す可く、若し御藏入救助の米金勘定に立たざるときは、私領の分にて救ふべきには、無遠慮入念取計ふべく、社倉の米籾鹹鹽糒等も飢饉に備置くもの故、壹人も飢ゑざる樣にと御意せられたり。

同九年己酉芝箕田兩御屋敷類燒後、御普請に付ては、去年下野國鹽谷郡横川山(御藏入の地にて從前より會津へ屬し來れり。)より材木伐出させ江戸へ廻送せしめ、百姓共へ費用錢下されしが此の外、內證にて百姓共より過分の人足料を出せし由聞かれ、百姓共莫大の金子を出し迷惑せし由、家老奉行等知らざる儀不念至極に思召し、別て御藏入郡奉行並代官共、何故御事情を知つゝ申述ざるや、篤と相

尋可申上、縱ひ如何程德用の筋なりとも、百姓の苦痛になる儀は命せられざる筈なるに、此度の取計は思召に違ひたる旨、江戸表より仰遣されたり。

奉行菅勝兵衞宅へ役人參り、內證にて纔役人誰某と云ふ者出精して御爲を計り、纔何程の出目ある由申すに付、執成與との意なるべしと存じ。委細心得たり、御聽に達すべくも、善惡の義は不ㇾ知と答へしかば御役人由なき事を言ひしとて後悔し、御執成の義は見合せられ度とて、達し侘ければ勝兵衞申すには纔役人の仕方甚だ疑はし、纔上納の節も渡したる節も、秤目の外に出目あるべき筈なし、こは受渡の際に過不足ありしならん、果して如此にては役人の私欲といふべし、役人たるものは、只理の立つことを肝要とす、出目を御爲とするは不調法なる儀なり、若し御聽に達するときは必ず曲事に可被付が達て侘らるゝ故御儀に及ばざるべし、役人の規模は筋目立つを專一に可心得とて訓戒せし由、勝兵衞の此言あるも畢竟公の政道嚴正に在らせられしに由なり。

惣て會津の產物他邦へ出すも、領中手支にならざる分は差許す可し、不足して下下難義に及ぶべき品は、差置れたり、或年江戸に於て綿高直に付、江戸表御入用の分、會津にて買入れ差登すべき樣仰遣されたり、大分の義なれども、可然との義にて、菅勝兵衞其段田中三郎兵衞へ申述たれば、それは不ㇾ可ㇾ然と答ふ、勝兵衞御下知なれば、兎角難及旨、重て申せしに、否然らず、綿は從前留物になし置かれしをば各何と心得らるる哉、他邦へ多分出づるときは自然領中綿高直となり四民迷惑するが故なり、たとへ上にて得分あるとも斯く多分買上るときは領中俄に手支へ諸人御難儀すべし然らば從來の御意に違ふなり何程高直にても、江戸にて買上の方當然なるべしと云ひて承諾せず、因りて右い次第申上げしに、果して子細なく聞届けられたり。

平生卯の時頃に御罷出なされ、夜分はいか程、夜長の時にても亥の時頃迄には寢所へ御入なされ、晩年に成られても替ることなし、或時祇候の者へ御咄に、年來病になりて、大方通宵睡に就き兼ね、少々の間も快く休めば仕合と思召す由、仰せられし故さらば夜半過迄も御待なされ可ㇾ然よし申上しに、御意なきにあらず、然ども一己にて左樣致すときは、面々いづれも休息せざるべく。一人の好を以て衆人の休息を妨る事は一身

の私といふものなり、惣て人は起臥共に大抵時刻程合あるもの故、心の儘に致さず、勉て其程を守るべき事なりと仰せられたり。

御寢所に御刀置せられ、夜中御小用にも必ずもたせて御出あり御帶劍の時は、必ず鞘をはらはせられ、御覽ありし由、御眼病後も御脇指取替差上し時は、誰か作元にて如何樣の切味なりやと委敷聞召し、目貫目釘等迄も御尋ありたる後ならでは、夫迄御用ひの品を小納戶役へ渡されざりし由なり。

淺羽忠兵衞小納戶役の時、金子三兩不足ありし故申上る樣同僚へ賴しに、僅計の事なれば補ふて然るべき由申せしが、忠兵衞の言に、補ふときは、盜みし事と成る故、正直に申上切腹すべきと言へり、依て其趣田中三郎兵衞へ申述し處、是亦補ひ置き可然由申すに付、忠兵衞所存委細言上せしに盜みしに非ずと見え顯然申出したるなれば、その金子は減損になすべき旨仰られたりとぞ。

晝夜に限らず御閑暇の時は、近習の者に、聖賢の書を讀ましめ、聞召して評論なされたり、既に通鑑綱目は抄錄も命せられ、又唐鑑をも抄錄せらるべき思召にて附紙なし置れしが、御逝去後に抄寫せりとぞ、且朱子語類を聞召し、其意思召に應ぜざる事あるとき、是は朱子未定の論ならん、或は記者の謬なるべし、先づ紙を貼り置くべしと仰せられしが、別卷に至り、前說は果して未定の說にして後に定說あることを見出せしとぞ。

唐鑑に、太宗四年民力を用ゐ、洛陽の宮殿を修理する時、張玄素直諫して、其驕奢煬帝より甚し、此役止ざるときは、桀紂の暴に同じかるべしと申せしが太宗大に悅び、過を改め、魏徵も之を聞て回天の力ありと言ひし事あるを聞召し、君臣共に道を盡すとは此事なり、本邦の勇士亂世の時に義を守り死する事子路に過たるもの少なからず、然れども治世の時顏を犯して君を諫むること、張玄素が如き者は少し、是れ良士なきにあらず、只武を好みて文を好まざる弊なる由評論せれしとぞ、又平生御物語に本邦の士卒は、異國の士卒に愈れり、是れ武を好む故なり、本邦の君將は異國の君將に及ばず是れ文を好まざる故なりとて、本邦と異國の間に長短ある事など細論せられし由なり。

常々御伽に召されし者共數人あり、松原素庵と云ふは

太閤黄母衣衆の内にて、浪人となりて京都に在りしが萬治の頃召されて百人扶持賜はり、谷宗卜は谷出羽守の弟にて浪人なりしが、是も七十人扶持賜はれり、其外博學英才の者召寄せられ、山崎嘉右門、後藤松軒・横田三友、福田良菴・佐治宗軒、山田宗悦、内藤良齋・服部安休の輩、代る代るに相手仰付られ、和漢古今の成敗得失を聞召し御自身の規益を求められたり、遠藤逸佐と云へるは、毛利家の士にて、軍學者なりしが、御相口にて度々召されしが、毛利家にても左様に御懇親下され御相手とならば、毎日も參謁すべしと申付られ、家來同樣に繁々御相手せし由なり。

平常の御飲食は淡薄を好ませられ、朝夕の膳部も御設のまゝにて少しも御注文等なく、御口に適はざる品は箸を着けられざる迄なり、故に人の美食を好むをも嫌はれたり、或時の御咄に、諸家にて高貴の人を招待する時は、旗本衆の内に、相伴役を依賴する風なるが、賴まれし者もこれを榮幸とするは、聞苦しき事なり、其而已ならず誰殿にてはしかじかの料理、又誰殿にてはかやうなどかぞへ立てゝ、品評し人に誇りて快とするは、士君子の所行にあるまじきいやしき事なり、孟子に播間の祭を乞ふて妻妾に誇る由を云ひ・又飲食之人は則人賤レ之と見え急度心得べく旨仰せられたりとぞ。

寛文九年己酉御年五十九・四月二十七日召に依り御父子御登城あり、その節隱居の儀度々相願ふに付緩々養生致さば、彌長命なさるべしと思召し・願に任され格別の御用は以前に替らず仰付らるゝに付・遠慮なく可申上旨上意あり、筑前の守樣御家督被仰付因て五月十二日御父子一同爲御禮登城なさる、兼て願の通、髮つまゝせられ、又上意に依り羽織を着して御禮仰上げらる、此時太刀馬代黄金壹枚、時服十領先に拜領の侘助茶入、掛物一幅源義經筆（八幡宮へ鎧一領奉納祈願の書にて、末に源義經とあり。）脇指新身國光（代金百五十枚）獻上成さる其節隱居被付ければ、はや眼も明かになりたる樣に覺ゆと由仰上られしに、將軍殊に御喜色にて笑はれたりとぞ、退出後次の間に於て酒井雅樂頭阿部豐後守と御用に付、種々御談合ありて下城なさる、御隱居後も折々御登城あり、其御行裝は供番四五人、歩行の者三四人御駕の後に挾箱一つ・簑箱長刀傘等のみにて騎馬一人御側に供奉せしとぞ此後といへども思召を以て御鷹野の鶴雁鶉其外暑

寒御尋等度々賜物ありしと御在職中と少しも替らずとぞ。

同年秋、筑前守樣會津へ御下向、其冬郡奉行共召出し、民間の樣子御直に御尋ねありしに寛永御入部以來當年程高免相上り收納の高増したることなきに、七八年以來未進等もなし、少々づゝにても古未進とも上納するものあり、勿論諸鄕村とも富裕となり、公事穿鑿或は誅戮者等の儀、十年以前に較ぶれば十分一にも當らざる由申上げ、又町奉行も召れしが、町中別て替ることなく今程は相場米配分せし故例年よりも寛々として安穩なる旨申上たり、依て此段公に申上られしかば、御政事の驗といひ御家督の時と云ひ、御滿悅一方ならざりき、御高増特に免まで上りたるは郡奉行の働に依るべきも、下民傷まざるや此上油斷致ざる樣仰下されしとぞ。

此年、親戚故舊の方迄御遺物遣はされたり、（松平加賀守、松平右衛門佐、井伊掃部頭、酒井修理大夫、稻葉美濃守、同丹後守、內藤帶刀保科越前守、松平山城守、向井兵部少輔、安部攝津守の方々なり。）其中御亡父の御遺物にて受用あらせられしを此度御贈なされしもあり、今度被仰遣たる趣は、我等年老多病になり今にも知れざる身故、亡父の遺物、我等久しく愛玩せし志と、亡父の形見旁御覽なされ度との事也、且家來へ仰付られしは、歿後に至り此外に遺物として更に贈進すべからず、若し我が言に違ひ、贈物致さば却て死後の恥辱を及ぼすことなる旨御意ありたり、（御病氣御重體以前に市正樣御調度共不殘重四郞樣へ進ぜられ芝御前樣幷稻葉丹後守御息女へも御遺物遣ぜらる。御逝去後、稻葉美濃守御氣付の由にて、丹後守より雅樂頭はじめ諸執政の衆へは御遺言と稱し相應の御遺物され可然由、被仰進しが江戸にて其儀僉議もありたりしかれども友松勘十郞御遺言に違ひ決して然る可らずとして得心せざりしとぞ。）

同十年庚戌春若松城下大町一ノ町太郎右衛門の僕に、長兵衛と云ふ者あり、太郎右衛門妻の里元より婚姻の時附遣したるものなるが、太郎右衛門繼母は惡心なる者にて、其娵に對し大難を言ひ懸し故、長兵衛儀、元主人の娘の爲めに堪忍爲し難しとて、彼の姑を殺害に及びたり、其始末穿鑿の帳珍敷ことなればとて公の御聽に達したるに、長兵衛事は元主人娘に付け遣せし者なれば元主人の恩重く、其娘を大切に思ふ事尤なり姑彼娘に大難を言ひ懸し故、其段堪忍し難く身を顧みず姑を害せし事、志は一筋立つ樣なれども下々故其ことわりを知らず、如斯大儀をあやまり不便なる次第なり、娘の夫を主人とし仕へたる上は、繼母ながら其母を害

せし罪惡遁る可からず、長兵衞儀磔刑に處して其罪に當るべし然るに世の主人を弑せるものとは格別の事なる故、其刑一人に止り、其母其兄迄には及ばさゞるべく彼の姑存命の内に、其所爲聞えたらば磔に處すべきなれども、既に害せられ恥を蒙りし上は死後の刑迄には及ざるべしと仰せられしとなり。

同年四月四日、去る正保の夏會津へ御歸城ありし以來御暇遣されず、無程大猷院御他界にて、將軍御後見成され引通し江戸に御詰あり二十餘年御歸城の儀なかりしに、今度會津へ休息の御暇被下手づから伽羅木一本八丈紬貳拾反拜領せらる、同十二日江戸發駕南山通旅行成されしが、道中へ宿次の奉書を以て安否御尋あり十八日若松着、田中三郎兵衞大内驛迄御迎に出で、殿樣には大川端まで御出あり、此時公には高原峠御通行の節御詠歌あり、六十になるもの目しひて古鄉へ歸るとの御端書あり。

見ればこそさぞな氣色のかわるらめ六十になりてかへる故鄉

又何の頃の御詠歌なるや、人々の感吟するものなれば左に記す

さだめえぬ心ぞつらき津の國のなにはの事もよしやあしやと

行年の身には殘てつもるらしかしらの雪のきえもやらぬは

同年、諸役人讞獄の樣に御案じ成され、在邑中穿鑿帳其度々聞召されしが河沼郡夏井村極樂寺に於て賞春ある夕方、同村正洞院儀あやまち致したる由にて其住持萬的呼立しにより村中の者馳集り、天寧寺町長兵衞と云ふ者も當村へ參合せ居りし故早々罷越したれば、正洞院腹に疵を受け、紙子の切にて疵口を抑へ血を留居り拔身の脇指も其傍にあり、氣分慥なれば、其次第尋ねたれども何とも言はず、萬的は十方にくれ、狂亂の如く、我等正洞院を殺せし故、自殺すべし脇指を渡せと云ひ、其邊を立廻りし故、如何樣の事にて殺したるやと、村中の者尋ねたれば、いや我等殺したるにあらず、されども正洞院我等寺にてあの通になりたるは、遁れざる儀なれば自殺致し可埒明と言ふ、されどもまづ脇指を渡さずとやかくする内に翌朝に至り、正洞院遂に絶命せしかば、こは極樂寺が殺したりと聞受けし者多分あり、其段訴出べくと村中相談せし所、肝煎の言に其通訴へ出づるとき御穿鑿之あるべく、村の衆も迷惑になるべく故敵を取りても正洞院蘇生すべきにもあらず迚、自滅と究めて披露せり、然るに、町奉行は

寺社方兼任につき穿鑿仰られしが、長兵衛より極樂寺の殺したるに紛れなき旨證したるに付、極樂寺を尋ねしに全體正洞院儀拙寺へ相越し、其方我等が女犯ある趣言ひ觸らしたる由承りしと申すに付、何者が左樣言ひたる哉と尋ねたれども答へもせず、投身の脇指懷中より取出し、堪忍なり難しと申し拙僧へ突懸りし故拙僧其脇指を奪ひ取り、投捨てんと思ひ持居しが正洞院起ちて走懸り、腹を貫き倒れ果てたり、然る上は拙僧が突きたるに相違なく、長兵衛始村の者へも拙僧が殺したる段斷り置し由申立てたれば、役人共死刑難遁儀と究め上聞に達したるに、公には極樂寺が殺したるとは云ひ難し、總て出家の獄事は大方僧法を以て裁斷すべき儀也、殺生は五戒第一にて昆蟲といへども殺すべからざる筈なり、こは正洞院が脇指を持來り極樂寺を突殺さんとしたるにて、極樂寺は思寄らざる事にて、少しも巧なき故、赦免して其寺に据置くべし、正洞院は出家に似合はず人を殺すべしと企てたる儀なれば、自分の死損にて不及是非由、御意被成其通り裁斷ありて、萬的は赦免せられたり、後萬的人に物語りしは、諸人に對し、申聞くべき言葉なしと存じ覺悟を究め死を刎せしに、案外僧法を以て筋目を分け御捌ありし故、命を續けしは明君の御裁斷に依るなりとて感涙に咽びしとぞ。

同年十月三日、若松御發駕、白川通にて十二日御參府成さる、此時も旅中へ宿次の御奉書下さる御著後本多土佐守爲上使來節懇切なる上意あり。

同十一年辛亥五月七日、殿樣へ上使を以て、御拳の鶴二羽拜領せらる、此日公には、御誕生日と申し殊に六十一歳に成らせらるゝに付、權現樣台德院樣大猷院樣幷御當代之御筆、其外古法眼住吉之御掛物御讓り進せられたり。

同年東市正樣、御病氣養生不被爲叶七月二十日、御年二十歳にて御逝去なさる、兼て御壯健にて御性質聰敏に被爲在しかば、公にも殊に殘念に御召されたり板倉內膳正御悔の上使として遣はされ。後には、加判の列にも被仰付べき思召ありければ、殘念之由別段の上意あり、知行所には、南山の地拜領なさるべき御內慮なりしとぞ、去りなが　始終御小身に可被爲在が老職友松勘十郎は御附として、永く奉仕する志願なりしに、不慮の儀出來せしかば最終の御用と存じ、此度御葬送

御用を勸め出精したる由なり、（尊靈は石彦靈社と稱し奉り、後に見禰山御社の末社に列せらる。）

同年秋、殿樣會津へ御下向以前、公には芝御屋敷へ被爲入御休息所に於て、老職衆を被召出、御意被成には、領内仕置之儀、自分病體に付取計方可申付殊に賞罰は入念すべき事なり、賞すべき者に非ざるを賞するときは、諸士辱く存せず。却て虚僞をなすものに有之、其罪に非ざる者を罪するときは、諸人怨むものなり、言上致す事あるときは、拔掛之樣致す間敷、皆共相談之上決定する時は、兩三名にて罷り出、言上致すべく、假令一人にて言上致すにも、内談を遂げたる上に致すべし、勿論内談之上にても殿樣御得心なき事は仰付られ間敷、總て御得心なき内に自分へ申立つる樣言上するときは、御過りにもなるべきに付、篤と僉議致し可申上、いづれにも内證相談を究めずして、言上するときは其者の越度たるべしとて急度被仰渡たりとぞ。

會津領の米を他邦へ運轉致し賣拂ふ儀、去る寛文四年より外樣士藤澤太郎右衛門へ廻米仰付られ、同九年御勘定頭齊藤五兵衛廻米役仰付られ、いづれも御拂米並家中の米も望次第廻米し他邦拂にせしも、其取計方は大商人に任せ、下役人は町人百姓等に申付、作法宜しからざりしが、同十一年御勘定役人安藤市兵衛に廻米役仰付られ、大に其法を得ることゝなれり、市兵衛申立るには常平法の大要は、年の豐歉を考へ、穀の多少を量り、民食を計り、米價の貴賤に從ひて糶糴するなり、これ聖王三代の遺法にて、魏の李悝漢の耿壽昌等が始めたるには非ず、然るに後に至り弊害を生ぜしより、隋の開皇中粟麥以下を蓄へ義倉を建てたるもあり又皇朝にて淡路廢帝の時勅命により糶糴の法を以て、下民の飢寒を救濟せんため、常平法を行はれたることあり、然れども是は都會の法にて、江戸抔にて行ふべく、列國にては大小國其法を同うすべからず、其理いかにと云ふに列國にては江戸の米相場を伺ひ、近國の形勢を察し轉運の遲速を量り、地利の遠近を考へ糶糴すること肝要にして、先づ年の豐凶に付、領中出穀の多少を計り、穀多き豐年には其價賤しくして士農の痛となり、穀少き凶年には其價貴くして工商の痛と成る依て常平法を立て、其間に糶糴して痛の片落にならざる樣注意し、其年の米價何程にて相當なるやを量り、江戸の相場を窺ひ、隣國を聞合せ其直段に釣合、轉運

の遲速、地利の遠近までをも考合せ、會津の米を差引せば、四民の潤になり、官府の損失ともならざるべし尤上に居て下を取廻す事故、官府の利益を求むる業は自由なれど、しかるときは、米價其年の位に當らず、第一聚斂の筋にて下民の害になる故、其方へ馳せざる樣にする事肝要なりとて、轉運糶糴の仕法書共御覽に入れたり、公には逐一聞召し、常平法は天下にては行はれ、列國にては行はれ難しと存せしに、市兵衞申す趣にては、會津に於ても行はるべきに付此心得を以て裁判致すべしとて尙種々の御意あり、依て去る戌の冬より當亥迄米豆を他へ出したる高十萬四千五百俵餘此の代金三萬六千兩餘に及べり、然るに其勘定仕上の節、役人の方法と市兵衞の方法との得失、吟味せられしに御拂米代は米價下直なれば、三千兩餘不足なれども懸り物は千百十七兩餘減少せし由なり、公之を聞召し、人事の調と不調と、天の時至ると不レ至とあり、年の熟不熟により米價の高下あるは、天なれば人事の及ぶ所に非ず人事の上を能調ぶるを能吏と云ふべしと仰せありたり、然るに當亥年には米大豆廻米方にて受取りたる高十一萬四百八十俵餘なりしが、家中拂米預りの分前金渡をなすには、江戸若松の相場を考合するに、金拾兩に四十俵直なれども不圖米下直になりたる際取返す時は、面々の勝手に成らざる故、四十五俵直に定めたき旨申上しに、公聞召し前金の事は年の相場を考へ渡すこと道理なり、其金子むざと遣ひ捨つるが如きたわけ者多くは有らざるべし、差當り金子入用の者は、高利の金を借りても遣ふべければ、上の金子を無利息にて遣ふことは、面々の勝手なれば、人を愚痴に見し仕方の由仰ありて笑はれたり、依て四十俵直に渡し、其後廻米勘定の上、金拾兩に三十九俵零七升餘に當りしかば、餘分は少々づゝ追渡したり、總て上へ利得の付く樣になしたりと御覽ある時は、以の外御叱りありて不屆千萬に思召す旨御意あり、公には上の利得に無構、道理次第になすべき由諸老臣へも仰付られたり、

江戸若松の相場考合、若松にて金拾兩米四十俵相當の節市兵衞如何致せしにや、積り違ひ三十七八俵に糶糴致し書付を公へ差上たるに利のために直を上る樣見ゆとて、以ての外の御怒あり、向後篤と僉議可致旨被仰出しが、嘗勝兵衞儀三十七八俵にても、さのみ買者の爲には痛も無之、賣者の爲には少しも高直成方勝手に有之然れば市兵衞の越度と計も難申上由申上しに、奉行共も不合點なり、少しも高直なれば下の痛となるべし、賣者は我が物不入に金子取ることなれば、下直に賣りても損はせず、買者は自分の金子を出すなり、相場より少しも下直なるは不苦なりと仰せられしとぞ、

畢竟公の賢明なる御下知に從ひ

相勤たる由にて、市兵衛自ら記し置きし御善政の一にて、士民の利潤少なからず、此事は御事實にも載せられ、御碑石にも彫刻せられ、市兵衛も今に稀なる良吏と稱せられしは、偏に公の御信用に依りて、才力をも十分に伸べたるなり故に延寶中其成績を賞せられ、百石の御加恩ありて、都合二百五十石に至りしとぞ。

是より先き、家中諸士窮乏を告げ困難したるを、不便に思召し、屢々御救助又は貸金等仰付られたる處、去年の冬又々困窮に陥り、自然不時の事あるも、瀧澤の坂を越すことも成らざるべしと云ふ者あり、田中三郎兵衛殊の外立腹して之れを誡め置き、やがて家中諸士困窮に及び兎角むごきめを御覽なされ、二十人か三十人も身代破滅するを御構なきか、或は御暇仰付らるゝか、或は知行召上らるゝ等の事なくば改まるまじくに付此上は御救助不被成方可然旨、友松勘十郎を以て江戸老公まで申上げたり、然處當春赤井町より出火、土手内より天寧寺町迄延燒し、類火の面々當年の冬に至り困窮を極め、其外にも行詰りたる者ありて、御訴訟に及ばんとする由、老君聞召し、彌先達て三郎兵衛申上し通可心得旨御意あり、又或夜板倉内膳正用事ありて來館の節、内膳正家中の者も一度金五千兩貸與して救助せられしが、又々困窮せし由話なされし故此上は破滅に及ぶとも棄置かるべしと御答へなされしかば内膳正にも御尤に存ぜられし由、又勘十郎を以て會津へ仰遣はさるゝには家中諸士困窮に及び訴訟を企つる由を聞けり、若し然らば士たる者には、不吟味なること也、相應に知行拜領する上は、不時の奉公に當るとも各分限に應じ自力を以て勤むべき儀、其本意たるべきに數度困窮すること無筋儀也、されども家中の者共故、不便に思召、段々救助致し殊に五年以前未の冬、上知を以て拜借を許し、諸役引高の分量にて、奉公勤むべき仕方にて、家祿は舊の如く本高被下たる故、儉約を守りなば隨分行立つべき筈也、當春の火事にも、類火の面々には、小屋材木の料金を賜り、四五年も小屋掛にて可守儉約旨仰られたり、若し貴賤ともに儉約を守らば、困窮すべき樣なきに、今此の如くなるは、風俗不宜第一なり是迄段々救助せしは姑息にながれ、却て士の風俗を害ひし事、偏に吾が誤りなり、此上如何樣に申立るとも取上ざるべし、縦ひ殿樣にも聞及ばるゝとも許容致され間敷思召さるゝとの由なりしが此書面

會津へ到着以前に、御救助の儀横目の者より當君に申上たるに、不便に思召し僉議仰付られたれども、金子不足にて貸付難き故、京銀にても借入れ、家中へ引替貸渡さるべき哉との評議あり、然るに當春類火に逢ひし者等の內、拜借金を返納し、上知の分當年より三ケ年取延され度旨願出たる者あり、若し許容せらるゝときは同樣の者餘程あるべきなれども、御救助なされ度思召にて、大横目鈴木六郎左衞門へ直に仰含められ、老公の思召伺はん爲め、江戶へ遣はされたり、老公之を聞召し、猶又勘十郎へ被仰付御意之趣申遣したり其趣は思召之段最前委細申したる通り今以不被爲替然るに横目の者等、若き君へ前後の顧慮もなく、圖方もなき事を申上る段無覺束思召さる、常人は兎角遠き慮なく、家督の君共一代に家中を救ふ事を規模と心得、此度の儀も申勸めたるならん、是れ鄙夫の謀畢竟其身の爲を專らとする者也、是迄幾度も不便に思ひ救ひ遣し其上何の課役も申付けず、飲食衣服の戒め妻子の衣類等迄心を盡して示諭したれば、恩を感じ義を重んじ、分限に應じ、抽で奉公すべき覺悟あるべき事也、皆々迄は義を失ひ耻を知らざる者有らざるべきも風俗に牽かれ殿樣御家督の間もなく、はや訴訟を企つるに至るかくの如く義を忘れ利を營むことを專らとし厭く事を知らざる者を戒め敎ふる所もなく、却て之を助け、彌々利欲に耽けらしめ、剩へ五年以前未進の拜借を、三年延べられんことを望み、特に京銀の沙汰に及びたる事家老の職分としては不似合なる次第なり、此上ながら、家中の者共過を悔い身を省み、君臣の義を重んじ、恥を知り、士の志をはげまし、嚴く儉約を守り分限に應ずるときは、必定取續くことを得べし是に背きたる者に於ては、二十人も三十人も又幾人にても身代破滅し餓死に及ぶとも、左樣の者は召仕へたりとて用に立ざるべき故、少しも取上げざるべしとの事なり、右兩度の書會津表へ達したるに付、當君にも甚だ御迷惑に思召し、自筆を以て委細仰上られ、田中三郎兵衞始僉議の面々亦一同重疊憚入り、兎角申上樣も無く、不調法の仕合幾重にも御執成所希なる旨、勘十郎方迄御答に及びたり、殊に三郎兵衞より申上る趣は曩に勘十郎を以て申上たる如く、何樣のことありとも、諸士の困窮御聞屆なき故、種々申出る者あれども取上ざる處、當君家中行詰りの樣子聞召し、不便に思召し、若し見

苦敷儀もあらば、御爲にも不宜、捨置難しとて、僉議すべき旨仰付らる、其時種々御配慮なされ、御仁心の深きに感じ入り、前後の思慮にも不及、拙者進出で、兎角一應は御聞に達し可然と申上たる事にて、今更行當不調法千萬也、然れども當君家中の諸士不便に思召の段、結構なることにて、乍憚感佩奉る旨仰上られし儀、少々思召に不入とも、御用捨の事御尤なるべし、諸事今の御志御折なされず、御氣強く仕置仰付らるゝ樣願ふ計也、縱ひ何者にても、私の願など申上る者迚は一人も之なく、尙不調法ながら拙者斯く罷在る上は聊かなり共、愚意は申出させざるべし、然れども無用の取成は折々申上ることあるべし、其段は御赦免を希ふ所なりとの事なり、因て老公御意の書付諸士へ示したるに、家中靜肅として畏入り、何等の訴訟もなかりしとぞ。

同年十一月十七日吉川惟足土津靈社の號を差上げけるに、萬歲の後、右御靈號を用ひ葬送あらば滿足せらるべしとの趣御遺言あり友松勘十郎之を筆記せり。

同十二年壬子四月十九日、御休息の爲め會津へ下向せらる、五月三日御發駕、同十日御歸城旅中御尋等、去年の如し。

同年田中三郎兵衞正玄病死せり、三郎兵衞は、幼名右京と云ひ、高遠御部屋住の節召仕はれ、段々御取立て遂に家老職仰付られ、北原采女光次の跡役になさる、永々御滯府の間、會津の御留守を命ぜられ數年政務に勤勞せし者にて、器量衆に勝れ、一藩倚賴せし由今に稱せらる、(老公曾て被仰には山崎闇齋は彼程の學者なれども政務を執らする時は安堵すべからず、三郎兵衞は、不學なれども政務を任せ置き安心なりと)常に諸人に物語るには、我輩學問なく聖賢の事は知らざるが自分の事共に於て、君の爲にする歟、人の爲にする歟、又は身の爲歟と、己を顧み、常に正君撫士恤民の三事を老臣の任と心得、取行はば、大過なかるべく、我輩の志は之に過ぎずと也、老公多年御委任ありしに、此年五月二十八日死去せしかば、大に御愁傷なされ是迄四十六年召仕たるが、一事も私意を挾みたる事ありとは覺えずと、御意なされ、尙三郎兵衞存命ならば御自身御在世よりも、當君の御爲となるべきに誠に殘念のことしけり、三郎兵衞の執行ひたる事は、紛更せざるべしと仰せられたり、家老友松勘十郎は、山崎闇齋に

學び、土佐の老臣野中傳右衞門良繼と才學相並びた者なるが、常に三郎兵衞には敬服し、三郎兵衞も勘十と呼び、弟の如く會釋せる由也、勘十郎家老仰付られし時、三郎兵衞の許に參りけるに、向後御奉行の要は何と心得らるゝやと尋ねしかば、勘十郎賞罰の二に可有之と答へしが、三郎兵衞頭をふり、それにては未だし、猶御思慮せられよと云ふ勘十郎言葉をも返さずして立歸り、つくづく思案して云ふ樣は三郎兵衞の了簡を察するに豫め賞罰の二を胸中に並べ置き下に向ひては不宜罰は不得已時に施す道具にせよとの事なるべしとて感歎したりとなん、又寛文十一年若松大火にて士屋敷夥敷類火に逢ひ、御城も危き程なるに諸士の詰場人少なりしをもて、勘十郎云ふには、火事にさへ自分々々の慾に迷ひ如斯なり、急度言上に及び可然旨、三郎兵衞へ申したるに、我等は言上せまじ其の許言上せらるべし、自然御尋もあらば所存は其の節可申上と答へしかば、御自分を差置き言上すべき儀にあらずとて、勘十郎も止たりとぞ、勘十郎爲人極て方正潔白なる者にて、諸人にも嚴憚せられ、其名を呼ぶ時は、啼く子も聲を止めたる由申傳ふ、稻葉美濃守勘十郎は口强き者にて、肥後守殿ならでは、誰が手にも餘るべき荒馬なりと云はれしとなん、三郎兵衞病死の時、勘十郎柩前に拜禮せんとて參りしに其時手水掛の小坊主勘十郎と承り、怖れ慄きつゝ事を果しが、勘十郎柩前に到り双涙をはら／＼と流し拜禮せしを見て、流石にたけき人にも似ず、やさしき心よと稚心におもひしとて、成人の後人に語りしと云ふ、奉行菅勝兵衞はもと加藤家の士にて、西出丸修築の奉行せる者なり、志操あり沈毅なる人なりし由、三郎兵衞と心易く不絶往來し、心置なく語合ひしが、或時會所にて、兩人政務に付殊の外議論に及び、傍人は此後はかならず兩人の間疏遠になるべしと氣遣ひしに、三郎兵衞歸宅し、今日は勝兵衞未だ見えられず、早々呼に遣すべしとて、使を以て招き寄せ、案外是迄の如く語り合ひ、少しも不快の樣子なかりしといふ、酒井雅樂頭、三郎兵衞の病死を聞き天下陪臣の中にて政事に熟練せるもの多からず、三郎兵衞は其一人なり、肥後守殿の眼力ならでは、三郎兵衞も志を伸べ難き事なり、此度死去したるは、筑前守殿大に事缺くべしと物語りし由、加藤内藏助老君へ咄されしかば、世上に箇程の名譽ありしとは思はざりし

と御意ありき、葬送の事は、友松勘十郎へ仰付けられ神道の式にて磐梯山の麓、磐椅社の南に葬りたり、其節御使番下川儀太夫爲御見送遣され、香奠まで被下たり、相續の子なきを氣の毒に思召し、養子の儀度々御沙汰ありしかども、其身大祿を受くるさへ恐縮に堪へざれば、相續の望なし迚得心せず、因て此度跡絶ゆることを悲嘆せられ、其姪加兵衞玄忠へ千五百石賜はり三郎兵衞の名跡相續仰付られ、且三郎兵衞後室へも三十人扶持賜はれり、三郎兵衞病死後跡役は思召寄の者なき故にや、闕職になし置き、家老三人月番にて御用勤むべき旨仰付らる、(享和文化の頃にや、本多隨翁物語ありしは、我等先祖伊豫守忠統御取立を蒙り、小家ながら、家老の一人位は千石取の者召置ても可然程の事なれども、御家の風を學び、小身にて差置くなり、其仔細はいかにといふに、正之公或時家老は自分の知行十分一位の割にて、知行取らすること古制なり、今世上にも、大身の者珍しからざるが、高祿にて世を繼てはよき事計はなし、先は小身にて召仕ふ方宜しき由仰ありし趣、正容朝臣忠統へ物語られし由申傳へ、家制と致せりとなり、御家にては、承及ばざれども、實にも保科民部、北原釆女、田中三郎兵衞氏といへども五千石に滿ちたる者なし。)

成瀨主計重次は、老公莫大の御取立を以て、召仕はれ家老迄に昇進せしが、元來才智ある者なれども、六年以來御目鑑に違ひ、私意を挾み驕心を生じ專恣の所行少からず、度々訓誡せられたれども改めず、無道の働增長せり、就中老公御存生なれば、己れ私慾を恣にするを得ざる故、常に諸人へ對し、御隱居以來は御仕置に御構の儀不宜、老公御在世にては何事も執行ふこと相成らずと云ひ、殊の外御仕置を忌み嫌ひしは諸人の知る所となり、老公にも之を聞召し、此者はや吾が逝去を望む由なり、然らば存生の内は父子の間を妨げ、逝去後は必ず法度を亂り家を覆すべし、其儘差置なば後の爲めに不宜と御勘辨あり、今度下向なせしとは此者を退けんが爲也、依て當君へ申さば早速誅戮仰付らるべき筈なれども、御取立の者故不便に思召し、其祿三千石を沒收せられ重て仰付くらるゝ迄は蟄居して御意を待つべき旨仰出され、其屋敷へ夜廻同心附置かれ何事にても向後少しも手出しするときは誅戮せらる可き思召なり、此御仕置に付其罪狀を鳴らして家中諸士

に知らせ御一類方へも御書を以て御遣されたり、然るに老公の御逝去を覘ひ種々姦計を企てたること露顯に及び早速遠郷へ放逐せられ、遂に自害せり、實は其所にて誅せられし由なり、（田中三郎兵衞は、主計とは家老同席の時より隙あり、何事も意見を異にせり、たとへば三郎兵衞勤番の節は、御大小の下緒長すぎ、しどけなしと申して、つめさせしに、主計登りの節は下緒の短きはいやしきと申し、延させたり、斯く何事も行違ひたる由なり、然處主計思召を蒙り、既に危きに及び、三郎兵衞之を憂ひ、身に引受、何とぞ申譯遣すべくと日夜辛勞せしが、主計も是を察し實心の儀を過分に存じたる由、近來三郎兵衞病氣に付此體にては所存を盡し難し、氣の毒千萬なりとて歎息したる事度々あり、既に三郎兵衞病死の時は主計川狩として藥師川原邊へゆき在宅せざりしが、主計が郎黨共其行先迄告來りしを聞き、三郎兵衞殿果たる上は、我等最早手賴なしと自ら其危難を覺悟せし由、若し三郎兵衞居らざれば疾くにも罪を蒙ることとなるべし、口碑に傳ふる事、此の如くなれども此の時當君御鷹狩として、猪苗代へ御出なされ、主計も御供せし由、名倉半左衞門が日記に載せたれば、その事を己が狩に行きたる樣に誤り傳へしにや。）

同年閏六月廿五日、耶麻郡小平潟村天滿宮遷宮祭禮あり、是は老公去々年御在國の時、參詣せられ其節修覆仰付られ神像を遣はされしが、今度修造成就し、其像を安置せられる、社前に神木の梅とて、一株の梅あり、去々年其詠歌なされしを當君御染筆なされ奉納せられたり其詠歌は

　　千早やふるゆきにもにほふみきの梅のはなしらさりし天津神垣

同年八月五日、當君參覲として、近々若松御發駕に付三の丸御館にて御饗應進せられ家老奉行を召出し、儒臣齋院春意に御家訓拜讀仰付らる、老君每條御解說なされ、畢て家老井深茂右衞門、柳瀨三左衞門、友松勘十郎居殘る樣仰付られ、三人氣質の偏所懇に教訓あり互に兄弟の好をなし、當君へ奉公すべき由御意あり、又當君へも仰られしは、此三人等不調法あり、思召に合はざるときは當座呵り置かれ、決して心中に蓄へられざる樣との事ありしも、此頃の事なる由なり。

同十三日、天寧寺溫泉へ湯治として御入あり、直に院內山へ御立寄り、長州樣及市正樣の御墓表成就せしを

以て御覽なされたり。

同二十一日、萬歳の後は、猪苗代磐椅の神地に葬るべき旨先日御遺命ありしが、今日御壽藏爲御覽御發駕なされ、柳瀨三左衛門御供を致し友松勘十郎は先發せり此日は磐梯山の雲散じ、湖面風靜に波平にて、會津十八日中其一日の快晴なり（古來土俗のいひならはしの由、此季節までは、陰氣深く煙霧立掩ひ晴日稀なりしと見ゆ）先づ猪苗代城へ御著なされ、それより磐椅神社へ御參詣、神酒頂戴なされ、社の左にて暫時御休息酒宴を開き御供の者まで御酒賜はりそれより十間ばかり御登り、四方の景色を眺望せられ、磐梯は古歌に見ゆる會津山のことなれば、

萬代といはひ來にけり會津山たかまの原のすみかもとめて

と詠せらる、其の時に吉川惟足陪侍せしが亦

君こゝに千とせの後のすみところ二葉の松は雲をしのかむ

と詠みて奉りしとぞ、御歸りの折、田中三郎兵衛の墓所へ御立寄、傍の松樹に御手を掛けられ、暫らく御休息あり、過日葬式の樣子等御尋にて御愁傷なされ、我等も無レ程可レ參と御意あり、御供之者まで哀情深かりしと、此松は今も御手掛け松と稱し、數圍の古木にて諸人御遺愛を慕へり、夫れより猪苗代へ御止宿、翌日御歸城なされたり、（見禰山御花祭之節は、今も三郎兵衛の墓へも、御備物ありといふ、）

同年秋、御旗與力向井新兵衛好重、會津舊事雜考九卷編集差上たり、是は去冬より會津表雪降らず甚暖なりしが、雪國には珍敷儀、冬中陽氣洩なば、春に至り諸作無心許由御案なさる、新兵衛は古き事知りたる者故如斯なること會津にありしやと御尋ありたれば近くは天文十四五年の兩年雪降らず冬中花も咲きたる由、高田伊佐須美の舊記に見えたる旨申上たり、翌日又三ノ丸へ召し、領中高田の舊記の如きものを僉議して、書集る樣にとの仰の趣、柳瀨三左衛門申渡す、町奉行郡奉行何れも其支配へ相觸れ、古筆雜談類ともに採集し、三月十八日より筆をとり六月三日成就し（修驗正藏院醫者鈴木正堅筆者にて調へり。）差上しかば爲褒賞銀子五枚賜はれり、新兵衛は軍學を嗜みし者にて、會津の舊事世々の沿革等能く搜索し、風土記の御用にも預り、先きに四家合考を撰述し、今度又舊事雜考を編集したれば、老公御在邑中無爲庵召出し此二書を爲讀聞召されたり、會津の事共後々迄考證になりたるは新兵衛が力なりとは云へ、畢竟老公の御思召に由る所なり、新兵衛後日御直參に召出されたり、（新兵衛隱居後、一室を構ひ一器の米壹斗五升入るへきを造り、此外は子の養を受まじと心懸たる由にて、斗半軒と云

ひしとぞ、一廉ある者なるを知るべし。

此頃諸役人筋自己の功を衒ふ事もなく、又上より勤勞に報ひらるゝ樣にて、後世夸競の風とは別異なる儀なり、或時越後蒲原郡小川庄、地藏堂原堰普請の儀、是迄郡奉行等も度々出張見積りたりしが、大分の普請難所もありて、長前の堰なれば成就の程危からんと思ひ終に取立るに及ばず、然處郡奉行山田吉右衛門存立、仲ヶ間の者同道にて彼所へ行きて見分し、又吉右衛門物書外島角左衛門堰堤見積り功者なる故、此者に堰鍛錬の肝煎等差加へ檢見の者松永庄右衛門並角左衛門を普請奉行に申付られしが、上道四里二十町餘の堰大方出來、最初積りの如く新田場迄水引き、翌年又堰を渫ひては水かさを增し往々は、大積千二百石開發すべき由、老公聞召し小川庄の儀は田方不足にて米方不自由の地なる所、別て精を出し大なる普請成就し、永代調法なる功を遂げたりと御意なされ、爲褒美吉右衛門に銀子二十枚、次に庄右衛門に銀子三枚、角左衛門に同二枚賜はりたり、（此堰の水道難所多く埋まり易く、遂に後を繼く者なきにや、失費を厭ひしにや、今は廢毀せり）九月十三日、若松御發駕、旅中御尋之御奉書頂戴せられ、十八日御參府、十九日本多土佐守爲上使御尋あり

同二十五日御登城なされたり。

此年、會津神社志成就せり、延寶中に至り、玉山講義附錄二程治教錄三子傳心錄會津風土記及神社志、公儀へ献上せらる。

十一月朔日、石塚和三兵衛儀兼て御普請方並御軍用方に召使はれ、正直なる者なるにより、曾て御棺の製作を思召され、他見を忌む物なればとて一人にて勤むる樣に仰付られしが、今日出來したるに付、御座の間奥小座敷へ持參せしめられ、老公之を御覽なされ御機嫌よく祝儀として熨斗並褒美を賜はりたり、御事實に、作レ棺以レ柀、布漆十二重とあるは、此事にや（按するに柀は油杉にて、土俗黑部杉といふものゝよし、日本舊事記にマキと訓し、棺に作る由見えたり、和名抄にもマキと訓し埋之不腐とあり貝原益軒の大和草には古歌によめるマキノ葉、マキノ戸などいふは、杉の事とし、字書に柀は杉と云ふことを引けり、和學家の說に、柀槇一物にて、本邦の古例を以て、吉凶に字を別に用ひわけ、いつれも檜の事なる由、いつれか、是なることを知らず、和三兵衛仰付られ、出來したるは、いづれなる哉不及承猶後考を待つ。）

十二月七日、儒臣齋院春意を召し、朱子語類を聞召し六十一見三得聖人一言一句不二吾欺一と云ふ言に至り、御喜色あり、御側戸枝彦五郎へ向ひ、大賢さへ如レ斯況や、我等近年想像の見あるは幸甚の事なり、然らざれ

ば終に酔生夢死なるべきのみ、去れども論ずる所語るところ、今以て格別なる儀なし、是は我等没後迄も覺居る樣にと御意なされたり、其夜より御不例にて病床に就かせらる、此頃までも唐鑑通鑑綱目等毎日無懈怠聞召されたりとぞ、

同十一日、御病勢募る樣子に付、久世大和守上意を受け來館あり、御手を取せられ台意を傳へらる此日當君並奥方御寢所へ御出なされ御看病なさる其折老公牝鷄の戒を述べ、没後に至り、政事の筋少したりとも口さしある可からず、此儀急度得心するに於ては安堵する旨厚く奥方へ仰聞られたり、同十四日尙ほ土屋但馬守上使として來館あり。

同十五日、老公當君並稻葉丹後守殿と御同座の所にて丹後守殿へ仰聞らるゝには我等平生存念の次第、曩に家訓として、遺し置し故、別に遺言迚はなし、此家訓の趣一言一句たりとも、これを用ひざる子孫は孝心ある者ならず、此儀を守らざる家來は忠義とは存ぜず、然る上は何の面目をもて我等に地下に逢ふべき哉、此段御聞置かれ彌々守るか又守らざるか、急度御糺明下され、御老父美濃守殿へも委細御傳語ありたし、然らば御役儀といひ上聞に達すると同樣に存ずる由、尙當君常に病身にて存慮の如く勤め兼ねられ、其上實子なきは氣の毒なり、若し以後迄も家子なく養子の沙汰あらば、重四郎儀を養子とすべく、是も萬一病身ならば格別なり、其節は彌々御相談の上如何樣にもよろしく取計はれたき旨御賴なさる、又老臣の性質は兼々御鑑識の趣御物語あり、田中三郎兵衛は取立て召仕しが、結構なる生付なりしが死去したりと仰せられ、御殘念の樣子に見受けらる、其次に井深茂右衛門は、律義なるもなれども諸事吝嗇なる方にて差働薄く、柳瀨三左衛門は好人物にて氣力柔弱なる者なり、友松勘十郎は志を守り方正なる者なれども、潔白に過る故、害もあり、一柳平左衛門は利發にて了簡あるものなりと仰せられ、又西郷祖母事、此者初め保科九十郎名代たりしが、九十郎年長ずるに及ひ、本知を渡せるは、義理の立たる致方にて、實直なる生付なれば好き人物となるべしと御感賞あり、成瀨主計は、段々取立て、利發なる者なれども、次第に私意を張り驕心を生じ、自分父子の爲に善からざる所以逐日增長せし故、蟄居せしめたりと仰られしとぞ。

此頃、鍜君加賀宰相綱紀卿在國なりしが、丹後守へ御賴ありしは、加州數年學問を好まるゝは、一段の儀なり、然れども種々の書を讀まれ、義理の學問は薄き樣子なれば其段御心を懸らるゝ樣にと厚く御異見ありたりと依て丹後守より仰遣はされ、尙翌年御參府之節、御直に委細御物語あり、又綱紀卿は御間柄とは云ひながら、別て御懇意になされ、既に板倉內膳正京都より張希孟の牧民忠告を贈られし時も、別に御所望ありて一部は加州へ、一部は會津家老共へ遣はさる、又本郷邸に御招にて木下順庵の講釋を聞召したる事もあり、如何にも親しくなされたる由、元祿中、見爾山の社へ、綱紀卿より金銅燈籠寄附せられしも厚志の御事なり。

十六日、御不例以來療治の儀、曩には井上玄徹御藥差上げ、其後井關玄說を御賴なされしが、一旦は御相應の樣子見えたれども、又々勝させられず、此頃森雲仙醫案上手なるとの世評あり。然れども玄說は一度辭退せしを老中より奉書を以て療治命ぜられたる儀にて、當否も未だ分らざるに、むざと他人には難取替。依て玄說には無沙汰にて雲仙の藥をひそかに差上る外なかるべしとの僉議に及びしが、友松勘十郎得心せずその言ふ樣は、雲仙の藥さし上萬一の儀あらば、玄說儀出拔に逢ひたる樣申すは必定にて、臣子の罪も遁れざる事なり、殊再公には正道を以て一生を過ざるべしと、僉々の御物語も承りたれば、玄說を欺く樣にては縱ひ雲仙の藥にて御本復なさるゝとも、決して御快心はあらざるべし、然れば玄說に有の儘申聞せし上、雲仙の御藥差上る方當然なるべしとありければ、何れも其理に服し玄說へ斷りて雲仙の藥を差上たれども効驗なく次第に其疲勞彌增したり、去る十一日以來、兩典廐樣御三家御親類方其外諸大名旗本衆不絕御見舞なされ、當君には始終詰切り晝夜介抱なされたり。

同十七日、板倉內膳正殿上使として御尋あり、引續酒井雅樂頭殿始め老中方追々來館、病牀にて種々御用の儀御密談あり、例の如く人拂なりしが、御病氣重らせられし故、近習の者一人も次の間へ詰居さすべしとの御意に依り、一人祗候せしめしに、其時御自身御耳へ指を當て、紙よ〱と仰せられしに付、其者懷中の紙を取出しまるめて御兩耳を塞ぎし由、御老中方退出の時は、孰れも落膽の樣子なりしとなり。

公の德望は朝野の倚重する所なれば、神明の力に賴り

て御病の快癒せられんことを願はざる者なしと云ふ。
十八日、昨夜より御大革に至らせられ今曉寅の下刻御
年六十二にして、箕田邸に於て御逝去なさる、此由早
速上聞に達し、將軍にも甚痛悼せられ、即日稻葉美濃
守殿を爲上使遣さる、鳴物は七日の間停止仰出され、
諸侯兩度迄登城御機嫌伺あり、十九日には老中久世大
和守殿爲上使御香奠銀五百枚を賜る、廿一日御靈柩江
戶御發引、友松勘十郎供奉し、當君　は井深茂右衛門
をして奉送せしめられ、同晦日會津御着、三ノ丸に殯
せらる、此時、將軍御服忌受けられたる由、又御精進日ゝ書付中寛文十二子十二月十八日、會津土津神と記しあり、如斯御沒後とても別段の御事なりと云ふ、
延寶元年癸丑三月十四日、三ノ丸より猪苗代へ御發引、
吉川惟足も奉送せしが、埋御門御通行の時、土手の櫻
頻りに散懸りしを見て、

いてゝ行く君かわかれにたへかねて
おくれしとこそ花もちるらめ

と詠吟せし此の櫻今尚ほ存し、古木となれるが、毎年の御花祭に其花御靈前へ備へらる。即日猪苗
代見禰山へ御着、二十七日亥の時、御葬禮を行はれ、
見禰山の御壽藏に納め奉つり、當君には江戶より御暇
にて御下向、直に猪苗代へ御着なりしが、藤衣を召さ
れ、徒行にて御柩に隨はれ、御愁傷の御樣子、拜見の
男女感涙を流さざるものなし、無程御墓所の南、磐梯
社の西なる高爽の地に社殿建立、同三年乙卯造營成就
し、八月二十三日御遷宮の式行はせらる、吉川惟足江
戶より下りて、

思はずよ千年の後となかめつる松か根にして君をみんとは

と詠ず、
御遷宮前日より雨しきりに降りし故、諸人晴れんこと
を願ひけり時に惟足また、

天津風雨雲はらへあかねさす赤埴山に照日影見舞

と咏せり、赤埴山は磐梯山の支峯にて、其麓を見禰山と
稱へり、此時俄に西風起り、雨雲吹拂ひ、夕日神輿を
照せしは、不思議の事なり、御遷宮のときといひ、其
効著しく、萬代かけて賴もしとて、諸人感悅斜ならず
此日男女群集參詣し、赤飯濁酒を賜りたる者二千人に
及びしとぞ。
總て御身後の事は、御遺言にて家老友松勘十郎氏興大
奉行、御側戶枝彥五郎惟一添奉行仰付られしが、此頃
神道の葬祭などいふ事世に絕てなく、諸人怪みし程の
事にて、何かと氣遣はしげなれども、勘十郎身を惜ま

ず、心力を盡し、御老中方へも申立て御葬式萬端、御墓封築、社殿造營の事迄如形成就し、老公御素意の如く土津神社と稱し、本殿瑞門拜殿神樂殿等の制を白木造とし殊更に粉飾を加へず、いかにも尊き宮造となり又其外には複道廊、感時門等を設け、社殿の東南には御碑を建て、上には天祿辟邪を彫付、下は龜足を据ゑ其文は、山崎嘉右衛門敬義撰述し、書は上左兵衛高庸が筆なり、又遙に檜原川を堰上げ御社の手洗となし、下流を田畝に漑がしむ、幾程なく社司及昇殿役等の祠官を附けられ、祭田神戸等許多寄附せられ、弘文院學士へ托して見禰山の記賦を作らしめて後世へ傳へしが今に歲時の祭祀嚴重にて、在天の神德永く侯家を守らせ給ふは、限りなく目出度御事なり、是より星霜を經るに隨ひ、滿山木立物古り神さびたる靈地となり、心なき者も爰に詣れば覺えず、神德の崇きを仰ぎ奉らざるは無きに至れり。（大尾）

御內々申上候覺書

千とせの松四卷、

右者、

欽文樣御在世之時、私儀御用所組頭に而、江戸表に久々相詰居候時分、朝暮御勤學被遊候御樣子及承ふと鄙心ひそかに相考候は、

土津樣之御事跡

御後孫樣委敷不被爲知召候而者、相成間敷義之所、近頃御編集之御家世家記は、大部之御書と申、其上御秘書に而、御近習之者御相手も不相成、御取扱方御不自由成儀、將又山崎闇齋之御碑誌御行狀を始、友松勘十郎殿編集之御事實五卷、幷儒臣横田三友相記候御言行錄二卷、何れも世に相顯れ候品にて、既に他家より御所望にて、御寫被進候儀も有之、南龍公遺事西山遺事之類同樣、世上流布仕候所、眞文にして簡に過ぎ、其事之始末を不相辨候而者、不分明之儀共數多相見候、往々は御實紀を始、品々之御書とも、御熟覽被遊にて可有御座候へども、願くば御事實御言行錄程のものにて、俗文に相認候品有之、

其書まづ御覽も被遊候はゞ遂きに行は近きよりすると申如く、其階梯にも相成候半歟と存付。不及乍ら寸志に書立、若假成にも出來候はゞ、名樣入御內覽御樣子次第乍恐冥加之爲、獻呈も仕度願望にて御座候き、依而先づ試に御事實御言行錄をたねとし、段段筆立仕候處、保科民部殿以後御一世之留書、或は者舊之筆迹物語等をも。錯綜經緯仕、其後御事迹に涉候儀、追々見當り候儀も有之。或は舊家之由來書或は世上流布之雜書迄も粗及吟味、段々書入、三四度までも稿をかへ候へども、淺見寡聞之私式、成就も不仕。書入付紙等仕候儘に差置候處、江戶表より罷下、其通差置候內、御役替被仰付、欽文樣御逝去被遊候に付、焚棄も可仕と存じ罷在候、此後は一向に打忘、其儘に罷在候處、舊冬中篋中を搜候儀有之ふと見出し一覽相考候へば、今更恍然として夢の如くに相成、當時之身振にて校訂も出來兼、迚も下寄同前にて、乍恐

中將樣御覽に入れ奉り候程には、中々吟味も相屆不申品に御座候間、せめては其儘にて差出置候はゞ、一部之書に可相成時節も有間敷儀に無之、若其儀にも至候はゞ、此上難有儀と心付、不束至極之下書とも取出し、相認直し、則入御覽申候、最初存立候素意をも書付、卷末に附錄仕、是又一同御內々申上候以上。

文政十一年戊子六月　　大河原　長八

千載之松　終

仙道田村兵軍記

仙道

田村兵軍記

田村一郡由來之事

爰に本朝秋津島と申は六十餘州なりしを昔日用明天皇の御宇に當て五畿七道を分られたり其後元明天皇和銅六年に諸國の郡郷を定め置れしより以來東山道は近江路より奥羽の兩國まで八ヶ國なり去れば白河二所の關より田村安達を境として仙道東山七郡と號片鄙遠國の境界たるに依りて帝城を離るゝ事行程遙に三百餘里をへだてたり惜ひかな日性の正統は所々に在すといへども高名はくちて苔下にのみ埋もれ唯徒に秋の野の草葉におつる露霜の消てあとかたなきが如し又大剛の武士は捨身の命を塵芥におもひなし死を善道に守れる事是皆其名を後代に留とのためなりしを記錄とゞむる人もなく末世に誰か是を知るべきや實に遺憾の次第也。。徒其往來の濫觴を今懇に傳へ承るに頃者人皇百七代正親町院の御宇に當て永錄天正の頃おひは頓て天下に兵革おこり諸國に凶徒蜂起し合戰更に止時なし其頃織田信長公しきりに天下の權柄をつかざさり給ひ猛威四海を覆ふといへども就中奥州は邊土の僻地たるによつて諸家區々になりて國司の下知にもしたがわず重職の高家をも恐れずして弱は强にあざむかれ小は大に侮られ上見ぬ鷲の振舞なりければ今世帶を堅固に保ち歡樂におごれる人も目のあたり體を山野に曝し或は敵徒の首を捕て無比類高名を極め昔より感狀を給はり賞錄を宛行わるるといへども又ある時は二つなき身命を敵のために失ひたるの花清焉と盛なれ共唯一朝の嵐に落るが如し定めなき世の形勢とぞ方見けれ爰に田村岩瀨兩城はわずかに東路七里をへだて鳥の二つの翼車の兩輪の如くにして常は入魂合體せられけるが何としもなく及確執たがひに怒を含み矢尻をみがきほこさきをあらそふ事年久し是唯させる遺恨にもあらず又父祖のおん敵にてもあるべからず欲心至盛を本として岩瀨は田村を領地を合す事を專とし田村は岩瀨を討傷て憤を休めん事をおもひ或時は岩瀨より田村を襲ひ又或時は田村より岩瀨へ押寄せ首數五十七十の取合更に止ざりき

爰に田村の大守田村淸顯公曾祖及その由緒を委しく溫ぬるに延曆年中に奥州膽澤郡大瀧根山岩窟に楯籠ける大高丸と云へる夷族數萬の眷族を引率し帝都を傾けん

と欲す其時の大聖天皇は桓武天皇にて御座す此よしをえいぶん有て則紀古佐美を征夷大將軍に任ぜられ副將軍には池田の眞卷安部黒繩等三大將にて當國へ發向す大高丸と攻戰といへども夷族甚強勇にして官軍頻に利を失ひ討たるゝ者三千餘人なり夷族はわづかに八十餘人討たれける古佐美眞卷黒繩等帝都をさして逃散す古佐美は大將官にして其罪を糺明し官職を留められける高丸勝に乘り駿河國清見が關まで攻發り在々所々をおびやかし官貢を貪りて己が兵粮の助とす此旨奏聞甚急なりしがば偏に天聽を驚し奉る帝王えひぶん有てしんきんを惱さる公卿詮議有て誰をか討手に向せんと宣ふ所に高丸が猛威にや恐けん馳向はんと云ふ人なし爰に坂上刈田麿の子奥州宮田村に產給ふ母は高野鄕におりし公卿橋本光忠の女阿口陀姫と申す人長じて坂上田村麿と云謹奏聞申されけるは去は彼の賊徒を攻めずんは偏に王法の衰微此時に侍ふ某身不肖なりと申せども彼所へ馳向つて高丸を亡ぼし一々に首を刎宸襟を休め奉るべしと奏聞を申ければ帝王御かん有て則田村麿を征夷大將軍に補任せられ節刀を賜はり今の大元帥神王は是なり駿州清見ケ關へ發向し給ふ昔日田村麿途中常陸鹿島山を遙に拜さる高丸と相戰ふ事數日ならざるに夷族大に亡され又奥州をさして逃下る不移時日追討にせしほどに高丸を捕へ一先歸洛して山城國神樂岡に斬罪一陣敗れしかば殘黨不全とかや降人となり討たるゝもの二千三百餘人なり惡路王も討殺さるゝ大基公贊具公阿底利爲母禮など云大剛の賊徒深山幽谷に逃籠る田村麿凱歌をあげて歸陣し給ふ帝王御感まして〳〵則從三位右大臣に任ぜられ禁中の警衛武官の惣司と成し給ふ時に延暦十四年初て守山の城を築給ふ膽澤の郡を更られて田村郡と號す次で田村麿の子淨野公三春城を築き數代を經て橋本左京政秀に賜はるてふことは御國史によりても知るを得べし時は村上天皇天暦中にありて高野郡とはなれり古高野城を中心とせるものの如し是より先當郡は白河郡を分ちて膽澤又飯澤の郡と稱したり鎌倉滿兼公の時より田村郡に又合併せらる康平以來田村家は三春又見張城に治せらる弘安四年蒙古大兵を引いて對島に來る田村政顯河野道有等と奇功を奏す功に依り田村庄に越前を添へて賜ふ即ち此時よりぞ田村庄の名起る其后田村庄司清包南朝唯一の忠臣と呼ばる應永三年足利氏滿の兵と白河に戰ひ死す臣橋本正義楠氏

の十臣の一に加へらる其田村麿公より二十五代田村左衛門尉隆顯長男田村刑部少輔清顯後には從四位侍從大膳太夫清顯と替號し給ふ則田村麿公より二十六代にて御座す累代弓箭の蹟を繼ぎ智勇かねそなわり給へしかば世人の恐怖する事は猛虎に羊をとふする如なり人の敬ひ親むことは降る雨の國土を潤に異らず御室所は相馬の大守大膳亮義胤の御娘にてお座ます最愛の御中に姫君若君誕生し給ふ中にも姫君は世に類なき御容にて漢の李婦人とも申すべし百の媚ある容色翠黛紅顔粧ひ花よりも香ばしく二八の花ほころび雲隱にし十六夜の居待の月ほの〴〵と輝きいづるにことならず慈愛さのみ專とし給ふ和歌の道に御こゝろをよせられ小野小町が風流を慕ひ紫式部が書かれたりし源氏夕顔の跡を追われしかば父母御寵愛限りなく重く饗應給ける田村御前と申せしは此姫君の御事なり

田村御前山中大元帥神王尊へ御詣の事

抑守山大元帥神王尊と奉崇はかけまくも忝く坂上田村麿當國の鬼賊高丸悪路王退治し給ひ山中へ御堂を建立し節刀を奉齋し給ふ大同四年の御草創弘仁中田村將軍を合祀せらる累代の藩社にて領內惣鎭守神にて御座す可御可信彼之遠近の老若の諸旦に至り參詣の貴賤ちまたに充ち夕には參籠の人庭上に踵を繼每年六月十一日より七ケ日日間法華一乘の經王對揚八座の法席往古には領主祭主となり且比叡山延暦寺より古老の大衆下國し給へて論談精義有りしとなり中頃より遠路たるに依て寺中に學頭を定められ七ケ日の法事の間當郡大守始諸卒等に至るまで日々の經營時々の饗應傾ニ懇志ニ投ニ珍代ニ奉納にこれなへ奉らる如在禮奠永く嚴重なり清顯公代々の崇廟たる奉ニ信仰ニ事不ニ願常ニ難有かりし次第なり頃しも彌生の中ばなるに遠山の霞ふかふして庭前雙樹のさくら花かほり光長閑けき春の日に靜こゝろなく散る花は班の雪飛が如し實に心を浮かれ勝なる折節き清顯公の姫君山中へ御詣有べきなり御供數多きらめきてはなの如く出立せ給ふ頓て御山に付しかば御輿より下させたまひ御本殿に相むかひ御祈誓敬白の事おわつて御駕を御堂の南庭にかきすへさせ折しも青葉交りのおそざくら開敷の最中なるを御詠めありしに他に異なる名花なれば短冊あまた付られし中薄紅の短冊あり

是は義親の手跡とぞきこへし御供に侍ひける男女中此たんざくを打ながめあな厳しの手跡やな歌のやうを詠めるにおもひふかき文字並ととり〲に評判しけるを姫君御輿の内より風聞こしめし御覧ぜまほしき御氣立なりければ御供に候ひける御所侍承り花ながら手折て參りたり乳母女房取次で姫君に奉らる折ふし白河小峰城主結城七郎義親須賀川へ越給ふ次に宿願の事あつて山中へ詣たまへしが田舎侍い物もふでする風情にて御供の侍一兩輩其外内僕少々召されつゝ姫君の御事を得もゆかしくおぼしめし田村下部者にいかなる方とぞ尋られける下部の者申けるはこれは田村清顯公姫君田村御前と申して止事なき姫君とぞ申ける義親きこし召兼て妙なる嬋娟を聞召及されし事なりしかば惟やいかなる女性やらんと瑞籬の越ひまより忍がてらに見入給ひしに姫君は物見の簾高らかに巻上させ唯今折て參りたる短冊御覽じて御顔うち傾られし化粧言計なくあでやかなりいづれを花と疑ふばかりなり去ば異國の帝王西施と云し美人を寵愛し給ひしに美容の花を手折て西施の首にさしはさみ西施が花におるゝと譽給ひしに相同じ猶あでやかに臈闌て花かほり月霞む夜の朧々に妙なるいろをみしことく風かに見へし容色は夢とも更に辨へず現とも又定がたく忙然としておはしけるがこはそも基なのまよひやな花にめて色に移ふは執着の媒といへり傾城傾國とは古人も誡め置かれし物をとすご〲と立除き給ひしが猶あやにくなる面影の堪え忍ぶやうもなかりければ責てのおもひを消息にても知らせばやとは思召されとも去りぬべき便宜さへ數日に暇なく其事やみしかば姫君は見る人有とおぼしけん物詑しげに簾をさつとおろされて御下向あるべきとて御駕を迫らされければ義親もいつまで角て可有と本意なく歸り給ひけるにや高きも賤きも戀は惡もの誰とても迷ひの淵の深き江に沈みはてぬるこゝちとなん

義親姫君婚姻を請給ふ事

附姫佶伊達へ御緣約の事

其后義親歸城し給ひけるが執愛戀慕の御心難レ止郎徒小峰島某を以て岩瀬盛義公を御賴ありて田村ごぜん婚姻の事請はれしに盛義宣ひけるは去ば亂世の折ふし世上更に落居せず一城を保つほどの大將能き方人なきも無下なり田村へ婚姻を結び給はゞ是能き後だてなり某

此事能程に取持まいらせんとて則執權守屋筑後を奏者とし清顯方へ姫君御縁の事を申ければ清顯宣ひしは去ば義親の事結城上野入道の末葉にて英種事し置べき族にあらずとはいへども今更會津の旗本に屬して下知を受る事也且伊達より先達而請はるゝ也婚姻と申は宿縁は仕るべきなり此事しゆくせずば追て可否の譯こなたより申上べくとて筑州を返されけるが田村の一族ならひに四天の方々一同に被申しは姫君の御事伊達より再三請わせ給ふ然るを順縁を指置かれ白川へ嫁したまはば伊達忽に野心をさしはさみ呉越の竊てあらん事たな心をさすにひとしからん伊達右京亮輝宗公照宗公の御子息左京大夫政宗と申すは未若年とは申ながらその器賢才にして諸道に長じ英雄普道の大將に勝れたまふ事無二以皆彼の風を望むとぞ承るに姫君の御事器量世に並なきことなれば小身の御方へは不可然候と異見申ければ清顯公許容し給ひて伊達へ送らせ給ひける照宗御父子御悦かぎりなく帳内に嫁しづかれ小鹿のつのゝ束の間もひよくれんりのつ御たらひ淺からざりし御事なり或時政宗公寒天の冬の日に御こせきに薪火をしつらわせ御座しけるに何とのふ火ばしを取て灯をならしたまひながら

灰ならす跡は濱邊の鹽にゝて

と吟じたまひけるが簾中御傍に御座して

圍爐裏も海か沖の見ゆるは

取あへず下の句をつゞけたまひしかばゆうに優しくそおぼし召ける則照宗公より御家督を讓られ政宗十八歳にて伊達の家を相繼ぎ給ふ實にや長生殿の裏には遙に偕老のちぎりを千とせの仙禽にむすび沈伽羅のしとねには萬業の齢龜になつらへ給ふためし少きなり

田村清顯公今泉矢部主稅亮館攻落事

永錄改元の頃より田村清顯安積郡へ御馬を下向高倉の城を始として名にしおふ館十三ケ所を手に入られけり唯草木の吹風になびくが如くこゝに岩瀨郡今泉の城主矢部主稅亮と申は武勇世にきこへ就中城郭の堅固にして多勢の兵なりければ會津岩瀨の中に狹れて居るといへども一度も不覺のおくれをとらず居城を無難保ければ自己の武功のつよき賴み且は要害たより有を力として田村へ降らん事を不思籠城の用意を懇に構ける此今

泉の城と申は近隣にならびなき高山にて安積一郡を目の下に見下し艮の方山續にて馬蹄の通ふ所は大堀にほりきり逆茂木を重く引たり西南の方石壁峨々として鳥ならでは通ふ者なし追手の方へは二重に矢倉をかき塀の内には大小の石を夥しく拾へ柵を以てつなぎ置き敵寄ば大石を切落し一人も不漏打殺と策ける斷て大將諸卒に下知しけば今安積にて高倉、郡山、を始として大槻、多田野、富岡、八幡、川田、成田、にまで草木の風に靡くが如く田村へ隨ひき今悉くも怖る城とては某が要害斗りなり此城を落さるゝ物ならば當郡は言甲斐なく清顯に横領せられ故なく横逆の凶徒に隨はん事で口惜次第なり後日に悔る共遲かるべし等しく寄來る物ならば士卒の心を一つにして命を俄路に拋手痛防戰べし若又千に一つも敗軍せば濱尾金齋は親族のことなれば爭か疎意あるべき頻に岩瀬へ後詰を請入て兩勢を合て戰ふべし清顯月齋縱聞ゆる猛將たりと言共思ひもよらぬ事なり迚一々下知しければ譜代恩故の者共皆一同に答へける去程に此事田村へ聞ければさらば彼所へ押寄撃取べしとて都合其勢一千餘騎永祿二年巳未二月二十五日田村を進發して今泉へ押寄ける先一千を二手に分清山公五百騎にて谷澤と言ふ所の松原に陣し明れば二十六日の未明に城下へ押寄雌雄を決せんとて内談して城下へは田村月齋五百騎にて馳向ふ鍋山のしげみが陰に清顯陣を移され士卒を殘らず屯して靜りかへつて扣たりこれは自然に岩瀬より後詰あらん時さへきつて討たんとの爲めなり去程に月齋大手より向ふて敵の會釋を引見ける處に城中には鎧の袖をつられたる武者五六百人かほど鐵砲を揃へ高みより目の下に見おろし扣へたり寄手一同に鬨を揚既に攻とらんと進ける處にいかなる嗚呼の志にて有けん大音聲を揚げて申けるは抑此城へ寄來る大將はいかなる人にて候ぞ其名を名乘たまへと呼たり月齋駒駈出し申されけるは田村月齋なり兼て聞及びなんあたら命を捨んより弓の弦をはづして降參すべしさあらば一命を助くべしと申されけるに彼は申けるは去ばとよ常に聞及びたる世人の諺にも畑に地縛、田に蛭藻、田村に月齋惡者なりと申候は御邊の事なるか畑に地縛の蔓るをば鋤鍬にて根を斷つべし田に蛭藻の覆ふ時は埿土を堀て是を絕す田村月齋のはひこるをば某が雁股にてしや首の骨を斷べしとゑびらをたゝいて嘲ける月齋大に怒られ奴が雜言にくければ唯

一もみに攻落せと飽まではやられし所田村秀明制して申けるは暫らく扣へ給へ彼の雜言を聞候に座に大勢敵をあざむき腹立して進たる所を横矢に射て落さん謀と覺たり然るに輕々しく進み故なく敵に利を付ん事瑞光の玉をすくめに投打に等からんはやまつて犬死し給ふな誰か有奴と問答し給へ其間に某が弓精を振舞て娑婆の眠をとらせんと三人張のほこ長にて强き普通に勝れたるを鷹羽にてはきたる鉾矢鼻油引て待懸たりかゝる所に富澤玄蕃こそ進み出で寄來る大將いかなる人と思ふこそや事も疎や桓武天皇より平城嵯峨の天皇まで三代の將軍從三位右大臣神王坂上田村麿より二十五代の後裔田村月齋にて御座す汝等如きの匹夫の賊みやうがも知らぬ愚人也日程有は落合勝負せよと言終ざるに秀明件の弓を大矢をたけ操矢こぶしに差上飽まで引て切て放つ此矢少もあやまたす唯今迄高言吐たる嗚呼の者鎧の胸板より横縫を射切て天空の眞中に一ゆりゆつてそ立たりけるあつと言へど諸共に正逆に落たりける是を軍の始として縱横むじんに攻のぼらんと進みし所に主稅亮が新騎の郎等に石澤彌惣と言者有是は元來田村のものにて本は由緒正しき者なれ共山賊の張本にて數多眷族を引率して常に土民の住宅を追捕し旅人の命を殺害し有ゆる惡事を業とせり一年其惡逆より田村を追放せられ流浪の身となり剰へ矢部主稅が館に奉公して追從をへつらいしほどに主稅之にあざむかれて親族の義理首尾なりと身を放す召使出頭しけるが清顯公の御前へ我數年の朋友を賴み言上しけるは先年君の御勘氣を蒙り浪人の身となり今主稅に召使わるゝと申せず田村以事疎略にはし不奉存若多年の舊惡御赦免を蒙り御味方に屬し給らば某手引案內仕たやすく此城を攻落し君勝利一時に決し可申迚雙眼に泪を浮べ一言の下に千悔の寔を顯し申上たりしかば清顯神妙なり汝兼ての惡逆を如形糺明すべきか不レ及慈悲日頃の科を宥へし心底不殘申べしとぞ宣ひける彌惣畏て申けるは主稅此度要害計略を一々申に城主下知候はゞ清顯月齋と申は生得勇者の大將なれば無難に寄來らん事必然也其時大石を顚がし一人不漏微塵になさん迚大小の石を鑿置候へば卒時に近附難く侍ふ先月齋老は敵の會釋に任せ此陣を揚させ可然候左あらば城內の者共勝に乘て討て出し時に平場にて引請勝負決し候間に君は搦手より打入給へ城中の者共を揉んで攻給はゞ早速勝利を得給ん事案の內

にて候と申ければさらば月齋の方へ知らせよとて此よしを告ぐ月齋心得て防ぐ體に裝ひ人なだれに引退く味方は籌策の相違したるを無念に思ひ左迄追掛ざりし所に此城主と申は元來不敵第一の大將なれば一年天文の陣に伊達植宗と牛庭合戰の時一陣に進み植宗の甲の鍜を三枚まで切落ける伊達の士卒御旗本を守護して主稅亮を取籠め馬より鎗にて突落し討たんとせし所を忽に起上り數千の敵を討ち彼は味方の陣に扣たる濱尾全齋扣たる中に引たりし程の剛の者なりなじかは少もひるむべき猛勢を恐ずして自身に馬を乘出し逃るを追事甚だ急なり遙に城の麓なる平場まで追掛走るものを討て留め向ふ者に渡合手負死人とも不言踏越乘越戰ひけるさし者田村勢むら〳〵ばつと逃散る處に件の石澤彌惣時分はよしと淸顯を案内し搦手より攻登り門を守る者に爰を早々明よと言ふ門守申けるは屋形より堅き下知にて候卒時に明難と言ふ處を彌惣申けるは屋形よりの仰なり餘りに城中不勢にて老若計なり行て守れとの上意なり早々と申ければさらば又御入侍へとて門をひらくと等しくむら〳〵と込入けるが皆敵勢なれば驚き周章さわぐ處を片端より薙いて迫る味方恐怖して追手をさして逃散たり主稅此よしを顧て思はず裏屋の火事のごとく進退度を失つて馳返さんとせしが共城中は我と結構々々たる要害なり登らんとすれば大石を切落さん嗚呼口惜や敵の籌策に落されぬる社安からね我天命圖に當れり人手に死せよりはとて鎧の上帶切て捨既に腹を切らんとせし所に守屋修理と言ふ者走りよつて鎧の袖に取付制して申けるは暫く留り給へ命はいかにも大切の事なり不叶期にのぞんで切腹はいと安し一先降人と成給へ時節待て後今日の憤をはらし給へ平樣にとて留ければ主稅修理がこゝろ解とも角もといたりぬ其時修理淸顯御前へ行き謁して申けるは今度當主主稅亮確執の怒止め難く對陣の働今更後悔千萬仰願は君の御賢察を蒙り於二御宥免一は早速此城を明立退申上は少も憤り無之候城中若輩迄恙なく御許容を仰と再往に詫ければ淸顯得心せられとふ〳〵出られ候へとて道を明てぞ通されける去ば時世に隨ふ習とて年來仕馴し我館をふり捨て簾中以下の女房達都て貳拾餘人隨身の郎等共引供して岩瀨全齋の方へ落られけり哀なりし事どもなり夫より今泉は月齋を入置られ今泉七郷の成敗を取行給ひける移れば變る世の習定めなき浮世社方見けれ

御代田籠城の事

附田村月齋和睦を盛隆に請
伊達家の兵田村應援の事

斯て田村清顯公安積郡へ御馬を被出高倉城を攻落し又福原内匠が城郡山右近は館攻落し片平邊まで貳十五里の間を御手に入られし程に大槻、多田野、富岡、八幡川田、成田迄唯草木の吹風に靡く如く清顯へ付隨へける其時比類なき軍功を顯したる者へは福原内藏人郡山太郎右衛門長谷豊前西荒井五郎左衛門高倉治部三本木重郎左衛門熊田掃部富澤伊賀新館肥前三丁目主水蒲倉式部鳶澤治部以上拾貳人は田村へ隨分の働き忠節を盡しける依て盛隆申けるは安積は會津へ屬したる者としや故なく清顯へ横領せられし事こそ安からねさらば田村を攻べしとて岩瀨常州の佐竹、白川、石川、岩瀨の軍勢をかたらひ田村を片端より攻取べしとて右五郡の勢を會津勢へ加へ都合三千餘騎發向せられけるが先今泉月齋の要害を攻むべきにそれには不構して田村御代田の城一名星ケ城田村一門三河守康政八百騎にて楯籠りたる館を三重四重に取卷鬨を一同に揚たりしかば天地をひゞかし夥し康政大に驚き兼ておもひよらざることなればいかゞすべきと評定しける所に御代田圖書と順田備前と言もの大將に向て申けるは君はいつを期し給ふぞいかに御心武々おはすとも此圍解べきにあらず一先降參して老君の愁を助け士卒の死亡を救ひたまへ敵軍は都合三千餘騎ときこえたり味方はわづかに半にもたらずいかで手留の合戰叶べきと平樣に申けるは康政いかつて被申けるは大勢に圍める事の悲しきとて故なく盛隆に降らんや傳へ聞く和泉三郎は父が遺言を肝心に守り主君の忠節を忘れずして妻女と我身と唯二人家の執權杉田刑部左衛門主從三騎にて兄弟四人が猛勢を引請多く兵を追散し腹切て其名を九原の苔の下に殘す之父には孝行の一ッなり君には忠勤二つなり先言耳に有今以肝心す我肌骨を細粉せられ體を軍門に晒すともいかで降人となるべきや汝等は心次第に勵すべし恨と更におもふべからずとふ〳〵盛隆に降るべき某においては一人なり共此城を枕として敵壹人なりとも首を捕死出の山路の友とせんとて少もさわぐ氣色なくあざ笑てぞ被申ける百餘騎の士卒皆一同に申けるは左程に君の思召事適武勇の大將とか可申我々君をすて參らせ敵

陣に降り候共千萬年の齢を保べきか唯必死をまぬかれたる斗にて敵の方人すべき身にもあらずいはゆる君を始として此城に楯籠り我にまで一業所感と云ものなりいさぎよく討死して恥を子孫に殘すまじきにてと申ける大將被申けるは穴賴母し其儀ならば大敵に會釋せば一所には死しかたからん再會の期も有べからずいざ最後の盃せんとて蝶子かわらけ取寄康政三こんかたむけ士卒共に一々にさゝれけり軍兵共是を聞いさみ進んで一戰の用意を致さんとて刀の刄にねたば合せ矢尻のさびをみがき弓の弦を張かへ打て出んとはやりけるかゝる所に寄手の陣より城内の樣をみんとて二ケ處に勢樓を組揚げ見透さんとす城中にては敵に見すかされじ迚悠然として只毎日鬨のこゑを揚て六郡の勢を城外に出し日數を送りし程に近邊商賣人夥しく往來し餅酒干菓子野菜の類賣物持參り市をなすこと晝夜にたへず元より此城平地にして二重に堀をほり切て其の間は塀一重なり寄手是を見て穴やさしの要害なり是を破らん事は毛を吹くより輕しいざや籠城の次第をみんとて勢樓にのぼりし所を城中より見すまし玉箭を放ち掛打倒けるが盛隆腹立し給ひふるに取懸て一攻せむべしとて鬨の聲を揚げければ城中の老若男女本丸につどひ周章ふためき歎き悲しむ事目もあてられず守山の城代橋本治部合壁なりければ此次第を悲しむといへどもいかともすべき術なくして手足を置に所なし依之今泉月齋の方へ早馬を馳て今度御代田籠城の事且は知ろし召れたん落城せん事日夕にあり如何にも遠慮を廻され後ずめせらるべきよししきりに申ける月齋取物を取あへず三春清顯方へ早乘にて被越頓て城下を見廻しけるに三春にてはや此由を聞給ひ門前に鞍置馬二三百疋引立たり花やかに鎧きたる武士二三百騎の程門内に居餘り門外迄みち／＼たる月齋清顯へ對し此事いかにと議せられけるに清顯宣ひけるは去ば御代田籠城に及ひなば其勢をもらさずして後詰をし籠城の所を救はんにはしくべからず此事伊達へも加勢を請んため疾に飛脚を立候と被申ければ月齋いや／＼其儀上策にあらず敵は六郡を合これは乃至三千騎も候はん今當家の力を以て是を救はん事安からず候一先某は彼所へ馳向つ無異ならん樣を謀り盛隆が耳に達し和睦を求べしそれにて承引なきものならば兎にも角にも斗べし清顯重て和睦を請はんには小身の者叶べからず石川昭光岩城常隆がごときは皆敵

に屬したり誰人をか求べき月齋の曰去ば盛隆の振舞を窺申に更に野心のちうさくにあるべからず欲心熾盛にして自己の雜意を止がたく横逆に國を貪らんためなるべしさあらんにおいては某居城今泉城を御代田の替りに相渡しそれにてもこゝろ解ずんば近邊に二三ヶ所加增して相渡さばいかで異議に及まじそれとも承引なくば盛隆と指ちがへ國家のために一命を捨ん事不可有仔細とて我郎徒の内弓矢に馴たる大剛の者三騎をすぐりて前後をかこませ天正十三年三月十五日東雲に三春を進發して盛隆のかこふたる數千の中へぞ馳りみわたせば正直德定の邊迄敵軍充まんしてたやすく通りかたければ郎徒を以被申けるは某事田村清顯の使者として同名月齋是迄參向候其旨本陣へ言上可給由被申けり盛隆の郎徒金上遠江承て屋形へ此由を申上る既に大將宜ひけるは清顯の使者とは不得心其元にて委細の旨具に演說可有之と申遣さる月齋流石田村の大將より會律御大將へ隱密の使を承り全く人傳には成がたく候大將に直々申達べきに候と被申ければ遠江又立歸て其樣を披露しける盛隆聞召五郡の代官共を陣中に召寄充分に威儀を示し精兵をあつめて陣々を圍せ相待所へ會津には金上遠江白川は中畑上野須賀川には守屋筑後佐竹は結城岩城は上田但馬石河は矢吹薩摩濱尾を始めとして六郡の兵列を揃て幷び居たり中にも守屋筑後進出で申けるは清顯の使者とは申せども實は清顯の叔父にて候得ば田村にて威を振る事清顯同前なり敬ふ事に候得ばすけのふあしらへ給はん事不可然直に御對面し給ふべし盛隆公聞召月齋を請待けるに月齋其の日の裝束には小櫻緘の大鎧未巳の刻よかりなるをくさずり長に著なし三尺七寸有ける黑漆の太刀十文字に指儘に甲をばぬいて童に持せ郎徒三騎を打隨ひ數千の敵の群りて稲麻竹葦竹のごとくなるを左右をもかへりみずしづ〳〵と打入ける爲體軍兵共是を見て適武士なりとぞさゝやきける盛隆色代し給ひ月齋對座になほり禮儀事終て被仰けるは此城を圍事數日に候へどもいまだにほこさきを不交處に來り給ふ事いかなる訓に候ぞ月齋被申けるは然御言葉に申上るにて候當城を被圍事數日に及候といへども御代田今更降らん事をおもわず忠義を肝心に守りふゐつの下に死せん事欲す詮然田村の力を以て牛角の合戰鬪さん事九牛の一毛にも不及侍ふ併此城と申は岩瀬安積の境目にして大事の番鎭たるに依て一族を居置一

生懸命の地に候所を城中即時に斷絶せん事清顯甚肺肝を苦しめ悲しみ深き事切なり且は若干の者共軍門に死せん事不便侍ふ御願くば某が居城今泉七郷の所御代田の替に可奉なり偏に御賢察を蒙り此圍を解給はんにおいては清顯一旦の愁眉をひらき和睦の誓を籠城の者にしらしめ候はゞ某生前の面目を施し城中の老若忽に喜悅此時に候ふと一言の下に百慮の理を盡して被申けり盛隆閉口して暫思案し宣ひけるは仰尤に覺侍ふ併某が申條を共に思惟し給ふべし此城を圍事全盛隆が僻事とは思給ふな亂世の折ふしなれば强て恨むべきにもなく候然に先年四本松の大内備前は會津一身の者也しを清顯再往に攻られ候といへとも勝負いまだわからざる所を田村と伊達の兩勢を合せむ。。。たびに攻落し其城跡沒收して政宗へ被出事其一つ叉多田野源五郎事は會津へ降參の者にて既に老母を人質に立置事歷然として他に隱なし然るを田村にて如何語ひ侍ふ哉纔一向會津へ不隨亦岩瀨へも一味せず剩田村へ忠節の深き事清顯の所謂とおぼへ候ふ是二つ郡山右近大夫は某に隨し事其隱なきを是叉貴邊の横領し給ふ是三つ盛義卒して後岩瀨の後家分とは申は某が眼前の老母にして會津の羽翼を供

る所田村より良もすれば亡さんとの結構是四つ叉清顯の息女なるを白川の義親の方へ緣約有增に及びしを義親は會津の幕下に屬したれば相傳のものゝ樣にあらはしれん事全なしとて引ちがへて伊達へ嫁し候事某を斯侮り候也是五つ正逆の罪にも過ぎたり方々承引しがたく候と言の外にぞきこえける御傍に伺候の守屋筑州月齋の顏色を悟り危や思ひけん盛隆の言葉の終らさるに進而申けるは御詑之旨其理分明に傳ふ併清顯公へ仇をむすばんとて御代田を亡し給ん事乍恐仁義を亂し給ふに似たり月齋老の如仰大を以て小に替んとの事なれば速に御承引有て籠城の軍士を救給ふに於ては味方も無異に御歸陣あらん圍を解かれ候共御首尾は勿論にて候たとへ攻られ候ふ共敵方にて死をわすれ一命を塵芥にして討て出ものならば味方も多く討死して諸郡の借武士を一人也共亡しては御大將の爲にも不便に覺候乃に血ぬらずして今泉七郷の城郭に三ヶ所を加增して御保候事は拔太刀の高名と申物にて候と殘五郡の代官の方を見廻しければ古河の矢吹薩摩申けるは筑州被申通尤に覺候我々屋形より堅く制詞を請此陣に進發仕上は命は君に奉る生て歸べしとは不存候得共全命惜申と思召

候覽も左に非侍ふ詮然事和睦にて小を捨て大を御手に入給わん事他聞と申御威高繁榮先表と申者に侍ふ傍々御許容候はゞ御首尾目出度御事に候と五郡一同に申ければ盛隆御思案有之終に許容し給へける月齋田村を發向の時よりおもひつめたる事なれば盛隆承引し給はずば御命も可危事ともなり兢州此旨を悟りけるゆゑ事無異なり之より三騎の郎徒は打こぞつてよしや事急にせまりなば槇戸ひとへを踏やぶつて無二無三に飛入我主をやみ〳〵とは討すまじ迚兼て期したる面魂陣中の武士ともすわやと思ふ事みへてこぶしをにぎり扣へたり和睦して後に申は生きたるこころはせられたり盛隆御心よげにして被申けるはそれ異國のならひには敵國の雨城かならず和を行ふには羊を殺し其の血を天神地祇に祭り則約を堅くすと云へり我朝は皆酒を以て天神地祇に祭り其流を啜らんそれ〳〵と宣ひければちやうしかわらけ持て參りたり盛隆一盞顧給ひ月齋へ差れける爰に盛隆出陣の時より道々供せられたる梅ヶ枝といへる遊君あり彼は郡山旅宿より召つれられ寵愛せられけるが盛隆この遊君に命じて宣へけるは此度當城に進發して呉王勾踐の合戰になぞらひ勝負を決せんと謀りしが呉王蜀王が和に習ふて不意に和睦せり自然安全を祝して歸陣すべし汝はかねて頓智者なり一かなてとぞ望まれける彼遊君御しやくにたゝれしが取あへず

君に會津の祝を田村といかて岩瀬かわ心ぞ堅き石河もさすがに岩城にあらざれば佐竹こゝろを白河の瀬々の埋木浮み得て枠せぬ御代田ぞ目出度けれ

とおしかへし〳〵三重にしほりければ盛隆神妙に申たりと宣ひける片への人々耳をそば立今やうの曲面白しといへども田村へ遍頗したる唄やうかなとぞさゝやきける最負したる社理なれ此いうくんと申はひと年田村月齋高野山を攻られし時右近太夫月齋に降り我館へ月齋を請待饗應したるに彼の梅が枝を出立せ御しやくに立られしに月齋氣色をかへられ右近が振舞不得心美女を以菓をあさむき謀叛せん籌策に覺たりとう〳〵とて梅が枝を退られける時に梅が枝は一首の短册を書て月齋へ献じける梅が枝を照す月齋嚴に路にも飽ぬ夜半の月影此短册を月齋見給ひていとも申たりとて腹立を止められ右近を呼び本領を安堵せさせ歸陣せられしとぞ其時のよしみ忘れずして斯くはうたひけんそれより月齋扇しやくに取直し今暫も侍ふべきが籠城の者共片時

も心もとなく可存安堵いたさせ申さん沖暇を乞城内に入られけるかゝる所に石川矢吹薩摩の籌策を以田村の消息を探きかんため探者を出しけるが唯今歸參候と申盛隆被召寄御尋あり細作申上るは葉田村へ商賣人に身をやつし徘徊して具に探聞候に田村清顯の催促使之仁井町右馬頭を大將として小野六郷の兵を引率し守山城へ楯籠候東方中津川城主兵衛大輔高野舞館城主橋本刑部兩大將にて細田城山口左京と心を合せ中津間八郷の軍兵を催促して屯し候守山上下郷には横川阿久津舞木安原白岩蒲倉大平城々を狩集め高倉治部が館に扣へ三方何れも牒し合對陣の時刻をも謀り一度に後詰し戰はんと籌策を廻し候其外安積三十三郷は次第不同を不言最寄を以て中山街道西塞横川安子島を取手に構へ會津より兵糧運送の道さへきり往來の商人まで一人も難通候今泉七郷の者共野伏百餘人を出し置き守屋崎の難所に關を構へ置き是も兵糧を不入候三春最寄の兵士共皆不殘城下に相詰ると承る又伊達政宗公より富塚近江と伊達成實を大將として信夫郡に屯し候とも申又安積まで打こへ候とも申由に候對陣に及候とも花々敷合戰候はんとぞ申げる盛隆聞召頻に心驚き給ひけれ共さあらぬ體にて被申けるは縱令何千騎寄來る共孫呉が智謀ありと言ども出陣に及ば可驚にはあらねども和睦を決し事なれは歸陣すべし先違變のなき內に今泉を可請取とて守屋筑後中畑上野執權金上遠江を添て今泉へ遣し月齋は夜の内に田村へ引のくことゝし則城代には濱尾某を入置べし世は定なき有樣なり五郡の軍士を國々へ被返自分も萬歳を唱へて會津へ歸陣し給ふ去ば田村月齋は清顯公へ對面を請具に和睦の次第を注進せん爲め歸陣せん心地する折から伊達政宗公の援兵阿武隈河岸に顯はれ事此度はかへす／＼も不義の極なりとて政宗公の軍兵整て盛隆の兵に追及ぶこと甚急なりき盛隆遂に重臣遠藤某を軍使として亦更に今泉六郷を返還するの止なきに決し來りて和を請ふ清顯公富塚近江伊達成實橋本顯氏に之を議りて許容せしむ顯氏後に所感ありて鎭守別當となり式部信行と更め祖正茂の菩薩寺たる龍藏寺を再建して眞福寺と改む是に於て田村氏の領土は全きを得たる社政宗公の援助によるべけれ同十七年政宗二階堂氏を攻むる時田村孫七郎宗顯橋本刑部顯氏と共に御代田城の舊根を報じたりとぞ

高野糠澤合戰の事

去程に田村の大守清顯公糠澤羽黒の城を取卷給ふ城中には大内の兵石橋の餘類石橋志摩守同因幡守澤神民部少輔市内大學固瀬四郎左衛門抔云屈究の兵多く籠りければ寄手大勢被討者のみにて攻落事不叶寄手の足輕大將富田右近勢を引揚げ兼て難儀に及けるを清顯公見給ひ石井甚七郎と言大剛の兵を呼で汝行向て味方の先手早々引揚候得と下知せられければ甚七先陣へ馳行右近に早々勢を揚げよと言ければ敵手辯く追立て來る故右近彌合戰にすきなく味方の勢を揚る事不叶と言ければ甚七郎言樣は先手の鐵砲を一度に打掛け敵を打ちゝめ其煙の覆ひ掛る内に引上よと下知して鐵砲五十餘挺を一度に打掛て高野城主橋本右近定明高野六鄉の兵を引ゐて陣橋に後詰して打ちゝめ煙の間に無難勢をぞ引揚げる此時敵にて石橋因幡固瀬四郎左衛門を始として五拾餘人打死す味方大勢被討といへども無恙勢を引揚たる事甚七の働きなりとて清顯公より感狀を賜はりける再糠澤の城に向て田村の勢一戰に及ける所に城中より黒糸縅の鎧に鍬形打たる甲の緒をしめ大長刀の柄長く取馬の平首に持せて切て出る武者あり味方の勢適敵哉我先に勝負せんと馳合ふに彼武者あざ笑て敵も敵によるぞ四本松に隱なき大内彌右衛門の尉といふ武功の兵ありとは兼て知りつらん心差の輩は何拾人もより來れ手並の程を見せんと廣言吐て突出す當るを幸になぎ伏るに敢て近付者もなし石井甚七遙に是を見て是ぞ聞ゆる鬼彌右衛門なれ組で勝負をやせん打物業にやすると思案して靜に馬を歩せよる所に早や彌右衛門の尉も石井を見掛て馬を懸寄入交りもせず相戰石井は血氣強く盛の若者大内は名を得たる打物の達者にて暫時勝負は付ざりけるが如何したりけん大内は長刀の柄を切折られ太刀を拔かんとする所を甚七すかさず大内が右の腕をしたゝかに打れて少し後へ退て駒を立直す所を甚七馳寄二の大刀にて切伏馬より引落して首を取彌右衛門が兵共數十人主を討せて何かこらふべきと眞黒に成て切て掛るを田村の兵隔てゝ相戰其間に甚七彌右衛門が首を大刀に貫て清顯公の前に持出しければ感悅有て石井豐前守と改む清顯公は田村方にて糠澤の軍に勝利を得勝鬨を揚てぞ引にける

高倉軍の事

安積高倉城主畠山治部少輔は二本松修理大夫義國の門葉として名たゝる名家たり田村城主田村隆顯下子清顯の武威强によりて田村に屬したり西安達高玉城主畠山紀伊守が嫡子太郎右衛門常賴と言者は治部少輔が嫡子近江守が妻女の兄なりしが一類を捨田村與力の條不心得と治部少輔諫言しければ高倉父子急に旗をかへし元の如く二本松在番すべしと申により二本松義繼も一度は後世の見こらしに踏つぶさんとはさられ共高倉城は名城にて刀攻には不叶何とかして急に二本松へ參勤し義繼に謁し頓て田村へ事切をぞ請はれける高倉城のみは敵不意に起らん時加勢せよ迚兼て本宮城に氏家新兵衛遊佐丹波守を千餘騎にて入置かれ玉井城には大内主膳同釆女と言大剛の兵を置き高玉城には畠山太郎右衛門常賴杉田には杉田豐後守入置かれ軍の參謀には新城彈正が椚山城にあり義繼は二本松城にありて田村の高倉を攻なば早々加勢すべしとて鹿子田和泉守同佐右衛門尉遊佐下總守に究竟の兵を二千餘騎指添へて待れけるに案の如く田村大膳大夫清顯天正十年諸卒を引卒して田村を出馬せしめ安積へ出張り高倉の城にぞ押寄ける高倉近江守兼て期したる如く敵を見るより相圖の狼煙を揚て四方の味方に知らせ軍兵を進めて相戰ふ敵は名にし負たる名將田村月齋の嫡子宮内大夫顯貞田村右京大夫隆信眞先掛て橋を遠離羽に築き勇み／＼各先登を爭ひ大軍にて野も山も平に押入らんと攻寄爰を先登と近江守も身命を擲ち白鐵を取て戰ければ敵もさすがに攻あぐんで見えける所に本宮城代一千餘騎にて一時の間に馳來る田村の勢不叶とや思ひけん虎の口を退て大隈川を渡つて高野郷下口の關まで引のく翌しのゝめを待ちて大隈川を越し高倉の勢を左岸に追返して鹿子田和泉等十餘人を生捕たり諸軍靜ならず長居は無用重て軍あるべしとて高倉の勢不殘陣を引かれければ清顯も同じく馬を入られたり

田村清顯公逝去の事

朝に紅顏あつて盛路にほこるといへども夕には白骨となりて向原にくちぬと言り去ば盛隆公岩瀨と心を合佐竹白川石川岩城五郡の勢を引卒し田村をうたんと謀りし故手合に先づ御代田の城を攻とて不意に圍けるが伊

達政宗の援軍の爲め早速開を解蔣に復て會津へ退散して後は暫兵業もなかりければ君臣萬歳を唱へて田村も自ら落居して上下合會を深くして長日を暮らし妻子所徒を愛しつゝ秋月のくまなきを詠じ飽ぬ浮世とはおもへしに不思議の悲しみは出來清顯公不側の心地御座すとて勞りたまへしかば典藥醫術を施し治療を加るといへども更に其效なし驗者膽誠こらして秘法を行ふといへども終にしるしなく所勞次第に日添て重りければ則月齋方へ使者を被立月齋驚き頓てとむらい給清顯宣けるは某今娑婆の緣つき黄泉に赴んとす少き者を君に託す拾五歳に成候はば彼を世に立て給亂世の折なれば某卒去の後は所々より犯されん我死後は叔父を偏に當城の大將と仰ぎ隨ひ忠節を盡すべし迚士卒に不殘後の事を託し忽然として卒し給ふ是天正十四年十月九日也いまだ五旬をだも越へ給はず世は盛りと祉みへつるに痛しき事なり去ば仇し野の露消て亦置後の夕影を待草木黄に落て雁南へ歸と言韓退之が筆の跡誠實に人の心を愁殺し無常を見するは落葉の折柄とはいへども亦立歸り春も來て目組色香もあるものを黄泉如何なる住家なるぞや死して再歸らざると御一門四天の人々御內伺候の者其迄戶渡用の棺をたへ闇夜に燈の消たる心地して悲歎の涙闇あへず中にも哀をとゞめしは御寶若君の御愁歎由も中々愚なり悲しきかな生者必滅の掟會者定離の世の習ひおもひもふけし道ながら今更かゝるべしとは思はざりし物を此七歳の稚を青甲斐なき老媼の身に預置給ふとは恨しけれ世かよに隨ひこゝろに任する物ならば自らは先立て君の存命せられなばかゝる歎はよもあらしと思ふて御こがれ給ひしは理とは覺へける御一門の方々御室を諫め申けるはいたふ歎かせ給ひぞ不覺には見せさせ給ふ流石に我君は王室の後胤に御座して家名を天下に知らしめ武威を近境に顯はし給ふなり詮然黄泉の旅まぬかれたまわず況釋尊に於ておや五百の阿羅漢を御跡に殘し置五十二類に至迄雙林樹下に悲請習ひ權化の御身さへ如斯況人倫の御身としていかで遁させ給ふべき我々とても其澤を蒙る身いづれ愚の侍らんとこゝろ強くは申けれ共是ぞ不返の愛別なれば涙をつゝみ兼てぞ見えにける御前伺候の女房達迄そゞろに袂をしぼられたり扨しもあるべき事ならねば御葬送の式作法叮嚀に營み則天台宗福壽寺へ奉長茲雲寺殿前光錄雲岳松公大居士と法號を謚す哀なりし御事なり

御寶所は靈前に向淸く香花を捧て法華經を遊され亡魂尊靈成道正覺とゑかうし給ひける左なきたに暮行秋の夜は明難く房に入らせ給ひても長夜の長恨に御心を傷れ獨丸寢の床の露いとほしあへぬ御事なり或夕往來往末の御事思召やられ明し暮させ給ふ折ふし

强顔とかこつ恨のはかなさよ獨り參りてひとり行く身な

法號の傍に書せ給ふとかやいとやさしくもまた哀也一七日三七日も迎させ給へば御一門四天の人々御廣間に被呼せ簾中被仰渡けるは御中陰いまだ終らずといへども亂世の砌世の中穩かならず去ば兩虎爭時は一狐費に乘といへり君は當家の棟梁にして他郡まで制し給へば君の逝去を賢と逆謀叛の族多かるべし傳きくに須賀川の後室は女の身とはいへどもこゝろも剛におわして盛義公逝去の後數年來一城を堅固に保しも後室の威高に斗りあらず多の門葉心を合せ二心なく合體しける故なり其上心元なくやおはしけん不殘家臣を集め神水を呑しむるとぞきけ夫まではあらずとも家中區々にしてはなまじいに勝利を保得ず斷絶せん事無疑若其期に臨では此幼稚の君共は手に持てる美容の花をうばれし樣に敵方の取手となり人質にとらるゝか左なくば殺害せらるゝか其時しも一門四天の人々は敵に賢愚を知らるゝのみならず世の嘲など口惜かるべし家の安否は傍々の所存次第とおもふなり隨分合體の亂さゞるやうに策致たまへ若亦外の爲寄の人には心底を不殘可被申傳置の氣を兼て閉口せらる可らずと泣く〳〵仰渡されける御前伺候の侍進み出可申ける御諚畏而候傳ふ去ば異國の先しやうを傳へ承るに吳子は雙眼をぬかるゝといへ共更に忠節を忘れず范蠡は石壁に身を寠して君の爲に辛苦を抱く皆是忠義專にして節に望む者共なり我々迚も普く舊恩の澤を蒙り不變の錄をけがす身數年妻子安樂に養ふ事も是併賢君の御恩なり縱不日に敵寄來ると言共陳平張良が智謀にならつて尺寸の籌を廻し城郭を全せん事諸軍の胸具に侍ふ殊更御門葉田村月齋のおはしまさん程は若君を時の大將と仰奉り士卒に下知を傳へ傳ふものならば御心安き御事にて候と皆一同に申ければ其時後室座に打笑み給ひ穴賴母し其儀にてあるならば自も心安しそれ〳〵と宣ひければ蝶子埜持參り御盃を面々に給はりける社忝しそれよりも城外の破損を修理し悉く人夫を掛埋たる堀を拂ひ傾きたる塀をぬり矢さま〳〵を改めて晝夜用心隙もなし去ば此君は逝去し

給事慕ひ悲しむこそ理なれおよそ文を以國家を始め給ふ田村六十六郷の内に七十三ケ館主有其成敗を司り給に一として僻が事なし縦賤民間の族あやしの賤女に至まで飢たるものには飯食を與へ寒へたるものには衣服を給わりし事日月の草木を照し給が如し世に稀なる事項羽が山をうがつに仍而智勇兼備りたまひし大將なりとて世の人おしまぬはなかりけり

仙道田村兵軍記終

仙道 田村兵軍記續編

威武絶倫仁愛衆に秀でゝ怒るときは鬼神も悄れ笑ふ時は兒童も懷くとは是れ坂上田村麿將軍のことなりとす人皇五十代桓武天皇の御宇東夷蜂起し土寇猖獗を極む良民其堵に安んずること能はざりしかば田村に征討の勅下り延暦中征夷大將軍を拜し節刀を賜はる田村武略あり且つ東國の事情に通ず各地不逞の徒を勘定しつゝ奥に徙り夷酋大高丸惡路王赤頭王を討て東國守護の爲め守山城を築く田村麿母は高野郷に下向しある公卿橘本光忠の女なり生地は三春宮田村とあり平城帝は御孫に當ると云ふ田村麿の子淨野亦本郡木賊田村に産す生母は岩瀨郡鹽田村里正某の女なり神童の聞あり畏みて三春城を築く田村將軍功により叙従三位田村六十六郷へ越前國を添へて下し賜はる

田村大膳大夫清顯公は田村將軍の後をつぎ威武勇豪群雄に拔んで一門廣く榮へ自ら田村安積岩瀨石川東安達を領し岩城常隆相馬義胤二階堂盛義畠山義繼等の諸大名と數々戰兵威薫赫近國を震動せり清顯一女あり田村御前と言ふ伊達政宗に嫁す亦以て盛なりと謂べし

抑豐臣秀吉は世界の豪傑なり蓋し公の眼中には朝鮮なく支那なく若夫公に數年の壽命を有せしならば朝鮮支那にも及すべきなり田村清顯は本邦の豪傑なり蓋し公の眼中には二階堂盛義なく蘆名盛隆なく二本松義國なく岩城常隆なし若夫公に數年の壽命有り伊達政宗と襲力協心して東北の覇を馳騁せしめなば白河以北は恐らくは豐臣氏の有となること疑ふべし田村清顯の一死は實に豐臣氏の幸福にして亦伊達氏の不幸と云ふべき也伊達政宗は田村清顯の訃音に接し深く惜悼し田村家の爲めには大に盡力せられき偖て田村家には世嗣なく清顯遺命により政宗の一子を以て相續するの間四元老の内田村月齋橋本顯氏の二氏は伊達家によることゝして他の二氏は清顯の内室相馬氏によるとし藩内爭論止まざりける遂に遺命に從ふことゝなれり即ち田村善九郎氏顯の長男田村孫七郎政宗の一字を授け宗顯と更め政宗の猶子として三春陣代たり

相馬義胤失策

天正六年五月中旬清顯公逝去後三年も經過せざるに田

村家の重臣中内訌起り國内の施政も統一せず家中は勿論村々の館まで伊達と相馬の二派に分裂せり若し兩將三春へ結掛なば是れ大兵亂の程兩家をば一切三春へ入城せしめざることに決定せり然るに同月十六日相馬義胤相馬を發し家老新館山城と中村助右衛門の兩人使者とし三春城に遣されたり是清顯未亡人及び小野右衛門太夫田村顯道の三人示し合ひて三春城を受取らんとの密謀なりき使者其夜は着城すること能はず竹股に一宿し明十七日早朝登城せり元老の一人橋本刑部顯氏此由を聞きこは容易ならぬ出來ごとなりとて家臣のものに申ける吾等樣子見分けの爲只今登城すべし場合により ては或は討死或は面々をも具足を着し弓鐵砲を持追々登城すべしと先自身一人登城して兩使に對面し事の仔細を質せしに主人義討事致て他意あるにあらず當城主後室樣獨り住居の徒然を憫に思召され御慰問の爲め罷越したるのみなりと然る内に顯氏の臣四五名登城して小野勢及大越勢七八百人城東の谿谷に潜みて鐵砲を持居り只今義胤五六十人の歩行武者を引率し登城せんとする旨具申せしかば顯氏聞もあへず大に怒り眦をあけて顯通を睨み兼て伊達家及相馬家の衆をば一切入れ間敷ことに決定し置たるに何者の密計にて義胤を引入るや早速押戻すべしと城中殘らず顯氏の下知に服從せり義胤如斯にして馬倒れ引替に乘りて面目を失し相馬へ歸城せり使者をば討果さんと血氣の若者打噪ぎたれども顯氏深く之を戒め無事に相馬へ返けりとぞ

四本松及小手森城軍の事

田村清顯は三春城主田村隆顯の子にして父の後をつぎて兵力稍强し吉良氏に代りて陸奥を治めたる石橋棟義と言者四本松城にあり子孫住吉山に城きて居り無道により家臣分裂し大内能登は宮森に石川彈正忠は百目木によりて田村氏に降れり四本松とは東安達の總稱なりき能登の子大内備前守は田村に叛して蘆名に降り兵を出して屢田村の兵を破れり天正十二年秋清顯四本松千石森に砦を築き二千餘騎を備ふ大内は千餘騎にて之に當り田村氏顯館闘して備前守に迫りしが不意にあへて馬倒れ身傷きて討死す是より勝に乘じ大内の勢盛なりしかば清顯の重臣橋本顯氏鹿島神宮に詣て其主に上言して曰く此度の戰は伊達氏と結ばば田村の勝必せり清顯之を聽す翌十三年冬政宗と共に大内の兵を小手森に破

り宮森を奪ひ追針道源太を攻め滅せり翌年正月十日小
牛森の戰捷は神宮の加護なりとて清顯政宗と共に高野
城に宿し奉幣の式をあく

仙道田村兵軍記續編 終

本宮南町來由記

本宮南町來由記

本宮南町來由記

奥州田村庄三春城主田村大膳太夫清顯公數代之守護に御座候雖然御嗣子無御座御息女計御座候伊達政宗公之奥方に被爲入田村御前と奉稱然るに三春領內舟引村城に與力同心等百餘人被籠置し處天正二甲戌年六月廿二日明方相馬より三坂大助其勢四百計にて押寄急に攻入申候に付城中少勢故防兼既に落城之所大越村之城主橋本紀伊守並小沼伊賀走付後より取圍み申候に付相馬勢不叶小屋原迄引退申候所追討仕首數拾七八討取申候に付三坂は相馬へ引退申候依而同七月舟引村城番伊賀方へ被仰付候

天正十四年清顯公御逝去に付御家臣過半浪人に罷成申候に付伊賀も浪人仕赤沼村と申所に引越罷在申候伊賀子供四人御座候一は女二は六郎右衞門三は六左衞門四は女子に御座候一女には赤沼越前悴七右衞門聟に取無程出生致候然所天正十二年八月十日四本松宮森城主大內備前守と田村清顯不和に罷成田村の內千石森新城にて御取合の刻七右衞門討死致候其子を伊賀養育致成人の後舟引七郎兵衞と申候六郎右衞門は天正十九年信州松本城主石川出雲守數正江在付罷越申候伊賀儀は長病にかゝり拾ケ年相煩ひ申候に付安達郡本宮町野中新助の所本宮どぶ町に慶長五年十月引越申候其砌伊達政宗公上方へ御登り被遊候に付伊賀儀悴六左衞門孫の七郎兵衞兩人召連れ名郷向へ罷出茂庭勘解由と申仁相賴明四歲の駒一疋政宗公へ献上仕私儀田村清顯公家來小沼伊賀と申者に御座候先年田村へ出御被遊候節も御目見仕候田村御家破滅の後浪人に罷成只今當所本宮に罷在申候此度御登被遊候由承知仕乍恐悴共召連罷出申候隨而は所持仕候駒壹疋乘合も能く御座候に付差上申度奉存候に付御前宜敷御取成奉願と申上候得は中途にて披露相濟伊賀を近く被爲召久々にて御覽被遊候旨御懇の御意にて其上田村譜代の者別而不便に被思召候間其方宅へ可被爲入段御意にて伊賀を被召古今仙道七郡の取合の樣子御咄し被遊候伊賀申上候は先年此表へ御出陣にて所々御乘取被遊候御法便共在々所々にて取沙汰仕候儀共委敷申上候得ば御喜悅の上其方永く浪人にて迷惑致候段甚敷御賢察被遊候間當地に可然作事致候而先

浪人にて可罷在御上下の節は御宿被遊又は御家來の宿にも可仰付の旨被仰出候に付伊賀申上候は只今居屋敷地狹にて取廣げ可申余地無御座候別に新屋敷相建可申候はば此町頭に赤坂と申可然地所御座候由申上候處案内可仕旨にて伊賀を被召連其他一々御見分被遊此所へ町割可仕樣被仰出永樂錢貳百貫文被下置候に付政宗公御登後給人結解殿へ伊賀を召され右の趣申達候得ば結解殿御申候は兼て本宮町手狹に有之諸事不自由に相見候間赤坂え新町可然由被仰候

右に付伊賀より早々町中え相觸此度赤坂え新町割致候間望の者連印にて書付我等方え持參可致候尤も政宗公より拜領致候代物錢も夫々割符可致旨申渡候に付長百姓には野中新助淺股八良左衛門上野茂左衛門野邊彥兵衛太郎丸藤兵衛遊佐太左衛門金谷光右衛門加賀屋彥右衛門右八人此外六拾壹人連印書付を以て望申由に付右代物割符致急に作事取建慶長十三申年十月六日舟渡町中町柳町と名付三町に割作事等不殘出來移住致候此上は村高千五百石問屋上十五日市日三日十三日廿八日檢斷等支配迄新町へ分取可申由古來の問屋沼內近名主川口藤右衛門方へ申遣候得ば分渡間敷樣々申候に付伊賀並に八人の者共結解殿え申達無異義分取伊賀支配に罷成候然所新町佛閣堂塔無之に付伊賀了管致古來より北町に安置仕給ふ觀音並花藏院引取可然候我傳承に鹽田の地頭越後が門に立一夜の宿を乞爲慈悲呼入樣々饗應す旅僧の咄しに曰く我は叡山住普海比丘と言僧也去る二月七日夜夢に汝奧陸へ下り一佛を建立せよとなり任夢想明る八日山を出て數百里山川を經て今此鄉に下着すと語る越後是を聞て感心す又越後語而曰く此所に柳の沼と申古池有近き頃此より夜々光物出で里人以ての外驚き恐るる事限なし願曰は御僧の法力にてしつめ給ひ度由を賴む僧依之其池へ行而通夜し告をみんとて夜々此池へ行同廿二日夜半過ぎ彼光物池より出汀なる柳の枝に掛りぬ普海比丘近く寄て加持して見れば彼光物佛體と現し給ひ空に聲有て一首詠歌聞べし

南無大悲入。折。鹽出の觀世音海より後のしるべなり

けり

と唱る彌不思議の思ひをなし彼の佛體を奉伴越後の宿所へ歸り拜み奉れば金色の正觀世音の御尊像也普海並越後も拜禮し扨々ケ程難有御尊像何の頃より柳の沼には爲入給ひて今迄埋れ御座す事の悲しけれとてさめざ

めと泣ければ普海是を見て主の志を感じ共に泣居ける
越後早々本宮沼町へ小庵を建立し此觀世音を安置し奉
り普海比丘を別當に据寺院號花藏院庵と稱しかほど有
がたき靈佛當地に御坐すれば外より新佛相求るに及ば
すとて舟渡町中町の間に寺を建立し北町より花藏院を
引越し行眞坊を住寺に据鹽波山日輪寺と改號し二本松
玉壺山鏡石寺の末山として新町の祈禱所に相究町割共
濟無程結解殿御死去にて御子息文右衞門殿代と罷成候
得ば給人相替り滿田出雲殿へ相渡り申候此節沼川口等
幸ひ存出雲殿へ內證申上目安相認若松御奉行玉井數馬
殿へ指上申候目安の趣

一當地本宮新町に罷在申候舟引伊賀元來田村浪人に
付先年伊達政宗公當地御通に付伊賀子供大勢召連
罷出其上なんでん驊毛と申明四歲の名馬爲牽名鄉
向迄罷出御目見へ申上當地赤坂え新町を割政宗公
御上下の御宿仕何卒御忠節可申上旨申上候に付代
物貳百貫文致拜領町人共に割賦仕御覽の通住宅仕
我儘に支配仕候兼て右の馬御領分中に無之名馬に
御座候間若松へ指上可然の由私共達而申候得共承
引不仕候且又菅森大明神前へ的場を構へ町人共を
集め弓鐵砲稽古兼而鐵砲百挺餘所持仕候殊に二本
松義織の浪人共多く罷在申候も伊賀に一味仕候都
而他所へ身を持申候者に御座候ケ樣成者共其儘被
指置候はゞ末々如何樣の御爲惡敷義共可仕哉も相
知不申候兎角御穿鑿の上急度被仰付被下置候奉願
候

右一々書付指上申候に付伊賀幷八人の長百姓共若松御
奉行所へ被召呼新町相立候譯御尋ねに付伊賀申上候者
沼川口言上仕候通政宗公より代物拜領仕町人共へ割賦
仕新町を取立申候義は末世の爲め諸人彌繁昌仕候はば
公儀御爲にも可罷成奉存候尤も所持仕候駒壹疋政宗公
へ献上致候儀も紛無御坐候由申上候得ば追而委細可被
仰付候間先々伊賀は蓮臺寺へ八人の者は涌安寺へ御預
け被成候間右兩寺可參候由奉行衆より被申候間何も入
院仕候伊賀は六左衞門七郎兵衞方へ書狀認め遣候文に
曰く

一筆申入候先年政宗公へ御目見仕駒壹疋致献上其
上新町取立段公儀御立服之旨必定我等切腹可致候
條其方共一類を召連本宮を退先祖を守子孫を取立
家來を介抱仕思慮を廻し時節を相待永く遂本意可

申候左候はば末々新町の支配其方共へ相渡申儀も可有之候元新町取立候趣意は末世諸萬人居住せん事を思ひ且當代の惡末代之善永く繁昌あらば予が菩提成佛の縁何の疑歟あらんや右之條々子孫に傳萬端得其意可申者也

八月十七日　小沼伊賀貞長判

舟引六左衞門どの

同　七郎兵衞どのえ

と書認伊賀家來に爲持本宮へ遣し明る十八日早天爲御檢使中路角太夫と申仁伊賀方へ御出上意の趣被仰渡候者其方儀田村浪人にて近年本宮へ引越古來を掠め新町を取立町人共へ武藝を進其上他所へ致忠節儀政宗へ名馬を牽我儘に支配仕候段彌以不屆共重疊至極也依之切腹可仕旨被仰出候次に八人之長百姓共一々斬罪被仰付候此旨相心得可申と被申渡候伊賀畏入奉存候併八人の者共は新町相立候企前後不存者に御坐候間死罪の義は御救免被下候樣奉願候此段被仰達可被下達而申候得ば角太夫殿被申候は公儀御穿鑿之上一旦被仰渡候御儀相叶申間敷由被申候間不及是非御請仕候伊賀辭世に

一直に我こそあらめ引添て人にさへうき矢尻みせつる

と書加へ候て御上意の趣に書添涌安寺に居候八人の衆へとて遣し申候處蓮臺寺和尚中途にて請取覺太夫に寄話被申早々御奉行所へ持參申伊賀申分八人の者共罪無之事又は辭世の趣被申達死罪御免之願申に付伊賀計切腹に相究八人の者共本宮御追放仰付候和尚急ぎ被立歸右之譯被申聞候へば伊賀大悦仕和尚角太夫へ一禮を述重而伊賀申候は偖不思儀の御縁難有奉存候乍此上我存命の内法名申請度存候由申候に付和尚下書ありて實翁眞公信士于時慶長十五庚戌八月十八日と廻向なり伊賀承て和尚へ三拜して心事是迄に存候乍去兼て本宮石雲寺和尚賴置申候間私首は本宮へ御送り被下候樣蓮臺寺を賴入存候萬端和尚御檢使の御情け難申盡奉存候最早時刻相延候間御いとま申候とて切腹仕候遺言の通伊賀首は蓮臺寺より戒名相添辭世共に石雲寺へ送り被申候就夫伊賀若松の宿石原九郎兵衞右の段承り早飛脚を以て本宮へ申越候は各々御親父今明日中切腹之由只今承屆候間態々申遣候早々其御地立退き可然候時刻相延候はゞ公儀より討手可被遣候爲其告しらせ申候由申來候に付六左衞門七郎兵衞始め右八人の者一家へ右之段一

々知せ候間六左衛門宅へ馳集り何れも申候は兎角沼川
口讒訴故に有之候間右兩人宅へふみ込一類共打果し可
申旨申候に付六左衛門七郎兵衛申候は尤に候得共沼川
口共に若松へ詰居候少輩者共留守に居申候を討候ては
本意に非ず候先々當地一旦立退き重而時節を伺ひ而々
遂本意可然旨達而申候に付何も同其意思ひ〳〵に立退
き申候六左衛門七郎兵衛一家家來の者共四拾人餘召連
川向高木村へ打越夫より川傳へ信夫郡の内保原町へ引
越保原に罷在候佐藤彌惣兵衛と申者七郎兵衛舅に付て
也本宮を立退きし跡は前々の通沼川口支配に罷成候故
立退き候者共は無念に存晝夜本宮へ忍入沼川口をねら
ひ候得共沼は嚴敷用心致候に付不遂本意近き親類二人
町の内にて切捨に被致候川口親子兄弟等六人所々にて
誰討候共なく辻切闇打に逢申候に付川口支配も沼方へ
相渡し然る所蒲生飛彈守秀行公同十七年五月十四日御
逝去被遊候に付御領分中諸寺若松へ被召寄御法事御坐
候節沼親子も若松へ罷越本宮石雲寺日輪寺湯通寺町浦
安寺石塚觀音別當蓮臺寺を賴入若松御奉行所へ申上候
は先年本宮新町の舟引伊賀切腹其外八人の長百姓共追
放被仰付候に付其一類共所々へ立退罷在申候右之者共

本宮へ晝夜忍入私親類二人川口親子六人三年すぎざる
内に所々にて闇打に逢申候に付川口親子跡絶申候此上
は私一人の迷惑に罷成候此分に候はゞ一兩年の内本宮
は滅亡可仕と奉存候此度御免被遊候右之者共一類本宮
へ御返し被下候樣御訴訟を申上候所御免書右之寺院へ
被成下候四ヶ寺より御免書并添狀以使僧六左衛門七郎
兵衛方へ被遣候得ば各先年不慮の儀に付當地御立退被
成候就夫此度飛彈守樣御法事御坐候間沼親子書付を以
て若松奉行所へ御訴訟申上候處無相違御免書如此被下
候間伊賀殿末の息女と内匠子息惣兵衛と御取合にて歸
參可然候内匠惣兵衛も右の通願申候間如此に候彌新町
支配の儀も前々之通各へ相渡可申旨内匠惣兵衛申候段
申來候に付同八月朔日保原より罷歸り前度之通南町に
六左衛門住宅致し七郎兵衛儀も六左衛門後見に罷成同
町に居住仕候伊賀娘を六左衛門親分に罷成内匠悴惣兵
衛方へ緣談相濟双方首尾能相調申候併六左衛門男子無
御坐女子壹人に御坐候仙臺領栗原の落人高橋がゞ男源
六郎聟に取り跡式相渡申候以後支配の町人迄諸事順熟
仕一町歡喜不斜候祖父七郎兵衛萬治二己亥年八月初よ
り病氣に候所同十一日予を呼汝南町の往來とは皆人之

を知る然るに他の古來を尋る時如何可答淺間敷哉我等語可爲聞とて南町發起具に申聞候尤先祖より在之古書等被相渡候而同十三日七十七歳にして死去す其節予は十八歳也其以後祖父物語又は先祖の覺書等取揃此一冊には書集候於子孫他見可爲無用也

寛文元辛丑三月日　舟引重左衛門貞安

小沼伊賀者常葉村住居すと見へて常葉伊賀なるべき歟舟引城軍の節依戰功後舟曳城を預る都而忠孝之義士也常盤に在て常盤と稱し船引に住て船引伊賀とも稱す

結解十郎兵衞は蒲生家普代の士秀行公の時千五百石を領すと言り

伊賀南町割發起者慶長一二年なるべし同三年より上杉景勝公御領其頃也此書年號寫誤有べし町割地面渡され候景勝公より當地支配頭石栗將監殿への御書翰有本宮住居故本宮伊賀守とあり

（補遺）

一田村清顯公より賜りし文書

右このたび別而あいかせき申旨についていちのつほとがふする在家上下くたしおかゝる者也仍爲後日如件

清顯花押

天正七年九月吉日

舟引六郎右衛門

一本宮町割之砌上杉景勝公より賜りし文書

以上

急度申遣候依而本宮の伊賀守に荒地貳百五拾石之所無相違可相渡候爲其申遣候謹言

五月九日　景勝花押

石栗將監殿

以上兩文書及小沼系譜は共に明治二十三年五月編年史編纂史料として東京帝國大學文科大學にて借覽あり小沼佐助所藏

天正年中田村清顯公家臣

田村月齋朝顯　橋本刑部少輔貞綱
田村梅雪齋顯盛　田村右衛門太夫隆信
田村右馬頭清忠　大越紀伊守信貫
今泉山城　御代田惣左衛門
長谷豐前　新館肥前守
橋本清九郎　常葉彥左衛門
松山三河守　二瓶主膳
實澤伊賀　橋本修理

黒木信濃　鬼生田三右衞門
瀧美濃守　多田泉正
今泉左馬之介　畑右衞門督
逸見小次郎　安積大藏
船引伊賀　橋本伊豫守
小澤玄蕃　中津川兵衞
神主玄蕃　貝山三郎兵衞
三品木三右衞門　會田式部
郡司豊前　相良大炊之介
足羽太郎右衞門　橋本佃兵衞
橋本孫左衞門　田母神玄蕃
成海豊前守　新田美濃守
木目澤傳右衞門　名倉太兵衞
新田内藏介　小分文治郎
白石主膳　猪苗代治郎左衞門
成海三十郎　小笠原彦七
熊耳村　熊耳太郎右衞門　石森村　金堂右衞門
新館村　鹿又備前　南移村　菊地刑部太夫
上杉村　田村宮内少輔　實澤村　實澤山城
富澤村　富澤玄蕃　御祭村　小山左馬之介
七草木村　七草木新介　長外路村　鹿又大藏
鬼生田村　鬼生田彈正　芦澤村　田村式部
堀越村　堀越尾張　門澤村　門澤式部
粟出村　門澤左馬之介　菅谷村　佐藤隱岐守
神又村　常葉久四郎　早稻川村　早稻川太郎右衞門
關本村　關本修理之介　常葉村　常葉甲斐守
春山村　大田信濃守　貝山村　貝山東兵衞
芝原村　橋本助右衞門　西方村　千葉紀伊守
沼澤村　沼澤孫兵衞　赤沼村　赤沼彈正
牛縊村　牛縊五郎右衞門　西向村　白岩掃部之佐
舟引城主小沼伊賀守貞長
舟引城附臣
橋本内記　檜山左京　吉田越後
佐久間九郎右衞門　富塚彌三治

（餘錄）

小沼伊賀拾代之孫に幸彦あり幸彦は通稱半七と呼び夙に國學に志し本居宣長之門に入り後六平に就き修得す神代系圖を著し公刊して敬神思想を世に鼓吹し人心の教化に專ら意を盡す爲に稗益する所頗る多し性行謹嚴學殖深く名利を求めず文政五年沒す著書多し

遺辭文

天地初發之時、高天原爾成座須、別天津神乃五柱能大神座中爾高御產巣日神、神產巣日神、二柱能大神萬能幹乎、所知食賜、神德座兵總氏、此大神能御恩賴乎不蒙物無斯、神世、七代爾成坐氏、

二柱大神、天津皇祖神之命持氐、美斗能麻具波比成賜氐、大八洲國乎生給比八十島及河海山野、草木、種々物乎生賜比、八百萬之神等乎生坐賀、於是、天津神毛、美依留坐牟志、志知有良自、君乎坐神臣登座神波、生乃隨爾在故、亦、貴神賤神、和備、荒備坐神、建備、直備坐神、善神、邪神毛生賜氐、次々氐、天乃益人毛、彌益々爾、眞榮由久事、都氐、萬物皆、産巣日大神能、神隨爾寄氐、天神地祇乃、相宇豆奈比給事乃、左登波物氐、神乃不知看事無久、處登斯氐、神乃不在處無久、萬物、神乃不靈事無斯、可恐可懼、恒爾天社、地社乎齋奉且、可尊事乃、然志氐、神登上登能辭、無二斯氐、神波、即是、今乃上毛、宇都奈久、神爾坐世、阿那恐、今天下所知食座大皇大御神爾座波、君臣、現神爾坐氐、大政事波、神道爾己、在爾、此外爾、神道乎可尚波、大古波、神道爾、言擧波不有事、左禮婆、古語爾母、葦原乃水穗國波、神隨言擧世奴國登、云利、唯、一向爾、神美心乎、己何心氐、上遠敬比、下乎憐美、君臣貴賤登、分爾寄氐其何職祿乎守、各々、其我祖靈神乎齋氐、惡事無波、知食神乃宇倍奈比坐氐、幸聞賜比、背時波、禍事到留、物皆、産巣日大神能、御靈爾依志氐、此事遠、眞心爾識得留、大日本心波爾有利、阿那恐、勿忘慢、子孫等

詠歌

多滿知波布、加微適美許登邇、多賀波受波、南耳哉加登繼武、夜摩騰太莽師斐、
安都散由美、伊牟加布禺等波、登褒迦禮杼、己能淤比曾屋乃、多陀斐登周知爾、

文化九壬申年二月
小沼幸彦六十有七歳謹識

本宮南町來由記終

大正五年九月二十五日印刷
大正五年九月二十八日發行

（非賣品）

編輯兼發行者　福島縣福島市杉妻町十三番地
岩磐史料刊行會代表者
釘本衞雄

印刷者　東京市小石川區久堅町百十五番地
水谷景長

印刷所　東京市小石川區久堅町百〇八番地
博文館印刷所

發行所　福島縣福島市杉妻町拾參番地
岩磐史料刊行會